第二部　勞働者運動

概說……一八七
第一篇　勞働爭議……一八八
第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議……一八八
第一節　爭議の大勢……一八八
第二節　主要なる爭議……一九九
第三節　特に重要なる爭議の顚末……二一〇
第二章　小作爭議……二二三
第一節　爭議の大勢……二二三
第二節　主要なる小作爭議……二三二
第三節　小作調停……二三五
第三章　中間階級者の爭議……二四三
第一節　爭議の大勢……二四三
第二節　主要なる爭議……二四七
第四章　婦人勞働者及職業婦人の爭議……二五一
第二篇　勞働組合……二五二
第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動……二五二
第一節　勞働組合の組織狀況……二五三
第二節　共通運動……二五五
第三節　勞働組合各個の運動……二七九
第二章　農民の運動……三四五
第一節　全國農民組合の運動……三四六
第二節　地方的農民組合の運動……三六九
第三節　其の他の運動……三六九
第四節　農業者團體……三七〇
第三章　中間階級者の運動……三七二
第四章　婦人勞働者の運動……三七四
第五章　勞働者敎育運動……三七六
附主要勞働組合一覽表……三七九
第三篇　無產政黨……四四七
第一章　共通運動……四四七
第一節　第三次普通選擧……四四八
第二節　國家社會主義的政黨の發生……四五一
第三節　合同問題……四五四
第二章　無產政黨各個の運動……四五七
第四篇　消費組合運動……四八五
第一章　一般狀況……四八五
第一節　勞働組合關係消費組合……四八五
第二節　一般勞働者消費組合……四九〇
第三節　農村消費組合……四九三
第二章　消費組合の運動……四九四
第一節　消費組合聯合會……四九四
第二節　關東消費組合聯盟……四九五
第三節　日本無產者消費組合聯盟（日消聯）……四九六

第二部　勞働者運動）統計表

第一表　工・鑛・交通業に於ける勞働爭議統計（當所調）
　其一　業態及月別件數
　其二　業態及府縣別件數
　其三　業態及原因別表
　其四　業態及經過別表
　其五　業態及結果別表
第二表　昭和七年同盟罷怠業工場閉鎖統計表（社會局調）
　其一　業態別件數
　其二　月別件數
　其三　月別累年表
　其四　要求事項別件數
　其五　結果表
　其六　結果累年表
第三表　小作爭議統計
　其一　府縣別統計（關係人員、面積、要求項目）
　其二　累年表
第四表　勞働組合及組合員統計
第五表　小作及小作地主協調組合累年表
第六表　産業組合統計（農林省調）
　其一　組合累年表
　其二　組合員數及出資金額累年表
　其三　事業累年表

概說

第一部において之を見て來たやうに、昭和七年の我が經濟界は、外觀の好轉にもかかはらず、勞働者階級の生活に對してはむしろ重壓を加重するものにすぎなかつた。それと同時に、爲替安と軍需インフレーションによる一部産業部面の好況も、中小工業の領域に對しては何ら餘慶を潤ほすものではなかつた。この趨勢は、中小工業下の勞働者を特に重壓するの結果を齎した。爭議規模の縮少は爭議が依然この種中小工業の領域に向つてゐることを物語るものであらうが、しかも爭議件數がやや減少を示したことは、一部組合の方針その他の理由もあるが、ここでは爭議が勞資の共倒れを呼ぶか、少くとも勞働者側に勝味なくして、爭議の惹起すら困難とする矛盾と困憊を表明するものと解し得ないであらうか。爭議減少の少くとも一面には、勞働階級のかかる疲弊と苦悶とを觀取し得るであらう。このことは、小作爭議においてもほゞ同樣の事態にあるやうである。救農政府の諸政策は農民大衆の生活には殆んど均霑するところはなかつた。所謂農村匡救事業は、屢々賃銀問題の悶着を惹起し、農村における階級對立の事實を曝露し促進せしめることさへあつた。かくて小作爭議は、その件數の著しく增加しない半面において、その性質においては小作權をめぐる土地防衞の鬪爭が激增し、愈々どた ん場に立つ農民の窮狀を呈露したのである。農民は眞に「自力甦生」の方法を見出し得ない狀態に立到つた。

かかる經濟的事態の窮迫に加へて、國際政治における危機の登場は、勞働者農民の全運動をも全く「非常時」の色彩をもつて包んだ。勞働運動における「非常時」は、組合戰線にも政治戰線にも、一大颱風を捲き起したのである。國家社會主義運動の興起がそれであつた。合法的組合並に無産政黨の全面に亘つて、その各々の一部分をファッショ陣營に奪ひ去つたのであるが、殘餘のそれをしても著しく右翼化せしめた傾向は歷然である。かくて、颱風一過後の我が無産陣營には、最右翼として『日本國家社會黨』と『日本勞働同盟』を、中間に『社會大衆黨』と『日本勞働組合會議』を、そして左に『共産黨』と『全國協議會』とを作り、判然たる三大分野の鼎立を殘すに至つた。

（尙ほこの部において記述さるべき日本勞働組合全國協議會並に日本共産黨については、一つには正確なる資料に不足を感ずるため、また一つにはその公表の自由に制限があるため、今回はこれを割愛し、ただ一般的敍述において之に觸れるにとどめざるを得なかつた。大方の諒承を乞ふ次第である。）

第一篇　勞働爭議

第一章　工・鑛・交通勞働者の爭議

第一節　爭議の大勢

一般的不況の深化は、一部産業部面における變態的活況にもかかはらず、本年度の勞働爭議に對して依然暗黑の影を投げてゐる。

傾向は大體昨年度のそれの延長と見得る。表面上の著しき相異は、昨年度まで累年增加の一途を辿つてゐた爭議件數が、本年に入つて可成りの減少を示したことである。この件數減少の傾向は、既に昨年度から現はれた參加人員の減少と爭議規模の縮少化の趨勢の中にあつてがそれであり、それらは爭議規模縮少化の趨勢の中にあつて勞働者の意識と組織との質的向上を語り得るものであらう。

爭議は一般に勞働者側の受身ではあるが、敢然たる鬪爭が計畫的に勞働者側から挑まれるものも亦尠しとしない。例へば東京地下鐵、橫濱市電、東京市電、岩手國鐵工事場の如きがそれであり、それらは爭議規模縮少化の趨勢の中にあつて爭議繼續日數が依然延長の傾向にあることもまた、苦難の中に執拗に鬪ふ勞働者の、爭議における鍛練と統制の向上を示す一面であらう。鬪東紡績の百四十九日、やまと新聞社の百二十一日、丸松メリヤスの百十七日、等、その代表的なるものであつた。

次に業態的に見て一二の特徵は、昨年突如として激發した鑛山爭議が、本年に入つても衰へを見せず、北九州を中心に依然炎燒をつづけてゐることであり、また、運輸交通業にお

ける爭議が本年に入つて激増した事實と、純粋なる勞働者のみの爭議ではないが映畫從業員爭議がこれまた全國的に發生した事實とは、まさに特徴的であつた。就中、運輸交通爭議激發の裏面には、不況による經營難の加重があるとともに、他方に勞働組合側における積極的な鬪爭準備の擴充があつたことが特に注目せらるべきであらう。

以下、昭和七年度における我國勞働爭議の大勢につき主として當研究所の調査にもとづいて敍述する。

爭議業態別件數　當研究所の調査に據り昭和七年中に發生した大小の爭議のうち、その經過及び結末の明かなるものを集計すれば一、二三八件にのぼる。前年度の一、四八六件に比すれば二四八件の減少を示してゐる。このうち工場勞働者の爭議が大多數を占め九三二件で總件數の七五・三%を占む。工場働勞者の爭議を更に內分けすれば染織工業最も多く二六一件、これに次で金屬工業二二八件、化學工業二一四件、雜工業一九四件で、本年度は染織工業における爭議の擴大が目立つ。尚ほまた運輸交通業における爭議の增大は本年度の一特徴であつた。この內譯を前年度との比較において示せば左の如し。

	昭和六年		昭和七年	
	件		件	
工業				
工場工業				
染織工業	三三	二八五	二六一	二四
金屬工業	三七	二二	二二八	二〇
化學工業	二六	一九	二一四	一九四
飲食物工業	八	四	八	四
雜工業	一、一八八	九三	九三二	八四
特別工業	三三	一四	一四	一三
計	一、二七五	一三一	一、三八六	一、〇七七
家內工業	二六	二六	二六	二六
人夫其の他勞働者	七	一六	七	一六
合計	四八	六四	四八	六四
鑛業	五五	八〇	五五	八〇
水上交通業	四	八	四	八
交通業	一三	四五	一三	四五
陸上交通業	一七	三三	一七	三三
計	一、四八六	一、三八	一、四八六	一、三八
官公業				
通信交通業				
工業其の他				
計				
總計				

今參考のため社會局調による爭議件數を見るに、昭和七年中の總件數は二、三一七件であり、これは未曾有の數に上つた前年度の二、四五六に比し二三九件だけ少い。但しこのうちには單なる紛議に止まるものをも含んでゐるのであるが、同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖を行つた爭議件數は八九三件で、これは前年度の九九八件より一〇五件の減少である。いまこの社會局調により業態別件數の狀況を見るに次の如くで

ある。

「同盟罷業工場閉鎖を伴つた爭議（八九三件）を其の發生件數から見て最も多い業種は化學工業の一五一件で染織工業（一三九件）機械器具製造工業（一三〇件）雜工業（一二三件）運輸業（九一件）土木建築業（五四件）鑛業（一九件）飲食物製造業（一七件）通信（三件）瓦斯電氣從業員（二件）の順序になつてゐる。

紛議の程度のものを加へた爭議總件數に付て見ると染織工業の三三六件が最も多く機械器具製造工業（三二二件）化學工業（三一一件）雜工業（三〇八件）運輸業（二六四件）土木建築業（一五三件）飲食物製造業（七四件）鑛業（五六件）瓦斯電氣（九件）通信從業員（四件）の順序である。之等爭議の內容如何によりて其の財界變動から受くる影響、勞働組合の組織狀況等を知る一面の資料が得られる。

尚公益事業に於て同盟罷業を伴つた爭議は四五件を算してゐる。其の中主なるものを揭げると一月東京市電氣局電車及自動車部に於ける一部の爭議（參加人員約一、三〇〇名）東京地下鐵道株式會社（一三六人）四月北海道近海郵船株式會社（五六人）五月靜岡電氣軌道株式會社（一一三人）九月福岡の大牟田電氣軌道株式會社（三六人）十月東京灣汽船株式會社（七三人）十一月大阪の尼ヶ崎汽船株式會社（約四〇〇人、十二月東京の玉川電氣鐵道株式會社（二九三人）熊本電氣軌道株式會社（四五人）等の運輸業を始めとし郵便局（三件）瓦斯事業（一月東京瓦斯株式會社

本所營業所（一一三人）外（一一）等である。

更に七年中は新聞事業に於ける爭議の多かつたことが一般の注意を牽いた樣である。之は事業不振に基く賃銀不拂に原因するものが大部分を占めてゐた。前記の業種以外のものゝ中には映畫從業員（事業不振、トーキー採用等に基く賃銀不拂、解雇等に原因するもの多し）新聞販賣店、病院、食堂、カフエー、喫茶店等の從業員を始めとし娼妓、仲居、藝妓の箱持ち等に至る迄社會の凡百層に亘つて爭議の發生を見、而も此の種特殊爭議が最近增加の傾向にある。」

爭議月別　當研究所の調査に據れば、昭和七年中の爭議の月別件數は大體に平均してはゐるが、比較的にいへば五、六七、八月の邊に可成り多く、この傾向は大體前年度の狀態と一致する。

	工・鑛・交通業		全體（百分率）	
	昭和七年	昭和六年	昭和七年	昭和六年
一月	一〇六	一〇〇	八・五	八・〇
二月	九九	八・一	八・〇	七・六
三月	九四	八・五	七・六	七・五
四月	九三	七・八	七・五	八・八
五月	一〇九	八・九	八・八	九・八
六月	一三一	一三・七	九・八	八・九
七月	一一〇	八・九	八・九	八・九

八月	一二六	一三一	七・八	一〇・六
九月	一一三	一〇五	七・六	八・五
十月	一三六	九四	八・五	七・六
十一月	一〇一	八五	六・八	六・九
十二月	六五	九一	四・四	七・三
總計	一、四八六	一、三六八	一〇〇・〇	一〇〇・〇

爭議分布　同じく當研究所調査に據れば、昭和七年中に爭議の發生を見た地方は三府四十縣で、殆んど全國に亘つてゐる。最多數を占めるものは矢張り東京府で三五二件（二一八・〇%）、これに次ぐもの大阪府二四八件（一四・〇%）である。前年に比すれば、その實數は大體に各府縣とも減少を示してゐる。大阪、東京の二府をもつて全國總件數の約半數に近きことは前年と大差がない。いま件數多き府縣のみをとつて前年度と比較すれば左の如くである。

	實數 昭和六年	實數 昭和七年	全爭議件數中占むる割合 昭和六年	全爭議件數中占むる割合 昭和七年
東京	四四三	三五二	二九・九	二六・四
大阪	三〇〇	二四八	二〇・三	一〇・〇
兵庫	一五六	一四三	一一・八	一一・六
神奈川	一四五	八五	九・八	六・九
愛知	六一	七八	四・一	六・三
京都	七四	四二	五・〇	三・四

爭議の規模　爭議の參加人員、繼續日數等、規模の大小に關しては當研究所に調査を缺くをもつて、之を社會局調（「勞働時報」八年四月號）に據つて見ることにする。本年中同盟罷怠業・工場閉鎖を伴つた爭議八九三件の參加人員は五四、七八三人で、昨年に比し九、七五三人の減少を示してゐる。この一件當り參加人員は六一人强で、前年より四人、前々年より二九人少く、昭和四年の一三四人に比すれば半數に足りない。更にこれを參加人員數別に見れば、十五人以下の少數の爭議が三二六件（三六%）、四十九人以下のもの三一二件以上兩者合計で七二%弱を占め、大部分の爭議が五十人未滿の小規模の爭議であることを示してゐる。尙ほ五十人以上百人未滿のもの一二六件、百人以上三百人未滿のもの八八件、三百人以上五百人未滿のもの三〇件、五百人以上千人未滿のもの七件、千人以上三千人未滿のもの二件で、三百人以上の爭議は僅かに四%强、前年とほゞ同率を示してゐる。即ち左の如し。

	昭和五年	昭和六年	昭和七年
參加者五〇人未滿の爭議件數の割合	六%	七%	七%
同　三〇〇人以上の爭議件數の割合	五%	四%	四%

しかしこれを昭和初年頃の五十人未滿のもの六〇%內外、

三百人以上のもの八%内外に較べると、小規模の爭議が著しく增加し大規模のものは反對に減少したことがわかる。

次に、爭議繼續日數から見ると、三日以下の短期に解決したものは二八七件（三一%）で、前年に比し一六件（四%）增加してゐる。三十一日以上に亘るものは一一八件（一三%）を算し、前年に比し三〇件（約二%）減少してゐるが、前々年に比し八件（約一%）增加し、昭和初年の三〇件内外に較べると非常な相異であり、爭議はなほ長時日に亘つて執拗に戰はれてゐる傾向を窺ふことができる。左表は同じく社會局調による繼續日數別件數とその割合である。

四日未滿	二八七	三二・一%
四日以上—十一日未滿	二六八	三〇・〇
十一日以上—三十一日未滿	一九七	二二・一
三十一日以上	一一八	一三・二
自然消滅	一一	一・二
未解決	一三	一・四
計	八九三	一〇〇・〇

爭議原因　當研究所の調査に據れば、昭和七年度の爭議中その發端が資本家の挑戰に原因すると見らるべきもの八四〇件（六七・九%）、勞働者側に能動的原因ありと見られるもの三九八件（三二%）である。これを前年度に比すれば、實數はともかく比率においては、勞働者側に能動的原因あるものが減少し、資本家の攻擊的態度が前進してゐるのが見られる。この事實は、不況が依然深刻であることを示すのみならず、矢張り爭議が中小産業の領域に瀰漫したことを物語るものと解すべきであらう。

	實數		百分率	
	資本家の挑戰に端を發したるもの	勞働者の要求に端を發したるもの	資本家の挑戰に端を發したるもの	勞働者の要求に端を發したるもの
昭和七年	八四〇	三九八	六七・九	三二・一
昭和六年	九四四	五四二	六三・五	三六・五
昭和五年	八一一	二二四	七八・四	二一・六
昭和四年	四八二	二八六	六二・八	三七・二
昭和三年	二二四	二四七	五四・六	四五・四

更にこれを勞働者側受動的原因についてその内容を見れば、本年度は解雇反對の數が非常に多く一九%に達し、解雇手當要求も前年に比してその割合が增加してゐる。賃下反對がやゝ減少し解雇反對が增加せるのは注目に價するであらう。前年との比較は次の如し。

	件數	全爭議百中占むる割合	同上昭和六年
工場閉鎖	九〇	七・三%	六・九%

解雇反對	二三六	一九・一	一六・三	五〇・三	六一・一
解雇手當要求	一三八	二・一	五・七	六三・八	六九・〇
休業手當要求	四三	三・五	三・三	六四・三	七五・〇
組合壓迫	三八	三・一	一・七	五七・一	五六・三
賃銀不拂	一〇九	八・八	六・六	六六・七	六七・二
賃銀値下反對	一〇九	八・八	一六・〇	六五・五	六五・〇
待遇改惡反對	二八	二・三	六・〇	五〇・〇	五〇・〇
其の他	九五	三・九	一・〇	三三・三	四四・四
計	八四〇	六七・九	六三・五	三五・三	四五・三
總計				六三・五	六七・九

次にこれを業態別に見れば、資本家の挑戰的態度にもとづく爭議は、家內工業及び交通業を除いて概ねその割合を增加してゐる。即ち左表の如くである。

各業態別爭議百中占むる割合

	昭和六年	昭和七年
工場工業	六二・七	六八・二
家內工業	三七・三	三一・八
染織工業	六四・五	七一・五
金屬業	六四・五	六五・四
化學工業	六五・六	七一・〇
飲食物工業	六五・七	七七・八
雜工業	七〇・八	一〇〇・〇
特別工業	六二・五	七〇・四
計	六五・七	七五・七
交通業	六五・二	三五・七

次に、勞働者側に能動的原因あるもの、即ち勞働者の要求に端を發したる爭議の原因につきその內容を見るに、本年度は兩三年來の傾向とは逆に賃銀値上げの要求が最も多く一六九件（全爭議に對して一三・六%）、次位にあつて七七件（六・二%）である。その他の原因による待遇改善の要求は却つてものは比較的に少い。本年度においては、待遇改善が特に多數に上つてゐる點が注目を要するところであらう。

昭和七年爭議能動的原因細別

	件數	全爭議百中占むる割合	同上昭和六年
賃銀値上要求	一六九	一三・六%	七・九%
解雇手當制定要求	三	二・四	四・四

		各業態別百中占むる割合 昭和六年	昭和七年
工業	工場工業 染織工業	三七・三%	三一・八%
	金屬工業	三五・五	二八・五
	化學工業	三四・四	三四・六
	飲食物工業	三四・三	二九・〇
	雜工業	二九・二	三一・三
	特別工業	三七・五	—
	計	三四・三	二九・六
	家内工業	三四・八	六四・三
	人夫其の他勞働者	四九・七	三八・九
合計		三六・二	三一・〇

鑛業		三五・七	二五・〇
交通業	水上交通業	四二・九	四五・七
	陸上交通業	三三・三	三一・八
	計	三四・五	三五・〇
官公業	通信交通業	五〇・〇	五〇・〇
	工業其の他	六六・七	五五・六
	計	六四・七	五四・七
總計		三六・五	三一・一

退職手當制定要求　一・六　二・六
待遇改善要求　六・二　一二・七
組合承認要求　〇・九　二・〇
感情的原因　一・四　〇・七
其の他　五・九　六・二
計　三一・一　三六・五

更にこの勞働者側に能動的原因ある爭議を業態別に見れば前年に比較して、全體的には勞働者の能動的態度の後退が見られ、ただ家内工業において幾分の進出が見られる程度にとどまる。前年度との比較左の如し。

次に社會局調によつて爭議原因に關して同局の觀察するところを窺ふに、右調査もまた勞働者側の積極的要求が少く消極的要求が大部分を占めてゐることを示してゐる。社會局調は曰く、

「：：七年中に於ける爭議も亦前年の夫れと略同樣に積極的要求は僅少で消極的要求が大部分を占めてゐて經濟界の不況を反映してゐる。

一、賃銀に關するもの。

同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議八九三件中五〇〇件五一・五％（不至罷怠業工場閉鎖を加へた總數に付ては一、〇八〇件四八・三％）は賃銀に關するもので前年より三七件減少してゐるが依然として全要求中の中心題目を爲してゐる。右のうち賃銀增額要求は一九六件（外に附隨的に要求したるもの一四八件）で二二％に當り大正末年頃の四五％に比べると激減してゐるが前々年の八％前年の一七％に較べると增加の傾向にある。既記

の如く一時的にもせよ好轉を示した産業に於ては玆數年來減額されてゐた賃銀の復活を要求したものも相當にあるけれ共中には不況の爲めに請負仕事の減少に因る減收に耐へずして請負單價の値上を要求したもの等も含まれてゐて相當複雜なる內容を以てゐることに注意せねばならない。

賃銀減額反對要求は一四〇件（外に附隨的要求八七件あり）で一六%に當り前年より六%前々年より一六%減少してゐる。之は一部事業の好轉した爲めもあるが既に切り下げられた賃銀を更らに減額する餘地がなくなつたことも其の原因の一つを爲してゐると見られてゐる。

又事業界不振の爲め經營困難から從業員の賃銀さへも支拂ひ得ないものが多く中には事業主（下請人を含む）が見込違ひや不測の事態發生等に因る失敗から賃銀不拂の儘逃亡する者等もあり之が爲め罷怠業を伴ふ爭議となつたものが實に一一五件（一二・七%）の多きに上り前年より一五件前々年より一九件增加してゐる。勞働賃銀に依つて生活してゐるものが其の支拂ひを得られない時の實情を想ふ時之を輕々に看過することの出來ない問題である。

賃銀算定方法や支給方法の變更を要求したり或は其の變更に反對を要求したものは五一件（六%弱）で前年、前々年と略同樣である。而して其の內容を見るに現下の如き不況時に於ては從業員は請負制度より收入の安定してゐる日給制度を希望してゐる樣であり又從業員側にとりて消極的防衛的のものが其の大部分を占めてゐる。

二、事業の休廢止又は解雇に關するもの。

三〇七件（三四%强（從たる要求二九三件））あり前年より三八件減少してゐるが前々年よりは二件の增加を見、依然として不況に因る經營難の事業が少くないことを物語つてゐる。この中解雇反對が一九一件（從たる要求一三三件）で前年より七件增加してゐることは特に注意すべき現象である。

三、其の他公休日や工場設備福利增進施設に關するもの。

勞働組合組織の自由等に關するもの、監督者の排斥等を主たる要求事項となしてゐる爭議もあるが其の數は僅少である。

尙本年は出征應召入營兵士に對する手當等を要求した爭議が多かつたが之等の要求事項は殆んど貫徹された樣である。」

爭議經過　勞働爭議の戰術としては、勞働者側は普通に罷業、怠業、示威運動の三者を單獨的に遂行するか乃至はその二三を併用するのであるが、いま昭和七年中の爭議をこの規準によつて當研究所の調査するところに據るに、罷業を主とするものが依然多數を占め六七七件（五四・七%）、これについで罷業に示威を併せ行ふもの一六〇件（一二・九%）で、怠業と罷業の併用がその次に多數を占めてゐる。怠業或は示威運動の單獨行使は比較的少く、罷業の單獨か乃至は罷業の伴ふ行動がますます增加する傾向が窺はれる。紛議に止まるものの數も割合も昨年よりやや減少して現はれてゐる。

	實數	全爭議百中占むる割合
罷業	六七七	五四・七
怠業	四九	三・九
示威運動	二五	二・〇
怠業・罷業	八〇	六・五
罷業・示威	一六〇	一二・九
怠業・示威	二八	二・三
罷・怠業・示威	四八	三・九
紛議	一七一	一三・八
計	一、二三八	一〇〇・〇

次にこれを工・鑛・交通業の全體、そのうち工場工業の全體更にそのうち金屬工業に分つて見れば左の如くである。

	實數			比率（各業態別爭議百中占むる割合）		
	工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業	工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業
罷業	六七七	五九三	一一三	五四・七	五五・一	四九・六
怠業	四九	四一	一四	三・九	三・八	六・一
示威運動	二五	一八	五	二・〇	一・七	二・二
怠業・罷業	八〇	六七	二五	六・五	六・二	一一・〇
罷業・示威	一六〇	一四一	三三	一二・九	一三・一	一四・五
怠業・示威	二八	二四	二	二・三	二・二	〇・九
罷・怠・示威	四八	三八	一七	三・九	三・五	七・四
紛議	一七一	一五五	一九	一三・八	一四・四	八・三
計	一、二三八	一、〇七七	二三八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

更にこれを前年度と比較すれば左の如し。

	各業態別爭議百中占むる割合					
	工・鑛・交通業全體		工場工業		金屬工業	
	昭和六年	昭和七年	昭和六年	昭和七年	昭和六年	昭和七年
罷業	五四・二	五四・七	五二・一	五五・一	五二・六	四九・六
怠業	六・五	三・九	六・九	三・八	八・二	六・一
示威運動	一・四	二・〇	一・七	一・七	一・九	二・二
怠業・罷業	三・四	六・五	三・三	六・二	三・五	一一・〇
罷業・示威	一二・二	一二・九	一二・四	一三・一	九・八	一四・五
怠業・示威	〇・九	二・三	〇・九	二・二	一・三	〇・九
罷・怠・示威	二・六	三・九	三・一	三・五	二・五	七・四
紛議	一八・八	一三・八	一九・六	一四・四	二〇・二	八・三
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

次に、業主側の爭議に對して取つた對策をその明らかに知り得るものについて見れば、解雇最も多く一五三件、次で工場閉鎖七七件、解雇・閉鎖七四件といふ狀態である。その工場工業のみにおける、又それの代表的なものとしての金屬工業における趨勢は次の如し。

工場閉鎖
解　雇
解雇・閉鎖
其の他

これを前年度と比較するに、その全體の趨勢には大差なきことを見出す。

	實數		比率（各業態別爭議百中占むる割合）	
	工・鑛・交通業全體	工場工業 金屬工業	工・鑛・交通業全體	工場工業 金屬工業
工場閉鎖	七七	七七　一五	六・二	七・一　六・六
解雇	一三三	一三四　二六	三・四	三・四　一・四
解雇・閉鎖	七四	七三　七	六・〇	六・八　三・一
其の他	四九	四六　三	四・〇	四・三　五・七

議は三件にとどまる。その一つは本年の東京市電爭議で、この爭議において初めて謂ゆる職權調停が行はれた。同法にもとづく調停委員會の開設は上記の如く僅少であるが、法外において當該官吏またはその他の第三者が勞資間に入つて調停を試みたものは比較的多數に上り、七年中六二七件にのぼる。いま社會局調によりこの種調停の最近の趨勢を見れば次の如くである。（爭議件數も社會局調の數）

	勞働爭議發生件數	調停件數	調停件數の爭議件數に對する割合
昭和三年	一、〇三二	二三二	二二%
昭和四年	一、四一九	三八六	二七
昭和五年	二、二八三	六四九	二八
昭和六年	二、四五六	六八五	二八
昭和七年	二、二二七	六二七	二八

各業態別爭議百中占むる割合

工・鑛・交通業全體	昭和六年	工場工業	昭和六年	金屬工業 昭和六年
	昭和七年		昭和七年	昭和七年
六〇一	六〇二	七〇七	七〇一	六〇六
一三二	一三四	八〇六	九〇五	一〇四
六〇九	六〇〇	八〇二	六〇八	三〇一

爭議の調停　中小の爭議は當事者間の直接交渉によつて何らかの解決に到達する場合が多いが、爭議の規模が大となるに從ひ、當事者の直接交渉による解決は困難となり、第三者の調停に俟つことが普通となつた。勞働爭議調停法が大正十五年實施を見てよりこの方、その適用によつて調停を見た爭

爭議の結果　爭議がいかなる落着を見たかを知ることは重要であるが、それを判然確かめることは極めて困難である。第一には勞働者側の要求事項中何れが主たる要求なるかを知ることが既に困難であり、第二には、この主たる要求が貫徹されたかどうかを知ることは、また一應表面上の解決を見てあつたりすれば捕捉し難いし、爭議中途でその重點の移動が

とすれば、この争議の勝敗を決定することは全く容易でないことになる。従つて、これについては所謂見解の相異が大いに介入し得るし、全く客観的の数字を得ることはむしろ不可能に屬する。いま當研究所の調査によつて歸趨の明かなるものにつきその結果を見るに、本年度に於ては妥協によつて問題を解決したと見るべきもの最も多く三八四件（三一・〇%）である。労働者に有利に解決したと見るべきもの三六九件（二九・八%）、業主に有利解決のもの三二五件（二六・三%）、即ち大差はないが、労資何れかと云へば労働者の勝利と見るべきものの数が幾分多いといふ結果を示してゐる。しかし、妥協その他歸趨不明のものが如何なる内容であるかを詳細檢査するのでなければ、以上の数字をもつて直ちに本年度の争議の勝敗を即斷することはできない。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體	工場工業	金屬工業
被傭者に有利解決	二九・八	三〇・八	三一・六
業主に有利解決	二六・三	二七・三	二七・六
妥協	三一・〇	三〇・四	三三・三
不明	三・九	二・五	七・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

尚ほこれを前年度の趨勢と比較すれば次の如し。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交通業全體 昭和六年	工・鑛・交通業全體 昭和七年	工場工業 昭和六年	工場工業 昭和七年	金屬工業 昭和六年	金屬工業 昭和七年
被傭者に有利解決	三三・六	二九・八	三三・一	三〇・八	三二・五	三一・六
業主に有利解決	二九・四	二六・三	二五・六	二七・三	二五・九	二七・六
妥協	二五・五	三一・〇	二五・七	三〇・四	二六・四	三三・三

尚ほ參考のため社會局調において爭議の結果として總括されるところを見るに次の如くである。左においては労働者側の要求の貫徹されたものより貫徹されざるものの数が多数を占め、爭議の労働者側における一般的敗北を語つてゐる。

「同盟罷業工場閉鎖を伴つた爭議八九三件中從業員側の要求貫徹したるもの二一〇件（二四%）あり、前年より約一%多いが不貫徹に終つたものは三一九件（三八%）あり約一%減じてゐる。而して妥協解決したもの三一九件（三六%）で一%弱增加してゐるが大體其の比率は同樣である。此の外自然消滅に歸したもの一件未解決一二件である。

尚右は表面上に現れたるものに付ての數であるが形式的には不貫徹であつても實質的には成功したと見るのが正しい樣なものもあるであらう。」

（労働爭議に關する當研究所調査及び社會局調査の諸統計は

第二部統計第一表及第二表に掲載）

第二節　主要なる爭議

昭和七年中における主要なる爭議を産業部門別にかゝぐれば左の如くである。因に、左表においては、第一に勞働組合がこれに關係せるものを選び、第二にその規模において必しも大でなくともその性質上重要と認むべきものを採擇した。尚ほ、中間階級の爭議、職業婦人關係の爭議は、夫々の節にかゝげてをり、ここに取扱つてゐない。

1　工場工業に於ける主要爭議

一、染織工場

（工場名）　（參加人員）　（關係團體名）

【一月】大和毛織會社工場（東京）　一五　全勞日本紡織勞働
日本染絨會社工場（同　）　八〇　自協關東一般勞働者
レナウンメリヤス會社工場（同）　一三五　總同盟中央合同勞働
メリヤス研究所工場（大阪）　三　同關西紡織産業勞働
丸松メリヤス工場（同　）　（全勞日本紡織勞働丸松支部）
山本友仙工場（京都）　（全勞京都染色勞働組合）
第二部第一篇　勞働爭議　一九九
秋山染色工場（神奈川）
昭和製絲工場（栃木）
【二月】長岐メリヤス工場（兵庫）
上田染工場（京都）
津田綿製織工場（愛知）再燃
【三月】八王子織物加工協會（東京）
東洋紡天滿工場（大阪）
關東紡平塚工場（神奈川）
吉本染工場（京都）
長田製絲工場（長野）
佐藤撚絲工場（群馬）
平野・丸共・玉浦製絲工場（香川）
片倉製絲上井製綿所（鳥取）
【四月】鳥越友仙工場（京都）
海野友仙工場（同　）
中川友仙工場（同　）
保居メリヤス工場（兵庫）
東洋紡神崎工場（同　）
日本紡一宮工場（愛知）
五條製絲場（奈良）
野上染工場（和歌山）
八四　總同盟染色勞働支部
二三　全勞日本紡織勞働
四五　全勞阪神地方聯合會
七五　總評京都地方事務局
三五　（總評中部地方合同勞働）
六〇　總同盟紡織勞働
六五〇　（總同盟關西紡織産業勞働）
五七〇　總同盟紡織勞働
六〇　總同盟京都聯合會
一五〇　勞農大衆黨支部
三〇　總同盟關東醸　勞働
二三〇
五〇〇
五三　全勞京都染色勞働
一四　同　右
五　同　右
一八　全農青年部
五〇〇　總同盟關西紡織勞働
四八八　（總同盟愛知聯、同關西紡織勞働）
二四三　奈良一般勞働者組合
九　（紀和地方一般勞働組合和歌山勞働組合）

西庄工場（福井）　三〇　福井縣勞働同志會
【五月】丸新製絲工場（愛知）　三五　全協系豐橋合同勞働
艷小染色整理工場（同）　七〇　〔總同盟愛知聯・一宮合同勞働
中村起毛工場（和歌山）　二一　〔和歌山一般、和歌山化學勞働
林組製絲會社沼津工場（靜岡）　二三　日本勞働同盟關東合同勞働
【六月】小島友仙工場（京都）　二三　總評關東勞働者組合
龜井織物工場（愛知）　四〇　京都纖維勞働組合
高橋友仙工場（京都）　六七〇　〔全勞和歌山化學勞働組合
楠本メリヤス工場（和歌山）　二　總同盟紡織勞働組合
【七月】田中友仙工場（東京）　三三　全勞京都染色勞働
大屋友仙工場（京都）　二一　總同盟京都合同勞働
島本捺染工場（同）　一五　北陸合同勞働組合
コロンビヤ蓄音器工場（神奈川）　五五〇　〔勞働同盟全日本一般產業勞働
愛三製絲工場（愛知）　三四　〔總同盟關西紡織產業勞働
備前織物株式會社工場（富山）　九〇　全勞京都染色勞働
太陽友仙會社工場（東京）　一三　總同盟紡織勞働組合
【八月】玉新染色工場（愛知）　一〇〇　〔總評中部地方合同勞働
沼波メリヤス工場（大阪）　七〇　〔總評中部地方合同勞働
酒井友仙工場（京都）　五〇〇　福井縣勞働同志會
內外紡績會社工場（愛知）　八三　總同盟泉南地方協議會
東洋紡愛知工場（同）　四一　總同盟及全協
高井製絲西工場（長野）　一四　〔總同盟泉南地方協議會
岡本村製絲工場（福井）　七三　總同盟關東釀造勞働
昭和館製絲場（愛媛）　一四　排同盟關東化學勞働
【九月】貝塚紡績近義工場（大阪）　三五　〔勞働同盟關東合同勞働
三谷友仙工場（京都）　三七　京都撚織從業員組合
杉野製綿工場（愛知）　九〇　總同盟紡織勞働組合
宇田川染色整理工場（栃木）　一九八　勞働同盟滋賀聯合會
白石製絲工場（宮城）　一三〇　總聯合日本紡織勞働
勝田製絲會社（岡山）　一三　京都染物勞働組合
【十月】青木染工場（東京）　二　〔全勞京都染色勞働
小島友仙工場（同）　三　京都染物勞働組合
西陣島外一九天鷲絨製造工場（京都）
富士瓦斯紡保土ヶ谷工場（神奈川）
日本ビロード會社七條・膳所・中之庄工場（滋賀）
【十一月】古川撚絲工場（大阪）
中島染工場（京都）
二谷友仙工場（同）
中溝友仙工場（同）

神港染色工場(兵庫)　三三　神戸染色勞働組合
兜陽館製絲工場(山梨)　四三　日本農民組合
【三月】佐野紡績會社工場(大阪)　二三六　總同盟大阪聯合會
加藤友仙工場(京都)　五　全勞京都染色勞働

二、金屬工場

【一月】後藤車體製造會社工場(東京)　三〇　(中央勞働同盟　東京總合勞働)
松本鐵工所(同)　三〇　總評大阪金屬勞働
高橋亞鉛鑛工所(同)　一〇　同右
外海鑄造所(同)　一八　全勞大阪金屬勞働
城東伸鐵工場(同)　三　總聯合大阪鐵工
松井蓄音器工場(同)　三　全勞大阪金屬
森薄板製造所(兵庫)　八八　總同盟尼ヶ崎聯合會
エーエムモーニングヶ製作所(同)　三七　全勞阪神金屬勞働
【二月】大阪製鐵會社工場(大阪)　三〇　全勞大阪金屬勞働
北村鑄造所同　三〇　同右
宮崎鍍金工場(同)　四〇　同泉州金屬
平野鐵工所(兵庫)　四三　全勞阪神地方聯合會
室鑄物工場(廣島)　二(鮮)　全勞廣島合同勞働
【三月】大阪シヤーリングヶ工場(大阪)　八〇　全勞大阪金屬勞働
天野自轉車工場(同)　五〇　同右
大阪機械製作所(同)　一〇〇　同右
辻製作所(同)　三五　同右
關西電氣鑄鋼所(同)　二四　同右

北大津屋鐵工所(同)
柳井衡器材料製作所(同)
西田金庫衡器製作所(同)
內外エレベーター會社工場(兵庫)
日本エレベーター製造會社工場(同)
【四月】東京鐵筋コンクリート會社工場(東京)
共隆製鋼所(同)
電業社(同)
關西製鋼會社工場(大阪)
足田鐵工所(同)
久保田鐵工所(兵庫)
市川鐵工所(同)
東京鋼瓦板製造所(千葉)
【五月】田中鑄物工場愛知)
輌錨釘會社工場(廣島)
德久電機製作所(東京)
【六月】ゼネラルモーター會社工場(大阪)
東海鋼業會社工場(福岡)
泉原鐵工所(山口)
【七月】神村鐵工所(東京)
三光舍工場同)
新潟鐵工所蒲田工場(同)

二〇　全大阪勞働組合
一三　全勞泉州金屬勞働
七〇　關西勞働總聯盟
四三　(總聯合神戸機械勞働組合)
一三二　(全勞阪神金屬、總評神戸金屬)
三五　總聯合京濱拔友勞働
三三　總同盟中央合同勞働
二〇　排同關東金屬勞働
四〇〇　總聯合泉州鐵工
二八　全勞大阪金屬勞働
六四八　總同盟及全國勞働
一八　總評神戸金屬勞働
三〇　總同盟關東釀造勞働
二六　名古屋鑄造工組合
一七八
三五
一四〇　全勞大阪金屬
二〇〇
三六　勞農大衆黨支部
六　借家人同盟
一九　總同盟東京鐵工
三四　蒲田勞友會

ゼブラ自動車製作所(同　)　六　排同關東金屬
東京電機製造會社(同　)　七　總同盟東京鐵工
岩淵電氣器具工業砂町工場(同　)　五五　同　右
豐島伸銅所(大阪)　五九　關西勞働總聯盟
岩永工作所(同　)　四　總同盟大阪金屬
金本鐵工所(同　)　三三　全勞大阪金屬
中島機械工場(同　)　九三　總聯合大阪聯合會
赤坂伸銅所(京都)　四四　總同盟京都金屬
屋井乾電池會社工場(神奈川)　四五　總同盟神奈川鐵工
【八月】市原ポンプ製造所(東京)　五一　總同盟神奈川鐵工
高木商店工場(同　)　三〇　總評關東金屬
服部電機製作所(同　)　三三　一勞働同盟關東合同一勞働
杉山合金鑄造工場(同　)　一五　總評關東勞働者組合
吉田時計店(同　)　五六　總同盟東京鐵工
日竹尾鑄物工場(同　)　一九　關西總聯盟
日本エヤーブレーキ會社工場(兵庫)　一四七　神戸勞働組合同盟
橋本電機製作所(同　)　三〇　全勞播州化學
伊藤鑄造工場(愛知)　一四　名古屋鑄造工組合
【九月】明治電機會社工場(東京)　一四九　總聯合東京工勞
松尾鐵骨橋梁東京工場(同　)　六六　總同盟東京鐵工
龍野製作所(同　)　三四　同　右
淺野伸銅所(大阪)　五五　總同盟大阪金屬
神戸紡機製造會社(兵庫)　六〇　總聯合神戸機械工
【十月】高砂工業會社(東京)　一〇八　總同盟東京鐵工
東京特殊鋼製作所(同　)　一三　全協日本金屬
藤永田造船所(大阪)　二五　全勞大阪金屬
【十一月】東京鋼鐵家具會社(東京)　一〇六　全勞關東金屬
笠原バケツ製作所(同　)　八　全協日本金屬
井ノ口外七鑄物工場(滋賀)　四一　滋賀金屬勞働組合
八幡伸鐵會社工場(福岡)　五〇
伊藤鐵工所(愛知)　三三　全協日本金屬
【十二月】東亞電機會社工場(東京)　一八六　總同盟東京鐵工

三、化學工場

【一月】增野ガラス製造所(大阪)　三〇　總聯合大阪ガラス
尾崎硝子製造所(同　)　七〇　同　右
ホマレゴム工業所(兵庫)　三　全勞神戸一般
北中皮革工場(同　)　四五　全勞播州一般、全國水平社
倉敷絹織工場(岡山)　二〇〇　全國水平社
東洋陶器會社工場(福岡)　一五七　勞大黨支部
【二月】大和工業所(東京)　四四　排同關東化學
武川ゴム工場(兵庫)　二三〇　全勞阪神地方聯
松竹ゴム工場(同　)　六五　總評神戸化學
松軒製陶會社工場(愛知)　四一　總評中部地方合同
帝國煉瓦工場(埼玉)　三七　總同盟埼玉聯

【三月】東亞ゴム工場（東京）　九　全勞關東合同
岡本製壜工場（兵庫）　二八　總聯合大阪硝子工
日本化（漆器工場（同　）　三三　全勞播州一般
名古屋製陶山田工場（愛知）　二一〇　總評中部地方合同勞働
渡邊ガラス工場（同　）　三五　同　右
旭硝子牧山工場（福岡）　四八一　九州合同勞働組合
【四月】中哇ゴム工場（東京）　五〇　全協日本化學
山崎煉瓦製造工場（大阪）　三〇　總同大阪金屬
山森皮革工場（同　）　一五　（總評大阪一般・全協日本化學
岩崎マッチ工場　兵庫）　七四　全勞播州化學
丸田外八十六製陶工場（岐阜）　三三〇　駄知製陶勞働
【五月】西羅艶紙工場（東京）　七〇　全勞關東合同
ライオン石鹸工場（東京）　六〇　（江東地方無產團體協議會
橋本製藥所（兵庫）　三八　全勞神戸一般
淺田ゴム工業所（大阪）　一〇五　全勞泉州金屬
加藤製陶工場（愛知）　三五　瀨戸製陶勞働
野口外一三〇磁器製造工場、同　）　一六五　同　右
大彌外一四陶磁器製陶工場（長崎）
【六月】平澤製藥所（東京）　七　全勞關東金屬
攝津ゴム會社工場（兵庫）　八九　總同盟西宮支部
田中マッチ工場（同　）　四〇　全勞播洲化學
松井ゴム製造所同　）　三五　總評神戸化學
第二部第一篇　勞働爭議
柴田ゴム工業所（同　）
瀨戸電氣捻物部（愛知）
三馬ゴム工場（北海道）
北川ゴム製造所（京都）
【七月】藤野製藥所（東京）
タカミ硝子製作所（同　）
桃谷順天堂（大阪）
泉尾ゴム工業所（同　）
溝崎硝子工場（同　）
平尾ゴム工業所（兵庫）
吉原製油會社工場（同　）
小林ゴム工場（同　）
【八月】小臺製紙工場（東京）
三共製紙會社工場（同　）
KRゴム工場（大阪）
明治機械製瓶會社工場（同　）
平松硝子製作所（愛知）
小野田陶器會社工場（山口）
【九月】極東硬質硝子工業所（東京）
巴硝子工場（大阪）
小西硝子工業所（同　）
市之倉村陶磁器製造組合（岐阜）
明治窯業所（岡山）
一九　全協日本化學
一〇三　瀨戸製陶勞働
三〇〇
六〇　總同盟京都合同
七　總評關東勞働者
三六　總同盟中央硝子工
三元　全勞大阪金屬
二元　總同盟大阪合同勞働
二三　大阪化學勞働者組合
六五　（全協日本化學及全勞神戸一般
一五　總評大阪金屬
七五　神戸勞働組合同盟
二七　借家人組合
八〇　總同盟
五五　總聯合ゴム工組合
三五　總聯合大阪硝子工
三　日本中央製瓦工組合
四〇〇　宇部合同勞働組合
二七一　總同盟中央硝子工
三元　總聯合大阪硝子工
五〇　總同盟大阪合同
一六〇
三六

日登ゴム工業會社工場（同　）　三三
【十月】大野皮革工場（東京）　七〇
渡邊チヤック製工所（同　）　三六
岡野兄弟商會大阪）　一八
昭和ダイヤー製造所（兵庫）　三
北川ゴム飾磨工場（同　）　三八
【塚】外百製陶工場（岐阜）　四〇〇
【サ】外二十製陶工場（岐阜）　三一〇
下石野陶器製造工場（同　）　再燃
岡山製紙會社工場（岡山）　三一〇
名古屋市會我硝子工場（愛知）　一六一
【十一月】水善製陶工場（岐阜）　三元
砥部陶磁器製造工場（愛媛）　四三
吉田村陶磁器製造工場（佐賀）　六五
吉村製紙工場（和歌山）　八三
立石外六陶器製造工場（長崎）　一三〇
【十二月】帝國製藥會社（東京）　三〇
加藤外七製陶工場（岐阜）　三七
安藤外二七製陶工場（同　）　三七
益子陶器製造人組合（栃木）　八三
日本曹達會社（山口）　三三

四、飲食物工

【一月】堀野酒造所（京都）　二〇四
【一月】東京製パン所（東京）　一八
【五月】帝國冷藏庫會社工場（東京）　四一
【七月】阪急すゝいちま合資會社（大阪）　三六
永藤パン店（東京）　四〇〇
【八月】大日本製氷名古屋三重岐阜各出張所（愛知）　三一〇
金花あられ製造工場（東京）　一〇
【十月】野口製氷會社工場（東京）　四
永藤パン工場（東京）再燃　一〇〇
東海製菓會社工場（山口）　四〇
【十二月】同志舍外口製氷所（東京）　二
丸吾蒲鉾工場（大阪）　三〇

五、雜工場

【一月】東洋印刷會社工場（東京）　一六七
喜利炭製作所（同　）　三〇
坂本洋傘工場（大阪）　三
菱共製材所（同　）　七〇
淺野グライダー製作所（神奈川）　七〇
【二月】笠原活版所（東京）　七

山田木工所(同)	二〇	總同盟中央合同勞働
行政學會印刷所第二工場(同)	一〇四	總同盟出版勞働組合
東京印刷麴町分工場元信社(同)	八五	排同東京出版勞働
恩田活版工場(同)	三〇	總評東京合同勞働
福助足袋神戸工場(兵庫)	三〇〇	從業員クラブ及總聯合神戸一般
神戸又新日報社(同)	六〇	總聯合神戸出版勞働
攝津酒樽製造業組合(同)	一二〇	總同盟灘製樽工組合
福島紙器合資會社(福島)	一六	無產團體協議會
信濃民友新聞社(長野)	四	
市川印刷所(廣島)	一四	全勞廣島合同勞働
集文社(和歌山)	一二	全熊野勞働組合協議會
【三月】研究社印刷所(東京)	二〇	全協及總評關東出版
國文社印刷所(同)	三〇	總評關東出版
浪速製材所(大阪)	三五	全勞大阪木材
福島コルク工場(同)	二三	全勞大阪化學
中山太陽堂萬年筆部(同)	三〇	全勞大阪金屬
十勝新聞社(北海道)	一一	帶廣一般勞働
【四月】野村印刷所(東京)	三五	排同東京出版及自由法曹團
岩鼻洋傘骨製造工場(大阪)	二一	總聯合大阪一般
山崎煉炭工場(同)	二〇	總同盟大阪金屬
島米製材所(兵庫)	四〇	神戸木材從業員組合
中野村石粉工場(廣島)	五〇	全勞福山勞働組合
中村建具工場(和歌山)	一五	和歌山合同勞働組合
【五月】社會運動通信社(東京)	全員	交通總聯盟、排同、總評、全勞、官業勞働、東京市從、東京ガス工、純勞、全協全農、全農全會、モツプル、產勞、コツプ、自由法曹團等
日本國民社(同)	一三	
東京印刷製本會社工場(同)	五七	總同盟出版勞働
東洋印刷會社(同)	八	自協關東出版
祥文堂印刷所(同)	五	同右
大阪印刷會社(大阪)	五〇	
甲子製材所(同)	二〇	總評大阪木材
中村起毛工場(和歌山)	二	和歌山一般、和歌山化學勞働
【六月】壽商會木工所(東京)	二三	勞働同盟關東合同勞働
木津川製材所(大阪)	七〇	全勞
前田製網會社(山口)	三五(鮮)	下關自由、下關輸勞働
煙管製造業明道外十六工場(新潟)	五〇〇	
【七月】文華堂印刷所(東京)	六〇	排同東京出版
杉田屋印刷所(同)	二七	東京印刷工組合
西垣燒板工場(大阪)	二〇	總評大阪木材
深美製材所(大阪)	一二〇	總評大阪木材及コツプ支部
龜田コルク製造工場(同)	一二	全協日本木材

神戸船大工三二造船所(兵庫)
山形新聞社(山形)
【八月】東洋社印刷所(東京)
中外商業新報社印刷工場(同)
巧藝社(東京)
三榮社(同)
味松製箱工場(大阪)
小野コルク工場(兵庫)
深山印刷所(京都)
山本印刷工場(埼玉)
德島簞笥製造職工組合(德島)
【九月】照文閣印刷所(東京)
東京印刷製本大森工場(同)
笠原製材工場(同)
新聞の新聞社(同)
岩永印刷所(長崎)
米原製繩工場(山口)
【十月】松井足袋工場(東京)
關戸製材工場(同)
日進舍印刷所(同)
日興舍印刷所(同)
カナヘパンキング工場(大阪)
我製靴會社(同)
江川製材所(和歌山)
【十二月】國際製帽所(東京)
小紫印刷所(同)
【十二月】サンエス萬年筆工場(東京)
野坂木工場(同)
細沼株式會社工場(同)
向陽社印刷所(京都)
新潟時事新報社(新潟)
能代製材工場(秋田)

六、特別工場

【一月】東京ガス本所營業所(東京)
九州電軌發電所(福岡)
【五月】東京ガス神田營業所(東京)
【七月】東京瓦斯會社(東京)

2 家内工業及手工業等における主要爭議

【一月】安藤組(東京)
濱本艀部(大阪)
神戸桐友會(兵庫)
南海運送會社(和歌山)

一三〇 〔神戸勞働同盟、神戸造船從業員
一三 自協關東出版勞働
一四 排同東京出版勞働
一三 自協關東出版勞働
一五 總評大阪化學
一五 總評神戸一般
一三 全勞京都出版
一三 全勞關東金屬
一四〇 全國自聯
一五 總評關東勞働者
一四 全勞關東木材勞働
一五 全勞東京地方聯
一七 長崎印刷技工組合
一三 總同盟
一五 排同關東金屬
一二 全協日本木材
一五 排同東京出版
一四 同右
一五 全勞大阪金屬
一七 關西總聯盟大阪皮革
四〇 〔紀和地方合同勞働組合
一三 總評關東金屬
一三 〔勞働同盟全日本一般産業勞働
一三 〔勞働同盟中央合同勞働
一五 全勞關東木材
一五 總同盟中央合同勞働
一七 全勞京都出版
一四 總同盟能代製材勞働
一三七 東京瓦斯工組合
一三七 全勞九州合同勞働
一三〇 〔東京瓦斯工及關消聯
一三〇 〔東京瓦斯工、自聯關東瓦斯技工
一〇〇 總同運輸勞働
一〇 全勞大阪運輸
一〇 〔神戸下駄工組合及全勞神戸一般
八〇 〔和歌山木材、和歌山勞働

【二月】讀賣新聞社麻布出張所(東京)　四　全協日本出版
東朝元賣捌岩月新聞舖(同　)　九〇　總評及排同
荻窪合同運送配達部(同　)　七　排同日本運輸
淡路屋回漕店(大阪)　三〇　海員組合支部
富島組(同　)　七〇〇　大阪海友同志會
大正運輸近海部(同　)　六〇　全勞大阪運輸
栃木商事大阪支店(同　)　一〇〇　大阪海友同志會
塗睦會(兵庫)　九〇　總評神戸塗裝工
林彙商店手繰船(山口)　三五〇　海友同志會
南耕地整理組合工事場(新潟)　三五〇　全協日本土建
【三月】野中屑物問屋(東京)　二〇　全協
東京ライター(同　)　一三〇　排同日本運輸
寺田組(大阪)　三五〇　全勞大阪運輸
木村商事伏井組(同　)　一八　總同盟大阪金屬
堺線香製造業者四十三軒(同　)　二六〇　全勞泉州金屬
鈴木商店(兵庫)　七〇　神戸海友同志會
神戸港解船夫(同　)　二〇〇〇　同　右
【四月】清水組砂町工事場(東京)　三〇　排同關東木材
原近清鈴原松田鼻緒製造業者　三四　全協日本一般使用
富島組神戸支店(兵庫)　一〇〇　神戸海友同志會
守山砂利採取場(愛知)　二三〇　愛知一般勞働組合
【五月】東京合同運送隅田川支店(東京)　六九　排同日本運輸
上總屋組(同　)　四五　全勞關東合同
東京大森井上衛生部汲取人夫(同　)
大阪築港富榮組寺田組前田組島田組富本(大阪)
豐橋下水道工事場(愛知)
【六月】遠藤外六荒下駄製造業者(德島)
【七月】共進組神戸支店(兵庫)
大阪履物履榮會(大阪)
大毎長崎販賣所(長崎)
【八月】阿波屋回漕店(東京)
富田外二十陶器會社荷造部
大谷石材採掘場(栃木)
神戸共進組(兵庫)再燃
桃園小學校々舍改築工事場(京都)
松岡外三五草履加工問屋(愛知)
【九月】聖路加病院建築場(東京)
鐵丸曳船店(東京)
鹽田曳船店(同　)
鈴木回漕店(同　)
東京鼻緒工問屋(同　)
名古屋合同運送會社(愛知)
熊本合同運送會社(熊本)
【十月】稻吉回漕店(東京)

三　(勞働同盟京濱合同勞働)
二九二　全勞大阪運輸
一三〇　豐橋合同勞働
六〇　總聯合大阪一般勞働
一三五　總聯合神戸港灣勞働
三〇〇　全勞大阪化學一般
三四
一四　全勞日本運輸
七〇　東濃陶磁器荷造組合
九　全勞大谷石材
一五〇　總聯合神戸港灣
一六　全勞京都聯合會
一五〇　中部草履工
四五　總同盟東京塗裝工
二　東京海友同志會
一四　同　右
四　總聯合京濱船夫
八〇　東京鼻緒工組合
一九
六〇
一六　(全勞日本運輸

南北運輸會社(同)	五〇	全勞日本運輸及東京海友同志會
鈴木回漕店(同)	四	總聯合京濱船夫
東日靑山出張所(同)	七	勞働同盟關東合同勞働
國際通運上野營業所(同)	四九	總同盟運輸勞働
共同運輸東京出張所(同)	九	全勞日本運輸
遠美鐵道敷設工事場(岐阜)	六〇	
【十一月】東方文化學院工事場(東京)	一〇	東京石工組合
荻窪驛鈴木組(同)	一二	全勞日本運輸
近海郵船本間組(同)	三	排同・總評・東京市從
須田回漕店(同)	三〇	總聯合京濱船夫
大阪地下鐵飛鳥組(大阪)	五五〇	
横山池堤防工事場(岡山)	五四	
奈良合同運送會社(奈良)	二〇	
【十二月】湯淺商店(東京)	二〇	全勞日本運輸
木下組(同)	六	同右
上組合資會社(同)	一七三	神戸海友同志會
古峯原今市線道路工事場(栃木)	三五	社會大衆黨支部
高松木履組合(香川)	五〇	

3　鑛山業における主要爭議

【一月】山陽無煙炭大嶺工業所(山口)	七一四	總聯盟山陽無煙炭坑勞働
【二月】宇部炭坑(山口)	二五〇	宇部合同勞働組合
【四月】敷島炭坑(福岡)	一六一	全水九州聯合會
【五月】勝山炭坑(福岡)	一九〇	日本石炭坑夫組合
島廻炭坑(同)	三四四	西部礦山勞働者組合
古河鑛業新屋敷炭坑(同)	五七六	同右
島廻炭坑(同)再燃	三四四	西部礦山勞働者組合
【六月】福島炭坑(長崎)	一七〇	
【七月】生野鑛山(兵庫)	四三	總同盟大阪合同勞働
【八月】住吉炭坑(山口)	四三	
長生炭坑(同)	五〇	宇部合同勞働組合
敷島炭坑(福岡)	一一三	全協福岡支部再建協議會
【十月】大日本炭坑磯原坑(茨城)	二六〇	建國勞働自力會
大岳炭坑(長崎)	八二	
【十一月】穴内鑛山(高知)	二一四	

4　交通業における主要爭議

一、水上交通業

【一月】東京灣汽船會社(東京)	三六〇	東京灣船員組合 海員組合 海員協會
【四月】隅田川一錢蒸汽(同)	一五	東京海友同志會
近海郵船會社(北海道)	五六	海員組合 海員協會
【九月】東京灣汽船會社(東京)	一四	生産黨 東京海員同盟
【十月】東京巡航汽船會社(東京)	二一	東京海友同志會
東京灣汽船會社(同)	七三	排同日本運輸
【十一月】尼崎汽船會社(兵庫)	三〇〇	海員組合海員協會 神戸海友同志會

九州商船會社（長崎）　一〇八
【十二月】隅田川汽船會社（東京）　四三　東京海友同志會

二、陸上交通業

【二月】櫻井バス（奈良）　三　〔交總大阪自動車從業員組合
【三月】東京地下鐵（東京）　一五五　全協日本交通
玉川電車（同）　三七〇　交總郊友會
京濱電鐵バス（神奈川）　一〇一　總同盟
【四月】東武鐵道（東京）　三〇六　交總系研究會
太洋タクシー（兵庫）　一六　總聯合
江戸川バス（東京）　一七　排同日本運輸
大正バス（同）　一六　同　右
【五月】オーバン自動車濱松營業所　二六　全協日本交通
【六月】秩父バス（埼玉）　五〇　不明　遞友同志會
【七月】東京青バス新宿營業所（東京）　二九八　〔現業員會及全勞系中正會
【八月】水木タクシー（兵庫）　一二　總同盟
【九月】野州自動車會社（栃木）　四〇　不明
大牟田電軌バス（福岡）　三六　國粹大衆黨
【十月】東屋タクシー（東京）　五〇　日本勞働同盟
門司自動車會社（福岡）　八四
【十二月】大東京タクシー（東京）　二四五　勞働同盟關東合同勞働
富士タクシー（同）　三三
福博自動車會社（福岡）　二〇

第二部第一篇　勞働爭議

5　官公業における主要爭議

【一月】東京市河港課芝浦職場（東京）　一〇三　東京市從
內務省平作川改修工事場（神奈川）　四〇〇　鮮）全協日本土建
東京市電廣尾車庫（東京）　六〇　東京交通勞働
【二月】横濱市土木局（神奈川）　六五〇　對市鬪爭同盟
牛込郵便局（東京）　不明　遞友同志會
中村郵便局（宮城）　不明
【三月】內務省北川改修工事場（福井）　一五〇（鮮）若狹自由勞働組合
横濱市電氣局（神奈川）　全員　交總共和會
【四月】氣仙國鐵敷設作業場（岩手）　三〇〇　全協日本土建
【五月】內務省直轄舞鶴港改修工事場（福井）　九〇
【六月】八幡失業救濟土木工事場（福岡）　三〇〇　〔北九州金屬，八幡失業者同盟
【七月】內務省筑後川改修工事場（福岡）　二四八　國粹大衆黨
【八月】內務省狩野川改修工事場（靜岡）　三〇〇　全協日本土建
內務省直營失救道路改修工事場古關出張所（福岡）　三四〇
【九月】省線三吳線敷設工事場（廣島）　一〇〇
沖繩失救八重山縣道工事場（沖繩）　一〇九

七條郵便局（京都）　二〇〇
【十月】失救土木事業鐵道改修工事場（栃木）一〇〇　全勞
內務省直營國道第十五號改修工事場（奈良）四〇
東京市電氣局（東京）　一〇三一　東京交通勞働組合
【十二月】江川村匡救土木工事場（福島）　八〇
內務省直營高瀨川護岸工事場（長野）二〇〇
同笛吹川改修工事場（山梨）　四九
東京市電氣局（東京）再燃　一、〇三一　東京交通勞働組合
【十三月】土生郵便局（廣島）　八　遞友同志會

第三節　特に主要なる爭議の顚末

本年度においても謂ゆる大爭議といふべき種類の爭議は少いが、その質的方面において注目すべき爭議は決して少くはなかつた。いま本年中の爭議として比較的大なるものの並びに特徴的なるものとして、岩手國鐵爭議、橫濱市電爭議、東京地下鐵爭議等を選び、その顚末を簡單に記述する。

尙ほ本年度の主なる爭議としては日活爭議、シンガーミシン爭議等も擧げらるべきであるが、これは第三章「中間階級者の爭議」の中で記述した。

岩手縣氣仙郡矢作村、國鐵大船渡線工事場爭議

發生　右工事は有田組が鐵道省より請負せるもので、現場使用勞働者數は鮮人六十數名、日本人百餘名（但し十三工區だけ）である。一日の勞働時間十四時間、之に對して賃銀はわづかに一圓、しかも勘定は延引され勝ちで、物價は請負者有田組の獨占價格によつて普通市價より二三割高く賣付けられてゐた。加之、負傷者に對する保證はもちろん、解雇手當の制定さへないといふ仕事なので、勢ひ從業員の間には自然發生的に不滿の空氣が釀されつゝあつた。かゝる情勢に當つて、たまたま日本土木建築勞働組合本部常任委員會は、土建岩手支部確立のためオルグ二名を同工事場に派遣した。指導者を得たこれら從業員の鬪志は急速に燃え上り遂に四月二十六日には各飯場の代表者および活動的分子六十餘名（內日本人四名）をもつてストライキ準備委員會が結成されるに至つた。翌二十七日には正式にストライキ委員會がもたれ要求書を作成し要求獲得のために明二十八日を期してストライキを敢行することその鬪爭方法及び自衛團の確立、等々が愼重に審議されて戰備を整へたのである。

經過　五月廿八日朝七時頃一旦從業せる勞働者は一齊に仕事を

七年四月二十八日。終結——五月二十三日。支援組合——日本土木建築勞働組合。

本爭議は全協が終始その獨自の立場から指導せる稀れなる爭議であると共に、かの岩手事件なる暴力團との亂鬪によつて即死者三名、重輕傷者三十餘名を出した慘事に彩られたもので、最近の激化せる狀勢を示す最も注目すべき爭議の一つであつた。

發生　右工事は有田組が鐵道省より請負せるもので、現場使用勞働者數は鮮人六十數名、日本人百餘名（但し十三工區だけ）である。一日の勞働時間十四時間、之に對して賃銀はわづかに一圓、しかも勘定は延引され勝ちで、物價は請負者有田組の獨占價格によつて普通市價より二三割高く賣付けられてゐた。加之、負傷者に對する保證はもちろん、解雇手當の制定さへないといふ仕事なので、勢ひ從業員の間には自然發生的に不滿の空氣が釀されつゝあつた。かゝる情勢に當つて、たまたま日本土木建築勞働組合本部常任委員會は、土建岩手支部確立のためオルグ二名を同工事場に派遣した。指導者を得たこれら從業員の鬪志は急速に燃え上り遂に四月二十六日には各飯場の代表者および活動的分子六十餘名（內日本人四名）をもつてストライキ準備委員會が結成されるに至つた。翌二十七日には正式にストライキ委員會がもたれ要求書を作成し要求獲得のために明二十八日を期してストライキを敢行することその鬪爭方法及び自衛團の確立、等々が愼重に審議されて戰備を整へたのである。

經過　五月廿八日朝七時頃一旦從業せる勞働者は一齊に仕事を

放棄して直ちに現場大會を開き、ストライキを宣言した。スト委員によつて要求は叫ばれ、熱狂せる約二百名の勞働者は手に〳〵ツルハシ、スコップ等をひつさげて喚聲を上げつつ、自衛團を先頭に有田組出張所へデモを敢行したが、途中において下請負人等に出會し、一應左の如き要求書を提出した。

〔要求條件〕　一、作業時間を十時間にすること、朝七時から午後五時までにして午前午後十五分づつの一服時間、晝休一時間、二、賃銀三割値上。三、總べての物價は市場の普通相場にすること。四、負傷者に對する治療費の外日給全額負擔のこと。五、解雇手當、三ケ月以上勤務したる者には五十圓、及三ケ月以下の者には四十圓出す事。六、お斷(馘首)絶對反對。七、爭議中の日當を全額支拂ふこと。八、勘定は三十日締切で五日拂にすること（今迄は二十日締切で五日拂）。

かくて更に交渉の結果、(五)および(六)以外は全部その場で承認されたが、(五)(六)が承認せられなかつたため、デモはそのまま有田組現場出張所に向ひ、事務所で九人の交渉委員が主任に面會し右要求書を提出、交渉し、遂に要求書の全部貫徹、契約書に署名せしめるに至つた。

亂鬪事件　かくてストライキの翌日より要求條件は全部實施されはストライキ決行直後より連續的に會合をもち、恒常的機關の確立に努力しつつあつたが、一方不意の罷業に讓歩を余儀なくされた有田組においても、組長有田氏の東京よりの歸着を待つて、勞働者側に徹底的逆襲をなすべく極秘に準備は進められた。五月四日夜八時半、ダイナマイト、マサカリ等の兇器を帶びた約六十名の暴力團（殆んど全部同職場の日本人勞働者）が鮮人勞働者の家屋を襲撃して來た。飯場、食堂等片つ端から破壞され、破壞されたもの三軒、オルグの康有・鴻池二名はその場で慘殺され、重傷者十八名、婦女子以外の勞働者は全部が輕傷を負ふといふ爭議史上稀れにみる慘虐が行はれた。急報に接した土建本部では直ちに緊急委員會を開き、岩手事件對策委員會を構成して五月九日特派員四名と犧牲者救援會辯護士二名が現場に急行した。その後司直の取調べ進み、殺人罪、暴擾罪、傷害罪によつて起訴されることになつた暴力團員は五十三名に及んだ。

終結　當局は事の重大化に狼狽して强制調停に出づべく乘出した。この間勞働者側は、亂鬪のために大多數の鬪士を奪はれ、殊に本部派遣オルグ二名が逮捕されたのと、官憲の警戒嚴重を極めたため、爭議の繼續はいよいよ困難となり、五月二十三日遂に「スト・ライキによつて獲得した條件そのままを實施しての就業」を條件に、一先づ戈を納むるの止むなきに至つた。なは亂鬪事件に對する解決條項は大約左の如くである。

〔解決條項〕　一、有田組より負傷者に對する見舞金として總額三千圓、組合の費用として一千圓、計四千圓を出すこと。尚ほ以上の外に特別見舞金として重傷者二名に對して二百圓宛、その他負傷者に對して各五圓宛支給すること。二、靜養期間の費用全額負擔。三、全快後は必ず復職させること。四、その他

關東紡績爭議

神奈川縣平塚市所在關東紡績株式會社。爭議發生——昭和七年三月廿七日。終結——八月九日。關係組合——日本勞働總同盟紡績勞働組合平塚支部。

爭議繼續期間の長い點では紡績爭議として稀有であるのみならず、參加人員の多數である點、その大部分が女工であつたにも拘らず可成勇敢に戰はれた點、等で本年においても固より大爭議に屬するものであつた。

發生　關東紡績從業員七百餘名(內女工約五五〇名)は昨年六月總同盟紡績勞働平塚支部を結成したのであるが、それを機會に待遇改善その他の要求を提げて爭議を起し一先づ解決を見るに至つてゐた。が、その後、會社側が陰に陽に組合壓迫の態度を示し來つたので、一般に反抗の氣運を漂はしてゐた。偶々本年三月十四日、組合幹部某の暴行事件による懲戒解雇の言渡しがあり、組合ではその後復職運動を起しつつあつたところ、同月十八日更に會社は組合青年部副部長某を契約三ヶ年滿期到來を理由に解職した。それは會社側が前記爭議解決條項中に「會社は契約三ヶ年滿期後は常傭工とす、解雇手當の制定は考慮す」の一項を盾にとつたものである。組合側は、これをもつて昨年の爭議解決條項に違反するものだと抗議したが、會社側は見解の相違なりとなし、申出を拒絶した。組合側は問題を可及的に鬪爭手段によらず穩便な交渉によつて解決すべく努力しつつあつたが、會社側の態度頗る强硬で解決の見込容易に立たず、かくて三月廿七日從業員代表は止むなく左記嘆願書を携へて工場長訪問、その不在のため代理人にこれを提出して引揚げた。

〔嘆願書〕　一、某)は出勤停止とし復職されたし。二、(某)は解雇を取消されたし。三、出征兵士の日給全額を支給し凱旋後は從前通り復職されたし。四、解退職手當制制定されたし。五、勞働組合を公認されたし。六、右五項に付三月三十一日午後一時迄回答されたし。

經過　翌二十八日、會社側は從業員代表六名を招致し前記嘆願書は從業員一同の意志にあらずとして拒絶の回答をなした。その後會社側はまた、組合からの請求による神奈川縣當局の調停委員會開設の勸告をも拒絶し、加之、組合加入の從業員等の鬪爭分子をどし〳〵懲戒解雇處分に附した。玆において、只管穩和なる方法による妥協を望み來つた組合側も、もはや交渉の餘地なく、またこのまゝ放任するにおいては組合の自滅は免れぬとの見解のもとに、四月十六日夜協議の結果遂に同盟罷業決行の指令を發するに至つた。罷業參加者は五百名、平塚市內の劇場壽座を爭議團本部として全員を集合せしめ着々鬪爭準備を調へる一方、新たに左記要求書を作成し之を會社に提出した。

〔要求書〕　一、某君の解雇を取消し四日間出勤停止とされたし二、某君を復職されたし。三、某々(二名)の一週間の出勤停止を四日間とされたし。四、十六名の解雇を取消されたし。五、解雇手當を制定されたし。六、寄宿舍の設備を完備されたし。七、今回爭議に依り犧牲者を出さざること。八、爭議中の日給全額支給されたし。九、日本勞働總同盟紡織勞働組合平塚支部を公認され

たし。

これに對し會社側はスキャップ・臨時雇等一九四名をもつて豊間のみ作業を繼續すると共に、四月廿三日には爭議團幹部二十六名の第五次解雇を發表、更に五月七日には男女工三九五名に對し無斷缺勤を理由に除籍處分に附する旨を父兄及び罷業中の從業員に通知し、掲示をもつて翌八日新男女工の募集をはじめた。他方では爭議團との面會を避けるため、社長始め會社責任者は所在を晦ますといふ有様であつた。爭議團員側は遂に交渉不能の狀態に陷り、徒らに時間を經過するのみであつた。しかるに、五月二十八日に至つて、小島工場長は突如神奈川縣特高課に出頭し、勞働者側と會見すべき旨を申出た。かくて縣當局の斡旋によつて六月一日、四日、八日の三回に亘り、平塚署樓上において署長、特高課員、調停官吏等立會ひの下に、双方代表者會見をつゞけるに至つた。しかし兩者の要求の懸隔甚だしく、この交渉もまた何ら纏るところなく物別れといふことになつた。六月中旬に至つて、縣當局の勸告によつて爭議團側は新たに讓歩案を作つてこれを提出した。が、會社側はこの妥協案をも拒絶し去つた。越えて七月一日から爭議團側の指導主體は總同盟關東同盟會に移された。

終結　七月二日會社側は神奈川縣當局の再度の勸告により妥協案を提出、更に七月二十二日縣當局の解決案を基礎とする案をも提出したが、何れも勞働者側の妥協案とはもちろん、縣當局の示したそれとも可成り懸隔があり、當局すら一時調停から手を引くに至つたのであるが、爭議はこの間益々尖鋭化する一方で、事態は放任を許さなかつた。そこで當局は引續き再三會社側の反省を促した結果、八月に至り漸く解決の曙光あらはれ、同九日夜神奈川縣廳において警察部長立會の下に、勞資双方の代表者會見し、ここに爭議發生以來實に一四六日、同盟罷業一一五日に亘る本年屈指の爭議もやうやく解決を見るに至つたのである。

〔解決條項〕　一、昭和六年六月二十五日爭議解決條項の「契約三年滿期後常傭工とす」の解釋は「契約三ケ年滿期後は當然常傭工とする」の意味なり。二、懲戒解雇者四〇名の復職を認めず。三、會社は解雇者四〇名に對し金四千圓を支給す。四、會社は除籍者三百八十四人の復職を認む。五、會社は除籍者三百八十四人に對し家族見舞金として金六千圓を支給す。六、除籍者三百八十四人に對し一ヶ月間の出勤停止す。七、會社は一ヶ月出勤停止の除籍者に對し停止期間中平均約四割總額金三千圓を支給す。八、會社は別に金若干圓を支給するも此の分は第七項の分と共に其使途に就ては爭議團關係者に一任す。

東京地下鐵爭議

東京市日本橋區呉服町所在東京地下鐵道株式會社。爭議發生——昭和七年三月二十日。終結——三月二十三日。關係組合——日本勞働組合全國協議會。

發生　東京地下鐵從業員中、地下勤務の百五十五名(內、女六十名)は、かねてから保健衞生の施設、待遇の改善等につき會社に對し嘆願をつづけて來てゐた。しかるに一度も會社側の採用するところとはならなかつた。遂に三月十九日夜、新たに別記の如き嘆願書を作成、二十日午前三時頃、代表者六名をしてこれを淺草區

神吉町の運轉事務所に主任を訪問して之を提出せしめた。しかし深更のことでもあり、會社としては突發的でもあり、回答時刻の午前六時までには會社は回答を與へなかつた。そこで從業員は豫め計劃してゐた通り、前記運轉事務所裏手の車庫より地下線への入口坂路に四臺の電車を引入れ、これを連結して停車せしめ、約一ヶ月半の食糧を用意して同車内に籠城、これを爭議團本部となし、二十日朝の始發電車より總龍業を敢行するに至つた。

〔嘆願書〕一、出征兵士を休職にし給料全額支給。二、入營兵士は休職とし除隊後は直ちに元給で復職させること（但し現役中の者を含む）。三、兵役の爲減給されし者は元給支給すること。四、主要驛に便所を設置すること。五、詰所の改善（地上に作ること）。六、各驛に「オゾン」發生器を作ること。七、有給生理休暇一週間を與へること。八、病氣に依る辭職勸告絶對反對。九、女子の最低賃銀一圓十五錢にすること。一〇、出札手當を三圓支給すること。一一、女子資格を男子と同樣にすること。一二、女子事務服を夏服多服二着支給すること。一三、社宅手當十圓を支給すること。一四、現場手當十五圓支給すること。一五、乘務手當五圓支給すること。一六、退職手當制の改正（滿一ヶ年以上三ヶ年迄は日給の百日分以上支給、滿三ヶ年以上は日給二百日分支給し以上一ヶ年を增す每に五日分を加算すること）。一七、定期昇給（一年に五錢以上現在二年以上昇給せざる者は十錢以上即時昇給すること）。一八、茶話會に補助金を出すこと（但し月五十圓以上）。一九、會社内の諸規定を一般從業員に公開すること。二〇、勤務時間を七時間とすること。二一、公出、早出、居殘絶對反對（已むを得ざる場合五割增とすること）。二二、公休日は六日に一回とすること。二三、暑中休暇を一週間與へること。二四、株式を拂込金額で即時買上ること。二五、賜暇休暇は半ヶ年皆勤者に四日とし一ヶ年皆勤したる者は十日とすること（方法は賜暇券を用ひ公休日を挾む場合は公休を有效とすること）。二六、堀内監督、渡邊書記の運輸課在勤絶對反對。二七、不當馘首は絶對反對。右の通り嘆願仕り候也。一、回答は明朝六時迄にせられ度し。若し回答なき場合は拒絶と見做す。

經過　二十日は日曜、翌日は祭日といふかき入れ日を前にしてのこの不意打的爭議に狼狽した會社は、取敢へず當日は休業を發表し二十日午前十時從業員代表を運輸事務所に招致し、要求事項に對し即答することは到底不可能なるも總て會社に一任して兎にかく電車だけは運轉しつつ交涉せられ度しと要望した。しかし從業員側は會社側の態度を不誠意なりとして依然龍業を繼續しつつ回答を迫つたので、會社側はやむなく一專務に於て即答し得る範圍の回答をなすべし」とて要求事項中の若干に對し一種の非公式回答をなした。が、從業員は一ヶ條も缺けては圓滿解決は不可能として遂に會見は物別に終つた。龍業の極めて巧妙且つ果敢なる點から背後に全協の指導あるものと見た警視廳は本爭議を頗る重大視し、藤澤調停課長以下多數の係官出張して斡旋の勞を取らんと試みると共に、坂本、象潟、菊屋橋、上野、萬世橋等の各署擧

つて嚴重に警戒に當つた。爭議團側は檢束をおそれてドアエンヂンをかけて外からの開扉を不可能ならしめ、或は電車の前に鐵條網を張り之に電流を通じて外部からの侵入を防ぐ等、その籠城は甚だ巧妙で、警察側も檢束はおろか電車に近づくことも出來ず、双方睨合ひのまま夜を徹した。二十一日朝に至るや會社側は漸く解決を焦り出し、吳服橋本社にスキャップ五十名を急募すると共に、早川專務は調停課長、特高係長その他と打連れ爭議團本部に至り、再交渉のため代表者の選出を懇望した。かくてその午前十一時、調停課長、所轄警察署長立會の下に勞資兩者の會見が行はれ、會社側から大略次の如き回答がなされた。即ち

(一)出征兵士に對しては軍隊からの支給と賃銀の差額を給す。(二)、(三)、(四)主要驛には便所を設置す(田原町は除外)。(六)、(八)、(一二)、(一九)、(二七)は承認す。(九)は公平にする。(一〇)、(一六)、(一七)、(二五)は條件付考慮又は考慮中(一三)、一四)、(一五)、(一八)、(二〇)、(二一)、(二三)、(二四)、(二六)は拒絶。

しかるに右回答半ばにして從業員側から新たに左記追加要求の提出があり、之に對しそれぞれ(括孤中の如き)會社側の回答があつたが双方の意見遂に一致せず午後零時半會見は再び決裂した。

〔追加要求書並之に對する回答〕一、昨年十一月二十日入社し四、寢具を支給する事(承認す)。五、掃除用の長靴及ゴム手袋支給する事(會社と相談する)。六、開通線には男子掃除を採用する事(決定的には申されぬが考慮する)。七、佐藤主任(電路)現場勤務の不適當により絶對反對(人事は會社の誠意に任せられ度し)。

二十二日は午前十一時から夜十時まで、翌二十三日は午後零時から、調停課長等の斡旋のもとに引つゞき種々交渉が進められたが、依然容易に纏らない。會社側は業を煮やし二十三日午後には數十人の人夫を動員し、前記籠城　車の引揚げ作業を開始した。しかしこれも結局不可能に終り夕方には中止した。

解決　かくて双方對立のまま、運輸事務所附近には一時險惡の空氣が漲り、その成行きは各方面から注目せられてゐたが、二十三日午後八時より前記調停課長、警察署長の調停のもとに菊屋橋署上にて開かれた交渉において、同夜十二時別記の如き條件のもとに大體從業員側の勝利をもつて解決を見るに至り、二十四日正午より平時通りの運轉を開始するに至つた。

〔解決條項〕一、出征兵士は缺勤とし(退職せしめざる事)聯隊にて支給する金額を給料より差し引き其の殘額を支給する事。二、入營兵士は休職とし除隊後は直に現給にて復歸させる事。三、兵役の爲め現在減給されし者は直に現給を支給する事。四、神田、淺草驛に便所を設置する事。五、詰所は之れを改善する事。六、各驛にオゾン發生機を裝置する事。七、病氣の爲に辭職勸告を絶對にせざる事。八、女子の最低賃銀は小學校卒業者七十錢、高等女學校卒業者は九十錢とする事。九、出札手當は二圓を支給する事。

事。一〇、女子に對しては男子と同樣賜暇を與ふる事。一一、女子事務服は夏二着冬一着を支給する事。一二、退職手當制度は他の同業者の振り合ひを研究の上改正する事。一三、定期昇給は皆勤者に限り一年に付五錢以上とする事。一四、會社内の諸規則は一般從業員に公開する事。一五、賜暇休暇は半ヶ年皆勤者に四日間とし其の方法は願出期限は三日前迄とし公休日をはさむ場合は公休を有効とする事。一六、ズイ道勤務員手當を二圓づつ支給する事。一七、電工の小寺、清水、兩氏を本屬とする事。一八、掃除夫に對しては寢具を貸與する事。一九、宿直を命じたる時は宿直手當を支給する事。二〇、會社は今回の事件に付き犧牲者を出さゞる事。二一、前各項以外の要求は從業員に於て全部撤回する事。

東武鐵道爭議

東京市本所區小梅町所在東武鐵道株式會社。爭議發生——昭和七年四月二十日。終結——四月二十三日。

發生　東武鐵道の從業員は約二千五百名であるが、未だ勞働組合の組織なく、會社の數回に亘る就業規則の改正等によつて勞働條件は著しく低下し、他會社に比較すればその待遇甚だ劣惡でこれが改善を要求する從業員間の不平不滿は漸次昂りつつあつた。最近、東武本線、日光線、東上線の運轉手・車掌・庫内員等三百二十八名は、數次に亘る協議の末、四月二十日午前左記の嘆願書を作成、これを西新井・栃木、川越の三車庫主任に提出し、二十一日午後五時までに回答せられ度き旨申出た。

〔嘆願書〕　一、豫備後備應召者及補充兵應召者は軍隊より支給せらるゝ金額を除き全額を支給。二、動員召集に依る出張中は現職の儘として全額支給とし除隊後は現職現給の儘復職。三、社宅料は東京市内郡部を問はず金十圓(現在六圓)支給せられたし。乘務者は技手・雇を問はず倘庫内員にして運轉手勤務を命ぜられたるものを含む。四、公傷者は前規定に從ひ待遇せられたし。五、病氣に依る解職强要は絶對廢止の事。六、病氣缺勤中は月俸者と同等待遇せられたく共濟金は前規定通り適要のこと。但し從前通り出來ざる場合は喜捨金納付せず。七、自己より退職する場合は退職金三割減は廢止せられたし。八、半ヶ年皆勤者は賜暇休日を四日支給し一ヶ年皆勤者は賜暇休日を八日を與へ缺勤の場合は日給に相當する金員を支給せられたし。乘務員、庫内員も同樣のこと。九、運轉手心得の初任給を前規定通り支給せられたし、現在の運轉手心得は運轉手試驗を廢止し即時運轉手に昇格せしむること。一〇、退職給與金を各通算年數を通じて十ヶ月を增すこと。一一、再三再六乘務手當公出宿泊料、轉勤料前規定通り改められたし。但し運轉手代理、技手雇員を問はず。一二、庫内員時間外歩合は日給の如何を問はず一時間十五錢支給し十二時以後は十五錢を增加せられたし。一三、電氣技手並に檢車手助手見習は見習期間を滿一ヶ年とせられたし。一四、電氣手並に檢車手見習は初任給を一圓四十錢とし夫れに滿たざる場合は即時昇給せらるゝ樣せられたし。一五、昇給停止期四年を通算し四十錢とし今期より漸次昇給せられたし。日給者は最低十五錢以上月俸者は五ヶ月以上とせられた

し。一六、運轉手庫內員にして三ヶ年以上勤續者を月俸にせられたし。一七、忌引規程前規程通り復活。但し出發より通算。一八、制服規程は從來通り復活のこと。但し電技手、檢車手、電工、組立工と差別なきこと。一九、各勤務時間を八時間制度とし施行せられ度し。但し出勤退社時間を含む。二〇、隣接各警察署の警察官吏に無賃乘車を會社に於て認むる事とせられたし。二一、各乘務運行に對し食事時間を與へられたし。二二、雷門宿泊所を撤廢せられたし。二三、社內員の公休日は一ヶ月三日支給せられたし。二四、掃除夫は從前通り雇員にせしめられたし。二五、作業所附近に井戶及便所の設備を完全にせられ度し。二六、春秋二季作業服二着支給せられたし。

經過　然るに當日に至つても會社側からは之に對して何等の回答をもなさなかつたので、從業員側は激昂して怠業狀態に入るとともに、二十一日午後七時、代表者六名を本社に遣し、更めて前記嘆願書を電氣課長に提出せしめた。代表者は同夜深更より翌二十二日午前三時半に至るまで引つゞき交涉したが、その代表者と從業員との連絡を缺いだまま徒らに時間を經過したため、一般從業員は會社の態度を不誠意なりとし、遂に二十二日午前五時始發より本線、東上線の全線に亘つて總罷業を決行するに至つた。會社は罷業を全く豫期しなかつたので狼狽して取り敢へず職員、非參加者、他處からの應援等によつて應急策を講じ、當日午前十時頃に至つて漸く一部運轉を開始したが、運轉能力は平時の三分の一足らずの狀態であつた。他方、罷業は早くも飛火して同會社の姉妹社たる上毛鐵道の上毛線、伊香保線の一部も之に參加するに至つた。かくて爭議團は結束を固めて本線杉戶驛（埼玉縣）前の旅館に籠城して持久戰の準備に入り、一方當日正午より前記杉戶驛前に停留せる電車內において埼玉縣當局立合の下に、會社側代表者と從業員中運轉手のみの代表八名とが會見、折衝を重ねた。が、その席上會社側からなされた回答は、要求事項中最重要點である第三、第八、第十五等を認めないのであるから會議は何ら進捗せずして午後五時半前記嘆願書を一部訂正の上、新たに要求書として之を提出、交涉をつづけたが、これまた同樣不成立に終つた。

終結　從業員側の結束意外に固く、會社側の切崩し運動効を奏せざるのみか、要求事項中に含まれてゐる「應召者給費問題」についての陸軍當局の意嚮が從業員側に有利に發表され、このまゝ爭議を繼續するにおいては爭議は政治問題化され、その責任は會社側が負はされるおそれ充分にあるといふ事態も生じ、かつ又、その間警視廳、埼玉縣當局の斡旋並びに總選もあつて、會社の態度漸く軟化し來り、要求の大部分を容れざるを得ない狀勢に至つた。かくて二十二日夜十二時より埼玉縣杉戶署において當局立會ひのもとに爭議團代表九名と會社代表二名の最後的會見が行はれ、徹宵折衝の末、勞資双方の歩み寄りにより、翌二十三日午前五時十五分に至つて、左記條件によつて大體從業員側の勝利をもつて終結を見るに至つた。

（解決條項）一、豫備後備應召者及補充兵の應召者は軍隊より支給せらるゝ金額を除き全額を支給すること。二、動員召集による出張中は現職の儘とし全額を支給し除隊後は現職現給の儘復職のこと。三、社宅料は機關士同樣とし東京市內月額金十圓地方は月額八圓を支給すること。四、公傷者は現規定を考慮して定む。五、共濟會に關する件は委員會の決定を經て定む。六、病氣に依る解職强要は避くること。七、自己の都合による退職の場合は退職規定による三割減は爾今廢止す。八、乘務員に對しては半ヶ年皆勤者に對し二日間休暇を與ふ、但し電車庫內員を含む。九、現在の運轉手心得は年限及會社の銓衡に依り昇格せしむる事を得。一〇、乘務手當公出手當は前規定通りに改む。一一、電機手見習並に檢車助手は六ヶ月以上經過者に限り試驗の上任用す。一二、昇給は最低金五錢以上とし會社の裁量に一任す。一三、日給者にして三年以上勤續し成績優良なる者は銓衡の上月俸者に任用す。一四、忌引規定は前規定通り復活のこと。一五、制服規定は乘務員に限り從前の通り復活のこと。一六、各乘務運行に對し食事時間を與ふるの件は研究の上希望に添ふべく努力す。一七、雷門宿泊所は衛生上設備の改善に付研究の上希望に添ふべく努力す。一八、機關庫々內員の狀況を調査し電車庫々內員の一ヶ月三日休日支給の希望に對しては同樣に取扱ふこと。一九、淸掃夫中成績を考査し屬員に任用す。二〇、作業場附近に便所浴場及井戶の設備は希望に添ふべく設備すること。二一、電氣手、檢車手の作業服は年三枚を支給す、但し運轉手は年一着とす。二二、從業員が誠意勤務する限り本爭議に關しては犧牲者を出さず。二三、會社は見舞金として金一封（金一千圓）を贈呈す。

東京市電爭議

爭議發生——昭和七年九月三日。一應の終結——十一月十一日。再燃——十一月廿五日。終結——十一月廿八日。關係組合——東京交通勞働組合。

本爭議は、二千名の大量馘首と人件費二百八十萬圓の削減といふ未曾有の攻擊に端を發し、數ヶ月に亘る鬪爭準備と前哨戰を繰返へした後に、正に一大決戰に移らうした刹那、警視總監の强制調停により、勞働者側の屈辱的妥協を餘儀なくされたもので、所謂非常時狀勢下における大爭議として、殊に、政治的中心地の主要交通機關に從事する一萬二千の勞働者大衆が帝都東京市を相手とする意味で、政治的に重要なる含蓄をもつ點において、强制調停を適用した最初の爭議である點等々において、本年中記錄さるべき重要爭議の一に屬するものである。

發生　近來極度の收入減と、二億三千萬圓の負債の重壓によつて引續き經營難に陷つてゐる東京市電氣局は、財政の根本的建直しを目指して、本年四月以來、局內に「軌道事業整理調査會」を設けて種々攻究しつつあつたが、結局、負債の償却において四百萬圓、經營費において三百四十二萬圓を削減するといふ整理案を得た。しかし、右の經營費節約中、物件費は僅かに六十萬圓で、殘餘の二百八十二萬圓は人件費中から（即ち解雇、給與の削減等によつて）これを削除するといふのである。一方、市電從業員を

もつて組織せる東京交通勞働組合は、所謂更生案の實施によつて大量解雇・給與減額等のあるべきことを察知し、六月以降これが對策を協議し、屢々市電當局を訪問、嘆願書・抗議書・決議文・意見書等を提出して反對運動をつづけて來てゐる。

しかるに市電當局は約一、三〇〇人の人員整理實施の方針の下に、九月三日、退職希望資格及び特別退職手當支給等の件を發表し希望退職者の募集を開始したものである。これに對し勞働組合側はなほ「強制的に募集せぬかぎり之を默認する」といふ態度をとつてゐた。しかし九月卅日の締切には當初の豫期に反して僅かに五一四名の申出しかなかつたので、應募期間を更に十月十五日まで延期した上、從來五十五歳であつた停年制を五十歳に引下げる旨掲示し、第二次募集に着手した。從業員側はこれをもつて退職を強制するものと見、不平は漸次高まつて來た。加ふるに、當局が十月十二日吏員・雇員二〇二名の解雇を發表するに及んで、彼等の不安は愈々高まつた。十五日迄の應募者は九五八人であつたが、これに停年制による二一餘名を加へても、なほ強制整理を必要とするもの二百餘名を數ふるの實情に置かれたので、當局は滿五十歳以下の者の整理を決意し、期間を十五日まで延期、滿四十七歳以上の者の退職を勸告する一方、滿五十歳以上の者並に成績不良者等に對して、強制整理の手續を採ることに決した。これがため從業員側の態度は頓に硬化した。かくて十月十八日中央闘爭委員の決議に基づき、電氣局長に對し左記内容の要求書を提出、嚴重抗議したが、何ら滿足なる回答は得られなかつた。組合はここ

〔要求書〕 一、現在なしつつある辭職の强要に依る整理を中止し、尙ほ將來に對に從業員の整理をなさざること。二、賞與諸手當歩增並に本給も絶對に引下げざること。

經過 かかる狀勢の中に二十日東交組合は年度大會を開催、改選の結果本部委員は殆んど更新された。翌二十一日市電當局は東交新舊幹部を招致し、(一)成績不良及び高給者中より三〇〇名を整理すること、(二)賞與手當歩增につき全給料の一割五分減給することを申渡し、二十四時間内に回答なすべしと要求した。之に對し東交幹部は二十三日午前中に回答すべきことを約して引上げ直ちに執行委員會を開催、翌日の中央闘爭委員會においても種々協議した結果、革反その他左翼の强硬な反對意見があつたにもかかはらず、結局、一應當局に妥協の餘地ありや否やを確め、その上で和戰何れかの態度を決するといふ幹部連の敗北主義的意見が勝利を占め、二十二日午後一時電氣局長を訪ひ、回答延期(二十四日まで)の申出をなして承認を得、ストライキは組合本部としては決行せぬことを誓つた。同答の日、二十四日午後二時、組合代表者は電氣局長と會見、次の如き譲歩案を提出した。

〔從業員側譲歩案〕 一、採用年齡——各部員共通のこと。二、手當——左記の手當の削減を認む。年末年始手當其他十種、休暇券二ヶ月一枚に修正。三、その他——左記の改正は之を認むべし)を休職制とすること。(ロ)戰時召集者を解傭することあるべし(イ)運輸傭員規程第十一條第五號(九十日を超ゆる徴兵又は

事變に對する新規定(應召中の給與に關するもの。(八)　慰安會に關する規定。

しかるに電氣局長はこの案をもつて到底問題にならずとし、この上は　局と從業員の双方より六、七名の委員を選出し、勞資共同の委員會を設けて妥協案を作成したき旨提案した。東交幹部はこれに對し、明正午回答することを約した。しかし大衆の鬪志は益々固く、幹部不信任の聲が高まつてきた。弱腰の幹部も漸く罷業を敢行して斷然抗爭するのやむなきことを決意し、廿五日午前中電話をもつて電氣局に共同委員會設立を拒絶する旨を通知し、午後三時には「明廿六日午前五時始發よりゼネストを決行せよ」との秘密指令を發し、遂に總罷業の決行に移つたものである。この間、全協日本交通及び東交革反派等の左翼は峻烈な警察及び憲兵隊の强壓を潜つてストライキの獨自的指導を目指して活動したものの如く、また一方、國社系、國同系のファシストも各自の立場からそれぞれ策動しつつあつた。

一應の終結　これまで事態の推移を監視し殊に左翼の活動に對しては極度の强壓を加へ來つた警視廳は、情勢の急迫を知りいよいよ强制調停に出づる決意をなし、十月廿五日午後六時、勞働爭護調停法第一條第一項の規定による調停委員會の開催を命じた。これによつて二十七日午後三時、左記の如く選定屆出がなされ、茲に該委員會が成立したのである。

イ、中立委員——協調會常務理事吉田茂、專修大學常務理事道家齊一郎、全國產業團體常務理事膳桂之助

ロ、事業主側——市電氣局長立石信郎、同局勞働課長齋藤修一
同局庶務課長林忠美

ハ、從業員側——東交執行委員長河野平次、自動車部井淵清行
電車部山下卯三郎

調停委員會は警視廳內會議室において十月廿八日より議長吉田氏、副議長道家氏をもつて開始され、引つゞき十五日間開催、中途決裂の危機に瀕すること數回に及んだが、遂に十一月十一日午後十二時左記條項をもつて妥協成立し、爭議は一應の終結を見るに至つた。

〔妥協條項〕　一、人件費中賞與手當は左の通り廢止又は減額すること。運輸傭員(軌道)イ、賞與二割減額(九四六、五〇〇圓の內、一八九、三〇〇內減)、(以下十九項略)。一般傭員(軌道)イ、賞與二割減額(三〇五、〇〇〇圓の內六一、〇〇〇圓減)、(以下十三項略)。運輸傭員(乘合自動車)イ、賞與二割減額(一二五、〇六〇圓減)、(以下十七項略)一般傭員(乘合自動車)賞與二割減額(三〇、六一〇圓の內四、一二〇圓減)　(以下七項略)。供給事業傭員、イ、賞與二割減額(八二、五七〇圓減)、(以下十三項略)。

二、別冊傭員に關する諸規定改正要項中　イ、「二、停年年齡」の項は電氣局側に於て撤回すること。ロ、「十二、其の他」の內「(4)共濟組合部會及支部會」の項は現行通りとし、(5)の項を「部會員、評議員及會議員は其會議に出席する場合及上司の許可を受けたる場合を除き本務を執らしむることとす」と改むるこ

と。三、本協定は昭和七年十二月一日より之を實施すること。四、正當なる理由無くして解雇を行はざること。

再燃　上記の如くさしも世の視聽をあつめた市電爭議も、東交幹部のいはゆる敗北主義と警視廳の强壓によつて、從業員側のあつけ無き慘敗に終つたが、市電當局は今回の爭議によつて、從業員間における革反派の勢力がまだ弱いこと、並びに彼等從業員の裏切的幹部に對する信賴が、なほ相當に强いことを知つたのであらう。今こそ從業員を徹底的に整理する好機であると見たらしく、十一月廿五日、突如、從業員一三七名に對し「業務上の都合に依り」との名目をもつて解雇通知を發送した。これによつて組合側は俄然動搖、直ちに緊急執行委員會等を開いて對策を協議し、一方市電當局にその不當を詰問し、他方二十六日罷業準備の指令を發し、かくて再びゼネストの勃發を豫想させたのであつたが、またもや警視廳の强制調停によつて廿八日午後六時勞働者側にとり屈辱的な左の條件をもつて解決を見るに至つた。

〔解決條件〕一、解雇者一三七名中七名の假復職を認むること。二、解雇者に對する解雇手當を一ヶ月分增額（前回の希望退職者と同額）すること。三、市電更生案に基づく人員整理は今日を以つて打切ること。

横濱市電爭議

發生——昭和六年十一月二十日。終結——昭和七年三月十四日

關係組合——横濱市電共和會、横濱市從業員組合聯盟、バス親交會、等。

本年度は交通勞働に大爭議が多かつた。横濱市電爭議もそのうちの注目すべき一つである。

發生　横濱市電共和會は交通總聯盟本部の指令に從ひ、昭和六年十一月二十日その大會決議に基づき、一、人件費削減絕對反對二、懲戒委員會制度改正、三、規程昇給實施、等について陳情書を市電當局に提出すると共に、口頭をもつて、勤務演習、動員召集、簡閱點呼等の際における日給全支給方につき嘆願したが、市電當局はこれに對し、十一月廿六日、前記陳情書中第一項を除き他は何れも拒絕する旨回答した。その後右共和會は總聯盟指導の下に東京、大阪、神戸における總聯盟所屬組合と連絡をとりつつ着々鬪爭の準備を進めてゐたが、十二月十七日に至つて「豫算削減による馘首、賃銀値下、昇給賞與諸手當削減反對」等々を內容とする嘆願書を提出するに至つた。更に、越えて七年一月十三日には、共和會と横濱市從業員組合との共同鬪爭機關たる横濱市從業員聯盟が常任委員會において交通總聯盟の名によつて市長に對して再嘆願書を提出することに決定した。一月二十一日、更に共和會とバス親交會（市電乘合自動車從業員の組織）の各代表者會合して凝議した結果、共同鬪爭を決行することとなり、その指導部として中央委員會を結成し、兩組合連署して再嘆願書を提出することを決議した。かくて一月二十三日、市從業員組合聯盟の代表者三十六名は市の村山助役と會見、前記とほゞ同內容の嘆願書を提出した。しかるに同助役は、これに對して既に豫算編成濟みの後なるをもつて考慮の餘地なき旨を答へた。一方、全市電中央

鬪爭委員一同は同日午後一時市電氣局長を訪問し、市從聯盟と同一內容の嘆願書を提出したが、その場では確答を得ず、約束の二月一日の回答日にも單に能ふかぎりは努力する程度の言明しか得ることができなかつた。このために、從業員側は三月五日改めて電氣局長に左記內容の要求書を提出してその回答を迫つた。

〔要求事項〕一、賞與削減反對。二、動員應召者日給全額支給。三、交通事故に因る解雇反對。四、馘首賃下其他待遇改惡反對。五、回答は文書を以て三月十二日にせられ度し。

これに對し局長は、應召兵士家族救助以外の點については斷じて考慮の餘地なき旨を即答すると同時に、併せて市民に迷惑をかけるやうな行動に出た場合は、斷然處分することを言明した。約束の回答日近づくにつれ從業員側の空氣は漸次險惡となりつつあつたが、三月十二日早朝突如として共和會幹部十九名一齊檢擧を受け、剩へ市當局の回答は從業員に對し何ら滿足を得なかつた。これに憤激せる從業員は遂に三月十三日始發電車より總罷業の火蓋を切るに至つたものである。非參加者僅かに二十數名に過ぎなかつた。

經過　兼ねてよりこのことあるを豫期して着々準備を整へてゐた市電當局は即日爭議指導者三十九名を解雇すると同時に、非常動員規定によつて監督、局吏員、工場課職員その他をもつて運轉に當らしめ、なほ工場課職工をもつて組織してゐたスキャップ共愛會（これは爭議解決後解散した）、市電在鄉軍人會、修養團、その他の應援を得て漸次運轉能力の回復に努力した。他方、十二日早朝の强壓によつて殆んど全部の指導分子を奪はれ、なほその後の當局の嚴戒によつて、周圍との連絡を全く斷ち切られた從業員側は、鬪志に燃えつつも漸く爭議の指導に混亂を生じて來た。十三日朝本部に二百名參集して罷業方針その他につき種々協議の結果、新たに假實行委員十五名が選出され、市電當局に向つて、一、解雇者の無條件復職、二、賞與削減反對、の二項につき再三再四嘆願を續けたが、當局の態度依然として頗る强硬で何ら妥協成立の見込みが立たない。困惑せる委員等は遂に辭任するといふ有樣で、從業員側は再度新委員の選出をなし交涉に當らしめると共に極力鬪爭の展開を圖つて、從業員大會、各支部代表者會議、等をもつて種々對策を講じた。だが當局の警戒は益々嚴に赴き、加ふるに、拋棄された職場はスキャップの占領に任せられ、運轉能力殆んど平時に復するに及び、情勢は從業員側に益々非となり、軟化の色漸く大勢を動すに至つた。

解決　縣當局はかかる情勢を見て時期至れりとなし、强制的に罷業の打切りを慫慂して乘り出した。かくて十四日早朝より特高工場、兩課長立會のもとに兩者の會見行はれ、同日從業員側は刀折れ矢盡きたる形で、遂に慘敗の涙を呑んで矛を納むるに至つた解決條件は次の如くであつた。

〔解決條項〕一、解職者に對しては今回に限り共濟組合規程に依る退職給與金全額を支給すること。二、解職者の家族に對する同情金として解職者一人に付金貳百圓を給與すること。三、昭和七年度豫算執行の結果給料に殘額を生じたるときは、之を

賞與金として支給し得る様盡力すること。四、事故に依る解雇は該事故の性質に應じ愼重に之を決定するものとす。五、昭和七年度豫算に於ては(1)現在の從業員を整理の爲解傭することなし、(2)給與諸手當を變更することなし。

第二章　小作爭議

第一節　爭議の大勢

昭和七年に於ける小作爭議は社會局調によれば二、〇八三件（昭和八年四月十日迄に報告到着のもの）にて最高記錄を作れる昨年に比すれば一四八件の減少となつてゐるが、小作人組合運動の最盛期と言はれ、爭議頻りに勃發せる大正十五年の數に比較すれば、依然若干の增加を示してゐる。（農林省發表にかゝる昭和八年一月十日報告到達現在の昭和七年度件數は二、七六五件にて昨年のそれに比し六三六件の減少であるが、未到達報告を考慮すれば確實に昨年度の數を拔くものと思はれる）

昨年に引續く凶作と、昨年より本年上半期に入つて益々深化せる農業恐慌とは農民階級を窮乏のドン底に追ひやつた。そして此狀態は政府の大がかりな農村匡救と、其他各方面の農民救濟運動とを喚起するに至つたが、之等の救農運動は何れも局面を打開する事は出來なかつた。政府の救農政策によ

る米麥その他主要農產物價の漸騰は、賣る可き何物をも持たぬ貧農を利するところは全然なく、却つて肥料その他の農村必需品騰貴によつて困窮狀態を一層高めただけである。かゝる事情の下に農村に於ける階級對立は却つて激成せられ、農民は飯米鬪爭、借金支拂猶豫鬪爭など窮狀打開の大衆的鬪爭を展開する一方、小作料減免要求、小作料不納・滯納等々の積極消極兩樣の手段をもつて地主に對抗するに至つた。而も地主もまた農村恐慌の影響を脫し得ず、持地の賣却、小作地の自作農化、地目變換など沒落的原因から小作地の返還を要求するもの多く、かくて爭議は小作料、小作權關係を繞つて頻々とまき起された。

本年度に於ける爭議關係範圍は、耕地面積も參加人員數も報告到達現在數においては、昨年度より減少を來してゐる。これは數年前まで爭議件數中の多數を占めてゐた小作關係の爭議に比し比較的關係範圍の狹小な小作地返還に關する爭議が增加せるためと見られてゐる。

他面この近年における小作權關係の爭議の增加、爭議のそれへの集中化は、最近の小作爭議が小作關係の根本的存廢の問題、小作人階級の要請の究極まで突き進み、爭議の性質がいよ〳〵尖銳化しつゝあることを物語るものである。

昨年爭議件數中多數を占めて注目された農產物價下落を原因とする小作料關係爭議は、本年下半期における農產物價漸

騰の結果著しくその數を減ぜる一方、この農産物――殊に繭その他の畑産物の――値上りは、畑地の爭議を昨年、一昨年に比し、激減せしめてゐる。

1　爭議件數・發生時期及繼續日數

社會局調査に依れば昭和七年度における爭議件數は二、〇八三件にて昨年に比して一四八件の減少を示し農林省發表に依れば件數二、七五六にて昨年のそれに比し六六三件の減少である（社會局調は昭和八年四月十日、農林省調は同年一月十日報告到達現在）。最近數年の趨勢をみれば、左表の如く大正十一年頃より農民組合運動の進展に正比例して漸次增加し、大正十五年に到つて二、〇二九件に上りその頂點を示した。以後共産黨事件その他に因る組合運動の停滯を反映して減少の傾向にあつたが昭和四年、農村狀態惡化に再び增加し始め同六年には最高記錄を出すに至つた。本年度の報告到達現在數は昨年度に比すれば僅少の減少となつてゐるが、四年以來の增加の傾向は、依然衰へざるものと言ひ得る。

爭議件數累年表　（括弧內數字は農林省調）

	件
大正十一年	一、五七八
大正十五年	二、〇二九（二、七五一）
昭和三年	一、一四四（一、八六六）
同　四年	一、五三一（二、四三四）
同　五年	一、七二三（二、四七八）
同　六年	二、二三一（三、四一九）
同　七年	二・〇八三（二、七五六）

備考――本年社會局數字は昭和八年四月十日迄、農林省のものは同年一月十日迄に各報告到達せるもの。

次に**爭議發生時期**は十月以降の收穫期より翌年四、五月頃迄が最多く、夏季に減少せることは例年と變りはない。本年度の爭議を發生月別に見れば次の如くである。（社會局調）

	件		件		件
一月	二五九	五月	二二四	九月	八八
二月	一三〇	六月	一六七	十月	一二三
三月	二五三	七月	六三	十一月	一七四
四月	二七八	八月	五一	十二月	二八三

爭議繼續日數は社會局調によれば本年中に解決した爭議一、九一三件中不明の六件を徐き、一ヶ月以上繼續のもの五六〇件、三ヶ月以上三〇八件、六ヶ月以上二〇〇件、一ヶ年以上二八五件（數年に及ぶもの十數件）にて、一ヶ月以下のものは五五四件（二九％）に過ぎない。

2　爭議關係人員及耕地面積

小作爭議關係人員及關係耕地面積は昨年に比し可成の減少

を示してゐる。即ち社會局調によれば關係人員四四、一九七（地主九、二四二、小作人三四、九五五）、耕地面積二四、四八三町の減少である。これは本年も規模狹小な群小爭議が頻發せることを語るものであるが、近年範圍廣汎な小作料關係の爭議に代り、比較的關係範圍の狹い小作地返還に關する爭議が增加したためである。

社會局並に農林省調査にかかる最近數年の爭議關係人員及耕地面積は左の如くである。

（社會局調）

	爭議件數	關係人員數 地主	關係人員數 小作人	關係地面積 町
大正十一年	一、五七八	二九、〇七七	一二五、七五〇	九〇、二三五
同十二年	一、八六五	三二、〇三六	一三九、一三〇	八六、三九九
同十三年	一、二六〇	三一、九一〇	八八、三一五	五五、四六五
同十四年	一、三五四	三〇、六〇一	八六、四〇六	五五、五五八
同十五年	二、〇三九	一七、〇六八	一二六、六六九	四四、七六六
昭和二年	一、三四四	一三、〇八七	六五、九九六	三五、三一三
同三年	一、一四四	一一、四五五	五〇、三五七	三五、三八〇
同四年	一、五三一	一一、四五五	四九、八六三	三五、三八〇
同五年	一、七三三	八、九六二	三七、一八三	二八、五〇七
同六年	二、一三一	一四、四一四	四七、七二九	三六、七二〇
同七年	二、〇八三	九、二四二	三四、九五五	二四、四八三

小作爭議關係範圍比較表（農林省調）

		昭和五年	昭和六年	昭和七年
爭議總件數		二、四七八件	三、四二九件	二、七五六件
參加人員	地主	一四、一五五人	二、一五五人	一、一五五人
	小作人	五七、五五五人	一三、七六八人	一六、〇六五人
	計	七三、七四〇人	一五、九二三人	一七、二二〇人
同係土地面積	田	二八、四二六・七町	四五、九三〇町	一六・七町
	畑	一〇、三五・八町	六二、九五町	三・五町
	其他	一、〇二三・五町	二五五・七町	〇・二町
	計	三九、七九・〇町	一七・七町	二四、二九七・五町

3 爭議の分布狀態

次に爭議の分布狀態を見るに、東京、石川、大分、熊本、沖繩の一府四縣は皆無であつたが、殘餘の地方には全面的に展開されてゐる。本年殊に爭議の多かつた地方は山形、北海道、福岡、新潟、秋田、山梨、青森等兒作地方若くは農民運動の盛んなる地方であつて、件數に多少の消長はあるが、概して之等の地方が爭議頻發の地であることに昨年と變りはない。只昨年相當の割合を占めてゐた岐阜、兵庫、群馬が半減

し、之に代つて青森、栃木兩縣が擡頭してゐる。昨年に比し件數割合ともに增加してゐるのは山形、北海道、福岡、青森、栃木の諸地方である。

本年爭議件數比較的多かつた府縣を選びその件數と割合とを示し、之を各地方昨年度のそれと比較すれば左表の如くである。

（社會局調に基き計算）

	件數 昭和七年	件數 昭和六年	全爭議100中占める割合 昭和七年	全爭議100中占める割合 昭和六年
山形	一八五	一五三	八・九	六・八
北海道	一七五	一二二	八・四	五・四
福岡	一七〇	一四九	八・二	六・六
新潟	一四三	一六四	六・九	七・三
秋田	一二九	一六七	六・二	七・四
山梨	一二八	一四四	六・一	六・四
青森	九四	七一	四・五	三・二
栃木	七九	六一	三・八	二・七
富山	六八	九七	三・三	四・三
鳥取	六七	六八	三・二	三・〇

更に全國を數區に分ち爭議の分布狀態を見れば、東北地方の割合本年も最も高く、次いで關東、東山、近畿、北陸、北海道の順位である。東北、北海道兩地方は件數割合とも昨年に比し更に增加してゐる。之に反し昨年に比し減少を來してゐるのは近畿、東北地方が特に著しい。各地方の爭議件數並に割合を昨年度のそれと對比すれば左の如くである。

（社會局調に基き計算）

	件數 昭和七年	件數 昭和六年	割合 昭和七年	割合 昭和六年
近畿地方	二一六	三一一	一〇・四%	一三・九%
中國地方	一九〇	一九三	九・一	八・六
東海地方	四七	五六	二・三	二・五
東山地方	二二七	三二三	一〇・九	一四・五
北陸地方	二一六	二六八	一〇・四	一二・〇
關東地方	二五六	二八〇	一二・三	一二・五
九州地方	二三三	二一六	一〇・八	九・六
四國地方	六四	三〇	三・一	一・三
東北地方	四六八	四三二	二一・五	一九・三
北海道地方	一七五	一二二	八・四	五・四
計	二、〇八三	二、二三一	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考――近畿地方（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）東海道地方（三重、愛知、靜岡）、東山道（山梨、長野、岐阜）、北陸道（新潟、富山、石川、福井）、關東地方（茨城群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、栃木）

4　爭議原因及要求事項

小作爭議の原因としては、從來その大半を占めてゐた風、

水、蟲、旱害による不作が、依然小作權關係と並んで大多數を占めてはゐるが、この一兩年來減少を示し、社會局調によれば本年度は昨年に比し一〇二件減少し、總件數に對する割合において三%の低下を示し、小作權關係の爭議に首位を讓つてゐる。昨年及一昨年の兩年に急激に增加してその重要性を注目されるに至つた農作物價の下落は、本年下半期に於ける價格漸騰により一擧に一二八件減少し僅かに三八件となつてゐる。之に反し地主の自作經營、小作地賣却、小作料滯納宅地その他への地目の變換等を理由とする地主の小作地引上其他の小作權關係の原因は昭和二年頃より急激に增加しつゝあつたが、本年は昨年に比し件數にさしたる相違はないが、總件數中を占むる割合は三%高、農林省調によれば一〇%高を示してゐる。即ち我國の小作爭議は近年小作料關係及小作料關係を原因とするものに益々集中化されつゝあるのである。

昨年及本年にかけて飛躍的增加を示していよ〳〵その重要性を增した小作權關係爭議の累年表（農林省調）を示せば次の如くである。

小作權關係爭議件數

	件	總件數に對する割合 %
大正十三年	二五	一・六
大正十四年	一七二	七・八
大正十五年	三一六	一一・五
昭和二年	四三二	二一・一
昭和三年	四六一	二四・七
昭和四年	七〇四	二八・九
昭和五年	一、〇〇二	四〇・四
昭和六年	一、三〇七	三八・二
昭和七年	一、三二六	四八・一

その他小作料滯納及調停條項不履行を原因とする爭議が昨年に比して可成の增加を示せる他は、小作料高率、小作料滯納、込米、口米の廢止要求、小作料値上又は復歸等の原因は何れも昨年と大差なく、從來の傾向を辿りつゝある。それ等詳細に關しては前年度版本年鑑又は農林省「小作爭議概要」について見られ度し。社會局並に農林省發表の最近三、四年における小作爭議原因比較表を左に掲げて置く。

原因別

	昭和四年	五年	六年	（社會局調）昭和七年 件數	割合 %
旱魃、風水、虫害等の不作	七九五	四五九	七三四	六三二	三〇
小作地引上其他小作權關係	三九一	六三〇	八六九	八四八	四一
小作料高率	六二	一四三	八三	三九	二
他の勞賃に比し小作人の收入少き爲め收支不償	三六	二三	二	七	—
他の例に倣ひたるもの	一二	一二	一〇	一二	一

小作料増額	三四	三九	二三	四〇	二	
農産物の價格下落、生産費又は諸物價の騰貴	一五	一七七	一六六	三八	二	
小作慣行の改廢	九	一二	七	五	—	
其の他	一四七	二二八	三三七	四六二	二三	
計	一、五〇一	一、七二三	二、二三一	二、〇八三	一〇〇	

農林省調拔萃

原因別	昭和五年 件數	昭和五年 割合	昭和六年 件數	昭和六年 割合	昭和七年 件數	昭和七年 割合
小作料値上	六五	二・六	四五	一・三	五〇	一・八
小作料有期改定期間滿了	二五	一・一	七七	二・三	一六	〇・六
風水旱害病虫害其他の不作	五六七	二二・九	一、一七一	三四・三	七四一	二六・九
小作料高率	一一四	四・六	九七	二・八	五二	一・九
小作權關係又は小作地引下	一、〇〇二	四〇・四	一、三〇七	三八・二	一、三二六	四八・一
小作料滯納	一三五	五・四	一七四	五・一	二六六	九・七
小作地賣却	一九	〇・八	二〇	〇・六	二四	〇・九
調停條項不履行	一八	〇・七	一二	〇・三	二一	〇・八
其他	—	—	—	—	—	—
計	二、四七八	一〇〇・〇	三、四一九	一〇〇・〇	二、七五六	一〇〇・〇

備考——右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主な原因と看做されるもの一個のみを採りて計上したものである。

小作人の要求は爭議と不可分の關係を有するものであつて本年は原因中小作權關係のものが多數を占める當然の結果として、小作契約繼續、小作權の確認又は賠償、永小作權の獲得等小作關係の根本的要求が總件數中最高率（四七％）を占めてゐる。次いで小作料の一時又は永久的減額若くは免除等小作料關係の要求が多數を示してゐることは之また爭議原因よりみて當然の結果である。社會局並に農林省發表にかゝる要求事項別件數比較表は次の如くである。

（社會局調）

要求事項	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年 件數	昭和七年 割合％
小作料關係	一、〇七七	九六七	一、二六九	一、〇四三	四二
內譯 一時的減額	（九一七）	（七四八）	（一、一〇五）	（八七六）	（三五）
內譯 一時的免除	（一八）	（六七）	（六七）	（七四）	（三）
內譯 永久的減額	（九七）	（一一一）	（七五）	（四七）	（二）
內譯 小作料増額反對	（三三）	（三八）	（二二）	（四一）	（二）
內譯 込米の廢止	（一二）	（三）	—	（五）	—
小作權關係	三九三	六四八	一、〇三七	一、一三九	四七
內譯 小作契約の繼續	（三三五）	（五七六）	（八七三）	（一、〇二七）	（四二）
內譯 小作權の確認又は賠償	（四〇）	（五五）	（一四二）	（九四）	（四）
內譯 永久小作權獲得	（一八）	（一七）	（二二）	（一八）	（一）
奬勵米等の給付又は増額	一七	一九	一三	一九	一
小作人の特別なる支出に對する補償	四	三	一七	二〇	一

	昭和五年 件數	昭和五年 割合%	昭和六年 件數	昭和六年 割合%	昭和七年 件數	昭和七年 割合%
納米の格下俵裝等に就ての制限緩和	六	八	二六	七	—	
組合の自由又は確認	—	二	—	—	—	
其の他	一一八	一八四	一八四	二二六	九	
計	一、六一五	一、八三一	二、五四六	二、四五四	一〇〇	

（農林省調）

	件數	割合
小作料値上反對	五六	二・三
小作料有期改定期間延長	一七	〇・七
一時的小作料減額	一、〇四二	四二・〇
永久的小作料減額	一四五	五・八
小作料統一又は改定	四七	一・九
納米の格下又は俵裝の改更	八	〇・三
込米廢止	四	〇・二
奬勵米增加	二九	一・四
肥料代耕作費の賠償	一四	〇・六
小作契約の繼續	八六四	三四・九
小作權又は永小作權の確認	五八	二・三
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	六五	二・六
代地交付	九	〇・四
實收の分配又は刈分	三	〇・一
小作地の買受	二〇	〇・八
小作米の貸與	九	〇・四
過納小作料の反還	—	—
契約又は調停條項の履行	—	—
小作料納入延期又は分割支拂	—	—
地主より小作申込	—	—
其の他	八六	三・五
計	二、四七八	一〇〇・〇

	件數	割合
小作料値上反對	四一	一・二
小作料有期改定期間延長	七三	二・一
一時的小作料減額	一、六〇九	四七・一
永久的小作料減額	一三六	四・〇
小作料統一又は改定	三〇	〇・九
納米の格下又は俵裝の改更	一〇	〇・三
込米廢止	一三	〇・四
奬勵米增加	四	〇・一
肥料代耕作費の賠償	二四	〇・七
小作契約の繼續	一、〇八五	三一・七
小作權又は永小作權の確認	一〇三	三・〇
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一一六	三・四
代地交付	一一	〇・三
實收の分配又は刈分	一	〇・一
小作地の買受	二四	〇・七
小作米の貸與	一一	〇・三
過納小作料の反還	一	〇・一
契約又は調停條項の履行	一九	〇・五
小作料納入延期又は分割支拂	四七	一・四
地主より小作申込	—	—
其の他	六六	一・九
計	一〇〇・〇	二、七五六

	件數	割合
小作料値上反對	五〇	一・八
小作料有期改定期間延長	一三	〇・五
一時的小作料減額	九四七	三四・四
永久的小作料減額	七二	二・六
小作料統一又は改定	二三	〇・九
納米の格下又は俵裝の改更	七	〇・二
込米廢止	四	〇・一
奬勵米增加	一三	〇・五
肥料代耕作費の賠償	一四	〇・五
小作契約の繼續	一、一七三	四二・六
小作權又は永小作權の確認	五七	二・一
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	八三	三・〇
代地交付	一一	〇・四
實收の分配又は刈分	—	—
小作地の買受	一八	〇・六
小作米の貸與	三	〇・一
過納小作料の反還	四	〇・一
契約又は調停條項の履行	一九	〇・五
小作料納入延期又は分割支拂	四七	一・四
地主より小作申込	—	—
其の他	六六	一・九
計	一〇〇・〇	二、七五六

	件數	割合
小作料値上反對	四	〇・一
小作料有期改定期間延長	一一	〇・四
一時的小作料減額	一一	〇・四
永久的小作料減額	一二五	四・二
小作料統一又は改定	三三	一・二
納米の格下又は俵裝の改更	九七	三・五
込米廢止	三四	一・二
奬勵米增加	一一	〇・四
肥料代耕作費の賠償	一一	〇・四
小作契約の繼續	一、一四三	四一・九
小作權又は永小作權の確認	一〇三	三・七
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一一六	三・四
代地交付	一一	〇・三
實收の分配又は刈分	一	〇・一
小作地の買受	二四	〇・七
小作米の貸與	一一	〇・三
過納小作料の反還	一	〇・一
契約又は調停條項の履行	一一	〇・四
小作料納入延期又は分割支拂	四七	一・四
地主より小作申込	—	—
其の他	六六	一・九
計	一〇〇・〇	二、七五六

	件數	割合
小作料値上反對	四	〇・一
小作料有期改定期間延長	一一	〇・四
一時的小作料減額	一一	〇・四
永久的小作料減額	一二五	四・二
小作料統一又は改定	三三	一・二
納米の格下又は俵裝の改更	九七	三・五
込米廢止	三四	一・二
奬勵米增加	一一	〇・四
肥料代耕作費の賠償	一一	〇・四
小作契約の繼續	一、一四三	四一・九
小作權又は永小作權の確認	一〇三	三・七
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一一六	三・四
代地交付	一一	〇・三
實收の分配又は刈分	一	〇・一
小作地の買受	二四	〇・七

5　小作爭議に於ける手段

小作爭議において小作人、地主の兩當事者が執る交渉方法並に對抗手段にして、本年特に記すべきは、爭議頻發激化につれて强力手段の執られる場合が激增したことであらう。最近土地返還事件の增加に伴ひ地主によつて新に採用されるに至つた手段がその一つである。即ち農林省の發表するところによれば「最近土地返還事件の增加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に俟たずして唯口頭を以つて小作契約の解除を通告し、直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し所謂實力鬪爭を以つて土地引上の擧に出づるもの、或は又地主自ら此の擧に出でずして第三者に小作契約を締結し第三者と從來の小作人との間に占有の爭奪を行はしめんとするものが多くなつた。兩者共此の種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事々件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い」（農林省

「小作爭議概要」昭和八年）

以上の手段の他、地主は訴訟判決確定以前に小作人の播種せる苗を引拔くとか、小作人の入獄中立毛を競賣に附するなどの實力的抗爭手段をとることが多くなつた。隨つて小作人の對抗手段も次第に尖鋭化され、大衆的共同耕作から飢餓同盟、立禁制札の破壞等々にまで及び、延いて地主、官憲との亂鬪を惹起するなど、ために爭議のテロ化せるものが多い。本年は栃木縣阿久津村の大衆、生産兩黨員の殺傷事件をはじめ暴行傷害罪に問はれたるもの五一件に及んでゐる。

（尙從來兩當事者の執り來つた方法、手段については前年度版本年鑑又は上掲「小作爭議概要」參照）

6　小作に關する民事訴訟

近年小作爭議の激增とその尖鋭化のために、當事者間の直接交渉による爭議の解決は益々困難の度を增し、民事訴訟に依るものが次第に增加した。以下司法省並に農林省の發表に據つて本年に於ける此種訴訟事件　趨勢を見れば——

司法省民事局の調査によれば、此種訴訟事件は、大體に於いて昭和四年迄漸增の傾向を辿つてゐる。然るに最近二年之が稍減少を示すに至つた。之れは爭議の緩和を示すものでなく、當時者の何れも合法手段に依らず、專ら實力によつて解決を計らんとする事件の增加に基くものであつて、此場合の訴訟事件の減少は却つて爭議の激化を反映せるものである。

司法省民事局調査にかゝる最近十ヶ年の此種訴訟事件の件數は左の如くである。

	件		件
大正十二年	一、六九六	昭和三年	二、四八八
大正十三年	一、九八四	昭和四年	三、〇五〇
大正十四年	二、三二九	昭和五年	二、八五五
大正十五年	四、一八四	昭和六年	二、三二五
昭和二年	四、八四九	昭和七年（自一月至九月）	二、〇四四

而して最近此等小作に關する民事訴訟は新潟、秋田、山梨鳥取、岡山、長野、福岡、德島、兵庫、北海道、群馬等小作爭議激甚なる地方に最も多い。

次に此等訴訟事件の種別內譯を見れば左表の如くである。

	昭和五年 件數	昭和五年 割合	昭和六年 件數	昭和六年 割合	昭和七年 件數	昭和七年 割合
	件	%	件	%	件	%
小作料請求	二、〇四六	七一・七	一、五九〇	六八・四	一、一九六	五八・五
土地返還請求	三八〇	一三・三	二六九	一一・六	三三三	一六・三
小作料並土地返還請求	二五七	九・〇	二五六	一一・〇	三六七	一八・〇
小作米換價金請求	三〇	一・〇	四五	一・九	六八	三・三
小作權確認	一四	〇・五	一三	〇・五	九	〇・五
占有保全	三	〇・一	四	〇・二	二一	一・〇
損害賠償	六〇	二・一	五	〇・二	二五	一・二

大正十二年　土地立入禁止　件数 一九　執行面積 町 ？
同　十三年　　　　　　一四〇　　　　　　？　　三四　　？　　一
同　十四年　立毛差押　　一三一　　動産差押　件数 一　差押價格 圓 一
同　十五年　　　　　　二〇九　　　　　　三九八・三八　　一四九　　四五一・七四　　一五七　　一三、二六八（一部不）
昭和二年　　　　　　一四〇　　　　　　二六一・三三　　九四　　一三七・一七　　二一〇　　六九、四四六
同　三年　　　　　　六四　　　　　　一七四・五九　　四四　　六九・九二　　八六　　五四、四七三
同　四年　　　　　　一〇九　　　　　　三〇五・七八　　一四三　　二三二・五七　　一三八　　九八・三五七

第二部第一篇　勞働爭議

其の他　六五　二・三　一四四　六・二　三五　一・二
計　二、八五五　一〇〇・〇　二、三五五　一〇〇・〇　二、〇四一　一〇〇・〇

爭議の性質によつて來る當然の結果として小作料請求、土地返還請求の訴訟最も多く他は僅少である。而して此等の民事訴訟事件の原告は殆んど全部地主であつて、小作人は僅かに地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止まりその件數も亦極めて僅少である。

次に地主が之等の訴訟事件と共に債權確保の目的をもつて執る所の土地立入禁止或は立毛其他の動產差押等の强制執行の件數、執行面積並に價格を內務省調査に依つて示せば左表の如くである。

同　五　年　一〇九　三〇五・七八　一四三　二三二・三七　一三八　九八・三五七
同　六　年　六一　一三五・八三　四三・六九　四七　二六・三五六
同　七年（自一月至十月）　六一　一三六・九五　三一　二六・六三　三〇　七・四八一

7　小作爭議の結末

小作爭議の解決方法としては、農林省の調査によれば昭和六年發生の爭議總件數三、四一九件中既に解決せる二、六〇四件（昭和七年六月末報告到達現在）のうち、當事者双方又は委員代表者の直接交涉によつて解決したるもの七三二件（解決總件數の二八・〇%）、折衝の結果個人交涉に移れる事件一四〇（五・〇%）、其他の大部分即ち一、七三二（六七%）は小作調停法に依り調停成立し或は小作官其の他の調停者即ち地有有志者、町村長、區長、村會議員、農會役場職員等の調停に依つて解決したものである。

次に爭議の結果は、解決事件に在つては左表の如く、當事者双方の互讓妥協に依つて解決せるものが大部分（總件數の五〇%）を占め、小作人が其要求を貫徹せるもの（一三%）之に次ぎ、小作人が要求を撤回したるものは比較的僅少であ

解決	昭和五年 件数	昭和五年 割合	昭和六年 件数	昭和六年 割合	昭和七年 件数	昭和七年 割合
妥協	一、三三五	四九・八	二、〇七八	六〇・八	一、三八〇	五〇・二
要求貫徹	四一〇	一六・六	四一七	一三・二	三六三	一三・一
要求撤回	一〇六	四・三	八三	二・四	四一	一・五
自然消滅	三五	一・〇	二六	〇・八	二〇	〇・七
小計	一、七七六	七一・七	二、六〇四	七六・二	一、八〇三	六五・四
未解決	七〇三	二八・二	八一五	二三・八	九三三	三四・六
總計	二、四七八	一〇〇・〇	三、四一九	一〇〇・〇	二、七三六	一〇〇・〇

第二節　主要なる小作爭議

昭和七年における小作爭議は、其數に於いて最高記錄を出せる昨年に比し敢て劣らぬのみでなく、その質に於いて益々尖鋭化しつつあることは既に述べた。小作爭議が近年その範圍比較的狹小なる小作權關係の爭議に集中化しつつある當然の結果として、本年もその範圍の廣大なるものは少い。本年に於ける爭議の特徴ともみる可きはテロ化せる爭議の數が著しく增加せる點であらう。北海道雨龍郡蜂須賀農場爭議（昭和六年十一月―七年五月十五日）に於ける警官隊との亂鬪、福岡縣田川郡金川村爭議（一月）に於ける同樣の亂鬪事件、岡山縣淺口郡六條院村爭議（六年秋―七年五月）の地主及執達吏毆打事件、鳥取縣西伯郡箕蚊屋部爭議（十月）の米子署襲撃、栃木縣鹽谷郡阿久津村石末の爭議（七年一月―三月）に絡る生産黨對大衆黨、全農栃木縣聯所屬員の騷擾事件等々はその最顯著なもので、いづれも小作爭議激化して、强力手段を執るに至り多數の犧牲者を出すに至つたものである、

玆には此種の爭議中最も代表的なものとして、本年一月九日全國勞農大衆黨及全國農民組合栃木縣聯合會員對大日本生産黨栃木縣支部員の大騷擾事件に迄發展して五名の死者と百餘名の刑事被告人を出せる事によつて全國の視聽を集めた栃木縣下阿久津村石末の小作爭議とその騷擾事件所謂阿久津事件の經過を略述することゝする。

阿久津事件（昭和七年一月九日、栃木縣鹽谷郡阿久津村石末）

イ、事件勃發に至る迄の情況

昭和六年十二月縣下河田郡雀宮、横川、城山、本鄉、瑞穗野等の各村の小作人千六百餘名は兒作を理由として六年度小作料五割減を要求し、要求貫徹のため減免運動を展開し動搖しつゝあつた。然るに大日本生産黨栃木縣支部は地主側に加擔して爭議切崩を買つて出で、全國農民組合並に全國勞農大衆黨撲滅の運動を開始して積極的に對抗するに至つた。即ち十二月二十日より二十三日迄連夜宇都宮市を中心として近村各地に全農、大衆黨撲滅の演說會を開き宣傳ビラを撒く一方生産黨員は隊伍を組みて示威運動をなし、爭議中の組合員及大衆黨員の住居を襲つて組合又は黨の脫退を强要した。二十三日には生産黨員數十名が竹槍、棍棒等の兒

器をもつて宇都宮市全農栃木縣聯合組合事務所、縣聯常任執行委員大貫大八氏方を襲撃して組合員二名に重傷を負はした。

大衆黨並に全農栃木縣聯幹部は生産黨員の兇暴なる行爲に對し同月二十五日に黨擴大委員會を、二十九日に全農・大衆黨合同常任執行委員會を宇都宮市に開いて對策を議し、黨員、組合員の襲撃される如き場合あれば、之を防衛するがため豫め特別對策委員を設けその指令によつて行動すべき事を協議した。

然るに阿久津村石末の全農所屬齋藤寅松外四十餘名の小作人は豫て同村野澤某外五名の地主に對し、田二十五町歩畑八町歩の小作料五割減を要求し、爭議係爭中であつたが、昭和七年一月六日全農同縣聯書記長大屋氏外二名が地主野澤某と交涉中生産黨員十數名殺到して大屋氏を拉致し官憲に引渡した。同時に黒シャツ制服の數十名の生産黨員は同村に事務所を設け、數名宛武器を執り隊伍を組みて小作人の動勢を監視し、全農石末支部事務所を占領して組合幹部との連絡を遮斷したる上脅迫をもつて組合脫退を强要し、或は共同保管しある不納米の運搬を阻止するなど不穩の行動による爭議壓殺の企が頻々行はれた。

右の情勢報告に接せる全農縣聯幹部は七日河內郡南部―横川、雀宮、本郷の各村に於て組合員數十名を動員して阿久津村に爭議應援に赴しめたが、忽ち生産黨員に擊退され、かくして事態は漸く重大化して行つた。

ロ、騷擾事件の經過

一月七日大衆黨栃木縣聯最高幹部大貫大八、黒澤幸一氏等は宇都宮市にて選擧對策を議するため常任執行委員會を開催中であつたが、事態上記の如く急迫せるに鑑み、選擧對策の件を中止し緊急問題として生産黨對策を協議するに決した。協議の結果、一月九日午前二書に組合員百數十名を熱田村上野久內方に動員し、もつて占領されたる組合事務所を奪還して阿久津村小作人を解放救助すべきこと、武裝せる生産黨員に對抗し得るに足る武器を準備すべきこと、全農、全勞資金百圓を流用して動員費に充つべきこと、具體的方策は當日の統制會議にて決定すべきこと等を決定の上、大貫、黒澤は田代、雨谷、螺良の諸黨員に各方面の動員を命じた。

同夜より八日に亘り縣下横川村、本郷村、城山村、西奈須野村、野崎村、箒根村、鹽原町、宇都宮市その他の各方面に夫々指令を下して百數十名の組合員を動員、九日午前四時總員は上記熟田村集合所に集結を了へた。雨谷、大塚外十一名は現場對策委員會を組織し同所に統制會議を開いて消極方針を執る可き旨決定の上總員を前衛(二分隊)――長　大塚宮明――、後衛(二大隊)――長　大塚外十一名――の二部隊に區分し、全員竹槍、山刀、眞槍、日本刀等をもつて武裝して目的地石末に向つて進撃、午前七時頃目的地到達、石末農民組合事務所を包圍突撃して奪還、更に前進して地主野澤方附近にて警戒中の生産黨員と衝突、二名を殺害し、更に同所附近にて生産黨員數名を襲撃一名を倒して追撃中十數名の生産黨員と衝突、之を襲撃して遂に潰走せしめたものである。

右の亂鬪により生産黨員佐藤西吉外三名は殺害され、同黨員長

岡菊三郎外十餘名は重輕傷を負ふた。

八、結末

同騒擾事件關係大衆黨員並全農組合員は、逃亡中の幹部田代、上野が一月三十日、大貫大八が二月九日收容されたのを最後に、その大部分が檢擧せられ、大貫以下百八名が起訴され宇都宮地方裁判所の豫審に附せられた。

五月二十日豫審終結、大貫以下百九名が有罪と決定し、騒擾、殺人、傷害その他で何づれも宇都宮地方裁判所の公判に附せられた。被起訴者氏名左の如し。

▲宇都宮市（九名）

【騒擾】宇都宮市會議員元辯護士大貫大八、大貫俊夫、宇都宮市會議員黒澤幸一外六名▲河内郡城山村（廿五名）【騒擾殺人】石倉七五郎他一名、【騒擾殺人傷害】池田政吉他一名、【騒擾】鳥取隆治他一名【騒擾】酒井兵吾他十八名▲同郡雀宮村（八名）【騒擾】大塚勝一郎他七名、▲同郡横川村（二名）【騒擾殺人】大塚金次郎【騒擾】中村唯一、▲同郡古里村（一名）【騒擾】釜井佐四郎▲同郡本郷村（六名）【騒擾殺人】大塚宮明【騒擾】螺良和夫他四名▲同郡瑞穗野村（七名）【騒擾】長谷川宗治他四名【騒擾殺人】竹井菊雄他一名、▲同郡國本村（七名）【騒擾】小宮捨市外六名、▲鹽谷郡阿久津村（二名）【騒擾傷害】小山榮太【同殺人未遂】小川傳、▲同郡箒根村（九名）【騒擾殺人】木村岸策【同未遂】藤田菊松【騒擾】飯泉房太郎他六名▲同郡熱田村（一名）【騒擾】上野久内▲同郡片岡村（一名）【騒擾】江連角吉▲上都賀郡今市町（一名）【騒擾】今市町會議員清水新一郎▲同郡鹿沼村（二名）【騒擾】高原高他一名▲下都賀郡栃木村（三名）【騒擾】鈴木政男他二名、▲同郡壬生町【一名【騒擾】宇賀神孝五郎▲同郡南犬飼村（五名）【騒擾】諏訪清次他七名、▲同郡那須郡西那須野村（八名）【騒擾】諏訪清次他七名、▲同郡野崎村（九名）【騒擾殺人】小宅眹一【騒擾】小宅清他七名、▲同郡川西町（一名）【騒擾】藤原熊雄

公判は九月五日より二ヶ月に亘り開廷され、十二月十七日次の如き判決言渡があつた。

▼騒擾殺人及殺人未遂

▲懲役十三年（無期懲役）伊藤義廣▲同十三年（同）大塚宮明▲同十年（懲役十五年）木村岸雄同▲七年（十年）藤田菊松▲同七年（十五年）櫻井風州▲同五年（十五年）大塚隆一▲同（十三年）池田政吉▲同（十年）大塚金次郎▲三年（同）諏訪清次▲五年（七年）小川博

▼騒擾首魁

▲同三年（五年）大貫大八▲同三年（五年）黒澤幸一▲同（同）金子龜吉▲同（同）藤原熊雄▲同（同）螺良邦男▲同二年（五年）清水一新郎▲同（同）室井箱

▼騒擾罪

懲役三年（懲役五年）田代松吉▲同（同）雨谷義俊▲二年（三年）鶴見米三郎▲同（同）上野久内▲一年六月（同）金敷箱▲同（二年六月）山崎義光▲同（同）上野久内▲一年（二年）大橋榮▲同（同）大橋榮▲同（同）諏訪義衛▲同一年（二年）野口菊太▲同（同）廣瀬傳一郎▲同八月（一年（一名）【騒擾】江連角吉▲上都賀郡今市町（一名）【騒擾】今市町會

六月、金子幸吉▲同（同）伊藤三次郎▲六月（十月）鳥取隆治▲同（一年）中村唯一

▲實刑者中執行猶豫者（括孤內は執行猶豫）

▲懲役二年（三年執行猶豫）諏訪銀作▲同一年（三年執行猶豫）小宅廉一▲同八月（三年執行猶豫）大貫俊夫他三名▲六月（三年執行猶豫）杉浦四郎他五二名

▼罰金四十圓▲福富輩治他　二名▼罰金卅圓▲宇賀神孝五郎▼罰金卅圓長谷川順之助▼罰金卅圓▲印南勝他一名

十二月二十四日係檢事は大貫、伊藤等二十七名に對し控訴の手續をとつた。同日迄に被告側より正式に控訴したのは大貫以下五十三名で、控訴公判は明年六月東京控訴院にて開廷の筈。

騷擾事件の直接の原因となれる阿久津村石末の小作爭議は事件直後一月十一日豐島縣知事の斡旋で、双方の代表者が會見したが解決點を見出すに至らず、同月十五日地主側は宇都宮地方裁判所に小作爭議調停を申立てた。

調停裁判は一月三十日より同裁判所にて田沼裁判長係り、地主側五名、小作人側三名の代表者出席の上で行はれたが、地主側は小作料三割減を、小作人側は八割減を各主張して互に讓らぬため三月五日遂に決裂するに到つた。

三月六日地主側の希望により所轄喜連川警察署長その他が再度調停を試みることゝなり、七日左の條件にて解決した。

一、契約小作料一割減

一、二割を貸付、年賦償還）

一、七割を本年度に納付

第三節　小作調停

本年度に於ける小作調停に關しては農林省發表にかゝる詳細なる記錄が存する。玆には之を收錄して小作調停の趨勢をみることゝする。（農林省農務局「小作爭議、調停及地主小作人組合の概要」昭和八年二月）

一、概況

小作調停法は大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作爭議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島長崎、鹿兒島の五縣に、更に昭和四年七月一日より靑森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地域を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとなつた。

今昭和七年中に申立のあつた小作調停事件にして、昭和八年一月十日迄に報告書の到達したものに付、其の概要を記述すれば左の通りである。

二、調停申立の狀況

大正十三年十二月一日小作調停法實施以來昭和七年十二月末日迄滿八ケ年餘の間に於て小作調停申立を爲したる事件の

總受理件數は二萬三千五百八十五件（昭和八年一月十日報告到着現在）であるが、調停申立の實情を見るに、小作爭議と雖も一事件のものも調停申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は十數件に分割して申立てるものもあるから、之を爭議單位に換算すれば一萬一千六百六十件となる。

今年次別調停受理件數を示せば左の通りである。

年次	受理件數	爭議單位件數
	件	件
大正十三年	一、八二六	六、四四
大正十四年	二、六二〇	九、四四
大正十五年	二、六三三	一、三三一
昭和二年	二、九二三	一、六六一
昭和三年	二、六三七	一、三五三
昭和四年	二、八三八	一、六三八
昭和五年	三、三六一	一、七〇三
昭和六年	二、六九七	一、八六四
昭和七年（昭和八年一月十日報告到着現在）	三、三五五	二、六六〇
計		

前表の如く昭和七年の申立受理別件數は二千六百九十七件であるが、其關係土地面積は千八百六十四件であるが、其關係土地面積は六千四十六町歩、關係當事者地主四千八百五十六人、小作人一萬三千九百六十人、利害關係人の參加せるもの二百二十人である。之を前年同期（昭和六年受理昭和七年一月十日報告書到着現在）の調停申立受理事件と比較すれば左の如くである。

小作調停事件增減比較表（△は減少を示す）

	昭和六年	昭和七年	比較增減
受理別件數	三、一七六件	二、六九七件	△四八二
爭議單位件數	一、六〇四町	一、八六四町	二六〇
爭議目的たる土地面積	七、〇八〇町	六、〇四六町	△一、〇三四
一件當土地面積	四・四人	三・二人	△一・二人
關係人員 地主	四、九八〇	四、八五六	△一三四
關係人員 小作人	一六、三一七	一三、九八三	△二、三三四
關係人員 參加利害關係人	二〇九	二三〇	二一
關係人員 計	三、三〇六人	一九、〇五六人	△二、四七七
一件當關係人員數	一三・四	一〇・二	△三・二

即ち受理別件數は四百八十一件減少したるも爭議單位件數に於て二百六十件增加してゐる。又關係土地面積に於て千三十四町、關係人員に於て二千四百四十七人の減少を示して居る。尚一件當りに付て見れば土地面積一町二反、關係人員三人二分の減少である。

此の如く爭議單位が件數增加せるに反して、一件當りの關

係人員及土地面積の減少したるは、小作契約繼續及消滅に關する事件が增加し、其の性質上比較的狹少なるもの多きに因るのである。

更に道府縣別に調停申立數を觀るに、爭議單位として山梨の百九十二件を首位とし、新潟の百八十六件秋田の百五十八件、山形の百三十二件之に次ぎ、其の他德島、香川、福岡北海道、靑森、宮城、三重も主要なる地方に數へることが出來る。

次に申立の少ない地方は東京、神奈川、石川、熊本、大分福井等の各府縣であるが、此等の地方でも地方廳にある小作官が直接間接に斡旋努力して爭議を未然に防止し、又は爭議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

三、申立人の種別

調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主、小作人合意の申立の三種がある。又同一爭議に付地主、小作人の双方から申立てたるもの即ち双方の申立に係るものがある。今其の件數と割合を示せば次の通りである。

申立者別	件數	割合
地主の申立	六五六件	三六・二%
小作人の申立	一、〇五八	五七・八%
地主小作人合意の申立	一〇三	五・四%
双方の申立	一	〇・四%
計	一、八四四	一〇〇・〇〇

即ち申立件數一千八百六十四件中地主の申立は五八%、合意申立は五%であつて、小作人の申立は依然として過半數を占めてゐる。之を前半と比較するに地主申立及合意申立が稍々減少して、小作人の申立が增加した。

次に主なる地方に就いて觀察するに小作人の申立の多きは北海道、靑森、宮城、秋田、山形、群馬、富山、山梨、鳥取德島等の各地方であつて、地主の申立多きは大阪、兵庫、香川、福岡等の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは新潟、岐阜、三重、岡山の地方である。又合意申立は山梨に最も多く秋田、香川、滋賀、奈良等之に次ぐ。斯の如く地主の申立多き地方や、小作人の申立多き地方等を生ずるのは各地方に於ける地主小作人の勢力の强弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るものゝやうであるが、特に爭議の先進地方に就て比較的地主申立の多い傾向を認めるのは、地主が訴訟よりも調停によるを得策とする爲かと思はれる。

四、調停申立の內容

（一）申立の要旨

調停を求めんとする申立の内容は、其の申立人の立場の異なるによつて其の趣を異にする。之を概觀するに最も多きは地主の申立に在りては小作料支拂請求、土地返還請求、小作條件確定等であり、小作人の申立に在りては小作契約繼續、小作料一時的減額要求、小作料の改定（暫定的）又は永久的減額の要求等であり、合意申立に在りては小作條件確定、小作料改定等である。而してこの要求は單一ではなく、小作料支拂請求並に土地返還、小作料一時的減額並に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求内容を併せて申立てるものが多いのである。今總件數一千八百六十四件に就きて要求別に之を見れば小作料に關するもの（小作料支拂請求、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等）合計八百七十五件、總件數に對し四六%に當り前年の四八%に比し、其の割合低減を示してゐる。次に小作契約の繼續及消滅に關するもの（小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料減額及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等）は合計九百四十八件、總件數に對し五一%にして過半數を示してゐる。

更に之が内容を檢討すれば左の如くである。

（一）申立の事情

（1）小作料に關するもの

（甲）小作料支拂請求並に小作料一時的減額要求。

之に屬するものゝ要求は爭議單位件數千八百六十四件中七百十三件であるが、之を申立人別に見れば左の如くである。

（イ）小作料支拂請求（地主申立）

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を求むるもので、土地返還請求と併せて申立てるものがある。山梨三重、福岡、新潟、香川、秋田等に多く地主申立件數六百七十九件中三百六十件（五三%）を占めて居る。

（ロ）小作料一時的減額要求（小作人申立、合意申立）

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は、小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滯納した爲地主が小作料請求訴訟、小作料請求並に土地返還請求訴訟を提起した場合に小作人から小作料減額を要求して、或は小作繼續と小作料減額との要求を併せて調停の申立を爲すものも相當に多い。之に關するものは、小作人の申立件數一千八十三件中三百四十一件（小作人申立の三一%）で山梨、秋田、新潟、鳥取、北海道、德島等に多く前年の二割九分に比し其の割合は增加した。尚右の外地主小作人合意を以て小作料減額に付調停を申立てたものが十二件ある。

（乙）小作料改定又は永久的減額の要求。

之に關するものは地主、小作人又は地主小作人合意の申立あり、其合計百四十六件、總件數の七分を占めてゐる。之を申立人別に觀れば左の如くである。

(イ) 地立申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が多いが、地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人よりの右の如き申立ありたる場合にその要求の趣旨には異議なきも之が相當額の決定に付調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交渉の煩を避ける目的で申立を爲すものがある。

又地主小作人間に小作料改定につき事實上の協定の出來たものに法律上の執行力を附與する目的で、地主より申立てたものもある。此の申立は新潟に多く、大阪、山梨、秋田、兵庫、福岡等に亘り二十三件（地主申立の三%）ある。

(ロ) 小作人申立の場合

從來の契約小作料を過當であるとし、又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として、此の要求を爲すもので又此の内には小作料一時的減額要求と併せ申立つるものがある。此の件數は百七件（小作人申立の九%）で秋田、山梨、新潟、北海道、岡山、高地の各地方に多い。

(ハ) 合意申立の場合

地主小作人間にて小作料改定を爲すべきことに付ては協定成りたるが、之が相當額の決定及改正方法に付調停を求むるもの或は當事者間にては既に事實上の協定成立したものに法律上の執行力を附與すべく申立を爲したものがある。之が件數十六件あり山梨に多く秋田、山形等にもある。

(丙) 其の他。

右の外小作料支拂延期、小作料値上、小作料値上反對、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料定免期間の延長、小作料減額率減免方法協定、小作米品質協定、小作料と土地賣却代金と相殺、奬勵米俵裝料支給等に付調停を申立てたものが六十五件ある。

(2) 小作契約の繼續及消滅に關するもの

(甲) 土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する樣に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還を求むるもの等があるが、又地主が自家勞力を有利に利用する爲、又は小作料の收得不確實による收入關係から耕地を引上げ自作せんとするもの、地主が財產整理等の爲小作地を賣却した場合或は抵當權の實行等に依り土地が競賣に附せられたやうな場合に於て買受けた新地主が自作の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に觀れば、山梨、山形、福岡、德島、香川、宮城、兵庫等に多く、三百七十七件（地主申立の五五%）に上り前年に比して件數增加してゐる。

(乙) 小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求したる場合に小作人が契約の繼續を希望して調停を申立つるもので、小作料一時的減額と併せて要求するものが多い。又中には自作地の競賣にされた場合に於て、元の土地所有者たる自作者から小作として耕作繼續方を申出で調停の申立を爲したるものもある。小作契約繼續申立件數

は六百六十三件（小作人申立の六一%）の多數に上り、新潟、秋田、山形、靑森、山梨、北海道、宮城、群馬、德島等の各地に多い。

（丙）小作權（永久小作權を含む）の確認又は賠償及作離料の要求（小作人申立）

地主から土地返還を請求した場合に小作人は小作權の存在を主張し又は其賠償若は作科料の支給を要求して小作人から調停を申立つるもので、之に關するものは五十五件で前年より增加してゐる。

（丁）小作地賣渡要求（小作人申立）

地主が小作地を他に賣却せんとする場合に、或る新地主が小作料を値上せんとし、又は小作地の返還方を求めた場合に、小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するもので之に關するものが十四件ある。前年に比して減少した。

（戊）其の他

右の外作物、耕作費、土地改良費等の補償、代地交付等に付調停を申立てたものが十六件ある。

（3）其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關するものゝ外、小作條件確定（百五十四件）、處分、假差押の解除及訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕作妨害排除、小作料受領者決定等の要求を爲して調停を申立てたるもの合計三十件あり。

五、申立事件の結末

爭議單位調停受理事件數一千八百六十四件に就いて觀るに既濟件數は一千四百五十七件で七八%を占め、前年に比し大差なく未濟件數は四百七件で二二%である。今最近三ケ年に於ける事件結未の內譯を示せば左の通りである。

小作調定事件結末內譯件數表

結末	昭和五年 件數	昭和五年 割合%	昭和六年 件數	昭和六年 割合%	昭和七年 件數	昭和七年 割合%
既濟 調停成立	八三三	三三・六	九六九	六〇・四二	一、〇三五	五六・六
既濟 調停不成立	五九	二・三五	二六	一・六二	三三	一・八
既濟 取下	二六八	一七・三〇	二四〇	一四・九六	三六六	一九・六四
既濟 却下	二一	〇・七三	二一	〇・九六	一四	〇・七五
既濟 計	一、一四〇	七四・四六	一、二四六	七七・六八	一、四五七	七八・一七
未濟	三九一	二五・五四	三五八	三三・三二	四〇七	二一・八三
合計	一、三三一	一〇〇・〇〇	一、六〇四	一〇〇・〇〇	一、八六四	一〇〇・〇〇

備考　各年の數字は何れも次年一月十日報告到達現在に依りたるものである。

以上の結果を前年と比較するに本年は未濟事件が稍々多く、既濟事件中調停不成立は減少し取下及却下は何れも增加を示し、成立は件數に於て增加し成立歩合に於て稍々低下してゐる。尙取下事件中當事者間にて示談調つたもの多數あり、爲に既濟事件中

事實上事件解決せるものは極めて多數を占むるのである。却下事件十四件は山梨、秋田、群馬、千葉、和歌山、岡山の各縣に亘り調停法第二條（當事者不當の目的を以て濫に調停の申立を爲したりと認むるとき）第三十七條（第二條に規定する事由あるとき）に該當するものとして却下し、又は調停を爲さざりしものである。其の多くは調停を受くるの眞意が無く徒らに訴訟妨害又は强制執行手續の進行を阻止するやうな事情が明かになつたものである。

六、調停條項の內容

調停の成立した事件に就ては調停委員會又は裁判所に於て調停調書を作成する。その調停の內容を成す部分が卽ち調停條項である。

調停條項は爭議の內容に從つて多種多樣であるが、爭議の中心をなすものが小作料の問題と小作契約の繼續及消滅に關する問題等であるから、其の調停の內容に於てもその主眼となるものは矢張り此等の問題を解決するに在る。然し調停は訴訟と異り手續も極めて自由であるから當初申立の際に問題となつた事項以外に亘り廣く調停條項を作成するものが多い。

いま昭和七年に調停の申立を受理した一千八百六十四件の中調停成立した一千五十五件に付て調停條項の內容を調査すれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別	件數	成立件數一、〇五五件に對する割合（%）
一、小作料に關するもの		
（イ）協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの	二三二	二二
（ロ）滯納小作料に付協定したるものを分割（年賦を含む）支拂ふことになつたもの	三九二	三七
（ハ）小作料の一時的減額をなしたもの	三九二	三七
（ニ）小作料の改定又は永久的減額を爲したるもの	一五七	一五
（ホ）不作の場合に於ける小作料の減免方法に付ての定を爲したもの	四三	四
（ヘ）小作料納期を確定したもの及小作料納入先を決定したもの	六二	六
（ト）奬勵米、俵裝料、金設等の支給を爲したもの	一〇三	一〇
二、小作契約の繼續及消滅に關するもの		

主なる道府縣
山梨、新潟、鳥取
山形、北海道、香川、福岡
山形、山梨、秋田
德島、新潟、鳥取
群馬、三重、福岡
山形、山梨、鳥取
秋田、德島、群馬
新潟、三重、北海道、福岡
新潟、山梨、秋田
北海道、大阪、福岡
山形、新潟、香川
山梨、秋田、青森
三重、宮城、福岡
山梨、山形、新潟
香川、秋田、宮城
福岡、青森
新潟、岡山、鳥取
三重、香川、

（イ）係爭小作地全部の契約を繼續したもの　二六六　二七　山形、宮城、山梨、北海道、群馬、青森

（ロ）係爭小作地の一部を返還し一部を繼續したもの　九七　九　山形、宮城、青森、北海道、山梨、新潟

（ハ）係爭小作地を返還し其の代地を貸付したもの　二三　二　山形、青森、宮城、秋田、山梨、三重、福岡

（ニ）係爭小作地全部を返還したるもの　二〇九　二〇　山形、香川、北海道、德島、青森、兵庫、秋田

（ホ）小作地賃借權の讓渡轉貸、地形、地目の變更等を制限したもの　三八　三〇　山形、新潟、山梨、香川、青森、三重、大阪

（ヘ）小作契約條項に違反した場合には解約返地することの定を爲したもの　五三　四九　山梨、山形、新潟、香川、秋田、宮城、三重、福岡

三、小作權（永小作權を含む）を認めたもの　四〇　三　大阪、北海道、山梨、兵庫、香川

四、小作地を小作人に賣り渡したもの　二五　三　山形、新潟、山梨、滋賀、德島

五、將來地主が小作地を賣却する場合には小作人に先買の機會を與ふることに定めたもの　二五　四　新潟、滋賀、山形、岐阜

六、小作權を補償し又は作離料の支給を爲したもの　二〇三　一九　北海道、兵庫、山形、香川、德島、青森、秋田

七、土地改良費、耕作費又は作物の補償をなすもの　三五　五　山形、北海道、富山、京都、香川

八、繫屬中の訴訟の取下假處分及假差押の解除を爲したもの　二三　二　北海道、群馬、香川、青森、兵庫

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成する必要を痛感し、其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷あるが爲に履行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。從つて調停調書の記載形式として、當面の係爭問題の調停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを區分するとか、又は條項の解釋上疑義の生ずる虞ある事項に就ては特に協定の事情、理由、沿革等々說明的に記述し或は覺書を添附するが如きも認められるのである。然れども地方によりては將來に亘る複雜なる取極めを爲すことを避け、却つて調停條項の簡單化の傾向を示した所もあるやうである。

此の成立したる調停の結果は、他に影響する所が頗る大なるものがあるので、或る事件に關する極めて例外的の取極めが行はれた場合に、然も夫れが近隣に惡影響を及ぼすこと大なりと認められるゝ事項なるときは、態と之を調停條項中に記載することを省き單に其の當事者間の協定のみに任せたり、或はまた特別執行することが四圍の事情より見て不穩當だと認められる調停に關しては直ちに執行を爲し得ざるが如くに

其の條項を作成したものが兒受けられるが如き種々苦心の跡が窺はれるのである。

第三章　中間階級者の爭議

第一節　爭議の勢

玆に便宜上中間階級者と稱してゐるがその指すところは云ふまでもなく俸給生活者である。俸給生活者の爭議は年々增大する傾向であるが、本年度においてはその增大は特に著しかつた。以下その狀況を各項に亘つて略記する。

爭議の件數　當研究所において調査するところに據れば、昭和七年中に發生したこの種の爭議は一六〇件に及ぶ。これを前年度の八五件に比するときは正に二倍の增大である。この增大は、工・鑛・交通業における勞働者の爭議が前年に比して減少せる事情と對照するとき、注目すべき傾向であらう。

爭議の業態別　總件數一六〇件のうち最も多數を占めるものは演劇映畫常設館從業員の爭議で一一一件を數へ、これにスタヂオ從業員の四件を加ふれば一一五件で、中間階級爭議の約七二%を占めてゐる。映畫常設館爭議の增大は一般に事業不振にもよるが、トーキー採用による解雇の增加等にも因るところが多い。尚ほこの種爭議では東京における日活・日興系映畫館の爭議は可成りに世の注目をひいた。この他、本年度には新聞社、圖書出版店等における店員の爭議が注目せられた。一般に會社員の爭議としては、シンガー・ミシン會社のそれは代表的なものであつた。いま一六〇件を業務により種類別すれば左の如くである。

演劇映畫常設館	一一一	新聞社及び圖書出版店	八	會社々員	七
スタヂオ	四	其他	一〇	計	一六〇
食堂其他飲食店	八				

爭議の分布　本年度のこの種爭議は三府二十一縣に亘りその範圍も前年の三府十二縣一道よりも廣汎であつた。その最も多きは東京府の六二件で、次位の大阪府は二九件にすぎない。この點も一般勞働者の爭議とはやゝ趣を異にし、文化の程度高き東京に集中してゐるやうである。その各府縣における分布を示せば次の如し。

東京	六二件	愛知	三件	北海道	二件	熊本	一件
大阪	二九件	福岡	三件	岡山	一件	茨城	一件
兵庫	二二件	長崎	三件	廣島	二件	鹿兒島	一件
京都	一〇件	靜岡	二件	和歌山	一件	栃木	一件
神奈川	六件	宮城	三件	宮崎	一件	奈良	一件
						山口	一件
						高知	一件
						埼玉	一件
						島根	一件

爭議の原因　總件數一六〇件のうち、大體に從業員側が受動的な地位にあつて起されたと見るべき爭議は一一〇件で、反對に從業員が先づ要求を提げて立つた爭議は五〇件にすぎ

ない。大體に從業員側が受動的地位にあるものと見ねばならぬ。その事は原因の內容を細別することによつて更に强調せられ得る。即ち、受動的原因によるものゝうち最も多きは解雇で四六件にのぼり、それに次いで賃銀不拂の二六件である。これらは不況による雇主の對策　發動にすぎない。尙ほ從業員側が先づ能動的に出たものゝうち多數を占める原因は待遇改善要求の一四件であつた。

受動的

閉鎖	解雇	解雇手當要求	休業手當要求	組合壓迫	賃銀不拂	賃下反對	收入減	其他	計
三	四六	一四	一	一	二六	二	三	五	一一〇

能動的

値上要求	解手制定要求	退手制定要求	待遇改善要求	感情	其他	計	合計
六	六	三	一四	二	一九	五〇	一六〇

爭議の經過　罷業が大部分を占め一二二件に達するに對し示威が皆無である點、示威を伴ふ罷業が一五件にのぼる點、等注目に　するであらう。即ち左の如くである。

罷業	怠業	罷業怠業	示威	罷業示威	罷業怠業示威	怠業示威	紛議	計
一三	二	二	—	一五	五	二	三	一六〇

爭議の結果　これは見る人の見解により甚だしく異るところではあるが、當研究所が調査するところによれば大體左表の如く、妥協的解決が最も多く、從業員側に有利解決と見られる場合が然らざる場合よりも比較的に多い。

爭議團に有利解決	同じく不利解決	妥協的解決	不明	計
四九	三三	五九	一九	一六〇

主要なる爭議　上記一六〇件のうち主要なるものを拾ひ上ぐれば左の如くである。

	發生月	參加人員(女)	關係團體名
日本評論社(東京)	六年十二月	一〇	
千歲座(兵庫)	七年一月	一四	總聯合全國映從
佐世保劇場(長崎)	同	三七	
博報堂(東京)	二月全員		
笹塚館(同)	同	八	東京映畫同人組合
キネマ田島館(神奈川)	同	二	總評關東勞働者組合
總社クラブ(兵庫)	同	二〇	播州映畫演劇從業員組合
新榮館(愛知)	同	二	中部映畫同人組合
辨天座(廣島)	同	一四	廣島映畫人同盟
日本生命保險會社外勤部(東京)	三月	八〇	(組合員)總同盟生保從業員組合

みかど食堂（同）　同三五　（全協日本食料品労働組合
新宿劇場（同）　同三七　（排同關東映畫從業員組合
松坂屋大阪支店食堂（大阪）　同一八　全勞大阪化學勞働
昭和クラブ（同）　同三　總同盟大阪合同勞働
天神クラブ（同）　同一〇　同　右
松竹座（同）　同二〇　（總聯盟演劇映畫從業員組合
菊水キネマ商會二葉館（兵庫）　同三五　（總聯合全國映畫從業員組合
菊水館キネマクラブ
ダイヤダンスホール（同）　同四　（總聯合神戸俸給者組合
キネマ大和館（東京）　四月二〇　（全協日本一般使用人組合
SP大勝館電氣館系（同）　同一〇　（全勞全國映畫從業員組合　排同關東映畫從業員組合
蒲田富士館（同）　同一八　總評關東勞働者組合
日活・日興系帝都座（同）　同三三（全）　關東地方映畫劇場從業員組合會議　總評關勞、東京映同、東映、關映、全映
富士館外二十二館（同）
日興系——帝都座神田・麻布・日比谷・青山・本所・神樂坂・三田・雨國・上野・八丁堀・各日活新宿館、葵館、横濱喜樂座、日活系・富士館、芝・深川・本所・大塚・大井・鳥越・早稻田・各富士

關東勞働組合統一協議會加盟東交、東京市從、蒲田勞友會、東電從、東京瓦斯工、純勞働者同盟、中央一般勞働、郊友會、總評關東地評

第二部第一篇　勞働爭議

扇橋、五ノ橋、電氣大島松竹各キネマ館（東京）
南座白鷺座松竹座（兵庫）
明石座（同）
カフエー神港會館（同）
新興キネマ太秦スタヂオ（京都）
精神病院保養院（東京
やまと新聞社編輯部（同）
日暮里キネマ館板橋館（東京）

池袋武藏野館松竹館（同）

新宿武藏野館（同）
千住新橋館（同）
綠館（同）

松竹系京阪神三市全（大阪）
映畫常設館
（大阪京都神戸松竹座外八館）

昭和クラブ（同）
三宮クラブ（兵庫）

同三　（排同關東映畫從業員組合
同五（四）　（總聯合兵庫縣司厨從業員組合
同三三（五）　全農京都府聯（應援）
四月二〇（二四）　總同盟北豐島支部
同全員
四月七五　（全勞全國映畫劇場從業員組合
同一〇二（二四）　（全勞全國映畫劇場從業員組合總評關勞働者及排同關東映畫從業員組合
同三〇　（全勞全國映畫劇場從業員組合
同九　全勞全國映畫
同二〇　（排同關東映畫從業員組合
同二〇七　（總聯合全關西映畫從業員組合
（全關西映畫從業員組合協議會）
同三　總同盟映畫演劇同盟
同一四　神戸勞働組合同盟

日本労働年鑑

SP中村館（神奈川）　同二　京濱映畫從業員組合
井之頭會館（東京）　七月三〇　（全勞全國映畫劇場從業員組合
蒲田電氣館（同）　同八　總評關東勞働者組合
市營上野食堂（同）　同一九　（總同盟中央合同勞働組合
日活系常盤座等十三（大阪）　同全員　（總聯合全國映畫從業員組合
映畫館
矢満クラブ（同）　同一〇　總同盟演劇映畫同盟
市岡パラダイス（同）　同三〇　同大阪合同勞働組合
いづもや食堂（同）　同三〇　同　右
大同マッチ會社（兵庫）　同九六（全社員）
八雲座（同）　同一一　（總聯合全國映畫從業員組合
八木百貨店（熊本）　同一〇〇（全）
向島キネマ（東京）　八月三　（排同關東映畫從業員組合
赤坂帝國館（同）　同三　同　右
昭和館（同）　同一八（全）同　右
伯陽軒（同）　同九一
美松食堂（同）　同二　（全勞關東食料品產業勞働組合
大阪梅田驛構內水了軒（大阪）　同四　（日本生產黨全國鐵道構內立賣從業員同盟
シンガーミシン神戸（兵庫）　同四三　（總同盟兵庫縣聯合會
外中央店

ダンスホール阪神會館（同）
吉原興業部（同）
日活太秦スタヂオ（京都）
西陣キネマ（同）
千歲劇場（愛知）
壽美屋百貨店（廣島）

シンガーミシン全日本中央店（兵庫）再燃　九月八〇〇（全）
　關東——日本國家社會黨
　關西——日本勞働總同盟
　シンガミシン爭議團全國中央部東京
電氣館（東京）　同六　總評關東勞働者組合
日簡火災保險大阪支店（大阪）　同九五　（總同盟大阪合同勞働組合
鶴町座（同）　同二　同　右
美登里館（茨城）　同三　（社會大衆黨、全國農民組合各支部
ステイションホテル（東京）　十月二五〇
美濃屋（同）　同三七　（勞働同盟關東合同勞働組合
文化キネマ（宮城）　同三　排同關東映畫支部
九州帝大醫學部附屬食堂（福岡）　同五　全協・福岡消費組合
八二館（北海道）　同四　日消聯札幌消費組合
千秋座（岡山）　同一八

浅間館（東京）十一月二〇（排同關東映畫從業員組合
城東館（大阪）同二五（勞働同盟日本一般産業勞働組合
須磨精神病院（兵庫）同二八總聯合（應援）
日活赤座（栃木）同三〇全勞栃木聯合會
大森新興館（同）十二月六總評關東勞働者組合
金町演藝場（同）同三（全勞全國映畫劇場從業員組合
千本座（京都）同二四關西映畫從業員組合

第二節　主要なる爭議

中間階級者の爭議の代表的なものとしてシンガー・ミシン會社々員爭議と日活・日興映畫館爭議とにつきその顚末を記し、その他主要の爭議については上揭表の參照を乞ふことにする。

シンガーミシン會社爭議

發生　會社は昭和七年八月一日從業員の給料一割減を發表し神戸總支配店並に横濱、大阪各中央店その他地方分店。爭議發生——昭和七年九月廿八日。爭議終結——昭和八年二月八日。支援團體——日本勞働總同盟その他。

資本金八億を有し國際的に販賣網を確立しミシン界の覇王として君臨せるシンガーミシン會社に對し、全日本同社社員が會社當局の社員待遇規約の無非道なるに憤激して立つたもので、會社員の爭議としては特筆すべきものである。

同社は日本内地の總支配店を神戸に置き、横濱、大阪、名古屋等に地方的に中央店を置きその治下に約九百の分店を配置し、分店員はシンガー社員を以て任ぜしむるのであるが分店は支配中央店に對して販賣能率の向上を圖る意味に於て強制依託販賣制度を施行するのみか、全國に亘つて約三十萬弗の保證金を供託せしめ一定の販賣額に達せざる時は社員の權利を剝奪され販賣權利も喪失せしめられると言ふ過酷なる契約をなして居り、更に配するに各主要都市に監督を巡回せしめて業績を監視すると言ふ實に寸分の隙もない經營方針を採つてゐたので、シンガー社員は之等に鑑み從來社員規約團なるものを組織して會社當局の治下に團體的交涉機關を設置して來たのであつた。

發生　會社は昭和七年八月一日從業員の給料一割減を發表し神戸大阪兩中央店に爭議の發生を見たのであるが、これは協調會大阪支所長の調停によつて九月十二日一應の解決を得た。しかるに昭和七年九月一日會社はミシンの賣價賣上げを發表したので外勤社員等は賣れ行きの不良から起る收入減をおそれ不滿を口にするに至り、先の爭議解決條件であつた退職手當制の履行を迫つて立つに至つたもので、まづ東京、横濱兩社員團幹部は九月二十八日左の要求書を會社に提出した。

〔要求事項〕一、退職手當制度を即時確立すること。二、雇傭契約を改訂すること。三、信用保險の證書及び受領證を交附する

こと。四、九五種及九六種を家庭部にも販賣せしめること。五、不當解雇をせぬこと。

しかるに會社は右要求を拒絶したので、從業員は日本勞働總同盟の支援を得て全日本シンガー社員團聯盟を結成し、全國的爭議に入るに至つた。

經過　先づ九月九日靜岡市において、東京、横濱、大阪、神戸名古屋の五大都市社員代表者會議が開かれ、一、社員團聯盟を結成すること、二、各都市別に規約會を組織すること、等を決議しそれに基づいて十月九日東京に「全日本シンガー社員團關東同盟」が結成され、次で廿一日には大阪において同關西聯盟が組織された。關東側は十月十一日横濱中央店支配人に對し前記内容の要求書を提出、十三日までにその回答を求めたが得られず、十六日には横濱のホテル・ニュークランドに滯在中の東洋總支配人を訪問したが、これまた滿足な回答は得られなかつた。翌十七日二ヶ所において兩者の會見が行はれたが、會社側は要求の全部を拒絶剩へ社員團聯盟より脱退しその結果を十八日までに申出づるやう嚴重に言渡した。一方、關西側でも、關西聯盟結成の翌二十二日總同盟幹部を加へた代表者が、神戸中央店に向ひ同樣の要求書を提出したが、これまた滿足な回答は得られなかつた。翌十七日二ヶ所京兩代表は各別に前記要求以外新たに「ミシン値上反對」の一項を加へた要求書を提出、名古屋の社員代表もほゞ同樣の要求書を提出、しかもいづれも拒絶されたばかりでなく、聯盟脱退をも强要された。ここにおいて社員側は却つて結束を固め極力社員の加盟勸誘に努めた結果、北海道外十數府縣に亘り相等の參加者を見るに至つた。

本爭議における會社側の態度は最初より頗る强硬で、常に强壓策をもつて臨み、要求事項は全部峻拒するし、調停者に對しては會社は抑も之を勞働爭議と看做さずと稱して取合はず、また應援の總同盟などの團體交涉には全然應ぜぬといふ有樣である。加之、社員團及び爭議團の切崩しとその加入防止には全力をあげ、爭議對抗策として中央店・直營販賣店等を閉鎖し、米本國よりの勤務者に對しては横濱への引上げを命じた。十一月以降爭議參加者に對して解雇通知を發し、また集金を供託せる社員等に對しては横領その他の名目で告訴し、或は假差押へを執行して之を威赫するなど益々攻勢に出た。この會社の猛烈なる攻勢に押されて十一月末には早くも北海道その他の總務、總監督、監督内勤社員等の間に裏切脱退者を生じ、横濱中央店の開店の際には内勤社員の大部が就業するに至つた。

解決の見込はなく、爭議は延引し、爭議資金は缺乏し、脱退者は增加する、形勢益々爭議團に非に赴く有樣で、爭議團側は解決をあせつて米國本社に解決方を打電し、米國大使館、内務省、警視廳に陳情する等、局面打開につとめたが何等効なく、兩者對立のまゝ越年するに至り、その横濱における爭議團は遂に萬策つきて一月十八日大擧して横濱中央店に對し襲擊の擧に出でた。

解決　横濱には會社側の責任者がをり且つ爭議本部もあることとて、神奈川縣當局は兩者に對し從來屢々解決方を慫慂して來たが襲擊事件の發生に及んでいよいよ積極的に乘出し兩者間の斡旋につとめた。かくて、二月に入つて漸く解決の曙光が見え出した

が、全形勢は既に爭議團のために甚しく非、從つてその解決條件は爭議團に不利、二月八日に至る五ヶ月に亙る鬪爭は爭議團側の敗北に歸したといはねばならぬ。會社側並に爭議團側の覺書を示せば左の如し。

〔解雇覺書〕一、解雇通知を受けたる者は個々面接の上再び採用す、但し犯罪行爲を有する者は此限に非ず。一、販賣收金歩合、訴訟費用、出張費用は六大都市共既に同一なり。一、會社の營業はコンミッション制度なるを以て退職手當制度を提議又は設定の餘地なし。一、販賣並集金は雇傭契約の條項に依り常に督勵さるゝ一、信用保險料領收書は昭和七年十一月十二日付會社聲明書明記の通り發行し得、一、家庭部社員には工業用ミシン販賣を許さず工業部の營業は家庭部社員が侵害することを得ず。一、月賦販賣に對しては販賣報告當時手數料を前拂するものなるが故に其の後完濟されたる勘定に對し、其の割引額に相當する手數料を返還せしむる事は正當なり。昭和八年二月八日(會社責任者署名)。

〔覺書〕シンガーミシン爭議解決に際して會社代表より貴官(神奈川縣警察部長)に宛て提出されし覺書を內示せられし事により我等一同玆に全く諒解せるにより爭議を終止する事に致します、就ては爭議中社業に與へし打擊の回復の爲今後社業發展の爲め誠實に努力し以て貴官の熱誠なる調停の爲めの御努力に酬いん事を誓ふものでありまます。昭和八年二月八日(全日本シンガー爭議團各地代表者等一一名署名)。

發生　日活並にその姉妹會社たる日興の兩社は兼て計劃中のトーキー映畫機を四月十五日その營業下の各館に裝置した。トーキー備付に對しては辯士並に樂士達はかねてから生活上の不安を感じてゐた折柄、これをもつて愈々馘首の免かれぬ運命なることを見、まづ東京、橫濱を中心とする關東組は總評議會所屬關東勞働組合の指導下に共同鬪爭をなすことを約す一方、廿八日には左の嘆願書を兩會社に提出した。

(嘆願書)一、馘首減俸、勞働强化絕對反對。二、退職手當を制定せよ、勤續一ヶ年未滿は二ヶ月分一年を增す每に一ヶ月を加ふること。三、本人の意志に依らざる轉職、轉勤反對。四、定期手當を制定せよ、手當は半期に一ヶ月分を支給すること。

會社側では狼狽し飛電を京都本社に發して廿九日は日曜にもかゝはらず日活本社に本間營業部長、原田支配人、日興側からは、三宅支配人以下全社員出動、對策を協議した。嘆願條件は殆んど全部容れられず、專ら「解雇せず」の方針で進む模樣であるが爭議團側ではあくまで初志を貫徹す可く結束を固め、松竹系のS・P爭議の餘波を糾合して全國的に反抗の波を高めた。

形勢は極度に逼迫してその成行は注目されてゐたが、メーデーを機に俄然騷擾化し爭議團は映畫館占領の大衆行動を敢行し警官隊と流血の大亂鬪を演ずるに至つた。この報に接した會社側では

日本活動寫眞株式會社(東京市京橋區京橋町三ノ十一)、日本興行株式會社(東京市淺草區公園第六號區富士館內)。爭議發生——昭和七年四月廿八日。終結——同五月十一日。支援組合——總評議會所屬關東勞働組合。

大いに狼狽、對策を協議し、取り敢えず活動館の占領は明かに營業防害であるとなし警視廳に告發したので、夫々所轄署は直ちに神田及び新宿の兩館に出張、氣勢を揚げてゐた從業員兩者合せて百五十餘名を總檢束した。この際神田日活館では爭議團と警官の大衝突から警官十名が重輕傷、爭議團では十數名の負傷者を出すに至つた。このメーデー流血事件によつて鬪爭は一段と尖銳化し、二日午後より說明者、樂士、はやし方三百餘名を糾合して、日活日興の直系二十四館は一齊にゼネストを敢行した。更に同日午後十時から各館代表者會議を開いて今後の對策を協議すると共に追加要求を審議、三日に至り從業員大會を開催し左記の如く追加要求七項目を決定し之を兩會社に提出した。尙ほ同日第二爭議團本部を別記國女社爭議團跡に設け一部之に移轉した。

〔要求條項〕一、馘首減給勞働强化絕對反對。二、退職手當の制定。イ、勤續一ヶ年未滿は三ヶ月分以後一ヶ年を增す毎に一ヶ月分加算の事。但し端數は一ヶ年として計算すること。ロ、會社の都合に依る馘首の場合は右の退職手當の外に二箇年分を支給されたし。但し解雇は從業員の同意を得ること。三、本人の意志に依らざる轉勤轉職絕對反對。四、配當祝儀を撤廢し年二回の定期賞與の半期一ヶ月分以上支給の事、五、音樂部を二部制にされ度し。六、病氣不幸に依る缺勤の場合は月給全額支給し補充臨時雇の費用は會社で全額負擔の事。七、館轉貸讓渡による從業員の引繼を絕對になさざる事。八、月最低二回の公休制夏期は五日間以上の休暇制の制定。九、女子從業員の日給制を月給制に改正せよ。十、樂器修繕費及消耗品の會社負擔並に時間外手當を支給せよ。十一、婦人從業員の休憩部屋設置改善せよ。十二、爭議中の日給全額支給。十三、爭議費用全額會社負擔。十四、本爭議による犧牲者を絕對に出さざる事。

會社側では兩社の重役會議を開いて右要求書に對する回答案を協議しつつ、直營の各館に對しては臨時雇を入れ、またレコード伴奏やトーキーをもつて營業を繼續し爭議團との折衝に當つた。しかし双方とも自說を固持して讓らず、共に强硬の態度をつゞけたが、遂に警視廳調停課の斡旋によつて同調停課において勞資會見を行ふこととなつてトーキー爭議も終結に近づいた。

解決　右兩者の會見は可成りの折衝を經たが、遂に十一日左の條項をもつて解決を見るに至つた。

〔解決條項〕一、解雇減俸はなさざる事。但し懲戒に相當する行爲ありたる場合は此の限りに非ず。尙特に監督の感情に依る解職は絕對なさざる事。二、說明部員並に音樂部員は解職に關すること及勤務手當に關すること左の通り定む。イ、今後は發聲映畫上映に對する現在の營業方針に重大なる變化の無き限り解職せざること。但し社會一般的に見て萬已むを得ざる事情と認められる場合は此の限りに非す。ロ、解職の場合は三ヶ月以前に豫告すること。八、勤務手當は勤續年限一ヶ年に對し月俸半ヶ月に相當する手當を支給する事。但し一ヶ年未滿の場合は日割とす。二、發聲映畫上映に伴ひ解職する場合は解職手當として最低月俸の六ヶ月分を支給する事。三、會社は故なく轉勤轉職を爲さざる事。四、配當祝儀の件は日活は現狀の通りとし日興は之れに準ず可く考慮する。五、病氣、不幸に依る缺勤の場合は三ヶ月迄月俸全額を支

給すること。六、館の轉貸譲渡に依る従業員の引繼に關しては特に考慮すること、七、八項は承認。八、九項の本件は二ヶ月後實行する。九、十項の件は承認。十、婦人従業員の休憩部屋の改善の件は善處する。十一、爭議中の給料は全額支給する。十二、爭議解決に當り金一封を支給す。十三、本爭議に依る犠牲者は出さざること。」

第四章　婦人労働者及び職業婦人の爭議

婦人労働者の爭議

謂ゆる女工以外の婦人では職業婦人であるが、この種婦人労働者殊に謂ゆる女工の爭議は普通に一般労働者の爭議に含まれてをり、従つて本年鑑では第一章の一般的記述の中に含ましめてあるわけであるが、いま社會局調によるに、婦人のみによる爭議は、爭議總件數（同盟罷業・工場閉鎖を伴つた爭議）八九三件のうち四二件（四六%）あり、それは前年の二四件に比し倍加の狀態にあるとせられてをり、更に男女合同のものは三三件（三七・三%）で、これまた前年の三〇六件（三六・六%）に比し増加してゐるが、その參加人員は一三、一九二人で前年より三千人の減少を見たと報告せられてゐる。いまこれら婦人參加の爭議の業態別につき同局調査の報ずるところは次の如くである。

「之等の爭議は婦人労働者の多い製絲（二一件二、九〇四人）紡績（二〇件三、四九二人）織物（一八件六八四人）等の染織工業（八四件七、五八〇人）に最も多く窯業（四八件一、三九人）ゴム（二五件六九五人）等の化學工業（九一件二、四二九人）、製本印刷製本（二四件一六一人）木竹製品（七件一九一人）等の雜工業（四九件七五三人）、運輸業（一五件四六五人）、鑛業（一〇件四六四人、機械器具製造工業（二七件四二二人）土木建築業（五件一一三人）等が之に亞でゐる。」

職業婦人の爭議

謂ゆる女工以外の婦人では職業婦人であるが、この種婦人の爭議は本年も微々たるものである。當研究所の調査によれば、昭和七年におけるその數は九件、前年度の一五件にも及ばない。これを業態別に分ては、藝娼妓の爭議四件、ダンサー二件、カフエー一件、看護婦一件である。地方的分布を見れば、兵庫の四件以外には東京、大阪、長崎、福井、千葉の各一件である。原因別に見れば、待遇改善要求三件、給料等の値上要求二件、以上は従業者側の要求に出づるもので、雇主側が能動的に出たものとしては解雇一件、賃銀不拂一件で、従業者が要求を提げて業主に迫つたものの方が多い。その他二件は、感情的原因が一件、不明一件である。爭議の經過は罷業七件であり、他の二件は紛議に止まるものである。結果としては婦人側にとつて有利に解決せるもの四件、不利一件妥協三件、不明一件である。

右九件のうち主なるものを拾へば左の六件である。

	發生月	參加人員	關係團體名
花隈ダンスホール（兵庫）	三月	七	總聯合神戸俸給者組合
尼崎共立病院（同）	同	五	
大阪藝妓組合（大阪）	四月	三〇（全）	全勞大阪化學
玉木座（東京）	六月	三	
千葉全市カフエー女給組合（千葉）	同	三〇〇（全）	
西宮檢番（兵庫）	七月	六（全）	

第二篇　勞働組合

第一章　工・鑛・交通業勞働者の運動

工・鑛・交通業勞働者の運動は勞働運動の基本的な勢力をなすものであるが、これらの運動は主として勞働組合を中心として進められてゐるので、ここでは工・鑛・交通業勞働者の組合運動を中心として述べることとする。

いま工・鑛・交通業勞働者の組合の量的方面を見るに、これを主要部分とする日本の勞働組合數は昭和七年末現在（社會局調）九三二組合で、前年末のそれに比すれば一一四組合を增加し、組合員數は三七七、六二五人で、これまた前年末に比すれば八、六五〇人の增加を示してゐる。しかし、その勞働者總數に對する組織率からすれば、本年度は殆んど進展を示してゐない。しかも、最近における組織進展の方面が、映畫從業員關係或ひは土木建築等の從來組織率の低かつた部面であつてみれば、最近における工・鑛・交通業勞働の本體における組織は全く停頓乃至退却の狀態にあるとさへ思はれる。

次に組合運動の質的な動向を見るに、本年度を彩る最も著しき動きは何といつても國家社會主義運動の隆興と、社會民主主義的諸組合のそれへの轉向であらう。この運動は、從來の謂ゆる右翼乃至中間派組合の陣容を震憾せしめたと同時に他方において、これら社會民主主義的組合を驅て一齊に右翼的結合を促進した傾向がある。『日本勞働組合會議』の成立がこれを表徵する。そして、この本年度における組合の分裂と結合との相反する二つの動向を織り結ぶ根據が、經濟恐慌の深化と我が國際危機の昂揚、云ひかへれば所謂非常時的情勢にその基礎を置くことは多言を俟たない。

合法的諸組合をして一般に右翼化せしめ、更に右翼中間の一部隊をしてファッショに解體せしめつつある以上の如き情勢は、謂ゆる左翼非合法組合たる日本勞働組合全國協議會に對しては如何なる動向を與へたか。その活動の詳細に至つては合法的報導を缺き、我々の窺ひ得ざるところではあるが、その活動が、當局の彈壓追及の下にあつて尙ほ相當果敢に闘は

れつつあることは、偶々表面化せる地下鐵爭議、岩手國鐵爭議等によつても知り得るところである。全協の活動については本文中には之れを割愛せざるを得なかつたので茲に尙ほ一言觸れておかう。全協がいまや爾餘の諸組合と全く對立の地位に置かれたことは、その本年九月の擴大中央委員會報告が、「今や日本における勞働組合運動は革命的勞働組合全國協議會と直接關接にフアシストに指導せられる反共產主議的勞働組合と明かに對立するに至つた」と宣明せることによつても知られる。全協本年中の活動は、五月の擴大中央委員會と九月の第一回中央委員會とに集中的に表明せられてゐるやうである。五月の中央委員會の後、本部は決議の實踐化を全成員が日常鬪爭において戰ひとるための實踐カンパを提唱した。この結果は、全國重要地方にオル　が派遣され、各產別支部では大體において支部機關の確立を得たと報ぜられた。また九月の第一回中央委員會は前記實踐カンパの成績批判の上に立ち、全協當面の任務としてプロフィンテルン第八回中央評議員會の決議の具體化を審議し、また規約、綱動綱領以下諸項目が審議決定されたと傳へられる。

尙ほ組合戰線における個々の注目すべき動向については、各組合の運動を述べるに當り之を指摘しておいた。

第一節　勞働組合の組織狀況

我が國における勞働組合數並に組合員數の現況を社會局調を通して見よう。

昭和七年末現在における我が勞働組合數は九三二、その組合員數は三七七、六二五人である。同年末における勞働者總數四、八六〇、二七六人に對比すれば、我國における勞働組合の組織率は七・八%を示してゐる。これを前年末に比較すれば、組合數において一一四、組合員數において八、六五〇人の增加を示してゐるが、これを數年來の趨勢に對照すれば昭和六年以來增加率の著しく減少せるを見る。加之　組織率に至つては、本年の七・八%は前年の七・九%よりむしろ減少である。恐慌と反動的なる社會情勢が組織の伸張を著しく抑壓したことが想像せられる。

組織狀況を工・鑛・交通・その他の部門に立入つて見れば、依然交通勞働に屬するものの組織率が高く二九・一%であるがこれまた前年の二九・八%に比すれば明かに減少を示してゐるのである。卽ち左表の如し。

勞働者總數及組織勞働者數（年次別）

年次	勞働者總數	組織勞働者數	組織勞働者の勞働者數に對する比率
昭和元年末	四、六四一、六八一	二八四、七三九	六・一%
同　二年末	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三	六・五
同　三年末	四、八二四、七八〇	三〇八、九〇〇	五・三

日本労働年鑑

同　四年末　四、八七三、〇八一　三三〇、九八五　六・八
同　五年末　四、七一三、〇〇三　三五四、三一三　七・五
同　六年末　四、七二九、四三六　三六八、九七五　七・九
同　七年末　四、八三〇、二七六　三七七、六二五　七・八

労働者總數及労働組合數（種別）

種別	労働者總數	組織労働者數	組織労働者の労働者總數に對する比率%
工場労働者	二、一〇〇、三五八	一六三、三二八	七・八
鑛山労働者	一九一、一七一	六、三三〇	三・三
運輸交通業労働者	三三一、〇七九	一五一、三五七	二九・一
日傭労働者其他	二、〇四七、四八八	五六、二三〇	二・七
計	四、八三〇、二七六	三七七、六二五	七・八

更に組織労働者數を各種業態別に細別すれば、運輸交通關係労働者の一四八、五〇七人（全數の三九%）、機械器具製造労働者の九二、六八九人（全數の二四%）最も多く、兩者合計をもつて依然全組織労働者の三分の二近くを含む。

婦人労働者の組織に入れるものは一七、〇二七人であり、婦人労働者總數一、五〇五、〇三九人に對比すれば一%強であり、これは前年の〇・八%に比しやゝ增加してをり、また右は組織労働者總數の四%強であり、これまた前年の三%強よりは增加してゐるが、しかしその組織率は尚ほ甚だ微弱であるといはねばならぬ。

業態別労働組合數並に組合員數

業態別	昭和七年末現在 組合數	組合員數（括弧内女）	昭和六年末現在 組合數	組合員數（括弧内女）
機械器具	八〇	九三、六四（一、五九）	九五	九五、三三五（一、三四五）
化學	四〇	一九、四八七（一、五四）	八一	二〇、二七三（一、七八一）
染織	四四	一六、五四〇（六、七〇〇）	三八	一五、四七七（三、四七〇）
飲食物	二七	四、七八一（五九）	三三	四、八七四（二六四）
雜工業	一四七	三〇、二八三（三、二五）	二三〇	一七、一四〇（一、〇九二）
鑛業	二三	六、三三〇（一四二）	二四	六、九四五（一九七）
瓦斯電氣	一四	九、七三八（八二）	一七	一〇、〇〇三（八九）
運輸交通	一〇九	一四八、五〇七（一、四五九）	一〇三	一四八、五二九（一、六〇〇）
通信	五	三、〇五〇（一）	七	二、五五五
土木建築	四七	八、三九一	四一	七、一二六
其の他	三五二	四七、八三九（二、八〇六）	二七三	四〇、七三二（一、九四八）
計	九三三	三七七、六二五（一七、〇三七）	八一八	三六八、九七五（二一、八八六）

労働組合を職業別組合と産業別組合とに別つて見るに、産

業別組合は四六九、その組合員數三一三、二四三人で、全組織勞働者の八三%を占む。職業別組合と一般勞働者組合は非常に少い。即ち左の如し。

職業產業別組合並に組合員數

種別	昭和七年現在		昭和六年末現在	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
職業別	一四九	三一、四八一	一四八	三一、五五四
產業別	四六九	三一三、二四三	四二八	三一〇、六四四
一般勞働者	三一四	四一、九〇一	二四三	三五、七四六
計	九三三	三七七、六二五	八一八	三六八、九七五

最後に單一組合と聯合組合とを別つてみるに、左表の如く單一組合の組合員數と聯合組合加盟員數とは略同數であるが、注目すべきは組合數において單一組合が前年末に比し著しく增加したことで、これは最近一兩年間に失業勞働者或ひは小企業勞働者の小組合組織傾向の現はれであると見られてゐる。

單一・聯合別組合並に組合員數

種別	昭和七年末現在		昭和六年末現在	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
單一組合	四八九	一八七、二八七	三六六	一八二、八三七
聯合組合（聯合加盟組合）	三七七	一九〇、三六八	三七一	一八六、一四八
計	九三三	三七七、六二五	八一八	三六八、九七五

勞働組合

第二節　共通運動

本年度において勞働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧ぐれば、國際勞働會議に對する運動とメーデーの運動は例年の如くであるが、特筆すべきものとしては「全國勞働組合會議」の結成がある　更にまた、所謂共通運動といふ言葉には聊か當らぬ點もあるが、國家社會主義的運動の隆起に伴ふ新組合運動の波紋も、本年度勞働運動界に大書すべき事項であつた。以下、是らの共通運動につきその概況を記述する。

一　國際勞働會議

第十六回國際勞働總會は昭和七年四月十二日より同月三十日に至る間瑞西ジュネーブに開催された。左にこの會議における我國勞働代表委員並に顧問の選出情況、總會の概況及會議の結果を記述する。

1　勞働代表委員並に同顧問の選出事情

現在我國で推薦資格ある勞働組合約三十の中今回推薦申告せるものは十二組合で、昨年と同數であるが、本年は從來代表選出權を獨占してゐた右翼六團體の勞働立法促進委員會に代り、昨年六月に成立した日本勞働俱樂部が之を決定せる關係上、同クラブに加盟せる日本勞働組合總聯合及び全國勞働

組合同盟が從來の保留乃至棄權の態度を捨て、推薦申告をしてゐる。

本年度總會の代表並に顧問の選定は「國際労働機關そのものに對し反對せざる」ことを標傍する日本労働クラブによつて行はれたものであるが、その決定に至る迄の經過を概記すれば——

日本労働クラブは昨年八月に開かれた第一回懇談會において労働代表並に顧問の選出權をクラブに獲得すべき申合をなし、更に同年十一月の第二回懇談會において、推薦に關する協議を行つたが、代表並に顧問候補者の決定は之を次の懇談會においてなすこととなり、昨年十二月十五日大阪に於いて開催された第三回懇談會に於いて代表、顧問兩候補者の決定をみるに至つた。

即ち第三回懇談會に於いては推薦期日切迫せるに鑑み急速に候補者を決定する必要上、クラブ加盟の各團體選出委員一名宛——松岡（總同盟）、米窪（日本海員）、山内（全労）、森（總聯合）、川村（官業）、八木（總聯盟）、鈴木（海員協會）、松浦（日本港灣）——より成る小委員會を設置し、代表顧問選出に關する事項を審議せしめた。この小委員會では、西尾兩案が審議され、其間代表鈴木文治說も出るに至つたが、總聯合側は「組合間の感情の對立をさけ融和親睦を圖ると云ふクラブ創立の精神を先づ此の問題を通じて顯現したし」とて自發的に坂本代表案を徹回して西尾案に贊成したため、結局代表第一候補西尾末廣氏、第二候補鈴木文治氏、顧問は總聯合、總聯盟より各一名と決定し、本會議は右の小委員會の決定を滿場一致可決承認すると共に、顧問第三候補海軍聯盟林助一氏を承認決定した。

かくて日本労働クラブと關係なき足尾銅山鑛職夫組合總聯合會のみが獨自の立場から自組合より代表顧問兩候補を推薦せるのみで、クラブ加盟の十組合及海軍労働組合聯盟は上記第三回懇談會の決定案に從つて推薦申告をなした。

政府は本年十二月右の推薦に基き労働代表委員並に同顧問を次の如く決定し、同時に任命せる政府側並に使用者側代表委員及顧問と共に之を發表した。

政府側代表　國際労働機關帝國事務所長　吉阪俊藏、社會局書記官　川西實三

顧問　國際労働機關帝國事務所事務官　石井錦樹、社會局事務官　多湖實夫、職業紹介事務局事務官　齋藤亮、遞信局技師　下村香苗

隨員　社會局囑託　黒川小六

委員附　社會局屬　木田徹郎、國際労働機關帝國事務所書記　福田喜東、社會局屬　中村義雄

雇傭主側

代表　社團法人大阪工業會理事長工學博士　片岡安

顧問　日本商工會議所囑託　宮島綱男、社團法人工政會常務理事　倉橋藤治郎
囑託　元公使館書記官　片桐秀一
勞働者側
代表　日本勞働總同盟中央委員關西勞働總同盟會長　西尾末廣
顧問　日本勞働組合總聯合常任執行委員　皆川利吉、日本勞働總同盟會大阪聯合會爭議部長　小林廣吉
囑託　關西勞働同盟會大阪聯合會爭議部長　小林廣吉

2　總會の概況

第十六回國際勞働總會は昭和七年四月十二日より同月三十日迄瑞西ジュネーブに開催され、前後二十一回の本會議を開き、各二ケの條約案と勸告とを採擇した。今次總會の參加國數は昨年同樣四十九ケ國（うち完全代表を派遣せるは三十一ケ國）であり、代表委員總數は一四八名、顧問數は一九一名であつた。

議長　マンニオ氏（フインランド政府代表）、副議長　（政府側）ハムマルスキヨルド氏（瑞典）、（使用者側）シュミット氏（墺國）（勞働者側）クーパース氏（和蘭）

會議事項は次の如くであつた。

甲　正式會議事項
一回討議）二、有料職業紹介所の廢止に關する問題（第一、廢疾、老齡及寡婦孤兒保險に關する問題（第一回討議）三、工業以外の職業に使用し得る兒童の年齡に關する問題　第二回討議）四、船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる勞働者の災害に對する保護に關する條約の一部改正に關する問題（一回討議制による）

乙　正式會議事項以外の諸問題　一、事務局長の年次報告の審議
二、條約適用に關する第四百八條年報の審査　三、總會議事規則改正問題　四、各代表提出の決議案の審議

本總會において設置せられた議題關係委員會は、

イ、職業紹介委員　ロ、保險委員會　ハ、兒童年齡委員會　ニ、荷役條約改正委員會　ホ、第四百八條委員會　ヘ、議事規則委員會　ト、決議案委員會　チ、起草委員會の八で、右の中我國代表の委員として參加せる委員會は

▲政府代表――イ、ハ、ニ、ヘ、ト▲勞働代表――ロ、ハ、ニ、ト▲使用者代表――ロ、ハ、ト

上記の正式議題事項のうち（一）及（二）は何れも今回が第一回討議であり、從つて今次總會では、（一）は委員會の可決せる質問事項を、（二）は本問題を扱へる委員會の報告書の「結論」を、それ〴〵採擇し、續い　兩者を次の總會の議題に上程することを可決せるに止まる。

同（三）の「工業以外の職業に使用し得る兒童の年齡に關する問題」については、昨年度總會の第一回討議の結果に基き作成された條約案と勸告案が本總會に提出審議された。この兩草案は委員會及び本會議で多少修正されたが二十九日の第十九回會議に於いて何れも採擇せられた。尚我政府側代表は本條約案が兒童使用の絶體的禁止の原則に基いて、詳細なる規定をなしてゐる點に反對

し、條約案勸告案の何れに對しても棄權した。

同(四)の「船舶の荷積又は荷卸に使用せらるゝ勞働者の災害に對する保護に關する一九三二年の條約の一部改正に關する問題」は、第十二回勞働總會に於いて採擇された標記の條約が、其規定嚴に過ぎ、各國の批准を得難き狀態にあつた爲、之の改正が今次總會に上提されたものである。

本問題は今年一月に本總會の會議事項として追加決定されたゝめ「會議事項は四ケ月以前に送達」すべき事を明記する平和條約の規定に牴觸せざるやの問題を生じ同規定の將來の嚴守に關する決議案が、我政府代表によつて提出された。

改正條約案自體は第十五回會議（四月二十七日）に於いて總會の採擇するところとなり、茲に國際勞働條約の最初の改訂が行はれた。尙この改訂に關聯して「本條約案に規定せらるゝ相互主義を促進する勸告」が採擇せられた。

3 總會の結果

今年度國際勞働總會に於いて前後二十一回に亘つて開かれた本會議の結果次の二個の條約案と二個の勸告とが採擇せられた。

イ、工業以外の職業に使用し得る兒童の年齡に關する條約案（正文後揭）

ロ、船舶の荷積又は荷卸に使用せらるゝ勞働者の災害に對する保護に關する條約の改正案（改訂部分後揭）

ハ、工業以外の職業に使用し得る兒童の年齡に關する勸告（正文省略）

ニ、船舶の荷積又は荷卸に使用せらるゝ勞働者の災害に對する保護に關する一九三二年の條約に規定せられたる相互主義の促進に關する勸告（正文省略）

以上の他今次總會に於いて左の十一個の決議が可決された。

一、相互主義の狀態の概觀に關する決議（荷役災害保護委員會提出）

二、平和條約第四百一條の規定の遵守に關する決議（日本政府代表吉阪氏提出）

三、四十時間週に關する決議（佛蘭西勞働者代表ジュオー氏提出）

四、經濟不況とその對策に關する決議（佛蘭西勞働者代表ジュオー氏、白耳義勞働者代表メルテンス氏、瑞西勞働者代表シュルヒ氏共同提案

五、强制勞働に關する決議（和蘭勞働者代表クーパース氏提出）

六、農業團體協約に關する決議（獨逸勞働者代表ミュラー氏提出）

七、勞働者住宅問題に關する決議（日本勞働者代表西尾氏提出）

八、硅肺に關する決議（瑞西勞働者代表シュルヒ氏提出）

九、植民地等の代表方法に關する決議（印度勞働者代表チャマン・ラル氏提出）

十、阿片吸飮に關する決議（佛蘭西勞働者代表ジュオー氏提出）

十一、金の休戰に關する決議（ユーゴスラヴィア勞働者代表チュールチン氏提出）

次に本總會において採擇せられた二つの條約案の正文を揭

げて置く。

一、工業以外の職業に傭使し得る兒童の最低年齢に關する條約案

（前文省略）

第一條

（一）　本條約は其の第一回、第二回及び第三回會議に於て國際勞働總會の採擇したる左の條約に取扱はれざる一切の職業に之を適用す。

工業に傭使し得る兒童の最低年齢を定むる條約（ワシントン、一九一九年）

海上に傭使し得る兒童の最低年齢を定むる條約（ジエノア、一九二〇年）

農業に傭使し得る兒童の最低年齢に關する條約（ジュネーヴ、一九二一年）

各國に於ける權限ある機關は關係ある主要雇傭主團體及び勞働者團體と協議の上本條約の適用を受くる職業と上記三條約に取扱はるゝ職業との分界を定むべし

（二）　本條約は左に之を適用せず

（イ）　海洋漁業に於ける傭使

（ロ）　工業學校及び實業學校に於て行はるゝ勞働、但し右の勞働は本質上教育的性質を有し、營利の爲にするに非ず且つ公の權關に依り制限、認可、監督せらるゝことを要す

（三）　各國に於ける權限ある機關は左に對する本條約の適用を免除することを得

（イ）　雇傭主の家に屬する者のみ傭使する企業に於ける傭使

但し本條約第三條及び第五條の意味に於て有害、妨害的又は危險なる職業を除く

（ロ）　其の家庭に屬する者に依り行はるゝ家庭用の家事勤勞

第二條　以下別段の規定ある場合を除くの外、十四歲未滿の兒童又は十四歲を超ゆるも未だ國內の法令若くは規則に依り小學校に出席することを要する兒童は本條約の適用を受くる職業に之を傭使することを得ず

第三條

（一）　十二歲を超ゆる兒童は授業時間外に於て左の條件に合致する輕易なる業務に之を傭使することを得

（イ）　其の業務は兒童の正常の發育上有害ならざること

（ロ）　其の業務は兒童の學校出席又は其の授業を享受する能力を妨害せざること且つ

（ハ）　其の業務の時間は授業日に於ても休業日に於ても一日二時間を超えず、學校と輕易なる業務とに費さるゝ時間の總數は如何なる場合に於ても一日七時間を超ゆることを得ず

（二）　左の場合に於ては輕易なる業務は禁止せらるべし

（イ）　日曜及び公の休日

（ロ）　夜間、即ち午後八時より午前八時に至る時間を包含する少くとも繼續十二時間の時間

（三）　主要なる關係雇傭主團體及び勞働者團體と協議の上、國

內の法令又は規則は左を行ふことを要す

（イ）本條に於て輕易なる業務と看做さるゝことを得る職業の種類を定むること

（ロ）兒童が輕易なる業務に傭使せらるゝに先ち遵守せらるべき豫備的保障條件を規定すること

（四）（一）（イ）の規定に從ふことを條件として

（イ）國內の法令又は規則は第二條に揭ぐる兒童にして十四歲を超ゆる者の休業日に於て許容せらるゝ業務とその一日勞働時間數とを決定することを得

（ロ）强制的學校出席に關する規定存せざる國に於て輕易なる業務に從事する時間は一日四時間半を超ゆることを得ず

第四條　藝術又は科學の爲、國內の法令又は規則は個々の場合に付與する許可に依り、本條約第二條及び第三條の規定に對する除外例を許容し、兒童をして、一切の公衆娛樂に出演することを得しむる業務に費さるゝ時間は一日四時間半を超ゆることを得ず

又は俳優若くは端役として映畫製作に出演することを得しむることを得、但し

（イ）サーカス、ヴアラエテイ、ショー・キヤバレに於ける傭使の如く第五條の意味に於て危險なる職業に付ては右の除外例を許容することを得ず

（ロ）兒童の健康、身體の發育及び風儀の爲並に兒童の懇篤なる待遇、充分なる休息及び其の敎育の繼續を確保する爲嚴重なる保障を規定すべし

（八）本條の規定に依り許可を與へらるゝ兒童は正子以後傭使せらるゝことを得ず

第五條　其の性質上又は其の遂行せらるゝ場合の狀況に依り之に傭使せらるゝ者の生命、健康若くは風儀に危險を及ぼす職業に年少者又は兒童の傭使を許可するに付いては、國內の法令又は規則は本條約第二條に揭ぐる所より一層高き年齡を定むべし

其の業務の狀況が一層高き年齡の定めらるゝことを必要とする場合には、街上又は公衆の出入する場所に於ける行商、店舖外に在る屋臺に於ける常時の勤務、若くは巡行的職業に年少者又は兒童の傭使を許容するに付て國內の法令又は規則は本條約第二條に揭ぐる所よりも一層高き年齡を定むべし。

第七條　本條約の規定の有効なる實行を確保する爲國內の法令又は規則は左を爲すことを要す

（イ）適當なる監督及び檢閱の制度を設くること

（ロ）第六條の適用を受くる業務及び職業に從事する一定年齡未滿の者の身柄證明及び監督を容易ならしむる爲、適當なる方法を設くること

（八）本條約の規定を實行する法令又は規則の違反に對し刑罰を設くること

第八條　ヴエルサイユ平和條約第四百八條及び他の平和諸條約の對當條項の規定に依り提出せらるべき年報中には本條約の規定を實行する一切の法令又は規則に關する完全なる情報を包含せしむべし、特に右の情報は左を包含することを要す

（イ）國內の法令又は規則が第三條に於ける輕易なる業務と認めたる職業の種類の表

（ロ）第五條及び第六條の規定に從ひ國內の法令及び規則が第

二條に定むる所より高き就業年齢を定めたる職業の種類の表

(八) 第四條の規定に從ひ第二條及び第三條の規定に對する除外例を許容したる場合の事情に關する完全なる情報

第九條　本條第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第七條の規定は印度には之を適用せず、印度に於ては

(一) 十才未滿の兒童の傭使は禁止せらるべし

但し藝術、科學又は教育の爲、國內の法令又は規則は個々の場合に付與する許可に依り前記の規定に對する除外例を許容して、兒童をして、一切の公衆娛樂に出演すること又は俳優若しくは端役として映畫製作に出演することを得しむることを得

動力を使用せざる工場にして印度工場法の適用を受くることとなきものに兒童を傭使し得る年齡が國內の法令又は規則に依り十才を超ゆる年齡を以つて決定せられ居る場合には、本項の適用上十才に代え右工場に傭使し得る爲規定せられたる年齡を用ふべし

(二) 工業以外の職業にして權限ある機關が關係主要雇傭主團體及勞働者團體と協議の上生命健康又は風儀に對し、危險を伴ふと宣言したるものには十四才未滿の者を傭使することを得ず

(三) 其の業務の狀況が一層高き年齡の定めらるゝことを必要とする場合には、街上又は公衆の出入する場所に於ける行商店舖外に在る屋臺に於ける常時の勤務若くは巡行的職業に年少者又は兒童の傭使を許容するに付て國內の法令又は規則は十才を超ゆる年齡を定むべし

第二部第二篇　勞働組合

(四) 國內の法令又は規則は本條の規定の實行には規定を設くべく、特に本條の規定に從ひ第二條及び第三條の規定に對する除外例を許容したる場合の事情に關する完全なる情報

(五) 權限ある機關は、本條約の規定を實行する法例の公布の日より五年の期間の後、本條約に規定せらる最低年齡十四歲に至る迄學校出席を强制する法制が印度に於て制定せられたるときは本條は廢止せられ、爾後第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第七條は印度に適用せらるべし

〔第十條以下第十六條までは標準條項なるにより省略する〕

二、船舶の荷積又は荷卸に使用せらるゝ勞働者の災害に對する保護に關する條約の改正條約案（改正條文摘錄）

（括弧內のものは改正前の舊字句）

第二條

(五) 本條(四)の寸法に關する要件は本條約の批准の日に於て使用中の裝置に關しては實際の寸法が右(四)所定のものより一割以下少なきときは遵守せられたるものと看做す

第五條

(二) (イ) 十インチ——二十五センチメートル——以上の幅にて梯子の背後に於ける間隔を含み四インチ半——十一センチメートル半——以上の奥行を有する足掛及堅固なる手掛を具ふること（梯棧　背後に充分なる間隔を存するか——隔壁及圍壁艙口に掛くる梯子に付ては右間隔は四インチ半——十一センチメートル半——以上たるべし——又は堅固なる足掛及手掛の爲適當なる幅を有する梯棧を全長に亘り具ふる事）

（三）　緣材に於ける右設備は十インチ――二十五センチメートル――の幅にて其の背後に於ける間隔を含み四インチ半――十一センチメートル半――以上の奥行を有する足掛を具ふること（突出すること）

（ホ）（前略）

本條約の批准の日に存在する船舶の場合に於て本項の（イ）及（ニ）の所定の寸法に關する要件は實際の寸法が右（イ）及（ニ）の所定のものより一割以下少なきときは梯子及設備の取替へらるるときも迄遵守せられたるものと看做す

第六條

（一）　勞働者が作業の爲船上に在る間は甲板より艙底迄の深さ五フート――一・五メートル――を超ゆる（にして勞働者の出入し得るもの）貨物用船艙の艙口（はしして正味二フート六インチ――七・五センチメートル――の高さ迄緣材を以て保護せられざるものは貨物石炭其の他の物品の通過の爲使用せられざるときは（該艙口に於ける作業に障碍なき限り）三フート――九十センチメートル――の高さ迄堅固に柵を施さるゝか又は堅固に覆蓋せらるべし各國の法令又は規則は本條の規定を食事時間其の他の短時間の作業の中斷中に適用すべきや否やを決すべし

第七條

（二）　艙口蓋は其の大さ及重さに應じ適當なる把手を附せらるべし、但し該艙口蓋の構造が把手を附することを不必要とするが如き性質のものなるときは此の限に非ず

第九條

（一）　右機械、之に附屬する船上固定裝置にして、各國の法令又は規則に依り定められるゝものの並に之に附隨して使用せらるゝ鎖又鋼索は使用に供せらるゝに先ち、規定せられたる法に於て旦當該官憲の承認することを得る資格ある者に依り充分に檢査せられ及試驗せらるべく且其の安全荷重は證明せらるべし（傍線は改正せし所）

（三）　鎖及各國の法令又は規則に依り明示せらるゝ類似の裝置――例へば鉤、鐶　シャックル、フイヴル――は當該國の官憲の承認すること（傍線は改正箇處）

（七）　起重機及揚貨機には揚卸作業中荷物の不意の降下の危險を最少限度迄輕減するの手段（を豫防すべき有效なる裝置）を施すべし

（九）　「デリック」の足部が其の「ソケット」又は支點を離れて不意に高揚することを防止する爲適當なる措置を執るべし

第十一條

（四）　――前略――艙口に於ける操作の開始せらるゝに先ち該艙口の梁は之を取り外すか又は其の轉位を防ぐ爲堅固　取附けらるべし、之を取り外すべし、尤も梁が取外されざるときは該梁は……）

(七)

(イ) 綿花、羊毛、コルク麻袋又は他の類似の物品の包の帶又は緊縛に鈎を掛くべからず（綿花、羊毛、コルク麻袋又は他の類似の物品の包の帶又は緊縛に鈎を掛くべからず）

(ロ) 樽の揚卸にカン、フックを使用することが樽又は鈎の構造又は狀態に因り安全ならざる虞あるときは之を使用すべからず

(八) 如何なる種類の裝置たりとも特別の場合を除き安全荷重を超えて負荷せられざるべし且つ右の場合に於ても各國の法令又は規則の許容する範圍内に於てのみ然ることを得べし

第十八條 各締盟國は本條約を批准する他の締盟國と特に試驗檢査及燒鈍に關し當該國に於て夫々採用する措置並に右に關する證明書及記錄の相互承認を含み、本條約を基礎とする相互的協定を締結すべきことを約す

但し各締盟國は船舶の構造並に船上に使用せらるゝ裝置及記錄其の他本條約の條件に依り船上に於て遵守せらるべき事項に關し他の締盟國の執る措置が自國の法令及規則に依り要求せらるゝ標準と同樣に有效なる勞働者の安全に關する一般的標準を確保することを確認するものとし又各國政府はヴエルサイユ條約の第四百五條第十一項及他の平和諸條約の對當條項の義務を適當に考慮すべきものとす

二 メー・デー

第十三回の昭和七年メー・デーの屋外示威運動は一道三府二七縣に亘り約七十箇所において行はれ、第一日曜と晴天とに惠まれて盛大に擧行せられた。參加人員は約四萬一千と目され、前年に比し可成の增大を示してゐる。屋外示威を行つた件數も七〇に及び、前年の五一件比し著しき進展といはねばならぬ。

メー・デー標語中では、全國を通じて「失業」と「パン」の叫び、「働かせろ」、「食はせろ」の絶叫が、依然として最も痛切な、しかも新しい響をもつて訴へてゐる。それは、經濟恐慌が深化の一途にあることを表徵してゐるのだ。勞働組合の對內的問題としては、これまた新規な標語ではないが、「勞働組合產業別統一」（大阪）、「產業別整理による勞働組合の戰鬪的統一へ（東京）の要求が、依然組合運動の重要な動向を示してゐる。本年度の特殊的標語としては「ファッショ粉碎」（東京）「出征兵士の家族の生活保證」（大阪）等で、非常時的色彩を反映してゐる。

最近年における屋外示威運動の趨勢を社會調局によつて見よう。

年次	運動箇所數	參加人員數（內女）人
大正十五年	四五	四三、〇〇〇（不明）
昭和二年	四八	四二、一〇〇（二、三〇〇）
同三年	三八	二四、四〇〇（二、〇〇〇）

同	四年	三三	三三、〇〇〇（一、〇三五）
同	五年	五一	三七、五〇〇（三、〇〇〇）
同	六年	五一	三九、三〇〇（一、九〇〇）
同	七年	七〇	四一、〇〇〇（三、〇〇〇）

次に、本年度において屋外示威運動の行はれた地方は次の如くであり、

北海道（札幌市、小樽市、岩見澤市、帶廣町、長澤村）、東京（市）、京都（市）、大阪（市）、神奈川（横濱市、川崎市）、兵庫（神戸市、尼崎市、西宮市、高砂町）、愛知（名古屋市、豊橋市、瀬戸市、田原町）、茨城（水戸市、水海道町）、埼玉（川口町）、群馬（前橋市）栃木（宇都宮市、眞岡町）、青森（黒石町）、秋田（一日市町、能代港町）、岩手（盛岡市）、長野 長野市、上田市、伊那市、飯山町）、岐阜（岐阜市、大垣市、東濃陶業地）、富山（富山市）、福井（福井市、小濱町）、奈良（北和、中和、南和各地方）、滋賀（大津市、彦根町）、和歌山 和歌山市、御坊、田邊、新宮各地方）、岡山 岡山市）、廣島（廣島市、尾の道市、三原町、因島町）、新潟 新潟市、高岡市）、鳥取（米子市、八頭郡安部村）、高知（高知市）、愛媛（松山市）、福岡（八幡、門司、小倉、戸畑、大牟田各市）、長崎（長崎市）、鹿兒島（國分町）。

このうち主要な地方の狀況を述ぶれば次の如くである。尚ほ注目さるべきは、本年度においても左翼非合法團體の統一的運動は遂行されなかつたが、各地方において官憲の强壓下をくゞつて小人數ながら相當果敢な示威が遂行されたことである。

東京市　〔主催團體〕關東勞働組合會議。〔參加團體〕七二組合。〔參加人員〕約一二、〇〇〇（內婦人約四〇〇）。〔司會者〕總同盟東京鐵工組合原虎一氏。〔場所〕芝浦埋立地より上野公園まで。〔標語〕一、失業者にパンと仕事をよこせ。一、賃銀値下工場閉鎖首切絕對反對。一、民族別（性年齡に關せず）賃銀差別絕對反對。一、土地を農民へ、工場を勞働者へ、農民提携萬歲。一、ファッショ粉碎。一、一切のダラ幹を無產階級戰線から叩き出せ。一、婦人幼年工の酷使絕對反對。一、產業別整理による勞働組合の戰鬪的統一へ。一、勞働者農民の兵站部消費組合の擴大强化。〔狀況〕會場芝浦埋立地では、當日參加を禁止された左翼諸團體が早朝檢束を受けたなどの飛報で、物々しき警戒裡に十時五十分開會。司會者東京鐵工原虎一氏ダラ幹〳〵の怒號の中に開會を宣言し、決議文朗讀、續いて各組合代表三十四名の演說があり、午前十一時半出發。一萬二千の大衆は總同盟東京鐵工組合を先頭に、長蛇の陣を作つて大門、芝口、秋葉原、御徒町を經て午後三時先頭上野に到着。ここで約七十餘名の檢束者が出た。又この他に左翼反帝同盟三十名がアヂビラを撒いて十名檢束された。四時、副司會者閔興圭氏閉會の辭を述べんとして中止檢束されたので、群衆その奪還を叫んで場內殺氣立つたが、實行委員會は大衆の要望を荷ふて當局と交涉、再び副司會者の姿を壇上に見るに及んで群衆は散會した、時に四時半。

大阪市〔主催團體〕 メーデー闘爭委員會。〔參加團體〕 四〇團體。〔參加人員數〕 約九、四〇〇(內女約七〇〇)。〔司會團體〕 全國勞働組合同盟。〔司會者〕 大矢省三氏。〔標語〕 一、勞働組合を産業別統一せよ。一、首切、賃下、勞働強化、絕對反對。一、國庫全額負擔の失業保險を作れ。一、失業者を働かせろ！ 食わせろ。一、暴壓諸法令の撤廢。一、封建的、民族的、差別の撤廢。一、同一勞働に同一賃銀を。一、立禁、立毛、動産、差押絕對反對。一、耕作權の確立。一、勞働者犧牲の赤字穴埋政策、絕對反對。一、港灣勞働者保護法即時制定。一、ストライキの自由をよこせ。一、二重搾取制度 撤廢。一、八時間勞働の即時實施。一、最低賃銀の制定。一、居住權の確立。一、交通事故に依る損害一切資本家負擔。一、健康保險法の徹底的改正。一、出征兵士の家族の生活保證外數項。〔狀況〕 例年の如く中之島集合、午後零時半開會、天王寺公園に向ひ、四時同所にて散會。

横濱市〔主催團體〕 メーデー對策實行委員會。〔參加團體數〕 一一團體。〔參加人員數〕 約九〇〇(內女一二〇)。〔司會團體〕 總聯合神奈川縣聯合會。〔司會者〕 總聯合 川島氏。〔標語〕 一、打倒資本主義。一、八時間勞働制の獲得。一、働かせろ、食はせろ。一、同一勞働に同一賃銀を。一、萬國の勞働者農民團結せよ。一、首切賃下絕對反對。一、萬國の勞働者農民團結せよ。一、同一勞働に同一賃銀を。一、失業保險法を制定しろ。一、搾取なき社會の建設萬歳。一、瞞的勞働者災害扶助法撤廢。一、搾取なき社會の建設萬歳。一、船夫保護法を制定しろ。一、交通勞働者特別保護法の制定。一、無產階級彈壓諸法令の撤廢。〔狀況〕 午前十一時三十分から風薫る新綠の掃部山公園兒童遊園地內に於て擧行。川島氏司會者として開會を宣し、參加團體の勞働歌合唱に次で全國勞働浮島正雄氏の宣言書、統一協議會の最首榮三郎氏決議文を朗讀し 總聯合 川重雄氏を最初に各團體代表者一人宛壇上に登り、「資本主義打倒、無產階級彈壓諸法令撤廢、萬國の勞働者農民團結」を叫んで大いに氣勢を擧げたが、此間辯士二名は臨監の警官から中止を命ぜられた外演說防害の團體間泥仕合を演じた。午後零時五分終了と共に總聯合を先頭に野毛山通りを絲橋から櫻木町驛前を經、辨天橋、本町通り、記念會館前、馬車道通り、吉田橋、伊勢佐木町通り、阪東橋、浦舟町十全醫院前、道場橋の順路で行進約一里半、目的地中村町石油倉庫跡に到着したのは午後二時四十五分、同三時五分川島司會者散會を宣し一同散會した。

京都市〔主催團體〕 メーデー對策實行委員會。〔參加團體〕 十六團體。〔參加人員〕 約三五〇名。〔總指揮〕 國島泰次郎氏。〔場所〕 上京區千本通警刑務所跡に集合、岡崎公園にて解散。〔標語〕 一、請負制度徒弟制度の即時撤廢。二、自主的勞働組合法の獲得。三、働かせろ、食はせろ。四、工場法健康法の徹底的改正。五、遞信鐵道從業員 政治運動抑壓反對。六、解雇、賃銀値下、手持ち、工場閉鎖絕對反對。七、言論、集會、結社、出版の自由を戰ひ取れ。八、無產階級暴壓諸法令を即時撤廢しろ。九、反動ファッショの粉碎。十、國庫全額負擔の失業保險法を即時制定しろ。十一、入營者の家族の生活保證並に日給全額支給。十二、瞞的勞働者災害扶助法撤廢。十三、生活標準の最低賃銀制同一勞働に對する同一賃銀の支給。十四、工場職場を基礎とせる產業別統一萬歳。を即時制定しろ。十五、罷業權、團結權、團體交涉權の獲得。十六、修養團並に反

動團體宗教團體を撲滅しろ。十七、資本家の××犬養反動内閣打倒。十八、賃銀値下を伴はざる七時間勞働制の即時實施。十九、婦人勞働者の生理的休養。二十、失業保險が實施されるまで失業手當を即時現實でよこせ。二十一、階級的政治×××××主義×××××。二十二、殖民地半殖民地の××なる××。二十三、××××××ソヴエート同盟を××しろ。二十四、××××××ソヴエート五ヶ年計劃完成萬歳。二十六、日本無產者消費組合聯盟の擴大强化萬歳。二十七、勞働者農民の輜重隊消費組合を守れ。二十八、萬國の勞働者農民團結せよ。二十九、第十三回メーデー萬歳。三十、土地取上げ立入禁止絶對反對。三十一、土地を農民へ。三十二。租稅公課、納稅を××しろ。三十三、支那滿洲から××××。三十四、勞働者、農民本位の××を××れ。（但し以上は第二回實行委員會で決定したもので、一部分修正された）。〔狀況〕午前十一時勢揃ひを終つて總指揮の演說に移らんとするや、日の丸の國旗を先頭に極右の暴力團十五六名會場を襲擊し勞働者群と衝突、場内混亂を呈した。總指揮の演說、各團體代表の演說終り、總評の桑田氏が宣言朗讀中又もや暴力團の襲擊を受け宣言書は引き破られるなどの騒動を演じた。沿道では警官隊と小ゼリ合ひを繰返へしつつ解散地岡崎公園に到着、午後一時半解散。

神戸市〔主催〕神戸地メーデー協議會。〔參加組合〕日本海員組合、神戸市電從業員組合、全日本自動車從業員組合總聯合、總評等の十七團體。〔參加人員〕千百餘名　〔指揮者〕淺利重視氏。〔場所〕湊川公園に集合——東遊園地。〔標語〕一、賃下、首切絶對反對、一、船員保險法即時制定。一、反動ファッショ粉碎等外計二十六項。〔狀況〕例年に見ぬ物々しい嚴戒の中を正午湊川公園に勢揃、宣言決議の朗讀後、一時總聯合所屬全日本映畫從業員組合員の奏するメーデー歌と共に出發、三角公園横にて二三十名の檢束を受けつつ同三時東遊園地に到着、再び各組合代表の挨拶あつて解散。〔決議〕一、吾等は船員保險法即時獲得を期す。一、吾等は完全なる八時間勞働制の獲得を期す。一、吾等は無產階級暴壓諸法令の撤廢の爲に徹底的に戰ふ。一、吾等は一切の反動ファッショの粉碎を期す。一、吾等は一切の妨害を廢して勞働組合線一の戰鬪的統一を期す——第十三回神戸地方メーデーに當り右決議す。尚ほ、參加不認可の印度船員はビラ撒布で示威に代へた。

川崎市〔參加組合〕日本總同盟神奈川聯合會、神奈川鐵工以下十四組合。〔總參加人員〕約一、九〇〇。〔總指揮〕田中時太郎氏。〔標語〕一、首切賃下操短絶對反對。二、同一勞働に同一賃銀を支拂へ。三、失業者の生活を政府で保證しろ。四、八時間勞働制獲得。五、自主的勞働組合法即時制定。六、言論集會結社出版の自由。七、植民地民衆の差別待遇絶對反對。八、勞働者解放は勞働者自身でなせ。九、入營中及び出征中の勞働者を首切るな。十、資本家は全期間日給を全額負擔しろ。〔狀況〕午前九時特設小學校專廣場に集合。警官四百名の嚴戒裡に司會者關氏の演說、各組合代表の熱辯あつて十一時四十分出發。豫定のコースを經て總持寺に着。檢束者二名。

名古屋市〔參加團體〕愛知一般、總評等十二團體。〔參加人

員〕約一、〇〇〇名。〔司會者〕横山軍治氏。〔場所〕鶴舞公園。〔標語〕一、賃銀四割即時値上しろ。二、馘首賃下強制勞働臨休工場閉鎖絶對反對。三、賃値下の伴はざる八時間勞働制の實施。四、暴壓諸法令即時改廢。五、民族性年齡別に依る差別絶對反對。六、資本家全額負擔の失業保險法を即時作れ。七、立毛立入禁止土地取上絶對反對。八、少年工の虐使絶對反對。九、小作料をうんとまけろ。十、勞働者農民の國際的提携。十一、言論集會出版結社の自由を闘ひ取れ。〔狀況〕會場鶴舞公園奏樂堂を包む警官隊により先づ十數名が檢束された。愛知一般の横山軍治氏の司會者演説(中止)に初まり、宣言可決、組合代表の演説に入るや、野次亂れ飛び、演説妨害、なぐり合ひを演じて一時混亂したが、正午デモに移り、解散地那古野神社に到着の上、二三代表の演説あつて解散。〔海上〕なほ、當日、海員組合、總同盟を中心とする組合會議派は海上示威運動を計劃したが當局の中止を喰ひ、午後六時から西築地千鳥座で海上メーデー阻止反對鬪爭大演説會を開催。

瀬戸市〔主催團體〕製陶勞働組合。〔參加人員〕約五〇〇(?)名。〔場所〕瀬戸公園、——市内一巡。

豐橋市〔參加組合〕豐橋合同勞働組合其の他二三組合。〔參加人員〕主催三〇〇名、工場勞働者二〇〇名。(内多數の朝鮮婦人勞働者あり)。〔狀況〕當日は早朝豐橋上水道工事場に働いてゐた土建勞働者はゼネスト決行メーデー參加を決議し、二百名の日鮮勞働者が現場よりデモをもつてメーデーに參加せんとしたため、各所に亂鬪を生じ、異常な混亂を呈した。

尼ケ崎市〔參加組合〕全協系、阪神金屬、阪神合同。總同盟系、尼崎金屬、日本土管等。〔參加人員〕約六〇〇名。〔總指揮〕全勞山下榮二氏。〔場所〕市北城内阪神電鐵本社南廣場——杭瀬熊野神社。〔標語〕犬養内閣打倒、失業者に職を與へろ等十三個。

西宮市〔參加組合〕總同盟系の各組合、總聯合系各組合、ゴム工組合等。〔參加人員〕約八〇〇名。〔司會者〕總聯合牛田辛助氏。〔場所〕宮郵便局裏廣場——西前市役所前。〔標語〕仕事を返せ、國庫負擔の失業保險を作れ等十數個。二十四名檢束さる。

高砂町(兵庫縣)。〔參加組合〕播州化學産業勞働組合、全勞三菱製工友會。農民組合。〔參加人員〕約七〇〇名。〔場所〕同町蓋屋町空地。〔總指揮〕高橋松次。

札幌市〔參加團體〕社民黨札幌支部、全北海道勞働組合聯合會。〔參加人員〕約二〇〇名。〔場所〕中島公園。

函館市〔主催團體〕函館無産團體メーデー協議會。〔參加人員〕五五〇名。〔司會者〕宮川市會議員。〔場所〕函館公園。「反ファッショ」、「無産者階級に對する一切の不當課稅を撤廢しろ」のスローガンの撤回を命ぜられた。

黒石町(青森縣)〔主催團體〕全農縣聯黒石出張所。〔參加團體〕黒石、常磐、藤崎、弘前各消費組合及び黒石その他の農民組合、弘前勞働組合、黒石農民劇場等。〔參加人員〕約五〇名。〔場所〕東公園——元町保食神社前。〔標語〕一、萬國の勞働者團結せよ。一、百姓は農民組合へ。一、土地を働く農民へ。一、惡法を撤廢しろ。一、電燈料を五割下げろ、その他。

前橋市〔參加組合〕勞働總同盟前橋高崎伊勢崎藤岡各支部。全國勞働組合前橋勞働組合、全農各支部等八組合。〔參加人員〕

約五〇〇名。〔司會者〕桑山濟氏。〔狀況〕群馬縣下最初のメーデーであつたが、亂鬪、檢束續出し、殊に全農内の反對派全會分子は多數檢束された。

水海道町（茨城縣　〔主催團體〕全國勞農大衆黨茨城縣支部聯合會、全國農民組合の古河眞壁、福岡、大生、土浦各支部、常總鐵道從業員等。〔參加人員〕約一五〇名。〔司會者〕菊地重作。〔標語〕八時間勞働獲得、首切り値下工場閉鎖絶對反對、等。

水戸市　〔參加團體〕水戸合同勞働組合。全農各支部。朝鮮人勞働者會多賀一般勞働組合。日立勞働組合。水戸、久慈、笠間の各借家人組合等。〔參加人員〕約一五〇名。〔場所〕水戸中學校下廣場。

川口町（埼玉縣）〔司會團體〕日本勞働總同盟埼玉縣聯。〔參加人員〕約三〇〇名。〔司會者〕東京鐵工川口支部島田甚太郎氏。〔場所〕川口町―船戸ヶ原―浦和町。〔標語〕一、自主的勞働組合法獲得。二、肥料と土地を耕作農民に與へろ。三、大產業奉還――社會主義斷行。四、反共產主義勞働組合の全的合同、其他。

沼津市　〔主催團體〕メーデー鬪爭委員會（全農青年部靜岡縣聯提唱）。〔參加團體〕總同盟紡績勞働沼津支部（六〇〇）、全農青年部（九〇）、社民、總評、勞大、全農其他（五〇）。〔總指揮〕山崎劍二氏。〔狀況〕示威の隊列が沼津市外大岡村大石田の東京麻絲紡績會社の前に差しかかるや工場内の女工はデモに合流せんとして大混亂が起つた。午後五時半山王神社到着解散。解散後全農青年部は獨自的な市内デモを組織せんとし警官隊と衝突し、檢束者數名を出した。

長野市　〔主催團體〕全農長野縣聯（全會派）〔參加人員〕約八〇名。〔司會者〕全會派町田惣一氏。〔場所〕長野驛前――城山廣場。〔標語〕一、賦首賃銀不拂ひ絶對反對。二、パンと仕事を與へろ。三、土地と自由をよこせ。四、社會ファシズム粉碎等。〔狀況〕全協系土建組合其他の左翼分子は參加を禁止され獨自デモを行ひ、ために取締嚴重を極めた。

上田市　〔參加團體〕全農上小地區十四支部、同北佐久地區四支部、北信無產青年同盟、上田勞働組合、小縣郡靑木村一般勞働組合、同郡神科村古里農民組合、全國無產者消費組合上小支部、尙ほ團體としての參加を禁止された日本勞働上小支部以下五團體は個人として參加。〔參加人員〕約三〇〇名。〔司會者〕山本虎雄氏。〔標語〕一、パンと仕事、土地と自由をよこせ。二、賃下首切不拂工場閉鎖絶對反對。三、全農民の戰線〇〇へ統一的反對等十數個。

伊那町（長野縣）〔司會團體〕全農上伊那支部。〔參加人員〕約八〇名。〔場所〕伊那町丸山公園。

飯山町（長野縣）〔參加團體〕全農長野縣水內地區。飯山勞働組合、借地借家人組合、電燈値下げ同盟有志等。〔參加人員〕約七〇名。

新潟市　〔參加團體〕全農新潟縣聯、勞大支部聯合會、長岡勞働向上會、縣借地借家人組合聯合會、新潟合同勞働組合、北日本農民組合等。〔參加人員〕約七〇〇名。〔司會者〕野口氏。〔場所〕白山新公園。

富山市〔參加團體〕全農縣聯、勞大黨滑川支部。〔參加人員〕六〇餘名。ラミー紡績前でメーデー參加を煽動し悶着を起した。

福井市〔主催團體〕勞働同志會。〔參加人員〕約三〇〇名。〔場所〕市內豐島中町坂下材木店横空地集合。〔標語〕一、八時間勞働制の確立。二、勞働者抑壓諸法令の撤廢。三、土地取上反對。四、賃銀値下絕對反對。五、勞働者に仕事と食を與へよ、等。

松阪市〔三重縣〕〔主催團體〕無產團體協議會。〔參加團體〕全農日高同盟會、日高合同勞働組合、日高無產婦人同盟、無產少年團等。〔參加人員〕約五〇〇名。〔場所〕松阪木棉垣鼻工場裏——松阪公園。〔標語〕賃銀値下絕對反對、立入禁止土地取上絕對反對、百姓の借金支拂延期、ファシストを倒せ、帝國主義戰爭反對等の廿數項。

桑名市〔三重縣〕〔參加團體〕北勢一般勞働組合、勞大黨桑名支部、桑名借家人組合、木會岬深谷西農民組合等。〔參加人員〕約一〇〇名。〔總指揮〕富田建一氏。〔場所〕九華公園——京町春日前。〔標語〕失業者の生活を保證せよ、首切賃下反對等十二項。

大津市〔參加組合〕社民系十二組合。〔參加人員〕四三名。〔指揮〕矢尾市議。〔場所〕市役所前——瀨田中之島。

彦根市〔參加組合〕滋賀縣繊維勞働組合、金屬組合、等。〔參加人員〕五一名。〔場所〕尾末公園井伊大老銅像前——港灣埋立地。〔標語〕社會ファシズム打倒、其の他一九。

新宮市（和歌山縣）〔主催團體〕新宮勞組働合聯合會。〔參加團體〕上記聯合會。古座、太地、勝浦の各無產團體。三重縣南牟婁郡成川、北牟婁郡尾鷲の勞働團體等。〔參加人員〕約一、〇〇〇(?)名。〔場所〕下熊野地圓山公園——徐福墓地。

和歌山市〔主催團體〕無產團體準備委員會。〔參加團體〕一般木材勞働、全農、和歌山化學勞働、和歌山合同勞働等。〔參加人員〕約四〇〇名。〔場所〕城內砂の丸——天妃山。〔標語〕「七時間勞働で失業者を救へ」等十項目。

御坊町（和歌山縣）〔參加團體〕全農日高同盟會、日高合同勞働組合、日高無產婦人同盟、無產少年團等。〔參加人員〕約四〇〇名。〔場所〕御坊驛廣場——松原村濱の瀨海岸。

岡山市〔主催團體〕メーデー委員會。〔參加團體〕全農岡山縣聯、全農全會岡山縣評、岡山勞働組合、吉井川砂利從業員組合、九幡村漁民組合、全勞岡山縣第一支部、全農青年部、富田村ピオニール等。〔參加人員〕約五〇〇名。〔總指揮〕全農本部派入谷正志。〔場所〕中島磧——市內一周。〔狀況〕司會者岡山勞働の祇園氏挨拶をのべんとするや、忽ち中止檢束、その奪還のため混亂を起し、多數の檢束者を出した。行進は午後三時終了。

廣島市〔參加團體〕廣島自由、廣島合同勞働等四團體、吳の勞大黨員四名。〔參加人員〕約八〇名。〔指揮者〕佐竹新市氏。〔場所〕市內滿景寺境內——大芝公園。〔標語〕一、賃下絕對反對、等。

米子市〔主催團體〕全農鳥取縣聯。〔參加人員〕約二〇〇名。〔場所〕西伯公設グラウンド——日野橋下磧。

鳥取市〔主催團體〕全農因幡支部。〔參加人員〕約一〇〇名。

高知市〔主催團體〕メーデー共同鬪爭委員會。〔參加團體〕

自由労働、勤労同志會、土事労農同盟、海事合同、高知製絲、全農高知縣聯、日農高知縣聯、高知製材、高知印刷出版労働等。〔參加人員〕約四〇〇名。〔總指揮〕竹内壽喜氏、〔標語〕一、メーデーを守れ。二、八時間労働制の實施。三、萬國の労働者團結せよ、等。〔場所〕高知公園——柳原公園、

松山市　〔主催團體〕労大黨松山支部。〔參加團體〕労大衆黨支部、愛媛一般労働組合、全農愛媛縣聯、松山出版労働、其の他一般有志。〔參加人員〕約數十名。〔標語〕一、言論、集會、結社、出版の自由獲得。一、賃銀値下、解雇絶對反對、等。〔場所〕松山驛前廣場——榎町小公園。

小倉市　農民の示威は〔參加團體〕總同盟系關門北九州十三團體。〔參加人員〕約一、〇〇〇名。〔場所〕富野廣場——淺野埋立地廣場。

門司市　〔參加團體〕海員組合支部、海友同志會、セメント労働組合、印刷工組合。〔參加人員〕約二〇〇名。〔指揮〕叫源四郎氏。〔標語〕一、ファッショ黨を粉砕せよ。一、自主的労働組合法を即時制定せよ。一、出征兵士家族及傷病兵の待遇改善、等。〔所場〕老松公園廣場——小森江片山町海岸埋立地。更に電車にて小倉に向ひ同地のデモに合流す。

大牟田市　〔主催〕大牟田合同労働組合。〔場所〕笹根公園——市内一巡。

戸畑市　〔主催〕戸畑市海員組合支部。〔參加人員〕約二〇〇名。〔場所〕海員ホーム——大渡九軌終點。更に電車にて小倉の北九州大會に參加す。

八幡市　〔參加團體〕刷新派、九州合同労働組合。〔參加人員〕約一五〇名。〔場所〕大谷グラウンド——尾倉切取地。〔狀況〕參集するもの上記二組合のみで、社民系は幹部三〇名許り、鐵聯は一人も參加しなかつた。例年に比べ八幡の第十三回メーデーは豫想外の寂寞を極めた。

長崎市　〔主催〕社民黨支部。〔參加人員〕約二〇〇名。〔場所〕諏訪公園。〔總指揮〕加藤卜堂氏。

三　日本労働組合會議の結成

1　成立まで

昨昭和六年六月に結成された『日本労働倶樂部』は、我が右翼組合年來の宿願たる大右翼結成への一大巨歩を進めたものであつたが、これによつて一應外形を整へた右翼戰線の統一は、更に量的にも擴大されねばならぬと同時に、また内部的質的な工作をもつてその陣容の鞏固をはからねばならなかつた。この課題は、本年春以來進められた社民・大衆兩黨の合同氣運によつて大いに拍車をかけられたかに見ゆる。かくてその工作の一段階として、昭和七年度は『日本労働組合會議』の結成をもつたのである。以下その成立に至るまでの

經緯の大要を述べる。

本年四月に開催せられたる日本勞働倶樂部第五回懇談會において、海員組合は新黨樹立の件を提唱せんとしたが、單に時期尚早の理由のみでなく、倶樂部そのものは新黨樹立或は政黨合同の如き運動を第一義的任務とするは誤謬なりとの見解多數を占め、倶樂部はあくまで經濟運動團體として進むべきであるとの結論に達し、結局勞働倶樂部を改組して更に廣汎なる戰線統一に進むため勞働組合會議を提唱し固定的な戰線統一運動に邁進すべしとの決定を見た。卽ち、

「現在勞働クラブ排撃を聲明してゐる團體中に排撃の理由なくて唯感情的に之を聲明したと言ふ團體がかなりあるので之等の團體をも包含する意味で新たに勞働クラブを改組して會議を提唱することがより積極的であり、クラブの强化にもなるし、戰線統一の範圍をより廣大にすることが有意義で、産業別整理を目標とすることともあながち惡いことではないが各組合の眞の融合の完成後に之を行ふとし、まづ當面の方針として勞働クラブの形態で更に押し進むべきである」

との見解のもとに選衡委任に具體的方法を一任することに決定を見るに至つた。かくて八月二十日勞働倶樂部最後の第六回懇談會において日本勞働組合會議準備會が構成され、その名のもとに左記七組合、卽ち、東電從業員組合、大阪市電愛友會、東京瓦斯工組合、日本製陶勞働組合同盟、日本交通勞働組合總聯盟、東京市從業員組合、海軍勞働組合聯盟に對して參加の勸誘狀を發した。これに對し、東電從業員組合のみ正式に參加の回答をなし、東京瓦斯工、海軍勞働、大阪

これより先、社民黨系六團體より成る勞働立法促進委員會においては、去る第四回勞働倶樂部懇談會（一月十七日）において六月十二日東京において開かれた倶樂部第一回選衡委員會においては、結成さるべき組合會議の內容が一段具體性を加ふるに至つた。卽ち、委員會は、

「從來の勞働倶樂部が國際勞働會議代表選出の機關として偏狹に見られてゐた弊を打破し可及的廣範圍な組合戰線を統合せんがため、組合會議は國際勞働會議に對する態度を特に規定せず國際的聯關は暫らく不問に付すべきこと。」

を申合せ、同時に、政黨支持關係においても大衆、社民の兩黨の合同問題解決後に決定することにした。かくて、七月九日の神戸海員組合に開催せられた第二回選衡委員會は規約草案の審議にまで進んだ。しかし中間派全國勞働は、當時同組合內に倶樂部排撃同盟の復歸運動が進展してゐた關係もあり原案の指導精神たる「健全なる勞働組合主義」の採用において一應反對の態度を示したが、結局は原案を可決して規約の決定を見るに至つた。かくて八月二十日勞働倶樂部最後の第六回懇談會において日本勞働組合會議準備會が構成され、その名のもとに左記七組合、卽ち、東電從業員組合、大阪市電愛友會、東京瓦斯工組合、日本製陶勞働組合同盟、日本交通勞働組合總聯盟、東京市從業員組合、海軍勞働組合聯盟に對して參加の勸誘狀を發した。これに對し、東電從業員組合のみ正式に參加の回答をなし、東京瓦斯工、海軍勞働、大阪

市電、日本製陶の諸組合は内部事情のため直ちに参加することの不可能なる旨を回答し、ただ東京市從と交通總聯盟は指導精神及び組織方針に絶對反對なるの理由をもつて參加を拒絶した。かくて、結局、俱樂部當時の組織に東電從業員組合を併合した十一團體、組合員二十八萬を擁して、九月廿五日芝浦會館において結成大會を擧行するに至つた。

大會においては、全國勞働と東電從業員組合とが帝國主義戰爭反對スローガンの明確なる揭揚を迫り、また新日本國民同盟を支持する總聯合を反擊すべきことを主張し、一時意見の對立を起したが、結局、規約にある「健全なる勞働組合主義」に準據するかぎりその必要なしとの理由をもつて、事なく大會を終へ、『日本勞働組合會議』はここに成立を見るに至つたのである。

いま結成大會並に大會に至るまでの主要なる會合の二三を記すれば左の如し。

日本勞働俱樂部第五回懇談會——四月五日、於日本海員組合東京支部。海員組合が提唱するかに傳へられた新黨樹立は差控えらるることとなり、勞働組合會議への改組が議せられた。〔議事〕一、臨時議會對策の件。一、團體協約法に關する件。一國際勞働會議決定條約の件。一、政治問題に關する件。一、勞働組合會議の件（現在勞働クラブ排擊を聲明してゐる團體中に排擊の理由なくて唯感情的に之を聲明したと云ふ團體がかなりあるので之等の團體を包含する意味で新たに勞働クラブを改組して會議を提唱することがより積極的であり云々の前揭の決議を行ふ。）

第二回詮衡委員會——七月九日、於神戸海員協會樓上。組合會議の規約草案を審議。

俱樂部第六回懇談會——八月廿日、於神戸海員協會樓上。本會において俱樂部解體を決定し、具體的準備に入る。〔主要議事〕一、日本勞働組合會議規約草案審議の件　第三條及第十八條に若干の修正を加へて可決。一、日本勞働俱樂部加盟團體を以て日本勞働組合會議準備會を構成するの件、原案通り可決。一、新たに勞働組合會議に參加する團體の詮衡。一、日本勞働組合會議結成提唱文の審議。一、組合會議結成大會に對する準備に關する件。一、日本勞働俱樂部解散に關する件。日本勞働組合會議の結成されるまで存續することに決定。

日本勞働組合會議結成大會——九月廿五日午前十時半、於東京芝浦會館。司會者米窪滿亮氏、議長濱田國太郎氏、副議長松岡駒吉氏。司會者の開會の辭、議長の挨拶、祝辭等の後、米窪氏より組合會議の結成の報告あり、規約の審議において全勞および東電代議員より健全なる組合主義、ファッショ對策、對共產黨態度等についての質問があつたが徹底せず、原案を可決す。大會宣言の審議においても全勞代議員よりファッショ並に反戰スローガンについて質問があつたが、採決の結果原案多數可決となる。決定された宣言及び規約は別項の如し。この他大會決議事項は下の如し。〔決議〕一、團體協約法に關する件。一、勞働組合法即時制定要

求の件。一、暴厭諸法令改廢の件。一、失業問題對策に關する件（決議――本會議は勞働階級の失業防止並に救濟のために當面緊急の對策として、左記の要求を揭げこれが即時實行を期す。一、失業手當の國家支給。一、七時間勞働制の確立。一、職業紹介機關の擴充並びに勞働組合管理。一、大規模失業救濟事業の興起。一、消費組合、勞働組合への政府米大量拂下げ。一、失業者に對する無料宿泊所、無料食堂の新設及增設。一、資本家的合理化反對。）一、租稅、家賃、電燈及瓦斯料金の免除。一、失業者に對する無料宿勞働者災害扶助法適用範圍の擴張。一、國際勞働條約及勸告批準並に實施促進に關する件。

2　指導精神並に構成

日本勞働倶樂部はその自ら宣言するところによれば、合法的手段をもつて勞働條件の向上を主たる目標とし、勞働者の組織を擴大し整備するために、「堂々資本の獨裁に對抗し……共產主義、ファツシズムの政治鬪爭化動員機關化的方針に反對する」謂ゆる三反主義のもとに「健全なる勞働組合主義」の上に立つとなすものである。いまその指導精神の一端を窺ふために「大會宣言」をかゝげ、その構成を見るために「規約」の大要を摘記する。

【大會宣言】

我國勞働階級が多年熱望せる日本勞働會議は前に結成され勞働組合の戰線統一の礎石は置かれた。惟ふに、資本主義の矛盾より發生せる世界恐慌は資本家階級の死者狂ひの對策を以てしても之を解決する事を得ず、そのデフレーション政策とインフレーション政策は交々勞働階級に對する搾取を强化し小中工業亦倒壞に瀕し、產業の統帥權は一部大金融資本家の手中に歸するに至れり、今や國民經濟は極度に破壞されつゝある。

斯る狀勢を前にして、我國勞働組合當面の任務は、急速にその戰線を統一し　鬪爭力を集中すると共に、陣容合理化を圖り資本主義の搾取と戰ふと同時に健全な國民經濟の礎石たり得る實力を涵養しなければならぬ、我國勞働組合運動は二十年の歷史を有するに拘らず、その組織率は全勞働階級の八パーセントに過ぎず、その內容亦充實せざるものあり、之れに樣々なる特殊事情に基くこと勿論なるも、特に、共產黨が現實を無視して勞働組合をその動員團體化せんとする政策の禍害を指摘しなければならぬ。故に、我組合會議は健全なる勞働組合發達のため斷乎として共產主義を排擊する。又、近來世界的ファッシズムの潮流に乘じ、國家社會主義の通俗的美名の下に結局はブルジョアに奉仕するものであるに拘らず、勞働階級の味方であるかの如く裝ひ、戰術的には何等共產主義と變るところなき卑劣なる手段に依り、勞働組合を攪亂せんとする一派が發生した。我等は斯る傾向を有するファッシズムに對して斷乎として反對するものである。

我日本勞働組合會議は、內に於ては加盟團體の融和協力を圖り、進んで組織形態を整備し、或は相互保險制度の發達を期し外に對しては未組織勞働者の組織・團體協約の發達を促し、勞働立法の

完成に努力すると共に堂々資本主義の獨裁に對抗し、その搾取彈壓に對しては敢然として闘爭する。

云ふ迄もなく我等は共産主義、ファッシズムの政治闘爭の動員機關化の方針に反對すると共に、サンヂカリズム乃至無政府主義の經濟的直接行動禮讃思想を排し、「健全なる組合主義」の大旗を昂揚し、一路その大道を邁進せんとするものである。

我日本勞働組合會議は十一團體、三十萬の組合員を結合し、我國組織勞働者の絶對多數を統一した。茲にその光輝ある結成大會を擧行するに當り、我等の根本方針を中外に宣明する。

昭和七年九月二十五日　日本勞働組合會議結成大會

【日本勞働組合會議規約】

名　稱

第一條　本會議は日本勞働組合會議と稱す。

構　成

第二條　本會議は左記條件に一致するものと認めらるゝ勞働團體を以て構成さる。

一、「健全なる勞働組合主義」を以つて其運動の主義方針と爲すもの

二、會費納入者千名以上

但し大會又は評議員に於てこれを認むるときは千名以下の團體の加入を許すことあるべし

目　的

第三條　本會議は加盟諸團體の利益を增進し且つ一般的に勞働者の經濟上及社會上の福祉を增進し以て無產階級の解放を期す。

事　業

第四條　本會議は第三條記載の目的を實現するため左記事業を行ふ。

一、構成團體間に於ける融和の緊密化

二、社會立法の制定及改善

三、國際勞働問題に對する態度の決定

四、勞働時間、最低賃銀、團體協約、失業問題等の基礎的勞働條件の確立

五、產業別組織確立への協力

六、未組織勞働者に對する組織運動

機　關

第五條　本會議に機關を設く。

一、大會

二、評議員會

三、執行委員會

第六條　大會は本會議の最高決議機關にして大會代議員、評議員執行委員を以て構成す。

第七條　大會は每年一回執行委員會之を召集す。

但し、評議員三分の二以上の要求ありたるときは執行委員會は臨時大會を召集すべきものとす。

第八條　大會代議員は加盟各團體より別表比率に基き之を選出す

第九條　大會は代議員定數二分の一以上出席するにあらざれば議事を決することを得ず。(但し委任表決を認む)

大會の議事は出席代議員の過半數を以て之を決す。可否同數のときは大會議長之を決す。

第十條　大會は別表比率に基き評議員若干名を選任す。

第十一條　評議員會は評議員を以て構成し次期大會に至るまでの決議機關とし必要に應じ執行委員會之を召集す。

第十二條　評議員會は評議員の二分の一以上の出席を以て成立す。但し評議員出席不可能のときは委任又は書面による表決を認む。

評議員の議事は出席評議員の過半數を以て之を決す。可否同數のときは議長之を決す。

第十三條　評議員の任期は一ヶ年とす。

評議員會の議長は組合會議長之に當る。

評議員會は評議員及執行委員の缺員を補選することを得。

第十四條　評議員會はその第一回會合に於て執行委員八名を互選し、その內より組合會議議長、同副議長、書記長、會計を選任す。

執行委員會は本會議を代表する執行機關たると同時に大會及評議員に對し執行の責任を負ふ。

第十五條　執行委員會は大會に於て決定されたる事項及本規約の目的及事業の遂行に當るものにして必要に應じ組合會議々長之を召集す。執行委員出席不可能のときは評議員を以て之に代らしむることを得、執行委員の任期は一ヶ年とす。

第十六條　執行委員會は必要に應じ評議院會の承認を經て組織部、調査部、教育出版部、國際部等の部門を設け、執行委員及評議員又は部員を任命することを得。

右記部長は執行委員會及評議會に出席し其の部の事務につき發言することを得。

第十七條　執行委員會は必要と認むるときは政治、經濟等の該問題の對策に關する調査及確立並に實現に盡す爲めに特別委員と執行委員及評議員中より選任する事を得。

第十八條　本會議に顧問若干名を置くことを得、顧問は執行委員會、評議員會、大會に出席し審議に參加し意見を開陳することを得。

加盟團體の義務

第十九條　本會議加盟團體は左の比率に基き加盟費を納入する義務を有す。

一、會費納入者數一千名迄月額金三圓

二、一千名以上は百名を加へる毎に月額金二錢を增加す

三、各加盟團體は右記加盟費を毎月末日迄に納入するものとす

四、加盟費納入の義務は加盟決定の月に始まり除名又は脫退決定の月に終る

第二十條　加盟團體は其の大會又は中央委員會に於て採澤せる決議並に其の團體の爲しつゝある運動又は爭議等に於て一般勞働運動に重大なる影響を及ぼすものと認むるものについては即時之を本會議に報告する義務を有す。

會　議

第二十一條　執行委員會は原則として本會議事務所々在地に於て之を行ふ。

第二十二條　評議會の議題は執行委員會に於て之を決定し、遲くも半ヶ月以前に各議員に、又大會議題は執行委員會に於て之を立案し評議員會の決定を經て遲くも一ヶ月前に各加盟團體に通告すべし。

第二十三條　加盟團體にして大會に議題を提出せんとする場合は大會期日二ヶ月前迄に執行委員會に通告すべし。

會計（略）

爭議

第二十九條　執行委員會は重要なる産業に起れる爭議又は長期に亘る爭議にして一般勞働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたるとき、又は加盟團體の要求により其の爲しつゝある爭議に對し應援を爲す必要ありと認めたるときは、直ちにその對策を決定する爲め評議員會を召集すべし。

但し原則として爭議の戰術、方法及解決對策等については爭議團體の自主權を確保すると同時に、應援の內容及程度については應援團體の自主權を認むるものとす。

加盟、脫退、除名

第三十條　新に本會議に加盟を申込みたる團體又は加盟團體にして加盟を推薦せんとする團體ある場合は、執行委員會は之を加盟團體より一名宛選出せる詮衡委員會に附議し、三分の二以上の決定を以つてその加盟を承認するものとす。

この承認については之を評議員會に報告することを要す。

第三十一條　本會議を脫退せんとする團體は二ヶ月前に其の旨を執行委員會に屆出づべし、執行委員會はこの屆出を評議員會に附議しその決定を求むべし。

第三十二條　評議會の議題は執行委員會に於て之を決定し、遲くも半ヶ月以前に各議員に、又大會議題は執行委員會に於て之を立案し評議員會の決定を經て遲くも一ヶ月前に各加盟團體に通告すべし。

第三

3 結成以後

組合會議成立以後昭和七年中におけるその活動には特記すべきほどの積極的なものはない。その動靜として注目すべきは、成立の直後卽ち第二回評議會（九月廿六日）において日本造船聯盟が組合會議脫退を聲明したことである。その理由とするところは、加盟組合の一なる全國勞働が健全なる組合主義と相容れざるものであること、また組合會議の戰爭反對政策に對して反對であること、等、要するに同聯盟自身の日本主義的指導精神と相容れないとなす點であつた。いまその脫退聲明書の一部を摘記すれば左の如し。

「……吾々は、全國勞働を目して左の如き本質を有するものと認識した。（イ）國家を否認するもの、（ロ）共産主義に對して共鳴同情するもの、（ハ）國際勞働機關を否認するもの（ニ）健全なる勞働組合主義と相容れざるもの、例へば罷業の政治鬪爭化、團體協約の蔑視、國家産業に對する破壞的行動其他、彼等が屢々言明且實踐し來れる方針は、我造船聯盟の指導方針と全く相容れざるものであつた。……」

「……吾等は、若し現下の國際情勢が、滿洲問題を契機として世界戰爭の危機ありとするならば、日本は、自衞上政然戰はざるを得ないことを確認するものである。此の明確なる國家認識に對し、彼等は殊更に異を樹て、帝國主義戰爭、或は資本家地主の侵略戰爭なりと稱するのである。吾等は、軍器製作に從事する勞働者なるが故に、一層優秀なる軍器を作製するに努力し、以て我國境を固守せんとするものである。そこに眞の平和が齎らされ、從つて勞働階級の幸福が得らるゝものなるを確信する。……吾等は、か、る組合會議の姿を直視して、我日本造船勞働聯盟は結成當初より今日迄終始一貫毅然として、之れを何者にも冒されず護持し、從つて光輝ある日本精神を、今後に於ても、聊かも傷つくる事なく日本勞働組合會議と、結盟を持續し得ざることをハッキリと看破した。……」

これに對し組合會議は、右聲明のみをもつては規約による脫退と見做し得ざる旨を警告したので、結局十月廿六日、造船聯盟は正式に組合會議を脫退する通告を送つた。かくて、結成當時の十一團體は早々十團體に減ずるに至つた。

尙ほ九月廿五日の結成大會において採擇した六決議について、組合會議は十一月十二日附をもつて長文の理由を附した る趣旨實現陳情書を首相、內相、遞相、商相、農相、海相、陸相及び社會局長官宛に提出した。この他、組合の活動として特に擧ぐべきほどのものではないが、組合會議は海軍勞働組合聯盟に對し再三加盟勸誘を行つた。しかし海聯は、組合會議創立の趣旨、經過に對しては全幅の贊意を示しつゝも、その海軍當局に對する諒解その他の內部的理由から本年中に未だ參加を承認するに至らなかつた。

四　國家社會主義的勞働組合の發生

滿洲事變を契機とするファツシズム的思想の擡頭が、社會民衆黨内における赤松克麿氏一派の謂ゆる國家社會運動の興起となり、遂に同黨の分裂を導いた經緯については第三篇「無産政黨」において稍々詳細に記述してゐる如くである。勞働組合の陣容における國社運動の經緯も、また政治運動の流れに沿ふてゐるので、重復をさけてここでは勞働組合部内の變動のみを指摘するにとどめる。

赤松氏の轉向による社民黨の分裂は、當然に赤松氏勢力下の總同盟系遞友同志會、中央合同勞働組合製氷支部の總脱退を伴つたわけであるが　これにつづいて、全國勞農大衆黨における國家主義的色彩の強き勞働團體として新日本同盟を支持する勞働組合總聯合があり、一時赤松氏一派と合同して國家主義の一大團結を作らんとして決裂した事情は別項（第三篇「無産政黨」）に述べた如くである。また、單なる國家主義の色彩に甘んぜず正面から日本主義をかざし階級闘爭を超越してその基調を建國の精神におかんとする運動は石川島自彊組合によつて代表されてゐる。自彊組合は本年度に入つて日本主義勞働團體の全國的統一を企劃し、『日本産業勞働聯盟』の結成を目指して活動してゐる。これら諸團體の各個の活動については之を次節に述べてゐる。

家社會主義派に屬する組合の勢力を見るに左の如くである。

一、日本勞働同盟（地方聯合會六　加盟組合三八、組合員數一三、七六〇）――創立、昭和七年十一月二十日

二、遞友同志會（組合員數二、六七〇）――創立、大正十四年九月三十日

三、全日本製氷勞働組合（組合員數三五〇）――創立、昭和七年七月

四、全日本一般産業勞働組合（組合員數八八〇）――創立、昭和七年七月三十日

尚ほこの他に、國家主義的色彩の強き勞働團體として新日本同盟を支持する勞働組合總聯合があり、一時赤松氏一派と合同して國家主義の一大團結を作らんとして決裂した事情は別項（第三篇「無産政黨」）に述べた如くである。また、單なる國家主義の色彩に甘んぜず正面から日本主義をかざし階級闘爭を超越してその基調を建國の精神におかんとする運動は石川島自彊組合によつて代表されてゐる。自彊組合は本年度に入つて日本主義勞働團體の全國的統一を企劃し、『日本産業勞働聯盟』の結成を目指して活動してゐる。これら諸團體の各個の活動については之を次節に述べてゐる。

第三節　勞働組合各個の運動

一　日本勞働總同盟

1　運動の概況

日本勞働總同盟は本年度において又も一部構成分子の分裂を見た。すなはち、別項記載の如く社民黨の分裂に伴つて、赤松氏の率ゐる遞友同志會、中央合同勞働組合の製氷支部が國家社會主義的轉向を行つたのである。總同盟の歴史からすれば正に第四回目の分裂である。そしてこれは本年度における總同盟の暗い側面であつた。しかし乍ら、他方、總同盟の本年度における活動は、日本勞働組合會議の結成において一の明るい側面をも見出した。蓋し、それは總同盟が多年抱懷せる主要方針たる大右翼結成への前進であつたからである。この二つの方面における動きは、いづれも前年來擡頭し來つたフアツシズム運動に機緣をもつものであるが、この新たなる潮流が總同盟に對して課せる問題は未だこれをもつて解決し終つたものとは云へない。課題の解決はむしろ今後に屬すると云はねばなるまい。

尙ほ本年度において特記すべき一事は、その大會において大正十一年來の綱領に改正を加へたことであり、またそれによつて總同盟現在の立場がヨリ公然と表明せられたことである。綱領全文は別項記載の如くであるが、今主たる一二を前綱領と比較するに、第一項における「團結の威力」は「同胞相愛の理想」といふ風に變はり、第二項においては「資本家階級の抑壓迫害」なる言葉も、またこれに對して「徹底的に鬪爭せん」との句も抹殺され、第三項においては、「勞働階級と資本家階級とが兩立すべからざることを確信す」との階級對立の根本的信條は消え失せて、新綱領では「資本主義の根本的改革」なる目標が明確に宣言せられてゐるのである。蓋し、現在の總同盟にとつてこの改變は固より當然である。

かかる情勢のもとに總同盟が本年中に戰つた組織、爭議、その他の活動はどうであつたか。いま暫く總同盟自身の報告に基づいて、これを窺ふであらう。

組織運動　總同盟は前年の大會において組合員の獲得につき十萬突破運動を計劃し實行に移つた。いまその實績につき殊に中央時別委員會の活動を中心に窺ふに、報告は云ふ、――「我同盟加盟組合は、昭和七年八月末現在に於て七二組合、四七、九八六名である。これ等の組合は關東、關西の二同盟會、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、中國、九州の八聯合會を組織して居る。前年度に比較すれば、九組合三、七六七名の增加である。我同盟

は前年度大會に於て、計劃的組織運動を行ふため、十萬突破運動を開始した。その成績は……次の如くである。即ち、十五名の委員に依つて中央特別委員會が構成され、東京、神奈川、群馬、千葉、埼玉、靜岡、愛知、東北、京滋、大阪、兵庫、中國、九州の十三地方に、地方特別委員會を組織し、七百七十七名の委員を任命した。中央特別委員會は、産業別的に、全國工場鑛山の調査表を作製して各組合に發送し、成績加入ポスター、各種の報告カード、知人カード、オルグのマーク及選任狀を交付し、宣傳に資する爲に、「日本勞働總同盟の活動」及「十萬突破運動ポート」を發行した。以上の外、個々の産業及工場、會社等に關する調査に就いても、その申出に從つて調査報告をした。　地方特別委員會は、直接該地方の工場調査を行ひ、印刷物配布、講演會、戸別訪問、事件取扱ひを通じて活動したる結果、昭和七年八月末に於て八千五百七十八名を新に獲得したのである。然るに、社會民衆黨分裂の影響を受け、遞友同志會の脫退あり、その他中央合同勞働組合の一支部を除名したる爲、約三、〇〇〇名の組合員を失ひ、不況の結果工場閉鎖解雇等に依る失業者も相當續出したる結果、差引き三、七六十名の增加を見たるに過ぎなかつた。……右の如く、組織運動の成績擧らざりしも、一〇三の工場、（その總從業員數の概算五二、八五〇名に上る）の中へ、新に組織を持つことの出來たことは、將來の發展を約束するものとして、最も注目しなければならぬところである。……思ふに、今日の如く深刻なる不況時代に於ては、勞動組合の組織運動は、大體に困難なりと言ひ得べく、世界各國の事實に就きても認めらるゝところである。同時に、本年二月の總選擧、更に東京、神奈川、千葉、埼玉に於ける一月及六月の府縣會選擧等に、組合が忙殺されたことも、不成績の原因として指摘し得らるゝと思ふ。特に工場地帶たる神奈川縣に於ては、前記二選擧に加ふるに九月には川崎市會議員の選擧あり、殆んど一ヶ年間を選擧で暮したる結果となつた。」（第二十一回大會報告）

團體協約運動　團體協約運動は總同盟が根本方針として大いに力を致すところである。まづ本年度の成績を見るに、報告は曰く、「昭和七年八月末現在に於ては、一三組合に依つて三二の協約が締結され、その關係組合員は三、九七〇名である。本年度に於て新に成立せる協約は一〇會社、六五〇名であつた。依然として中小工場に多かつた。……我同盟が熱心に努力せるに拘らず、その成績の比較的上らざるは、雇主の自覺足らず、加ふるに工業俱樂部、全産聯其他の資本家團體が、陰に陽に之を妨害し、若しくは雇主が之に牽制されてるところが多いためである。然し乍ら、團體協約が遲々たりと雖も、年々その數を增加しつゝあることは（その累年表）に依つて知られる……。」次に、中小工業における團體協約運動の狀況は可成り特徴的である。曰く、「目下、最も行詰りつゝあるは、中小工業である。我同盟の團體協約が、この中小工業に最も多いことを注目しなければならぬ。我同盟は中小工業に於ける團體協約運動を健實に發達せしめ、勞資關係の合理化を期すると共に、中小工業そのものに、統制を與へ、以つて中小工業發展の爲に協力しなければならない。今日の中小工業の雇

主は資本家に非ず。之と徒らに爭ふことは、共倒れとなり、大資本家を利するに過ぎない。一方に於いて、勞働組合それ自體の經營よりしても、中小工業に於ける勞資關係の合理化は、組合の戰鬪的經費を節減し、建設的方面に之を使用することに依つて、組合の基礎を充實し得る。」更に、團體協約の運用狀態について總同盟の見るところは次の如くである。――「團體協約工場に於ける勞資關係は、極めて圓滑に行はれた。不況の結果、勞働條件の引下の行はれたところもあつたが何等の紛議も見なかつた。これは勞資關係の合理化に依つて、不當なる壓迫、懸引、猜疑、敵意の解消したるに依る。現狀に於て最も妥當公正なる勞働條件であるとの確信は團體協約工場を一貫せる信念である。その機關は定期及不定期の委員會制度の設置せるもの最も多い。尚、正式の團體協約には至らざる迄も、組合との團體交涉が、事實として圓滑に行はれて居る工場も漸時增加し、その氣風は大工場にも及びつゝある。この傾向は年々顯著となつて居る」（同上書）。

爭議支援活動　まづ總同盟が關係せる罷業件數及參加人員を見るに「本年度に於ける罷業件數は一〇六件で、參加人員は六、七六五人である。これを前年度に比較するに、件數に於て一二件を減じ、人員に於て三、二三六人を減じた。」その原因については「產業の多少の安定によるものであるが、一面雇主の組合壓迫的態度は漸時緩和され、又同盟の爭議最少化の政策徹底しつゝあることも、一般的傾向として認められる」と見てゐる。次に爭議の原因及び結果については、「勞働條件維持の爲のもの八二件、改善を要求せるもの二四件、前年に引き續き受身的性質のものが多數を占めて居る。結果は有利なるもの六三件、妥協二六件、不利七件で第八表の如く前年度に比して成績稍々良好である」と見る。罷業の規模は、「一件平均の參加人員は六三・七人で、前年度の八五・六人に比し、一一・九を減じた。依然として爭議が小工場に移行しつゝあるを示す。一件平均繼續日數は二三・九日で、前年度の一九・二日に比して四・七日を增加した。罷業の最少化政策の徹底しつゝあるに際し、餘儀なく惹起されたものは大體照質であつて繼續日數の如きも長きに亘るを普通とする。本年度は斯る爭議が多かりし結果、右の如く平均繼續日數となつて現はれた。」次に特殊の罷業について見るに「勞働組合壓迫の傾向は漸減しつゝあるも、全然跡を絕ちたるに非ず。その最適例は關東紡平塚工場の組合壓迫の意圖の下に惹起されたる爭議であつた。同爭議は會社の平和政策も効なく、遂に四月十六日より罷業を開始し八月九日に至る迄百十五日間繼續した。紡績爭議としては最長の記錄を作つた。時に本爭議に就て注目すべきは、工業俱樂部派遣員と自稱するブローカー介在し、却つて爭議を惡化せしめた事である。將來充分の戒心を要する」となしてゐる。罷業の費用を見るに、「本年度における罷業に要したる費用は四萬七千七百七十六圓二十八錢であり、一人一日當り平均は二十四錢九厘であつた。この間最も多額を要したるものは、關東紡爭議で、五百人の鬪爭團員の生活を百十五日間も維持したる結果、二萬一千百五十圓を支給したのである。工場閉鎖に對し、復活及解雇手當請求の爲め行ひたる爭議に要したる費用は、一萬一千五百八十七圓五十一錢である。之に罷業費用を合計すれば、五萬九千

三百六十三圓七十九錢に上る。これ等の費用は、爭議費用として雇主の負擔したる部分もあるが何れにせよ、合理的平和が確立されて、斯る費用の減少することは勿ましきことであると言はねばならぬ。」最後に、罷業に對する同盟の方針を窺つておかう。「我同盟の方針は一貫して『罷業最少化』の方針である。この方針が着々實現を見つゝあることは、本年度の罷業狀態に於ても現はれて居る。團體協約運動の發展に伴ひ、勞資關係合理化され、罷業の減少することは、產業上、勞働者生活上喜ぶべきことであるのみならず、勞働組合の戰鬪費を減少せしめ、建設的方面に一層活用することを得べく、勞働組合主義徹底の爲に缺くべからざることである。」（同上書）

2　大會・中央委員會・其の他

本年中、中央委員會は左の如く開催された。

▲第一回（十一月十七日、東京本部　▲第二回（二月二十五日、大阪聯合會）▲第三回（四月十六日、東京本部）▲第四回（七月二十五日、東京本部）▲第五回（十月七日、東京本部）

年次大會、各聯合會大會、その他大小の會合の開かれたるもの次の如し。

▲前橋合同勞働組合第一回執行委員會（一月二十七日——於前橋市芳町組合本部）▲大阪金屬勞働組合第三回執行委員會（二月二十九日——於北區出入橋組合本部）▲神奈川縣聯合會執行委員會（三月二日——於川崎新川通聯合會本部）▲東京聯合會北豊島聯合會大會（三月十九日——於北區出入橋組合本部）▲前橋合同勞働組合第二回理事會（三月二十四日——於前橋市芳町組合本部）▲大阪電線工組合第十一回大會（四月二十七日——於大阪春日出會館）▲京都合同勞働組合第五回大會（五月二十二日——於京都市三條キリスト教青年會館）▲京都金屬勞働組合創立大會（六月五日——於下京區東九條中殿田町天理教會）▲九州聯合會執行委員會（七月二十日——於門司セメント勞働組合事務所）▲神奈川鐵工組合大會（七月二十四日——於川崎市聯合會本部）▲橫須賀支部發會（八月五日——於市內深田町觀念寺高砂俱樂部）▲泉南和泉木管工支部發會（八月十五日——於佐野町阪口町青年會館）▲出版印刷勞働組合大會（八月二十四日——於神田）▲中央合同勞働七年度大會（九月四日——於芝三田、日本勞働會館）▲大阪金屬勞働組合大會（九月四日——於大阪港區九條通三、九條會館）▲關西紡績產業勞働組合七年度大會（九月十一日——於大阪天六北市民館）▲橫濱支部聯合會執行委員會（九月十三日——於中區濱松町一四）▲大阪合同勞働組合大會（九月十七日——於大阪市中央公會堂）▲東京鐵工勞働組合大會（九月十八日——於芝日本勞働會館）▲神奈川聯合會第一回理事會（九月二十八日——於川崎聯合會本部）▲關東同盟第十回大會（十月二日——於芝日本勞働會館）▲大阪聯合會大會（十月二日——於大阪土佐堀青年會館）▲日本石炭坑夫組合年次大會（十月五日——福岡市孤田町明正寺出張所）▲紡織勞働組合大會（十月九日——於芝日本勞働會館）▲映畫演劇新世界支部發會（十月十七日——

於大阪新世界パンヤ食堂）▲兵庫縣聯年次大會（十月十八日——於神戸春日野春日クラブ）▲紡績勞働組合第一回理事會（十月二十九日——於總同盟本部）▲中央勞働組合同盟執行委員會（十月二十二日——於深川本部）▲京都聯合會大會（十一月一日——於三條青年會館）▲製綱勞働組合全國大會（十一月二日——於岸和田公會堂）▲製綱勞働組合理事會（十一月十二日——於川崎工場食堂）▲建築勞愛會結成大會（十一月二十二日——於飯塚市吉原中町社大黨嘉穗支部階上）▲關東同盟會紡績勞働組合理事會（十二月二十日——於芝區三田四國町）▲神奈川聯合會神奈川鐵工組合第二回理事會（十二月二十二日——於組合本部）▲神奈川製材勞働組合第一回理事會（十二月二十三日——於組合本部）▲神奈川聯合會第一回理事會（十二月二十七日——於川崎市新川通）

右のうち主要なるものにつきその內容を略記すれば左の如くである。

第二回中央委員會——二月二十五日、於大阪聯合會。主要なる協議或は決定事項は左　如し。一、今秋來朝と決せるシトリン及シユベネルス兩氏歡迎の件。二、西尾末廣氏渡歐中は松岡主事政治部長を兼任の件。兼任に決定。三、十萬突破運動の件。

第三回中央委員會——四月十六日、於東京本部。〔協議或は決定事項〕一、遞友同志會の脫退承認。二、黨分裂に依り組合內統制上の問題起れる場合は、其の處置に關し一切在京中央委員に一任すること。三、社會青年同盟及社會民衆婦人同盟に屬する組合員は此際關係を斷ち、再組織迄待機に決定。四、社會民衆黨の分裂及今後の無產政黨統一問題に就て指令を發することに決定。五、自然富源の國際化、人種の平等、移民の自由に關する成案を作製し、之を國際勞働會議に提出する樣、勞働俱樂部に提案することに決定。六、遞友同志會主事・當淸君の挨拶。

第四回中央委員會——七月二十五日、於東京本部〔決定事項其の他〕一、松岡主事が黨役員たらざることを承認。二、關東紡爭議に就て寄附金募集を行ふことに決定。三、黨中央執行委員として西尾、原、齋藤の三名推薦を承認。四、組合會議結成經過を承認。五、社會大衆黨を支持することに決す。六、本年度大會は大阪にて十一月三、四、五の三日間開催することに決す。七、中央委員會大會提出議案の決定。

大阪金屬大會——九月四日、於九條會館。〔主要議事〕一、失業反對鬪爭の件。一、完全なる勞働組合法獲得鬪爭の件。一、反動ファッショ粉碎の件。一、齋藤內閣打倒の件。一、雄辯大會開催に關する件。一、共濟組合設置促進の件。

關西紡織勞働大會——九月十一日、於大阪市天六北市民館。〔主要議事〕一、紡績勞働者最低標準賃銀確立鬪爭に關する件。二、寄宿舍制度改廢に關する件。一、呼吸器病に關する件。一、紡績操短即時解除鬪爭の件。一、食費値下鬪爭に關する件。一、齋藤老衰內閣打倒に關する件。一、紡績社宅料金全免要求に關する件。一、勞働强化絕對反對の件。一、人絹產業組織擴大に關する件。一、人絹化學工場に於ける硫安瓦斯除去に關する件。一、十萬突破運動に關する件。一、男女

同一勞働に同一賃銀獲得に關する件。一、御用修養團及び反動團體排撃に關する件。一、失業反對鬪爭の件。

關東勞働同盟大會——(第十回)十月二日、於三田四國町日本勞働會館。〔議事〕一、十年以上繼續組合員表彰に關する件。二、勞働組合法制定要求の件。三、團體協約制定要求の件。四、勞働者病院設立に關する件。五、交通事故二重處分反對の件。六、勞働青年同盟結成に關する件。七、各爭議應援に關する件。八、昭和八年四月同盟基金デーを行ふの件。九、內務省河川從業員の第三種傭人制撤廢要求の件。十、出征軍人入營家族扶助の件。十一、總同盟大會二年一回開催の件。十二、災害扶助改正案要求の件。十三、團體協約、協同組合、保險、金融部の各部を設置して、事業部廢止の件。十四、失業救濟要求運動の件。

大阪聯合會大會——十月二日、於大阪土佐堀青年會館。〔可決議案〕一、暴壓諸法令撤廢に關する件。二、寄宿舍制度改廢に關する勞働組合法獲得鬪爭の件。四、勞働立法制定促進並に改廢に關する件。五、紡績操短即時解除要求鬪爭の件。六、職業病に關する件。七、動員網確立に關する件。八、勞働會館建設促進に關する件。九、十萬突破運動に關する件。十、婦人參政權獲得に關する件。十一、修養團及會社組合排撃に關する件。十二、反動ファッショ粉碎の件。十三、共濟運動に關する件。十四、賃銀値上鬪爭に關する件並に紡績勞働者最低標準賃銀確立鬪爭に關する件。十五、男女同一勞働に同一賃銀を支拂へ。十六、失業反對鬪爭の件。十七、齋藤內閣打倒。

第五回中央委員會——十月七日。於東京本部。一、大會豫算の節約を決定。二、大會提出議案勞働組合主義徹底に關する件外七案を決定す。三、規約第十條を削除することに決定。四、大會スローガンを左の如く定む。(1)勞働組合主義の徹底。(2)十萬突破に邁進せよ。(3)失業手當を制定せよ。(4)インフレーションに備へよ。五、綱領及主張改正の原案決定。

京都聯合會大會——十一月一日、於三條青年會館。〔主要議事〕一、十萬突破運動に關する件。一、團體協約確保に關する件。一、失業反對鬪爭に關する件。一、反動ファッショ並に修養團會社組合排撃に關する件。一、會計審査委員會報告。一、完全なる勞働組合法獲得鬪爭に關する件。一、事業部充實統一に關する件。一、紡績勞働者賃銀値上鬪爭に關する件〔緊急動議〕シンガーミシン爭議應援の件。以上の諸議案の實行方法を新役任一任にて何れも滿場一致可決。會長には西尾氏再選さる。

第二十一回全國大會——十一月三、四、五日、大阪天王寺公會堂に於て開催。出席代議員三五三名。議長三木治郎氏、副議長伊藤卯四郎、金正米吉、塚本重藏の三氏。本大會において綱領・主張の改正が行はれた。〔議事〕主要なるものについてその落着を記せば下の如し。一、勞働組合法制定要求に關する件。(組合側の法の要綱は日本勞働組合會議の草案と同一であつたが、其の第七條中「組合員と雇主との單獨契約條項」とあるを「個人的契約條項」と一部修正可決)。三、修養團及會社御用組合排撃の件(可

決)。三、人絹化學工場に於ける硫酸ガス除去に關する件(可決)。(緊急動議)シンガーミシン爭議の應援に關する件(可決)。四、失業防止及救濟に關し左記の諸項の實施を要求す、一、失業保險法の制定、制定に至る迄の期間中失業手當法を制定して、手當金の國家支給を行ふべし、二、土木事業以外にも國家事業を起し、熟練工の失業を解決すべし、三、國家事業は中間搾取を絶對に排し、事業監督機關に勞働組合代表を參加せしむべし、四、賃銀を切下げざることを原則とする七時間勞働制を實施すべし、五、職業紹介機關の擴充及管理に勞働組合代表を參加せしむべし、六、政府所有米を消費組合、勞働組合に對し大量拂下げを行ふべし、七、失業者に對する無料宿泊所及無料食堂を新設增設すべし)。五、官吏の資本家團體參加反對に關する決議案(「健全なる勞働組合主義の徹底」は日本勞働組合會議の指導精神ともなつてゐるが、之が徹底は最も必要なことであるが、此の「健全なる勞働組合主義の徹底」を一言にして言へば、勞働組合の經營を合理化し、內容を整備し、勞働組合の諸機能を深く勞働者生活の中に徹底せしむることであるとなし、之が爲に一、組合組織を團體協約及經營合理化を目標として改革すること、二、總同盟の會計制度を全般に亘つて改正補修を行ひ、一層合理的基礎の上に建設すること、三、共濟保險制度を設定すること、等の諸項に付愼重研究して本案の趣旨の徹底を期すること。(可決)。七、大會を隔年開催に改正する件(左の如き理由により大會を隔年開催することに決定す。一、大會の費用を節約し組合の財政充實を期すること。二、大會不開催の年は組合長、聯合會長、本部役員を以て構成する全國事務會議を開催し、組合方針の徹底と事務上及行政上の統一を期すること。八、大會宣言決議案(本大會の宣言は勞働組合主義を全勞働階級に徹底確立せしめんとするものなりとして草案を發表、七名の宣言審査委員會に附託)。九、綱領及び主張改正に關する件(現在の綱領は大正十一年の作成にかかり勞働組合主義の徹底に邁進しつつある現在の總同盟の綱領として適當ならざる向あり、之を以て遂に之が改正を企つるに至つたのであるが、中央委員會の後記原案を發表したるに、綱領第二項中の同朋友愛、第三項中の國情等の字義並に之が內容に付質問及修正意見あり、綱領審査會に一任)以上をもつて第二日を終へ第三日に入り、前日に引續き議案の審議に入る。十一、健康保險組合並鑛山法中勞働行政に關する監督權を地方長官に移管に關する件(討論の結果健康保險組合並鑛山法監督權に關する件改題し、可決)。十二、內務省河川工事從業員の第三種佛入制度撤廢に關する件(可決)。十四、紡績勞働者賃銀値上並に標準賃銀獲得に關する件(可決)。十五、暴壓諸法令改廢に關する件(可決)。十六、青年同盟結成に關する件(組合の前衞的な活動をなす青年同盟の結成は益々必要であるが、飽迄も組合の三反主義に基づき中央委員會の監督下に在るべきものとし結成すること、可決)。十七、紡績勞働者保護に關する件(紡績勞働者保健の爲に、イ、呼吸器病を職業病を認め休業中は日給全額支給すること、ロ、工

場内の塵埃除去裝置並高熱及び雜音の防止裝置、ハ、深夜業廢止令にある除外例を撤廢すること、ニ、作業三時間毎に十五分間の休憩時間を設置すること、ホ、寄宿舍制度の根本的改善、ヘ、食事の改善、ト、婦人の生理休暇を與ふること、チ、醫撩機關の徹底的改良、リ、作業方法の改善、圓形作業の廢止、以上をもつて可決)。十八、團體協約法制定要求に關する件(團體協約法を制定することは產業上にも勞働組合の運動上に於ても最も必要なことなりとし協約法案は大體日本勞働組合會議に於て作成の草案によること、(可決)。十九、紡績操短即時解除要求鬪爭に關する件(可決)。二十、反動ファッショ粉碎の件(現在群生するファッショに共通するものは、一、自己の組織力によつて一定の社會を實現せんとする能力を缺き、從つて强力なる獨裁官英雄の出現を希望する。二私有財產、時權を捨てることを欲せず反社會主義的である。三、世界觀に於ては個人主義、利己主義を脫し切れない排他的國家主義を採ること、等であるが、之等はデモクラシーを基調とする組織力によつて世界の勞働者を資本主義の桎梏より解放せんとする勞働組合運動と明に對立し又國家社會主義或は新日本主義の名の下に勞働組合運動を破壞せんとするものなりとし、極力之が粉碎を期すること。可決)。二十一、社會立法制定促進並に改廢に關する件(可決)。二十二、笠戸島船渠工場並に浪速造船所贈賄の件(可決)。二十三、十萬突破運動續行に關する件(これに關しては1、運動の概況の項參照。本運動は更に效果的に繼續に必要ありとなし、可決)。以上を以て議案の審議を終へ、規約(一部修正)豫算、決算の各委員會の報告があり、宣言並綱領及主張の審査委員會發表され、滿場一致を以て可決された。次に役員には顧問に鈴木文治、會長に松岡駒吉、主事に西尾末廣、會計に福岡金次郎の諸氏が選任された。大會宣言は次の如し。

【大會宣言】「我日本勞働總同盟は茲に第二十一回大會を迎へた。顧れば吾總同盟が友愛會として呱々の聲を擧げて以來既に二十ケ年終始一貫資本主義の搾取迫害と戰ひ又サンヂカリズム及共產主義を排擊し、一路健實なる勞働組合主義確立の爲め邁進し來つた。而して資本家階級の勞働組合に對する僻見壓迫は未だ熾烈なるものがあるにも拘らず勞働組合は牢固たる存在として彼等が否認せんとするも能はざる社會的、經濟的地位を獲得した。又健全なる勞働組合主義を指導精神とする日本勞働組合會議成立し、吾總同盟二十年の苦鬪は着々報ひられつつあるのである。資本主義の矛盾より發生する世界恐慌は各國の產業を荒廢せしめ國民生活を破壞し、資本主義體制は極度に混亂動搖に陷り所謂「非常時代」を現出した。特に吾國に於て滿洲事變の突發に伴ふ國際關係の惡化が國內的にも一層政治的社會的不安を增大するに至つた。而してこの「非常時代」は勞働組合運動にも影響し輕佻浮薄なる一派は苦難なる運動より逃避しファシズムに轉向した。然しながら共產主義たるとファシズムたるとを問はず「非常時代」に眩惑され或は之に藉口して投機的奇利を狙ひ不斷の建設的職分を蔑視するが如きは、勞働組合の斷じて邪道であると言はねばならぬ。資本主義は一朝にして奇蹟的に倒るゝものに非ず今日資本主義の矛盾罪惡が全民衆に糾彈されつつあるに拘はらず何等根本的改革が行はれざるのみならず、却つて其の搾取政策が假借なく遂行

せられつつある。而も共産主義及其の他一派の勞働組合が徒に焦燥尖鋭化し、口舌に於て急進化するも實力之に伴はず、資本主義の反動的攻勢に當面するや、風に吹かるゝ籾殻の如くに飛散しつつあるを見る。之れ彼等が健全なる勞働組合主義を輕視し深く勞働者の實生活の中に組合の諸機能を築かざるに依るものである。惟ふに、吾國勞働組合は後進國の特殊事情に依り著しく思想團體、政治團體的色彩を濃厚にしたるも由來勞働組合は理論より生れず、又單なる政治手段にも非らず勞働者の慘苦なる日常生活を改善向上せしめ、聽て之を解放に導かんとする自主的相互組織である。故に勞働組合はその日常共同の訓練に依り勞働者の識見技術德性の向上を期する教育的任務。强固なる團結の威力に依り資本主義の搾取に對する鬪爭的任務、相互保險制度に基く共濟的任務等の諸機能を融合統一したる經濟團體として、之を發達せしめねばならぬ。斯くして初めて勞働組合は勞働者の生活の中に基礎を有する大城塞たり得るのである。我日本勞働總同盟は多年健實なる勞働組合主義を主張し來つたが今後は之を一層具體化し、更に徹底せしむる爲に熟心なる努力を傾注して進んで日本勞働運動を磐石の基礎の上に建設しなければならぬ。現下世界の大勢を概觀するに國に依つて程度に濃淡ありその過程に一進一退あるも大局に立つて之を觀れば、社會主義的統制經濟を中心とする新秩序に向つて進み勞働組合が益々重要なる地位を占めつつある事は明かなる事實である。飜て今や、我國資本主義は唯一の救命策として、インフレーション政策を强行し物價騰貴は阻止し難き大勢と成つた。斯くて勞働階級は更に搾取を强行され、勞働組合運動の重要性は愈々加はりつつある。我總同盟は日本勞働運動の陣頭に立つて、之を指導し積極的に資本攻勢を擊破し以つて歷史的使命の遂行に邁進し全勞働階級の信賴に應へんとするものである。右宣言す。昭和七年十一月五日。日本勞働總同盟第二十一回大會。」

3　綱領・運動方針

本年度大會が協議したる新綱領及び主張は次の如し。

【新綱領】

一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ、識見の開發、技術の進歩、德性のかん養を圖り、以て自己の向上と完成を期す。

一、我等は勞働者の自主的組織と訓練により勞働條件の維持改善並に共同福利の增進を期す。

一、我等は國情に脚立し、資本主義の根本改革を圖り、以て健全なる新社會の建設を期す。

【主張】

一、七時間勞働及一週四十二時間制の實施（但し坑內勞働六時間及一週三十六時間）

一、勞働組合法並に團體協約法の制定

一、同質量勞働に對する差別撤廢

一、臨時雇傭制度禁止法制定

一、生活賃銀法、失業保險法の制定

一、工場法、鑛業法、健康保險法、勞働者災害扶助法の改正

一、國際労働條約の批准並に勧告案の實施
一、暴壓諸法令の改廢
一、メーデーを全國的休業日とする事
一、共濟組合並に協同組合の全國的普及と其の統一

尚ほ、右新綱領に對し總同盟自身が與へた解説を掲げれば左の如し。

【綱領の變遷と新綱領の解説】日本労働總同盟發表）我労働總同盟が大正元年八月　日「友愛會」として創立された當時の綱領は左記の如きものであつた。

一、我等は公共の理想に從ひ識見の開發、德性の涵養、技術の進歩を圖らんことを期す。
一、我等は共同の力に依り、着實なる方法を以て、我等の地位の改善を計らん事を期す。
一、我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す。

友愛會創立當初の指導精神は明かに之に現はれてゐる。當時は労働運動の黎明期であつて労資協調主義に立脚せるものであつた。然るに大正七八年頃より侵入し來つた革命的サンヂカリズム思想は漸時我總同盟にも影響を及ぼし、大正十一年に至つて之が頂點に達した。而して同年は所謂「全國的總聯合」決裂問題を中心として、我總同盟はこのサンヂカリズムと衝突したのである。サンヂカリズムとの闘爭は「健全なる労働組合主義」の側から始められたのであるけれども、既に當時はロシア革命の成功から、共産主義が侵入して來た爲め、事實上これとの共同戰線が形成された。そしてサンヂカリズムとの闘爭の必要上、益々共産主義の理論的武器を利用したる結果より共産主義的雰圍氣が醸成されたことは是非もない次第であつた。されば大正十一年の大會は、斯る昂奮裡に左の如き新綱領を採用したのである。

一、我等は團結の威力と相互扶助の組織を以て經濟的福利の增進並に智識の啓發を期す。
一、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本家階級の抑壓迫害に對し、徹底的に闘爭せんことを期す。
一、我等は労働者階級と資本家階級とが、兩立すべからざることを確認す。我等は労働組合の實力を以て労働階級の完全なる解放と自由平等の新社會の實現を期す。

然し、これは未だ無産黨出現せず、労働組合と政黨との職分が混同され勝であつた時代であり、思想的にも共産主義が充分把握されず、サンヂカリズムも清算し盡されず又健全なる組合主義も確立されざる狀態であつたから、斯る粗雜極まる綱領が出來上つたのであつた。其の後總同盟は完全にサンヂカリズムを清算し、共産主義を排除し、健實なる組合主義を確立するに至り、無産政黨も統一され、組合會議も成立し、愈々「組合主義」の徹底を期し得る條件が整ひ來つた。故に、第二十一回大會は、全面的に總同盟が組合主義を徹底せしめんとする立場から、次の如く綱領を改正したのである。以上の如く綱領は改正されたが、實際問題として總同盟は既に右の新綱領の精神を着々實踐し來つたのであつて、今回の改正は總同盟の內容にふさはしいものにしたに過ぎないもの

である。

即ち、綱領の第一項は、總同盟組合員の個人的向上と完成を揭げたものである。言ふ迄もなく、いかなる團體及社會も、單位個人であつて、個人の進歩向上なくして、團體及社會の進歩向上はあり得ない。勞働組合は立派に個人の集團たることに依つて一層大なる力を發揮し個人の向上に努力することに依つて新社會の基礎は築かれて行くのである。

第二項は、總同盟當面の經濟的任務を揭げたもので、勞働爭議も團體協約も、共濟制度もすべてこの中に包含されて居る勞働組合は時には平和手段に依り、この目的實現の爲に努力するものである。

第三項は、總同盟の理想を揭げたのである。資本主義の營利とは、すべての人々の認むるところである。されば資本主義の根本的改革を圖らねば、健全なる社會生活は不可能となつた。我同盟は國情に立脚したる方法に依り、他の同一理想を有する勢力と協力して之が實現を期するものである。

斯くの如く「健實なる組合主義」の精神は、この綱領に盡されて居るのであつて、茲に始めて完全なる綱領が出來上つた次第である。

4 新設組合

本年中新設を見た組合の主なるものは次の如し。

▲總同盟　生保從業員組合(東京——三月)
▲同盟京都金屬勞働組合(京都——六月五日)
▲同中部時計工組合(名古屋——七月十五日)
▲同製菓勞働組合(大阪——十二月八日)
▲同遞友自治會(大阪——六月)
▲同神戸合同勞働組合(神戸——月日不詳)
▲同神戸尾崎ゴム工組合(神戸——六月)
▲同露橋勞働組合(名古屋——六月)
▲同中部合同勞働組合(名古屋——六月)
▲同名古屋時計工組合(名古屋——七月)
▲同愛知合同勞働組合(名古屋——七月)
▲同中部紡織勞働組合(名古屋——七月)
▲同門司印刷勞働組合(門司——八月)
▲同建築勞愛會(福岡縣飯塚市——十月二十二日)
▲同筑豐勞働組合(福岡縣直方市——十月三十日)

5 役員

本年度大會において決定したる役員は次の如し。

〔顧問〕鈴木文治、〔會長〕松岡駒吉、〔主事〕西尾末廣、〔會計〕福岡金次郎(中央委員)、金正米吉(大阪)、前田種男(大阪)金光平(中國)、今津菊松　兵庫)、八谷幸太郎(九州)、德永正報、原虎一、齋藤健一、三木治朗、堀越梅男(以上東京)、土井直作(横濱)。

〔各專門部長〕國際部長、松岡駒吉。政治部長、西尾末廣。爭議部長、金正米吉。組織部長、土井直作。婦人部長、三木治朗。調

査部長、齋藤健一。社會部長、福岡金次郎。法律部長、片山哲。教育出版部長、重廣虎雄。

二　全國勞働組合同盟

1　運動の概況

我が中間派組合として社會民主々義の傳統を最も鮮明に保持してゐる全國勞働は、昨昭和六年十一月勞働倶樂部加入問題から一倶樂部排撃同盟一なる一派の分裂を見たが、本年に入つて國家社會主義的運動の餘波を受けてその有力支持組合たる關東合同勞働組合の大半、九州聯合會、大阪聯合會の一部の脫退を見るに至つた。が、同じファッショ運動の興起は、排撃同盟をして再び全勞の本體に接近せしめる機運をも作り本年七月その一部の復歸を見るに至つた。總じて國家社會主義的運動の展開は、全國勞働に對しても至難の問題を課してゐるやうに思はれる。日本勞働組合會議の右翼的戰線統一に加つてこれを牽制すべく自ら課したその任務は、一方に造船聯盟の如きをして却つて反撥的に組合會議を脫退せしめたと同時に、他方では全國勞働自身が次第に組合　議の右翼的イデオロギーに引摺られんとする危險を如何ともすることができなかつた。加ふるに組合の舊委員長をも含めた一部有力部隊のファッショ轉向は、この組合の實勢力をそぐこと否定し難く、更に、我國内外の新情勢の逼迫は合法團體の限界線上に立つこの組合への强壓を加重するが故に、その活動はこの方面からも沈滯を餘儀なくされざるを得なかつた。

かかる危機のもとにおいて全國勞働は昭和七年をいかに鬪つたか、その概況を大會報告を通して窺つてみやう。

組織活動　先づその組織活動殊に本年中その最も力を盡したと見られる産業別整理の狀況を見るに、報告は云ふ、「前年度大會に提出された「全國勞働内部に於ける産業別組合組織實現の方針確立に關する件」（本部提案第一回代表者會議にて正式に決定）の精神に基つき、我同盟は加盟組合の産業別整理のために極力努力した。その結果について見れば、大阪聯合會は昨年末加盟組合の整理統一を完成してその陣容を整理し得たが、東京地方はクラブ問題の分裂に依りこれを實行すべき機會を有しなかつた。然し乍ら、排撃同盟との合同に當つては特にその點を協議した結果、東京聯合會もその後産別整理委員會を設置して目下着々とその實現に努めてゐる。その他の地方に於ては未だ尚ほ見るべき効果はあげてゐないとは言へ、同盟の産別方針は次第に全國的に徹底しつつあり、今後の組織活動と併行して一般の努力を必要とする狀態におかれてゐる。」次に、本年における全國勞働の組織情勢を見るに「内部の統制問題に主力を注がざるを得なかつた結果全國勞働としての組織宣傳活動は充分に効果をあげるを得なかつた……然し乍ら、過去一ヶ年間に於ける同盟の組織的勢力はクラブ問題による分裂の打撃は排同との合同により復舊され、ファッショ問

題に於ては特に著しい變動はなかつたので、大體に於て前年度と大差はない。」即ち、報告によれば聯合會七、組合數四〇、支部數三九〇、組合員數四五、八〇三人で、うち女子八、三八三人である。

爭議支援活動　本年中における全國勞働の關係せる爭議について報告は左の如く述べる。――「昨年十月より本年昭和七年八月末までの十ケ月間に取扱へる同盟の爭議件數は二九一件（北海道九州、高知、廣島の一部等未報告の分は統計に入れず）であり、昨年度大會に於ける報告七二件（期間は十六ケ月）に比して期間に於て著るしく短いことを考慮しても減少してゐることは明白である。その原因は……一般社會情勢の反映であること勿論であるが、一面又、我が同盟の活動が主として內部的な統制問題に終止したるため外に向つて充分の力を發揮し得なかつたこともその一原因である。然し乍ら、平均二二・五日の繼續日數に達するこれらの爭議を、よく徹底的に戰ひ抜きたることは……刮目であつて、即ちこれを勝敗の結果について見れば、勝二〇〇件、妥協六〇件敗二八件（繼續中三件）であつて、中小工場を相手として、休業賃銀値下賃銀不拂首切り等の困難な爭議をよく効果的に戰ひ來つたものである。尚、本年度を通じて、官憲の彈壓は依然として狂暴であり、加ふるに反動團體（生産黨その他暴力團　の橫行は更に著るしく、幾多の爭議は彈壓と暴力的威脅をはねのけて果敢に闘はれた。特に記錄すべきは、昨年末より本年初頭に至る多木肥料（播州化學）の爭議に於ける官憲並に在鄉軍人の暴壓と小作爭議に端を發して栃本縣に蔓延せる阿久津村事件であらう。」（第三回大會報告）

2　大會・中央委員會・その他

▲東京地方聯合會執行委員會（一月十日――於同盟本部）▲西部鑛山勞働組合第一回委員會（一月十日――於飯塚市同組合本部）▲淡路合同勞働組合第三回大會（一月十二日――於洲本町公會堂）▲大阪運輸勞働組合第二回年次大會（一月十七日――於西區九條寄年會館）▲神戸地方協議會第一回執行委員會（一月二十日――於神戸市林田區事務所）▲第四回中央委員會（一月二十日――於同盟本部）▲西部鑛山勞働組合第二回執行委員會（一月二十四日――於飯塚市組合本部）▲東京合同勞働組合執行委員會（一月二十五日――於組合本部）▲播州一般產業勞働組合化學漆器工場分會結成大會（二月五日――）▲全國勞働組合同盟全國代表者會議（三月六日――於大阪中之島中央公會堂）▲大阪金屬港南支部聯合會第三回大會（三月十三日――於事務所）▲全勞神戸地方協議會執行委員會（三月十五日――於神戸林田區豚塚町事務所）▲大阪金屬東南支部聯合會第四回大會（三月十九日――於大阪西成區梅島聯合會事務所）▲關東合同勞働組合執行委員會　三月二十一日――於本部）▲大阪金屬西部支部聯合會結成大會（三月二十六日――於此花區春日出全勞鐵心春日出事務所）▲大阪保健從組合第四回年次大會（四月二日――於大阪市港區救道說教所）▲大阪金屬勞働組合第八回年次大會（四月十日――於天王寺公會堂）▲神奈川縣聯合會擴大委員會（四月十四日――於神奈川會館社交室）▲東京地方聯合會緊急執行

委員會(四月十五日——於本部)▲大阪化學第二回大會(擴大執行委員會に變更、四月十六日——於大阪九條青年會館)▲關東合同勞働組合第十二回執行委員會(四月十六日——於組合本部)▲關東合同勞働組合各支部代表者會議 五月五日——於組合本部)▲第六回中央委員會(五月五日——全勞本部)▲大阪聯合會大會(五月十五日——於土佐堀青年會館)▲大阪電氣從業員組合(五月二十一日——於大阪四貫島セッツルメント)▲神戸勞働組合同盟創立大會(六月三日——於神戸青年會館)▲全國映畫劇場從業員組合、東京映畫同人組合合同大會(六月三日——於下谷公會堂)▲中部映畫同人組合年次大會(六月二十七日——於名古屋中區共樂館)▲全國勞働排同再建合同第一回協議會(七月五日——於芝協調會館)▲全勞排同第二回再建合同協議會(七月八日——於小石川傳通院會館)▲日本エナメル、窯業工同大會(全勞化學一般産業七月九日——於名古屋中區共樂館)▲神奈川縣聯再建委員會(十二月五日——於横濱市中區戸部六石河京市方)▲泉州金屬勞働組合解體式(十二月——於堺市宿院東三丁目市立職業紹介所樓上)▲大阪郡市從業員組合結成大會(四組合合同大會、十二月十日——於大阪市港區六條通り一築港高野川)▲東京聯合會第一回擴大委員會(十二月十二日——於本所公會堂)

右のうち主たる會合の内容を摘記すれば左の如し。

第四回中央委員會——但し昭和七年に入つての第一回。一月二十日・於東京本部・出席者、大矢兵外十名。〔報告〕一、勞働クラブ懇談會報告。二、大衆黨勞働委員會報告。三、人事報告。四、組織部報告。五、排同系の情勢。六、國際勞働代表選擧報告。〔議事〕一、人事に關する件(東京側中央委員の缺員は東京聯合會の推薦により植山重義君に決定すること、統制委員二名の補充として岩内善作、關權藏兩君を決定。)二、兵庫縣聯合會對策の件(淡路合同委員會(八月九日——於組合本部)▲東京地方自由、荏原自由合同協議會(八月十五日——於高砂町高砂座)▲第三回中央委員會(十月十八、十九日——於大阪天王寺公會堂)▲第一回中央委員會(十一月九日——於大阪勞働學校)▲東京地方自由第二回執行委員會(十一月十日——於組合本部)▲中部映畫同人組合岡崎分會結成大會(十一月十日——於岡崎市元能見二七六高橋優次方)▲大阪運輸勞働組合安治川支部聯合會大會(十一月二十六日——於大阪港區千代見町四丁目天業民報社二階講堂)▲關東木材産業勞働組合第三回大會(十二月三日——於深川區平野町小松亭)▲神奈川縣聯再建委員會(十二月五日——於横濱市中區戸部六石河京市方)▲泉州金屬勞働組合解體式(十二月——於堺市宿院東三丁目市立職業紹介所樓上)▲大阪郡市從業員組合結成大會(四組合合同大會、十二月十日——於大阪市港區六條通り一築港高野川)▲東京聯合會第一回擴大委員會(十二月十二日——於本所公會堂)

労働承認並に神戸の各組合の整理等についてはこれを兵庫縣選出中央委員に一任すること)。三、加盟組合承認の件(福井映畫同人組合及び全敦賀合同労働組合の二組合の加盟は承認すること、その加盟手續等に關しては關西事務局に一任すること)。四、關東金屬上申書に關する件(同盟本部に、日本労働クラブ對策委員會を設置すべしとの關東金屬の上申に對しては、上申の精神を生かすべくクラブに對する方針及びクラブの報告等は加盟組合並に聯合會とより一層密接に交ふることに決定)。五、全國代表者會議に關する件。六、自由労働者組合の同盟本部費に關する件(當該地方聯合會並に關係組合と同盟本部の間で適宜處理すること。同盟としては本部費一名六錢の原則は動かさぬ事)。七、總選擧對策の件(對策委員十二人決定)。

第一回全國代表者會議——三月六日、於大阪中之島公會堂、議長岩内善作。出席者本部役員並代表者五十四名。〔議事〕一、大會未審議議案の件(諸議案中労働組合戰線統一の件を獨立議案とし、他は小委員會に一任し下の議案を決定。イ、労働組合法、失業保険及手當法、健保改正、最低賃銀法、交通事故特別裁判法及内務省令改廢、暴壓諸法令撤廢の諸案は本部にて調査をなし運動すること。ロ、失業反對鬪爭に關する件。ハ、青年部設置。ニ、産業別整理方針に關する件、以上二件可決)。二、宣傳鬪爭に關する件(同盟本部、地方聯合會、組合、支部に夫々宣傳鬪爭委員を任命することに決定)。三、労働組合戰線統一の件(イ、同盟内部の諸組合を全國的に又は地方的に鬪爭力を具備する、産業別組合に整理統一して確立する。ロ、全國的産業別組合の確立に協力する全労働團體を糾合して全國的協議機關を組織すること ハ、日本労働クラブを活用し廣範な全國的労働組合會議に發展せしめ、その内部で産業別整理を積極的に促進すること)。四、宣言發表(原案可決)。

第五回中央委員會——三月七日、於大阪労働學校。出席者、大矢氏外十六名。〔議事〕一、代表者會議決定議案處理の件(1、青年部長植田重義、主任大阪にて人選。2、産業別整理。3、宣傳鬪爭の件。4、失業反對鬪爭委員任命。5、組合戰線統一の件。6、労働立法關係議案)。二、同盟本部豫算の件。三、京都、神奈川聯合會の件(京都は規約により資格喪失、神奈川は常任執行委員會一任)。

第六回中央委員會——五月四日、於東京本部。出席者大矢省三外十五名。〔報告並に承認事項〕一、日本労働クラブ懇談會報告二、人事に關する件(イ、桑島中央委員後任は熊本與市君に決定ロ、山内中央委員後任井上良二君推薦承認。ハ、白鳥中央委員除名——同君所屬の關東合同より除名通知と東京聯合會よりの小松原光太郎君推薦通知に基づき協議の結果、中央委員會としては一應本人の意嚮をも調査することゝなり、調査の結果採決に入り七對一にて除名承認)。〔議事〕一、政黨に關する件(「政黨支持自由案」と「從來の政治方針大衆黨支持案」を採決の結果從來通り大衆黨支持と決定)。二、聲明書發表の件。三、財政確立の件。四、無産政黨合同に關する件(合同積極的支持)。五、神戸地方加盟組合の件(神戸ゴム、神戸金屬、神戸一般の三組合に解體通知をなすこと)。六、人事に關する件(國際部長井上、關西事務局長

は關西に一任、勞働クラブ代表委員菊川、組織宣傳部長小松原、安藝中央委員辭任問題の處置は關西に一任、其の他)。

神戸勞働組合同盟結成大會——六月三日、於神戸青年會館。出席代議員五百餘名。議長永江一夫氏。ファッショ反對の旗印のもとに、下記九團體結成し、その創立大會が擧行せられた。神戸製靴從業員組合の田村氏、成立經過報告を述べ議事に入り綱領、規約、宣言等決定の上、永江氏を執行委員長に推した。結成せる團體は全國勞農大衆黨系の組合で、共立ゴム從業員組合、神戸製靴從業員組合、神戸市從業員組合、神戸自由勞働者組合、神戸一般勞働者組合、神戸造船從業員組合、神戸木材從業員組合、神戸染色勞働組合、神戸一般鑄物工組合。

第七回中央委員會——七月二十二日、於東京本部。出席者菊川氏外八名。〔報告〕一、本部一般報告(大衆社民合同問題經過、日本勞働組合會議結成の經過、クラブ排擊同盟との合同運動の經過、人事に關する報告下の如し。今村中委辭任——五月七日、安藝中委脫會——五月二十五日、藤岡統制委員長脫會——六月十一日、山下中委脫會、熊本中委大阪運輸より除名——七月十二日、大矢中央委員長の大衆黨よりの脫黨は大衆黨此花支部にて取消を聲明——五月十日、岩內統制委員辭任——五月四日、ファッショ反對を聲明、森統制委員脫會、關西事務局人事の變更)。二、各部報告(1、政治部、京濱府縣會選擧鬪爭、尼崎市議戰、失業反對鬪爭大衆黨支部の失反鬪爭全國同盟委員に小松原、茅野兩君を推薦。2、組織部、佐世保合同、日本運輸勞働より加盟申込み——承認)。三、各地情勢報告。〔議事〕一、大矢、上條兩氏辭任對策の件(大矢中央委員長、上條主事の兩氏より本日、本中央委員會宛に辭任屆出あり、その理由——大矢君は內部統制上の責任を負ひて前回中央委員會にて辭任申出があつたが、二ヶ月間留任と決した。しかるにその期間が切れたので正式に辭任を申出、上條主事は目下信州にて病氣保養中であるが、委員長補佐役として一應責任上辭任、右承認。後任は中央委員長に河上丈太郎君を、主事に菊川忠雄君を推すことに決定)。二、大衆社民合同に關する件(合同新黨の結成に對してはこれに支持協力すること)。三、日本勞働組合會議結成協議會に關する件(組合會議規約草案中に爭議部を入れること、目的の中に「無產階級の解放」を挿入すること、會費については參加團體と協議の上、善處することゝし、代表委員に一任)。四、クラブ排擊同盟復歸並に全國代表者會議に關する件(本問題に對しては、高橋、井上兩委員より全國勞働の再建又は排同との「合同」云々は不穩當であるとの意見が出たが、結局排同の復歸を承認し、その形式については東京地方の特殊事情を考慮して既定方針で進むことに決定。全國組合代表者會議準備事項——議長に高橋松次君を推す)。五、本部役員補充の件。六、夏期教育運動の件(具體的方針は教育部にて指令)。七、宣傳鬪爭に關する件(九月上旬卽ち大會前に全國的に宣傳運動を決行すること。具體的方針は組織宣傳部並に宣傳鬪爭委員會に一任)。八、統制に關する件(大會迄の內部的統制問題に關してはその處斷權を常任執行委員會に一任)。九、全國大會に關する件(十月十五、六、七日の三日間、大阪に行ふこと、準備は常任

執行委員會に一任)。十、消費組合運動に關する件(全勞加盟組合の職場を本位として全勞獨自の消費組合運動の確立をはかることと具體的方針は常任執行委員會一任)。

第二回全國代表者會議——七月二十三日、於東京牛込城西佛教會館。排同の復歸を機會に合同大會に代り開催さる。議長高橋松次、副議長高橋涉。出席者本部役員とも代表八十二名。〔報告〕一、合同協議會經過報告。二、地方情勢報告。〔議事〕一、宣言發表(機關紙第四十四號參照)。二、全勞内部に於ける產業別組合確立の具體案に關する件。三、全國勞働組合會議結成 關する件四、大衆社民兩黨合同の件。五、失業反對鬪爭に關する件。六、ファッショ反動粉碎に關する件。〔新役員の補充、變更〕中央委員長河上丈太郎(但し推薦したるに止る、主事兼會計菊川忠雄、中央委員(非上良二、山口常次郎、鈴木悦次郎、鶴五三、茅野眞好、小松原光太郎、植田重義、菊川忠雄、石橋憲一、高橋二夫、久下本有、高橋松次)。統制委員(委員長河野勇、關權藏、雪下健一、高橋涉、笠島末吉、天滿芳太郎)。關西事務局(局長高橋松次、主任山口常次郎)。專門部長 政治部長河上丈太郎、組織宣傳部長小松原光太郎、爭議部長山口常次郎、敎育部長菊川忠雄、法律部長田萬清臣、出版部長内田佐久郎、調査部長河野密、國際部長井上良二、婦人部長岩内とみえ)。

大阪聯合會第二回委員會——七月二十七日、於大阪聯合會。議長鈴木悦次郎氏〔主要議事〕大矢委員長の件(除名に決す)。これに關する聲明書の要領を記すれば下の如し。「聲明書。全國勞働、大阪聯合會委員會。我全國勞働組合同盟、大阪聯合會委員會は元會長大矢省三君を萬場一致を以て除名す。〔理由〕一、(略)二、元會長大矢省三君は、過去我國勞働組合戰線が政治的意見の對立に依つて再三分裂されたる實踐に鑑み、政治的意見の對立に依つて我全國勞働を分裂せしむる如き態度を取らざる事を同盟中央委員會に於て大矢君自らの提案のもとに決定し、尙大阪聯合會に於ても聲明したるに拘らず、かゝる君自身の主張を放テキして國家社會黨に參加することを七月二十六日開催の聯合會委員會に於て聲明するに至つた。三、上記大矢君の採れる態度は我全國勞働の運動方針並に、聯合大會の決定に違反し、統制を紊亂するものとして個人的には忍びざるものありとするも、我大阪聯合會委員會は階級的立場に於て大矢君除名を萬場一致決定せり。

播州化學勞働組合第二回大會——九月十五日、於兵庫縣加古郡高砂町高砂座。出席代議員一二四名、議長高橋松次。〔議案〕一、男女同一勞働に同一賃銀支給の件。二、失業反對鬪爭に關する件三、消費組合積極的支持に關する件。四、臨時休業に對し賃銀全額支給に關する件。五、反動ファッショ粉碎に關する件。六、帝國主義戰爭反對鬪爭に關する件。七、資本家的產業合理化反對鬪爭に關する件。〔執行委員長〕高橋松次氏。

第三回全國大會——十月十五、十六、十七の三日間、於大阪市天王寺公會堂。舊委員長大矢氏はじめ數名の指導者が相次で國家社會主義への轉向を行つた後で、やゝ寂寥の 感があつた。質問戰において多少の緊張があつた外に特記すべきほどのものはなか

つた。出席代議員三三〇名。議長河上丈太郎氏、副議長高橋涉、山口常次郎兩氏、書記並に大會各種委員の任命、本部一般並各專門部報告、各地情勢報告、友誼團體の祝詞祝電の發表後議事に入り左記議案を議決、新役員を決定。〔議案〕一、資本家的產業合理化絕對反對の件。二、失業反對鬪爭に關する件。三、七時間勞働制獲得に關する件。四、無產階級解放運動犧牲者家族救援會設置の件。五、齋藤內閣打倒に關する件。六、國際勞働會議排擊に關する件。七、インフレーション對策に關する件。八、勞働組合戰線統一に關する件。九、健康保險法改正に關する件。一〇、屋外勞働者災害扶助法改正の件。一一、水上生活者學齡兒童保護法制定に關する件。一二、交通事故特別裁判法制定に關する件。一三、勞働組合法即時制定要求の件。一四、人退營者及出征兵士職業保證並其家族生活費國庫並に資本家負擔に關する件。一五、賃銀週給制獲得に關する件。一六、會計制度確立に關する件。一七、社會大衆黨積極的支持に關する件。一八、ファッショ粉碎鬪爭に關する件、一九、一切の暴壓諸法令撤廢に關する件。二〇、資本家地主の爲の戰爭反對鬪爭に關する件。二一、大會宣言。二二、次期大會に關する件以上可決。

第一回中央委員會——十月十八、九兩日、於大阪市此花區江成町大阪勞働學校。出席者六名。〔協議事項〕一、大會決議事項に關する件。二、常任書記任命の件、政治部長菊川忠雄氏以下決定、三、各專門部長決定の件、內田佐久郎氏。

大阪都市從業員組合結成大會——十二月十日、於港區六條通築港高野川。全國勞働に所屬する大阪市役所從業員關係の組合は、從來市港灣部從業員組合、大阪市土木部從業員組合、大阪市保健部從業員組合、大阪市指名從業員協議會の四單獨組合に分立、各々全國勞働に加盟し、實際に當つては四組合に聯盟組織を作り對市鬪爭陣を敷いて來たが、此の間に合同統一の議が持ち上り、去る十月二十八日の第二回聯盟委員會に於て四組合の合同が決議された。此の決定に基き、十日前記四組合の合同大會が擧行されたものである。〔議案〕一、從業員增員に關する件。二、解雇減給絕對反對に關する件。三、組織鬪爭に關する件。四、夏期手當皆勤手當に關する件。五、共濟組合改善に關する件。六、指名從業員本雇に關する件。七、市從戰線統一に關する件。八、解雇手當制定に關する件。九、インフレーション政策反對の件。十、防疫手當支給鬪爭に關する件。十一、公休補充獲得に關する件。十二、祝祭日公休獲得に關する件。〔綱領〕、吾等は團結の偉力を以て都市從業員の勞働條件の向上を圖り、進んで全勞働者階級の解放の爲めに鬪爭せんことを期す。二、吾等は强固なる組織と戰術を以て、都市資本家の廢絕の爲に徹底的に鬪爭せん事を期す。三、吾等は勞働者農民の階級的戰線統一と擴大强化を期す。〔新任役員〕組合長田萬清臣、主事岡村近市〔四組合現勢〕大阪市港灣部從業員組合五五〇名。大阪市土木部從業員組合一八〇名。大阪市保健部從業員組合一二〇名。大阪市指名部從業員協議會一三五名。

全國勞働が從來掲げ來つた綱領は左の如し。

【綱　領】

一、我等は團結の威力を以て勞働條件の向上を圖り進んで勞働階級の解放を期す。一、我等は强固なる組織と有力なる戰術をもつて資本家階級の搾取と壓制に對し、徹底的に鬪爭せんことを期す。一、我等は階級的立場に立ち無產階級的政治勢力の擴大を期す。

次に最近の運動方針を見るため本年度大會宣言の一節を借りれば左の如し。

【大會宣言】　前略——(六)惟ふに現下の如き情勢に於て、勞働大衆の利害を忠實に代表する勞働組合は、一面に於ては、絕へず未組織大衆の生長と結合して、最も廣汎に勞働大衆を組織化し、訓練を與へると共に、他面に於ては理論的實踐的に透徹せる解放への鬪爭方針を把持するものでなければならない。しかしこのことたるや言ふに易くして行ふには至難のことである。我が同盟は凡ゆる日常鬪爭を通じてこのために努力して來たが、尙充分の實蹟を示してゐない。來るべき一年間の新しき鬪爭を通じてかゝる理想を實現することは、實に我が同盟の緊急の必要事である。即ち一、同盟內部における產業別並に地方的組織の整備をなし二、各組合はそれ〴〵の事情に適應して計劃的運動を遂行し、三、財政の充實を計り、共濟施設消費組合等の共同的機能を發揮し四、教育と訓練を通じて組合員の質的向上を計り、組合活動に積極的に參加せしめる等の諸點に留意してこれが實現に努力せねばならない。(七)更に、我等は同盟の內部的整備も相關聯して、我同盟の擴大化並びに勞働組合戰線統一のために積極的にして效果的努力を必要とする。即ち一、組織の擴大のためには我等はその企業の性質と個別的に考慮し、それ〴〵に適應する具體的方針をもたねばならない。例へば、大企業に對する組織方針の具體化、工場委員會制度、團體協約運動に對して階級的立場よりして積極的利用の態度に出づるが如きことは今後實踐に移さねばならない。二、爭議鬪爭における態度としては、我等はこれを組織の擴大强化と密接に結合して取扱はなければならない。我等の爭議鬪爭を全組織と諸情勢の關聯の上に於て統制し　計劃的に遂行することに努力せねばならない。三、組合戰線統一に對しては、我等の當面の問題は日本勞働組合會議の擴大强化におかれてゐる。日本勞働組合會議に對して內部における質的統一による右翼偏向の打破産業別整理に依る會議の集中化を期待してゐる。我等はこれがためには、內部的協力の線に沿ふて積極的に努力せんとする。四、社會大衆黨に對しては、我等はこれを勞働組合戰線の擴大强化、勞農の結合の强化、ファッショ反動の粉碎、沒落資本主義の立場より支持し協力する。社會大衆黨の現狀に就て見れば、右翼的偏向と質的不統一が多分に見られる。だ　我等はこれに對して積極的なる批判の態度をとることを排し、階級性昂揚のため積極的に支持協力する態度をとる。

4　新設組合

本年中新設を見たる全勞系組合の主なるものは次の如し。

▲全勞和歌山化學勞働組合創立(和歌山——七月三日)。

▲排同派青年部確立大會（東京――九月一日）
▲全勞京都自動車從業員組合創立（京都――九月二十九日）
▲全勞九州勞働組合創立（門司――十月十八日）
▲全勞泉州一般勞働組合結成（大阪府下堺――十一月）
▲同大阪履物勞働組合（大阪――八月二十六日）
▲同神戸地方聯合會（神戸――十月十四日）
▲同神戸造船勞働組合（神戸――九月）
▲同神戸一般勞働組合（神戸――五月）
▲同灘製靴工組合（神戸――二月）
▲同神戸ゴム產業勞働組合（神戸――二月）
▲同廣島映畫從業員組合（廣島――七月）
▲同函館地方勞働組合協議會（函館市――十二月）
▲同佐世保合同勞働組合（佐世保市――四月）

5　役員

本年度大會並に大會直後の中央委員會にて決定したる役員は次の如し。

〔中央委員長〕　河野密
〔主事兼會計〕　菊川忠雄　〔關西事務局長〕　鈴木悦次郎　〔中央委員〕　山口常次郎、茅野眞好、森居康天滿芳太郎、齋藤忠利、井上良二、鶴五三、高橋松次、〔顧問〕高野岩三郎、棚橋小虎、河上丈太郎　〔各專門部長〕　中央爭議部長　山口常次郎、組織宣傳部長　高橋涉、政治部長　菊川忠雄、調查部長　後藤貞治、敎育部長　井上良二、出版部長　菊川忠雄、法律部長　田萬清臣、靑年部長　鶴五三、婦人部長　井上良二、國際部長　河野密。

三　全國勞働俱樂部排撃分裂反對同盟

1　運動の概況

昭和六年末、全國勞働組合同盟の大會において俱樂部排撃分裂反對同盟が分裂した經緯は前年度本年鑑に記述した通りであるが、この排撃同盟（又は排同）は、事實上はともかく、名目上は最後まで完全なる分裂をなさず、飽くまで全勞内部における俱樂部排撃のカンパ組織として、運動をつゞけて來たのであるが、本年早春來の國社運動の刺戟は、この全勞と排同との對立に對して、これを解消せしめんとする一面をも生んだ。この情勢を反映して當時排同内部は二派に對立し、その對立は激化の一方にあつたが、勞農大衆黨の勞働俱樂部に對する方針の決定と、二月の總選擧における排同加藤勘十氏の立候補問題とを契機として、排同内勞大黨支持派の態度は次第に全勞本部派と接近して來た。五月二十一日全勞本部が排同に對して、合同を提議するに及び、排同内部の對立は俄然激化し、六月三十日の排同組合代表者會議において遂に合同に對する賛否兩派の正面衝突を來し、そして合同派の勝利をもつて完全に分裂した。合同派はかくて七月五日芝協調會館に第一回合同協議會を、八日第二回合同協議會を開き、

再建合同方法を協議し、降つて七月廿三日、再建合同全國代表者會議を開き、合同を決議し、東京乘合自動車現業員會、關東木材産業勞働組合、關東食糧産業勞働組合、日本運輸勞働組合、全國映畫劇場從業員組合、關東金屬産業勞働組合、東京地方自由勞働者組合、日本鑛夫組合等が全勞に復歸するに至つた。しかし乍ら、この間國家社會主義への轉向者も多く出でその陣營は既に寂寥の感があつた。

他方、排同殘留派は、その後日本勞働組合會議が結成されて、勞働俱樂部は解消したるを以つて、その名稱を一全勞統一全國會議」と改稱して運動をつづけることになり、昭和七年に畢つた。

尙ほここに附言すべきことは、昭和六年排同結成につづいて、東京瓦斯工、東電從業員、東京市從、横濱市從、等の諸組合もこれと同一歩調をとることになり、これらの反俱樂部派は、さらに日本勞働組合總評議會、中央一般勞働組合と共に昭和六年末に『關東勞働組合統一協議會』を組織し、合法左翼のブロックを形成したことであり、大阪においてもこれと前後して『大阪地方クラブ粉碎同盟』が結成された。

2 大會・委員會

排同所屬の組合・聯合會の主なる大會・委員會左の如し。

▲關東金屬産業勞働組合第七回執行委員會（三月二日——於同組合本部）▲東京地方聯合會第三回執行委員會（三月十五日——於排同本部）▲西部鑛山勞働組合擴大中央委員會（三月七日——於飯塚市組合本部）▲第十四回常任實行委員會（四月十四日——於排同本部）▲關東金屬産業勞働組合青年部總會（四月十五日——於大崎五反田會館）▲全國第一回實行委員會（四月十七日——於芝浦會館會議堂）▲東京地方自由勞働者組合府縣對策執行委員會（五月二十日——於同組合本部）▲關東勞働組合統一協議會第十七回常任委員會（六月九日——於神田區今川小路統一協議會本部）▲全勞關東木材産業第六回執行委員會、六月十三日於深川支部）▲排同所屬組合代表者會議（六月十四日——於本部）▲東京地方自由深川支部擴大委員會（六月十五日——於深川支部）▲東京地方聯合會第九回執行委員會（六月二十五日——於本部）▲第十九回常任實行委員會（六月二十六日——於排同本部）▲東京地方自由勞働組合擴大執行委員會（六月二十六日——於本部事務所）▲西部鑛山勞働組合執行委員會（六月二十九日——於飯塚市組合本部）▲排同所屬組合代表者會議　六月三十日——芝協調館）▲全國映畫劇場從業員組合第三回常任委員會（七月六日——於淀橋柏木全映クラブ）▲東京地方自由勞働組合第七回執行委員會（七月十日——於聯合會本部）▲第二十一回常任實行委員會（七月十九日——於排同本部）▲排同所屬組合代表者會議　七月二十二日——於小石川傳道院會館）▲排同左翼全國大會（東京出版、關東化學、日本紡績、關東金屬、七月二十二日——於上野自治會館）▲全國第二回實行委員會（七月二十四日——於排同本部）▲全國第三回實行委員會（八月四日——於排同本部）

▲關東金屬産業勞働組合第七回執行委員會（三月二日——於排同本部）▲東京地方聯合會第三回執行委員會（三月十五日——於排同本部）▲西部鑛山勞働組合擴大中央委員會（三月七日——於飯塚市組合本部）▲第十四回常任實行委員會（四月十四日——於排同本部）▲關東金屬産業勞働組合青年部總會（四月十五日——於大崎五反田會館）▲全國第一回實行委員會（四月十七日——於芝浦會館會議堂）▲東京地方自由勞働者組合府縣對策執行委員會（五月二十日——於同組合本部）▲關東勞働組合統一協議會第十七回常任委員會（六月九日——於神田區今川小路統一協議會本部）▲全勞關東木材産業第六回執行委員會、六月十三日於深川支部）▲排同所屬組合代表者會議（六月十四日——於本部）▲東京地方自由深川支部擴大委員會（六月十五日——於深川支部）▲東京地方聯合會第九回執行委員會（六月二十五日——於本部）▲第十九回常任實行委員會（六月二十六日——於排同本部）▲東京地方自由勞働組合擴大執行委員會（六月二十六日——於本部事務所）▲西部鑛山勞働組合執行委員會（六月二十九日——於飯塚市組合本部）▲排同所屬組合代表者會議　六月三十日——芝協調館）▲全國映畫劇場從業員組合第三回常任委員會（七月六日——於淀橋柏木全映クラブ）▲東京地方自由勞働組合第七回執行委員會（七月十日——於聯合會本部）▲第二十一回常任實行委員會（七月十九日——於排同本部）▲排同所屬組合代表者會議　七月二十二日——於小石川傳道院會館）▲排同左翼全國大會（東京出版、關東化學、日本紡績、關東金屬、七月二十二日——於上野自治會館）▲全國第二回實行委員會（七月二十四日——於排同本部）▲全國第三回實行委員會（八月四日——於排同本部）

▲第二回實行委員會(八月二十五日——於本部事務所)▲排同青年部結成大會(九月一日——於排同本部)▲第四回常任實行委員會(十月三十日——於排同本部)▲第十四回執行委員會(十二月一日——關東金屬本部)▲關東化學産業勞働組合第二回年次大會(十二月六日——於下谷區稻荷町統一閣)▲排同加盟各組合聯合執行委員會(十二月八日——於排同本部)

右のうち特に重要なる一二の經過は左の如し。

排同所屬組合代表者會議——六月十四日、於排同本部。全勞本部の合同提唱を問題として討議したが、既に見解兩派に分れ、分裂の不可避が豫想せられた。〔議長〕高橋氏。〔議事〕一、全勞本部の意嚮を聞く爲めに全勞再建協議會に參加す。これに對する各組合の報告は次の如くであつた。即ち、木産(全勞本部提唱に關する件。(明二十三日の組合會議で完全に全勞と合同が成立した場合その瞬間に於て解消は成立つとの意見が認められて可決)。一、解消に參加す)。自由(全勞再建協議會に參加す)。紡織(再建協議會に參加入反對)。出版(再建協議會に加入反對)。青バス(再建協議會に參加贊成)。運輸(再建協議會に參加贊成)。金屬(全勞がクラブを脫退する迄は提議に應ずること反對)。化學(クラブを脫退してからでなくては提議に應ずること反對。提議文は不親切となす)。關食(加盟挨拶をなし、再建協議會に參加すべし)。鑛夫(再建協議會に參加すべし)。神奈川縣聯(一、再建協議會に參加すべし。二、クラブ排擊の下からの統一戰線。三、ファッショ反對。四、黨支持の自由。五、排同の大會を開き再建協議會委員を選出し具體的案を練つて委員に一定の權限を與へ全勞と排同の大會を開くべし)。

3　運動方針

全勞クラブ排擊同盟の運動方針を見るため、その兩派分裂前排同中央委員會の提出による「運動方針書草案」の中から主要部分を摘記すれば左の如くである。

【運動方針】(摘要)

一、緒論。吾々は今日迄クラブ排擊分裂反對鬪爭同盟の名に於て

戰つて來た現在の客觀的諸般の情勢並びに主體的條件は、吾々をしてより以上の飛躍を要求せしめる。吾々は斯の要求に基き吾々の鬪爭の具體的方針を決定し、吾々に課せられた使命を大膽に潑溂に遂行せんとする。吾々の方針の決定は全國勞働組合同盟と別個の組織をもつことを意味するものでなくして、これは飽くまでもカンパ組織としてのクラブ排擊分裂反對鬪爭同盟の戰鬪的昂揚を規定するものに過ぎない。

一、クラブ排擊鬪爭同盟結成の意義。×××手段に依る强度產業合理化植民地××(市場××、資源獨占)の爲めの帝國主義××等々の手段も崩壞的危機にある。資本主義組織の條件を少しも緩和することとはならない。あせりいら立つブルジョアジーは彼等の最後の手段である資本主義組織への直接の對立勢力である勞働者階級への苛惜なき彈壓×××××なる×××を雨下して勞働者の階級的鬪爭力を奪はんとする。彼等は一方で彈壓を强翼すると共に、他方では左翼幹部を買收籠絡して勞働者の階級的成長を抑壓し鬪爭力を麻痺喪失せしめんと計る。かの日本勞働クラブの結成は明らかに彼等の後者の手段の具體化したものである。勞働組合陣營に巢喰ふ社會民主主義者、日和見主義者の一連は資本家、支配階級の旨を受け、勞働者の階級的成長絞を殺して永く自己の統制支配下に勞働大衆を縛りつけ資本家の搾取强壓に奉仕せしめんと努める。

イ、日本勞働クラブの結成と全國勞働幹部の反動心。——日本勞働クラブの結成は本質的には社會民主主義幹部の資本家との妥協、協調の代償として勞働者を彼等に賣渡さんとする取引機關の美名をもつてしてゐる。勞働組合戰線統一は言ふ迄もなく勞働者の鬪爭力の擴大强化を絶對條件とする。從つて戰線統一の具體的實踐は職場に基礎を置き職場(工場)大衆との結合を他においてはあり得ない。日本勞働クラブは名は戰線統一と稱するも實は各組合の指導部を占據せる一握りの日和見主義的幹部の一團となつての資本家の取引機關以外の何者でもなく、職場大衆の熱望する戰線統一とはおよそ緣遠きものである。勞働者の生活の結晶體としてその階級的成長と生活防衞のための鬪爭力の强大化を主要職分とせる勞働組合の指導部を占めるものが、日本勞働クラブの性質を理解し得られない筈がない、殊に日本勞働總同盟幹部の反動化に憤激し、鋭く之と對立して遂に分裂せざるを得なくなつて分裂し、勞働者の左翼的成長の正しき基クラブに參加を强行するに至つた所以は彼等の客觀的情勢の認を編成したる吾が全國勞働組合同盟の幹部にして、之を理解し得られない筈は斷じてない。彼等が之を理解しつゝ而して全勞內大多數の明白なる反對意志の表示を見つゝ尙且つ、日本勞働識に對する智識の不足と、この階級意識の幼弱とを曝露するものであり、結局彼等が社會民主主義の範圍を一步も出づるところでないことを告白するものである。之を具體的に解剖すれば(一)鬪爭の激化に伴ふ鬪爭指導の喪失。(二)鬪爭の苦難に對する忍耐力の缺乏、(三)反動勢力への反撥力の缺除。(四)國際勞働會議への代表顧問の誘惑、等々と擧げることが出來る。

ロ、全國勞働右翼化防止のカンパ組織として。——日本勞働クラ

プに示された全労幹部の反動化は遂に全く全労組織大衆全部を擧げて反動の陣營へ移行せしめんとするに至つた。幹部の斯くの如き露骨なる反動化裏切的實踐を見て全労組織大衆が幹部の反動化に反撥して、右翼化防止のために敢然として起つて闘爭を展開するに至つたことは極めて自然的現象である。クラブ排撃闘爭同盟はかくして職場大衆の下から盛上つて、自然的結晶力として幹部の反動化との闘爭のために組織されたのである。それ故にクラブ排撃闘爭同盟の結成は(一)資本の××なる攻勢と日本労働クラブの反動的役割と及びこれとの闘爭能力を失つて自分を反動へ轉落せしめた幹部への反撥として、(二)左翼的成長の過程にある全國組織大衆の正しき階級的成長の過程にあると言ふことが出來る。更に今一つの主要なる點は幹部の反動化による指導能力の喪失である。

階級對階級の關係の切迫したる狀勢下に於ける闘爭は必然に労働者の逆襲的攻勢を展開せなければならぬ。直接に政治的危機と結びつく、労働者の攻勢的闘爭の指導は斷じて社會民主主義者のよくする所以ではない。社會民主主義者は階級關係の如く急迫したる形勢即ち決定的闘爭の瞬間に於ては進んで闘爭指導能力をもたないばかりか、卑怯者の本質を露出して闘爭を回避するか、敵階級に屈服するか、以外には彼等の態度はあり得ないのである。歴史の實踐は之を證して餘りある。社會民主主義者たる全労幹部の一連は自らの卑怯者たる性質を隠蔽し名を戰線統一に藉りて、闘爭回避の安住の地を日本労働クラブに見出したのである。幹部の斯くの如き日和見主義的卑怯なる態度に對し右翼的成長を約束されたる全労組織大衆が幹部の反動化と闘爭を開始するに至つたことは當然であらねばならぬ。全労組織大衆がクラブ排撃のカンパを組織して以來大衆の急速なる階級成長と幹部の反動(ファッショ化)への著しき轉向とは際立つて目立つ。幹部の欺瞞に乘ぜられて彼等の統制下に一應は労働クラブに參加を承服せるクラブ參加派組織大衆も(一)労働クラブが全くの幹部間の利權(國際労働會議派遣代表顧問)協定機關に過ぎなくつて、此の目標とせる所も高く世界労働運動の歴史の上に裏切の殘骸を晒すアムステルダム派インターナショナルの亞流を汲むに過ぎず、且つそれさへも闘ふ氣力を失つてゐる老衰病的現實を見せつけられ、(二)労働クラブ參加に依つて反動への裏切の第一歩を踏出した幹部が更にファッショ(國家社會主義)への轉換を歩むに至つて、全く幹部から遊離するに至つた。全労組織大衆のかうした現在の狀勢下において全労組織大衆を正しき階級的成長に誘導すべく吾排撃同盟のカンパが一段の進展を必要とせられるは言ふ迄もない。吾々は如上略述せるが如く吾々のクラブ排撃闘爭同盟結成の意義を明らかにし、吾々の闘爭が如何に進められるべきかを現下の客觀的情勢の誤りなき認識と主體の正當なる評價の上に規定しもつて吾々のより積極的なる、より果敢なる闘爭への指針とするのである。

4　役　員

(常任實行委員)加藤勘十、高野實、久保田敏、難波虎一

四　日本勞働總聯合

1　運動の概況

總聯合は既に昭和六年末その支持し來つた勞農大衆黨を事實上脫黨してゐたが、本年に入つて聲明書を發し愈々その態度を鮮明にした。と同時に、國家主義的運動の擡頭に際していち早くこれが先頭を切らんとの態度を示しつつ、自ら新黨の樹立を目指し、下中彌三郎氏等一派と協力、國民社會黨準備會を結び、更に當時社會民衆黨並に全國勞農大衆黨を脫黨して國家社會主義新黨準備會を結成してゐた赤松氏一派と合同して強力なる國家社會主義の一大新黨の樹立（黨名を「國民日本黨」として五月二十九日結黨大會を開く筈であつた）へと進みつつあつたが、その結成直前に至り、役員の比率その他の問題で兩者間に意見の扞格を見、遂に下中氏側はこれと袂別し、五月廿九日聲明書を發して新たに『新日本國民同盟』を結成するに至つた。爾來、總聯合としては右同盟の發展に對して陰に陽に努力し來つた。その第三回中央委員會はこのことを明白に決議してゐる、「新日本國民同盟は吾が總聯合の希望する政黨への準備同盟であるが、是を支持し、發展活躍を期すべきを中央執行委員會は決定する」と。尚ほ新日本國民同盟の成立並にその性質等については第二篇「無產政黨」において記述に讓らねばならぬが、ともかくも、總聯合はその全部隊がこの一ケ年において、政治的活動の上で一大轉向を試みたのである。

他方、組合運動としては本年中特記すべきほどの變化を見せなかつた。その組織は、總聯合自身の報告するところに從へば、本年中可成りの進展を示し、現在組合員數二五、四三七人を推してゐる。

いま總聯合七年度大會報告によつて本年中におけるその活動の一班を見よう。

組織活動　報告によるに、「本年度の組織狀態はきはめて健實に發展し、總聯合獨特の健實味をもつて組織の擴大を見た。即ちこれを前年度報告と比較して見るに、昭和六年度　二二、六六九人、昭和七年度二五、四三七人の記錄が表れ、現在增加組合員數二千七百五十八名の增加で、新加盟組合は橫濱港灣運輸勞働組合、關東水上俸給者同盟、全國映畫從業員組合、大阪映畫從業員組合、神戸機械勞働組合、關東鑛山勞働組合、和歌山合同勞働組合等の七組合である」また新設或は解消せる組合は次の如くである。

「一、安立從業員組合は城南技工組合と改め、二、關東硝產勞働組合は東京硝子工組合と改め、三、川崎勞働組合と神奈川金屬は合同して新らたに神奈川金屬產業勞働組合を創立した。四、橫濱土木勞働組合は橫濱一般勞働組合に合同す。五、また一般勞働組合へ合併により解消したる組合は橫濱メリヤス聯盟、全日本紡績勞働組合兵庫支部の二組合である。なほ、各地方聯合會とも新組

織または改組に當つては極力産業別整理合同への努力がつくされて居る。」

爭議支援活動　同じく報告に據れば、「本年度　勞働爭議の傾向も又深刻なる日本資本主義の狀勢を反映して居るのであるが、總聯合全體としての件數は昨年より減少し總計九十五件である。これは下半期に於て總聯合の對失業對策としての熟練工に職を與へよとの運動の部分的成功と、多年の團體的訓練に基づく、關係工場が總聯合の組合を或は公式に或は非公式に公認し、凡ての勞働條件を組合及び組合員と協議する工場會社が漸時に增加したることもその一因である。これは健全なる勞働組合の發展にともなふ當然の實力の現れである。また、五名以下の解雇その他の小紛議は次表から省いたが、恐らく五百件以上であらう」（昭和七年全國大會報告書、十一月六日

2、大會・委員會

本年中における總聯合系組合の大會・委員會の主なるものは次の如し。

▲東京聯合會聯合委員會（政黨政策委員會並に各組合代表者、各組合政治部長、總聯合關係黨支部長、分會長及び聯合會執行委員長等出席、黨支持取消を決議す——一月十一日）▲大阪聯合會映畫從業員組合結成大會（一月十二日——於大阪南區戎橋俱樂部）▲神奈川縣聯合會聯合委員會（一月二十四日——於橫濱市中區高根町縣聯事務所）▲關東地方聯合會聯合委員會（中委組合政治部長會、各執行委員——一月二十四日、於神戸市三宮カフエーパウリスタ）▲京濱技友會大會（二月十三日——於市外大森入新井町不入斗技友會館）▲中央委員會（二月二十八日——於大阪關西聯合會本部　▲神奈川金屬産業勞働組合結成大會（三月六日——於川崎公會堂）▲東京工勞組合七年度大會（三月十九日——於芝公園協調會館）▲大阪聯合會七年度大會　三月二十七日——於大阪中之島中央公會堂）▲泉州鐵工組合七年度大會（四月九日——於堺市立職業紹介所）▲堺自轉車工組合準備會結成大會（五月二日——於堺市三寶山通一丁目）▲全國映從常任執行委員會（五月十一日——於神戸市湊町二丁目組合本部）▲全國映從加古川支部結成（五月八日——於加古川町）▲神奈川聯合會第六回執行委員會（五月十日——於聯合本部）▲全播州映畫館代表者會議（六月七日）▲全國映畫從業員組合音樂部結成大會（六月二十四日——於新世界パンヤ食堂）▲東京聯合會執行委員會（七月四日——於總聯合本部）▲全映和歌山支部發會（七月十四日——於市內三木橋マリオン喫茶店）▲大阪硝子工組合北野、本庄兩支部創立大會（七月十六日——於大阪市北區天神橋筋花屋敷マーケット樓上）▲大阪硝子工組合執行委員會（七月十九日——於大阪總聯合事務所）▲音樂家同盟結成（八月下旬）▲全國硝子工組合協議會（關東ガラス産業、名古屋ガラス工大阪ガラス工の三組合指導の下に、十月十五日、於名古屋市總聯合愛知縣本部）▲神奈川縣聯大會（十月十七日——於橫濱市神奈川會館）▲硝子工組合全國第一回協議會（十一月二日——於名古屋市公會堂）▲總聯合七年度全國大會（十一月六日——於東京芝、芝浦

會館）▲第一回中央委員會（十一月七日――於東京芝、總聯合本部）▲關西聯合會擴大執行委員會（十一月二十七日――於神戸市下山手通六丁目キリスト青年會館）▲東京聯合會擴大中央委員會（十二月十一日――於大森技友會館）

右のうち特に重要なるものにつき經過を記述すれば、

大阪聯合會大會――三月二十七日、大阪中ノ島公會堂において開催。出席代議員二二七名。議長今井武吉氏、副議長中本笹一氏。注目すべき議案は滿洲國への調査委員派遣の件であつた。〔議事〕一、規約改正の件。二、出征軍人並に家族生活保障の件。三、滿洲國調査委員派遣の件。四、健康保險に關する特別委員會設置の件。五、消費組合運動擴大の件。六、職業紹介所勞働組合管理の件、△緊急動議――爭議基金募集。七、三ヶ年計劃組織運動の件。八、官憲政黨化反對の件。

總聯合硝子工全國協議會――十一月二日、名古屋市公會堂において開催。東京硝子工組合、名古屋硝子工組合、大阪ガラス工組合、兵庫ガラス工組合の代議員並に本部坂本、橋本氏等六十名出席。議長坂本孝三郎氏、副議長坂本清太郎氏。〔議事及び緊急動議〕一、組織運動に關する件。二、全國的連絡機關設置の件。三、失業反對鬪爭に關する件。〔緊急動議〕全國的連絡機關設置の件及失業反對鬪爭に關し緊急動議を提出しイ、勞働賃銀不拂對策の件。ロ、產業別組合組織に關する件、を可決し實行方法は實行委員に一任。四、職業紹介全國機關設置の件。五、標準賃銀獲得運動に關する件。六、寄宿舍設備に關する件。（以上各議案を審議可決し實行方法は實行委員一任となる）。

全國大會――十一月六日、東京芝浦會館において開催。議長坂本孝三郎氏。出席代議員總數一五八名。總聯合の對政黨態度は興味をもたれてゐた問題であるが、本大會は支持政黨との關係を「從屬的なそれではなく行動の自主性と批判の自由を保留する」といふ內容をもつ行動方針を採用し、更に勞働組合主義を强調することによつて、その政治的動向を示した。尙ほ議場において先に組合會議を脫退した造船勞働の代表者が總聯合との合同を叫んだことは注目を引いた。〔議事〕一、行動方針に關する件（可）。二、養老、廢疾、孤兒、寡婦保險制定に關する件（可）。三、演劇映畵從業員の强制組合に關する件（可）。四、勞働者災害扶助法の適用範圍擴張並に改正要求に關する件（附帶意見をつけて可決）。五、加盟組合產業別整理促進運動に關する件（東京工勞組合ノ動議により特別委員を中央委員會に於て選出し、促進する事とし可決）。六、勞働組合法即時制定要求の件（可）。七、失業對策に關する件（可）。八、滿洲國勞働事情調查に關する件（問題の重要性に鑑み特別委員をあげ是非共調查團派遣實行する樣されたしとの東京工勞の意見を採擇、可決）。九、同主張の勞働組合結成促進に關する件（可決）。十、暴壓諸法令改廢の件（可）。十一、協約法制定、團體交涉權實施促進に關する件（可）。十二、標準賃銀獲得運動に關する件（可）。〔緊急動議〕總聯合

總聯合が本年度において決定した一般闘争方針を摘記すれば次の如くである。

【一般闘争方針】

日本労働運動の缺陥は一言に要約するならば組織力と闘争力の不振にある。第一に六〇%(?)強に過ぎざる極度に低き組織率而も其の組織労働者が必要以上の政治的意見の相違や感情的、利己的な幹部間の細張主義や整理合同の努力の不足に依て幾多の組合に小さく分割され、其間對立抗争を激成して居る事、第二に壓倒的多數の未組織労働者の組織の閉却と特に日本資本主義の心臓とも言ふべき大産業に組織の進まざる點、第三に組織労働者の意識化訓練化の不足、第四に個々の経済闘争を全般的な闘争に擴大發展し得ざる點、凡そ其等は日本労働運動の僞らざる實情であり、而して強力に克服せねばならぬ傾向である。(?は本年鑑編纂者)

特に強調を要する一點は、左翼労働組合主義、右翼労働組合主義に依つて經濟戰線を攪亂分裂せしめて居る事である。之等は組織の擴大の上にも闘争の上にも勝敗の上にも徒らに致命的な損失を與へる外何物もない。

合法的な組織を以てすべて改良主義反動なりと斷じ闘争の基礎を大衆との關係に置かず、困難にして忍耐を要する組織闘争を閑却して、ひたすら革命的な言辭を唱へ、焦燥的行動に終始する極左翼主義の害惡更に之等の模倣を以て戰闘的戰士なりとして、自らを慰める一派等の行動の誤れるは言ふ迄も無いが、労働階級の日常利害獲得の闘争を労働階級解放と新日本の建設運動に結びつけるを理解せず、而してそれ等を労働階級の果敢なる實力闘争の過程に於て獲得せんとせず、左翼は國家的基礎に立つ運動を以つて反動とし、又對立する右翼は國家的運動は之れ政府に追隨するを以て能事とせる左右の誤謬を排せねばならぬ。吾等は當面の最大目標を労働階級に共通な利害の爲めの闘争を戰はんが爲めの戰線統一組織の擴大闘争力の充實に置かねばならない。一切は實力の保持である。

其等の一般的な闘争方針をより具體的に示すなら次の如くであらう。

一、經濟戰線統一の必要を今日程強く感じて居る時はない。前述の如く、國内的に國際的に危機に立てる資本主義の必死的努力が或はトラスト或はカルテル、シンヂケート等の結成となつて急激の歩調をとつて表はれつゝある時、労働階級の陣營が數個に分割して居る事は言ふ迄も無く不合理である、日本の労働運動は、今日尚然るが如く過去のそれは組織過程の混亂期であつたとも言へるのである。從つてそれ自體の確固たる指導精神の樹立の暇を與へられなかつた。然も其の政治闘争に走るものは本來的な經濟闘争を忘れ、經濟戰線を守るものは政治闘争に理解を持たず、爲めに分裂に次ぐに分裂を見るに至つたのであつた。今日に於ける對立も多かれ少かれ各組合が此の傾向を受繼いで居るが故である。故に今日吾々が爲すべき任務は組合指導精神の確立にある。先づその前提として指導力の統一を計らねばならぬ。指導力とは各組合に於てそれを現實に指導して行く

實力である。それは組合員大衆の意志の結合を代表して、之を現段階の正しき認識の上に誤りなき指導と訓練をなし得るものであり、而も組合員大衆には批判の自由を與へ、其の信頼とその統制力との關聯の密接なるを言ふものであつて、大衆の名を引用して常に分裂的言辭行動を爲すものを斷固として排撃する吾が總聯合が日本勞働組合會議に加盟せしも、此の指導力の統一が清新なる指導精神を生み、以つて眞に日本の現段階に即した戰線統一を行はんとするものであつて、吾等の綱領に主張する勞働組合主義を活用せんと欲するものである。

二、今や日本ブルヂョアジーは民衆に對してデモクラシーを與へ得ない。否與ふべき豫猶を持たない。從つて勞働運動に對して極めて反動的政策を行ふであらう。然も尚その反動的政策をぶちこわして血みどろに戰ひ取らねばならぬ幾多の要求を持つてゐる自主的勞働組合法、最低賃銀、勞働母子扶助法、失業保險法、勞働者災害扶助法等の改正之等の獲得健康保險法、工場法、勞働者年金法等である。

今日此の低位な組織率以外に持たぬ日本勞働運動に於て、先づ考ふべきことは未組織大衆の獲得である。外多くの極めて意識水準の低き大衆を獲得する爲に、吾等は上述のものを獲得して未組織大衆に與へねばならぬ。それは一に大衆行動の強さを示標すると共に大衆の生活惡化を最低限度に喰ひ止めんとする運動である。

「食ふに困れば大衆は左翼化する」と或者は言ふ、それは認識の誤りである、喰へない所には自然發生的な反抗さへあり得ない。直に組織的なガッチリした鬪爭は豫想出來るものではない。

三、國際勞働會議はブルジョアジーの欺瞞機關であることをまぬがれない。其處に於ける若干の取り極めに於て彼等は尖鋭化せんとする階級對立を中和せしめん事を目的の一にして居る。吾等は殊更に同機關を重要視する必要を認めない。

四、ブルジョアジーが益々反動的に化し、あらゆる資本家的組織を抱合して露骨に勞働組合切崩し爭議彈壓の暴擧に出でつゝあるは最近特に著しい。又將來益々此の傾向は甚だしくなつて行くであらう。されば勞働組合の組織內容等も亦それに對應して改變が施されなければならぬ。大衆動員組織がそれである。大都市に於ては一時間に數萬人を動員し得ると豪語する××××××が運動は、或はそれに及ばざる迄も、それに對する一應の準備はされねばならない。殊にストライキ鬪爭に於ては單なるイヤガラセやが鳴り込み、或は煙突戰術等は最早效力を奏しない。從つて之等の變態的な戰術は淸算された。大衆動員に依る本格的戰術にそれは代置さるべきである。勿論組織無きルンペンデモは吾等のとらざる所であるが、犧牲を前提とする×××××××

〔中央執行委員〕高山久藏、皆川利吉、宇野信二郎、森榮一、川島稽三、今井武吉、橋本定吉、末中勘三郎、佐野好男、森脇甚一、土屋一雄。〔專門部長〕國際部長皆川利吉、政治部長佐野好雄、青年部長川島稽三、法律部長山崎今朝彌、組織部長森榮一、婦人部長末中勘三郎、調査部長森脇甚一、爭議部長宇野信次郎、教育部長近藤榮藏、事務部長今井武吉、出版部長高山久藏。〔顧問〕高橋龍吉、山崎今朝彌、金子忠吉。

五　日本勞働組合總評議會

1　運動の概況

勞農黨の解消後その組織と活動に一大頓挫を來してゐた同黨系の勞働組合は、その後陣容の再建に邁進し、昨昭和六年四月十八日、日本勞働組合總評議會として再生創立したことは前年度本年鑑に記述したところである。昭和七年七月三、四日右評議會は名古屋市において第二回全國大會を開催し、再興の氣運を示さんとしたが、その後の活動は依然活潑を缺いでゐるやうに見える。ただ、右大會において、政黨支持問題および勞農政治委員會樹立に關する件を上程し、重要なる組合方針を可決した。卽ち、評議會は從來支持し來つた全國勞農大衆黨の支持取消しを行ひ、勞農政治委員會の結成を聲明したのである。因に、勞農政治委員會とは、全國の勞働組合および農民組合中の先進分子によつて組織された政治協議機關であらう。

爭議支援活動　總評議會創立大會當時關東地方評議會に所屬豫定組合は東北方面を入れて全部で十七であつたが、その後各地方の組合に種々の變動があつて、現在（第二回大會當時）明確に關東地方評議會に加盟し、本部との緊密な連絡提携の下に活動を續けてゐるのは左記三組合である。さて、過去一ヶ年間にこれら三組合が戰つた爭議は全部で三十一件、うち

一、工場閉鎖による爭議　六件
一、首切賃下不拂勞働强化による爭議　十九件
一、待遇改善による爭議　六件

以上の爭議の延日數は、五百五十七日であり、鬪爭の結果は、

一、工場閉鎖を承認せしもの　八件
一、待遇改善を獲得せしもの　十五件
一、一部の首切其他比較的不利な條件を承認せしもの　八件

爭議參加人員は全部で八百九十七名、そして以上の爭議を產業別に分類すれば、金屬十件、電氣一件、印刷四件、映畫十件、友禪

三件、雜三件、である。この他に闘爭準備中に要求書提出と同時に解決せしもの四件がある。之を組合別に列擧すると、

關東勞働者組合	指導爭議數	代表的爭議
關東出版勞働者組合	二十一件	牟田鑄工所爭議
關東金屬勞働者組合	七件	國文社印刷所爭議
關東地方評議會	二件	建材社爭議
	一件	

尙ほ、報告によれば組合指導部は機械的ならざる方法に於て絶えずあらゆる經濟闘爭を政治闘爭へ發展せしめるべく努力し、これがための宣傳煽動を行ひ、且つ國際的カンパデーの動員計劃も一再ならず樹てたが、何れも二三の成功をみたのみで、全體として政治闘爭は非常に不活潑であつたことを率直に認めなければならない。この原因は教育運動と指導の欠陷に依ることは勿論だが同時に、我々の組織が尙ほ未だそれを敢行し得るだけの力を持つてゐないことを物語るものである。……」

組織活動　先づ上述の關東地評三組合についてその組織を見るに、次の如くである。

一、關東金屬勞働者組合――「昨年五月の大會當時東京金屬の組織は工場分會五、地域分會二、川崎金屬　組織は工場分會二、工場分會準備會五を包含してゐたが、打續く彈壓や資本家側の逆襲や裏切者共の卑劣なる策動等のため現在は、工場分會九、同準備會三、地域分會三である。なほ去る六月二十四日兩組合の合同を決行し、京濱地方の大工場組織化の具體的方針を樹立して組合の擴大强化に全力をあげてゐる。……」

二、關東出版勞働者組合――一九三一年二月十六日舊勞農黨中央支部に所屬せる出版關係の黨員約三十名を以つて出版產業勞働者組合準備會を結成した。其の後着々アジプロを通じて組織の擴大を計つてゐたが遂に一九三一年七月二十五日組合員約七十名を以つて創立大會を決行し名稱を關東出版勞働者組合と變更した。創立大會後舊勞農黨中央支部靑年部解消派の闘士が誤謬を清算して續々復歸加入し、相協力印刷工場に三つの分會と二つの分會準備會を確立した。その他の中小工場には三つの分會と五つの準備會を有し、組合員數約二百名が組合の擴大强化を目標として現在六ヶ月計劃に依る組合員倍加闘爭を敢行しつゝある。

三、關東勞働者組合――昨年度大會當時の組織狀態は組合員數五六八、工場分會數一二、支部準備會一であつたが、現在では組合員數一、二七五人、工場職場分會數四五、支部數は合計六で、內譯すれば產別支部二、地域支部三、支部準備會一といふ狀況である。

次に中部地評の報告を見るに、曰く、「左翼の影響力は斷然右翼を壓倒してゐる。新勞農黨樹立當時は組織の片鱗さへも認める事が出來なかつたが、約二ヶ年間の苦闘に依つて漸く現在の基礎を作り得た事は次の條件に依るものである。岐阜、一宮、名古屋、豊橋を中心にする繊維工場、瀨戸、東濃、名古屋を中心にする窯業勞働者――化學、關東關西に次ぐ廣大な交通網、軍需品工場、殊に金屬の密集する名古屋等に、右翼の微力と相俟つて適確なる方針と不曉不屈の努力に依つて、中金の强化、中部交通の再建、中部繊維及び中部化學の確立、中部自由を基礎としての失業者同

盟の結成に全力を集中して決死的闘爭を展開した。」

更に關西地評の報告を見るに、三黨合同に反對し、爾來府會、國會選擧等の場合は、地方選擧闘爭同盟を組織して反帝國主義戰爭闘爭を果敢に展開した。だが、その組織の不備と建設途上にあつた爲め、動員網の不確立、不活發のため全國的聯合體としての威信を失墜し、消滅した樣な結果を見た。これは現在小田、飯石等の「ファッショ轉向のダラ幹が巢喰うてゐたためであつた。然し爭議部に於ける闘爭は住友爭議を始め、大野ガラス、甲子製材、日本エレベーター等の大小の爭議を通じ、メーデー闘爭以後再生の意氣ものすごく益々組織の擴大强化を見てゐる。」

2　大會・委員會・その他

▲關東勞働者組合第一回執行委員會（一月十一日——於舊ヤマサ爭議團本部）▲中部地方合同勞働組合年次大會（一月十五日——於名古屋市南驛町エビス座）▲大阪木材勞働組合第一回執行委員會（一月十八日——於港區大正通組合事務所）▲關西地方評議會大阪地方事務局會議（一月二十二日——於同盟組合本部）▲樺太勞働組合全島協議會第一回擴大執行委員會（後全樺太勞働組合）（二月五日）▲札幌勞働組合擴大執行委員會（二月四日——於札幌市廿二條東九丁目同組合本部）▲關西地方評議會擴大執行委員會（三月二十六日——於千代見町四丁目日本部事務所）▲大阪金屬勞働組合擴大執行委員會（三月二十八日於組合本部）▲大阪木材勞働組合執行委員會（四月五日——於大阪港區千島町同組合本部）▲全樺太勞働組合第四回擴大執行委員會（六月十日——於豐原同組合本部）▲關西地方評議會執行委員會（六月十日——於事務所）▲關東一般使用　組合準備會結成　六月（　）▲總評全國大會（七月三、四日——於名古屋市公會堂）▲關西地方評議會第二回大會（七月二十日——於天王寺公會堂）▲大阪一般勞働者組合執行委員會（八月七日——於大阪市東淀川區豐崎同組合本部）▲京都合同勞働擴大執行委員會（八月二十一日——於油立小路總評事務所）▲中部地方合同勞働組合結成大會（八月二十五日——於名古屋市中區若狹町總評中部地方評議會事務所）▲關東勞働者日活支部第三回大會（十二月十二日——於四谷區四谷クラブ樓上）▲中部地方戰線統一懇談會（總評中部地方評議會提唱十月二十五日——於名古屋市中區米野町假事務所）▲關東勞働者日活興映畫支部第三回大會（十二月十二日——於四谷區四谷クラブ樓上）▲中部地方戰線統一懇談會（總評中部地方評議會提唱十月二十五日——於名古屋市中區若狹町總評中部地方評議會事務所）

右のうち主要なる大會の狀況は左の如し。

中部地方合同勞働大會——一月十五日、於名古屋市南驛町エビス座。本部報告の後左記議案を審議可決し、また本年度における一般運動方針を決定した。總評不振の折柄本大會は注目せられた。

〔議案〕　一、勞働新聞支持に關する件。二、七時間勞働制獲得に關する件。三、最低賃銀制度獲得に關する件。四、賃銀値下反對闘爭に關する件。五、臨時工制撤廢に關する件。六、徒弟制度撤廢に關する件。七、反動的勞働組合法粉碎に關する件。八、受負制度撤廢に關する件。九、失業反對闘爭に關する件。十、國際勞働組合會議否認に關する件。〔實行方法〕　日本勞働倶樂部粉碎の意義を全組合員に知らしめ倶樂部反對派を組織し全國的闘爭に參加すること。十一、次期大會決定に關する件。十二、役員改選に

關する件。
第二回全國大會――七月三・四日、於名古屋市公會堂。議長山崎常吉氏、副議長安島高行、山花秀雄兩氏。大會スローガンのうち「帝國主義戰爭絶對反對」及び「大工場、大住宅を左翼の手へ」の二ケ條撤回を命ぜられた。（「議事」）一、教育活動に關する件。二、機關紙發行の件。（「左翼勞働者」と題する月刊雜誌）。三、帝國主義××絶對××の件（第一日目には審議決定せず第二日目に可決を見た）。四、次期大會に關する件。五、組織活動に關する件。六、大會宣言に關する件。七、經濟鬪爭に關する件。八、規約改正の件。九、本部移轉に關する件。一〇、役員選擧に關する件。一一、政黨支持問題並に勞農政治委員會設置の件。一二、勞農救援會支持の件。一三、失業反對鬪爭の件。一四、ファッショ粉碎の件。一五、戰線統一のための組合會議に關する件。一六、青年協議會設置の件。一七、地方的産業別組合結成の件。一八、勞働者自衛團結成の件。一九、消費組合運動の件。（以上可決）

關西地方評議會第二回大會――七月二十日、於大阪天王寺公會堂。出席代議員五六四名、議長安島高行氏。副議長村上忠彦氏。〔議事〕一、基本的運動方針決定の件。二、經濟鬪爭に關する件。三、教育活動に關する件。四、勞農政治委員會確立の件。五、賃銀二重制度反對鬪爭の件。緊急動機――吉原爭議應援の件が提出されたが中止された。六、規約改正に關する件。七、ファッショ粉碎鬪爭の件。八、機關紙支持に關する件。九、青年組合員協議會結成の件。（以上可決）

3　運動方針

運動方針を窺ふため大會宣言の一部を摘記する。

【大會宣言】「今や完全にファッショ化せる資本家地主の政府は、全勞働者農民大衆の生活と自由を擧げて金融資本の支配確立の犧牲となし、一路帝國主義戰爭の準備に狂奔しつゝある。見よ食と仕事を求めて街頭に飢ゆる三百萬の失業者を！更に文字通り餓死地獄に突きおとされてゐる農村數千萬の大衆を！しかも一方滿洲、上海戰爭を契機に擡頭せるファシスト　社會ファシスト・ダラ幹共は支配階級の手先となつて、我等に對する裏切りと策動を續けてゐる。我が日本勞働組合總評議會第二回大會は、かゝる狀勢のドに言語道斷なる暴壓の嵐の中にもたれた。だが戰鬪的全代議員並に全警備隊員は身を以て大會を守り、當面の重要なる鬪爭方針を樹立し更に戰鬪的勞働者農民大衆の絶大なる要望である勞農政治委員會に對する確乎不拔の方針を決定した。我等は本大會に於て決定された方針を即刻實踐に移し、飽くまでも勞働者の經濟的利益の擁護伸張のために戰ふと共に今後益々加重せられるであらう迫害彈壓を蹴つて、解放戰の最後の日に向つて堂々と進軍することを誓ふものである。……」

4　役　員

【中央執行委員】　木村錠吉氏。〔書記長〕　田部井健治氏。〔中央執行委員〕　朝日俊夫氏、山崎常吉氏、田中一氏、中田惣壽氏、

三木一男氏。（中央評議員）山花秀雄氏、北川禮造氏、露久保賢治氏、板木甚兵衞氏他一名、大竹市太郎氏、長谷川梅治氏、裴陣氏、大野條三郎氏、梅野宗行氏、飯島正行氏、疋島幸行氏、近藤信一氏、大田吉郎氏、河村鶴之助氏、平岡進氏。（昭和七年度大會において決定）

六　日本交通勞働總聯盟系組合

1　運動の概況

日本交通勞働總聯盟は、六大都市々電の從業員を中心に郊外電鐵バス・タクシー等の從業員をもつて組織され、その盟主たる地位にあるものは東京交通勞働組合である。その指導的思想傾向は、東交と同樣に必しも判然せぬが、本年九月日本勞働組合會議が結成されるに際してその規約・指導精神を贊同し難しとなして勸誘に應じなかつた一件において、その大體の傾向は窺はれよう。謂ゆる幹部派の比較的穩健なるに對し、組合大衆には革命的傾向が可成の程度において瀰漫せるものと見られてゐる。昨年末、「民主的中央集權」の確立が問題とせられ、鬪爭においても全國的統一が進められてをり、その活動の積極的態度は本年度における橫濱市電爭議、東京市電爭議、等々において明かに觀取せられた。いま總聯盟の大會報告にもとづいて活動の一般を見るに左の如くである。

組織活動　報告によれば、「交總確立が各地の未組織交通勞者を刺戟し、元氣づけた。確立後方々の市電・バスと連絡がついた。即ち現在發表し得るものとしては關西においては、京阪 阪堺大バス、大タク、嵐山電車、彦根バス、近江電鐵等。關東地方においては、南部鐵道、西武鐵道、小田急、京阪、京王、目蒲、目蒲乘合、靑バス等。この外遠く九州水電、金澤街電、札幌市電等にまで交總の旗はのびつゝある。尙、從來よりの組織でも大阪市電、東京市電、東京郊外、神戸市電の組織は以前に倍して强化したし京都、名古屋等は着々と發展、擴大しつゝある。唯吾々の非常に遺憾に思ふのは神戸自動車從業員組合と、橫濱市電共和會の事實上の崩潰である。前者は組織途上に神戸鳥上棧橋上に於いて警官を袋叩きした事件によつて中心分子が牢獄に奪はれた爲致命的打撃を受け、未だに復活してゐない。後者の橫濱は……三月ストの慘敗に基く中堅分子三十九名の馘首、その後の資本家官憲、一部反動從業員の結托による御用組合の組織によつて共和會は崩潰した。しかし、こゝに於ては尙職場内に優秀なる分子が殘つて居り交總の組織下にあつて『自主的組合再建協議會』を組織し、再建鬪爭を續けつゝあるから遠からず復活するであらう。組織活動は書記局が中心となつて活動したが、常任委員會は實際の必要からオルガナイザー（組織者）を置くことに決定し、京都の小川嚴之助君を任命し、又關東地方委員會書記森正君に交總として月々經濟的補助をなし、關東地方に於ける組織活動を助けしむることゝした。……」

戰線統一運動　「勞働組合戰線の統一については、我が交總は

「大衆と大衆の結合を基礎とする戰闘的統一」を正しき方針なりとし、これを實踐してきた。この實踐としては先づ關東一方に於いて、全勞クラブ排撃同盟、勞働組合總評議會、市從業員組合、東電從業員組合、ガス工組合、蒲田勞友會、中央一般勞働組合等に戰線統一に關する懇談會を提唱し、數回の會合を經て八月十一日、右の組合のうち、東電、ガス工、蒲田勞友會を除く各組合に依つて下からの統一を實現するための「戰線統一懇談會」が成立し、その後各地區的に組織を確立し、九月二十四日には組合會議は粉砕、市電爭議應援の勞働者大會を開催した。この統一運動は尙充分なる成果をあげてゐないが着々と各地區に於て進められてゐる。この統一運動の過程に於いて、かの勞働クラブの運動が勞働組合會議運動へと進み、我が交總へも書面並に代表者を派して勸誘が成された。これに對して我が交總は常任委員會に於いて協議の結果「右翼幹部のみの上からの結合」は我々の統一方針と反するの故を以て拒絶した。我々の統一運動は尙甚だ不活潑であるこれを更に活潑に進めると同時に、我々は、交通産業に於ける統一運動、都市に於ける公益事業、即ち交通、電氣、ガス、市從業員、水道從業員、遞信從業員等の間に特に密接なる統一運動を進める必要がある。こ：：：」

人件費削減豫算反對鬪爭　「昨年十一月に行ひたる交總の確立は、交通資本家の馘首賃下げの攻撃に對して力强く統　的に鬪はんとする大衆の要望に基づいたものであつた。擴大中央委員會は確立したる交總の力を以つて直ちに、昭和七年度に於ける各都市電瓦局並に電鐵バス、タクシー等の會社の人件費削減豫算に反對する統一的鬪爭をなすべきことを決定した。第一回常任委員會は直ちにこの鬪爭の具體的力針を樹立した。即ち昭和七年度豫算に於いて、賃銀手當の削減、馘首を含む人件費削減に絶對反對であるとの決議文を作製し、六大都市々電並に郊外電鐵、バス等の會社に叩きつけ更に十二月中旬に、一、賃銀低下絶對反對、二、整理に依る馘首絶對反對、三、賞與諸手當の削減反對（若しくは復活　の三項目の嘆願書を各組合が統一して提出すること並にこの鬪爭の必要なる事項を決定した。この決定に基き十二月十七日に各組合一齊に嘆願書を提出し、その回答を一週間後になすべきことを迫つた。この時全國各都市の電氣局及び郊外、バス、タクシー等の交通資本家は既に昭和七年度豫算の編成に着手し、賃下げ馘首の用意を進めつゝあつた。しかるに我々の統一的鬪爭の烽火に彼等は極度に狼狽し、二十四日の回答には申合せたやうに一昭和七年度に於いては賃銀、手當の削減或ひは馘首せざる方針なり』との回答を與へた。我々は斯る曖昧なるゴマカシ的回答に滿足するものではない。直ちに十二月二十六日第二回常任委員會を開き、再嘆願書を提出し、明確なる回答を迫ることに決定した。しかし年內餘日なき爲、再嘆願書は一月二十三日に提出し、これが回答を二月一日にせよと迫つた。：：：」そしてこの鬪爭の一爆發が本年度の橫濱市電爭議であつた。これについては別項第一篇「勞働爭議」第三節「主要なる爭議の顚末」參照。

東京市電に對する統一的鬪爭　市電の彈壓に對する鬪爭は特記を要する。報告はいふ、「先の人件費削減反對鬪爭に於ける

ネストは失敗したけれども、東京市電に於いて計劃してゐた昭和七年度の人件費削減は一應これを撤回せしめ得た。當時東京市電氣局長は『今削減を加ふることは諸種の都合上頗るまづい、今後三ケ月以内に根本的更生案を責任を以つて立案し、諸君に提示するから』と市會に聲明し、ゼネストの鋭鋒を巧みに避けたのである。しかるに横濱の問題が一段落するや彼等は市會に聲明した所謂更生案の樹立に着手したのである。我々はこれに對してゼネストの再擧を以つて戰ふ方針を決定し、東交は勿論、交總全體をあげてこれが闘爭準備を進めて來た。電氣局はこの更生案による二百萬圓賃銀削減、一千六百名の大量馘首を八月中に斷行する豫定であつたが、社會的情勢を考慮してか、十月下旬に延期したのである。十月下旬にこの大彈壓が下るであらうことを豫測し、交總本部は十月十五日附を以つてゼネスト準備指令を發した。この指令に於いては春の失敗の經驗、組合の實情を充分考察の上、次の方針を樹てた。(一)東交をして斷然ストに出でしめると共に、ストを能ふる限り持久的に戰はしめる。(二)東交のスト奮起後、各組合は、強い組合から先に成るべく早く、二日或は三日後にストライキを敢行し、これを順次全組合、及び未組織交通勞働者へ！更に全産業の勞働者へも波及せしめる。(三)ストの場合職場占領を原則とする。この外必要なる一切の事項を指令した。……かくて東京市電の大爭議は惹起された。これについて尙ほ別項第一篇第一章第三節參照。（以上報告は「一九三二年度大會議案並報告書」昭和七月十二月一日發行に據る）

2　大會・委員會・其の他

日本交通勞働總聯盟本部並びに同聯盟系各組合の本年度における大會・中央委員會等は左の如くである。

〔交通總聯盟本部〕▲第二回常任會議　一月——於東交本部）▲東電第一回執行委員會（一月十三日——於組合本部）▲戰線統一第二回懇談會（一月三十一日——築地ビル交總本部）▲第三回常任會議（二月四日——於大阪自助會本部）▲第四回常任會議（四月四、五日——於東京本部　▲第五回常任會議（六月二十七、八日——於大阪自助會本部）▲第六回常任會議（九月六日）▲關西地方常任委員會（十一月二十四日——於神戸市電從業員組合本部）▲全國大會（十二月十六日——於芝協調會館）

〔東京交通勞働組合〕▲緊急執行委員會（一月十三日——於組合本部　▲電氣部擴大委員會（三月二十五日——於部會本部）▲電氣部擴大委員會（三月三十日——於部會本部）▲第十三回中央委員會（四月九日——於神田中央佛教會館）▲中央委員會（六月三日——於東交本部）▲中央委員會（七月十八日——於築地ビル內組合本部）▲中央闘爭委員會（七月二十五日——於組合本部）▲東交婦人部大會（十月三日——於東交本部）▲闘爭委員會（十月十六日——於本部）▲東交大會（十月二十日——於芝協調會館）▲第一回中央委員會（十一月二十一日——於神田中央佛教會館）▲中央委員會（十二月五日——於神田中央佛教會館）▲東交臨時大會（十二月一日——於芝協調會館）

〔横濱市電共和會〕▲共和會生麥支部委員會（二月二十二日支部

事務所）▲共和會第一回中央委員會（三月二十六日）▲更生共和會、公正會合同大會準備中央委員會（九月十七日——於市電氣局食堂）

〔大阪市電自助會・その他〕▲大阪市電氣局內共同鬪爭委員會（一月二十日——於自助會本部）▲人件費削減暴壓反對大演說會、自助會主催（一月三十日——於天王寺公會堂）▲自助會都島青年部創立紀念演說會（二月五日——於大阪天六市民館）▲大阪市電局鬪同盟結成大會（三月二十六日——於大阪市港區九條會館）▲自助會執行委員會（四月十日——於某所）▲大阪市電局鬪同盟第一回中央委員會（四月十三日——於大阪九條會館）▲大阪市電局鬪同盟執行委員會（六月二十日——於愛友會本部）▲自助會紀念演說會——從業員大會を禁止され演說會に代ふ（七月三日——於天王寺公會堂）▲大阪市電局鬪同盟常任委員會（七月二十九日——於局鬪本部）▲自助會緊急執行委員會（八月四日——於自助會本部）▲自助會第九回執行委員會（九月十日——於西區幸町通三丁目事務所）▲同執行委員會（九月十一日——於港區市電共濟組合本部）▲自助會第十回大會（十月二十四日——於大阪天六北市民館）▲自助會中央委員會（十一月二十六日——於九條會館）▲大阪市電局鬪同盟緊急執行委員會十二月二日——於本部）▲大阪市電局鬪同盟大會（十二月十八日——於天王寺公會堂）▲大阪市電局鬪同盟執行委員會（十二月二十六日——同盟本部）▲大阪自動車從業員組合第二回中央委員會（二月二十三日——於組合事務所

〔其の他〕▲東京郊外電鐵郊友會第一回中央委員會（三月七日——務所）▲同郊友會大會（十月二十一日——於澁谷明生クラブ）

於組合事

以上のうち主要なる組合の大會狀況を記すれば左の如し。

大阪市電從業員局內共同鬪爭同盟結成大會——三月二十六日、大阪市港區九條會館に於て大阪市電三團體（大阪市電自助會、大阪市電愛友會、大阪電氣勞働組合）は中央集權的鬪爭決行を目指して大阪市電從業員局鬪同盟を組織しその結成大會を擧行。議長元川氏。副議長安部氏。〔議事〕一、同盟規約審議の件。二、運動方針決定の件。三、行動綱領決定の件。四、局病院設備改善並に治療費徹底的改正の件。五、容疑檢束中の解雇者復職要求の件。六、週休制獲得の件。七、市債利子モラトリアム斷行要求の件。八、役員選擧の件。九、本部共同設置の件。十、衛生設備改善要求の件。十一、電從大衆に對する勸告文作成の件（新任中委一任）。

（以上各議案決定）。

東京交通勞働組合大會——十月二十日、於芝協調會館。出席代議員二八二名、議長篠田八十八氏、〔議事〕一、宣言發表の件。二、運動方針大綱の件。三、行動綱領の件。四、規約改正の件。五、千六百名餘首二百萬圓賃銀低下反對鬪爭並にストライキ戰術に關する件。六、一切のストライキ破り排擊に關する件。▲緊急動議——重要なる役員詮衡を愼重にやりたいから日程を變更して一時

間休憩の上役員改選の件を上程したいと動議(承認)。殘部二十議案は一括上提。一、八件費二百萬圓削減、千六百名馘首反對鬪爭の件。二、四月爭議犧牲者即時復職並に既職者の昇給並に勤續年限通算要求の件。三、有給生理休暇七日間要求獲得の件。四、容疑檢束拘留による馘首並に處罰反對鬪爭に關する件。五、非常務昇給規定確立鬪爭の件。六、活線作業に特別手當獲得鬪爭に關する件。七、忌引規定改正鬪爭の件。八、共濟組合部會員減員反對鬪爭の件。九、組長、班長公選鬪爭の件。十、不當處罰反對鬪爭の件。十一、二重賃銀制度撤廢促進の件。十二、家族入院料低下に關する件。十三、退職者に對する諸給與金即時支給の件。十四、スピードアップによる勞働過重反對鬪爭の件。十五、停年制引下げ反對鬪爭の件。十六、單車撤廢に關する件。十七、滿十八歳以上の少年車掌に即時成年車掌採用の件。十八、少年車掌の賃銀に關する件。十九、密行制度撤廢に關する件二〇、事故に依る一切の損害當局負擔要求に關する件。二一、車體改善に關する件。二二、兵役應召中日給全額獲得の件。二三、健康保健料資本家全額負擔並家族無料診療の件。二四、公傷者の生活終身保証に關する件。二五、信號手準備手當獲得の件。(以上何れも可決)。

大阪市電自助會第十回大會——十月二十四日、於大阪天六北市民館。出席代議員百八十二名。議長元川貫錄氏。(後任奥田茂氏)。〔議事〕一、運動方針の件(可)。二、行動綱領の件(可)。三、赤字に藉口せる人件費削減反對鬪爭の件(可)。四、運轉時分改善に依る勞働强化絶對反對の件(可)。五、單車手當支給の件(可)。六、單車掌、補運轉手補制度撤廢要求の件(可)。七、家族死亡の場合組合代表派遣公認要求の件(可)。八、手當處分反對の件(可。九、本部指令による鬪爭犧牲者救濟の件(修正可決)。十、女車掌に外套支給を要求の件(可)。十一、女車掌に月經時有給休暇一週間附與要求の件(可)。十二、事故に依る就業停止中手當支給要求の件(可)。十三、營業路線上に於ける設備要求の件(可)十四、殺人的車輛反對の件(可)十五、公舍を設置要求の件(可、。十六、雜役夫に靴及服新品支給要求の件(可)。緊急動議——「第二號議案で大體の說明はされてゐるが、特に今秋の大演習の際、スピードアップによる事故發生をふせぐため時分延長を當局に要求したい(中委一任で可決)。緊急動議——「行幸期間中の勤務者には三日間の臨時休暇を要求せよ」(可)。

神戸市電從業員組合第四回大會——十一月四日、於神戸市林田區大橋町大橋公會堂。出席代議員一四八名。議長岩崎健一郎、副議長松田龜吉。〔大會スローガン〕一、帝國主義××絶對××。一、反動ファッショを排撃しろ。一、スピードアップによる勞働强化絶對反對。一、言論、集會、結社、デモの自由を與へよ。〔議案〕一、諸手當本給繰入れ要求に關する件。二、昇給制度實施要求に關する件。三、共濟組合管理權獲得に關する件。四、同一勞働に同一賃銀支拂要求に關する件。五、豫算削減及馘首絶對反對に關する件。六、電氣營業課備人待遇改善要求に關する件。七、一週四十二時間勞働制確立要求に關する件。八、兵役服務中休職制確立要求の件。八、局內暗黑裁判機成變更と公開要求に關する件。十、結核病患者公傷取扱要求に關する件。十一、スピードアップ

に依る勞働强化絶對反對に關する件。十二、强制的勤務詰所變更に手當支給要求の件。十三、最低賃銀制確立要求に關する件　十四、婦人勞働者に生理休暇要求に關する件。十五、臨時雇制度撤廢要求に關する件。十六、局内設備改善要求に關する件。十七、郊外電鐵乘入れによる報償金を市電退職者へ振替要求の件。十八、組合犠牲者××に關する件。十九、ファッショ粉碎鬪爭に關する件。二十、帝國主義×××絶對反對の件。（以上全部可決、但し、第十九號反ファッショ案の上提にあたり、その撤回を提議した二支部の代議員數名は退場するに至つた。）

東京交通勞働組合臨時大會――十二月十一日、於芝協調會館。本大會は、先に我國最初の强制調停によつて壓殺された市電爭議の後をうけ、河野中央執行委員長以下慘敗の責によつて連袂辭職したあとの陣營再編成と、慘敗に終つた爭議の批判とで、大なる興味をもつて見られ、また先の爭議で峻烈な强壓を受けた全協系が改選の結果どれだけの根强さを示すか、またファッショ系がどの程度喰入るか等、その結果を注目されたものである。議場は果して質問續出し、騒然たる狀態を呈した。そして選擧の結果は本年度大會で隱退した篠田氏一派の絶對的勝利となつたが、左翼派の竹内昌平氏の再選とファショ派山本千太郎氏の新當選が注目を惹いた。議長河野平次氏。副議長神原照一氏。〔大會スローガン〕一、賃下げ馘首絶對反對。一、手當一切を本給に直せ。一、六時間勞働に依る最低賃銀二圓五十錢よこせ。一、奪はれたる條件を鬪爭で奪還しろ。一、スカップ反動を放逐しろ。一、大衆の力で陣營を强化しろ。一、全交通勞働者の協力で暴壓を粉碎しろ。

一、大會より逆襲鬪爭へ！

日本交通勞働總聯盟全國大會――十二月十六日。於芝協調會館〔出席代議員〕東交一〇二名、自助會四三名、神戸市電九名、横濱市電自主的組合再建協議會三名、京都市電二名、大阪自動車二名、計一六一名。議長篠田八十八氏、副議長大仲彦三郎氏。〔議事〕一、運動方針書。二、行動綱領に關する件（可決）。三、規約改正に關する件（可決）。四、馘首賃下反對鬪爭に關する件（可）。五、未組織交通勞働者獲得に關する件（可）。六、昭和八年度人件費削減反對鬪爭の件（可）。七、スピードアップに依る勞働强化絶對反對に關する件（可）。八、單一組合化促進の件（可）。九、兵役應召中休職制度要求の件（可）。十、容疑檢束中馘首反對の件（可）。十一、交總青年部確立の件（可）。緊急動議――第十七「爭議調停法撤廢鬪爭に關する件」の重大性と議事進行　時間の關係で之を第十二號議案に變更することを提案す（承認）。緊急動議――交總書記局に青年中央書記局を設ける必要を痛感する、之はスローガンにもある單一組合結成の上からも必要であるが故に、第十一議案に賛成すると同時に、その實行方法として書記局青年部責任者を關東關西より各一名選出することを提案す（承認）。十二、爭議調停法撤廢鬪爭に關する件（可）。殘部十一議案一括上提（可決）。

大阪市電局鬪同盟第二回大會――十二月十八日、於大阪天王寺公會堂。出席代議員――愛友會二十八名（定員四十二名）、電勞二十四名（同二十五名）、自助會五十六名（同九十一名）計百八名（百五十八名）。議長大仲彦三郎、副議長津田一太郎。〔議事〕一、

運動方針大綱(可)。二、行動綱領(可)。三、規約改正の件(承)。四、爭議調停法撤廢闘爭の件(可)。五、赤字に籍口せる人件費削減反對闘爭の件。六、消費組合結成方針の件。七、ファッショ排撃闘爭の件。八、車掌補、運轉手補制度撤廢の件。九、家族死亡の場合組合代表派遣公認要求の件。十、非常務從業員の公休三日制即時實施要求の件。十一、同盟地區組織確立の件。十二、對市共同戰線確立促進の件。十三、公傷乙種撤廢の件。(以上一括上提可決)。十四、局内單一組合結成の件(小委員會に一任)。

3　運動方針

本年十二月十六日に開催せられた本總聯盟大會において決定したる行動綱領並に運動方針書によつてその最近の運動方針を窺ふこととする。因に、運動方針書は一般的部分を略し「當面の活動方針」のみを主として摘記する。

【行動綱領】

一、交通運輸勞働者の戰闘的單一勞働組合結成のための闘爭。二、未組織交通運輸勞働者獲得のための闘爭。三、日本交通總聯盟の民主的中央集權確立のための闘爭。四、國内勞働組合戰線の戰闘的統一のための闘爭。五、自主的勞働者スポーツ團組織のための闘爭。六、馘首賃下げ絶對反對のための闘爭。七、二重賃銀制撤廢並に六時間勞働最低賃銀二圓五十錢獲得のための闘爭。八、スピードアップ其他による勞働强化反對のための闘爭。九、交通事故による勞働者處罰反對並に損害科料罰金等一切の資本家全額負擔獲得のための闘爭。一〇、業務上による傷害疾病に對する完全なる保護獲得のための闘爭。一一、公私傷疾病による癈疾者及び死亡者遺族の生活の完全なる保護獲得のための闘爭。一二、同一勞働に同一賃銀獲得のための闘爭。一三、青少年婦人勞働者の保護獲得のための闘爭。一四、婦人勞働者に生理休暇七日間獲得のための闘爭。一五、兵役應召者の給料全額支給による休職制獲得のための闘爭。一六、停年馘首反對のための闘爭。一七、容疑檢束拘留による馘首反對のための闘爭。一八、自動車從業員に對する車輛取上げ反對並に相互組織撤廢のための闘爭。一九、交通勞働者の就業停止並に免許證取上げ反對のための闘爭。二〇、共濟組合管理權獲得のための闘爭。二一、失業絕對反對のための闘爭。二二、團結權龍業權獲得のための闘爭。二三、言論集會出版結社デモの自由獲得のための闘爭。二四、治安維持法、治安警察法、爭議調停法その他一切の勞働者暴壓諸法令撤廢のための闘爭。二五、ファッシズム並に一切の反動團體撲滅のための闘爭。二六、勞資協調主義排撃のための闘爭。二七、帝國主義戰爭の危機に對する闘爭。二八、國際勞働會議排撃のための闘爭。二九、國際勞働組合戰線の戰闘的統一のための闘爭。

【運動方針】

(一)　はしがき　略)

(二)　資本主義の客觀的狀勢とその動向(略)

(三)　交通資本家の攻撃(略)

(四)　日本交通勞働總聯盟の地位とその任務

(1)　交通運輸産業は資本主義産業中の最重要産業であり、動

脈とも言はるべきものであつて、この産業の上に立つ我が日本交通労働總聯盟は、労働者階級の勝敗に極めて重要なる關係を持つてゐる。

(2) 日本交通労働總聯盟はその組織率に於いて我が國陸上交通運輸労働者の一割を出でずと雖も、今日の我が國交通運輸労働者の組織としては最も大にして最も強い全國的組織である。

(3) 故に我が日本交通労働總聯盟はその双肩に陸上の全交通運輸労働者の利害休戚を擔つて居り、交通資本家の攻撃と戰ひ、労働者の利益を守ると共に 未組織交通労働者を組織し、闘爭に導くべき任務を課せられてゐるのだ。

(4) 我が國の全労働者數四百六十二萬人の内組織労働者は僅かに三十七萬六千人に過ぎない。しかもこれ等合法的労働組合の多くは、御用組合か然らざれば、職業的右翼幹部の影響下に置かれて居り、眞實に労働者の利益の爲め闘爭に終始する労働者の自主的組合は非常に少いと言つてよい。この中にあつて、日本交通労働總聯盟は眞に労働者自身の自主的組織であり、言葉の全き意味に於ける健全なる労働組合である。

(5) 故に我が日本交通労働總聯盟は我が國労働組合運動の健全なる發達の爲に盡すべき資格と任務を與へられてゐるのだ

(五) 當面の活動方針

(前略)……當面次の如き方針で活動する。

(1) 賃下馘首反對闘爭方針

我々の最も重要な中心的活動は賃下、馘首反對闘爭である。資本家階級は極めて巧妙なる個別的彈壓を加へてゐるが、これは順次に各都市市電、郊外電車、バス、タクシー等の労働者に加へられて行くことは明らかだ。東京市電を荒し去つた暴壓の嵐は近く必ず大阪乃至は神戸、郊外等の兄弟を襲ふであらう。しかも一方高物價政策の爲、我々は臺所からも壓迫されてゐる。我々は賃銀低下、馘首に對しては如何なる場合でも斷乎として反對し、これが粉粹の爲に戰はなければならぬ。そして敵資本家の分割的彈壓に對しては我々は統一的力によつて戰ふべきだ。即ちゼネストによつて戰ふべきだ。この場合現在の力を以つてしては、充分なる統一的ゼネストは極めて困難ではあるが、我々は先づ直接彈壓の下されたる組合をして、ストライキに起たしめ、これを交總の統一的壓力によつては持久せしめると共に、他の加盟組合をも急速に起たしめ、全組合、更に他産業に迄波及せしむべきである。この場合爭議調停法に依る任意調停は勿論、強制調停と雖も絶對反對の態度を取るべきである。

(2) 日常闘爭方針

賃下馘首反對のストライキも廣義の意味では日常闘爭ではあるが便宜上別に取扱ふこととする。即ちこゝでは日常職場内に存在し或ひは生起するところの不當取締並に處罰反對、諸種の設備改善労働强化反對、その他諸々の不平不滿に基く闘爭方針を述べる。職場内に起る一切の不平不滿はこれを自然發生的爆發に委せてはならない。組合はこれ巧みにとりあげ、誘發し、大衆化せしめて戰ふやう計劃しなければならぬ。組合幹部は身を以つて大衆の先頭に立つて闘ふべきだ。資本家の虚を突いて敏速に職場大會、職場

スト等に導くことが必要だ。一職場に問題が起り奮起した場合、組合は直ちこれを全職場に波及させなければならぬ。かくして勝利する毎に大衆は戰闘化し、訓練されて行くのである。

（3）組織活動方針

（イ）我々の持つ組織は今日尚充分に強化されてゐない。組合費を納入し、消極的に統制に從ふと言ふだけでは未だ組織の第一歩である。これを全組合員が一つの拳骨の如く、或ひは軍隊の如く固る組織にしなければならぬ。組合員は自分の意志をどし〳〵組合の機關に反映せしめると共に、一たん機關で決定したことに對しては絶對にこれに從ひ、一糸亂れず實踐するよう組織を強化しなければならぬ。我々自己の組織内に對してこの爲の活動をしなければならない。これには組合が斷へず大衆の意志に基き、大衆の利益のために戰ひ、組合に對する大衆の理解と信賴を增すことが絶對的に必要である。（ロ）未組織の交通運輸勞働者獲得のために計劃的に闘ふことが今日最も必要とされてゐる。未組織の兄弟の狀態は先に述べた。即ち未組織の兄弟は我々が闘爭することに依つて强い刺戟を受け、執拗にして計劃的な働きかけをなすことに依つて必ず組織化される可能性と必然性を有してゐるのだ。この爲に我々は多くの費用と勞力を要することを惜しんではならぬ。又忍對强く執拗に闘ふことを忘れてはならぬ。未組織大衆は自分の直接的利害に當面しなければなかなか動かぬものである。高邁なる理想や階級的理論で獲得しやうとすると失敗する。故に未組織の勞働者の間に問題があつた場合これを敏速に捉へ、闘爭を大衆的に發展せしめ、この過程を通じて大衆的組織を確立すべきである。この場合、大衆が慾しないのに機械的に交總の名を冠して加盟させることは愼まなければならぬ。又小數の先進分子の間に連絡がついた時、これを固定化せしめたり、極左的偏向に陷らしめぬやう注意し、闘爭の大衆化大衆的組織の獲得に中心點を置く可きである。（ハ）自己の組織の强化、未組織勞働者の獲得は凡て戰闘的單一交通勞働組合の結成を目ざして戰はなければならぬ。自己の强化、新しき組織の獲得、更に單獨交通運輸勞働組合との接觸、協力をなし、共同闘爭を遂行し、これを可及的急速に單一組合結成に導くべきである。

（4）組合員の强化訓練の方針

組合員を日常闘爭によつて訓練することは先の項に於いて述べたしかし闘爭だけでは組合員の意識は高まらない。日常闘爭によつて鍛へられた勞働者が階級的理論に依つて武裝した時こそ、鬼に金棒を持たしたと同じだ。故に教育部に於ては一定の計劃をたて、機關紙その他の出版物に於いて、或は研究會、討論會等を開催して組合員の意識の向上、ファッシズム並に協調主義の徹底的曝露排擊と階級的理論の理解と研究を深める事をなさねばならぬ。勿論この場合と雖も日常闘爭と分解して理論研究にばかり沒頭する事のないやう嚴に注意しなければならぬ。

（5）戰線統一方針

（イ）資本家階級の攻擊益々急を極めてゐる今日、これと戰ふために「大衆と大衆が握手する統一」を主張し又實踐して來た。これは今日も尚絶對に正しい。しかし乍ら大衆と大衆が握手すると言ふことは幹部を排擊し、おつぽり出してやるとの意味では勿論な

い。幹部と幹部が諒解し合ひ、握手し合つただけでは、決して力強い統一とは言ひ得ない。故に吾々は今後も尚「大衆と大衆の握手に基礎をおく」統一を主張し、闘争の協力、支持、應援等を通じてこの實現の爲に戰ふ。我々は從來この方面に關して餘り消極的であつた。今後はもつと積極的に活動しなければならぬ。

（ロ）　我々は都市に於ける公共事業の勞働者間の統一を成し遂げねばならぬ。交通運輸、電氣、ガス、水道　都市從業員、郵便通信等の從業員は非常に密接な利害關係がある。都市自治體によつて直接に或ひは間接に搾取されてゐるし、又國家權力によつて特別に強い彈壓を下されてゐる。この密接な利害關係と更にこれ等の重要產業勞働者の結合した力の强大なることを考へる時、この統一は吾々にとつて非常に重要性がある。故に以上の產業にある勞働組合に對して、協議會乃至は懇談會を開くことを提唱し、闘争の協力、援助を通じて堅固なる統一實現に進むべきである。

（6）　政治闘爭方針

（前略）：：組合が政治闘爭を回避することは、生活權擁護をも回避し、放棄することに等しい。我が日本交通勞働總聯盟は、勞働者の利益擁護の爲、更に勞働者の徹底的解放のため積極的に政治闘爭に大衆も動員する。しかし我々は今日全國の政黨を有しない。故に勞働爭議調停法を始め勞働者を彈壓する惡法撤廢闘爭、選擧闘爭、對市會闘爭等は、組織又は黨と協力して戰ふべきである。意見と政策の一致したる組

4　役員

第二部第二篇　勞働組合

日本交通勞働總聯盟全國大會（昭和七年十二月十六日）において決定したる新年度の役員は左の如し。

〔委員長〕　目黒留吉。〔常任〕　山下卯三郎、篠田八十八、大仲彦三郎、安藤和一、慶武市、柴田良夫、松田長三郎。〔中央委員〕　田中房雄、松山久八、竹内昌平、佐伯健、伊藤政一、高橋勝男、山本千太郎、清水誠、鈴木副太郎、田中新三郎、安赤井刈一、田榮太郎、遊佐三七、福田勘吉、高貫傳三郎。〔會計〕　安藤和　小池孝治。〔書記長〕島上善五郎、松田長左衞門。

七　官業勞働總同盟

組合員約一萬六千を擁する官業勞働同盟の運動には、本年中もさしたる變化はなかつた。組織の消長としては大阪聯合會が結成せられたことを擧げねばなるまい。

1　大會・委員會・その他

官業勞働總同盟系諸組合の本年中における主なる大會・委員會・等を掲ぐれば左の如くである。

▲官勞同志會役員會（三月十一日——於八幡市春野町本部）▲大阪市從業員組合港區支部發會式（三月十九日——於大阪市從本部）▲全國煙草勞働組合協議會第二回代表者會議（三月二十日——於大阪日本橋大阪煙草勞働組合本部）▲官業勞働第五回中央委員會（三月二十一日——於大阪官業勞働總同盟本部）▲官勞大阪聯合會結

成大會(五月二十八日——於大阪東區實業會館)▲第十四回全國大會(六月十九日——於東京神田神保町中央佛教會館)▲陸軍勞働組合協議會第一回大會(八月二十一日——於大阪中央公會堂)▲向上會大阪支部聯合會總會(十月十七日——於大阪築港潮湯三階大廣間)▲大阪市從業員組合第四回大會(十月十七日——於大阪天王寺區役所三階講堂)

右のうち主要なるもの二三につき詳記すれば左の如し。

官業勞働總同盟大會(第十四回)——六月十九日、於東京神田區一ッ橋中央佛教會館。出席者、本部員五名、各地代議員四四名。〔議案〕一、陸軍共濟組合年金制獲得の件(可決)。二、陸軍特種の休日有給制確立の件(可決)。三、勞働者犧牲赤字埋政策絶對反對。次の如き決議を決定、其の目的達成に努むること。〔決議〕本大會は政府及大阪市がその責任たる赤字財政難を多數現業員の整理、昇給賞與の減額等に轉嫁せんことに反對し決死的闘爭を以てあくまで是が貫徹を期す。四、ファッショ粉碎の件。反動的なファッショを排撃して強力な勞働組合の力によつて社會主義日本の建設に努力すること(可決)。五、勞働組合戰線統一の件。勞働者の生活は益々窮迫を加へつゝある現在我國の組織勞働者の數は未組織勞働者の七%位に過ぎない。而も之等は殆ど同一の目的を持乍ら、繩張主義の下に分裂してゐるので、之等を統一し强化すると共に動もすればファッショ化し、或は運動の傍觀的態度を採りつゝある未組織勞働者獲得に努め社會主義國家の建設に邁進すること(可決)。六、勞働組合法制定の件(可決)。七、規約改正の件(可決)。八、割增本給繰入の件。割增金三割を本給繰入に努力すること(可決)。九、賞罰委員制度制定の件。現在の懲罰制度は片手落が多いので、勞働者側より委員を送り懲罰制度の改善を圖ること(可決)。一〇、退職手當制度並增額の件(可決)。一一、職工規則中一部改正の件 可決。一二、青年職工昇給率改正の件(可決)。一三、共榮會議濟會組織改善の件。一四、共濟組合規則一部改正の件。共濟組合規則の一部を改正して銀行利子を以て勞働者に貸與されるやうにすること(可決)。一五、健康保險法改正反對(可決)。一六、賞與增額の件(可決)。一七、製鐵所民營反對の件(可決)。一八、功程者退職の場合、在職中最高額にて諸給付支給の件(可決)。一九、國民窮乏打破の件。都市農村共に窮乏のドン底にある時、之が打開の爲にファッシズム共產主義によらんとするものあるが、之等を排撃して全國勞働組合會議の結成により、戰線統一をなし、中央集權的大同團結の力を以て國民窮乏打破を行ふこと。〔緊急動議〕。國際勞働會議事項の批准實施促進の件外數項(可決)。〔役員〕名譽會長賀川豐彥、中央委員長西浦宇吉、主事川村保太郎諸氏。

官業勞働大阪市從業員組合第四回大會——十月十七日、於大阪天王寺區役所三階講堂。參會者約二五〇名。〔大會スローガン〕一、勤務時間を本廳並にしろ。一、ファッショを粉碎しろ。一、共濟組合の諸給與金を市電並にしろ。一、勞働者犧牲の穴埋政策反對。一、不當首切賃下絶對反對。一、大阪市從第四回大會萬歲！　議長辻井安治郎、副議長中村俊彥、市道與吉。〔議案〕一、第三回決

議事項中實施促進の件(イ、ヘルメット帽支給、ロ、外勤使丁職名改正、ハ、學校使丁服裝改善、ニ、番箱增築並に支給公平、ホ、年度十日の特休要求、ヘ、勤務時間統一、ト、賄料增額)二、昇給賞與の增額並支給公平の件。三、水道料金の全免並に市電無賃乘車公認の件。四、水道部當宿直者待遇改善に關する件。五(撤回)。六、健康保險組合改善の件。七、公傷規定改正の件。八、(撤回)。九、共濟組合內容改善の件。十、特別賞與規定改正の件。十一、自動車運轉手待遇改善の件。十二、雨中作業手當支給の件。十三、衞生設備完備の件。十四、人夫手當待遇改善の件。十五、抽水所從業員增員の件。十六、部傭待遇改善の件。十七、年功加俸支給の件。十八、點呼應召者の夏期手當削減反對の件。十九、使丁當宿直者待遇改善の件。二十、淸潔法施行當日公休支給の件。二十一、東部規約改正の件。二十二、ファッショ粉碎の件。二十三、社會大衆黨支持の件。二十四、不當賃下首切り反對の件。(以上可決)陸軍勞働組合協議會第一回大會——八月二十一日、於大阪中央公會堂。各地方出席代議員約六十名。資本主義打倒社會主義建設、共濟組合年金制の獲得、勞働組合法の制定、組合の擴大强化を計れ等のスローガンを高揚して所謂當面緊急の事項に付いて議決した。議長阪口若松氏、副議長大平嘉三郎氏。〔議事〕一、陸軍共濟組合年金制獲得の件。二、陸軍特殊休日有給制獲得の件。三、陸軍職工規則中改悪條項削除の件。四、社會大衆黨支持の件。五、東京工廠移轉に伴ふ失業反對の件。右條項により議事の結果、左の如き決議文を作成し、最後に役員の改選をして午後三時閉會した。〔決議〕陸軍共濟組合は定期職工扶助令との關係上獨り年金制度を存せざるも、該扶助令は大正八年以來漸次空文化しつゝある現狀に鑑み、且つ官業從業員共濟組合中年金制なきものは陸軍共濟組合のみである事實に鑑み政府は昭和八年度豫算編成に當り此點を特に考慮し、これが實施を期せられん事を要望す。

2 役員

〔名譽會長〕賀川豐彥。〔中央委員長〕保太郎。〔會計〕井上寅吉。〔中央委員〕西浦宇吉。〔主事〕川村蓮沼武、白石泰茂、豐島兼吉、大羽一則、渡邊善壽、林武一、大平嘉三郎、濱橋文作、幸義知、關矢直、池邊丑之助、寺島嘉藤太(外一名缺員)。〔專門部長〕國際部長龜井貫一郎、政治部長渡邊善壽、組織部長川村保太郎、調査部長辻井安治郎、教育部長渡邊年之助、會計監査尾崎喜太郎(外八名)

八 海軍勞働組合聯盟

1 運動の概況

吳海工會、橫須賀工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、德山燃工會、平塚總愛會より成る海聯の昭和七年度(昭和六年十一月第十四聯盟大會より昭和七年十一月第十一回聯盟大會に至る間)における活動の概況をその「昭和七年度經過報告概要」について見るに、一、年末年始有給休日制の要求、一、定期賞與の從來通り復活の要求、一、共濟組合貸付金利率引下の要求、一、勞働組合法の制定

促進、一、特殊工労働時間延長問題等々をめぐる活動がその主要なるものであるが、このうちの一二について述ぶれば左の如くである。

労働組合法制定促進の運動　報告によるに、本聯盟第十回の大會に於て決議せられたる重要問題のうちには、團體交渉權の確立、海軍共濟組合の法人化、靖國神社春秋祭日給料支給の件等があるが、聯盟は「機會ある毎に之が解決に努力すると雖も、當局は常に共濟組合の基礎計算、他省との關係、或は命令系統の順逆國庫の財政、海軍豫算等を云々して未だ解決の曙光を見るに至らないが、今後一層の努力を要するのである。就中労働組合法制定促進の件に至つては、其後政民兩黨を始め、無產諸政黨を通じて急激なる分解作用行はれ、昭和六年度經過報告書に指摘したるが如く遂にブルジョア政黨竝に商工資本團の謀計に依て蹂躙せられたのである。加ふるに本聯盟として之等の社會立法の運動に關與すべき唯一の機關たりし立法促進委員會の解消、社會民衆黨解黨の結果は必然的に、之等對外的運動の停滯を餘儀なくしたのである。」

年末年始有給休日制要求の運働　「本聯盟は昭和六年十二月六日東京に於て臨時中央委員會を開き、「第十回聯盟大會に於て決議せられた諸問題に對する運動方針を確立なし、陳情書及決議文を携へて、艦政本部其の他關係各省を歷訪し、專ら要求諸問題の實現に努めた。而して我聯盟創立以來の懸案にして、大會に決議せらるゝ事前後十回に及ぶ年末年始有給休日制實施の要求に對しては、海軍當局も該要求案が妥當なるを認め、每年始休日三日間を限り日給の二分の一宛を支給する事に改正し直に本年度より之を實施せられたのである。右の解決は我等宿年の要求に滿たざるものあるも、社會の現狀と我國經濟界の實狀とに鑑み海軍當局の誠意ある解決を多とし、暫く本問題に對する運動を打切る事とした。」

要求事項請願　四月中旬行はれた各廠總務部長會議において各總務部長の了解に努むるため、各廠當局に提出した請願および要求事項は次の如くである。——「海軍勞働組合聯盟宿年の懸案たる別紙要求事項に對し聯盟の加盟組合たる本會は之れが可及的速かなる實現の爲めに廠長閣下並に部長殿の御盡力に預り居り候段感謝の至りに堪へざるも來るべき總務部長會議並に廠長會議に於て尙一層の御配慮を得度此段及請願候也。〔要求事項〕一、特殊工救濟金增額の件。二、共濟組合貸付金利率引下の件。三、定期賞與は從來通り年二期に支給せられたし。四、共濟組合脫退年金基準額增額の件。五、海軍共濟組合法人化促進の件。六、八時間勞働制を實施せられたし。七、團體交涉權確立の件。八　靖國神社（春秋二回）例祭に給料支給の件。九、海軍工務規則第三十九條を改正し四分給認定の件。十、病氣缺勤日數を百八十三日迄に延長せられたし。十一、見習工勞働組合加盟の件。十二、海軍工務規則第四十條平均賃銀增額の件」。

2　大　會

海軍勞働聯盟第十一回大會——十一月十八、十九、二十日の三日間に亘り中舞鶴町公會堂に開催。出席代議員三十五名。役員十

二名。〔議事〕一、定期賞與復活に關する件(可)。二、海軍共濟組合規則第二十三條改正の件(可)。三、共濟組合貸付部規則中改正の件(可)。四、昇給配賦金增額の件(可)。五、共濟組合脫退年金基準額增加の件(可)。六、共濟組合規則第九十四條削除の件(可)。七、靖國神社春秋の例祭を有給制にせられたき件(可)。八、依願解傭者に退職手當金全額支給の件(可)。九、病氣解傭期間延長の件(可)。十、共濟組合特別施設として溫泉療養所を設置せられたき件(可)。十一、共濟組合の經營に特別委員を設け組合員に參與權を與へられたき件(可)。十二、海軍聯盟の團體交涉權確立に關する件(可)。十三、勞働組合法制定促進の件(可)。十四、昭和七年度決算(可)。十五、昭和八年度豫算(可)。十六、次期大會報告書を通じて窺ふで開催地に關する件。(廣島に決定)。

九　日本海員組合

1　運動の概況

日本海員組合は本年度も我が合法組合運動の分野において重要の役割を演じた。その主なるものは日本勞働倶樂部の改組、すなはち日本勞働組合會議の結成における主導的な活動である。また政治線戰における單一無產政黨の出現に對しても、本組合は陰に陽に寄與するところ尠しとしなかつた。更にその組合內部における活動としては、日本海員再組織運動、最低賃銀復舊、等が擧げられねばならぬ。前者の結果として船質改善法の實施を見、老朽船淘汰問題の解決に資するところが尠くなかつた。最低賃銀は、昭和六年二月以來一部低下を承認して來たものであり、その後の海員不況の深刻化のため遂にその復活の機會を得なかつたものであるが、遂に本昭和七年十二月、海運界の變調的活況の裡に、これを復舊獲得するに至つた。その他、失業海員救濟等において組合の活動には尙ほ見るべきものがあつた。總じて海運界の變調的好轉は、この組合の活動にとつて有利に展開したものの如くである。

次に本組合の組織活動、政治的活動、國際的活動、失業海員救濟活動等をその第十二回年度大會報告書を通じて窺ふであらう。

組織及び爭議活動　先づ組織の方面から是を見れば、「二、七八五名の新加盟者を吾等の陣營に迎へたことは是を過去二ケ年のそれに比較するとき（昭和五年度は四、二九七、同六年度は四、八八二）組織率の低下を痛感せしむるものがあるが、五年度に於いては郵司同友會CK研究倶樂部と、又六年度に於いては商船同志會との合同が行はれてゐるに反し、本度年に於いては世界恐慌の深刻化に對應せる失業防止の觀點よりなせる見習船員の乘船中止等の原因と相俟んで、本組合の抱擁する組合員が全海上勞働者の間に占むる割合、即ち海員組織率が飽和狀態に近づくに從つてその組織率が低下することは必然の過程であつて、是を吾國勞働者の組織が昭和七年下半期に於いて僅々七〇八五名の增加に過ぎなかつた事實に對比し、その本組合新加盟者が三割を占めてゐる

（勿論時間的に正確な比率ではないが）事實に想到するとき、本組合の組織が如何に弱力に健實に擴充しつゝあるかは極めて明白である。又その紛議に就て是を見るに、その依つて起る原因が労働條件の維持改善に在ることは言ふまでもない處であるが、然も左表に示すが如く一般船内紛議件數が二百十件に上つてゐることは一に本組合と各種團體協約を締結しつゝある日本船主協會が統制力の微弱であることに、その多くの原因が存在する。而して此等一般交渉問題の内容を吟味するに、労働條件は過去數ヶ年に亘る海運界の不況によつて既に或限度まで是を低下せしめられてゐたが、七年下半期以降海運界の不自然なる畸形的好調に伴つて、組合員の隠忍自重が反撥力をもつて酬ひられたものと見ることが出來る。

交渉題目		件數
各種手當	増額要求	四八
	減額反對	二
賃銀	最低賃銀不實施	二四
	未拂	八
食料	増額（割増を含む）	一三
	減額反對	一
乘組員	増員	一九
	減員反對	四
日支船員交代		一六
遭難手當		一九
貢船手當		一四
繋船手當		九
其他		三五
計		二一〇

此期間に於て特筆すべき問題は、從來未組織のまゝに放任せられてゐた尼崎汽船乘組員に對して、爭議を賭して是を組織しその勞働條件を向上せしめたことゝ、數年來組合員の熱望して止まなかつた最低賃銀が遂に復舊せられたことである。

組織表（昭和八年三月末日現在）

本年度加盟者數	二、七八五名
本年度除籍者數	三三三名
昭和六年度末組合員數	九三、七三六名
昭和七年度末組合員數	九六、一六八名
右内譯 甲板部	三〇、八〇八
機關部	四四、二二五
司厨部	二、一四五

政治的活動　組合會議或は社會大衆黨との關係を別として、主として組合單獨の政治運動のみを見るに、「本組合が毎年度大會の主要議案とする勞働組合法等の基本的立法要求は、本年度に於いても重要なる鬪爭題目として日本勞働倶樂部乃至日本勞働組合會議を通じて猛運動を展開したが、政府はその政權維持に汲々として、此等の勞働階級の要望が尚實現の日遠き感あることは遺憾である。然しながら本組合が最も重點を置いた問題は、直接吾等の生活に打撃と脅威とを與ふべき海運界不況打開――この根本的原因を船腹の過剰とした――の政治的解決であつた。即ち本組

合は不況打開の一因たり、組合多年の要望であつた考朽船を此際陶汰し船質を改善し、日本海運界の多年の癌を一掃して更に新なる勞資關係を樹立すべきことを意圖し、海事審議會の開設を要求し、同會の答申を通じて遂に船質改善法の實施を見るに至つたのである。吾等はこの劃期的運動が將來の吾國海運界、而してその勞資關係の進展に甚大なる効果をもたらすべきことを確信する。本組合の日本海運再組織に對する熱意は、獨り船質改善に拍車を加へたのみに止まらず、遂に第六十四議會に於て船舶安全法案を通過せしめ、是に依つて海上人命安全條約及國際船舶滿載吃水線條約及船内勞働監督制度の趣旨が實現せられたことは、更に組合が多年失業防止の觀點より要望せる船員特別徴兵檢査便法の成文化を見たことと共に、本組合の海運業に對する誠意の當然の報酬である。

更に此の期間に於いて海上勞働者の政治參與の實を擧げしむるがために新内閣の出現後その選擧革正聲明に應じて多年の主張たる不在投票制度の改正について詳密なる意見書を提出したが、わづかに法制審議會を動かし投票方法の簡易化を答申せしめたに過ぎず、齋藤内閣の馬脚曝露と共に遂に第六十四議會への提案を見ずに終つたことは遺憾である。

尙この期間に於ける對政府運動に關する政府への提出陳情書は左の如くである。一、官吏身分保證に關する陳情。二、不在投票制度改正に關する陳情。三、危險物船積法規改正に關する陳情。四、米國に於ける日本船員に對する屈辱的身體檢査反對に關する陳情。

國際的活動

「……無批判的國家主義の擡頭と國際主義に對する排撃的機運が醸成せられた中に於いて、本組合の態度は吾國勞働團體中國際勞働組合聯盟に對して正式に加盟しつゝある唯一の團體として極めて重大視せられたのである。それだけに本組合國際部の活動は例年に比しその重要性を增加した。本年度事業中先づ記述を要する點は國際勞働機關に對する本組合の態度である本問題に就いては、本組合を强力なる一翼とする日本勞働組合會議は二月二十五日國際勞働機關脱退反對を聲明したが、その理由とする處は、一、最近に於る吾國社會立法の制度及改善は殆んど全部國際勞働總會採擇の條約案及勸告によつて示唆乃至促進せられたのであつて、國際勞働機關に留まることは吾等の價値利用論と一致する。二、吾國が國際聯盟を脱退し世界的孤立に陷りたる今日に於いて、日本の實情及要求を世界各國の民衆に紹介するものは、この吾等の國際的運動以外には斷じてない、と言ふ二點に歸着する。

第二に記述を要する點は本組合とＩＴＦとの關係である。本組合の同聯盟に對する態度は、海上勞働者の國際性より見るも將又過去に於ける國際海員問題の解決の上にＩＴＦが貢獻せる業績より見るも、組合が國際勞働機關に對して示せる態度以上に積極的であることは言ふまでもない。特に聯盟脱退の結果が、萬一近き將來に於いて、國際勞働機關不參加等を惹起する場合を考慮するとき、本組合の國際海員問題に對する熱意は、世界の組織海上勞働者の大半を包容するＩＴＦを通じてのみ、最も效果的に具現し得る點に於いてＩＴＦとの關係は層一層强調せられざるを得な

い。……」

失業海員救濟活動——「世界海運經濟は未だ尚恐慌期を脫せざるにかゝはらず、獨り吾國のみ昨年下半期以來戀態的好況を呈するに至つた結果として繫船の解除、中古船の輸入等は必然的に失業海員の減少を見るに至つた。然し乍ら此の趨勢は將來斷じて樂觀を許さゞるものであつて、昭和七年末全國失業海員は減少したりと稱するも尚三、三一四人（海事協同會調査）を算し且八年に入りて失業者は漸增の趨勢を辿りつゝある。組合は此等失業海員の救濟に向つて各年多大の犧牲努力を拂ひ、主務省より更に本年度の事業繼續補助の認可を受け、依然全國七ヶ所に於て（神戸、大阪、戸畑、名古屋、横濱、函館、小樽）失業海員救濟の爲授產所を經營しつゝあり。各授產所に於ける主たる作業課目は、各種船舶用品の製作、加工、修繕、勞力供給等であつて、之等作業に對する授產所支給金額は一人一日八拾錢である。」

2　大會・總會・評議會

▲中部地方右翼勞働者會議第二回協議會（三月十九日）▲第五回（六年度）評議會（四月十日——於神戸市海岸通三丁目同組合本部）▲東方海員倶樂部結成（四月）▲昭和七年第一回評議會（五月五日——於同組合本部）▲第十一回定期總會（五月七日——於同上）▲海友婦人會第十回定期總會（五月十一日——於神戸市海員會館）▲日本海員組合茶話會（七月二十日——於組合本部）▲第二回評議會（七月二十一日——於本部樓上）▲第四回評議會（十二月十七日——於組合本部）

次に本年度大會並に總會等の經過を簡單に記述する。

昭和七年度大會——五月四日、於本部。出席者七百餘名、委任出席者一萬一千八百十五名。〔決議事項〕一、船內八時間勞働制確立。二、船舶乘組定員制度（船醫を含む）の確立。三、自主的勞働組合法の制定及實施。四、失業保險制度の制定及實施。五、普通船員居室其の他の改善。六、港灣都市に於ける對海員施設の新設並改善。七、年二回定期昇給制の確立。八、現行不在投票制度の改正。九、各種手當制度の確立及同一比率實施。十、官船乘組員に對する海商法適用。十一、水夫長火夫長同司厨長の優遇。十二、船內食料の改善。十三、日本國旗を掲ぐる船舶乘組員は必ず日本人たること。十四、ディーゼル船機關部員の增員及保健に基づく公暇制定。十五、最低賃銀の復舊。

第十一回定期總會——昭和七年五月七日、於本部。出席者七百餘名、委任出席者六十名、計六百十五名。〔決議事項〕一、昭和六年度事業報告、二、同會計報告、三、組合基金處分、四、組合規約改正。

第四回評議員會——十二月十七日。出席者六十名、委任出席者二百一名。〔決議事項〕一、事業及會計報告、人事。二、第十二回年度大會議案。三、楢崎前組合長の逝去。四、組合不動產管理方法。五、失業救濟事業報告。六、日本勞働組合會議報告。七、尼崎汽船爭議報告。八、川口名古屋兩支部移轉。九、最低賃銀の復活。〔申合せ〕日本海員組合は昭和六年二月極度に萎微沈衰せる當時の海運界の實狀に鑑み、產業本位の立場より船舶乘組員給

料の一部を一時的に低減することを承認せるも、最近に於ける我國海運界の狀態は配船、運航其他の經營狀態に於いて過去數年間曾て見ざる好況を呈しつゝあり、右記事情より我等は最早これ以上減給を繼續する事は必要なきものと認め船主に對し右減給を可及的迅速に復舊することを要求す、尚その實行方法としては右申し合せ趣旨を海事協同會に於ける組合側委員をして同會に提議せしむ。

3 會計

（昭和七年度）

收入の部

加盟金	二、三四三・〇〇圓	俸給費	八一、四三三・六〇圓
組合費	三五五、二五七・〇〇	雜給費	三、二九八・二八
雜收入	五、一八〇・九一	海員費	三六、七八八・八九
寄附金	一八九・〇〇	海事協同會費	二、三四・六〇
資產收入	一三、四一六・七九	臨時費	七、三一四・四四
		失業船員授產部勘定	三七、〇〇〇・〇〇
		故楢崎顧問弔慰金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
		其の他の費用合計	一一、三五九・一〇
收入合計	三七七、三八六・七〇	支出合計	四六九、五二八・九五
前年度繰越殘高	三六二、七九四・三九	殘高	二七〇、六五二・一四

第二部第二篇　勞働組合

4 役員

〔組合長〕濱田國太郎。〔副組合長〕堀内長榮。〔評議員〕四百名（氏名省略）。〔專問部長〕組織部長赤崎寅藏、政治部長濱山國太郎、教育出版部長米窪滿亮、國際部長同上、調査部長那賀源三郎、計會部長德田五郎。

十　國家社會主義的勞働組合

1　日本勞働同盟

本年五月末日本國家社會勞働同盟として暫定的に結成した總同盟並に全國勞働脫退派は、十一月二十日、名稱を「日本勞働同盟」と變更して正式に創立大會を開催した。この經緯については「共通運動」の項で述べたところである。いま創立大會當時における現勢を見るに、組合數（準備中のものをも含めて）四五、この組合員數三、〇九一二名であると報告されてゐる。

a　大會・委員會・其の他

五月三十日の日本國家社會勞働同盟の結成以後本年中における大會・委員會、並びに關係組合乃至幹部の動靜を示す聲明發表等を月日順に揭ぐれば次の如くである。

▲日本國家社會勞働同盟創立委員會（五月三十日——於芝區有信

館）▲同加盟關東合同勞働組合第六回理事會（六月四日——於日本國社黨本部）▲大阪自動車勞働組合、全勞脫退國社勞働加盟（六月九日）▲日本紡績丸松支部、全勞脫退國社勞働加盟（六月九日）▲大阪灘萬從業員組合、全勞脫退國社勞働加盟（六月十九日）▲日本國家社會勞働同盟大阪聯合會第二回委員會（六月廿四日——於櫻屋ビル本部）▲關東合同勞働第二十回執行委員會（七月五日——於國勞同盟本部）▲熊本、本多兩氏の全勞脫退聲明（七月二十一日）▲關東合同友禪工支部幹事會（七月二十四日——於支部事務所）▲大矢省三氏の全勞脫退聲明（七月二十八日）▲日本國社勞働、九州鑛夫委員會（七月三十一日——於組合本部）▲日本國社勞働、九州鑛夫組合創立委員會（七月三十一日——於福岡縣飯塚市稻荷町元全鑛事務所）▲全勞阪神金屬久保田支部、日本國社勞働加盟（八月十一日）▲日本國社勞働・尾井乾電池從業員組合創立大會（八月十七日——於川崎市福町クラブ）▲國社派勞働統一懇談會（國社勞働同盟・全日本一般の參加、八月十八日——於遲友同志會本部）▲日本國家社會勞働同盟大阪地方聯合會結成大會（八月廿一日——於大阪天王寺公會堂）▲日本國社勞働同盟大阪聯一般產業勞働組合結成大會（八月十八日——於國社會館三階會議室）▲日本國社勞働同盟滋賀聯合會發會——石山三工場聯合男女從業員組合、全滋賀勞働組合、滋賀湖上從業員組合（九月二十日——於大津市昭和俱樂部）▲日本國社勞働、神奈川自由勞働者組合結成大會（十月二十三日——於川崎市公會堂）▲同第一回執行委員會（同）▲同第一回常任執行委員會（十月二十六日——於川崎事務所）▲日本國社勞働同盟執行委員會（十月二十一日——於神田本部）▲日本勞働同盟（日本國社勞働同盟改稱）創立大會（十一月二十日——於芝協調會館）▲同第一回中央委員會（十一月二十一日——於神田同盟本部）

日本國家社會勞働同盟大阪聯合會結成大會——八月二十一日。於大阪天王寺公會堂。議長藤岡氏、副議長大矢省三氏。〔議案〕

一、齋藤反動內閣打倒の件。二、國際聯盟並に國際勞働會議排擊に關する件。三、滿洲國即時承認に關する件。四、失業者救濟に關する件。五、勞働者災害扶助法の自主的改正並に勞働賃銀保護法の即時制定に關する件。六、大阪健康保險課糺彈に關する件。七、國家社會主義的勞働組合戰線統一の件。

日本勞働同盟創立大會——十一月二十日、於芝協調會館。今村同盟會長議長の下に名稱變更の件を始め綱領主張、規約を決定し午後四時三十五分閉會した。名稱變更の緊急動議に依り日本勞働同盟を改稱し、四百六十四名の代議員出席の下に國家社會主義の勞働同盟として正式の門出についた。〔議事〕一、名稱決定に關する件。二、失業問題に關する件。三、治安維持法修正に關する件。四、齋藤內閣打倒に關する件。五、インフレーション政策に關する件。六、日本國家社會黨支持決定に關する件。七、國家社會主義勞働組合戰線統一に關する件、（說明大矢省三氏——現下我が國に於ける國家社會主義の指導精神を把握する勞働團體に對して、即時合同を提唱し戰線統一を計らんとするものである。而して統一の規定は次の如きものである。イ、共產主義、社會民主々義、無政府主義を排す。ロ、イズムを排して統一をなさんとするものを排す。ハ、國家社會主義を指導精神とするもの）。八、

緊急動議――大東京自動車爭議の應援基金徴收の件。九、規約決定の件。十、綱領決定の件。十一、主張決定の件。十二、大會宣言。（以上可決）。投員選衡委員會報告。

b　綱領・主張

創立大會において決定せられたる綱領、主張並びに大會における宣言を掲ぐれば左の如くである。

【綱　領】

一、我等は一君萬民の日本建國精神に基き、勞働階級の生活を絶對に保證する、搾取なき新國家の建設を期す。

二、我等は勞働組合が、資本主義打倒の全面的政治闘爭に於ける經濟的部面を擔當することを認識し、これが完全なる使命の遂行を期す。

三、我等は强固なる團結と勇敢なる戰術とを以つて、資本家階級の彈壓に抗爭せんことを期す。

【主　張】

一、解雇、臨休、賃銀値下げ、勞働强化絶對反對！

二、失業救濟諸施設の即時實施と勞働者の管理權參與。

三、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢。

四、國庫並に資本家負擔に依る勞働者住宅合宿所娯樂所の設置。

五、兵役義務に對する就業の保證、解雇絶對反對。

六、中間搾取制及二重賃銀制の徹廢。

七、臨時雇傭制の徹廢。

八、同一勞働に對する同一賃銀の支給。

九、婦人並に幼年勞働者の寄宿制度の改廢。

十、標準生活賃銀制の設定。

十一、七時間勞働制及一週四十二時間制の實施。但、鑛山勞働者は坑口交替五時間制及一週三十時間制のこと。

十二、無產階級運動暴壓諸法令撤廢。

イ、治安維持法の改廢。ロ、治安警察法の改廢。ハ、勞働爭議調停法の改廢。ニ、暴力行爲取締法の撤廢。ホ、行政執行法の改廢。ヘ、警察犯處罰令の改廢。ト、刑法其他勞働運動關係法規の改廢。チ、盜犯防止令の撤廢。リ、違警罪即決令の撤廢。

十三、團結權、罷業權、團體交涉權の獲得。

十四、勞働諸立法の改正並に制定。

イ、勞働組合法の制定。ロ、現行工場法の改正。ハ、現行鑛業法の改正並に坑夫扶助規定。ニ、現行海員法其他海員關係法規の改正。ホ、交通勞働者特別裁判法の制定即時實施。ヘ、屋外勞働者災害保償法の改廢並に不拂保償法の制定。ト、商業使用人の保護法規の制定即時實施。チ、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正。リ、現行健康保險法の改正。ヌ、失業保險法の制定。ル、養老保險法の制定。ヲ、廢疾保險法の制定。

十五、勞働者の政黨加入の自由並に選擧權行使の絶對自由の確得。

十六、共產主義、社會民主々義の排擊。

十七、國家社會主義勞働組合戰線擴大强化。

十八、勞働者アジア聯盟の確立。

【大會宣言】

全國の勞働者諸君！　我らは此處に、我が國勞働組合運動史上に新紀元を劃する、國家社會主義勞働組合の全國的同盟を創立した。本同盟結成大會はこの新同盟の戰闘的征途に當つて、我らの抱負と決意を披瀝し、以て全勞働者大衆の協力と支持とを要請せんとするものである。今や、資本主義の內在的矛盾の累積發展は全世界の資本主義國家をして、永久恐慌より更に進展して最後の破局線へと突入せしめつつある。殊に我が國資本主義の全面的恐慌の進展激化の現狀は農村に於いては、自ら耕しつつも口を糊することの出來ない貧農の激增、中小商工業者の算を亂しての日毎の大群は街頭の半面にその絶望的な慘狀を浮動して盡きざるものの破產沒落、搾取、賃下げ、失業の重壓下に苦悶呻吟する勞働階級がある。かくて我國の無產階級的國民の生活の脅威は、停止する所を知らざるまでに、資本狂暴の前に蹂躙されつゝある。もとより國民飢餓の重壓は、資本主義恐慌克服策の犧牲に他ならないもので、命旦夕に迫れる資本主義最後の暴虐亂舞に直面して、生命線死守の憂悶脅威に追はるゝ我が國勞働階級の利害を代表して立つ所の勞働組合、無產政黨が急迫せる現下の客觀狀勢を、正確、嚴密に認識し以つて、之に對應立脚する所の有効にして且つ適正なる根本方針を確立決定し更に之を實踐的行動に發展さすべきが、當然にして忠實なる任務でなければならぬと確信するものである。然るに、既成無產陣營は差し迫れる現下の客觀狀勢下に於いて、何ら具體的方針を明示決定、實施せんとせず、乃至は過去の鬪爭に於てもその一は、ソヴィエット聯邦を我らの祖國と呼ばしめ、我が國の國情と傳統を無視せる結果、その指導精神の誤謬と、之に伴ふ對立分裂主義に陷り、大衆的組織を潰滅せる共產主義の運動、更に又は大衆を驅つて議會主義の甘美に追込まんとせる俗惡なる日和見主義、協調主義に墮落せる社會民主々義の惡質なる運動方針等は沒落期資本主義の現勢下に於いて、完全に資本主義の走狗と化し、大衆的解放運動壓殺の恐る可き誤謬を實踐しつゝあることをも、我らは知らねばならぬ。我が國資本主義が、再建の見透と希望なき混亂と絕望を通じて、之が崩壞を眼前にして國民大衆生活の脅威重壓は益々深められつゝある現實に於いて、尙ほ既成無產陣營の無力とこれが廣汎にして、大衆的な支持へと發展せざる主因を、今こそ我らは再檢討し、發見すべき秋である。惟ふに、我が國無產階級解放運動の無力と失敗は、公式的マルクス主義の國家觀、乃至は空想的非現實的、觀念的なる國際主義にその誤謬を發見される。然も、全世界の各國、就中國內に於ける解放運動陣營に於てすら、國家主義の立場を强調、發現しつゝある傾向は、如何にマルクス主義を遵奉するものと云へ共、眼を蓋ふこのと出來ない事である。故に我が國の無產階級運動は、過去のあやまれるマルクス主義の淸算の上に、新たなる出發點を發見するのでなければ、これが大衆的組織となり得ないと信ずる、即ち我が國無產階級の生活苦惱の打開と解放的使命の遂行は、從來の如き經濟鬪爭主義の範圍內より、脫却、前進し、全面的政治鬪爭への進展を勇敢に容認すべきである。これが爲には、今や日本全土に澎湃として湧き立ち上りつゝある反資本主義的各層の諸勢と

密着融合し、空想的、觀念的、非現實的國際主義にこだはることなく國家的、國民的精神の下に大衆を統一動員し、資本主義打倒の強固にして有力なる組織へと發展せしむることが妥當にして、適正有効なる根本的方針なりと信ず。見よ！　かゝる國家國民的精神に立脚する國民解放運動は、社會主義日本建設の要望と叫びとなり、今や、急速且つ顯著なる大衆的動向となつて、我が國資本主義の胎内に爆發せんとしつゝある。我が同盟は、現下の客觀的情勢をかく認識、檢討しその上に立脚せる運動方針をかく確立規定し、以つて日本の國民大衆の信賴に答ふべく、使命と自覺とを以て、新局面の展開へ強力邁進せんとするものである。

全日本の勞働者大衆諸君！　今や、我らの日本勞働組合同盟は創立された。益々猛威を振ふ資本の暴虐を前にして、また全勞働大衆の戰闘的前進を背景として、我らの戰闘旗は燦然として血盟以て闘爭を誓約せんとする。我らの進軍は、必然に行き詰れる老朽腐敗の既成無産陣營を壓倒し、全勞働大衆の嵐の如き絶賛に答ふることが出來るであらう。と共に資本主義打倒の主動力たることを汚束せんとする。全勞働者大衆諸君！　勇躍、我等の聖戰に參加せよ！　輝く我が日本勞働同盟の旗の下に！昭和七年十一月二十日。

〔會長〕　今村等。〔主事兼會計〕　白鳥廣近。〔中央委員〕野口音松、陶山篤太郎、關根喜四郎、安藝盛、望月源治、大矢省三、藤岡文六、本田滋二、熊本與市、山下榮二、矢尾喜三郎、山下龍助、森登守、松尾邦一。〔相談役〕　山名義鶴、小池四郎、石川準十郎。〔顧問〕　龍井四郎、林癸未夫。〔專問部長〕　爭議部長熊本與市、組合宣傳部長陶山篤太郎、調査部長望月源治、教育部長大矢省三、出版部長森直次、法律部長五十嵐春孝、婦人部長藤岡文六、國際部長今村等、青年部長安藝盛。

c　役　員

2　遞友同志會

a　運動の概況

遞友同志會は會長赤松克麿氏の總同盟の脫退と同時にいち早く國家社會主義への轉向を敢てしたものである。いま本年中催された本部支部の大會・委員會等を列擧すれば左の如くである。

▲遞信從業員大會（二月二十七日——於萬世橋東京倶樂部）▲擴大評議員會（四月十六日——於芝協調會館）▲大阪三支部遞友同志會脫退（五月二日）▲名古屋地方四支部聯合總會（五月十五日——於名古屋市玉置町佐藤實方）▲京都支部總會（五月十三日——於京都市三條青年會館）▲遞友土生支部第三回大會（五月二十五日）▲第三回評議委員會（六月十一日——於東京芝本部事務所）▲巢鴨支部第八回大會（七月三日——於巢鴨武藏野クラブ）▲第二十一回執行委員會（七月八日——於芝組合本部）▲京都七條局支部結成大會（八月七日——於下京區花屋町北十六會館）▲第四回評議委員會（八月二十八日——於同志會本部）▲第八回全國大

會(九月二十五日——於芝協調會館)▲第一回中央委員會(九月二十六日——於同志會本部)▲全國大會報告演說會(名古屋支部聯)(九月二十七日——於西區西柳町慈光庵)▲名古屋支部聯合會總會(十一月二十七日——於名古屋市中區尙和館)▲廣島土生支部幹事會(十二月六日)

尙ほ本年度の全國大會の狀況は次の如し。

遞友同志會第八回全國大會——九月二十五日、於芝協調會館。議長赤松會長。〔大會スローガン〕一、國際勞働會議排擊。一、搾取なき全遞信從業員團結せよ。一、首切勞働强化絕對反對。一、新日本建設。〔議事〕一、休暇雇上料原給額支給の件。二、國際勞働會議排擊の件。三、最低賃銀法制定並に給料定率引上に關する件。四、年末並夏期繁忙期に特別慰勞休暇支給要求の件。五、四大節特別休暇附與の件。六、鐵道郵便局郵便手乘務出張旅費支給規定に關する件。七、軍事關係服役者優遇に關する件。八、技工傭人賜暇制度に關する件。九、配達區域徹底的縮少に關する件。十、工事佈夫制度撤廢に關する件。十一、共濟組合規約一部改正に關する件。十二、勞働强化並に待遇低下絕對反對の件。十三、特別會計制度採用促進の件。十四、鬪爭基金積立に關する件。十五、共濟部確立に關する件。十六、本部機關一部改正の件。十七、綱領主張並に運動方針發表の件。〔新役員〕會長赤松克麿、主事兼會計當淸。

b　綱領・運動方針

【綱　領】

一、我等は協同一致の組織を以て生活の向上、福利の增進並に智識の啓發を期す。

一、我等の着實なる手段方法を以て遞信事業の公共性を擁護し進んで其の健全なる發達を期す。

一、我等は一君萬民の國民精神に基き亡國的資本主義機構を打破し搾取なき新日本の建設を期す。

【運動方針】

……我等は今後の運動の積極的進展を圖るために次の如き方針を採ることを宣明する。

一、我等は國家社會主義に基く勞働組合の任務を正しく理解し其の使命を勇敢に遂行せんとするものであつて共產主義、社會民主々義、無政府主義と鋭く對立し之を排擊すると同時に、欺瞞的協調主義を排擊しなければならぬ。

二、我等は通信事業の健全なる發達の爲に、一部特權者に依る資本家的管理を排擊しなければならぬ。

三、我等は遞信事業從業員としての責任を自覺し輕擧盲動を愼み些々たる反抗感情を排すると共に一方に於て監督者をして單なる命令服從關係のみにては事業の發展を期し得られぬことを理解せしめなければならぬ。

四、我等は不當なる組合壓迫並に從業員の生活權侵害に對して斷

乎として抗爭すると共に我等の獲得したる正當なる權益を維持し且增進するが爲めには果敢なる團結の威力を發揮しなければならぬ。

五、我等の運動に於て如何なる場合にても留意すべきは嚴然たる組合統制の確立である。組合員大衆の意志は常に自ら選出したる幹部に反映すべきと共に組合のあらゆる活動は幹部信賴の下に鐵の如き規律に依つて行はれなければならぬ。

六、我等は我等の使命を確實に遂行する爲め組合の財政を充實し基金を積立て以て組合活動の財政的基礎を强化すべきである。それが爲めには各組合員の會費納入は最も嚴格にこれを勵行しなければならぬ。

七、勞働組合の相互扶助的機能を發揮する爲め消費組合、信用組合其の他共濟施設の發達に努力することを常に忘れてはならぬ。

八、我等は組合員大衆を正しき國民運動理論及び戰術を把握せしむるため健實なる教育運動を不斷に續けなければならぬ。

九、我等に加へられたる政治的自由の不當なる抑壓に對して我等は飽く迄執拗に抗爭し以て我等の政治的進出を可能ならしめねばならぬ。

我等は右の方針を堅く遵守しつゝ我等の目的に向つて躍進しなければならぬ。我等の前途は長く我等の戰野は廣い、我等は飽迄も鐵の如き堅忍不拔の精神を以て最後の光明を仰ぐまで今後の戰ひを續けなければならぬ。

3　その他、國社系勞働組合

日本勞働同盟、遞友同志會以外で日本國家社會黨を支持する主なる組合は、全日本一般産業勞働組合、全國製氷從業員組合、中央勞働同盟、等である。いま、これらの組合の主なる會合を列記すれば左の如くである。

a　全日本一般産業勞働組合

舊東京鐵工組合、舊出版印刷勞働組合、その他の國社系組合の合成による全日本一般産業勞働組合は、七月三十日淺草公會堂において野口榮次氏を議長に推し結成大會を擧げた。中央委員長には野口榮次就任。

その本年中の主なる會合左の如し。

▲全日本一般産業勞働組合準備會結成（六月三十日——於飛行會館）▲全日本一般産業勞働最終準備會（七月二十三日——於準備會本部）▲全日本一般産業勞働結成大會（七月三十日——於淺草公會堂）▲同第一回執行委員會（八月五日——於組合本部）▲同執行委員會（九月二十四日——於組合本部）▲同理事會（十月六日——於神田本部）

・・・

緊急動議――樽美氏より殘餘の議案は一括して新役員に一任したい事を提出し、滿場一致之を承認す。

b　全國製氷従業員組合

遞友同志會に遲れて總同盟より分裂したる國社系製氷關係従業員は六月卅日野口榮次氏等を準備委員として結成準備會を開催した。その後の主なる會合次の如し。

▲全國製氷従業員組合準備會結成（六月三十日――於飛行會館）▲全國製氷従業員組合定期執行委員會（八月四日――於神田事務所）▲同執行委員會（九月六日――於神田事務所）

c　中央勞働組合同盟

從來全國勞農大會を支持し來つた坪非專次郎氏等の中央勞働組合同盟所屬の東京總合勞働、中央金屬、中央自由、關東浴場従業員の各組合は、本年四月、勞農大衆黨支持を取消し、國民社會主義政黨を積極的に支持することを聲明した。

その本年中の主なる會合は次の如し。

▲中央勞働同盟執行委員會（九月八日――於深川江東聯合會本部）▲同愛國自動車隊第一回創立委員會（九月十日――於江東聯合會本部）▲同愛國自動車隊第二回委員會（九月十六日――於深川江東聯合會本部）▲同愛國自動車隊第三回幹部會（十月六日――於麹町内幸町幸ビル本部）▲同保險従業員組合第一回創立準備會（十二月三日――於深川中央同盟江東聯合會事務所）

d　その他、國社黨支持組合

▲大阪金屬勞働西北支部聯合會、總同盟を脫し國社黨支持（五月三十日）▲日本主義大阪市電協議會（八月一日――於今里支部）▲京都城南自動車従業員組合結成大會（十月一日――於相築郡上狛町字林廻照寺）▲全國俸給者組合第三回大會（十二月十七日――於京橋公會堂）

十一　アナ系勞働組合

1　日本勞働組合自由聯合協議會（略稱――日本自協）

a　運動の概況

アナーキズム系勞働組合運動は、マルクシズムの隆盛に押され一般に後退する狀勢にあつたが、昭和三年三月東京に開かれた全國勞働組合自由聯合會第二回大會でその陣容が相異る二派に分裂して以來、運動は致命的傷痍を受け、爾來全くの沈潛時代に入つた。當時分裂した二派は今も日本アナーキズム戰線の流れを代表する「全國勞働組合自由聯合會」と「日本勞働組合自由聯合協議會」である。前者がその運動からサンヂカリズムを除外し階級鬪爭を排し、主として暴力的なる創造的行爲を强調するに反し、後者はサンヂカリズムの分野を認め階級鬪爭の中に實踐的意義を强調するものと見られ

る。日本自協はこの意味で自ら實踐派と呼び、昨昭和六年末に開かれた全國大會以來、次第にその陣容を整備し更生の道を辿りつつある。いま、同組合の報告によつて本昭和七年度における活動の一班を見よう。

組織活動――先づ組織方針を見るに、日本自協が昨年度大會において決定した基本的方針は「大企業經營内に主力をそゝぎ組織の手をのばす事と内部的に産業別整理に依る強固なる全國組織の確立である。然るに日本自協の既述の方針がかなり失敗に終り、むしろ組織勢力の弱められた事は事實である。(イ)組織數――昨年度の全國的諸情勢から觀察すると組織數は十パーセント減少し總數四百五十四名餘の組織勞働者が離散した。それが主として大企業内に於ける組織數の減少である。先の基本的方針から見ると實に皮肉な現象を呈してゐる。この事は社會的諸情勢の變化に基くものと同時に日本自協の防衛力の乏しかつた事に基因する。(ロ)ストライキ件數――昨年度のストライキ件數(二十二件(内關東出版十五件)檢束者延人員千百八十四名、入獄者四名と言ふ激烈なる跡をみせてゐる。然も大企業内(日染、東京瓦斯、東洋印刷)のストライキが悉く慘敗し比較的中小工場が有利な成績を收めてゐる。(ハ)産業別整理は――自協の基本的方針であるがそれは資本の産別的な攻勢に對する産別的ゼネストへの見透しの下になされる。だが然し昨年度は三組合の確立に止まりそれも亦組織勢力微弱で、然かも全國的な有機的連絡な　何等の進歩を見せてゐない。」(「勞働者新聞」昭和八年一月一日)

b　運動方針

日本自協第二回全代會議報告書(但し昭和八年六月現在)により一般的並に當面の鬪爭方針とするところのみを抄錄すれば左の如くである。

一般的鬪爭方針――報告書中「今後の方針に關して」として記述するところは下の如くである。「日本自協は如何なる原則の下に鬪爭すべきか。一、日本自協はすべての勞働者を經濟的組織の下に團結せしめると共に、勞働階級それ自身の戰鬪的行動を通じて社會生活を自由聯合主義の基礎の上に再組織するにある。二、日本自協は、いかなる政府乃至政黨への從屬をも拒否し、工場を基礎とする自由會議制を基調とする。三、日本自協は現在社會制度下に於ては勞働階級の經濟的、社會的、及び知識的改善のために日常鬪爭を勇敢に遂行する。從つてこの延長は生産者自身による工場經營に到達すると共に、全社會成員の利益のために計劃的に相互合意の基礎の上に再組織さるゝ社會建設の方向と一致するものと確信し、その爲に鬪爭する。四、日本自協は上から下への組織即ち中央集權組織は、社會の利益は少數者に壟斷されることであり、あらゆる創意と自主を窒息せしめることであるが故に斷乎反對する。それにかはるに自由聯合組織を以てすることを强調す。五、日本自協は、階級的世界連帶の立場に立つが故に民族、國家を起えて、勞働者の國際的團結を强調す。以上の諸原則の下に今後の戰術を如何になすべきか。ストライキ鬪爭、未組織勞働

者組織獲得闘争、工場委員會、スポーツ團等の一切の天下り的解の曝露と自主化の闘争、工代會議の結成とその自聯化の闘争、自協組織大衆の意識昂揚、自由聯合主義×化闘争、産業別組織確立の闘争、産業合理化失業反對闘争、反戰闘争、社會民主々義排撃の闘争、强權的共産主義者排撃の闘争、一切の反動主義に對する闘争、反自由聯合主義勞働組合の影響下にある大衆獲得の闘争、無産政黨の排撃の闘争、國際的任務に對する闘争。

以上の諸闘争の戰術問題を解決するために最も重要なることは單なる排撃、呼びかけ、强調に止まつてはならない。戰術の基礎を主觀と客觀との力的關係の正しき認識の上に、その現實の一切の反資本主義的諸勢力を利用する戰術の樹立にある。ごく小部分の反資本主義傾向をも綜合し得る、そしてその傾向を階級的に昂め、我々の側に引き入れるための戰術の樹立である。

當面の闘争方針——報告中「日本自協は當面いかに闘ふべきか」とし述べるところによれば、

一、全國委員會强化のための闘争——昭和六年十二月關東に於て開かれた第一回全代會議は日本自協の決議にもとづき全國委員の選出をみたが、委員會の開催は二回（内一回は大會準備の爲めだつた）開催されたのみで、他は文書による連絡が行はれてゐるに過ぎない。吾々はかゝるルーズ性を一時も早く克服し、委員の緊密なる連絡をはからねばならない。全國委員會は現在の文書的連絡に止まらず、大會に於ける諸決議並びに自協擴大强化の爲めに少くとも次期大會までに大衆的規模の下に二回は開催されなくてはならない。全國委員の選出は、原則的に各組合の常任委員でなき全國委員の選出をはからなくてはならない。而して全國委員は各地方に於ける闘争をして、常に全國的な强力闘争に結びつくべく絶えざる努力と敏活なる活動を必要とする。更に全國委員は各地方に於ける未組織地方への働きかけに對しても特に留意しなければならない。

二、各地方組織擴大のための闘争——日本自協の最も重要なる任務の一つとして各地方組織擴大のための闘争がある。自協の持つ主張が、勞働者農民の眞實なる解放理論であらうと、日本自協の持つ組織が微弱であり、多くの組織大衆が改良主義、强權主義、ファッショ等の指導下にある今日に於ては、さしたる勢力たり得ない。しかも一昨年（昭和六年）の全代會議より、全國的、地方的組織は壞滅し、或は減少した原因の自己批判を行ひ、左の點に特に留意し、遂行しなければならない。各地方諸組合の組織部は、そのために特にその地方の情勢に適應せる方針を樹立し、それらの地方的組織擴大のために精力的に闘はねばならぬ。組織大衆（他勞働組合の大衆）獲得のための闘争も亦必要である。この闘争は過去幾度か討議がなされたに拘らず何等具體的に見るべき成果を擧げてゐない。その活動の方針すら樹立されてゐない。この組織大衆獲得のために、（一）方針を樹立し（二）他組織にオルグを送りこみ、（三）ストライキの應援その他の共同闘争を通じてオルグを獲得し、（四）具體的方針を與へて闘争し、吾々の側への獲得である。この闘争に當つて注意すべきことは、過去の公式的觀念的戰術を清算して、飽くまで具體的闘争を通じてダラ幹、改良主義のバクロでなければならぬ。獲得したオルグを引き抜くことでなく、そ

の工場職場、組織を先づ影響下に置くことを主眼として闘爭されねばならない。

三、全國自聯との合同促進のための闘爭――昭和三年三月全國自聯第二回續行大會に於て分裂して後、我國自由聯合戰線は對立のまゝ五ケ年を經過した。然し乍ら、客觀狀勢の切迫に對比してこの自由聯合戰線の沈滯は漸く勞働組合の任務と役割についての再認識を行はしむるに至つた。日本自協の勞働組合に對する再檢討と、最近の全國自聯の勞動組合に對する認識は漸く接近して來てゐる。兩戰線への分裂、對立狀態は自由聯合戰線の沈滯の主要なる原因の一つである。從つて日本自協と全國自聯との主張が漸く接近し來つた今日、依然として分立狀態を續けることは、階級的に大なる損失である。我々は一日も早く殘餘の理論的一致を闘ひ取り合同へ猛進すべきである。而して吾々は共同闘爭と共同研究會の開催を併合せしめることが、合同への決定的重要性を持つものであると確信する。

2　全國勞働組合自由聯合會
（略稱――全國自聯）

前項日本自協に關する記述において全國自聯の傾向についても一言觸れたが、自聯の本昭和七年中の活動については之を正確に傳へる資料を不足してゐるので、詳細は之を次年度の記述に讓らざるを得ない。尙ほ自聯は本年中に第三回全國大會を開催すべく努力しつつあつたが、それは年內には遂に開催されず、翌昭和八年四月に持ち越された。尤も同大會も

官憲の强壓下に解散を命ぜされ議案の審議も完全に終らない狀態であつたが、いま便宜上同大會に揭げられたスローガンによりその主張の一端を窺へば左の如くである。

〔第三回大會スローガン〕一、吾等は自主的團結による日常一切の闘爭を通じて、勞働者農民の解放に邁進す。二、吾等は自由聯合社會の建設なくして勞働者農民の全き解放を期し得ざることを確信す。三、植民地民衆解放のために闘へ。四、勞働者運動のファッショ化と闘へ。五、帝國主義××絕對××。（「自由聯合新聞」昭和八年四月十日による）

十二　其他の主要なる組合

1　日本勞働總聯盟

日本勞働總聯盟は昭和六年五月純向上會の改組によつて生誕したものである、昭和七年十一月現在に於けるその組織を見るに、二十組合五十九支部、その組合員數七、九六〇人に達する。その主要方針は團體協約運動であり、爭議においては最少化をもつて主旨としてゐる。いま同聯盟自身の大會報告に基づいて活動狀況の一班並にその運動方針の一端を窺ふに次の如くである。

團體協約運動――報告によれば、團體協約運動は聯盟主要方針であつて、團體協約締結數及組合並に包含せる人員は左の如くである。金屬勞働組合(一)、大阪市。コルク勞働組合(二)、大阪市。電氣勞働組合(三)、大阪市。炭礦勞働組合(一)、山口縣。而して以上締

結せられたる關係組合員は二千四百名である。」

爭議活動並に方針――爭議活動の概況を見るに、「聯盟は、勞働爭議に對しては最少化を方針としてゐる事は從來より異る處はないのである。然し乍ら極めて無自覺にして橫暴なる資本家の壓迫に對しては敢然として戰つて來た。社會の大不況の爲めに最後的搾取を强要せんとする多くの小資本家は攻勢に勞働者へ襲ひかかつた。爲めに今日迄の爭議件數二十三件、參加人員一千二百名、而して其の殆どは防衛戰であつた。」次に鬪爭に對する方針を見るに、「聯盟は極めて融和主義を方針とする結果全關係工場に對しては團體協約の締結を成立せしめんとする方針であり、從つて爭議に對しては最少化を企圖する。而して産業上並に勞働者生活上に實益を來たさんとする方針である。」

政治的活動――「聯盟は地方政黨である關西民衆黨を支持してゐる。過去に於て全國的(政黨?)と合同すべしとの氣運があつたが、是は現在保留のままになつてゐる。而して、選擧の際に於ては大阪府會議員選擧は、昨年黨書記長岡本榮吉君を支持して、東成區に於て戰つたが、不幸金權の壓迫に依つて破れた。衆議員の總選擧にあたつては、日本勞働俱樂部の申合せを尊重して各團體の對立を避ける意味に於て候補を立たしめず、他の無産政黨の候補者を支持應援して相當の活動を示した。」

次に本年度の總聯盟年次大會の狀況を摘記しておく。

年次大會――十一月三日、於大阪市北市民館。議長八木信一氏

〔議事及緊急動議〕

一、組合會議に對し戰線統一に關する建議提出の件。一、陸軍職工規則改正促進の件。一、炭礦勞働者組織結成に關する件。一、勞働會館建設に關する件。〔緊急動議〕陸軍大演習參加軍人觀迎並に宿舍提供に關する件。一、組合員倍加運動に關する件。一、勞働組合法制定要求の件。一、陸軍共濟組合規約改正促進の件。(官業勞働者の相互保護法としての陸軍共濟組合內容充實の主意に於てその規約改正促進運動を起す可く改正條項左の數項を擧げて可決した。即ち、一、年金制度の如何に拘らず政府の補助金を增額すること。二、年金制度を實施すること。三、勤續給附金增額のこと。五、診療所の範圍を擴張して組合員の便宜を增益する事)。尙ほ〔新役員〕は左の如くである。會長、八木信一。副會長、丹羽市太郎。主事、內田文市。會計、中村鑑之助。監査安達榮、松下兼市。

2　日本港灣從業員組合聯盟

日本海員組合及び海員協會と盟約關係にある日本港灣從業員組合聯盟は、本年度に入つて博多港灣從業員組合と北洋港灣從業員組合の二團體の加盟と淡路海友同志會の解消とにより、加盟組合十五、組合員一一、八二九名(但し昭和八年二月現在)を擁するに至つた。加盟組合は左の如し。

神戸海友同志會、大阪海友同志會、名港海友同志會、橫濱港灣從業員組合、東京海友同志會、北洋港灣從業員組合、瀨戸內港灣從業員組合、小樽港灣從業員組合、山口縣海友同志會、門司海友同志會、戶畑海友同志會、博多港灣從業員組合、崎戶海友同志會、

長崎海友同志會、鹿兒島縣海友同志會。

本年中における主なる組合の大會並に聯盟の本年度大會の狀況は左の如くである。

▲海友同志會第三回大會（四月十七日——於神戸海員會館）▲戸畑海友同志會第四回大會（四月二十日——於戸畑海員組合支部樓上）▲大阪海友同志會年次大會（五月六日　於神戸海員會館）▲日本港灣從業員組合聯盟第三回大會（五月六日——於海員會館）▲大阪海友同志會第二回定期總會（六月十九日——大阪市港區築港高野山）▲北洋港灣從業員組合結成（十二月二十五日——於函館市民館）

日本港灣從業員組合聯盟第三回大會——五月六日、神戸市海岸通り三丁目海員會館樓上に於て開催。議長、濱田國太郎氏、副議長、松浦清一氏。〔議事〕一、聯盟事務統一に關する件。一、港灣勞働者保護法に關する件。一、港灣勞働者、勞働事情調査に關する件。一、自主的勞働組合法制定要求に關する件。一、勞働時間制限及び公休日制定に關する件。一、失業保險法制定要求及び失業者保護施設に關する件。一、無料職業紹介機關設立に關する件等を可決し、宣言を發表、午後五時四十分散會した。

3　東電從業員組合

前年度まで勞働俱樂部に反對の態度を持してゐた東電從業員組合は、本年九月に結成された日本勞働組合會議にはその勸誘に應じて加盟するに至つた。尚ほ社會大衆黨支持についても明確に之を決定した。いま第七回大會報告（但し昭和八年二月）により過去一ケ年の活動の概要を窺ふに左の如くである。

運動の概況　報告に據るに、「……經濟鬪爭に於ては各支部結成と同時に相當の收穫を得た。併し昨年の昇給鬪爭は完全に失敗した。又今回の獻金反對鬪爭は支部の中に獻金運動が起つて居た支部もあつた關係上、各支部の內部的空氣を考慮したので觀劇中止反對、獻金は自由と云ふ事になつたが結局觀劇は中止された。東從としては突如として起つた三陸地方の震災の被害の大なるを知るや直ちに義捐金募集鬪爭と同時に觀劇費用中より半額を義捐金として醵出せよと交涉したが是も會社は商工會議所を通じて出してあると云ふ理由に依り拒絕された。我々の昇給鬪爭、觀劇中止反對鬪爭共に其の意を得ず不本意乍ら打切るの不得止に至つた。……」次にその組織狀勢を見るに、「組合內部の充實に主力を注がざるを得なかつた結果、組織宣傳活動は充分な効果をあげることを得なかつた……。然し乍ら、過去一ケ年間に於ける組織的勢力は湘南地方に四支部、×××に一準備會を組織し得た。支部名次の如し。鎌倉支部（昭和七年七月二十一日）、橫須賀支部（同八月二十四日）、厚木支部（同十二月二十三日）、熱海支部（昭和八年二月十九日）、××支部準備會（昭和七年十一月一日）。」さらにその政治的方面の態度を見るに、「……政治的無關心の弊に陷る危險を避け組合員の政治意識を昂めるに努めると共に、社會

大衆黨の階級性の昂揚を計る目的で、同黨を支持するに決した。」と報告してゐる。

本年中の主なる大會・委員會は次の如し。

▲東電從業員組合執行委員會(二月十日——於同組合本部)▲同執行委員會(二月九日——於下谷組合本部)▲擴大執行委員會(三月三十日——於下谷組合本部)▲第六回年次大會　五月二十日——於芝協調會館)

最後に本組合の運動方針を窺ふに、

【運動方針】　前記報告中「我組合の鬪爭と努力の主要方向」とせるところを見るに、大綱左の如し。

イ、未組織從業員の組織——資本家階級のこの重壓に對して、電力資本家との鬪爭の戰陣において、全組合員一致勞働階級として、自主獨立の立場より鬪爭の職分を正しく果たさんとするものである。我々は東電の全從業員兄弟の組織實現のためには、我が組合と別個に在る組織との合一を計ると共に、未組織職場の組織化に精力を注ぐであらう。時に既往に組織され、しかも現在組織が潰滅せる職場の再建には異常の努力を拂ふ必要を感ずる。東電資本家は我が組合組織なき職場の從業員兄弟に對する搾取は酷烈であるために、組織が現在潰滅せる職場、未組織の東京附近、地方の職場の從業員兄弟の不平不滿と、組合加入の熱望は極度に昂まつてゐる。從つて未組織職場の組合加入は我が組合の「定期昇給獲得」並びに「地方從業員差別待遇反對」の鬪爭の準備と鬪爭を通じて近き將來に實現されるであらう。我々が未組織從業員の組織に全組合勢力を擧げて鬪ふ必要は、東電資本家との鬪爭に勝たんが爲のみではない。それは東電の京橋職場に曾つては左翼張りの主張で動いてゐた、その眞實何等の理論と確信なき浮動分子が、一夜にして資本家の手先となり京橋職場の少數の兄弟を反動ゴロッキ團の組織化に置いてゐる護皇會支部をば　徹底的に無力化する爲めである。護皇會の反勞働者組織である本質の曝露鬪爭も行ふべきだが、一番右効な方法は從業員の日常利害を敏活に把み、未組織從業員の我組合旗下への獲得化である。我組合組織擴大强化こそは、東電に於ける反動團體排擊、ファッショ反對を實現するものである。

ロ、組合內デモクラシーの確立と支部機關の運用(略)。

ハ、專問部の活用(略)。

ニ、執行委員の任務の完行(略)。

ホ、組織部の計劃的活動化(略)。

ヘ、電氣勞働者の全國的結成(略)。

4　東京瓦斯工組合

東京瓦斯工組合は、反勞働俱樂部系の關東における團體たる「關東勞働組合統一協議會」に屬し、社會大衆黨を支持する(八月二十二日常備委員會可決)も、日本勞働組合會議に對しては依然參加を保留した(九月十九日、擴大執行委員會)。　尙ほ本年五月、その四支部約七百名の組合員が脫退獨立を聲明し、別に東京瓦斯製造工組合を作ることになつた。以下、本年度

の大會その他によつてその運動の一班を窺はう。

▲東京瓦斯工組合第三回大會（四月三日——於上野公園自治會館）▲東京瓦斯製造工組合創立準備會　六月十八日——於大森製造所）▲東京瓦斯工組合臨時大會（六月二十六日——於深川製造工場）▲東京瓦斯工組合第　回常任委員會（七月八日——於同組合本部）▲東京瓦斯工組合第四回常任執行委員會（八月八日——於同組合本部）▲同第二回擴大執行委員會（八月十日——於深川製造所三階）▲同第五回常任執行委員會（八月二十二日——於組合本部）▲同擴大執行委員會（九月十九日——於深川製造所）▲同定期常任執行委員會（十月五日——於深川製造所）▲同擴大執行委員會（十一月二十七日——於同上）

右のうち、運動方針に改變を來した臨時大會の狀況を窺ふに左の如くである。

東京瓦斯工組合臨時大會——六月二十六日、於深川製造工場。議長、平野安藏、副議長、佐々木久賢、書記椎ヶ本文雄、（議事）（一）運動方針に關する件（提案內容）（イ）社會、組合の一般情勢を充分に酌量して着實なる鬪爭其の他一切の方針を確立し以て組合員と幹部との間隔を狹め對外的活動より內部の組織統制に重心を置くこと、現在の運動方針並びにスローガン中左の主旨に合致せぬ條項を改廢のこと、即ち一、機關紙の內容改革、二、政治運動の改正、三、職鬪化鬪爭第一主義の撤廢、四、經濟鬪爭の實際組織の改正及び充實、（ロ）運動方針中左の二項を殘し他は全部削除のこと。一、各指導機關の充實、二、大衆の啓蒙運動、

5　日本製陶勞働組合同盟

愛知縣瀨戶市を中心に約二千の組合員を擁する瀨戶製陶勞働組合を盟主とする本同盟は大體社會大衆黨系であるが、その關係は必しも安定せざるものゝ如くである。日本勞働組合會議の組成に當つては單にオヴザーヴァーを出席せしめ、正式參加を後日に保留した。本年中の大會・協議會等を列記すれば左の如し。

▲瀨戶製陶勞働組合大會（四月二日——於市公會堂　▲瀨戶電氣陶工組合創立大會——瀨戶製陶勞働の一部が脫退し獨立せるものであるが（八月十七日——於市內櫻町クラブ）　▲名古屋製陶勞働組

合革新派準備會(九月)　▲日本製陶勞働組合同盟第一回協議會(九月二十日——於市內東區芳野町同盟本部)　▲日本製陶勞働組合同盟第二回協議會(十月一日——於瀨戸市櫻町公會堂)　▲日本製陶勞働組合統一强化第三回協議會(十月十六日——於岐阜市豊岡町山田甚太郎方)

6　全國都市從業員組合協議會

全國主要都市交通勞働者は日本交通勞働總聯盟を結成しその横斷的組織をもつて全國的に陣容を張つてゐるが、主要都市の土木水道從業員には從來かゝる横斷的組織を缺いてゐたそこで、昨年來、全國都市從業員組合協議會をもち、交通總聯盟と同樣に全國的組織をもつて對市鬪爭の徹底を目指して團結すべく協議してゐたが、本年一月四日大阪において東京、横濱、神戸、大阪の四市從業員組合をもつて結成大會を擧行するに至つた。尙ほ、結成大會終了後直ちに開かれた第一回協議會委員會において協議決定を見た事項は本協議會の方針の具體的方向を示すが故に左に之を摘記しておかう。

【運動方針】（第一回委員會協議事項）

(一)共同鬪爭の件。イ、提出要求項目は大會決定によること。但し各都市特別情勢に依りその事情は理由又は箇條書きとすること。(ロ)、提出時期は大體一月二十日頃とし關東側の事情を十日頃までに關西へ報告すること。提出時間は各組合の都合によるる。ハ、回答日時期間は一週間とすること。ホ、規約により關東、關西地方協議會を二十日頃迄に結成すること、同時に京濱協議會は戰鬪的に解消すること。

(二)對市共同鬪爭の件、本協議會加盟各組合は昭和七年度各都市の賦首、賃下、賞與、諸給與の減額並に停止に反對し諸惡市條例の改正鬪爭をなし日本交通總聯盟及び市電關係各組合其の他との共同鬪爭を行ひ未組織從業員を鬪爭に捲き込み以て全國都市從業員の生活防衛の鬪爭を敢行するものである。

要求項目は次の如し。(一)賦首絶對反對、(二)賞與、昇給、諸手當減停止絶對反對、(三)退職手當の增額、(四)賃銀値下絶對反對、(五)惡市諸條例の徹底的改正。

尙ほ本協議會並に所屬組合の大會等の主要なるものを揭ぐれば、

▲全國都市從業員協議會準備會（一月三日——於大阪市從聯盟本部）▲全國都市從業員組合協議會結成大會（一月四日——於大阪市從聯盟本部）▲東京市從首切反對大會（二月二十八日——於神田中央佛教會館）▲東京市從擴大中央委員會（三月九日——於市從本部）▲東京市從深川支部臨時大會(三月七日——於小松亭）▲東京市從中央鬪爭委員會(三月十七日——於本部）▲東京市從組合大會（八月二十六日——於中央佛教會館）▲神戸市從新年懇親會(一月二十一日——於神戸市三の宮バウリスタ）▲神戸市從三の宮支部總會(二月十日——於神戸市葺合區南本町青年自治會館）▲神戸市從組合大會(四月二十八日)

第二章　農民の運動

昭和七年に於いて我國農村の窮乏はその頂點に達した。この農村の極度の疲弊は農村救濟問題を一個の重要なる政治問題たらしめた。農村救濟の要求は全國各地に絶叫され、遂に第二次及第三次臨時議會に於ける一大請願運動となつて奔騰するに至つた。

この大請願運動のトツプを切れるものは櫪藤成卿、永野朗氏等の自治農民協議會（同協議會については本年鑑・第二篇參照）であつた。自治農民協議會は十七縣より數十萬人の請願署名を得て「農家負債五年据置き」等三項目を掲げ六月開會の第六十二議會に請願運動を起し各方面に一大衝動を捲き起した。協議會のこの運動に倣つて各地農村の代表者の陳情請願運動が澎湃として擴大されるや各階級的農民組合も一齊に立つて夫々支持政黨と協力して農民救濟、農村窮乏打開のため種々の政策を掲げて對議會、對政府運動を開始するに至つた。殊に日本農民組合は山梨縣下農民代表三百名をして大擧議會に肉迫せしめんとし警戒の官憲と正面衝突をすら演じた。

翻つて本年に於ける我國農民組合運動の分野を見るに、左翼組合たる全國農民組合は昨年内部の左翼一派が全國會議を組織し事實上の分裂を遂げるに至つたが、我國農民組合運動は思想的に左右の二大分野に整理されたかの觀があつた。然るに本年は支持政黨は離合につれて再び四散狀態に陷つた。即ち日本農民組合は、その支持政黨たりし社會民主々義派と國家主義一派の對立が今春表面化するや、組合は後者を支持し國家主義に轉向を聲明し、日本國家社會黨結成と同時にこれを支持して日本農民組合を國家主義助成組合に再組織するに至つた。同時に社會民主々義を支持する一派及埼玉、神奈川兩縣聯は日農を脫退し四月末社會民衆黨の指導下に日本農民組合總同盟を結成するに至つた。

この右翼組合の分裂と並び左翼組合内の對立——全國農民組合總本部派と全國會議派との對立抗爭も本年に於て一層尖鋭化し、昨年より引續く全會派縣聯の大量的な解體及全會派幹部の除名等によつて全會派は三月の全國大會に至る迄に略々清算され、兩派の對立は必然的に完全なる分裂に迄進んだ。全農總本部派は更にその支持政黨全國勞農大衆黨の社會民衆黨の合同によつて再び動搖の暗影を投げられるに至つた。合同問題をめぐり全農内部の贊否兩派の對立を見るに至つた。この内部的對立は「政黨支持の自由」なる方針によつて緩和されはしたが、惡化の危機を多分に藏するものと見られてゐる。總本部派がかゝる内部的問題を惱みつゝあるに反し、全會派は解體縣聯の再建等その組織の整備を計りつゝ、その獨自

の闘爭――農民委員會による闘爭を各地に展開して各地貧農の間に着々とその勢力を扶殖し、現勢既に總本部派を凌ぐものありと云はれてゐる。

第一節　全國的農民組合の運動

一　全國農民組合の運動の概況

1

全農總本部は本年も先づ内部的組織の強化を計るため内部の左翼分子の掃蕩を續け、一月兵庫・千葉二縣聯に解體命令を發した。昨年七月宮城、山梨、京都の各聯合會に解體を命じて以來青森、山形、秋田、茨城、栃木、東京、長野、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、高知、福佐等二十縣餘、全農全組織の半に達する聯合會及關東、北陸の二地方協議會、青年部本部等を解體すると同時に中央委員その他の個人の多數を除名して第五回全國大會に備ふる所があつた。かゝる方針は全會派との對立を更に尖鋭化せしめ本年一月秋田縣に於いては兩派の武力的衝突をすら引起すに至つた。總本部は全會派勢力を一掃したる上で三月二十、二十一兩日の第五回全國大會、所謂再建大會を迎へた。同大會は事前の縣聯解體による全會派組合員の資格剝奪が奏功して豫想されたるが如き全會派との正面衝突もなく大體平穩裡に議事の進行を見た。同大會に上程される筈であつた民族主義的色彩濃厚な「新運動方針」は中央委員會の反對にて上程保留となり、全農のファッショ化は阻止された。

かく大會に至る迄に全會派は之を清算することが出來たが全國勞農大衆黨と社會民衆黨との合同は支持政黨の問題をめぐつて新に内部的動搖の因を爲すに至つた。本年五月兩黨の合同が具體化せんとするや總本部は常任委員會にて態度を決定して之を右翼的合同なりとして之に對する組合員の注意を喚起したが、近畿及中、四地方協議會は合同反對を、關東地方協議會は合同支持の態度を執り、各聯合會もそれ〴〵その態度を表明して兩派對立するに至つた。この全農内部の政治的對立は七月末兩黨合同なつて社會大衆黨結成せられて以來更に深刻化するに至つたが、八月十九、二十兩日の第二回中央委員會に於いて「全農組合員は――活動のそれ〴〵の場合に於て若し情勢がこれを必要とするならば社會大衆黨と協力するものとす」「社會大衆黨對策のために全農の不統一を來すが如き行動を絶對にとらざること」の決議によつて對立激化は一時糊塗されるかに見えた。然るに本年末には社會大衆黨農村委員會を中心に日本農民總同盟との政治的共同闘爭並に之を通じての合同及政黨の積極的支持强要、所謂黨農村委員會の全農組織侵略の運動が擡頭するに至り、合同問題は時期尚早を理由として拒否せられたが、玆に端を發する全農内部の動

揃は更に重大化するものと見られてゐる。

全農總本部はこれより先二月十九日の總選擧に際して數名の候補者を樹て、選擧闘爭を試み、杉山元治郎氏を議會に送つた。また本年六月臨時議會を中心に農村救濟の大請願運動が捲き起されるや全農總本部は勞大黨と協力して、此運動を大衆的に展開せんとし、全國各地に指令を發して代表者の上京を促し、「農民の借金、稅金、小作料五ケ年支拂猶餘」「農産資金の無擔保融通」等の具體的要求を內容とする要請書を政府に提出した。

尙本年一月栃木縣阿久津村に勃發せる勞農大衆黨並に全農組合員對生産黨員の亂闘事件は農民闘爭激化の典型として世人の注意をひいたものであるが、同事件の記述は本篇第二章第二節に之を揭げた。

全農本年度の運動概況を明にするため左に全國農民組合第六回全國大會報告を摘錄して置く。

全國農民組合活動

一、第一期の報告（五回大會より中央委員懇談會に至る期間）

一九三二年三月の第五回全國大會はファッショ云々のデマの裡に終始したが幸にしてその事實なく大會は全會との分裂後の整理と新しい躍進への決意と方針を樹立することに成功した。全農の大衆性確保と擴大强化に向つて新しい緊張によつて即時全國的活動は開始された。

常任、オルグ、書記はそれ〴〵岐阜、京都、岡山、山梨、兵庫、德島、高知、秋田等へ出張し、大會及中央委員會の方針と決定を實行すべく努力した。

凶作と窮乏の裡に土地を守つて戰つた、北海道蜂須賀農場爭議の應援を全國的に捲起したが、東京を中心とする政治闘爭化の正しい方針を持ち乍らも黨及び勞働組合との連絡不充分のため成功しなかつた。ために之れを一つの原因として北海道を全農の指導下から半分以上を失つた。然し、當時のわれ等の財政力と、地理的關係からそれ以上のことが出來なかつたことを認める。

栃木阿久津事件は栃木が全農に參加して間もなくの事であり、財政的壓迫等から充分な協力をなし得なかつたがその後の栃木の組織確立と阿久津救援に就いては全國的に協力することを指令して戰ひ、今日に於いて阿久津の打擊をハネ返し栃木はその當時以上の躍進を續けてゐる。

メーデーを勞働者との提携の下に戰ふ事は準備不充分とは云へ可なり全國的になされた。昨年のメーデーを通じて見る時、三・一五以來の彈壓、全會との分裂等の被害を克服して漸く全農再起なれり！　の觀を强くせしめた。だがそれは未だ充分完全とは言へない。

（一）、茨城の大生、岡山の吉浦や光政、高知の仁西村、和歌山の日高地區、京都の內里、新潟の和田村その他、宮城の荒尾、千葉の八街、秋田の無數、愛媛の伊豫村等の各支部を始め多くの殆ど全國的に襲來した土地取上立禁の反對闘爭を支部、地區總動員、聯合會の指導下にそれ〴〵總本部の方針の下に戰つたからこそ組

合員及附近の農民大衆を奮起せしめ、全國的に五月二十日を期して立禁デーを戰ひ、靑森、秋田その他の出征兵士の留守中の土地取上を充分に戰つた。

(二)、五・一五事件以來天下の視聽を農村問題が奪つたかの觀を呈し猫も杓子もファッショと政府の農村救濟運動に總動員されたかの觀があつた。表面的動きからだけ見ればわれ等の農民運動のお株が彼等に奪はれたかに見えた。他農民團體も鳴りを潜めた。この時、わが全農は大衆的に働きかけた。農民に對して斷乎として明確な階級的立場からの方針を指示し、具體的方法と即時實踐に移し得る指針を與へて、先づ部落總寄りを基點とする實質上の農民大會、農民代表者會議の大衆的動員の鬪爭型態を以つて部落の問題、對地主、對自治體、對農會、對產業組合、對政府等の問題を提へて下からの大衆を動員してこの高まつた潮流に乘つて相當に戰つた。德島、岡山、新潟、千葉等を初め殆ど全國的に大衆的規模は運動のトップに立ち事實上の指導力をわが全農が完全に握る迄にはゆかなかつたが相當の效果と經驗と次の鬪爭の土臺を築くことが出來た。

(三)、われ等の臨時議會に對する鬪爭によつて高められた大衆の政治的要求は更に七月以來大衆化した飯米鬪爭に發展した。北海道、靑森、秋田、茨城等を初めこれも亦殆ど全國的步調で以つて農民は米を手にすることが出來た。勿論全農を中心とする農民の大衆的なカンパによりて。

(四)、大會後、即時總本部及關東出張所を確立したこと。特に多年策動と對立の衝突場所であつた關東出張所が確立して、關東東北の連絡場所として、事務機關として、總本部からの指導の取次場所として活動しかけたことは特筆に價する。而も、關東出張所は總本部との協力の下にわれ等の機關紙「土地と自由」の定期的困難を克服し乍ら今日まで續けて來た。勿論、最初二、三號は「土地と自由」の傳統的强味である豐かな實踐的經驗から浸み出る編輯方針それこそ良き集中的組織、宣傳、煽動者たる方針に生硬なものがあつたが、總本部及び全國からの同志との協力による全國的編輯によつて直ちにそれは克服された。又、關東出張所は政治部を中心に調査活動と資料蒐集とその發行等によく努力したことはわれ等の鬪爭の上に可なりな効果を與へてゐる。

(五)、政黨問題——社會民主黨と勞農大衆黨との合同運動が進められかけたことに對して總本部は緊急に委員會を開き地方聯合會の要求に基いて態度を決定し、右翼的合同であるとしてこれに對する組合員の注意を喚起した。その後近畿地方協議會、中四協議會は合同反對を、關東地方協議會は大體合同支持の態度を取り、各聯合會はそれ〴〵態度を發表した。

以上のやうな事實が相關連し合つて全體的に全國的活動が曾てよりやゝ活發になつた。

二、**第二期の報告**——中央委員會懇談會より一九三二年末に至る期間

(一)八月十八日は靑年部全代會議、十九日、二十日は大阪勞働學校に於いて第二回中央委員會を召集したが遺憾乍ら中央委員の缺席多く懇談會として議事を進め、

一、大會から委任された運動方針の審議をやつたが決定し得ず

次期中央委員會に於いて更に審議決定することにした。

二、問題となつてゐた合同黨――社大黨に對する態度に就いては批判的主張を有してゐたが、わが全農內の諸種の情勢を考慮して全農の擴大、强化、統一のため滿場一致左の通り申合せをした。(1)、全農組合員は、組織の擴大强化、勞農結合を目的とする活動のそれ〴〵の場合に於いて若し情勢がこれを必要とするならば社會大衆黨と協力するものとす。(2)、社會大衆黨對策のために全農の不統一を來すが如き行動を絶對にとらざること。全農と黨との間に組織上の關係を有する場合についての申合せ(1)、組合と黨との事務(事務所、人、會計等)の分離。( )、組合と黨活動と黨活動(特に農村委員會)との明確なる區別。(3)組合と黨との關係については、もし必要ならば連絡機關を設けること。その他、財政確立、秋季鬪爭方針、土地と自由に關する件等をも附議した。

(二)、六十三議會をめぐるわれ等獨自の窮乏カンパの成功の上に立つて秋季鬪爭――それは小作人の基本的要求たる小作料減免だけの鬪爭でなく小作人の單なる小作料減免だと土地を守る鬪爭の土臺である――を過去の經驗を與へた。

(三)、救農土木鬪爭、臨時縣會鬪爭は救農臨時議會に對する窮乏カンパの延長として殆ど全國的に戰はれた。

(四)、十一月十四日關東東北を襲うた暴風雨被害に對しては緊急指令を發して農民の被害を政府、自治體で補償せよ小作料 マケよ！ 等のスローガンで全農の大衆化と「農大」「農代」運動で靜岡、千葉を初めとして活潑に戰つた。

(五)、多くの經驗を基礎として單なる產米檢查反對だけのスローガンを並べることに終つた過去の產檢鬪爭に對し極めて具體的な指針を總本部は示すことに成功し、又、愛媛その他に於いて直ちにこれが實踐に生かされたことは今後のわれ等の指令、達示の仕方に就いて一つの新しい經驗を與へた。

(六)、年末鬪爭は「秋鬪」「產檢」「縣會鬪爭」に結びつけられて、特に、借金の利子をマケよ！支拂を待て！高利反對！政府銀行の借金を延期せよ！の借金鬪爭と、稅金を輕くせよ！强制取立反對！稅金は資本家地主から多くとれ！の稅金鬪爭と結びついて「農大」「農代」の鬪爭型態を採用して戰はれた。だが新潟愛媛の如く借金整理組合的な組織的な鬪爭をせず個人々々の事件に追はれるが如き遣り方をしてゐる地方がまだあることは考へなければならぬことである。

(七)、二十三億に近い尨大な××豫算に對してわれ等は委員長の議會內鬪爭と結びついて日常鬪爭場面に於いて、これがバクロ戰を發展した。だがわれ等の微力は單にバクロ以上にこの鬪爭を發展せしめ得なかつたことを認め、全農の擴大强化と具體的勞農の結合による鬪爭の基礎工事を急がねばならないことをも共に認つて小作爭議を未曾有の激化に導いてゐる。

めるものである。

2　大會その他の會合

第五回全國大會——三月二〇、二一日。東京市協調會館。
出席者　代議員一六〇名中一〇七名出席。
議長　杉山、副議長　須永、石田、松本の諸氏。
第一日、全國會議派の襲撃を恐れ嚴戒裡に午後一時半開會され
た。議長挨拶の後大會書記その他の大會各種委員を任命。
1、資格審査委員會報告
2、總本部報告（一般闘爭組織狀勢を省略して計數的な報告書
の簡單なる註釋をもつて報告を終る）
3、統制委員會報告
第二日、大會執行委員會報告（中央委員會提出議案中「一般運
動方針に關する件」はその骨子が大會準備委員會の與へたる骨子
と相違し、而も內容はファッショ轉向を意味する上、委員會すら
充分審議の餘裕なき程ダシヌケに提出されたものであるのと、當
局の强壓のため抹殺ケ所多く討議の對象とたらざるため撤回し、
一般運動方針は新常任委員會に新草案起草を一任された。）
議事　一、一般的農民闘爭に關する件　自作農資金農民負債闘爭
に關する件追加一括上程、可決）
一、農民戰線再建に關する件（全國會議粉砕に關する件追加、可
決）
一、規約改正に關する件（書記長採用制は否決され書記長制に關
係ある原案第二十條削除、第十九、二十一條修正して修正案を
可決）
一、栃木事件後援に關する件——緊急動議（說明中止、說明者三
宅氏檢束さる）
一、北海道雨龍爭議應援に關する動議（應援方法を新任役員に一
任して可決）
一、小作料免稅並に土地闘爭に關する件、可決）
一、勞働者農民の日常闘爭の積極的相互應援に關する件（可決）
一、役員決定の件（可決）
一、次年度豫算に關する件（可決）
一、次期大會に關する件（可決）
一、ファッショ反對闘爭に關する件、可決）
一、救援運動に關する件（實行方法は新役員に一任）
一、資本家地主の帝國主義政策反對闘爭に關する件（同上）

全農中央委員會——三月十九日、東京市芝公園　協調會館。
議事——翌日の大會に上程すべき運動方針書草案（稻村案）が審議
せられ、方針書第四章極東農民の國際的提携その他が問題となり
結局同草案は檢閲により原形を留めぬまでに抹殺されたゝめ遂に
大會には上程されなかつた。

第一回中央委員會——三月二十一日、東京市關東出張所。
議事——會計監督選任の件、自作農創設償還金支拂延期要求及び
雨龍爭議に關する抗議の件、常任委員選任の件、常任書記任命の
件、選擧委員會報告、當面の總本部費徵收に關する件、その他。

全農中央委員會——四月二十七日、總本部事務所。

議事――立禁闘爭の件、北海道雨龍小作爭議應援の件、各本部員會議開催の件、全農機關紙發行の件、辯護士團會議開催の件、運動方針書草案作製の件、その他。

第二回中央委員會――八月十九、二十日、大阪市此花區大阪勞働學校。（出席委員定數の半に達せざりしため懇談會に變更し、決定事項は「申合」に止む）

協議事項　昭和七年度運動方針大綱に關する件、財政確立の件、社會大衆黨に對する態度決定に關する件、秋季闘爭に關する件、土地と自由に關する件、青年部確立に關する件。

北海道聯合會第四回大會――一月十日、旭川市精華女學校。

議事――運動方針大綱に關する件、凶作闘爭方針決定の件、土地取上、立入禁止反對の件、未組織農民獲得の件、財政確立の件、自作農創設反對の件、借金延納闘爭の件、階級的消費組合組織の件、その他。

大阪府聯合會再建協議會――一月八日、大阪府守口町公會堂。

議事――新聯合會結成の件、假執行機關の件、宣言發表の件、結成大會期日場所の件。

大阪府聯合會再建第一回大會――三月十五日、北河内郡枚方町船井座。出席代議員二四二名、議長初田末太郎氏。議事――一般運動方針、土地取上立入禁止反對の件、小作料減免闘爭に關する件、全國會議派排撃の件、規約制定農民負擔の税金輕減に關する件、自作農創定維持助成元利金延納の件、全國勞農大衆黨支持の件、青年部確立に關する件、無産運動彈壓諸法令撤廢の件、財政確立に關する件、豫算の件。

奈良縣聯合會第三回大會――一月十日、北葛城郡王寺町王寺座劇場。

議事――役員改選の件、運動方針の件、農産物檢査制度に對する闘爭の件、農民委員會組織の件、農會に對する闘爭に關する件、農事實行組合等に對する闘爭の件、土地取上・立入禁止反對闘爭の件、勞農救援會確立の件、無産者診療所設置運動の件、青年部確立の件、水平社差別撤廢闘爭積極的參加の件、總本部排撃全國會議支持の件、その他。

宮城縣聯合會第四回大會――二月二十日、小牟田町公會堂。

議事――七年度運動方針、本年度歳入歳出豫算、農會對策の件、ファッショ反對粉砕闘爭に關する件、救援基金積立の件、不當差押反對闘爭の件、聯合會財政確立に關する件、暴壓反對闘爭の件。

岡山縣聯合會第五回大會――二月八日、岡山市公會堂の議事――運動方針大綱の件、規約改正の件、穀物檢査規則撤廢闘爭の件、小作料減免闘爭の件、總選擧對策の件、電氣料金値下の件、暴壓反對闘爭の件、その他。

兵庫縣聯合會第四回大會――二月十五日、洲本町公會堂。

議事――借金支拂猶豫・照税廢止の件、小作調停反對、調停條項改廢闘爭の件、無産者診療所建設の件、農民委員會運動展開の件、總

本部內ファシスト放逐、全國會議支持の件、土地取上・立入禁止反對鬪爭の件、農村勞働者組合組織促進の件、運動方針大綱の件、その他。

中豫協議會結成大會——二月十一日、松山市愛媛青年會館。議事——小作料減免鬪爭の件、借金支拂猶豫の件、全國勞農大衆黨支持の件、全國會議派に對する件（反對鬪爭）、選擧鬪爭の件、規約制定の件、その他。

千葉縣聯合會再建大會——二月二十四日、八街町八雲館。議事——運動方針決定の件、未組織農　の組織に關する件、農民戰線統一に關する件、八街爭議對策の件、青年部確立の件、規約決定の件、全國大會對策の件、その他一件。

和歌山縣聯合會第四回大會——三月十一日、和歌山市公會堂。議事——農會鬪爭に關する件、縣下農民戰線の統一と組織擴大强化に關する件、ファシズム排擊の件、消費組合運動に關する件、第五回全農全國大會に關する件、借金××××延期鬪爭の件、出征兵士家族の生活國庫保證要求の件、無產者診療所設置の件、全國勞農大衆黨支持の件、運動方針に關する件、青年部及農村委員會確立に關する件、產米檢查制度廢止に關する件、和歌山築港造築反對の件、その他。

長野縣聯合會第四回大會——三月十五日、小縣郡西鹽田村新町劇場。議案——運動方針大綱決定に關する件、農民委員會運動に關する件、製糸女工の失業・賃銀値下・不拂反對鬪爭に關する件、僞縣聯設立運動粉碎に關する件、縣產米檢查反對鬪爭に關する件、その他。

鳥取縣聯合第三回大會——三月二十八日、西伯郡縣村淸水氏宅。議事——一般運動方針の件、小作料減免鬪爭の件、農民委員會確立、その他。

岐阜縣聯合會第二回大會——三月二十九日、岐阜市公會堂。議事——運動方針の件、靑少年部樹立、農會廢止、小作爭議調停法反對、その他。

群馬縣聯合會第二回大會——四月二十四日、前橋市、臨江閣。議事——運動方針に關する件、土地取上・立禁立毛差押反對鬪爭に關する件、農民委員會活動に關する件、縣聯指導部充實に關する件、農民運動彈壓諸法令撤廢に關する件、消費組合運動に關する件、縣下農民戰線の統一と組織擴大强化に關する件、電燈料値下鬪爭に關する件、桑園小作料に關する件、借金鬪爭に關する件、メーデー開催の件、その他。

新潟聯合第五回大會——八月十八日、中蒲原郡白根町白根座。議事——秋季鬪爭に關する件、農村モラトリアム運動の件、運動方針大綱の件、土地鬪爭の件、養蠶家特定組合反對の件、自家用煙草栽培の件、ファッショ粉碎の件、農民學校設立の件、緊急動議（上越爭議積極的應援の件、强制執行法改正の件、消費組合運動の件）、その他。

高知縣聯合會結成大會——八月二十六日、高知市昭和館。議事——宣言、決議、規約の決定、役員選擧、その他。

福岡縣聯合會結成大會――十月十七日、小倉市外企救町記念館。
議事――規約草案の件、農民學校の件、秋季闘爭の件、運動方針の件、社會大衆黨支持の件、ファッショ打倒の件。宣言、綱領の決定。
福佐聯合會第五回大會――十月二十六日、鳥栖町鳥栖座。
議事――一般運動方針の件、土地取上反對及小作米減免闘爭の件、農村救濟土木業對策の件、區劃整理反對闘爭の件、宣言發表。
關東地方協議會――十一月二十五日、東京芝區愛宕町鈴木方。
議事――全農の結束並に會議派對立の件、協同組合に關する件、農村窮乏打破闘爭に關する件、（1、肥料價格引下の件、2、農業國家保險の制定、3、小作保護法制定――以上三項を議會に請願すること）
全農近畿地方協議會――三月五日、奈良縣高田町縣聯事務所。
議事――第五回全國大會對策の件、農民委員會、農村委員會運動具體化の件、農村勞働者組織促進の件、爭議・組織應援に關する件。
全國第三回近畿地方協議會――八月十七日、大阪福島全農關西總本部。
議事――社會大衆黨に對する態度、中央委員會に上申書提出の件、窮乏カンパと秋の闘爭との結付けについて、澤田氏（岡山縣吉浦爭議犧牲者）救援に關する件、新潟縣聯大會へのメッセージの件。

3　規約・運動方針

勞働組合

【規約】（昭和七年三月の第五回全國大會において改正）

第一章　總　則

第一條　本組合は「全國農民組合」と稱し總本部を大阪に出張所を東京に置く。

第二條　本組合は本組合の宣言綱領及び決議の貫徹を計るを以て目的とす。

第三條　本組合は全日本に於ける小作農、小作兼自作農及び日傭農其他組合の承認したるものを以て構成す。

第二章　機　關

第一　大　會

第四條　大會は本組合の最高決議機關にして本組合の主要なる事務一切を審議す。

第五條　大會は大會代議員中央委員及び總本部役員を以て構成す。

第六條　大會代議員は聯合會を選擧區として其の選出方法は中央委員會に於て決定す。

第七條　大會は毎年一回中央委員長之を召集し前年選定したる時期及び場所に於て開催す。

中央委員會に於て必要と認めたる場合は臨時大會を召集することを得。

臨時大會を召集し得ざる時は擴大中央委員會を召集することを得。擴大中央委員會の構成は中央委員に於て決定す。

第八條　大會の議長副議長は大會に於て之を選擧す。議長は大會書記及び大會各種委員を選任す。

第九條　大會は大會代議員の二分の一以上出席するに非ざれば議決するを得ず。

第十條　大會の議決は出席議員の過半數によりて成立す。可否同數なる時は議長の決する處に依る。

第十一條　大會は中央委員長一名中央委員若干名會計監査若干名を選出するものとす。

中央委員選出比率及び方法は別に之を定む。

第二　中央委員會

第十二條　中央委員會は本組合最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決行す、但し此場合は次期大會の承認を得ることを要す。

第十三條　中央委員會は中央委員長中央委員を以て構成す。

第十四條　中央委員會は必要に應じ中央委員長之を召集することを要す。

第十五條　中央委員會は中央委員の半數以上出席するに非ざれば議決することを得ず。

第三　中央常任委員會

第十六條　中央常任委員會は本組合の常務の執行機關にして特に緊急の場合には中央委員會に代りて審議決行す。但し此場合には次期中央委員會の承認を經ることを要す。

第十七條　中央常任委員會は中央委員會及び書記を以て構成し左の役員を置く。

中央常任委員長一名　中央常任委員若干名　書記若干名

第十八條　總本部は本組合の常務執行指導機關にして中央委員會から次回中央委員會に至るまでの全活動を指導し中央機關紙を發行し本組合所屬の一切の團體並に支部聯合會に拘束力ある方針を與ふるものとす。

第十九條　總本部は中央常任委員會及び書記を以て構成し左の役員を置く。

中央常任委員長一名　中央常任委員若干名　書記若干名

第二十條　中央委員長は本組合を代表し本組合一切の事務を總理す。

第二十一條　書記は總本部事務を助け中央委員會並中央常任委員會に發言權を有す、書記の任免は中央委員會之を行ふ。

第二十二條　總本部は本組合の常務執行指導の完全を期する爲に左の部門を置く。

組織部　政治部　爭議部　産業部　財政部　國際部　機關紙部

第二十三條　各部門は中央委員會の統制の下に部長一名部員若干名を以て構成す、部長は中央常任委員會之に當り部長部員の選任は中央委員會之を行ふ。

第二十四條　總本部は必要に應じ各部門の他に各種の委員會を設くることを得。

第二十五條　總本部は必要ありと認めたる場合、支部聯合會にオルグ(指導者)を派遣す、但し派遣オルグは總本部統制の下に當該支部及び聯合書記として活動するものとす。

第二十六條　青年部、婦人部は中央委員會統制の下に獨立部門として規約を別に定む。

第四　總本部

中央常任委員會は中央委員會に於いて互選するものとす。

第二十七條　總本部會計は財務部長之を管掌す。

第五　會計監査

第二十八條　會計監査は本組合の會計事務一切を監督督勵す。

第二十九條　會計監査は中央委員會並に中央常任委員會に發言權を有す。

第三章　組織

第一　班　支部

第三十條　班は一部落・字を區域とし數名の組合員を以て組織しその下に組を組織す。必要に應じて

第三十一條　支部は一町村を區域とし班二個以上若しくは組合員十名以上を以て組織す。

第三十二條　支部を新に設立する時は支部規約及び組合員名簿に所定の組合費一ヶ年を添へ聯合會に提出し其承認を得ることを要す、當該地方に聯合會なき時は總本部に直屬するものとす。

第二　聯合會

第三十三條　聯合會は府縣を單位とし當該府縣内の五支部以上を以て組織す。

第三十四條　聯合會は中央委員會の統制下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及び事務を處理するものとす。

第三十五條　聯合會の規約並に聯合會員に關する規定は中央委員會の承認を得ることを要す。

第三　地區委員會

第三十九條　地區委員會は府聯合會内に於て鬪爭と動員に必要なる地區内の班及び支部の代表者を以て構成し聯合會の指導統制の下に所屬班及び支部の代表者を以て構成し聯合會の指導統制處理す。

第四　地方協議會

第三十七條　地方協議會は鬪爭と地理的關係に基く近接の二個以上の聯合會代表者を以て構成し總本部の統制の下に關係聯合會の聯絡統一を計り本組合の全國的統一補助機關とす。

（以下從前通りにつき省略）

聯合會所在地及組合員數は「主要勞働組合一覽」の項參照

新役員　中央委員長（杉山元治郎）中央委員（荒岡庄太郎氏外二十四名）

【運動方針】

全農中央委員會の起草せる草案により全農本年度の運動方針を窺ふに左の如し。

一般鬪爭の方針

一、一般的鬪爭

イ、小作條件に對する鬪爭

現在の情勢に於ては收支不償等が主なる理由でなく喰えないからまけろ！　不作だからマケろ！　である。

勿論、それは組合と相手との關係及びその地方の情勢によつて額は一定しないが。或地方では全免をさへ要求して尙且喰へないところがある程であるから額は力によつてのみ決る。

又、養蠶不況、蔬菜、園藝の不況による畑ネングの如きは既に七割八割から全免を要求して鬪つてゐる地方がある。

作場路、用排水の問題、國米奬勵米、運搬その他の小作條件に就て負擔を輕くし改善すべきである。

訴訟、調停に對しても法律、裁判所の階級性をバクロして大衆的に闘ひ、差押へ等に對しては大衆を訓練しながら大衆的に闘はねばならぬ。

特に畑作地、養蠶地帶では飯米をよこせ！　闘爭が各地で展開してゐるが、喰えない農民に米を貸せ！　は大きい當面の闘爭である。

ロ、土地に對する闘爭

爭議の半數以上がこの闘爭であり農民闘爭の激化はこの點だけでも充分わかる。

土地取上、立入禁止に對しても（たとへそれが判決であらうと）われ等は絶對反對し闘はねばならない。

低利資金や借金して自作農になるのは反對だ。土地を取られるのは反對だ。都市附近の止むを得ない土地取上げの場合も賠償金が第一でなく取上げ反對を第一目標に闘ふべきである。

中小地主の沒落による土地移動からの土地の取上げはヒン發する。吾等がこの主要闘爭題目を闘ひ拔かねばそれこそ農民運動の階級性は失はれるであらう。當面の大きい問題であると同時に今後に於ても更にこの問題は重大であるが故に、あらゆる他の日常闘爭を廣汎に起して大衆的に經濟的、社會的、政治的壓力を以て闘ふべきである。

立禁田に入ることが本年二月大審院で禁止された。吾等はそれでも土地を離すことは不可能だ。ある裁判所は小作料の一部を納めることによつて、立禁田を小作人に作らすことを許す。だが、これは恐るべき欺瞞がかくされてゐる、我等の奮起の時期を外すといふ、これは注意すべきことである。

調停案不履行による土地取上が多い、岡山吉浦ではこれをケとばした。學ぶことである。この（イ）（ロ）は小作貧農、自小作貧農を最も勇敢に奮起せしめ得る題目である。未組織、單獨組合と共同戰線を張らねばならぬ。又われ等は過去の戰術の上に農民大會、農代會議の如き闘爭形態による他の闘爭題目を捉へて、勤勞農民との共同戰線の下に、政治的、社會的、經濟的に地主組合、土地會社等の敵を壓迫する戰術と大衆的交涉、共同耕作等の動員によつて闘ひぬかねばならぬ。

土地を農民へ！　のスローガンをこの闘爭で大衆自身のものたらしめねばならぬ。

又、地主組合、大地主に對する闘爭に精力を集中することは過去の示す通り重大である。

ハ、借金、稅金、獨占價格に對する闘爭。

ニ、重要農產物檢査、肥料政策等の農民に對する反動的政策に對する闘爭、農民泣かせの米麥、西瓜、副業品、製炭等の檢査制度から硫安輸入許可制の問題に對してもその　體をバクロして（ハ）に於ける闘爭方法の如きを以て闘ふべきである。對象は府縣當局、政府の方針であるだけこれ等の闘爭は重要だ。

ホ、農會、農事實行組合、產業組合、その他の反動的農業團體に對する闘爭。

特に、最近の農業恐慌の深化につれて、これ等の團體は救農を叫んでゐる。政府の「救農」が遂に「自力更生」に轉落するや農會、富民協會、農事實行組合等は自ら起つことの出來なくな

つた農民に金肥をやめろ！　自家勞力で、生産費節減、生産増加をはかれ！　と殆んど不可能な宣傳をしてゐる。然も、農會、實行組合のための多くの負擔がわれ等に課せられてゐるからこれへの闘爭は必ず大衆を動員し得る。

産業組合は農民を金融資本にしばりつけるため、農民を資本家に搾取し易からしめるために益々反動化してゐる。われ等はそれらの正體を大衆の闘爭經驗を通じてアバキ反對しそれ等の大衆をわれ等の展開する闘爭の下に動員し獲得しなければならぬ。

ト、僞瞞法、惡法反對、暴壓反對の闘爭。

小作法案、新民訴の如き壓迫法、調停法の如き僞瞞法から彈壓取締法、暴壓の數々、組織破壞の暴擧、暴力團、白テロの横行、主禁等に對する壓迫的、懷柔的、僞瞞的政策、自作農創定と償還金の延期等の僞瞞的政策等々ブルジョアの政治家的手腕の必要に應じて强く、陰險に採用されてゐる。

これに對して(ホ)(ヘ)の如く闘はねばならぬ。即ち事々に大衆をそれ等と對立せしめ、經驗を與へ、意識を强めるために行動と文書による教育が必要である。

チ、自治體、議會に對する闘爭。

議會主義に反對しながら内部に送つた代表と外部の大衆との協力によつてこれが正體をバクロし、反政府的方向に大衆を導かねばならぬ。

特に今日の窮乏に對してそれ等の機關の持つ力が如何に微弱であり、われ等に對して如何に惡であるかを、大衆を闘爭に動員し、それを通じて體驗せしめることである。

リ、犧牲者救援の闘爭。

二、ファッショに對する方針

既にファッショ化せるものとして立現はれるものに對して充分な統制を利かすこと。

不斷の闘爭を通じて彼等の非階級的正體をバクロし、それを萌芽のうちに踏みにじること。

われ等は彼等を最惡の敵として無慈悲的に戰ひ、斷じて共同戰線を張り得ないことを不斷に注意しなければならぬ。

三、帝國主義××に對する方針

特に農民運動はこの問題に注意しなければならぬ、日常闘爭に依つて高められた意識と青年團その他の反動組織と敎化運動とに對する闘爭を通じて下からの日常の利害とそれによる意識とから大衆的に對立するよう努力すべきである。更に、敎育運動——實踐に結びついた——によつて。

四、組織方面に於ける方針

イ、立ち遲れを克服し、全農村にわれ等の組織を植え付けること と强力な統制の利く闘爭體として行動の出來るものたらしめねばならぬ。即ち全農の强化と擴大である。

ロ、全農の强化

A、内部組織の强化である。即ち、統制の利く民主的中央集權組織の確立である。ために

中央機關の確立

下部組織の擴充と中央部との緊密な連絡

B、聯合會の充實
C、地方協議會と總本部との結びつき
D、自衞、救援の組織
E、青年部、婦人部の擴充
F、教育活動、實踐による教育と文書による教育運動
G、財政上の確立
ハ、大衆の獲得
A、未組織の獲得
B、小作人組合、地方組合の獲得
C、共同闘爭による農民戰線の統一
ニ、農民大會
ホ、協同組合運動
ヘ、勞農の提携

二　全農全國會議派の運動

全農全國會議派は本年まづ總本部より解體處分を受けた各縣聯は一齊に除名解體の取消を強調する一方各縣聯の陣容を整備して本年一月千葉縣下縣聯本部に於いて全國代表者會議を開き、一般運動方針、行動綱領規約等を審議決定した。三月全農全國大會には會議派代議員七十五名を送つて總本部派を壓倒せんとする氣勢を示した。

更に八月二十二―二十四日に亘り東京に於いて第一回全國委員會を開催した。同委員會に於ては全國會議を一貧農を主要構成要素とする勤勞農民の組織」なりとの規定を決定し、同時に行動綱領を改修して綱領成案を決定した。

全國會議派は本年一月山梨縣下に開催の豫定であつた全農全會青年部全國大會彈壓のため同縣聯の破壞が企てられ、たために大會は開催不能となれるを初め、山形、茨城、栃木、千葉各縣聯は借金棒引闘爭、飯米獲得闘爭のため連續的に彈壓を受けた。かゝる情勢の中にあつてよく彈壓に抗して新綱領の實踐化のために果敢なる闘爭を續ける一方組織運動は總本部派内部の混亂に乘じて着々と進捗し、本年内に中國、四國地方委員會、新潟南部聯合會、山梨縣聯の再建に成功するに至つた。

全農全國會議獨自の運動として最も効果的に遂行されたものは農民委員會闘爭である。この闘爭に關しては昨年八月の會議に於いてその方針が決定されたが、その後の各地の闘爭經驗に基いて從來の方針が批判され、本年一月の第二回全國代表者會議において新なる方針が樹立された。新方針によれば、農民委員會闘爭は小作料減免、賃銀不拂反對等々凡そ勤勞大衆を重壓する搾取、抑壓に對して勤勞農民のもつ一切の不平不滿を契機とし、それ等の契機をその各々の具體的情勢に應じて意識的計畫的にとりあげ、まづ未組織貧農を闘爭に立たしめんとするものであつて、かかる方針の下に全國會

議の指導の下に闘はれた飯米獲得闘爭、借金棒引闘爭その他の農民委員會闘爭は全國各地に慢延した。宮城縣豐里村失業救濟工事に對する失業委員會の闘爭、長野縣箕輪村の賃銀不拂反對闘爭（三月）、秋田縣四尾村稅金滯納整理反對闘爭、奈良縣下の電燈料値下げ運動、長野縣西箕輪の借金闘爭の如きその一例である。殊に全國會議及日本無產者消費組合聯盟の指導下に各地に闘はれた飯米獲得闘爭は各地に於いて激化し、殊に七月初旬より八月にかけて行はれた栃木縣のそれは縣下全般に擴大され、その暴動化を理由として同縣聯幹部の大量的檢擧を見るに至つた。尙本年中に行はれた全農全國會議の代表者會議その他の會合は次の如くである。

1　大會・その他

第二回全國代表者會議——一月十五、十六日、千葉縣東葛飾郡國分村曾谷　全國會議本部。

出席者　東北、關東、北陸、中部、近畿、中國、九州、青年部總本部の各代表者及書記局計十七名

議事　一般運動方針に關する件、規約に關する件、本部役員選任の件、農民委員會に關する件、凶作・飢餓闘爭に關する件、全農第五回全國大會對策の件、全國會議オルグ團結成に關する件、本部財政確立に關する件、機關紙充實に關する件、農村勞働者組織促進に關する件等及他に緊急動議「暴壓對策の件」他四件。

第二部第二篇　勞働組合

尙本會議に於いて可決決定せられた運動方針は前年度版本年鑑に、規約は本篇第七章第二節に之を掲げた。

第一回全國委員會——八月二十、二十一、二十二日、東京市麹町區內幸町商工ビル內本部事務所。出席者——東北、關東、北陸、中部、近畿、四國の各地方代表の全國委員會及全國オルグ十三名。

第一日　本部活動報告、各地情勢報告。

第二日　一月會議の決定たる「全會は貧農を主要構成要素とした勤勞農民の組織である」及び「農民委員會の活動」の二項目につき討論。

第三日　議事——一、青年部再建方針（國際青年デーを期し青年部再建カンパを起し、秋季闘爭への參加、反戰活動の强化、農民委員會活動への青年大衆の動員を通じ部落を基礎として青年部を確立——原案に「下からの再建闘爭その他を附加して承認決定。」二、農村婦人運動の要綱——承認。三、行動綱領改廢の件——改廢に就て表はれた日和見主義的誤謬を注意して決定。四、農村自衛組織の件——原案可決。五、新幹部養成の件——原案可決。六、通信員團組織の件——原案可決。七、農村勞働者組織促進の件——イ、ニュース、ビラ等により系統的にアヂ・プロする事。ロ、製絲　土木、漁、林業等農村に關係深き產業に從事する勞働者との提携闘爭應援　——原案可決。八、反戰活動の件——原案可決。九、秋季闘爭方針——一般運動方針を基準とし、特別の秋季闘爭方針を作製せざる旨の本部提案を承認。十、本部充實强化の件。十一、全國大會開催の件——昭和八年二月東

京に開催の案承認、その爲秋より大會のカンパを持つ事に決定。
全農青年部(會議派)全國代表者會議——二月二十七、二十八日場所不明。
全農青年部(會議派)は二月一、二日山梨縣下に全國大會を開く豫定であつたが彈壓の爲め七十餘名を檢擧され、開催不能に陷つた。かくて二月二七、二八日兩日某所にて嚴戒を潛つて全國大會に代る全代會議が開催されたのであつた。同會議における議事は次の如くであつた。
一、一般運動方針、二、行動綱領、三、規約、四、農村青年委員會に就いて、五、青年團、青訓、希望社等のファッショ組織に對する鬪爭、六、機關紙「農新」青年版の件、七、財政確立の件八、豫算決定、九、全農第五回大會に關する件、十、役員詮衡。

第二回本部會議——六月一日、本部事務所。
議事——全國代表者會議開催要求書に關する件、行動綱領改廢意見書に關する件、青年部組織形態に關する意見書に對する件、本部財政確立に關する件、辯護士團對策の件、大阪府聯加祥寺爭議團より依賴の件。

第七回本部會議——十月五日、本部事務所。
議事——秋季鬪爭の件、栃木縣協議會對策の件、各府縣評聯に關する件、北海道東北地方被害地實地救濟の件、雨龍爭議公判對策の件　山梨縣聯對策の件、東京市電ストライキ應援の件、布施辯護士懲戒裁判反對鬪爭の件、「無罪要求の會」の件、全國勞働組合全國大會の件、京都府聯再建對策の件、靜岡縣聯對策の件、派遣農民代表の件、財政確立の件。
大阪府聯合會第四回大會(全會派)——一月十五日、大阪土佐堀青年會館。出席代議員二六〇名。
議事——區劃整理及放射道路敷設に對する鬪爭の件、國際勞働者救援會日本支部日本勞農救援會支持に關する件、農民新聞配布確立に關する件、東北・北海道凶作地救援に關する件、少年及婦人部確立の件、農民失業者鬪爭の件、末組織宣傳並に多數者獲得に關する決護、小作爭議調停法反對解決條項改廢鬪爭の件、小作料減免鬪爭に關する決議、土地引上反對鬪爭に關する決議、借金支拂猶豫惡稅撤廢鬪爭に關する件、農村勞働者組合組織促進の件、農民委員會確立の件、總本部內反動幹部排擊全國會議派支持に關する件(撤回)。

全農兵庫縣聯合會(全會派)第四回大會——二月十五日、淡路洲本公會堂。
議事——昭和七年度豫算、借金支拂猶豫、惡稅廢止鬪爭の件、新役員決定の件、少年部・婦人部確立の件、小作調停法反對、調停條項改廢鬪爭の件、無產者診療所建設の件、農民委員會活動積極的展開の件、總本部內のファシスト放逐、全國會議參加の件、土地取上反對、立禁反對鬪爭の件、農村勞働者組合運動促進の件、次期大會に關する件。
尙全勞青年部(全會派)兵庫縣聯合會は、全農兵庫縣聯事務所が八月一日に開催された創立大會によつて確立された。

三重縣聯合會第五回大會(全會派)――四月十一日――松阪町東岸江公會堂。

議事――總本部ダラ幹排撃と全國會議加盟の件(可決)、農民委員會活動積極的展開の件、借金支拂猶豫と照稅廢止鬪爭に關する件、土地取上反對、立禁反對鬪爭に關する件、農村勞働者組合組織促進の件、小作調停法反對、調停條項改廢に關する件。

新潟縣聯合會(全國會議派)第二回大會――十一月十六日、中蒲原郡新津町歌舞伎座。

議事――小作料減免鬪爭の件、借金鬪爭に關する件、小作地取上反對鬪爭の件、土地不賣運動に關する件、稅金鬪爭に關する件、小作調停反對鬪爭の件、金錢債務調停法反對鬪爭の件、產米檢查反對鬪爭の件、耕地整理反對鬪爭の件、動產不動產差押競賣反對鬪爭の件、町村ブルジョア的農會反對の件、電燈値下運動の件、立禁、立毛差押反對鬪爭の件、自作農維持創定法反對鬪爭の件、農民戰線統一の件、其の他。

千葉縣聯合會第五回大會――十二月二十日、成田町鶴田座、彈壓のため議案審議不可能となり、一括して執行委員會に一任し役員改選のみを行つて散會。

近畿地方委員會(第二回準備會)――四月二十八日、全農大阪府聯合會事務所。

出席者――大阪三名、兵庫二名、奈良一名。

決定事項――全國會議方針の大衆化、中央部確立の件(イ、全國會議方針の大衆化及中央部確立の件(イ、全國會議方針の大衆化、ロ、行動綱領の改正に附て、ハ、中央部確立について)、近畿地方委員會組織確立の件(六月下旬近畿地方委員會創立大會開催のこと)、地方縣聯へオルグ派遣の件。

近畿地方委員會――十二月十日、堺市北舳町聯合會事務所。

出席者――兵庫聯六名、大阪・奈良聯各三名、京都聯二名、高知、福井聯各一名。

協議事項――一、近地委員會活動方針の件、二、近畿地方委員會本部確立の件、三、財政部確立の件、四、近畿地方委員會青年部確立の件、五、加盟各聯合會活動について對策の件、六、全會の擴大强化に關する件。

中部地方委員會――十二月十八日、名古屋市柴田末治宅。

議事――一、中部地方委員會强化の件、二、地主に對する共同鬪爭の件。三、各縣評大會開催の件、四、犧牲者救援の件。

岐阜聯合會支部代表者會議――四月一日、名古屋市柴田末治氏宅。

議事――一般運動方針に關する件、本年度豫算に關する件、樂田犧牲者公判の件、メーデーに關する件、規約改正の件、役員改選の件。

2　規約・行動綱領

【規約】第二回全國代表者會議――七年一月十五、十六日、決定)

第一章　總　則

第一條　本會議は全農全國會議と稱し、全國本部を東京に置く。

第二條　本會議は勤勞農民及本會議の承認したる者を以て組織す

但し全國農民組合たることを要す。

第三條、本會議は全農内革命的反對派として本議會の政策綱領決議の貫徹を計るを以て目的とす。

第二章　機關

第一　全國大會

第四條　全國大會は本會議最高の決議機關にして、大會代表員及び本部員を以て構成す。但し本部員は決議權を有せず。

第五條　全國大會は毎年一回全國委員長之を召集す。但し全國委員の三分の二以上或は組合員半數以上の要求ある時は臨時全國大會を開催するを要す。

第六條　全國大會の代議員の選出は、評議會及び青年部を單位とし、其の選出方法は全國委員會之を決定す。

第七條　全國大會の議長及副議長は大會に於て之を選出す。

第八條　全國大會は大會代議員の半數以上出席するに非ざれば成立せず。

第二　全國委員會

第九條　全國委員會は本會議最高の執行機關にして全國大會の決定事項を執行し、且つ次期大會迄の間本會議の活動に必要なる一切の事項を審議決行す。但し、この場合は次期大會の承認を得るを要す。

第十條　全國委員會は全國委員長之を必要と認めたる場合又は全國委員半數以上の要求ありたるとき全國委員長之を召集す。

第十一條　全國委員會は全國委員半數以上の出席に依り成立す。

第十二條　全國委員長及全國委員は全國大會に於て選出す。但し缺員を生じたる場合は全國委員會之を補充する事を得。

第三　常任全國委員會

第十三條　常任全國委員會は全國委員會の常務を掌り、全國委員會に對して責任を負ふものとす。

第十四條　常任全國委員は全國委員の互選とし常任全國委員長は全國委員長之を兼ぬ。

第十五條　常任全國委員會内に左の部門及び特別委員會を設け、其の役員は常任全國委員會之を任免す。

政治部、組織部、財務部、婦人委員會、青少年委員會。

第十六條　常任全國委員會は事務機關として書記局を設く。書記局には書記長及書記若干名を置き、常任全國委員會之を任免す。

第十七條　書記は常任全國委員會、全國委員會及全國大會に於て發言權を有す。

第三章　組　織

第一　班、支　部

第十八條　一部落に數名の本會議所屬組合員ある時は班を組織す。

第十九條　班二個以上若しくは組合員十名以上を以つて支部を組織す。

第二十條　班及支部は當該評議會に所屬し、當該地方に評議會なき時は全國本部若しくは隣接する評議會に屬す。

第二　地區委員會

第二十一條　地區委員會は鬪爭上必要なる一定地域内の班及支部代表を以て構成し、評議會の指導統制の下に所屬班及支部の活

動を統制處理す。

第三　評議會

第二十二條　評議會は全農聯合會地域内に於ける本會議の班及び支部を以て組織し、全國委員會の指導統制の下に當該地域内の本會議の活動を總括す。

第四　地方委員會

第二十三條　地方委員會は一定地方内の評議會代表を以て構成し全國委員會の指導統制の下に所屬評議會の行動を統一し、その地方に共通の事項及事務を處理す。

第五　青年部

第二十四條　青年部は獨立部門として規約は別に之を定む。

第四章　會計

第二十五條　本會議の經費は本會議に所屬する組合員の負擔とし一人につき一ヶ年四十錢とす。

第二十六條　本會議の豫算及決算は全國大會の協贊を經ることを要す。

第二十七條　機關紙會計は特別會計とす。但し全國會議費の一定額を之に交付し補助することを得。

第二十八條　本會議の會計年度は大會より次期大會迄とす。

第五章　罰則

第二十九條　本會議の規約に違反し統制を紊したる者は全國委員會若しくは全國大會に於て除名す。但し除名の決議は出席者の三分の二以上の贊成を要す。

附則

第二部第二篇　勞働組合

一、地方組織機關は本部規約に準ず。

二、本規約は全國大會に於て出席代議員の三分の二以上の贊成を得るに非ざれば修正變更する事を得ず。

【改正行動綱領】（削除）

三　日本農民組合

總選擧後表面化せる社會民衆黨内部の國家社會主義、三反主義兩派の對立抗爭は社民黨支持の日本農民組合に直ちに反映した。日本農民組合は四月九日社民黨本部において開催された中央執行委員會において左の如き決議をなして赤松氏等の分裂派を支持し同氏等の國家社會主義新黨樹立の運動に參加するの態度を明にした。と同時に同組合内の社會民主々義派たる神奈川、埼玉の兩聯合會は日農脫退の意を表明し、日本農民組合は社會民主々義派を排除して分裂を遂げ國家社會主義へと轉向するに至つた。

四月九日中央執行委員會に於ける決議は次の如くである。

「吾等は農民運動の實踐を通じて國家社會主義に非れば農民の解放は斷じて不可なるを確信し國家社會主義の一大新黨樹立に向つて邁進す。」

續いて四月十七日、日本農民組合は協調會館にて分裂後第一回の中央委員會を開き新運動方針大綱を決定し、社民黨支持を取消すと同時に國家社會主義新黨樹立に邁進すべきことを聲明して國家社會主義的新農民組合に更生した。

決　議

一、我等は日本民族の傳統的精神に立脚して國家社會主義を信奉し、共産主義並に社會民主々義を排撃す。

一、我等は國家社會主義新政黨樹立に對し、その中心勢力として我等の使命の遂行を期す。

一、我等は農民運動の目標を經濟鬪爭のみに置かず、打到資本主義の全面的鬪爭を敢行す。

聲　明　書

さきに吾日本農民組合は國家社會主義を以て吾國農民解放運動の唯一の指導精神なることを決議し、社會民主黨に對しこれによる新黨樹立に邁進す可きことを要求したのであつた。然るに去る四月十五日の同黨中央委員會は此の切實なる我等の要求を踏み躙るに至つた。此處に於て吾日農は社會民主黨の支持を取消し、國家社會主義新黨の樹立に向つて邁進すべきことを誓ふ。右聲明す。

第一回中央執行委員會（四月九日）で決定された新執行部左の如し。

▲會長　保留▲主事兼會計　平野力三▲常任中央執行委員　稻富稜人（政治部）、佐藤（吉）他二十一名▲會計　阿部乙吉、他九名▲中央執行委員　佐藤吉一郎▲顧問　赤松克麿▲各部長　稻富稜人（政治部）、佐藤吉一郎（爭議部）、菊地一夫（教育出版部）、今熊（宣傳・法律部）田中正則（爭議部）、鵜田一郎（産業部）、北山亥四里勝男（調査部）、河田弘（青年部）。

三（組織部）。

更生直後に於ける日本農民組合の現有勢力は同組合總本部の發表するところによれば次の如くである（昭和七年五月現在）

山梨一二、〇〇〇、福岡一二、〇〇〇、大分三〇〇、群馬六〇〇富山二、〇〇〇、新潟三、五〇〇、石川二〇〇、香川三〇〇、山形五〇〇、東京七〇〇、栃木三〇〇、靜岡四〇〇、福島三〇〇、北海道四〇〇、埼玉九〇〇、神奈川五〇〇、秋田八〇〇、高知五〇〇、長野六〇〇、宮城七〇〇、滋賀七〇〇、岩手三〇〇、（埼玉、神奈川、秋田は準備會）合計三八、五〇〇。

大會その他。國家社會主義への轉向を決定せる中央執行委員會（四月九日）、更生後第一回の中央委員會（四月十七日）については前述した。

日本農民組合九州同盟會大會——八月十九日、福岡市記念館。

大會スローガン　一、大都會よりの搾取を農村へ還せよ　一、農村借金支拂を猶豫せよ　一、農民救濟資金並に農業資金の無擔保貸附斷行　一、農村より搾取を恣にする資本主義を打倒せよ。

北九州聯合會結成大會——十月三十日、小倉市公會堂。

協議事項——小作料減額要求の件、土地返還反對鬪爭の件、地主擁護の區劃整理絶對反對の件、農民窮乏打開鬪爭の件。

山梨縣聯合會第六回大會——十二月十五日、甲府市代官町衆樂座。

議事——宣言、綱領、規約の件、農村窮狀打開請願の件、齋藤內閣打倒の件その他。

四　日本農民組合總同盟

日本農民組合が赤松氏等の社民黨分裂派に追隨して國家社會主義に轉向し社民黨の傘下を去るや、日農を脫退せる片山哲、松永義雄氏等は社民黨鈴木文治氏を推して、日農脫退派神奈川、埼玉の舊日農聯合會を根幹としてフアツシヨ排擊の新農民組合の組織に着手するに至つた。

四月十八日東京社民黨本部に東京その他十地方の代表者會合して社民農民組合再建第一回協議會を開き、新組合の綱領草案、聲明書等を決定し之を發表した。爾來引續き新農民組合結成準備會の名において結成運動を展開し、日農内部よりの組合員引抜と全國の社會民衆黨支部の農民層の組織化とに百方手段を盡した。

かくて四月二十九日　東京市芝區三田日本勞働會館において創立大會が擧行され、茲に反フアシズムを標榜する社會民衆黨系の新農民組合が組織された。

七月社民殘留派と大衆黨との合同なるや農民組合總同盟は八月五日中央執行委員會を開いて新黨――社會大衆黨の支持を可決々定した。大衆黨支持の農民組合全農との關係は、全農内部の分裂抗爭を理由として即時合同を避け、指導精神の一致する限に於いて可及的に協力する事を同委員會において決定した。

結成大會に於いて可決決定された綱領、スローガン及び宣言は次の如くである。

【綱　領】

一、我等は團結の力により農民生活の確立を期す。

一、我等は耕作農民本位に我等の實力を集中し我國農村の解放を期す。

一、我等の農民組合の實力に依り新社會の建設を期す。

【スローガン】

一、窮乏農民に農業資金を與へよ。二、農民を壓殺する僞瞞的農業政策の擊破。三、自主的農民本位の組合死守擴大。四、ファッショ農村侵蝕排擊。五、農村負債十ヶ年支拂猶豫。六、働く農民に土地の支配權を與へよ。

【宣　言】

現下に於ける資本主義經濟發展の最後の段階たる金融資本萬能の機構は内部矛盾を抱懷の結果、地方農村銀行は頻々として破綻を白日の下に曝露しつゝある。都市に於ける金融資本機關は敝ふべからざる内部缺陷を秘しつゝ欺瞞的手段をもつて只管其安定に必死の努力を傾けて居る。

見よ！　不動産資金化のもがきは其れであり、生糸補償の增額はそれである。然るに農産物及繭價は不當に下落して、農村は資金の枯渇を來し、耕地は收入を激減して借金の重壓を蒙り農村恐慌の嵐の前に耕作農民階級は籾殼の如く踩へ戰いてゐる。

耕作農民が眞に堅き團結によつて立つべき秋が來た。結束して大衆の威力を發揮すべき絶好の機會が來た。然るに農民陣營の一部に自己の力を輕視し、他力を盲信してファッシズム的野心の傀儡となり輕卒にも自ら暴力團化せんとする傾向あるを見るは斷じて我等の排撃する處である。然かも農民組合が經濟的大衆を抛棄して政治的行動に狂奔し一擧にして事を解決せんとするに至つては實に農民解放運動の邪道に陷るものであると言はなければならぬ。

我等農民階級は我等の權利と利益との上に立たなければならぬ。啻に地主に對する小作鬪爭を行ふばかりでなく都市工業大資本家及大金融資本家に向つて權利の奪還を企てることが絶對の必要事である。彼等ファッシズムの一黨は陽に農村救濟の美名を掲げ實は工業資本家に奉仕する欺瞞行爲を敢てして居るのである。

我等農民は小作農たると自作農たるとを問はず自己の力に自信を持つべきだ。資本主義は既に沒落の道を走つてゐる。我等は我等の力を大衆の威力に凝結し農民組合の自力的大衆行動によりて容易に生活線を乘り越え、經濟線を突破することが出來る。我等は玆に日本農民組合總同盟の結成に當り我等の使命の重大なるを痛感し、勇猛果敢に農民鬪爭を開始し我等の目的達成のため死をもつてせんことを誓ふものである。

日本農民組合總同盟結成大會——四月二十九日、東京市芝區三田四國町日本勞働會館。

出席者　長野縣(二一人)、千葉(一人)、東京(三人)神奈川(一人)、埼玉(二人)、靜岡(二人)他に鈴木文治氏、計十四名。議長　鈴木文治。

議事　一、綱領決定の件(原案通決定)一、スローガンの件。一、要求の件。一、規約決定の件(原案に部分的修正を加へて可決)一、宣言發表の件。一、役員選定の件。

(綱領、規約、要求、宣言等は上揭の通り)

中央執行委員會——八月五日、東京芝公園協調會館。

議事——新黨支持の件(社會大衆黨支持、全農と指導精神の一致する限りに於て可及的に協力)、請願運動の件、事務所設置の件機關紙發行の件、役員追加の件、緊急農村對策委員會構成の件。

秋田縣聯合會創立大會——五月一日、總同盟秋田聯合會事務所議事——規約制定の件、事務所設置の件、役員選任の件等。

【規約】

第一章　總則

第一條　本組合は日本農民組合總同盟と稱す。

第二條　本組合は我國に於ける小作農小作兼自作農及び日傭その他本組合の承認したる者にして組合の綱領に贊同し規約を遵守する者を以て組織す。

第三條　本組合は同盟會、聯合會及支部を以て構成す。

第四條　本組合は本部を東京に置く。

第二章　目的

第五條　本組合は耕作農民の利益を擁護し宣言綱領の貫徹を圖るを目的とす。

第三章　機關

第一　大會

第六條　大會は本組合最高の決議機關にして大會代議員、中央委員會長、副會長、主事、各部長　會計監督及會計を以て組織し本組合の重要なる事項一切を審議す。

第七條　大會は毎月一回會長之を召集す。

中央執行委員會に於て必要と認めたるときは臨時大會を開催することを得。

第八條　大會の代議員は同盟會又は聯合會を選擧區とするを原則とし其の選出方法は中央執行委員會に於て決定す。

第九條　大會の議長は大會に於て之を選擧す。

第十條　大會は大會代議員の三分の一以上出席するに非ざれば會議を開くことを得ず。

第二　中央委員會

第十一條中央委員は會長、副會長、中央委員、主事、會計監督及び會計を以て構成する決議機關とす。

但し半數以上出席するに非ざれば決議することを得ず。

第十二條　中央委員は大會に於て選擧し任期一ヶ年とす但し再選を妨げず。

第十三條　中央委員會は必要に應じ會長之を召集す。三分の一以上の中央委員より請求ありたるときは會長は直ちに之を召集すべし。

第十四條　中央委員構成員にして缺員を生じたる場合は中央委員會に於て補欠することを得。

第二部第二篇　勞働組合

第三　本部役員

第十五條　中央執行委員會は會長、會計監督、主事を以て構成する執行機關にして組合を代表す。

第十六條　中央執行委員會は必要に應じ左の機關を置くことを得。

調査部、出版部、國際部、法律部、爭議部、宣傳部、婦人部、教育部、産業部、組織部、第十七條　中央執行委員會長、會計監督、主事及び會計は中央執行委員會の互選とす。

第十八條　各部に部長一名部員若干名を置く、部長及部員は中央執行委員會に於て之を任免す。

第十九條　中央執行委員會は顧問若干名を推選することを得

第四章　組　織

第二十條　同盟會は聯合會を以て組織し中央執行委員會の承認を得るを要す。

第二十一條　支部は組合員十名以上を以て組織するものとす。

第二十二條　聯合會は各縣に於て三支部參百名以上に達したる時は之を組織するものとす。

第二十三條　同盟會聯合會及び支部の規約は中央執行委員會に屆出で其の承認を要す。

第五章　會　計

第二十四條　本組合の經費は組合員の負擔とし聯合會は支部より徴收す、納入したる組合費は之を返還せず。

第二十五條　本組合の經費豫算は中央執行委員會に於て原案を作

成し大會に提出しその協議を經る事を要す。
第二十六條　本組合の決算は大會の承認を得るを要す。
第二十七條　本組合會計年度は十月一日より翌年九月三十日までとす。

第六章　機關紙

第二十八條　本組合は機關紙を發行することを得。

第七章　罰則

第二十九條　本會員にして左の一に該當するものは中央執行委員又は大會に於て之を除名することを得。
一、組合の主義綱領に違反したるもの
二、組合の面目を汚損したるもの
三、組合の統制を紊したるもの

第八章　附則

第三十條　本規約及び綱領は大會に於て出席代議員三分の二以上の贊成を得るに非ざれば修正變更することを得ず。

【要求】

一、立法
一、完全小作法の制定
二、耕作農民本位の農產物災害國家補償法制定
三、蠶蠶農民の損失補償法制定
四、米專賣法の制定
五、耕作農民の借金支拂猶豫法の制定
六、農產物と工業生產物の價格均衡法の制定
七、立毛差押及び立入禁止の執行法廢止
八、農產物、農具、家屋差押禁止法の制定
九、農民運動彈壓令の廢止
一〇、耕作農民の生活保障の調停法の制定
一一、耕作農民の產業組合許可

二、經濟及び制度
一、小作料の減免
二、肥料其他農業資金の無擔保融通
三、家賃の値下、電燈料の値下
四、組合生絲の普及
五、肥料、農具の國家管理と無料配布
六、小學兒童の學用品給食費の國家負擔
七、醫療產院託兒所の村營
八、失業救濟事業の徹底的實施
九、農產物鐵道運賃の引下
一〇、青年訓練所の廢止
一一、知事の公選
一二、農產物貿易の國家管理

三、稅金
一、戶數割の廢止
二、耕作農民負擔の雜種稅廢止
三、耕作農民負擔の家屋稅廢止
四、自作農稅の廢止（時別地租稅の廢止）
四、金融資本家稅の制定
六、大地主課稅の設定
七、肥料關稅の撤廢

八、砂糖煙草其他消費稅の撤廢
九、地租委譲

【役員】

▲會長　鈴木文治▲副會長　片山哲▲會計　松永義雄▲中央執行委員　阿部溫知外十一名
▲專問部長
法律部—片山哲　組織部—由良太一郎　調査部—竹本孫一　爭議部—佐藤才五郎　青年部—井堀繁雄　出版機關紙部—植村金作　教育—小山壽夫
▲顧問　安部磯雄▲會計監督　片山哲▲中央委員　四十五名(略)

第二節　地方的農民組合の運動

地方的農民組合として獨自の運動を續けてゐた中部農民組合は既に昨年全國農民組合に合流し、本年地方的單獨組合として運動を繼續せるものとしては筑後農民組合を擧げ得るが、同組合も本年四月全農に合同するに至つた。

筑後農民組合(福井縣三井郡善導寺町、委員長野口陽彥)は同地方に於ける有力なる農民組合として活潑なる日常闘爭を展開しつゝあるが、昨年十二月二十三日善導寺町同組合本部に第一回執行委員會を開き新役員(執行委員長野口陽彥、書記長吉塚謙吉)を選任し、本年度に於ける闘爭方針(一、土地

引上に對する方策決定の件、一、未組織地宣傳擴張の件)を審議決定した。然るに同組合は本年四月三十日第二回擴大中央委員會を開き、之を機として北豐前農民組合(福岡縣企救郡德力)と共に全農福岡縣聯組織準備會を結成するに至つた。

その他の地方的組合に關しては資料乏しく遺憾ながらその運動を記錄することが出來ない。

第三節　その他の運動

農民大會

靑森縣下十和田村村民大會——一月三十一日、同村法奧小學校政府救助米分配に關する村當局の不公平糾彈。
大阪府北河內郡津田村農民大會——六月八日、同村尊光寺。決議事項——小作料四割減の要求。參加農民三百餘名。
岡山縣苫田郡鄉村大字目先農民大會——九月十五日、津山市朝日劇場、參加者五百數十名、農村救濟事業費補助に絡まる鄉村長糾彈。協議事項——一、借金及び肥料代不當差押へ競賣反對の件、二、農村救濟事業費增加獲得闘爭に關する件、一、鄉村目先爭議即時解決要求に關する件。同大會に於いて數名檢束され、同夜及十八日夜檢束者奪還の目的をもつて農民大擧して津山署を襲撃した。

第四節　農業者團體

昭和七年末現在に於ける地主、小作人組合の組合數並に組合員數は農林省發表（「農務時報」第五十五號）に依れば次の如くである。（昭和七年十二月末迄に設立され、昭和八年一月十日迄に報告到達したるもの）

（括弧内數字は社會局調）

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、六五〇（四、〇六二）	二九六、八三九（二五六、二九七）
地主組合	六六二（五三九）	五〇、四五四（四五、三〇四）
協調組合	二、〇九八（一、二七三）	二五八、六一三（一五五、五四六）

小作人組合はその數四、六五〇、組合員數二九六、八三九にて之を前年同期に比すれば組合數は二三六增加してゐるが組合員數に於ては九、四六二人の減少を示してゐる。組合數は昭和二年を最高として爾來其數を減ずる傾向にあつたが、一昨年來再び漸增の傾向を辿りはじめ、本年の組合數は最高の昭和二年のそれを凌駕するに至つた。之に反し組合員數は本年も依然として昭和二年以來の漸減の一途を辿つてゐる。

本年に於ける組合數の增加は、全國農民組合内の總本部派と全國會議派との對立の結果各所屬支部が兩派に分裂したためであつて、實質上は組合員數と同じく昭和二年以來漸減の傾向にあるものと云ふことが出來る。昭和三年の共産黨事件、勞農黨解散等の影響をうけて農民組合運動が停頓狀態に陷つたことが、組合並に組合員減少の一つの大きな原因と見られてゐる。

社會局並に農林省發表により最近數ケ年の組合數並に組合員數の變化を見れば次の如くである。

小作人組合——農林省調（括弧内數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大正十年末	六二（一、二四）	？（一三、三三）
大正十二年末	一、五三〇	一六三、九三一
大正十四年末	三、四九六（三、三一三）	三〇七、一〇六（三〇七、一〇六
昭和元年末	三、九二六（三、九一五）	三四〇、六九三（三五八、七〇四）
昭和二年末	四、五八二（四、二七五）	三五五、三三二（三四七、四二九）
昭和三年末	四、三五三（四、一二五）	三三〇、四〇六（三三五、九八三）
昭和四年末	四、一五六（三、八六六）	三二五、七七一（三〇一、三三五）
昭和五年末	四、二〇八（三、九七一）	三〇一、四二六（二八六、三五〇）
昭和六年末	四、四一四（三、九一七）	三〇六、三〇一（二七一、一五四）
昭和七年末	四、六五〇（四、〇六二）	二九六、八三九（二五六、二九七）

備考　大正十年は警保局、同十二年は社會局、同十四年以降は農務局の調査である

小作人組合の聯合體である農民組合は大正十四年に我國最初の聯合會日本農民組合が設立されて以來離合集散幾多の曲

折を經て昨年末には全國農民組合と日本農民組合の二大分野に整理せられたが、本年に入つて支持政黨の關係より日本農民組合の一部は脫退して日本農民組合總同盟を組織するに至り、また全農内部の總本部派と全國會議派との對立抗爭は既に事實上の分裂にまで發展しつゝある。之等の組合に關しては第二部第二篇第二章及本章第二節に之を記述した。玆には小作人組合の區域並に分布を掲げるに止める。（農林省發表に據る）

全國を區域とするもの、四——全國農民組合、同上全國會議派、日本農民組合總同盟。

數府縣を區域とするもの・二、一府縣四九、數郡二八、一郡三二、數町村一四〇、一町村八八一、數字乃至一大字未滿三、四五七その他五七であつて、組織地域別にみれば、數字乃至一大字未滿を區域とするもの過半を占め、我國小作人組合の規模甚だ狹少なることを知り得るが、此の事情は組合員別に見ても明白に知り得る。即ち社會局調によれば組合員五十人未滿の小組合二、二〇六にて總數中五四・〇%を占め、百人未滿のもの一、一〇九、總數中二七・〇%となつてゐる。

之等の組合は沖繩を除く一道三府四二縣に散在し特に多き地方は新潟、山梨、岐阜、群馬、岡山、福岡、埼玉、兵庫、長野、愛知の諸府縣である。

第二部第二篇　勞働組合

尙社會局調により多數の組合員を有つ小作人組合が比較的多く存在する府縣二〇を列擧すれば次の如くである。

府縣名	組合數	組合員數
新潟	五二七	二八、七〇六
山梨	二七四	一六、九二二
埼玉	一六三	一四、九七九
愛知	一三七	一四、二四〇
群馬	一五九	一三、九八四
長野	一八〇	一三、八二八
岡山	一七六	一三、六四八
岐阜	二〇五	一二、四三四
福岡	一七九	一〇、〇九四
兵庫	一五五	九、九八九

地主組合は組合數六六二、組合員數は五〇、四五四人にて前年に比し組合數、人員ともに昭和二年を最高として大體に於て漸減の傾向を辿つてゐる。大正十年以降の組合數及組合員數は次の如くである。

地主組合（括弧内數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大正十年末	一九三	三七一

大正十二年末	五三三（四九八）	三四、五五九（四四、九一七）
大正十四年末	六〇五（五九一）	四一、四二五（五五、八七九）
昭和元年末	七三四（六五五）	五七、〇五三（六〇、九六四）
昭和二年末	六九五（六一四）	五五、六九五（五四、三八四）
昭和三年末	六四〇（五四九）	五五、一三八（四八、一〇四）
昭和四年末	六四五（四八五）	五〇、五五六（四三、七二一）
昭和五年末	六六二（五三九）	五〇、四五四（四五、三〇四）
昭和六年末		
昭和七年末		

備考　前に同じ

地主組合の區域に付ては、唯一の聯合會たる大阪の大日本農民協會（大日本地主協會と改稱）のみが全國を區域とし、一府縣を區域とするもの一〇、數郡乃至一郡を區域とするもの三七八であつて、他は數大字乃至一大字未滿を區域とするものである。

之等の組合は青森、岩手、佐賀、熊本及沖繩を除く一道三府三十八縣に分布し、その特に多き府縣は愛知、奈良、岡山、新潟、兵庫、栃木、岐阜、三重、島根、埼玉等である。

協調組合は上記二組合と異り大正十年以來組合數、組合員數共に漸次增大しつゝあるは注目すべきである。

協調組合の區域としては大は數郡乃至一郡を區域とするものが大部分を占めてゐるが、前年度に於いて比較的不振であつたこれらの運動は、昭和七年度に於いては可成の飛躍をとげたものの如くである。第一には、映畫從業員の組合の運動であるが、その

協調組合（括弧内數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大年十年末	公	三四七
同十二年末	三四七	一、三七一（七五四）
同十四年末	一、三七一（七五四）	一、四九一（八九五）
昭和元年末	一、四九一（八九五）	一、七〇三（一、〇三五）
同二年末	一、七〇三（一、〇三五）	一、九〇九（一、一六〇）
同三年末	一、九〇九（一、一六〇）	一、九八六（一、二七三）
同四年末	一、九八六（一、二七三）	一、九八〇（一、三三三）
同五年末	一、九八〇（一、三三三）	二、〇四七（一、二五八）
同六年末	二、〇四七（一、二五八）	二、〇九八（一、二七三）
同七年末	二、〇九八（一、二七三）	

備考　前に同じ

第三章　中間階級者の運動

中間階級者の運動は主として俸給生活者組合の形態をとつてゐるが、前年度に於いて比較的不振であつたこれらの運動は、昭和七年度に於いては可成の飛躍をとげたものの如くである。第一には、映畫從業員の組合の運動であるが、その

議の激増と相照應して、その組合への結成は本年度において全國的に進展した。次で小學校教員層の動搖もまた昭和七年度が經驗した劃期的事件であるといはねばならぬ。尙ほまたデパート、銀行、保險從業員の組合結成も可成の進展を示した。總同盟に生保從業員組合が三月に結成され、九月には關東一般使用人組合が總評の指導下に結成された。尙ほ、特に注目さるべきは合法的組織の比較的伸展しないこの領域に日本勞働組合全國協議會の力が執拗に伸びつゝあることであらう。昨年度まで結成され現存せる主なる中間階級者の組合は次の如くである。

〔日本勞働總同盟系〕

生保從業員組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭七、三）	五分會	組合員（內女）二五（—）	組合長 松岡駒吉 主事 藤田睍 會計 鈴木久治	不詳
大阪合同勞働組合（映畫演劇同盟）	大阪市北區曾根崎新地三ノ二三（大一〇、二）	二六支部 內映畫演劇同盟八四支部	組合員（內女）三、九三〇（二八五）	組合長 金正米吉 主事 村尾重雄	松竹其他映畫常設館

〔全國勞働組合同盟系〕

全國映畫劇場從業員組合	東京市神田區東福田町三（昭六、一二）	六地方聯合會	組合員（內女）八四九（一五二）	組合長 靜田錦波	映畫常設館
中部映畫同人組合	名古屋市中區門前町中春ビル（昭六、六）	三支部	組合員（內女）三六二（三〇）	組合長 赤坂幸造 書記長 巽狂兒	同右

〔日本勞働組合總聯合系〕

關東水上俸給者同盟	横濱市中區石川仲町一ノ一〇	二支部	組合員（內女）一三一（—）	組合長 森榮一 主事 大野亭次郎	不詳
大阪映畫從業員組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭七、一）	—	組合員（內女）四七七（—）	組合長 坂本孝三郎 主事 船司船郎	松竹系 日活系 其他
神戸俸給勞働者組合	神戸市海岸通二ノ四ノ一（昭六、五）	二支部	組合員（內女）二六八（二三）	組合長 大塚憲 主事 三浦完二	不詳
全國映畫從業員組合	神戸市湊西區港町三ノ三九（昭六、五）	六支部	組合員（內女）五一〇（五七）	組合長 森脇甚一 主事 小松瀧男	松竹系 日活系 其他

〔日本勞働組合總評議會系〕

關東勞働者組合（映畫部）	東京市神田區今川小路三ノ八（昭六、四）	六支部	組合員（內女）七六六（一四五）	委員長 中田惣壽 書記長 山花秀雄	映畫館
關東一般使用人組合	同右（昭七、九）	二支部	組合員（內女）四八（一二）	委員長 鈴木勇三	松阪屋 三省堂 柳屋

〔日本勞働組合全國協議會系〕

日本一般使用人組合　東京市

〔全國勞働組合自由聯合會系〕

東京地方使用人組合（昭六、三、一四）
東京市淀橋區上落合一丁目八八五
組合員（内女）三八（一〇）
相澤尚夫　遠藤二郎　不詳

〔關西勞働組合總聯盟系〕

關西演劇映畫從業員組合（昭六、一二）
大阪市浪速區稻荷町二ノ九二二
組合員（内女）三〇〇（一五）
委員長　山中與三吉　主事　香川初一

〔日本勞働組合總聯盟系〕

大阪サラリーマン組合（昭六、六）
大阪市北區相生町七三
組合員（内女）三〇（三）
組合長　淡河繁清　デパート其他三支部

〔日本勞働同盟系〕

日本映畫從業員組合（昭七、四）
東京市神田區小川町天下堂ビル
組合員（内女）一〇〇（一）
組合長　安藝盛　不詳

全國俸給者組合（昭四、二）
東京市芝區櫻田本郷町角内田ビル
組合員（内女）一〇〇（一）
組合長　小池四郎　不詳

海員協會
神戸市神戸區下山手八丁目（明二九、一、二五）
八出張所
組合員三、七〇〇
常務理事　尾崎麟太郎　高級船員

一般使用人班
醫務班
教育勞働班

關東俸給生活者組合
東京市豊島區長崎東町二四三（昭六、三）
三支部
二分會
組合員（内女）三〇〇（五〇）
委員長　吉川守國　會計　大信田哲夫
新聞・出版社　下級官公吏　商店

第四章　婦人勞働者の運動

無產階級婦人獨自の團體並に運動としては、各無產政黨の傘下にある婦人同盟を見ねばならぬ。尤もその運動は政治的性質のものであり、從つて「無產政黨」の篇中で取扱ふのが至當であるが今は便宜上こゝで取扱ふこととする。蓋し、婦人勞働者のみの組合としては見るべきもの殆んどなきが故である。

本年中における無產婦人同盟の消長はまさに無產政黨の例の混亂に照應し、無產政黨の離合集散と相伴つて動いた。

即ち、四月廿九日社民婦人同盟を脫退した赤松明子氏一派十數名は同日東京芝飛行會館において國社婦人同盟創立準備會を開き、新團體の創立並に準備委員を決定し、越えて六月四日の準備會において新同盟結成大會の開催を決定、次で七月十日『國社婦人同盟』の創立大會を開くに至つた。他方、永らく對立抗爭をつゞけて來た無產婦人同盟と社會民衆婦人同盟は、國社派の脫退と社會大衆黨の成立を契機として、兩婦人同盟の間に合同問題が提唱され、八月六日の合同委員會を始めとして六回委員會を重ねて問題は急速に進展し、八月

廿七日芝協調會館において兩婦人同盟の合同結成大會即ち、『社會大衆婦人同盟』結成大會が擧行された。いま、國社並に社會大衆兩婦人同盟結成大會の經過並に綱領主張等を述ぶれば左の如し。

國家社會主義婦人同盟創立大會——昭和七年七月十日、於芝協調會館。出席代議員三十名。議長、齋藤百合子。赤松明子氏、四月二十九日社民婦人同盟を脫退してより結成大會に至るまでの經過を報告し議事に入る。〔議事〕一、母子扶助法即時制定要求の件。一、自由主義的婦人參政權運動排擊の件。一、國家社會主義運動方針確立の件。〔役員〕會長保留、主事赤松明子、會計監督上肥キク子、勞働部長福井登久子、組織宣傳部長小笠原くに子、教育部長齋藤百合子、調査部長小池文子、事業部長小池元子、出版部長藤田孝子、財務部長赤松明子。

【綱領】

一、一君萬民の國民精神に基き新日本の建設を期す。

【主張】

一、我等は婦人の政治的、經濟的、社會的解放の爲に闘ふ。

一、我等は勤勞婦人の生活權確保の爲に闘ふ。

一、我等は母性の完全なる發揚の爲に闘ふ。

【宣言】

現在、祖國日本が國内的に國際的に一大行詰りに當面せることは嚴然たる事實である。國内的には資本主義の矛盾、その極に達し、その影響を最も深刻に受けたところの農村は今や恐るべき破局に當面してゐる。程度の相異こそあれ都市の小賣商人、一般勤勞階級も同じ運命の下に置かれてゐることは今更云ふまでもないことである。また國際的には、從來の國際聯盟追從外交が災して現在の如き國際的行詰りを生じたのであるが、我々はこゝに日本獨自の立場に立つ正しき自主的外交の確立を圖るべき緊要時に當面してゐる。

かくの如き非常時に際して、社會民主々義が完全に無能無力を曝露したことは事實である。空想的世界主義と素朴なる階級闘爭主義を基調とするマルクス主義による社會主義の實現を企圖する社會民主々義が、現下の祖國日本を救ひ得る能力なきものなることは明かである。それは、第六十二議會に於て農村救濟問題が白熱化したとき、いかに社會民主々義者の行動が不活潑無力であつたかによつても實證し得るところである。

また社會民主々義婦人運動の主目的である婦人參政權の運動にしても、それが明確なる目的意識を伴はず、單なる無產黨議員病患者の自己滿足の具に利用されるに止まる限り、それは却つて未だ政治的意識の成熟せざる婦人大衆をして議會萬能主義に陷らせるものであつて、その罪はブルジョア婦人運動者と何等相異するところはない。

今や社會民主々義運動はあらゆる方面に於て行詰つてゐる。しかも彼等は今尚ほ議會主義による社會主義實現の夢を捨てない。かくて彼等は、その意圖の如何に拘はらず、結果に於て資本主義擁護の役目を果しつゝあるのである。

我等は祖國日本の現狀を正しく認識し、祖國日本の發展と國民

生活の安定とを心から希望するが故に、社會民主々義を排撃し、國家社會主義の理想の下に搾取なき新日本建設の爲め、邁進せんとするものである。右宣言す。昭和七年七月十日日本國家社會婦人同盟結成大會。

社會民衆婦人同盟・無産婦人同盟合同「社會大衆婦人同盟創立大會」――昭和七年八月二十七日、於芝協調會館。出席代議員社會婦人同盟五十七名、無産婦人同盟六十五名合計百二十二名。議長岩内とみゑ。堺眞柄氏の合同經過報告後議事に入る。〔議事〕一、綱領政策に關する件。一、規約に關する件。一、名稱に關する件。一、男女同一勞働に對する同一賃銀獲得の件。一、生活窮乏打破闘爭に關する件。一、ファッショ粉碎の件。一、徹底普選及結社獲得に關する件。一、生活必需品の低價保持及び消費稅の撤廢。會計田邊とせ、會計監督岩内とみゑ。

尚ほ、綱領政策は次の如し。

【綱　領】

一、吾等は婦人の團結に依りて現下の經濟的政治的社會的一切の不合理と抗爭し無産婦人の徹底的解放を期す。

一、吾等は社會主義的政策の遂行により其の戰線を擴大强化し併せて社會大衆黨と協力して目的の貫徹を期す。

【政　策】

一、婦人の政治的自由の獲得

イ、自主的勞働組合法、職業婦人保護法の獲得。ロ、婦人勞働者寄宿舍制度の改善。ハ、婦人坑內作業及び危險作業の廢止。ニ、婦人勞働者の産前産後八週間公休の制定。ホ、七時間勞働制の確立。ヘ、男女同一勞働に同一賃銀の獲得。ト、最低賃銀法の制定。チ、無料托兒所無料産院及無料診療所の設置及び改善。リ、健康保險法制定の徹底。ヌ、職業紹介の徹底及び失業保險法の即時實施。

一、婦人に對する封建的差別の撤廢。

イ、封建的諸法律の改廢。ロ、教育の機會均等。

一、人身賣買に依る娼婦制の禁止。

一、母子扶助法の制定。

一、生活必需品の低價保持及び消費稅の撤廢。

一、産兒制限の徹底化。

一、出征及び現役兵士の家族の生活保障。

第五章　勞働者教育運動

勞働者教育運動の趨勢はこの最近の兩三年間さしたる變化を示してゐない。從つて、この運動が隆盛に赴きつつあるや停滯せりやについては可成り異つた見解があるやうであるが、玆で論斷し得るかぎりでない。玆では、本研究所の調査に基づき、比較的恒久の組織をもつものを一覽表の形で左に

揭ぐるに止めておく。（左表の生徒數中の括弧内は創立以來の修了者數である）

日本勞働學校　東京市芝區三田四國町二ノ六、明治四四・九・一〇・九・一六改稱、財團法人勞働會館經營昭和八・四・一六再開校、〔授業〕月水金夜二科目二時間、月謝五〇錢、三ヶ月一期

中央勞働學院　東京市本郷區元町二ノ四七、大正九・六・四創立、經營同院理事會代表者栗野谷藏

東京帝國大學セツルメント勞働學校　東京市本所區横川橋四丁目七ノ二、大正一三・九・一〇開講、經營者校長末弘嚴太郎、〔學科〕勞働法制（末弘、政治理論（青木）、組合論（岡田）、勞働運動史、經濟學（菊池）、世界事情（秋本）等〔授業〕一週三夜二時間宛、一期約一ヶ月、開講四期、〔生徒〕一〇三（約九〇〇）

プロレタリア政治學校　東京市麹町區麹町八丁目二十番地昭和四・七・二〇創立經營者高瀬清、〔學科〕日本社會運動史（松本）、プロレタリア經濟學（岡田）、世界社會運動史（高瀬）、プロレタリア政治學（高瀬）、勞働組合論（菊川）、唯物史觀（河上）、婦人問題（堺）、ファシズム（佐々）、戰爭論（鈴木）、宗教論、文學論、支那問題、農村問題、〔授業〕一期一ヶ月、一週三日三時間宛、二期開講、月謝一圓半、〔生徒〕男女共學、九三（四一三）

横濱勞働學校　横濱市中區長者町八ノ二九、昭和四・七・一創立、經營者校長森榮一、〔學科〕經濟（高瀬）組合論（森）、政黨論（近藤）國際問題（滿川）、英國勞働運動（茂木　等、〔授業〕一期約一ヶ月、昭和八・三報告に據る

關東學院勞働學校　横濱市浦島町、昭和三・三創立、經營者關東學院セツルメント、〔學科〕平易なる政治問題、經濟問題、人生問題等

神奈川勞働學校　川崎市新川通五九、大正一五・八・一創立、經營者日本勞働總同盟神奈川聯合會、〔學科〕社會學、政治學、勞働運動史、勞働組合論、經濟學、簿記、英語等、〔授業〕一週三日三時間宛、昭和七年中は研究會を以て替ふ、月謝一圓、〔生徒〕組合より推薦者、約四七名（三五〇）

横廠工友會勞働學院　横須賀市山王町四八、昭和二・四創立、經營者社團法人横廠工友會〔學科〕勞働問題、勞働運動史、勞働法制、政治及經濟學等、〔授業〕一期三ヶ月一週二日、月謝五（錢、昭和七年中勞働時間激增のため休講、〔生徒〕會員、（二七四）

埼玉勞働公民學校　埼玉縣川口市金山町二ノ三二六九、昭和三・四・一五創立、總同盟東京鐵工川口支部經營、〔學科〕勞働組合論（齋藤）、經濟時事（山崎）、勞働主任（松永）、産業問題（井堀）、財政學（重賢）、勞働組合組織論（原）、農村問題（佐藤）、通常醫學（加藤）等、〔授業〕昭和七年中不定期十五回開講、無月謝〔生徒〕組合員、日本農民總同盟組合員

協調會勞働學院　大阪市此花區朝日橋通三丁目西九條公園内、

大正一一・九・二二設立認可、經營者財團法人協調會大阪支所、〔學科〕〔本科〕經濟學（林）、勞働問題（橋本）、勞働法規（荒木）、社會政策（游佐）、工業要綱（吉岡）、倫理（七里）、英語（若生）——研究科（林）、社會思想（林）、社會保險（遊佐）、企業組織（富岡）、賃銀制度（橋本）、物價及金融（安原）、團體及政治（西村）、哲學（七里）、勞働衛生（助川）〔授業〕月水金夜、本科二時間半宛、研究科二時間宛、一期三——七月及九——翌三月・二期開講、月謝本科二圓半〔生徒〕高小卒の勞働者にして雇傭主より推薦本科四七（五八五）、研究科二六（一三六）、短期講習（八八）

大阪勞働學校　大阪市此花區吉野町一ノ三六、大正一一・六・一創立、大阪勞働學校經營委員會經營、委員長高野岩三郎、校長賀川豊彦〔學科〕經濟學、齋藤、松澤、笠）勞働組合（松澤）、唯物史觀（森戸、小岩井）、社會運動（高橋）、政治學（河上）、勞働法制（色川）、滿洲問題、新聞學、住宅問題、歐洲事情等、〔授業〕一期三ヶ月二期修了、月水金二時間、三期開講月謝一圓〔生徒〕勞働組合員無產者政黨員五四（九七一）

自由農民學校　大阪市北河内郡諸堤村高横堤、昭和八・二・一創立、共岡本利吉經營〔學科〕（前者）人間理學認（岡本）、生理發生學、育種學、生理學、病理學、物理學、近代思想、哲學、農業制度、老農傳、農業組織、國際問題、農村文學、農村婦人、桑園管理養蠶、養豚、養鷄、養乳牛、蔬菜栽培、エスペラント等、〔授業〕農閑一月十日ヨリ同二月末迄、寄宿制、午前學科、午後開墾費用十八圓、〔生徒〕四〇、（三〇〇）

日本農民福音學校　兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二・二・一一

堺勞農政治學校　堺市殿馬場町、昭和六・二・一〇創立、經營者小岩井淨

西村榮一

神戸勞働學校　神戸市兵庫區湊町三丁目二五、昭和八年五月、從來のもの消滅した爲再建、經營者神戸勞働學校經營委員會、〔學

創立、校長杉山元治郎、賀川豊彦經營、〔學科〕農學大意（藤崎）農村社會事業(賀川)、農村社會問題 杉山)、農村衞生、農村娯樂、農家建築 米に就て、市場、養蜂、接木、農村藝術、社會進化、職業教育、榮養學、獨逸事情、社會事業、聖書、傳道史、禁酒問題、自然科學、文學等、〔授業〕農閑期一月十日ヨリ一ヶ月、寄宿制、無月謝、食費半額補給、〔生徒〕農業從事青年十八歳以上、二〇（九八）

農民福音學校　昭和六年六月より昭和七年六月の間に全國に於て開催されたる臨時又は常設の長短期農民福音學校は五十二校に及ぶ(神の國新聞による)

強戸共愛女塾　群馬縣新田郡強戸村大字成塚、昭和三・一・二創立、經營者強戸農民組合婦人部、〔學科〕農業(須永)、裁縫(野村)、家事(野村)、算術作文(佐野間)、〔授業〕農閑三ヶ月、三ヶ年修了、一日八時間、月謝一圓、〔生徒〕組合子女五〇(二三〇)

日本協同組合學校　東京市本所區東駒形四丁目六、昭和八・一〇・一〇開講、經營者日本協同組合教育協會、理事長安部磯雄、校長賀川豊彦、主事上條愛一、〔學科〕(正科)協同組合運動部概論、社會倫理、協同組合經營法、庶民金融日本産業組合史、會計學及簿記、農村社會學、實際經濟學、〔授業〕約三ヶ月、月火木土夜七——九時迄、月謝一圓、〔生徒〕男女勤勞者

主要勞働組合一覽表

（聯合體・單獨組合・農民組合）

備考　昭和八年七月調で、昭和七年の情勢と八年の現勢とを併記せしめる様にしてあるが、尙前年版參照

1、日本勞働總同盟、2、全國勞働組合同盟、3、全勞統一全國會議、4、日本勞働組合總聯盟、5、日本勞働總聯盟、6、日本製陶勞働組合同盟、7、純勞働者組合同盟、8、自由勞働同盟、9、中央勞働組合同盟、10、關西勞働組合協議會、11、日本勞働同盟、12、全國勞働組合自由聯合會、13、日本勞働組合自由聯合協議會、14、日本勞働組合全國協議會、15、日本造船勞働聯盟、16、日本交通勞働總聯盟、17、日本交通勞働總聯盟、18、官業勞働總同盟、19、海業勞働組合聯盟、20、海員關係組合、21、戰線統一連絡團體、22、單獨組合、23、農民組合

組合名	所在地	組織數	幹部	關係主要工場	青年部 婦人部	機關紙並備考
1 日本勞働總同盟系						
日本勞働總同盟	東京市芝區三田四國町二丁目六（大元・八・一）	二同盟會 八聯合會 七二組合 四七、九八六（八、六五〇）（七年度大會報告—昭七・八現在）	顧問 鈴木文治 會長 松岡駒吉 主事 西尾末廣 會計 福岡金次郎 中央委員 德永正報 原虎一 齋藤健一 土井直作 三木治朗 堀越梅男 金正米吉 前田種男 今津菊松 金光平 八谷幸太郎（七年度大會ニ於テ新任）	專門部長 國際部 松岡駒吉 政治部 西尾末廣 調査部 齋藤健一 社會部 福岡金次郎 教・出部 重廣虎雄 爭議部 金正米吉 組織部 土井直作 婦人部 三木治朗 法律部 片山哲	婦人部	「勞働」 「勞働婦人」 「勞働經濟」（月刊） 社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟
關東勞働同盟會	東京市芝區三田四國町二ノ六（大二・一）	二聯合會 二七組合 二四、七〇七（四、七五〇）	會長 松岡駒吉 副會長 內田藤七 主事 齊藤健一 會計 福岡金次郎		青年部 婦人部	
東京聯合會	同右（昭二・四）	一三組合 一六、八一六（三、七八四）	會長 原虎一 主事 池善二 會計 福岡金次郎		ナシ	汽車製造會社砂町工場、永田メリヤス機

東京鐵工組合	同（大一三・一二）	四四支部（三六分會）三、八八九（一〇五）	組合長 内田藤七 主事・會計 原虎一	械、大和サツシュ、高砂工業、中島電機、荏原製作所、安立電氣、東亞電機、大日本自轉車、那須アルミ、日本電線、日本鉸釘、小穴電機、東亞亞鉛メッキ、櫻田機械日本鑄鋼、石井、小岐各鐵工所、堤方、昭和各鐵工所、日本信號、桑野電機、岡部電機、田中商會	ナシ			
日本縫工組合	東京市品川區西品川五九六七（大一三・三）	一支部 三九（二八一）	組合長 小原源一 主事 小野健一 會計 佐藤信一	鐵道省被服工場	婦人部			
出版印刷勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六（大一五・一〇）	二支部 七九（八三）	組合長 德永正報 會計勅使河原藤太郎	行政學會印刷工場	青年部			
中央合同勞働組合	同右（大一五・三）	三六支部（三六分會）二、七四三（三六〇）	組合長 齊藤健一 主事・會計 池善二	玉川水道、東京ガス、大日本セルロイド、ローヤルセルロイド、東京ゴム底製作所、並木製所作	青年部			
東京革工組合	東京市足立區千住二丁目（大一四・五）	八支部 五三（四四）	組合長 茂澤清 副組合長 寺澤國太郎 會計 熊本虎藏 藤井駒次	日本、明治、秋元、各皮革工場、スタンダード、東京製靴各工場、鎌田セルロード	ナシ			
關東電球硝子産業勞働組合（中央硝子工組合）	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭六・三）	一三支部 一、三三一（一七九）	組合長 德永正報 主事 我妻定雄 會計 小野菊鉾	極東ガラス、佐染ガラス、高見ガラス、前田ガラス、中央ガラス、丸左ガラス	ナシ	昭八・五、中央硝子工組合ヲ改稱		

東京水道同志會	同右（昭五・六）	五支部 一〇〇	組合長 沖濱藤治 會計 福岡金次郎	東京市水道局	ナシ	
紡織勞働組合	同右（大一五・二）	二支部（二分會）四、〇九五（二、七三二）	組合長 松岡駒吉 副組合長 大越半忠 主事 富田繁藏 會計 福田金次郎	東洋モスリン、東京モスリン、大日本紡績、富士瓦斯紡績、東京麻糸紡績、久保田織物	婦人部	
運輸勞働組合	同右（昭二・六）	八支部 八〇二	組合長 沖濱藤治 會計 福岡金次郎	淺草、秋葉原、三河島、各合同運送、飯田町、千住、隅田川汐留驛從業員、京濱電車自動車部、三井物產石炭部	ナシ	
東京自動車同志會	東京市芝區三田四國町二ノ六（昭四・三）	五支部（二分會）六〇八	組合長 松岡駒吉 主事 小竹久雄 會計 藤原伊之助	自動車從業員（主ニタクシー）	ナシ	
東京塗裝工組合	同右（昭六・五）	二四支部 一、三七五	組合長 齋藤安次都 副組合長 福井虎吉 主事 渡邊榮 會計 武田臣也 河名卯七		七年度新加盟	
生保從業員組合	同右（昭七・三）	（五分會）一一五	組合長 松岡駒吉 主事 藤田脫 會計 鈴木久治	サラリーマン	七年度新加盟	
八王子勞働組合	（府下南多摩郡由井村西長濱、大一五・五、員四五）					
神奈川聯合會	川崎市新川通五九（大一五・四）	九組合 五支部 六、八三四（一、七六八）	會長 三木治朗 主事・會計 土井直作		青年部 婦人部	

神奈川鐵工組合	同（大一四・三）	右	三支部（四分會）一、六四八（一七三）	組合長	近藤武男	日本鋼管、日本蓄音器造船、富士製鋼、淺野製鐵部、淺野ドック、市原ポンプ、大革工員、屋井乾電池、佐倉金庫、東京螺子クローム、東京小澤製鐵、東京灣埋立、	青年婦人部
神奈川製材労働組合	横濱市中區花ノ木町二ノ二七（大一五・六）	川崎市新川通五九	二支部一五二	組合長事・會計	木村萬一郎　齋藤勇	太洋木材、新興製材吉野製材、石田、寺門濱本、峰岸各製材工場	青年婦人部
神奈川電氣労働組合	横濱市鶴見區潮田町二四五九（大一五・四）	川崎市新川通五九	一支部三六（七三）	組合長事・會計	土井直作　藤田七之助	東京電氣	青年婦人部
神奈川石油労働組合	横濱市鶴見區潮田町二四五九（大一五・四）	川崎市新川通五九	四支部六六（一二五）	組合長事・會計	近藤武男　川畑幸藏　池原勝人	日本石油、スタンダード石油	ナシ
神奈川合同労働組合	川崎市新川通五九（昭四・七）		五支部六三（一三七）	組合長事・會計	土井直作　大川嘉太郎　知久勇	神奈川コークス、大日本化學、保土ケ谷ソーダ、東高島驛石炭運送人夫、三井埠頭船夫、他自由労働者	青年婦人部
染色労働組合（横濱支部）	横濱市中區花木町二ノ二七（昭四・三）		六支部一準備會三五（七八）	組合長事・會計	土井直作　今村敏　中野範二	秋山染工場、宮崎染工場、伊豆庄染工場、江口染工場、守安染工場、其他	青年婦人部
製綱労働組合川崎支部	川崎市新川通五九（三〇）、セメント労働組合川崎支部二三（三）同京濱セメント支部一（一）、關東醸造労働組合川崎支部三（三）、同三河支部七五（一）、關東醸造労働組合						

濱支部一四〇(一一)、會所屬デアルガ重複ヲサケ同聯合會員數中ニハ計上シナイ

〔地方部〕

關東釀造勞働組合	東京市芝區三田四國町二ノ六(大一三・七)	組合	小岩井相助	日英カスケード釀造工場、關東地方釀造會社藤崎工場、福島商會、東京パイプ、金子オブラート、栗本牧場、伊勢崎駒形、中西、岡、各醬油工場	八組合 三、〇八九(三六〇)	ナシ
		主事・會計	堀越梅男			
埼玉勞働組合	埼玉縣草加町松原(大一五・一一)	組合長	中野良次郎	大阪窯業東京工場、帝國煉瓦工場	二支部 一五(三八)	ナシ
		會計	竹内弘吉			
		主事	山田丑五郎			
秋田製材職工組合	私田縣能代港町萬町九二(大八・一二)	副組合長	佐藤忠三	東北木材、能代木材、昭和木材、秋田杉材、能代製板、杉本製材、秋田釀造用器	九支部 五三(八二)	青年部 婦人部
		副會計	金谷與三郎			
		副主事	小松宗治			
秋田樽丸工組合	同右(昭五・五)	副組合長	古澤庄太郎	大喜工場、大米工場、相松工場、他十數工場	三分會 三五	青年部
		副會計	宮腰宗治			
		副主事	小松吉			
札幌勞働組合	札幌市南四條東三丁目一八	組合長	鈴木健次郎	雜産業	一支部 三一	ナシ
		主事	藤咲房夫			
常盤炭礦夫組合	福島縣岩城郡內鄉村上綴(昭五・二)	組合長	欠員	磐城、入山、小野田古河炭礦	八支部 四四七(八二)	ナシ
		主事				

濱支部一四〇(一一)、會所屬デアルガ重複ヲサケ同聯合會員數中ニハ計上シナイ紡織勞働組合川崎支部三三〇(三七〇)同保土ケ谷支部六四〇(四三〇)同平塚支部四三〇(三五〇)＝合計八支部三、二四(一、三三三)名ヘ神奈川聯合

關東交通勞働組合	群馬縣澁川町下郷（昭四・四）	三支部 二八七（一三二）	組合長 小岩井相助 主事 高橋千與雄 會計 清水友太郎	群馬自動車、阪東自動車、伊香保自動車	ナシ		
前橋合同勞働組合	前橋市前代田七（昭四・八）	七支部 四〇七（二七〇）	組合長 野口三郎 主事 船岡清 會計 松田金次郎	入松製糸工場、澁川合同運送、森製糸工場、丸八紡績工場	青年部 婦人部		
關西勞働同盟會	大阪市北區曾根崎新地三丁目二三（大八・四）	六聯合會 四三組合 二二、八六五（三、八四三）	會長 西尾末廣 主事 金正米吉 會計 塚本重藏		青年部 婦人部	「勞働者新聞」（月二回）	
大阪聯合會	同右（大六・六）	七組合 七支部聯 一協議會 一三、一三九（二、九三二） 一五、三三三（二、九六九）	會長 西尾末廣 主事 金正米吉 會計 長田孝三		青年部 婦人部	大阪聯合會加盟組合ノ支部數組合員數ノ項中太字ハ昭和八年十月現在ノ數字ヲ示ス	
大阪金屬勞働組合	同右（大一〇・七）	三三支部（四支部聯）四、三三（二四〇） 三六支部 五、〇五二（二九〇）	組合長 前田種男 主事 松井直一 會計 長田孝三	久保田、栗本、疋田、高橋各鐵工所、發動機會社、大阪電機工業所、瀬尾汎建製作所、坂口鑄造所、藤田工業會社、出原鑄造所、大阪製鎖所、田中車輛工場	青年部 婦人部		
大阪合同勞働組合	同右（大一〇・二）	二〇支部（一支部聯）二、四三〇（二六七） 二八支五支聯 三、九三〇（二八五）	組合長・會計 金正米吉 主事 村尾重雄	水谷製鋼所、小西硝子製造所、松竹其他映畫常設館	青年館 婦人部	合同勞働內ニ映畫演劇同盟アリ	

大阪印刷出版勞働組合	同右（大一四・二一）	六支部 四六五（三〇）	組合長 小林廣吉 主事 市田清 會計 平野治太郎	濱田印刷所	青年部	
電線工組合	大阪市此花區春日出町二四七（大一〇・八）	五支部 八八〇（一〇〇）	組合長 田前種男 主事 羽生忍 會計 服部米市	住友電線製造所	青年部 婦人部	
大阪製鋼勞働組合	大阪市此花區今開町一ノ一〇（昭四・九）	二支部 一二〇	組合長 片山健一 主事 森田清一郎 會計 渡邊喜佐市	住友製鋼所	青年部	八年上半期自滅
大阪陶業勞働組合	大阪府泉南郡佐野町松原（昭三・一〇）	二五一（六） 二二九（四）	組合長 元阪順次 副組合長 上ケ谷榮太郎 主事 大前松男 會計 山田谷麿	大阪陶業佐野工場	青年部 婦人部	單獨
遞友自治會	大阪市北區曾根崎新地三丁目（昭七・六）	二支部 三二六 三支部 三五〇	組合長 鈴木文治 主事 天野長一 會計 村尾重雄	遞信局	青年部	

〔聯合會直屬〕

關西紡織產業勞働組合・大阪支部聯四、〇一三（二、二五六）同泉南地方協議會三二三（三三）＝計二支部四、三三五（二、二八九）

製菓勞働組合	大阪市浪速區木津川一丁目（昭七・一三・八）	六支部 三〇〇	組合長 金正米吉 主事・會計 小林廣吉	富田屋製パン、大阪ケーキ配給所、丸三製菓、大糸製菓、オリエント製作所、道頓堀ベーカーリー	ナシ	正式加盟ナラズ

京都聯合會	京都市中京區御前通四條上ル（昭五・六）	三組合 一支部聯 九九七（五〇）	會長 西尾末廣 主事 國島泰次郎 會計 渡邊清一		青年部 婦人部	
京都合同勞働組合	同右（昭三・五）	五支部 三二九	組合長 林宏吉 主事 小谷新二郎 會計 鷲塚享	雜產業	青年部	
京都金屬勞働組合	京都市中京區御前通四條上ル（昭七・六）	五支部 一支部聯 二六八	組合長 國島泰次郎 主事 上田豊三 會計 蓮田吉太郎	富永製作所、大谷金庫、赤坂伸銅所、村伸伸銅所、伊藤伸銅所	ナシ	七年六月加盟
滋賀勞働組合	大津市膳所町坊主町木戸方（昭三・二）	三支部 四七〇	組合長 木戸好和 主事 鷲塚享	市衛生部水道部、昭和レーヨン、東洋レーヨン、旭シルク	青年部	八年四月滋賀合同勞働ヲ再建

〔聯合會所屬〕

京都運輸勞働組合（京都市下京區醒ケ井通三哲下、昭四・九・二七、員三五、長・黑田古彌）關西紡織產業勞働組合京都支部聯合會三六五（五〇）

兵庫縣聯合會	神戸市須佐野通四丁目二五（昭五・六）	一〇組合 三支部 二、六八七（二八七）	會長 今津菊松 主事 金子巽 會計 上垣彌一		ナシ	
尼崎金屬勞働組合	尼崎市南城內五五（大一三・三）	二支部 六二〇	組合長 森岡鶴藏 主事 井上市太郎 會計 渡邊伊勢夫	久保田鐵工所	ナシ	
尼崎合同勞働組合	同右（大一三・二）	二支部 五〇	組合長・主事 佐藤文治	雜產業	ナシ	
尼崎木管工組合	同右（大一〇・三）	二支部 二八〇（一〇〇）	組合長 林元一雄 主事 小谷長兵衛 會計 長井歳一	木管工場	青年部 婦人部	

灘製樽工組合	兵庫縣武庫郡御影町濱仲（大三・二）	七支部 四九五	組合長・會計主事	古谷松三郎	撰津樽製造業組合	ナシ	
灘ゴム工組合	西宮市用海町（昭五・七）	一支部 一一〇	組合長・會計主事	谷本粂治	撰津ゴム會社	ナシ	
灘合同労働組合	兵庫縣御影町濱仲（昭六・三）	五支部 一〇五	組合長・會計	金子巽	雜産業	七年度加盟	
神戸合同労働組合	神戸市南本町五丁目（昭七・一）	二支部 三〇	組合長・會計	今津菊松	雜産業	ナシ	
神戸尼崎ゴム工組合	神戸市南本町五丁目一一（昭七・六）	一支部 二九〇（九〇）	組合長・會計主事	濱崎勇之進 林梅治	尼崎ゴム工場	青年婦人部	七年度新加盟

〔聯合會所属〕

灘輪竹工組合（兵庫縣御影町濱仲、大三・二、員六五、長・谷本榮藏）、扇港染色労働組合（神戸市須佐野通四ノ二五、昭六・一〇、員三〇、長・今津菊松、未加盟）關西紡織産業労働組合・尼崎支部一九七（六二）‖計三七三（九七）

愛知縣聯合會	名古屋市中區元田町三ノ一五（昭五・九）	九組合 一、六三六（四七三）	組合長・會計副主事	小泉七造 梶田勝利 小瀬木兼市			
中京鐵工組合	名古屋市中區元田町三ノ一五（昭五・一二）	三〇支部 一三五（一〇）	組合長・會計主事	小泉七造 豐田政吉 増田幸太郎	中京鐵工所、豐田自動織機紡機工場、時計工場	青年婦人部	
一宮中央合同労働組合	一宮市日吉町五六（昭六・五）	二支部 三五（六五）	組合長・會計主事	梶田勝利 上原鐵造	青野染工場、中島染工場、伊藤染料工場	青年婦人部	

露橋勞働組合	名古屋市中區向町一四（昭七・六）	二支部 一二〇	組合長 藤木安太郎 主事 小川清市 會計 前田九一	ナシ	七年度新加盟	
中部合同勞働組合	岐阜市龍田町一ノ七（昭七・六）	二支部 三四〇（八〇）	組合長・會計 小瀬木兼市 主事 大岩清美	青年部 婦人部	七年度新加盟	
名古屋時計工組合	名古屋市南區波寄町一六（昭七・七）	六支部 一二五	組合長 鳥居幸右衛門 主事 堀田晴明 會計 加藤源三郎	時計製造工場	ナシ	七年度新加盟
愛知合同勞働組合	名古屋市中區元田町三ノ一五（昭七・七）	五支部 二九〇（三〇）	組合長・會計 小泉七造 主事 石原勳	ナシ	七年度新加盟	
中部紡織勞働組合	名古屋市中區元田町三ノ一五（昭七・七）	二支部 二四〇（一八〇）	組合長 山谷憲一 主事・會計 久野高松	紡績工場	青年部 婦人部	七年度新加盟
名古屋木材勞働組合	同右（昭六・二）	四支部 五一五（四五）	小島ラケット工場、高野時計製造所、其他	青年部 婦人部		
〔聯合會所屬〕 刈谷勞働組合（愛知縣碧海郡刈谷村小山、昭和五・六、員四〇、長・高野芳太郎）中部伸銅工組合（名古屋市中區元田町三ノ一五、昭和六・六、員三六、長・萩原德右衛門）、直屬組合員（二八）						
中四聯合會	廣島縣御調郡因島土生町（大一五・六）	五組合 二支部 一、四三七（五五）	會長 金正米吉 主事 金光平 會計 村上武一	ナシ		
因島勞働組合	同右（大二・一）	七六六	組合長 小川近一 主事 西島殷 會計 三宅喜一郎	大阪鐵工所因島工場	青年部	

向島造船労働組合　廣島縣御調郡向島東村彦上（昭二・一）　一支部　二七〇

福山労働組合　福山市新馬場町（昭二・二）　一支部　一七〇

中國紡織労働組合（福山市新馬場町、昭三・九、員八〇、長・金光平）、三原合同労働組合（廣島縣三原町築出町、昭五・三、員八〇、長・宮川金太）

石油労働組合糸崎支部（員七二）　八組合　二支部　二、九八八（一〇一）

九州聯合會　小倉市川越町（昭三・一）　會長・主事　伊藤卯四郎　會計　机久保時造　足立勇

下關運輸労働組合　下關市岬之町鍛之内（昭三・七）　一支部　三三組合　會長・主事　遠山重勝　會計　栗原榮

粕屋労働組合　福岡縣粕屋郡仲原村酒殿（昭三・一）　一支部　三四〇（三〇）　組合長　欠内野福太郎　會計　末若喜三

日本石炭坑夫組合　福岡縣飯塚市芳雄驛通り（昭五・四）　四支部　三八九　組合長・主事・會計　伊藤卯四郎　宮崎太郎　ライジングサン、西戸崎工場、忠隈炭坑、麻生炭坑、久垣炭坑、大峯炭坑、島廻炭坑、鴨山炭坑、大谷炭坑、金剛炭坑、目尾炭坑　青年部

長崎印刷工組合　長崎市中小島町一〇〇（昭六・七）　五支部　四一〇（六五）　組合長・會計・主事　田中定吉　中西芳太郎　重誠舍　ナシ　七年度新加盟

西日本石炭坑夫組合　長崎縣北松浦郡（昭六・八）　一支部　一七六　組合長・主事・會計　伊藤卯四郎　古賀專　炭礦不詳　七年度新加盟

「聯合會所屬」關彥金屬勞働組合（下關市西大洋、昭四・一、員二〇、長・小池清造）、門司印刷勞働組合（門司市葛葉町、昭五・一二、員二八、建築勞愛會（飯塚市吉原仲町、昭七・一〇・三、員三五、長・岡本與市、八年加盟）製鋼勞働組合小倉支部（小倉市東富野、昭五・一二、員二〇、長・小池清造）、門司印刷勞働組合（門司市葛葉町、昭七・一〇・三、員三五、長・岡本與市、八年加盟）製鋼勞働組合小倉支部（小倉市東富野、昭五・一二、員二〇、長・小池清造）、門司印刷勞働組合（門司市葛葉町二丁目、昭和七・八、員三八（七二）、セメント勞働組合門司支部（門司市大字門司、昭四・一、員一七九（三五一）、セメント勞働組合門司支部聯合會（門司市大字門司、昭四・六、員四六三（三〇）、セメント勞働組合三支部聯合會（門司市大字門司、昭四・六、員六三五（三〇）、セメント勞働組合聯合會（門司市大字門司、昭四・六、員四六三

全國勞働組合同盟	東京市神田區東福田町三（昭五・六・一）	（八、三八三）（昭七・八現在＝七年度大會報告）七聯合會　專四組合　四二、一五六（六、四六二）組織（昭八・八現）	問部長	天齋井鶴高	滿藤上橋	芳太郎	永江一夫
		度北八年度）八會報告	政治部	菊山高	川口橋	忠常次郎	
			爭議部	山口	橋	雄涉	
			宣傳部	高鈴	木藤	悅次郎	
			教育部	後河	野	貞治	
			調査部	田	萬	清臣	
			國際部	河	野	密	
			法律部	後田	萬	貞治	
			青年部	鶴	上	五良二	
			出版部	內	田	佐久郎	
			婦人部	井	上	岩三郎	
			顧問	棚	橋野	小虎	

「全國勞働新聞」（月二回）社會大衆黨支持日本勞働組合會議加盟幹部項中上段ハ八年度役員、下段ハ九年度役員委員長主事會計關西事務局長ハ變更ナシ

東京地方聯合會	東京市神田區東福田町三（昭五・八・三）	八組合	專問部長	菊	川	忠	永江一夫
			政治部	山口	木上	常次郎	
			爭議部	鈴	井	悅次郎	
			組・宣部	後	藤	良二	
			教育部	河	野	貞治	
			調査部	田	萬	清臣	
			國際部	大	森	種一	
			法律部	渡	邊	惣藏	
			青年部	高	橋	涉	
			出版部	天	滿	芳太郎	
			婦人部	高	野	岩三郎	
			共濟部	河	橋	丈太郎	
			顧問	棚	上	小虎	
				賀	川	豐彥	
關東化學一般勞働組合	同（大一四・七・一九）（昭八・五）	二八支部（一、六三二）（三三五）	組合長	岩內善作			
			青年部				
			婦人部				
				八年九月、關東化學關東食料關東木材ノ一部ノ合同			

日本ペイント、大日本製糖、中央製糖東京工場、大日本肥小松川工場、日本精練、日本製粉東京工場、三田土ゴム、東亞ゴム、青木染工場東京・日本紙業、小島外五友仙工場、ロームヤルセルロイド食料品工業

會長茅野眞好	青年部	一〇支部	組合長岩內善作	青年部	横河電氣、安立電氣東京建鐵、品川製作		
	婦人部			婦人部			

合同關東金屬產業勞働組合	同右（昭四・九・二六）	八六〇（八〇）	組合長	菊川忠雄	所、三共電機、大和サッシュ、淺野造船沖電氣、吾嬬製鋼、中外建材	青年部 婦人部
日本運輸交通勞働組合	同右（昭三・一〇・二九）（昭八・六）	二四支部 一、九〇〇	組合長	河野密	南千住、汐留、大崎中野、新宿、各驛構內運輸、共和組、東京回漕、南北運輸、其他艀船倉庫仲仕トラック運轉手等	青年部 八年三月、日本運輸・日本運輸交通ノ合同
全國映畫劇場從業員組合	同右（昭六・一二）	六地方聯 八四九（一五二）	組合長	靜田錦波	映畫館一般使用人	青年部 婦人部
東京乘合自動車現業員	同右（大一四・一一・二〇）	四支部 六五五（二七〇）	組合長	高橋渉	東京乘合自動車（青バス）	青年部 婦人部
關東木材產業勞働組合會	同右（昭五・六）	一五支部 四三五（一五）	組合長	淺沼稻次郎	長島製材、入口、潮濱、山田各製材所	青年部
東京地方自由勞働者組合	同右（昭五・一〇）	九支部 二、四四五	組合長	淺沼稻次郎	市土木局臨時人夫、自由勞働者	青年部 市職業紹介所失業者
關東革技工組合	東京市荒川區南千住町二ノ四（昭二・四・二三）	八支部 六六〇（七〇）	組合長	關權藏	日本皮革、日本製靴、東京製靴、日本建築紙工、高崎板紙	青年部 婦人部

排同內、合同派復歸ノ經緯ニツイテハ、第二部ノ記述ヲ參照サレタシ

大阪聯合會	大阪市此花區江成町二三（昭四・一〇・一）	七組合	會長	山口常次郎	主事	鈴木悅次郎
			會計	桑島南海士		

大阪金屬勞働組合	同右（大一五・四・四）	四七支部 七、五三四（二六五）	組合長 山口常次郎 主事 鈴木悅次郎	藤永田造船所、戸畑鑄物、住友製鋼、大阪鐵鋼、宇治川鐵鋼、日本鑄鋼、汽車會社大阪鐵工、大阪亞鉛廣瀬鐵工所、淺田、井上、岩橋製作所、東洋鑢伸銅	青年部 婦人部	
大阪化學一般産業勞働組合	同右（昭六・一二）	二一支部 二、六六二	組合長 鈴木悅次郎 主事 大森種一	ラサ島燐礦、高木、伊藤各琺瑯、太洋、日本各エナメル、神谷硝子腕環、大日本セルロイド、大阪ガス、印刷、映畫、飯食	青年部 婦人部	
大阪運輸交通勞働組合	同右（昭三・九・二〇）	一六支部 二、一四二	組合長 井上良二 主事 矢野武雄 財政部長 田中祐夫	大正運輸、仲島組、安治川艀船夫、富榮組、島田組	青年部	
大阪電氣從業員組合	同右（昭六・六・一二）	七支部 七七六	組合長 山口常次郎 主事 平岡雄四郎 財政部長 好美孝三	大阪市電氣局	青年部	
大阪都市從業員組合	大阪市港區八幡屋松之町二ノ二〇七（昭五・八・一六 昭七・三改組）	八支部 九九五（一〇〇）	組合長 田萬清臣 主事・會計 大場米太郎	大阪市保健部、港灣部、土木部、衛生部	青年部 婦人部	七年十二月、大阪市從聯盟加盟保健部、土木、港灣ノ三從業員組合ヲ統一
大阪履物勞働組合	大阪市天王寺區日東町一三八（昭七・八・二六）	二四支部 八四五（八）	組合長 山口常次郎 主事 高橋鶴吉	履物工	青年部 婦人部	大阪化學一般ヨリ分離
泉州勞働組合	堺市九間町大道西側（昭六・六・一）	三支部 三八〇（六〇）	組合長 油谷虎松 主事 大西凛平	秤工場、製藥工場	青年部 婦人部	七年十月泉州金屬勞働組合ソノ他ノ合同ニヨリ成立

大阪聯合會其他ニ據點ヲ有シ國家社會主義分子ノ轉向ノ經緯ニツイテハ第二部ノ記述ヲ參照サレタシ

神戸地方聯合會　神戸市神戸區海岸通二ノ四（昭七・一〇・一四）　六組合　三、二〇〇　會長　永江一夫　事務長　丹羽繁正　青年部　婦人部　昭和七年六月結成サレタ神戸勞働組合ハ七年十月全勞ニ加盟、同時ニ地方聯合會ニ改組

加盟組合　神戸市從業員組合（昭和四年十月創立、事務所同上）▲神戸一般勞働者組合（昭和七年五月創立、事務所同上）▲神戸造船勞働組合（昭和七年九月創立、事務所同上）▲灘製靴工組合（昭和七年二月創立、事務所神戸市葺合區吾妻通二丁目一二ノ二三）▲神戸ゴム産業勞働組合（昭和七年二月創立、事務所同上）▲神戸自由勞働者組合（昭和七年三月創立、事務所同上）▲神戸藝術俥給者組合

中國聯合會　福山市東堀端町八八（昭五・六・二九）　三組合　組合長　佐竹新一　主事　久下本有　福山工場、帝國染料、三條、黒瀬、森川、各石粉工場、前川、久德、栗原、製材工場、福山ゴム工場

福山勞働組合　福山市中市四〇三（昭三・二）　六支部　組合長　久下本有　主事・會計　三谷文太郎　青年部　婦人部

中國履物勞働組合（廣島縣松永町東町上ノ町、昭六・八、再建中）廣島統一勞働組合（廣島市泰寺町一三〇、昭四・七、員七六（三八）、長・佐竹新一）

高知聯合會　高知市石井町石立（昭五・六）　三組合　一、〇二〇（一三八）　會長　小笠原國躬　青年部　婦人部

海南合同勞働組合（昭四・七、員四六〇（三二）、長・小笠原）、高知製紙勞働組合（昭六・六、員四三〇（二七）、長・小笠原）、高知印刷出版勞働組合（昭五・二、員三〇、長・小笠原）

日本労働年鑑

播州化學産業労働組合　兵庫縣加古郡高砂町（昭六・一〇）　三班（四五）

阪神合同労働組合　尼崎市北城内九七（大一五・一二）　五支部　二三

阪神金屬労働組合　同（大一五・一二）　右　三支部　一三

中部映畫人組合同　名古屋市中區門前町中春ビル（昭六・六）　三支部　三三（三〇）

和歌山統一労働組合　和歌山市南濱町一（昭八・三）　二支部　二七分會　三〇八（二三）

全敦賀合同労働組合　福井縣敦賀町新樂町（昭六・七）　六支部　三一〇

栃木縣聯合會　栃木縣鹿沼上田町（昭五・七）　三組合　一、三六

加盟組合　大谷石材労働組合（昭和三年五月創立、事務所栃木縣河内郡城山村荒針一四一森山方）其他

東北合同労働組合　八戸市古常泉下一二　二支部　九〇

郡山労働組合　郡山市古館三二（大一五・七）　二支部　一五

組合長　田中利勝　東部電力、輕工業工場

主事　鈴木正義

組合長　西村菊次郎　各種産業ナシ

組合長　西川類　三菱製紙、多木肥料山陽皮革、大同マッチ、岩崎マッチ　青年部　婦人部

組合長　福島玄　美作製紙、不二製紙西成製紙、小野田製紙、山内ゴム　青年部　婦人部

組合長　福島玄　平野鐵工所、日本エレベーター、大日電線工場　青年部　婦人部

書記長　赤坂幸造　在名キネマ常設館　青年部　婦人部

組合長　雪下健三　新興捺染合資、和歌山綿布、南海木材　青年部　婦人部

書記長　松坂榮二郎　八年三月、和歌山一般木材労働組合ト和歌山化學労働組合ノ統一改組

函館地方勞働組合協議會	函館市大森町六四（昭七・一二）	四組合 一七支部 一、一七七（一五〇）	會長 鶴本德太郎	青年部 婦人部 八年二月加盟

加盟組合　函館合同勞働組合（五〇〇）▲函館出版勞働組合（一三〇）▲函館運輸勞働組合（一二〇）▲函館市衛生從業員組合（三〇〇）

滋賀化學一般統一勞働組合	大津市石山鳥井川町一（昭八二）	五支部 二二〇（四二）	組合長 元持佐太郎	化學產業 青年部 婦人部
京都統一勞働組合準備會	京都市上京區室町通立賣上ル（昭八）	五支部 二〇〇（一）	組合長 辻井民之助	青年部 婦人部
神奈川勞働組合準備會	未定（昭七・一一）	五支部 三八〇（二五）	組合長 天滿吉太郎	青年部 婦人部

加盟組合中　關東新聞從業員組合（昭和五年十二月創立）▲長岡勞働者向上會（昭和四年八月創立）▲北海道聯合會（昭和五年六月創立）▲佐世保合同勞働組合（昭和七年四月創立）ハ昭和七年上半期ニオイテ解體乃至自然消滅（七年十二月十九日第二回中央委員會議事參照）

〔本部直屬〕

日本紡織勞働組合	東京市神田區東福田町三（昭二・四・八）	一四支部 五、五六一（四、六二）	組合長 上條愛一 主事 茅野眞好	洋モス、富士ガス紡合同紡、日紡、東洋紡小泉製麻、大阪製麻	青年部 婦人部 正義の光（月刊）豊橋麻眞田從業員組合ハ「紡勞」ノ支部トナル（七年十二月）
日本鑛夫組合	同右（大九・八・一）	九支部 九五〇（四〇）	組合長 高梨二夫	磐城伊勢炭礦、茨城小田、小坂、別子各地鑛山	青年部 婦人部

關西事務局	大阪市此花區江成町二三（昭五・六・一）	局長 鈴木悅次郎 主事 山口常次郎 常任 寺西藤三郎		

3 全勞統一全國會議系

全勞統一全國會議	東京市芝區濱松町二ノ一一（昭八・三・五）	二地方協議會 六、八七五（三〇〇）	全國委員長 加藤勘十 會計 高野實 全國委員 難波虎一 安平鹿 岡信太郎 外十二名	青年部
「日本勞働新聞」（月刊）	支持政黨ナシ日本勞働組合會議排擊八年三月五日全勞全國職代會議ヲ以テ、クラブ排擊分裂反對同盟ヲ解散、全勞大衆的反對派トシテ結成			
關東地方協議會				
關東化學産業勞働組合	東京市芝區濱松町二ノ一一（昭六・二）	九支部 一、二三四（一二一）	委員長 ナシ 主事 ナシ 常任 難波虎一 長正路	日本製煉、日新染布、青木染工所、大崎ガラス 青年部
關東金屬産業勞働組合	同右（昭四・一二・六）	六支部 一、三五〇	委員長 加藤勘十 主事・會計 安平鹿一 書記 阿部富雄	三菱航空機、大東工業、荏原製作所、安全電氣、横河電氣 青年部
東京出版勞働組合	同右（昭四・三）	一五分會 三班 八五〇（一二〇）	委員長 高野實 主事・會計 古賀政男 書記 伊藤清遠	中屋三間印刷、東京印刷、東京日々、大倉印刷、開運社 青年部

日本労働組合運輸合同（昭六・二・三）　東京市芝區濱松町二ノ一一　四〇〇

日本労働組紡織合同（昭六・二・三）　右　委員長　久保田敏交　通運輸青年部　二〇〇

外ニ「映畫技術労働組合」「東豆労働組合」アリ

關西地方協議會　大阪市港區新池田町一ノ七二（昭八・六・五）　委員長　岡信太郎

大阪地方ニ於テハ　大阪映畫從業員組合（大阪市港區新池田町、昭八・一〇・二六、員・七〇（一五）、長・富家一）、釘鉄金屬、大阪出版、大阪化學、大阪運輸ノ産別組織中阪神一般化學労働組合（尼崎市外常光寺（昭七・三）　一〇〇　委員長　前田曠　東洋紡績青年部　婦人部

京都染色労働組合（京都市中京區中新道四條下ル東入ル（昭四・三）　三〇〇　委員長　増山則文　主事　櫛田喜一　日本クロス、服部染工場、神谷友仙工場、大橋友仙工場　捺工青年部　舊評議會系京都染物労働組合ハ八年十月合流ス

西部鑛山労働組合（福岡縣飯塚市裏町（昭二・五）　四〇〇　委員長　小山盛人　書記長　徳永卯作　炭礦・ベス青年部

九州合同労働組合（門司市大里中通七（昭五・三）　一三〇　委員長　深井菊松　青年部

4 日本労働組合總聯合系

日本勞働組合總聯合	東京市芝區三田四國町一五（大一五・一・一七）	二五、四三七（一、四三六）七年度大會報告、昭七・九末現在	委員長 坂本孝三郎 顧問 山崎今朝彌（法） 金子忠吉 高橋龜吉 中央執行委員（專） 皆川利吉（國） 森榮一（組） 佐野好男（政） 高山久藏（出） 宇野信次郎（爭） 川島稽三（青） 今井武吉（事） 末中勘三郎（婦） 森脇甚一（調） 土屋一雄	青年部 婦人部	「勞働運動」（月刊） 新日本國民同盟支持 日本勞働組合會議加盟
關東聯合會	東京市芝區三田四國町一五（大一五・一）	三聯合會 一九組合 一〇、七九七（三九九）	會長 高山久藏 主事 森榮一 會計 皆川利吉	青年部 婦人部	
東京聯合會	同右（昭四・七）	一〇組合 八、〇三九（二六〇）	會長 高山久藏 主事 皆川利吉	青年部 婦人部	
日本精技會	東京市品川區東大崎町四ノ二一六（大一四・三）	三支部 三三一（三二）	組合長 萱沼由藏 主事 鈴木力藏 會計 遠藤光藏	日本精工會社、門田鐵工所、中島電機、日本車輛會社	青年部 婦人部
京濱勞働技友會	東京市大森區入新井一ノ一〇五（大一二・四）	三支部 一、八三七（二五）	組合長 福田鐵之助 主事 福井逸三	東京瓦斯電氣、大森機械、日本特殊鋼	青年部
荏原地方工場從業員組合	東京市荏原戸越町三三（昭五・四）	七支部 四一六（三六）	組合長 信田孝太郎 主事 小川增藏	七歐商會、東京鐵道信號、目黑製作所、大川鐵工所、日本工業、安達電機、門田脇本、國藤鐵工所	青年部
城南技工組合	東京市品川區西品川町四ノ一二四七（昭五・二）	一支部 二四〇（五〇）	組合長 熊澤子之吉 主事 清水伊之助		舊安立從業員組合

東京工勞組合	東京市芝區三田四國町一五（大一五・三）	八支部 一八七五（二二）	組合長 高橋慶造 主事 岡本鐵治	池貝鐵工所、小林電機、山越鐵工所、大野製作所、東京機械製作所、明治電機、東陽製作所、佐藤工業所、宮地鐵工所	青年部	
東京硝子工組合	同右（昭六・一）	三九五（四八）	組合長 森利造 主事 勝倉富次郎	小泉ガラス、第一製壜、坪内ガラス、和田製壜、日比野硝子櫻井ガラス	青年部	舊關東硝產勞働組合
日本勞技會	東京市向島區隅田町三ノ四五九（大八・四）	八支部 七三六（六）	組合長 宇野信次郎 主事 稻田末太郎 會計 長谷川艷吉	日本車輛東京支店	青年部	
關東染色勞働組合	東京市芝區三田四國町一五（昭四・一〇）	一支部 二四二（一二）	組合長 岩本新次 主事 井上直治	東京織物會社	青年部	
東京工場從業員組合	同右（昭六・九）	八支部 三八四（三八）	組合長 淺井貞三 主事 權藤内巳 會計 皆川利吉	不二サツシユ、日本蓄電池、大同信號、井口鑄工所、八千代電氣	青年部 婦人部	
關東鑛山勞働組合（準）	福島縣石城郡内鄉村（昭七・六）	二八〇	組合長 蒲生正利 主事 新井兵太郎	炭礦		七年度新加盟
京濱船夫組合東京支部協議會	東京市芝區三田四國町一五（昭五・一〇）	三支部 三分會 六五〇	會長 高山久藏 主事 新井兵太郎		青年部	

京濱船夫組合東京支部（員五〇五・長・遠藤淺次郎）、關東染色八王子支（員二八・長・河合幸次郎）、直屬支部・員一三〇（一〇）

神奈川縣勞働組合會	横濱市中區長者町八ノ一一九（昭四・八）	七組合 二、七六〇（一三九）	内失業者七六四	會長	森川島	榮稽三一			
横濱一般勞働組合	横濱市神奈川區龍住町一八（昭四・八）	九支部 六五五	内失業者三五五	組合長	川島	稽三	和田製材所、大日本ビール、キリンビール、關東運輸、日本鑛石商會	青年部	婦人部
京濱船夫組合	横濱市中區石川仲町一ノ一〇（昭四・三）	三支部 一支部聯 六四九	内失業者二五	組合長	森	榮一	大林組、富島組、共同東京合同、關東運輸、川崎汽船、宇都宮商店、北村回漕店	青年部	
京濱出版勞働組合	同（昭五・八）右	二支部 三五三（三三）	内失業者五八	組合長	原田	榮一 武次郎	文壽堂、横濱活版舍、大橋印刷、金港舍	青年部	婦人部
神奈川金屬勞働組合	川崎市榎町一三（昭七・三）	四支部 六六〇（八五）	内失業者八五	組合長	風岡	高次郎	日蓄、富士製鋼、富士電氣、日本家具鋼材、日本樂器、日本光材、日本鑄造	青年部	婦人部
京濱司厨會	横濱市中區石川仲町一ノ一〇（昭三・三）	四支部 四二四（四一）	内失業者八三	組合長	森	榮一	ホテル・ニューグランド	青年部	婦人部
關東水上俥給者同盟	同（昭七・一）右	二支部 一三	内失業者四三	組合長	森	榮一	サラリーマン	青年部	七年度新加盟

横濱港灣運輸勞働組合	同右（昭七・一）	四支部 二一五 内失業者 六二	組合長 森榮一 主事 鹽原邦男	運輸産業	ナシ	七年度新加盟
愛知縣聯合會	名古屋市東區東二葉町七（昭六・七）	二組合 六七五（一〇二）	會長 石井光長 主事 矢澤博		青年部 婦人部	
名古屋硝子工組合	同右（昭五・一〇）	一三支部 四六三	組合長 土屋一雄 主事 中山進助 會計 高橋惠祐	中央玻璃器、寺澤、若杉、木村、金子、箕浦、林、曾我、三原各硝子工場	青年部	
愛知纖維勞働組合	同右（昭六・七）	二支部 二二（一〇二）	組合長 福江東一 主事 奥田春繁	綿覺製綿所、國枝製綿所、尾鹿製綿所、高木漂白工場、堀尾染色工場	青年部 婦人部	
關西地方聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（大一五・一）	一三、九六五（九三五）	會長 坂本孝三郎		青年部 婦人部	
大阪聯合會	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭三・八）	一三組合 一〇、八八七（六三一）	會長 今井武吉 主事 橋本定吉		青年部 婦人部	
大阪鐵工組合	大阪市西成區楠通四ノ七（大八・五）	三支部 二、七九三（一二）	組合長 三木磯治 主事 泰伊勢松	藤永田造船所、久保田鐵工所、湯淺伸銅所、大阪鐵工所、日本可鍛鑄鐵、本所鐵工所、中島機械工作所、田中車輛、山階鐵工所、大阪可鍛、島津可鍛、各錬鐵所	青年部	

大阪一般勞働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭三・九）	一四支部 七九八（八三）	組合長 橋本定吉 主事 難波軍一	鎌田ゴム製造所、芦森製綱所、乾製紙會社、ラヂウム溫泉、日本曲木工業、江東秀工舍、大阪製紙會社、浪速アルミニウム、日本木管、王子製紙	青年部
大阪硝子工組合	大阪市北區與力町一ノ二四（大一四・四）	四六支部 二、九六七（二八）	組合長 坂本清太郎 主事 堀田友五郎	德永、竹島、西川、小川、田村、鈴木、太陽、尾崎、鈴村、石田、奈良田、島田大一各ガラス工場	青年部
大阪皮革勞働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（大一五・三）	三支部 三七五	組合長 坂本孝三郎 主事 平井三之助	日本皮革、新田調帶大阪皮革、小西皮革	青年部
大阪電機技工組合	大阪市東淀川區今里南通一ノ七（大一五・五）	五支部 六九四（一五八）	組合長 坂本孝三郎 主事 久保見仙太郎	日本電熱器、東京電機、大阪變壓器、南海電鐵、沖電氣	青年部
全日本紡織勞働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二九（昭五・七）	六支部 八八八（三二七）	組合長 坂本孝三郎 主事 栗山角次郎	日本紡津守、今宮、天滿工場、攝津毛糸紡織、鐘紡鴫野工場、鐘紡兵庫工場、日本毛織會社、泉州織物會社	婦人部
大阪印刷向進會	同右（大一五・三）	五支部 二四二	組合長 末中勘三郎 主事 橋本定吉	石黑、正木、松原、塚本、竹村、榎本法令館、研石社、西川隆進堂、大每印刷部	青年部

大阪映畫從業員組合	同右（昭七・一）	四五七	組合長 坂本孝三郎 主事 船司船郎	松竹系、日活系、其他在阪映畫館、解說者其他一般使用人	不詳	直屬七年度新加盟、八年五月、全日本映畫從業員組合結成ニ參加
西之宮一般勞働組合	西之宮市東濱町三一（昭六・五）	三支部 二八五（一七）	組合長 長岡留吉 主事 武田三吉	山村製壜工場、日本厚板硝子製造所、其他	青年部 婦人部	
尼崎一般勞働組合	尼崎市築地南濱町三ノ四五（昭五・一一）	一支部 一〇三（二三）	組合長 濱名末太郎 主事 濱田角次	マグネシア工業會社	ナシ	
泉州鐵工組合	堺市北半町西一丁森田保之助方（昭四・一一）	一三支部 六七七	組合長 生山秀吉 主事 栗山角次郎	梅鉢鐵工所、加地鐵工所、淺香鐵器、關西製綱、堺合金製造所	青年部	
泉州一般勞働組合	同右（大一五・六）	一二支部 四九八（一二）	組合長 人江甚介 主事 森陰大三	關西製綱マニラ工場、大和捺染工場、日本セルロイド工場、福助足袋工場	青年部	
和歌山合同勞働組合	和歌山市鷹匠町二ノ一五（昭六・五）	六支部 一六五	組合長 高橋譽志雄 主事 橋本定吉	岡町村皮革、昭和紡績、和歌山綿布、和歌山織布、太田製材、昭和染工場、辻染工場、野上染工場、吉田染工場	青年部	七年度新加盟
兵庫縣聯合會	神戸市兵庫區永澤町三丁目六六ノ二（昭二・一一）	三、〇七八（三〇四）	會長 佐野好男 主事 森脇甚一		青年部 婦人婦	

神戸労働組合	同（大一四・一二）右	神戸市葺合区南本町四ノ四〇一（昭二・一）	神戸市兵庫区永澤町三ノ六六（昭六・八）	神戸市神戸区海岸通二ノ四ノ一（昭六・三）	神戸市湊西区大開通一〇ノ二三（昭六・八）	兵庫県自動車従業員組合	全日本映画従業員組合連合会	神戸市兵庫区永澤町三ノ六六（昭八・三）
神戸労働組合	同（昭六・九）	神戸港湾労働組合	兵庫県司厨従業員組合	神戸労働者俱給組合	兵庫県自動車従業員組合	全日本映画従業員組合連合会	全国映画従業員組合	全国調理従業員組合
一分会	六支部	二支部	二支部	二支部	二支部	三本部九支部	六支部	二支部
六七五（五〇）		一五五	二六〇（二五）	三八（三）	二三	一、五〇〇（三〇〇）	五一〇（五七）	一五三（二七）
組合長事 森脇甚一	同	組合長事 中鳥武雄	組合長事 森脇甚一郎	組合長事 大塚三浦完二憲	組合長事 富家小坂忠榮彦	組合長事 森脇甚一	組合長 森脇甚一	組合長事 森脇甚一
石井清一	右	吉本藤兵衛	濱畑	サラリーマン	バス、タクシー、自動車運転手、車掌	小松瀬男	映画常設館	山崎昇
日清製粉、丸三硝石日本製粉、共進組		神戸税関構内、東神倉庫外運輸仲仕労働	カフエー・ロンドン、福原會館、サロン春ノ他ノバー、カフエー			京阪神松竹系、日活系、各映画館		飲食關係一般使用人
青年婦人部		青年婦人部	青年婦人部	不群	婦人部	青年婦人部	青年婦人部	青年婦人部

一日本映画労働組合ノ機関誌、新聞ハ月刊、十一年度新加盟ノ大阪映画従業員、全国映画従業員（神戸）關西映画従業員（京都）ノ合同ニヨル

七年度新加盟、八年五月、全日映従ヲ結成

5 日本労働組合総評議會系

日本労働組合總評議會

東京市芝區濱松町二ノ一七ノ五（昭六・四・一八）

	神戸印刷従業員組合	神戸機械労働組合	神戸造船労働組合	神戸伸銅労働組合	神戸興業従業員組合
	神戸市兵庫區永澤町三ノ六六（昭六・九）	同（昭七・三）右	同（大五・一〇）右	神戸市兵庫區永澤町三ノ六六（昭八・五）	同（昭八・五）右
	六支部（三〇〇）	三支部（三五）	五支部（二九五）	七支部（四二四）	二支部（二〇〇）
主事	組合長	組合長	組合長	組合長	組合長
	森脇甚一榮	佐野好男	森脇甚一	佐野芳男	富家甚榮
	神戸印刷所、福田印刷所、三土所、其他	神戸又新日報、高岡、青婦人部	三菱造船所、川崎車輛工場造、青年部	三菱造船所、川崎車輛、神戸製鋼所、青年部	三菱造船所、川崎車輛、神戸製鋼所、青年部
	七年度新加盟「神戸金屬勞働」參照	「神戸金屬勞働」參照	神戸機械ト神戸造船勞働兩組合ノ合同	全國映從ノ温泉劇場兩支部ノ獨立	「左翼勞働者」（未刊）支持政黨無シ「合法政黨排撃」日本勞働組合會議排撃關東勞働組合會議加盟

日本勞働組合總評議會

東京市芝區濱松町二ノ一七ノ五（昭六・四・一八）

三評議會四一組合二、四〇〇

委員長　木村錠吉
書記長　田部井健次
中央執行委員（專）
中田惣壽（財・機）
三木一雄（組・爭）
傘島景毅（政）
山崎常吉（救・調）
安高行（教・婦）
山花秀雄
野村浩

関東地方評議會	東京市芝區濱松町二ノ一七ノ五（昭六・三）	九組合 三、二九〇	委員長 中田惣壽 書記長 田部井健次			
関東金屬勞働者組合	同（昭七・六）右	二〇〇	委員長 坂本與左衛門 書記長 山田平藏	日本計器、汽車會社金庫製造會社、吾嬬製鋼所、日本鋼管、日本トラスコン	青協婦協議會	昭七・九・一八中央一般勞働組合ヲ併合
関東木材勞働組合	同（昭七・九）右	一八〇	委員長 光島岩巳 書記長 江口信太郎		青協婦協議會	
関東出版勞働者組合	同（昭六・四）右	五分會 三〇〇	委員長 露久保賢次	築地活版、大倉印刷東京製本、三省堂	青協婦協議會	
関東勞働者組合	同（昭四・三）右	六支部 一、九九〇	委員長 中田惣壽	牟田鑄物工場、電業社、鑓井友仙工場	青協婦協議會	
日本映畫從業員組合	東京市下谷區竹町一二三（昭八・四・三〇）	五支部 七四〇（一三八）	委員長 谷天郎 書記長 大友保	日活、日興、松竹、新興、高麗田、大藏	青年部婦人部（共ニ協議會ノ形式）	八年四月加盟
関東醫務同從業員組合	同（昭八・六・一五）右	二支部（東京神奈川） 一四〇（一五）	委員長 枝川雪枝 書記長 今井秀子	東京病院、東京看護婦會、共榮看護婦會、共同病院、下谷病院、聖路加病院	協議會	「あかつき」「みどりの友」八年七月十五日加盟

加盟組合―關東化學勞働者組合（昭和八・長・島袋正順）、關東繊維勞働者組合（昭和八・長・柳快男）、關東一般使用人組合（東京市下谷區竹町一二三、昭和七・九、員四八（二三）、長・鈴木勇三、七年加盟）、關東食堂酒場從業員組合（同上、昭和八、長・海老澤一郎、準備會）

中部地方評議會

中部金屬勞働者組合	名古屋市中區西川端八ノ一〇（昭六・六）	四組合 一、三三〇（三三）	委員長 近藤信一 書記長 赤松勇	公表セズ	青協婦協議會年會人會
中部金屬勞働者組合	同（昭三・九）右	二六〇	委員長 高尾龍一	公表セズ	同右
中部化學勞働者組合	同（昭七・八）右	九〇（一七）	委員長 岡崎千代吉	公表セズ	青協婦協議議會年會人會
中部地方合同勞働組合	同（昭五・三）右	三支部 三七〇	委員長 伊藤勇	公表セズ	同右
中部地方自由勞働組合	名古屋市東區山田町三ノ一四四（昭六・四・一〇）	一、三〇〇	委員長 吉川健三 書記長 山本豐	土木建築産業（大部分鮮人勞働者）	青協議會年

關西地方評議會

大阪金屬勞働者組合	大阪市港區千代見町四ノ八（昭五・六）	三協議會 二組合 四、五〇〇（三〇）	委員長 安島高行 書記長 田口進		青協議會年
大阪木材勞働者組合	同（大一四・七）右	三分會 六〇〇	委員長 田口進 書記長 増子一	大丸家具製作所、喜多コルク、龜田コルク、木村製材所	青協議會年
大阪金屬勞働者組合	同（大一四・五）右	三分會 六〇〇	委員長 長田鶴二 書記長 仲橋喜三郎	大阪鐵工所、藤永田造船所	青協議會年

大阪化學労働者組合	同（昭五・六）	右	九分会	委員長	都路鐵三	砺子工場、武田製薬白山製墺、日本セルロイド	青協婦協議会年
大阪一般労働者組合	同（昭六・三）	右	四分会	委員長	村上忠彦	建築産業、一般使用人	青協議会年
關西電氣労働組合	同（昭二・二）	右	一六分会	委員長	大竹市太郎	大同電力、昭和電力	青協議会年
關西繊維労働者組合	同（昭八）	右	一七分会	委員長	岩橋倉三郎	綿布工場、製帽所、	青協婦協議会年
神戸金属労働組合	神戸市林田區二番町四ノ一四四（大一四・五）		一七分会	委員長	柴田久治	神戸製鋼所、北村製鋼所、川西機械、川崎車輛分工場	青協議会年
神戸一般労働者組合	同（昭六・一〇）	右	三三分会	委員長	藤本俊三	川崎飛行機工場	青協婦協議会年
神戸化學労働組合	同（昭四・九）	右	四〇分会	委員長	藤田正一	印刷工場、自由労働者	青協婦協議会年
全京都合同労働組合	京都市下京區油小路八條上ル（昭八）		六分会	委員長	杉谷俊之助		青協婦協議会年
				委員長	森口新一	秋毎ゴム、兵庫ゴム	青協婦協議会年
				書記長	明智光男	渡邊ゴム、阪神ゴム	青協婦協議会年
				委員長	藤田正一	ホテイゴム	青協婦協議会年
				書記長	瀬長勇		青協婦協議会年
				委員長	柴田久治		青協婦協議会年
				書記長	藤本俊三		青協婦協議会年
				委員長	岩橋倉三郎		青協婦協議会年
				書記長	田中久吉		青協婦協議会年
				委員長	大竹市太郎		青協議会年
				書記長	兼島景毅		青協議会年
				委員長	村上忠彦		青協議会年
				委員長	都路鐵三		青協婦協議会年
				書記長	崔正吉		青協婦協議会年

京都ノ組織ヲモ内包

日本瓦工組合京都支部	京都市東山區今熊野池田町	二〇〇	委員長	加山由太郎	在京都全瓦製造工場	ナシ	
總本部直屬							
全樺太勞働組合	樺太豊原町（昭七・一）	二分會 一、四六七（二八三）	委員長	坂本實	各種産業、主トシテ製材勞働者		
			書記長	川口泰治			
全小樽勞働組合	小樽市稻穗町東三ノ二八（昭五・六・一八）	三分會 四五〇	委員長	細川貞次郎	一般、運輸、木材、出版		
全札幌勞働者組合	札幌市北二條東九ノ九（昭六・七）	五分會 二八八（二八）	委員長	正木清	公表セズ	青年協議會 婦人協議會	
釧路一般勞働者組合	釧路市幸町五ノ四（昭七・五・三一）	二六〇（一〇）	委員長	武本實三郎	港灣、運輸、金屬、自由勞働者		
			書記長	近藤榮作			
帶廣一般勞働組合	帶廣町東三條七（昭七・三・五）	一二〇（五）	委員長	長濱政男	出版、木材、自由勞働	青年協議會 婦人協議會	
會津一般勞働組合	福島縣若松市針屋名古屋町（昭四・二・二八）	三分會 二二四（五一）	委員長	保志宗輔	林合名會社、坂内セメント工場、會津電力、林紡績、日本沃土會社	青年協議會 婦人協議會	
			書記長	柴田清作			
中津合同勞働組合	大分縣中津市豊田町二（昭七・二・二〇）	不詳 九八（一二）	委員長	兒玉秀次	富士紡中津工場、豊中製糸工場、中津製材工場	青年協議會 婦人協議會	七年二月二十日九州合同勞働ヲ脱退結成

6 日本勞働總聯盟系

日本勞働總聯盟

大阪勞働組合	大阪金屬勞働組合	同（昭二・五）	三〇組合 八、二一〇（三〇〇）	會長	大阪市北區相生町七三
大阪工組合	大阪硝子組合	同（昭六・二）	二支部 一、一九〇（一二）	副組合長	内田文市
大阪勞働組合	大阪官業勞働組合	同（大一二・三）	四支部 二一七（三）	副組合長	奥村源三郎
大阪勞働組合	大阪電機勞働組合	大阪市旭區今福町中央電機内（大一三・四）	二支部 二三二（一三）	組合長	安達素
關西コルク勞働組合	大阪市旭區鴫野町六八六松下方（昭二・四・八）		二支部 三〇〇（一三〇）	會長	八木信一
				主事	内田文市

下關港灣勞働組合	下關市丸山町（昭二・六）		三〇〇	委員長	本田一
横堀勞働組合（秋田縣横堀町旭町、昭和六・四、員三一、長・佐藤賢太）、水戸合同勞働組合（水戸市上町上金町）、土佐紙工組合（高知縣吾川郡伊野町、昭和三・六、長・吉田繁）、伊野一般勞働組合（同上、昭和七・三、長・岡田明治）				常任者	店從業員總維勞働協議會
大阪金屬勞働組合	同（昭二・五）		三〇組合 八、二一〇（三〇〇）	會長	八木信一
				副會長	丹羽市太郎
				主事	内田文市
大阪硝子組合	同（昭六・二）		二支部 一、一九〇（一二）	組合長	内田文市
				副組合長	杉江美之助
大阪官業勞働組合	同（大一二・三）		四支部 二一七（三）	組合長	奥村源三郎
				副組合長	金鎭吾
大阪電機勞働組合	大阪市旭區今福町中央電機内（大一三・四）		二支部 二三二（一三）	組合長	安達素
關西コルク勞働組合	大阪市旭區鴫野町六八六松下方（昭二・四・八）		二支部 三〇〇（一三〇）	會長	八木信一
				主事	内田文市

日本勞働組合全國協議會	東京市芝區新錢座町一（昭二・七）	「無產者新聞」（週刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國金屬勞働組合	同（昭二・七）	「全國金屬」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國土建勞働組合	同（昭二・七）	「土建勞働者」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國化學勞働組合	同（昭二・七）	「化學勞働者」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國出版勞働組合	同（昭二・七）	「出版勞働者」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國交通勞働組合	同（昭二・七）	「交通勞働者」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國合同勞働組合	同（昭二・七）	「合同勞働者」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國農民組合	同（昭二・七）	「農民新聞」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
全國水平社	同（昭二・七）	「水平新聞」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
關西民衆黨	大阪市北區堂島中一ノ三（昭二・一）	「關西民衆黨」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
日本勞働組合會議	同（昭二・一）	「日本勞働新聞」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫
關西民衆黨支持日本勞働組合會議加盟	同（昭二・一）	「關西民衆黨」（月刊）	一〇〇〇	委員長	山内兵衛
				書記長	佐野文夫

大阪砲兵工廠ナショナル	大阪市東成區深江（大一三・一）		一〇〇〇	會長	伊藤嘉太郎
				主事	片山善三郎
中央電機製作所ナショナル	大阪市旭區今福町中央電機内（大一三・四）		二支部 二三二（一三）	組合長	安達素
永柳コルク工場、大阪コルク工業	大阪市旭區鴫野町六八六松下方（昭二・四・八）		二支部 三〇〇（一三〇）	會長	八木信一
				主事	内田文市
辻川硝子工場、白山硝子工場、田中硝子工場	大阪市東成區深江（大一三・一）		一〇〇〇	會長	奥村源三郎
				副會長	金鎭吾
蓑田鐵工所、長谷川鐵工所、田中機械、東洋カタン	大阪市北區相生町七三（昭六・三）		三〇組合 八、二一〇（三〇〇）	會長	八木信一
				副會長	丹羽市太郎
				主事	内田文市
青年部	同（昭二・五）		三〇組合 八、二一〇（三〇〇）	會長	八木信一
				副會長	丹羽市太郎
				主事	内田文市
青年部	同（昭二・五）		二支部 一、一九〇（一二）	組合長	内田文市
				副組合長	杉江美之助
青年部	同（昭二・五）		四支部 二一七（三）	組合長	奥村源三郎
				副組合長	金鎭吾
青年部	同（昭二・五）		二支部 二三二（一三）	組合長	安達素
青年婦人部	大阪市旭區鴫野町六八六松下方（昭二・四・八）		二支部 三〇〇（一三〇）	會長	八木信一
				主事	内田文市

大阪染色労働組合	大阪市旭區蒲生町三（昭七・一〇・二）	一五〇					
大阪河川労働組合	本部ニ同ジ（大一五・三）	四支部 三五〇					
大阪製氷労働組合	同右	一四〇（五）					
大阪同盟労働組合	大阪市旭區蒲生町七	三六〇					
大阪サラリーマン組合	大阪市旭區蒲生町七（本部ニ同、昭六・六、員八四（三）、長・淡河繁清）、大阪映畫從業員組合（同上、昭八・五、員九二（五）、長・青山耕花）、大阪						
石工労働組合	（同上、昭六・一、員八〇、長・村上直市）大阪清掃労働組合（同上、昭六・五、員八〇、長・清水末吉）						
名古屋官業労働純向上會	名古屋市熱田澤上町三〇（大一一・一一）	三支部 七〇〇	組合長 副組合長 本部理事	内田文市 大見信三 宮下松太郎	名古屋工廠、其他民間工場	ナシ	
京都電機労働組合	大阪市北區相生町六三（昭四・一一）	二三〇	組合長	田中	日新電機、井上電機	ナシ	直屬
京都金属労働組合	同（同）右	一三〇	同右			ナシ	同右
山陽無煙炭礦労働組合	山口縣美禰郡大嶺村麥川（昭四・一一・二四）	三支部 一、一五〇（二〇六）	組合長 副組合長 同	丹羽市太郎 吉井政 福田英夫	山陽無煙炭坑、桃ノ木坑、荒川坑麥川工場	ナシ	
大嶺合同労働組合	（同上、昭七・一一、員九〇（三〇）、長・内田文市）						
東京サラリーマン組合	（東京市、員四〇、長・太田義男）						

7 純勞働者組合同盟系

純勞働者組合同盟	東京市深川區御船藏前町二〇（昭六・七・二五）	三組合 六六八（七二）	委員長 大久保勇 委員 福本直二 新村明治郎 早尾七郎 池田政七	鈴木久作 田暮東二郎 太田兼太郎 佐藤義夫	青年部 婦人部	支持政黨ナシ但シ社會大衆黨ニハ反對 關東勞働組合統一協議會ニ參加
金屬勞働者組合	同右（昭六・八）	三六四（一一）	委員長 福本直一	金屬產業	青年部	
化學勞働者組合	同右（昭六・五）	一八九（六一）	委員長 鈴木久作	化學產業	青年部 婦人部	
建築從業員組合	同右（昭六・一）	一一五	委員長 大久保勇	土木建築	青年部	

8 自由勞働同盟系

自由勞働同盟	東京市向島區吾嬬町一ノ二〇	皮革職從業員組合、ELU（電線工組合）建築勞働組合聯合會 一、五〇〇（一二）	書記長 加藤昇 會計 渡邊鐵治 書記 上野富用	土木建築	ナシ	「自由」（月刊）支持政黨ナシ爭議中心ヲ排シ產業協働ヲ將來ノ方針トスル

9 中央勞働組合同盟系

中央勞働組合同盟	東京市深川區西六間堀三七（昭六・八・二三）	三組合 一、一六二（三七）	委員長 坪井專治郎 委員 田中貞吉 橋本久吉 岡田龍雄 高橋喜一 丹羽數吾	和田盛三 大谷九一郎 笠井貞治 石井友明	青年部 婦人部	「勞働大衆」（月刊）支持政黨ナシ	
中央金屬勞働組合	同右（昭六・五）	一三支部 五六五	組合長 坪井專治郎	金屬產業	青年部		
東京總合勞働組合	同右（昭二・八）	六支部 三六三（三七）	組合長 坪井專治郎	不詳	青年部 婦人部		
關東浴場從業員組合	同右（昭五・二一）	三支部 二三四	組合長 坪井專治郎	浴場勞働者	不詳		

10 關西勞働組合總聯盟系

關西勞働組合總聯盟	大阪市浪速區稻荷町二ノ九二二（昭五・五）	五組合 二、五四二（二〇〇）	委員長 欠員 書記長 椿繁夫 會計 下田義光 組織宣傳部長 中川重吉 教育出版部長 洞ヶ瀬菊雄 治部長 山崎京 年部長 山中與三吉 人部長 北井正一 議部長 椿繁夫	政青婦爭	社會大衆黨支持日本勞働組合會議未參加昭和四年七月全產全國會議ノ全協ヘノ解消ガ決定サレタ際解消反對大衆的勞働組合存立擁護派ニヨツテ結成		
關西金屬勞働組合	同右（昭五・五）	五支部 七〇〇（四五）	委員長 下田義光 主事 椿繁夫	大阪工業會社、豊島伸鐵、日升鑄造	青年部 婦人部		

關西化學同勞働組合（昭・三・五）	委員長 山中與三吉	××書籍、××ゴム、山口ゴム	三支部 一三五	播州一般產業勞働組合（昭・六・八）	委員長 欠	姬路市豆腐町三六五
關西演劇映畫從業員組合（昭・六・二）	委員長 山中與三吉	公樂座、朝日座、樂座、白鷺館、南座、文座	二分會 二〇〇（一三）	大阪皮革勞働組合（昭・八・一・二六）	委員長 北井正一	大阪市浪速區西濱中通一ノ五
大阪總合勞働組合ハ七年二月▲關西印刷勞働組合ハ七年七月「關西化學」ヘ何レモ解散合流▲大阪俥給者組合ハ自滅▲奈良合同勞働組合ハ七年十月彈壓ニ抗シキレズ解滅	主事 中川重吉	ク、山口ゴム	二分會 二〇〇（一三）		主事 中川重吉	
	委員長 山中與三吉	××書籍、××ゴム、山口ゴム	三支部 一三五		委員長 北井正一	大阪市浪速區西濱中通一ノ五
	主事 香川初一	公樂座、朝日座、樂座、白鷺館、南座、文座	二分會 二〇〇（一三）		主事 中川重吉	
	委員長 山中與三吉	××書籍、××ゴム、山口ゴム	三支部 一三五		委員長 北井正一	大阪市浪速區西濱中通一ノ五
	主事 中川重吉	

關東聯合會	東京市神田區小川町五、天下堂ビル（昭七・二・二〇）	九組合 八、五七〇	會長	白鳥廣近	青年部 婦人部	創立大會報告
關東合同勞働組合	同右（昭七・四）	二、五〇〇	組合長 主事會計	白鳥廣近 小松鉦太郎	主トシテ化學産業	青年部 婦人部	同右
日本映畫從業員組合	同右（昭七・九・二四）	六〇〇	組合長	安藝盛	映畫常設館	青年部 婦人部	同右
勤勞向上會	東京市荒川區三河嶋一ノ二六九五（昭六・一二）	五支部 七一〇	會長 書記長	森直次 水田稻城		ナシ	八年七月現在
京濱合同勞働組合	東京市大森區大森町澤田二三五 河田方	七五〇	組合長	河田弘			同右
神奈川化學産業勞働組合	横濱市鶴見區鶴見町一、〇六二（昭七・一一）	五支部 五一八（五三）	組合長 理事	關根喜四郎 畠山豊松 藤原己之松 外七名	日本カーボン工場 朝日スレート工場 日本ヒューム管工場 横濱ゴム會社工場	ナシ	「勞働日本新聞」（月刊）八年七月現在同盟神奈川聯所屬
神奈川自由勞働者組合	神奈川縣川崎市砂子一ノ三八 昭七・一〇・二三）	六一四	組合長 主事	陶山篤太郎 工藤斧治	屋外勞働者、登錄勞働者	ナシ	八年七月現在神奈川聯合會所屬

相談役

山本龍助
森登守
松尾邦一
山名義鶴（政）
小池四郎
石川準十郎

（今村、藤岡、陶山等）日本産業軍即同盟脱退派ト（二）國社黨支持取消派（大矢、熊本、本田、白鳥等即同盟擁護派タル、政治的自由主義派ニ分裂（年月明示以外ハ創立當時

公表セズ　屋井乾電池工場

婦人部	青年部	会主	藤岡文六	同（昭七・八・一）	一三五（六五）
婦人部	青年部	会主	大矢省三

阪神産業労働組合　尼崎市築地本町一ノ三（昭七・七・五）　四支部　七五〇（三〇）

關西線釘工組合　同（昭五・三・二五）　九支部　五〇〇

泉州一般産業労働組合（堺市、組合員四〇〇）三重縣漁業労働組合（組合員六〇〇）　大津市高見町二三（昭七・二・三〇）　五組合　二、六八五（二八五）

滋賀聯合會　大津市膳所錦町大竹町（昭五・八・一――昭八・二・三〇改稱）　五支部　八七〇（四五）

滋賀合同労働組合　同町大（昭七・八・一五）　九六〇（二四〇）

石山三工場從業員組合　大津市石山驛前（昭七・八・一五）　九六〇（二四〇）

滋賀聯合會　大津市高見町二三（昭七・二・三〇）　五組合　二、六八五（二八五）

滋賀屋外労働組合（大津市九軒町、組合員八〇〇）信樂陶器從業員組合（大津市漁師町、組合員一五〇）大津市從業員組合　大津市膳所錦町大竹町（昭五・八・一――昭八・二・三〇改稱）　五支部　八七〇（四五）

京都聯合會　京都市高倉通二條上ル　二組合　九四〇

所屬組合――全京都労働者組合（同聯合會本部組合員四四〇　西陣賃業者組合（京都上京區北大路大宮西入大德寺町、組合員五〇〇）　高知市中島町上一ノ二〇七　三組合　一、三二四

高知縣聯合會　高知市中島町上一ノ二〇七　三組合　一、三二四

第二部第二篇　労働組合

尼崎工作所、小野田製材所、日本エレベーター工場、日本セルロイド工場、AM安全剃刀工場　組合主事　藤岡文六　四支部　七五〇（三〇）　八年七月現在　阪神地方協議會加盟　ナシ

中山工場、昭和工場、上田工業所、鳴尾工場　組合長　阪東榮二郎　組合主事　竹島謙作　書記　石川德次郎　九支部　五〇〇　八年七月現在　阪神地方協議會加盟　青年部

東洋レーヨン、旭ベンベルグ絲糸、日本ビロード　會長　矢尾喜三郎　會計　吉田縣三郎　五組合　二、六八五（二八五）　八年七月現在　婦人部　青年部

近江製帽膳所工場、瀨田工場、昭和レーヨン、日出紡大津工場、共榮板紙、三菱製靴、太湖汽船、江若鐵道　組合長　矢尾喜三郎　主事　吉田縣三郎　九六〇（二四〇）　八年七月現在　婦人部　青年部

組合長　秋岡清太郎　主事　佐々木周藏　會計　辻本樞次　五支部　八七〇（四五）　八年七月現在　婦人部　青年部

會長　平井美人　創立大會報告

會長　安藝盛　創立大會報告

九州聯合會　長崎市桜島町三五藤田ビル　三組合　五、八一四

所屬組合——土佐一般産業勞働組合（同聯合會本部組合員七八四）土佐ヤニ紙工組合（同聯合會本部組合員三五〇）高知金屬産業勞働組合（同聯合會本部組合員二八〇）

會長今村等

九州鑛夫組合　福岡縣飯塚市驛本通（昭七・七・三一）　四支部　四〇〇（五〇）

組合長　中村彦次郎
書記長　佐野好雄

製鐵所二瀬出張所、三菱鯰田炭坑、明治鑛業豐國坑、大正鑛業中鶴坑

日本石炭鑛夫組合　福岡縣田川郡川崎村池尻六〇九（昭五・八・一）　三支部聯　九支部　六五

副組合長　光吉悦心
主事會計　小田熊太郎
菊池勇

三井田川鑛業所、藏内鑛業所、三菱鑛業所、住友鑛業所、製鐵所二瀬出張所、海軍採炭所、明治鑛業所

九州一般勞働組合　八幡市前田長者町三丁目（昭八・一・二一）　目下結成　八〇〇

組合長　上田文吉
主事　尾國俊郎

八幡製鐵所、旭硝子牧山工場、安川電氣製作所、安田製釘枝光工場

青年部

（八年七月現在）
總同盟ヲ脫退勞働同盟ニ加盟

ナシ

長崎合同勞働組合（同聯合會本部組合員七五〇）、海員向上會（同上、組合員三二〇）、長崎交通勞働組合（同上、組合員一三五）、長崎自由勞働組合（同上、組合員三〇）、長崎一般勞働組合（長崎縣諫早町光江、組合員三五〇）佐世保合同勞働組合、佐世保市汐見町、組合員二〇〇）福岡交通勞働同志會（福岡市春日前新屋一九〇、組合員三八〇）

（八年七月現在）
九州金屬勞働ト刷新派勞働ノ二組合ノ合同ニヨリ成立

地方組合

北陸合同勞働組合　富山縣高岡市定塚町五丁目（昭七・二・二〇）　三支部　三準備會　三四〇　組合長會計書記　萩田貞一　大坪庄次郎

高岡地方——鑄物工
銅器工、友禪工
金澤地方——金箔工
富山地方——雜

青年部

八年七月現在
總同盟支持ヨリ轉向

關東鐵夫組合(福島縣湯本町辰ノ口竹田方、組合員三〇)姬路化學一般產業勞働組合(姬路市小梨町三九寺田方、組合員二七名)

〔附〕

八年八月三日、日本勞働同盟第五回中央委員會ノ結果日本勞働同盟脫退派タル「日本產業軍」ノ參加組合名ヲ列記ス(日本國家社會黨機關紙「維新日本」第一號・昭和八年八月二十日付參照)——

一、參加組合(第一回) 東京勤勞向上會(東京)神奈川自由勞働者組合、屋井乾電池組合、合同勞働組合(神奈川)長崎通勞働組合、石川縣一般勞働組合、(長崎)熊本產業勞働組合、大牟田一般勞働組合、鹿兒島合同勞働組合、岐阜映畫從業員組合、北陸勞働組合、京都建築產業組合、大阪建築產業組合、神戶建築勞働組合、大阪帽子工組合、西宮屋外勞働組合、姬路化學一般勞働組合、諫早一般勞働組合、同映畫從業員組合、佐世保一般勞働組合、日本石炭鑛夫組合、九洲鑛夫組合、門司合同勞働組合、福岡交通勞働組合、八幡刷新勞働組合◇日本產業軍準備會本部員 今村等、藤岡文六、陶山篤太郎、光吉悅心、山本龍助、高井信太郎

12 全國勞働組合自由聯合會系

全國勞働組合自由聯合會 東京市四谷區南伊賀町七七 (大一五・四・一五) 三聯合會

關東勞働組合自由聯合會 同 (大一六・四・一五) 一七組合 四、三五九 (三三四)

東京印刷工組合 同 (大一三・二・三) 六組合 一、六八〇 (四三二)

第二部第二篇 勞働組合

連絡員 梅本英三 大塚貞三郎 金澤末松 山口安二 秋本義一 田中喜一郎 上村實 青年部 婦人部

「自由聯合新聞」(月刊) 政治行動否認 日本勞働組合會議徹底排擊 關東勞働組合會議支持 婦人部

東京地方使用人組合	東京市淀橋區上落合一ノ八八五（昭六・三・一四）	二八（一〇）	相澤尚夫	一般使用人ナシ		
東京金屬産業労働者組合	東京市芝區白金三光町五五一（昭八・八）	七五（二四）	金澤末松	金屬産業ナシ	舊労働者自治聯盟、自動車技友聯盟ノ合同セルモノ	
朝鮮自由労働者組合	東京市本所區江東橋二ノ一八（大一三・一三）	四五	李充輝	土木建築婦人部		
横濱地方労働者聯盟	横濱市中區西戸部町一六四二（大一五・五・二三）	一七（三）	濱松幸太郎	印刷工、製本工、紙器工青年婦人部		
遠江印刷工組合（濱松市北寺島町一六五、大一四・三、齋藤武夫、單獨組合）、同工會（昭三・五・一四）						
關西労働組合自由聯合會	大阪市西成區粉濱本町二ノ五一（大一五・四・一五）	六七三（四六）	上野克巳	ナシ		
關西一般労働組合	同（昭七・九・一八）	二九二（一四）	河本乾次	婦人部		
南海黒色労働組合	大阪府下泰木町三六九ノ一三（昭七・九・一八）	三八〇（三三）	鷹樹圭之助	ナシ		
中國労働組合自由聯合會	岡山市下石井新町三二五（大一五・四・一五）	四三九（三三）	中尾正義			
			竹内俊策			

13　日本労働組合自由聯合協議會系

日本労働組合自由聯合協議會	二協議會九組合	東京市淺草區橋場三ノ五ノ一（昭六・三・一）	高橋光吉	逸見吉三	關東地協書記	「労働者新聞」（月刊）政治的自動否認日本労働組合會議徹底排撃
關東地方協議會	四組合	同右（昭六・三）	高橋光吉	逸見吉三	關東地協書記	
關東出版産業労働者組合	三〇〇（三〇）	東京市神田表猿楽町二（昭三・一二）	山田健助	東京印刷他	ナシ	
關東一般労働者組合	七〇	東京市淺草區橋場三ノ五ノ一（昭三・四）	田所茂雄	日本染絨他	ナシ	
關東化學労働者組合	一八〇	同右（昭七・三）	江西一三	山二ゴム他	ナシ	
關東金屬労働者組合	八〇	東京市深川區猿江裏町一三四（昭三・六）	村井龍太郎	雨宮製作所他	ナシ	
關西地方協議會	三組合 三〇〇	大阪市浪速區水崎町四六（昭六・二）	逸見吉造		ナシ	

岡山労働組合	二九（二四）	同右（大一三・四・一三）	同	右	鐘紡工場、倉紡工場	青年部
岡山労働組合	一四〇（八）	同右（昭二・七・一六）	重見逸夫郎		釣鐘ゴム工場、木村タビ工場、煙草工場	ナシ

大阪自由總合勞働組合（同上、昭三・二、員一〇〇、村川龍之助）、關西金屬產業勞働者組合（同上、昭七・八、員五〇、松田等）、神戸地方合成勞働組合（神戸、昭六・七、員五〇、佐竹良雄）、新潟全產業勞働組合（新潟、昭七・二、員五〇、準備會）

中部黑色一般勞働組合　名古屋市南區熱田仲田町三六（昭五・六）　二三〇　成田昌市　化學金屬、自由勞働等　ナシ

14　日本勞働組合全國協議會（通稱全協）系

日本勞働組合全國協議會　東京市（昭三・一二）　二組合　二準備會　四、八六五　影響下數　一四、七五〇　中央委員長　中央委員　青年部　婦人部

「勞働新聞」（月三回）各產別組合ニ夫々機關紙アリ日本××黨支持非合法活動ヲ餘儀ナクサレテイルタメ不詳

加盟組合—（括弧內ハ支部所在地）

日本纖維勞働組合（東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長野、群馬、三重、新潟、愛知、栃木、埼玉）

日本金屬勞働組合（東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、長崎、廣島、福岡）

日本化學勞働組合（東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、靜岡、福岡、大分）

日本出版勞働組合（東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、新潟、長野、栃木、宮城、廣島、福岡、熊本）

日本食料勞働組合（東京、大阪、神奈川、兵庫、千葉、愛知、福岡）

日本木材勞働組合（東京、大阪、神奈川、兵庫、青森、秋田、靜岡、愛知、廣島）

日本電氣勞働組合（東京、大阪、神奈川、兵庫、群馬、栃木、愛知、福岡）

日本土木建築勞働組合（東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長野、群馬、栃木、愛知、福岡、廣島）

日本運輸交通勞働組合（東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知）

日本通信勞働組合、日本一般使用人組合、日本鑛山勞働組合（準）、日本海員港灣勞働者組合（準）、失業者同盟

15 日本造船勞働聯盟系

日本造船勞動聯盟	神奈川縣浦賀町築地新町一一（大一四・二・二）	三組合 六、〇五五	相談役 神野信一 會長 石井熊藏 主事 長野友章 會計 前島作次郎	共ニナシ	「勞働時代」月刊支持政黨ナシ 日本勞働組合會議脱退（七年九月）カツテハ國防獻金勞働協會ノ主體（七年十二月）日本產業勞働倶樂加盟（八年七月）
工愛會	同右（大一〇・四・三）	一支部 二、八八〇	會長 石井熊藏 副會長 石井藤吉 會計 前島作次郎	浦賀ドック、浦賀工場、横濱工場	ナシ
自彊組合	東京市京橋區新佃西町二ノ七（大一五・一〇・一〇）	一支部 二、五八三	常任理事 組合長 神野信一 大久保秀治 西山仁三郎	石川島造船所、秩父セメント、東京鐵線合資會社	青年部 神野信一氏八年九月十九日死去 婦人部
勇信勞働組合	東京市荒川區三河嶋町七ノ八〇日本建鐵會社內（昭六・一〇）	一支部 三〇〇	組合長 小出道生 幹事長 岩田勝吉	日本建鐵會社	ナシ

16 日本製陶勞働組合同盟系

日本製陶勞働組合同盟	名古屋市東區東芳野町一ノ九七（昭六・七・一六）	一聯合會 一〇組合 三、〇五〇（二五〇）	顧問 荒谷宗治 委員長 武馬文左衛門 書記長 伊藤榮二郎	名古屋、瀨戸、東濃地方陶磁器製造工場約五百工場	婦人部 社會大衆黨支持日本勞働組合會議非加盟 八年上半期頃ヨリ同盟解體一組合ヘノ大合同氣運起リツツアリ

名古屋製陶勞働組合	同	（昭二・六・一五）	九五〇（一五〇）			
下石製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡下石町一三四四	（昭四・八・一五）	四支部一七〇（三〇）	組合長	荒谷宗治	（陶畫工部、製陶部）田代工場、松風工場、肥田工場、寺澤工場、伊藤工場、中林工場、河合工場
妻木製陶勞働組合	岐阜縣土岐郡妻木町須后	（昭七・二・一五）	一五班四三（一三）	組合長	早川榮一	畫工部、陶工部、荷造部、雜役部
土岐津窯業勞働組合	岐阜縣土岐郡妻木町		一五	組合長	水野善吉	熊谷工場外八十七工場
瀨戸製陶勞働組合	岐阜縣土岐津町土岐口	（大一〇・四・一）	五四〇（一六〇）	組合長	木股義一	製陶工場
下品製陶勞働組合（愛知縣品野町下品野、大一三・七・一七、員三〇、長・黑田重造）	愛知縣瀨戸市石神町	（昭六・三・二）	五支部八〇〇（一〇〇）	組合長	伊藤榮二郎	陶磁器製造、燒付畫
東濃聯合會	岐阜縣土岐郡駄和町神明町大野方	（大一三）	七組合三、六〇〇	主事	谷口賢藏	輸出物陶磁器製造工場——小工場
瑞浪土器勞働組合	岐阜縣土岐郡瑞浪町寺河戸	（大一五・三・一）	二〇〇	會長	大野兼十	青年部
				書記長	成瀨敏夫	婦人部

17 日本交通勞働總聯盟系

組合長　難波得一　製陶工場

七年十一月、東濃聯合會ニ加盟

表記以外ニ高山製陶勞働組合、上田陶友會ノ二組合アリ

日本交通勞働總聯盟	東京市京橋區築地三ノ八（大一四・七）	六組合 二、二〇〇（七五〇）	委員長 河野平次 財務部長 赤井利一郎 爭議部長 關東地方委員長 熊本利男 教育出版部長 島上善五郎 政治部長 柴田良夫 調査情報部長 關西地方委員長 山名庄太郎 組織宣傳部長 今井清	青年部 婦人部	「日本交通勞働新聞」（月刊）支持政黨ナシ日本勞働組合會議排擊、關東勞働組合會議加盟横濱市電共和會ハ七年三月、郊外電鐵郊友會ハ八年三月二十五日爭議後解體ヲ餘儀ナクサレ御用組合ヲ組織
東京交通勞働組合	東京市京橋區築地三ノ一〇築地ビル（昭四・六・二五）	五支部 三、〇〇〇（八〇〇）	委員長 河野平次	青年部 婦人部	
大阪市電自助會	大阪市西區幸町通三ノ二（大一三・一二）	八支部 三、五〇〇（一五〇）	委員長 山名庄太郎 政治部長 元川貴錄 婦人部長 赤井利一郎 教育部長 小野清三郎 出版部長 石原德藏 宣傳部長 西平艷太郎 爭議部長 高島[illegible]一 共濟部長 川崎由之助 調査部長 吉田榮太郎 青年部長 立道作造	青年部 婦人部	大阪市局鬪同盟ニ參加
神戸市電從業員組合	神戸市神戸區海岸通二ノ四ノ一（昭四・五・一九）	六支部（一、二三〇）	委員長 柴田良夫 組織部長 岩崎健一郎 青年部長 川副光雄 爭議部長 妹尾雄三 政治部長 大亦市之助	青年部	八年八月委員長爭議部長馘首後委員長ニ平田榮吉、爭議部長ニ延田一郎及青年部長ニ宮西元吉ヲ決定

京都市電從業員組合	京都市上京區一條通御前通西入西町二八（昭七・二）	五支部（準）二〇〇	書記局 小川廣之助 山本勇	顧問 東勝次 松田長左衛門 辻井民之助 津司市太郎
大阪自動車從業員組合	大阪市西區幸町通三ノ二（昭四・一〇・二三）	三支部 七二〇（七〇）	委員長 松田長左衛門 執行委員 仲端甚之助 衛藤登 高貴傳三郎 香取清平 前田繁夫 近田富男 宮崎壽郎	大阪タクシー、合同タクシー、臼谷タクシー、均一タクシー、小型タクシー、××バス會社、××乘合自動車會社
中部交通勞働組合	名古屋市中區千種町石井八六（大一四・二）	七〇	委員長 酒井松次郎	名古屋市電氣局

18 官業勞働總同盟系

官業勞働總同盟	大阪市東區越中町八六〇（大一三・二・九）	一聯合會 二協議會 九組合 一七、七三〇（一、一四六）	名譽會長 賀川豐彦 委員長 西浦宇吉 主事 川村保太郎 會計 井上寅吉 中央委員 坂口若松 宮本靜一 渡邊年之助 白石泰茂 豐島兼吉 大羽一則 中村佐定 黑田庄次郎	專門部長 國際部 龜井貫一郎 政治部 渡邊年之助 組織部 川村安太郎 調査部 豐島兼吉 教育部 辻井安治郎
		第十四回大會報告 一〇、四七七（一、一五一）		
		（第十五回大會		

婦人部 「官業勞働新聞」（月二回）社會大衆黨支持日本勞働組合會議加盟

報告—八年七月現在）

陸軍勞働組合協議會	東京市小石川區表町六七（昭六・五・二九）	四組合 七、二四七（六二〇）	會長 阪口若松 主事・會計 渡邊年之助	大平嘉三郎 辻井榮三郎 市道與吉 植田義一	ナシ
東京工廠從業員組合	同右（大一五・二一）	七支部 一、九七二（八三）	組合長 中村佐定 主事 渡邊善壽 會計 山上喜久治	陸軍造兵廠東京工廠	ナシ
名古屋向上會	名古屋市南區熱田東町横田二二（大一〇・四・三〇）	二支部 一、三五〇（六五）	組合長 西浦宇吉 主事 豊島兼吉 會計 伊藤林藏	名古屋工廠	ナシ
大阪向上會	大阪市東區越町八六〇（大八・二・九）	二支部 三・四七五（四五〇）	組合長 宮木靜一 主事 川村保太郎 會計 坂口若松	大阪工廠、大阪被服支廠、大阪兵器支廠	婦人部
小倉革正會	小倉市萩崎町一〇九一（大一二・四・一三）	四五〇（二二）	組合長 大平嘉三郎 主事 吉良勝人 會計 萩原銀次郎	小倉兵器製造所	青年部 婦人部
煙草從業員組合協議會	東京市淀橋區柏木町一ノ一七九（昭五・一・一七）	四組合 一、二〇八（五二四）	會長 白石泰茂 主事・會計 白石傳四郎		婦人部
淀橋煙草勞働組合	東京市澁谷區幡ケ谷本町三ノ五六七寺島方（昭五・四・三〇）	一三三	組合長 寺島嘉藤太 主事 白石傳四郎 會計 青木善治郎	東京地方專賣局淀橋工場	ナシ
芝煙草勞働組合	東京市芝區三田（大一四）	四五（一五）	組合長 宮津龍造 主事 林武一 會計 主藤光雄	同芝工場	ナシ

名古屋煙草從業員組合	名古屋市南區熱田澤上町三二（大一三・五）	六四二（四二七）	組合長 大羽一則 主事 佐藤松雄 會計 津坂爲三郎	名古屋地方專賣局	婦人部 中部地方右翼勞働組合會議加盟
大阪煙草勞働組合	大阪市南區日本橋筋四ノ七六（大一三・一・一七）	三八八（八二）	組合長 白石泰茂 主事 辻井安治郎 會計 菱田佐太郎	大阪地方專賣局	婦人部
大阪聯合會	大阪市東區越中町八六〇（昭七・五・二八）	大阪向上會 大阪煙草 大阪市從 五、八七八（五三二）	會長 川村保太郎 主事 辻井安治郎 會計 尾崎喜太郎		ナシ
大阪市從業員組合	大阪市東區玉堀町五二七（昭四・一〇・一二）	一七支部 二、〇一五	組合長 辻井安治郎 主事 市道與吉 會計 山下清太郎	大阪市土木課、水道部、區役所、保健部、小學校使丁	青年部
同志會	八幡市春之町五丁目（大八・一〇・三〇）	八、四一六	委員長 濱橋文作	八幡製鐵所	青年部 「勞働の九州」（月刊）日本製鐵勞働組合ト新ニ「日本製鐵從業員組合」結成分離、昭八・八

19 海軍勞働組合聯盟系

海軍勞働組合聯盟	吳市本通十二ノ一五（大一三・三・一五）	七組合 三五、三八〇（一八〇）	常務中央委員 主事 林助一 會計 安田加年彦 中央委員 熊本義一 酒卷長一 野副勝一郎 佐々木秀實 森光方祐	渡邊獻一 遠藤竹次郎	ナシ 「海聯時報」月刊支持政黨ナシ 日本勞働組合會議非加盟

20日本海員組合其他

社團法人横廠工友會	横須賀市山王町四八（明四二・五・一）	一支部 八、五〇〇（八五）	會長	安田加年彦	横須賀工廠	ナシ	「工友時報」月刊	
呉海工會	呉市蔵本通六ノ五（大一三・三・一五）	一七、〇〇〇	會長	林助一	呉工廠	ナシ		
佐世保勞愛會	佐世保市島地町一〇九（大一三・三・一三）	六、七一三（一〇九）	會長	副田勝一郎	佐世保工廠	ナシ	「勞愛時報」月刊	
舞鶴共立會	京都府中舞鶴町（大一三・三・一四）	二、四〇〇（五〇）	副會長	佐々木秀實	舞鶴要港部、工作部海軍火藥廠、爆藥部	ナシ	「共立時報」月刊	
廣廠工僚會	廣島縣加茂郡廣村（大一三・三・一四）	一、七〇〇（三〇）	常務理事議長	渡邊獻一	廣工廠	ナシ		
德山燃工會	山口縣德山町（大一五・一〇・三）	七〇〇（七）	常務理事	西川政一	德山燃料廠	ナシ		
平塚總愛會	神奈川縣平塚市（昭三・二・一）	一支部 三七（三〇）	庶務理事	森光方祐	海軍火藥廠	ナシ		
		一三支部 一出張所 六、一六六	會長	遠藤竹治郎	海軍火藥廠	ナシ	「海員」（月刊）	
			組合長	濱田國太郎				
			副組合長	堀内長榮				
			組織部長	赤崎寅藏				
			政治部長	濱田國太郎				

日本海員組合	神戸市神戸區海岸通三ノ二九（大一〇・五・七）	（昭七末現在）甲板部三〇、八〇八 機關部四四、二一五 司厨部二一、一四五	教育出版・國際部長 米窪滿亮 調査部長 那賀源三郎 會計部長 德田五郎 顧問 岡崎憲 都竹要次郎	各船舶會社員	ナシ	社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟 八年度大會報告參照
財團法人海員協會	神戸市神戸區下山手八丁目（明二九・一・二五）	八出張所 一三、七八〇	常務理事 尾崎麟太郎 庶務部長 鈴木倉吉 會計部長 村越駒五郎 人事部長 中村友太郎 編輯部長 酒井一雄 調査部長 福島三津喜 共濟部長 杉本源三郎	高級船員	ナシ	「海員協會雜誌」（月刊）社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟
日本港灣從業員組合聯盟	神戸市神戸區海岸通三ノ二六（昭五・五・八）	一五組合 二、八二九 舵船夫三三% 小型船員五九% 他八%（昭八・二現在）	會長 濱田國太郎 主事 西卷敏雄 會計 赤崎寅藏 中央委員 二十一名	平水航路船舶員、小蒸汽、通船、沖仲仕造船工場	共ニナシ	「港灣聯盟」月刊 社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟 八年度大會報告參照
神戸海友同志會	同右（昭四・三・六）	二、二五七	會長 赤崎寅藏 副會長・會計 松浦清一	上組合資會社、富島組、商運合資會社、山田組、川崎汽船、神戸通船、神戸艀業、大阪商船、日本郵船、川西倉庫、三菱倉庫	ナシ	
大阪海友同志會	大阪市港區六條通一丁目（昭五・六・二六）	一支部 二、〇七二	會長 片山國治 組織部長 陰山壽	富島組、上組合資、栃木商事、有田、關西、大和各曳船、窯業セメント大見組	ナシ	昭八・四・五土岐百田兩氏ハ尼崎海友同志會ヲ創立シ除名
名港海友同志會	名古屋市南區眞砂町三丁目（昭四・六・五）	一支部 五〇三	會長 加藤清勝 主事 井[illegible]郎 會計 濱田壽男	旭運輸、上組合資、明治組	ナシ	

横濱港灣從業員組合	横濱市中區海岸通四ノ二四（昭七・一・二七）	二支部	四二五（昭八・七・一〇現在）	會長	山川宗彬	川崎汽船、大阪商船、南北運輸會社、上組合資			ナシ	七年一月、海友同志會ト海員共濟會ノ合同	
東京海友同志會	東京市芝區芝浦町一ノ一（昭三・九・二）	八支部	一、四三三（一五）	會副長	新妻德壽	東京曳船業組合、南北運輸、東京巡航汽船、大岩回漕店			ナシ		
北洋港灣從業員組合	函館市元町二三（昭七・三・二五）	二〇〇		組合長	宮岸十次郎				ナシ	八年度新加盟	
小樽港灣從業員組合	小樽市島内町四ノ二四（昭七・四・二三）	一支部	三五	組合長	木村唯作				ナシ	別二月刊「港從新聞」七年四月小樽海女同志會ト小樽港灣從業員組合ト合同	
瀨戸内港灣從業員組合	尾道市驛上（昭四・七・一七）	六支部二支部準	一、二〇（二〇）	副組合長	田口源藏	尾道合同運送、糸崎運輸合資、因島汽船、石崎汽船、瀨戸内商船			青年部	聯盟機關紙ノ外「瀨戸内勞働時報」	
山口縣海友同志會	下關市岬之町一五五（昭二・九・一八）	八〇		會長	木下善市	内務省下關土木出張所、林兼商店			ナシ		
戸畑海友同志會	戸畑市清水町四丁目（昭三・六・一〇）	一、〇五〇		會長	久保田長一郎	三井物産若松支店、中村組、飯野商事、栃木商事			ナシ		
門司海友同志會	門司市祝町二丁目（昭三・七・三）	三五二		會長	叶源四郎	門司港内船舶			ナシ	七年四月二十五日門司海友同志會ト日本海上運輸勞働組合ト合同	
長崎海友同志會	長崎市稻佐町一ノ二五（昭三・九・二三）	一、三六六		會長	杉山善太郎				ナシ		
				會計	久保田藤市				ナシ		

21 戰線統一並聯絡團體

日本海員組合	神戸市神戸區海岸通	濱田國太郎	會長	一〇支部	日本海員組合（九六、七六九）
日本勞働組合會議	神戸市神戸區海岸通日本海員組合氣付（昭七・九・二五）	松岡駒吉 菊川孝三郎 米窪満亮 尾崎忠雄 坂本麟太郎 川村保太郎 八木信一 松岡駒吉	會長 副會長 議長 書記長 執行委員	一、二八九部	同盟（五一、一六五） 全國勞働（四五、五三〇） 總同盟（五、四三七） 國際協會（二三、八五四） 海員總同盟（二一、八二九） 港灣勞働聯合會（一、九八〇）
日本港灣從業員組合	神戸市神戸區海岸通三ノ二六（昭八・九・三）	田口秋吉	會長	一支部三五	全國港灣從業員組合聯合會（一、一〇〇）
博多港灣從業員組合	福岡市營ノ子町五五（昭七・一〇・二六）	安木善市 山下政行	會長 主事・會計	一六	全國港灣從業員組合聯合會（一、一〇〇）
鹿兒島縣海友同志會	鹿兒島市易居町二九（昭六・一・二五）	新名貞藏 柊田助一	主事	一支部三五	全國港灣從業員組合聯合會（一、一〇〇）
崎戸海友同志會	長崎縣西彼杵郡崎戸村之浦港（昭五・二・二七）	濱田國太郎 西卷敏雄 十一名	中央委員	一〇支部一、一八九	全國港灣從業員組合聯合會（一、一〇〇）

日本海員組合	神戸市神戸區海岸通	濱田國太郎	會長	二團體二七五、七〇三	日本海員組合（九六、七六九）
日本勞働組合會議	神戸市神戸區海岸通日本海員組合氣付（昭七・九・二五）	松岡駒吉 菊川孝三郎 米窪満亮 尾崎忠雄 坂本麟太郎 川村保太郎 八木信一 松岡駒吉	會長 副會長 議長 書記長 執行委員		全國勞働總同盟（四五、五三〇） 國際協會（二三、八五四） 海員總同盟（二一、八二九） 港灣勞働聯合會（一、九八〇） 官業總同盟（八、四五〇） 東電從業員組合（二、〇〇〇） 東京瓦斯產業勞働組合（一、九八〇） 日本製鐵從業員組合（二一、〇〇〇）

「時報」（年四）支持政黨ナシ但シ實踐ニオイテ社會大衆黨ト提携協力、日本七年一月日本海員崎戸交友會ヲ改稱

八年度新加盟

昭八・九・二二日本港灣從業員組合聯盟ヲ單一組織ニ改組

「時報」（年四）支持政黨ナシ但シ實踐ニオイテ社會大衆黨ト提携協力、日本造船勞働聯盟七年九月二十六日東京瓦斯脫退、東京瓦斯產業勞働組合（六年四月十七日）日本製鐵從業員組合（八年八月十四日）加盟

日本産業勞働倶樂部	東京市京橋區新佃島二ノ七（昭八・六・八）	二組合八、四四〇	理事長 神野信一 常任 大久保秀治 森昌示 鶴見丑松 村上繁松 佐藤修一 森本熊藏 石井	自彊組合（二五八〇） 工愛會（二三五〇） 英勞働組合八五〇 乘合中正會（九二〇） 勇信組（三三五） 興信勞働組合（四五二） 自治組合（一五五） 日本靴工組合（二一三） 河池組合（三三五） シチズン時工會（二七〇）	總評關東地方評議會 全勞統一全國會議 東京交通勞働組合 東京市從業員組合 純勞働者組合同盟 全國勞働自由聯合會
關東勞働組合會議	東京市神田區美土代町三ノ五東京市從業員組合氣付（昭八・五）	六組合			
大阪市電氣局内共同鬪爭同盟	大阪市西區幸町通三丁目（昭七・三二六）	三組合六、五〇〇（五〇）	委員長 阿部伊勢太郎 財務部長 松井理一 組織・宣傳部長 鈴木易次郎 政治鬪爭部長 津田一太郎 婦人部長 高島喜一 青年部 赤井理一郎 調査部 欠員	大阪市電自助會、大阪市電愛友會、大阪電氣勞働組合	
中部地方右翼勞働組合會議	名古屋市　日本海員組合支部氣付（昭七）	五團體		海員組合名港支部、總同盟愛知縣聯、官業勞働名古屋向上會、名古屋煙草勞働組合、港灣聯盟名港同志會	
九州勞働組合會議	戸畑市清水町（昭七・一〇）	六團體	議長 久保田長一郎 書記長 伊藤卯四郎	海員組合戸畑支部、總同盟九州聯合會、日本製鐵勞働組合、八幡職人勞働組合、港灣聯盟戸畑同志會、海員協會支部	

「日本産業勞働」（月刊）
支持政黨ナシ、八年三月八日、國防獻金勞働協會ノ任務終了後之ヲ解消シテ日本産業勞働倶樂部ヲ結成、日本主義ヲ奉ズ
昭六・一〇・二、日本勞働クラブ排撃ヲ目標トシテ結成サレタ關東勞働組合協議會ノ大左翼戰線統一機關
市電氣局關係從業員ノ單一組織化ヲ目標トス
日本勞働組合會議排撃

22 單獨組合（京濱、阪神、中部、北九州、其他ノ地方）

京濱地方

東京瓦斯産業勞働組合	東京市芝區濱松町四ノ七ノ六（大八・三 昭八・二）	二支部 一、五〇〇（二〇）	委員長 小林健一郎 書記長 高橋清人 組・宣部長 大門亨 政治部長	東京瓦斯會社ナシ	「瓦斯勞働」月刊 社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟、八年二月東京瓦斯工組合ハ工場勞働組合（七五〇）供給從業員組合（五〇〇）及本組合ニ分裂
東電從業員組合	東京市下谷區入谷町二一（昭・二・二・二）	一八支部 二準備會 二、〇〇〇	委員長・政治部長 岩永榮一 財政部長 池上榮吉 組織部長 今野正雄 青年部長 土橋赤麿	東京電燈青年部	「東電勞働新聞」（月刊） 社會大衆黨支持 日本勞働組合會議加盟
秀英勞働組合	東京市牛込區市ヶ谷加賀町二ノ二五（大一五・一・一七）	一、〇二〇（三〇五）	組合長 森昌示 理事長 橋本清吉 書記長 須藤利	秀英舍婦人部	休刊 支持政黨ナシ 日本産業勞働倶樂部加盟
東京市從業員組合	東京市神田區美土代町三ノ五（大一三・五）	一九支部 三、〇〇〇	委員長 橋本富貴良 政治部長 石川清 爭議部長 粕川謙次 組・宣部長 山田信政	東京市土木局（道路課河港課）保健局（清掃課）財務局（經理課）ナシ	休刊（都市勞働） 支持政黨ナシ
全國俸給者組合	東京市芝區櫻田本郷内田ビル内（昭四・二）	七〇〇	組合長 小池四郎	俸給生活者ナシ	日本國家社會黨支持

關東俸給生活者組合	東京市豊島區長崎東町二四三（昭六・三）	五支部	三分會	三〇〇（五〇）	委員長	吉川守國	新聞社出版社、下級官公吏、商店等一般俸給者組合同		
東京モス吾嬬工場從業員組合	東京市吾嬬町西二ノ一ノ一（昭三・八・二三）	一、八八五（一、五〇五）			組合長	岡部岩太郎	京モス吾嬬工場	青年部婦人部	
蒲田勞友會	東京市蒲田新宿（大一四・一〇）	五〇〇			委員長	加藤留吉	新潟鐵工所、蒲田工場	青年部	
芝浦勞働組合	東京市芝區濱松町三八（大六・四）	四〇〇			組合長	高橋伍助	芝浦製作所	ナシ	「芝浦勞働」月刊
精鐵勞働組合	東京府下寺島町三ノ一九（昭二・一〇）	六七〇（二一〇）			委員長書記長	小笠原峰雄 戸房雄	隅田川製鐵所		「精鐵勞働組合誌」（月刊）
時事從業員組合	東京市京橋區槇町一丁目（昭五・八・一〇	四〇〇（三四）			組合長	深川武	時事新報社	青年部	七年十月十三日組合ヲ解體
橫濱純勞働者組合	橫濱市中區中村町一三一八（昭六・七・一〇）	六分會	二六（八）		組合長	小川七藏	日清製菓、高谷製紐	青年部	
橫濱工信會	橫濱市中區橘町三ノ六（大一四・二・一一）	三、一一〇			組合長	松村磯雄	橫濱ドック	青年部	「遞信勞働新聞」（月）支持政黨ナシ

遞友同志會	東京市芝區今入町一五和合ビル内（大一四・九・三〇）	四二支部 二、三九六（七）	統令 委員長 書記長	中野正剛 浦山隆行 戸島豐治	遞信省部内雇傭人 青年部
全日本製氷勞働組合	東京市本所區平川町（昭七・七）	三八支部 三五〇	組合長	野口榮二	製氷工場
全日本一般産業勞働組合	同右（昭七・七・三〇）	八八〇	組合長	野口榮二	
日本遞信從業員組合	東京市麹町區内幸町一ノ六商興ビル一號館（昭八・六・二）	一三支部 一、五〇〇	會長 主事 會計	赤松克麿 石塚幸次郎 高地倶喜	遞信部内各局所ナシ

阪神地方

大阪市電愛友會	大阪市西區幸町通三丁目一（大一三・六）	四支部 一七〇〇（二〇〇）	委員長 常任執行委員	津田一太郎 田中茂藏 岩佐久人 小谷春治 其他	大阪市電氣局、車輛工場、車庫、軌道、高速、建築等非乘務技術部

「一國社會主義」日本勞働組合會議非加盟 昭七・五總同盟ヨリ脱退、國社黨支持、昭八・五三〇會長赤松一派ノ日本皇道主義分子ヲ除名 八年十月中野正剛ヲ統令トス

總同盟脱退結成 日本國家社會黨支持

總同盟脱退結成 日本國家社會黨支持

「日遞」（月刊）支持政黨ナシ 日本勞働組合會議排撃、八年六月遞友同志會ヲ脱退結成

支持政黨ナシ 日本勞働組合會議非加盟、大阪市電局鬪同盟ニ參加

大阪電氣労働組合	大阪市西區幸町通三ノ二（大九・三・二一）	二分會 七五〇（三〇）	委員長 安部伊勢太郎 常任執行委員 鈴木易次郎 石川保一 木村茂 二里清良 外六名	大阪市電氣局、電部、技術部	青年部	支持政黨ナシ 日本労働組合會議排撃 大阪市電局闘同盟ニ參加	
京阪同友交通労働組合	大阪府下枚方町枚方東口驛構内（大一三・六・二七）	三支部 一、〇三〇（一五）	組合長 山本孝作	京阪及新京阪電鐵ナシ	青年部	支持政黨ナシ	
陸軍労働組合	大阪市北區相生町一（昭六・二・二三）	七五〇	組合長 河村政治	陸軍造兵廠、大阪工廠	青年部	「組合報」月刊 大日本生産黨支持	
日本美術友仙工組合	大阪市東淀川區十三東町五〇（大八・二・一五）	九五〇	組合長 永田幾次郎	ナシ			
ダンロップ護謨工組合	神戸市葺合區八雲通一ノ六三西井方（大八・七・二九）	一、四五〇（六〇〇）	理事長 高岡辰治 會計 土井槌松 常任書記 村田棟太郎 小笠喜六	ダンロップゴム會社工場	青年部 婦人部	社會大衆黨支持 日本労働組合會議非加盟	
兵庫縣合同労働組合	神戸市林田區水笠通五ノ一〇八（昭三・一〇・一六）	一八〇	委員長 青柿善一郎	丸大ゴム、福助タビ中田鐵工所	青年部	社會自由黨支持	
神戸塗裝工組合	神戸市荒田町三丁目一八〇ノ一二四（昭五・二・二六）	一七三	委員長 矢野仁三郎	建築塗工	青年部	合法左翼派？	
全日本自動車従業員組合	神戸市神戸區海岸通三ノ二六（昭四・三・一五）	一支部 八五〇（五〇）	組合長 赤崎寅藏 主事 柴田富太郎	圓タクナシ		「交通戰線」月刊	

北九州地方

日本製鐵從業員組合	福岡縣八幡市春野町五丁目（昭八・八・二六）	三支部 二、〇〇〇（四〇〇）	組合長 加藤良左衛門 副組合長 土佐野愛造 主事 花田熊次郎 書記長 嶺慶二 難波與一郎	八幡製鐵所	青年部 婦人部
九州勞働組合同盟	福岡縣門司市大里門瀬町三（昭七・三）	七 產別組合 九五〇（一五〇）	委員長 三浦愛二 會計・政治部長 稻富覺之助 組織部長 高橋於兎吉 爭議部長 中村重之 鮮人部長 朴景載	筑豊鑛山地帶、礦山勞働者、北九州地方土木運輸關係自由勞働者	青年部 婦人部

「製鐵勞働者」月刊、社會大衆黨支持、日本勞働組合會議加盟日本製鐵勞働組合聯合會ト同志會八年八月合同結成

社會大衆黨支持日本勞働組合會議非加盟、元來ハ全勞加盟デアツタガ現在デハ地方的同盟體

中部地方（名古屋ヲ中心トスル）

愛知一般勞働組合	名古屋市中區御器所町白金二（昭二・二）	三支部 三二〇（三九）	組合長 勝榮一 主事 岩內隆平		ナシ
名古屋木材仲仕組合聯合會	名古屋市南區明治町二ノ七（昭五・二）	四八八	組合長 西浦宇吉	仲仕	ナシ
名古屋木材勞働組合	名古屋市南區春霞町三丁目淺谷方（昭四・四）	三八三（二二）	委員長 淺谷王眼 書記長 寺角軍二	新井、山岸、和田、高濱各製材工場	ナシ
東海合同勞働組合	名古屋市南區瑞穗町枯木四六（昭四・六・一）	四支部 三六九（八〇）	組合長 藤田俊次郎	釀造用木材工場	ナシ

其他の地方

旭川總合勞働者組合	北海道旭川市三ノ左一〇號（昭三・二）	五支部 六〇三（五三）	委員長 書記長	小野寺秀隆 須河勇次郎	旭川木管、金屬、食料品、自由勞働者	青年部 婦人部	ナシ	ナシ	
北海一般勞働組合	旭川市五條十二丁目（昭二・三・二五）	一支部 三七八（五七）	組合長	八木正高	鐵工、石工、木工、製菓工、自由勞働者	青年部 婦人部	「北海勞働新聞」（月刊）		
北海道網走郡津別村津別（昭五・七・二〇）		一支部 二五	組合長 副組合長	澁谷祐次 高木佐一郎	自由勞働者其他	ナシ			
秋田縣秋田郡大館町（昭五・七）		一支部 二四	組合長 組合計	川村純一 小松運吉	木材	ナシ			
仙臺市名掛町九（昭五・四・六）		六支部 三〇	組合長 幹事長	八十澤福次 佐藤定治	木材	ナシ			
新潟市附船町一丁目（大一三・九・三〇）		五支部 一、七〇〇（一〇〇）	委員長 書記長	玉井潤次 荻野義男	雜	ナシ	「鶴翠新聞」月刊		
新潟縣合同勞働組合	新潟市北多門（昭六・二・一五）	五支部 四七〇	組合長	吉野松太郎	新潟鐵工所、造船所	ナシ			
伏木各種產業勞働組合	富山縣伏木町串岡一（昭五・三）	五支部 三五〇（二一〇）	會長 書記長	齋木重一 千田林作	織維、木材、產業、農業勞働者	ナシ	「勞働者の友」（月刊）	伏木板紙工場、北海ソーダ工場、王子製紙、越中製布	
福井縣勞働同志會	福井市寶永上町一ノ五（大一四）	產別整理中 三、五〇〇（八〇〇）				青年部 婦人部	「福井勞働」月刊		

日本労働年鑑	瓦製造工	青年部	四四二						
關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡披上村柏原（大一三・四・二三）	組合長主事	藤本信太郎 藤井義一	四五支部 二、一五五（一五〇）					
日高合同労働組合	和歌山縣日高郡御坊町（昭二・七）	委員長書記長	北野周一 狩谷輝一	四支部 一二九（三〇）					
新宮木材労働組合	和歌山縣東牟婁郡新宮町東境町（大一五）	組合長主事	結城梅吉 阪本八百藏	一八班 六〇〇（五〇）	木材産業	木材、繊維自由労働者	青年部		
紀州勤労者同盟	和歌山市宇須川合洋光方（昭六・二）	委員長主事	川合洋光 桑原繁	六班 二五〇（二〇）	和歌山捺染、中津染工、池田染工、市川染工、妙力製材、今西製材、沖起毛、山中起毛		青年部		
勝浦那智自由労働者組合	和歌山縣勝浦町築地（昭二・二・二〇）	委員長書記長	澤田豊茂 瀬藤嘉一郎	一三〇（八〇）	大阪商船、辰馬汽船、沖仲仕、勝浦冷凍庫、森組工事部	ナシ	青年部	「紀州勤労ニュース」、大日本生産黨支持、八年六月舊總評紀和地方合同労働ヲ解消改組	
田邊貝釦工組合	和歌山縣田邊町朝日通 撫養方（昭二・七・一）	委員長書記長	撫養彌七 小山幸次	一三〇（八〇）	和歌山縣貝釦業組合	ナシ	青年部	全熊野労働組合協議會	
岡山労働者組合	岡山市二日市町一七二（昭七・一・二七）	委員長財政	中原健次 祇園明泉	一三三（五五）	土木、出版、食料、金屬、化學、交通、一般	ナシ	青年部	労農政黨排撃	
岡山出版従業員組合	岡山市上石井、桂方（昭二・七）	組合長幹事長	桂源太郎 桑原寛	三〇〇（四〇）	中國民報社、山陽新報社、他三十八印刷工場	ナシ	ナシ		

倉敷勞働組合　岡山縣倉敷市千歲町一丁目（昭二・六）　四支部（三七）（一三）

濱田勞友會　島根縣濱田町片庭（昭二・一二・一）　一〇〇

都濃合同勞働組合　山口縣德山町東橫町（昭四・二）　一支部（三）

宇部合同勞働組合　山口縣宇部市東區東町五丁目（昭二・三）　三〇

下關港灣勞働組合　下關市長崎町西上條二一四三（昭七・一〇）　三〇

山口縣勞働向上會　下關市東大坪町淨水通九ノ一（昭四・一〇）　八〇

23 農民組合系

全國農民組合（國農民組合、全國農民組合全國會議、日本農民總同盟、日本農民組合、其他）

大阪市旭區森小路町六六三（大一一・四・九―日農）　二六聯合會　九準備會

委員長　杉山元治郎
組織部長　前川正一
政治部長　黒田壽男
議部長　石田宥全
務部長　吉岡八十一

組合長　重井長治　倉紡、倉敷絹織、加藤織物工場
主事　石井芳太郎
委員長　缺
幹事　關川仙次郎　造船工場、罐詰工場
組合長　清水勇　日本ソーダ、大阪鐵板
委員長　田村定一　宇部紡績、宇部セメント、沖ノ山炭坑、王子炭坑
組合長　桑原末彥　林兼商店、市河鐵工所、日本工作所
主事　山本風兒
組合長遠山重勝　高住屋工場、高橋鐵工所
會計　竹井啓三郎

青年婦人部　「民衆の旗」月刊
青年部　勞農政黨反對
青年部
青年部　社會大衆黨支持
青年部　支持政黨ナシ　下關自由勞働ト下關港灣勞働兩組合ノ合同
青年部　社會大衆黨支持　七年九月舊總同盟支持關彥金屬勞働ヲ改稱
獨立青年部　「土地と自由」月刊　政黨支持ハ組合員ノ自由、但個々ノ鬪爭ヲ通ジ

（昭三・五・二七—全農）

全國農民組合青年部	大阪市旭區森小路六六三（昭六・八・二一）	殆ンド全農ノ組織線ニ沿フ	七〇、〇〇〇（登錄）
		機關紙部長	渡邊潜
		產業部長	田中義男
		國際部長	杉山元治郎
		委員長	増田操
		政治部長	師岡將雄
		少年部長	江田三郎
		組織部長	坂本秀朗
		財務部長	前井庄次

テ協力ヲ必要トスル場合ハ社會大衆黨ト協力

政黨支持自由

【聯合會】（昭和八年二月全農總本部書記局調査ニ據ル）

北海道聯合會（北海道旭川市九條通十一丁目左十號）▲青森縣聯合會（青森市浦町橋本一五一）▲秋田縣聯合會（秋田縣横手町上飛瀬）▲宮城縣聯合會（仙臺市東七番町一二二）▲山形縣聯合會（山形縣西置賜郡東根村淺立）▲福島縣聯合會（福島縣伊達郡飯野村）▲茨城縣聯合會（茨城縣結城郡水海道町寶町）▲群馬縣聯合會（前橋市清王寺町三）▲埼玉縣聯準備會（埼玉縣兒玉郡兒玉町二六五三）▲千葉縣聯合會（千葉縣印旛郡八街町八街）▲東京府聯準備會（八王子市仲町、森田方）▲山梨縣聯合會（山梨縣東八代郡石和町）▲長野縣聯合會（長野縣上伊那郡上伊那町）▲靜岡縣聯合會（沼津市大手町四〇九）▲新潟縣聯合會（新潟市流作場一七一三）▲福井縣聯合會（福井縣南條郡武生町平出）▲岐阜縣聯合會（岐阜市高野町七丁目）▲愛知縣聯準備會（愛知縣海部郡津島町）▲和歌山縣聯合會（和歌山縣日置郡湯河村小松原）▲京都府聯合會（京都市中京區富小路四條上ル）▲大阪府聯合會（大阪市外守口町土居）▲兵庫縣聯合會（明石市東仲ノ町一丁目）▲岡山縣聯合會（岡山市原尾島龍正寺內）▲廣島縣聯合會（廣島縣世羅郡神田村）▲鳥取縣聯合會（鳥取縣西伯郡縣村河岡）▲島根縣聯合會（島根縣能義郡田里村）▲石川縣聯準備會（石川縣羽昨郡堀松村末吉）▲山口縣聯合會（山口縣防府町三田尻赤間）▲德島縣聯合會（德島縣麻植郡西尾村西麻植）▲愛媛縣聯合會（松山市永代町一七）▲高知縣聯合會（高知縣高岡町辻野瀨方）▲福岡縣聯合會（小倉市外企救町北方）▲佐賀縣聯準備會（唐津市双子山口狒方）▲熊本縣聯準備會（熊本市本庄町白川端二六八）▲宮崎縣聯準備會（宮崎縣那珂郡七鄕村鄕之原）▲鹿兒島縣聯合會（鹿兒島縣姶良郡國分町）▲岩手縣聯準備會（盛岡市三日市町）▲栃木縣聯合會（栃木縣河內郡横川村臺新田）

全國農民組合全國會議

全國農民組合全國會議　東京市麴町區內幸町一ノ六商興ビル本館「昭六・八」

三五聯合會
三同準備會
五〇、〇〇〇
（內會費完納三〇、〇〇〇）

委員長　上田音市
全國常任委員　山口勘一
野崎清二
庄司銀介
平賀寅松
上岡利夫
相田信造
服部知治

本部書記

「農民新聞」（月三回）
政黨支持自由、（表ノ事實ハスベテ八年七月二十日現在）、八年ニ入ッテヨリ官權ノ系統的彈壓ノタメ組合本部ノ合法性ヲ奪ハレ、カカル情勢下ニ全國常任委員山口勘一書記長代理稻岡暹兩氏ハ九月轉向ヲ連名聲明、尙コレト同時頃「全會」ノ合法事務所確立、戰線ノ合法性獲得等指導精神ノ重大ナ方向轉換ガ內部カラ叫バル（昭八・一〇）

評議會又八聯合會　北海道、青森、宮城、秋田、山形、福島、群馬、靜岡、栃木、茨城、千葉、埼玉、山梨、長野、新潟、愛知、富山、石川、福井、岐阜、三重、奈良、大阪、京都、高知、愛媛、岡山、兵庫、島根、鳥取、山口、廣島、福佐、大分、鹿兒島、岩手（準）、和歌山（準）、宮崎（準）

日本農民組合總同盟

日本農民組合總同盟　東京市京橋區築地四ノ四（昭七・四・二七）

八聯合會
六準備會
三〇〇〇
（八、〇〇〇）

會長　鈴木文治
副會長　片山哲
主事會計　松永義雄
組織部長　由良太郎
宣傳部長　佐藤五郎
爭議部長　由良多一郎
法律部長　佐藤吉熊

產業部長　桑島定助
教育部長　小山壽夫
出版部長　植村金作
政治部長　龜井貫一郎
婦人部長　赤松ツネ
青年部長　井堀茂雄

青年部
婦人部

「農旗」（準備中）
八年七月二十日現在、社會大衆黨支持、七年四月日本農民組合ヲ脫退シテカツテ社民黨支持タリシ舊稱ヲ復活

【聯合會】　東京府聯合會（東京市芝區新橋一丁目昭生ビル）▲埼玉縣聯合會（埼玉縣川口町金山町二〇三二六勞働會館）▲神奈川縣聯合會（川崎市新川通勞働會館）▲群馬縣聯合會（勢多郡富士見村原鄕桑島方）▲廣島縣聯合會（福山市新馬場町）▲長野縣聯合會（不詳）▲秋田縣聯合會（秋田縣能代町九二）▲福島縣聯合會（郡山市堂前町一五）▲千葉縣聯準備會（千葉縣市川町五ノ一、七三一）▲靜岡縣聯準備會（靜岡縣掛川町六三〇早瀨方）▲愛知縣聯準備會（小牧町鈴木常吉方）▲京都府聯準備會（京都市伏見區鷹匠町林宏吉方）▲高知縣聯準備會（高知市北奉公人町五〇佐竹方）▲石川縣聯準備會（石川縣鹿島郡七尾町橘町二辻田方）（昭和八年一月本部書記局調査ニ據ル）

日本農民組合系

日本農民組合

東京市芝區琴平町二虎ノ門會館三ノ八（昭六・一・二六）

一同盟會
二五聯合會
三八、〇〇〇

會長　平野力三
主事　北山亥四三
會計　河田弘
政治部長　稻富稜人
爭議部長　小野永雄
組・宣・部長　北山亥四三
青年部長　河田弘

青年部

「日本農民新聞」月刊、八年七月一日現在、八年六月二十四日、日本國社黨ノ支持取消、皇道會支持ヲ決定

【聯合會】山梨縣聯合會（甲府市二十人町）▲九州同盟會（福岡縣筑紫郡大野村下大利）▲浮羽郡聯合會（福岡縣浮羽郡吉井町上吉井）▲豊前聯合會（福岡縣京都郡行橋町宮市）▲福筑聯合會（福岡縣筑紫郡大野村下大利）▲糸島郡聯合會（福岡縣糸島郡前原町泊）▲北九州聯合會（小倉市片野町七七三）▲群馬縣聯合會（群馬縣群馬郡明治村大澤忠七方）▲栃木縣聯合會（栃木縣足利郡山邊村堀込三田良作方）▲埼玉縣聯合會（埼玉縣粕壁町四四六〇福島喜市方）▲神奈川縣聯合會（神奈川縣鎌倉郡川口村新屋敷倉岡方）▲靜岡縣聯合會（濱松市海老塚町三一一貴志徹方）▲滋賀縣聯合會（滋賀縣大津市高見町二三矢尾喜三郎方）▲香川縣聯合會（香川縣綾歌郡川津村藤本金助方）▲下越農民協會（新潟縣北蒲原郡中條町）▲富山縣聯合會（富山縣高岡市定塚五丁目一一七〇）▲富山縣農業團體聯合會（富山市西四十物町七）▲石川縣聯合會（金澤市外泉イ一一六大筆榮太方）▲山形縣聯合會（山形縣北村山郡高根村字富並青柳重平方）▲宮城縣聯合會（仙臺市小田原金剛院町六上川名武雄方）▲岩手縣聯合會（岩手縣盛岡市肴町水原方）▲秋田縣聯合會（秋田縣北秋田郡前田村五味春田建二方）▲北海道聯合會（北海道追分町菅舜英方）▲京都府聯合會（京都市中京區高倉二條上ル）▲長野縣東信支部（上田市川原柳驛前關口方）▲岐阜縣聯合會（岐阜市千手堂驛西隣玉井方）▲福島縣聯合會（福島縣伊達郡川俣町中島三島見方）（昭和八年三月本部調査ニ據ル）

其他

土佐農民總組合	高知市小高坂一四二（昭四・七・二三）	六聯合會 一七、八五六	組合長 大石大 幹事長 藤川千萬太	ナシ	八年七月二十九日現在 國民同盟支持
東伯小作組合聯合會	鳥取縣東伯郡日下村上井（昭二・一〇）	三五支部會 一四二五（二五）	會長 門田定藏	ナシ	八年七月二十七日現在 支持政黨ナシ

日本小作人總同盟　群馬縣山田郡毛里田村（大一三・一〇・一五）　五聯合會六、五三〇（三〇）　會長坂本利一　副會長成瀬重吉　ナシ　「小作人」支持政黨ナシ

第三篇　無産政黨

昭和七年中の我が無産政黨の運動は、フアツショ運動の强襲を受けて異常の混亂を呈した。その旋風一過の後を眺めると、合法的運動の領域においては、一方に社民黨と勞農大衆黨の合同による社會大衆黨が成立し、他方に全く新たなる主義綱領の上に立つ日本國家社會黨が出現した。社會大衆黨の成立は、この三年來不斷に進められて來た合同問題に最後的解決を與へる筈であり、またそれは、從來理想とせられた單一無産政黨の實現であるべき筈であつたが、その理想實現の背後には既に新たなる政黨が出現してゐたのであり、解決された筈の問題は、既にヨリ大なる問題に轉換されてゐたのである。しかも、その新黨の基礎が、從來の運動の基調をなした社會民主主義とは少くとも表面上相去る甚だ遠き國家社會主義であつたことは、本年をして我國の無産運動に全く一期を劃せしめるものであつた。現在のところ、日本國家社會黨そのものの實勢力は必しも問題とするに足りないであらうが既に確然出現したこのフアツショ的無産政黨に對して社會大衆黨がその巨軀をもつていかなる態度で臨んでゆくかは、客觀的狀勢の展開と共に、まさに注目さるべき中心問題であり、また社會大衆黨自身の中心問題でもあらう。

他方、非常時情勢は、非合法的政治運動即ち日本×××の運動をして益々×××ならしめ、その量的並に質的に……することは愈々困難となつた。表面に現はれた諸々の事件を通じて見れば、黨が前年末社會の各層に浸潤して所謂シンパ網の擴充につとめたことは容易に推斷される。その實體がいかなる大いさ、いかなる力においてあるかは憶測のかぎりではないが、本昭和七年秋の所謂熱河事件を端緒として全國的に行はれた大檢擧は、所謂再生××黨に一大打擊を與へたことは事實であらう。一般に非常時情勢は特にこの黨に對して最も至難の問題を課してゐる。

以下、合法諸政黨を主としてその本年度における運動の一班を述べる

第一章　共通運動

各政黨の共通運動として、第三次普選における各黨の鬪爭

國家社會主義的運動の興起、並びに、合同問題を取り上げてゐる。左にその大様を記述する。

第一節　第三次普通選擧

昭和六年末の政變により第六十議會が解散され、二月二十日を期して犬養政友會内閣の下に總選擧が行はれた。即ち第三回の普選であり、無産政黨にとつては過去二回の總選擧の經驗を經た後であり、多大の期待の下に闘はれたのであるが、その結果はむしろ不結果であつた。以下、各黨の闘爭方針と選擧成績の二項に分けて記述する。

1　選擧闘爭方針

總選擧をもつて單なる當選萬能をもつて戰はず、それを契機として一個の大衆的政治闘爭の展開として闘ふことは、大體各無産政黨を通じていへる所であるが、その立場の左翼的なるに從つて當選は第二義的とされてゐる。從つて選擧闘爭における闘爭題目は自らよく各黨の立場を反映する。今回の普選における無産黨の中心闘爭題目は滿蒙問題、ドル買問題等であるが、フアツショ粉碎を正面からかざしたものは××黨乃至左翼團體以外では勞農大衆黨であり、社民黨はこの點明瞭を缺き、「一君萬民主義新日本の建設」を叫ぶ國民社會黨準備會にあつてはこの點また論なしである。滿蒙問題に對しては、社民黨は「滿蒙の權益を無産階級の手に」のスローガンにより問題を社會フアツシスト的見地から肯定し、勞農大衆黨は帝國主義××絶對××のスローガンにより否定的立場をとつた。ドル買問題に對しては各黨共通に反對であるが、社民黨はここに可成りの重點を置いた傾きがある。いま社會民衆黨、勞農大衆黨の各々について、その選擧闘爭方針主要部分とスローガンを掲げれば左の如くである。

一、社會民衆黨

【總選擧綱領】（一月二十五日黨選擧闘爭委員會決定）

一、我等は現下の總選擧に對する闘爭を以つて社會主義日本建設へ向ふ一拍車的闘爭なることを認識し、この認識の上に立つて最も効果的戰術に依る全力的闘爭を行はねばならぬ。

一、我等は現下日本の資本主義的國民經濟の矛盾と不合理とを徹底的に曝露し、社會主義的國民經濟を樹立するに非ざれば、國民大衆の生活權を擁護し得ざることを天下に宣明しなければならぬ。

一、我等は政友會と民政黨とが何れも資本主義支持の同質的政黨であり、唯その支持方法に於て異るに過ぎざることを明確にし彼等の交互的政權受授が國民大衆の生活權にとつて無意義にして且つ有害なることを高唱しなければならぬ。

一、我等は國民大衆に媚びて投票掻き集めをなすの愚を排し、國民大衆をして社會主義に共鳴せしむる樣これを誘導することに努力せねばならぬ。

一、我等の選擧闘爭主體は嚴乎たる統制と規律の下に始終プロレタリア的闘爭を發揮しなければならぬ。

【スローガン】

1、金融、產業、貿易の國家管理。2、土地國有及米穀專賣。3、滿蒙の權益を民衆へ。4、耕作農民に對する無擔保金融。5、ドル買三井三菱住友打倒。

二、勞農大衆黨

【闘爭方針】

一、現下の社會情勢(略)

二、選擧闘爭方針

……吾黨は次の方針の下に戰はなければならぬ。

A、日常闘爭と緊急な聯關の下に

イ、プルジョア政黨と軍閥の結合たる協力內閣運動及び弗買財閥の倒閣陰謀を中心とする政變と財閥政治を曝露し、有產階級の反動の主體たる犬養內閣の暴壓政治に尖銳に對立することによつて大衆の戰闘的精神を振ひ起し政治的自由の巨波を起すこと。

B、選擧戰に動員したる大衆を左記階級組織に集結すること

イ、勞働組合、農民組合。

ロ、黨組織の充實。

C、選擧戰を通じて左記訓練を與へること

イ、プロレタリア・イデオロギーの浸透純化。

ロ、大衆的政治闘爭への訓練。

三、ファッショとの闘爭

社會民衆黨等一般のファッショに對し我黨は斷乎これが粉碎の爲めに闘爭するものであるが、從來の關係を顧み、社會民衆黨に對しては、左記方針を强力に具體化すること、即ちファッショ化したる社民黨幹部の傾向を曝露し、大衆と大衆の下からの統一を圖ること。

四、立候補し得ざる地區の運動方針

立候補者を擁立し得ざる地區の我黨組織は上記方針を日常闘爭××——折良く今回の選擧戰は市町村の昭和七年度豫算編成期であるのを利用して——によつて具體化し、ブルジョア政黨の批判曝露、他黨と吾黨との政策の對立を鮮明ならしめること、而してイ、投票はブルジョア政黨に投ずることなく、必ず全國勞農大衆

黨と黨名を明記して投票すべきこと。

ロ、餘力を以て隣接地區の選擧鬪爭を應援すること。

五、選擧戰のための組職(略)

【スローガン】

A、中心スローガン

イ、ドル買暴利の沒收！ロ、廢兵戰死兵士家族の國家永久生活補償！ハ、帝國主義×××絶對××！ニ、言論壓迫絶對反對！ホ、沒落資本主義の打倒！ヘ、ファッショ反動の粉碎！

B、都市用スローガン

イ、物價釣上げ反對、賃銀俸給の引上げ！

C、農村用スローガン

イ、小作料減免、納稅猶豫、借金据置令の制定！

尙、演說會其他の機會に我黨の旗色を鮮明ならしむるため、左記のスローガンを揭げることもよい。

イ、三井の犬養か、三菱のウソ槻か、大衆の痲生か！

ロ、三井の犬養內閣を倒せ、三菱のウソ槻政黨を潰せ！

ハ、犬養弗買投票買、若槻ウソ槻大ミソ槻。

2　選擧成績

先づ立候補の狀況を見るに、各黨を通じて立候補者三十五名で、これを昭和五年の前回(九一名)に比すれば著しい減少である。選擧の結果は當選五名、得票數二、八七、八五三票で、これを前回に比較すれば、當選は同じく五名で增減なしといへるが、得票數に至つては前回の四九八、二二一票に對し實に二一〇、三六八票の激減である。ただ、立候補者數の割合にすれば當選者が多い點と、立候補者一人當平均得票數において前回の五、四七五票に對し八、二二四票を獲得してゐる。しかし、これは固より積極的な好轉を語る理由とはなり得ない。要するに、第三回普選における無產黨の成績は前二回に比し可良とは斷じ得ない。

去り乍ら、選擧成績の不振をもつて直ちに無產黨勢力の消長を論斷し得ないことは云ふまでもない。選擧制度一般の不利、無產黨間の對立、等々は別としても、また過去二回の普選が既成政黨の側にもその權力と金權とを伸張せしめるに有利なる經驗を與へたことは別としても、前年來俄かに襲來せるファツショの怒濤は、殊に帝國主義戰爭に對して批判的立場を固持する無產黨にとつては、直接に痛烈なる打擊たらざるを得なかつたのである。

いま今回の成績を過去二回のそれと比較すれば次の如くである。(本項における數は社會局調を基礎とす)

昭和三年

黨名	候補	當選	得票
社會民衆黨	一七	四	三〇、〇三九
日本勞農黨	一三	一	八五、六九八
勞働農民黨	四	二	一九三、〇四七
日本農民黨	三	—	四四、二〇三
地方無產黨	六	一	四六、七六六
總計	八	八	四八九、七三三

昭和五年	社會民衆黨	三四	二	一七六、三三四
	日本大衆黨	二三	二	一六六、一四七
	勞農黨	一四	一	八二、六七八
	全國民衆黨	四	—	一九、六九五
	地方無産黨	二六	—	七九、一六五
	總計	一〇一	五	五二四、〇一八
昭和七年	社會民衆黨	一五	三	一三二、二六二
	全國勞農大衆黨	一三	二	一三四、三六四
	日本國民社會黨準備會	二	—	一二、三五一
	地方無産黨	五	—	一八、八七六
	總計	三五	五	二八七、八五三

次に本年度の成績を府縣別黨派別に見れば左の如し。

府縣別	社會民衆黨 候補	社會民衆黨 當選	社會民衆黨 得票數	全國勞農大衆黨 候補	全國勞農大衆黨 當選	全國勞農大衆黨 得票數	其の他無産黨 候補	其の他無産黨 當選	其の他無産黨 得票數
東京	六	一	四三、六五五	三	一	三九、五六四	三	—	一二、五五八
京都	一	—	一、五二五	一	—	五、四〇七	—	—	—
大阪	一	—	六、五五二	三	一	三五、三一九	二	—	一四、五七九
神奈川	二	—	一六、四九三	一	—	九、五四九	—	—	—
兵庫	—	—	—	一	—	一三、〇三一	一	—	一、六〇三
新潟	—	—	—	一	—	六、九〇五	一	—	二、四八七
埼玉	一	—	三、一五六	—	—	—	—	—	—
長野	一	—	五、三五二	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	一	—	九、八一二	—	—	—
福岡	二	二	三七、八九二	二	—	一四、七七七	—	—	—
鹿兒島	一	—	七、六三七	—	—	—	—	—	—
合計	一五	三	一三三、二六二	一三	二	一三四、三六四	七	—	三一、二二七

當選者の所屬黨派、得票數等は次の如し。

府縣別	選擧區	當選者	所屬黨派	得票數	當選順位
東京	第二區	安部磯雄	社會民衆黨	一一、八八二	四
同	第六區	松谷與二郎	全國勞農大衆黨	一九、三一九	五
大阪	第五區	杉山元次郎	同	一八、五一〇	三
福岡	第二區	龜井貫一郎	社會民衆黨	二三、五一三	二
同	第四區	小池四郎	同	一四、三七九	三

第二節　國家社會主義的政黨の發生

滿洲事變勃發を契機として急速に擡頭し來つたファッシズム運動は云ふまでもなく、無産陣容に對しても巨彈を投じた。昨昭和六年十一月下中彌三郎氏等を中心として組織された經濟問題研究會あるひは日本社會主義研究所はその最初の反映であつたといへよう。下中氏等は七年一月十七日に至り、先に全國勞農大衆黨より脱退せる日本勞働組合總聯合、中谷武世氏一派の愛國勤勞黨等を糾合して、新たに『日本國民社會黨組織準備會』を結成した。

一方、前年來社會民衆黨内にあつて逸早く國家社會主義的主張を唱へ來た黨書記長赤松克麿氏の一派は次第に贊同者を得て勢力を增し、遂に本年一月十九、二十日に開催せられた黨第六回全國大會において、この一派は國家社會主義への轉向を示す新運動方針書を提出し、これを可決せしめるに至つた。新運動方針書は左の如くであつた。

【新運動方針綱要】(前文略)

一、日本の國體を尊重するの精神を一層明確にすること。

一、國家の本質に對する認識に於いてマルクス主義の搾取的國家觀を排し、純正なる統制機能を有する機構としての國家觀を肯定する立場を明確にし、更にその統制機能の民衆化の實現を期すること。

一、現下の熾烈なる民族闘爭の世界狀勢下に於いて、國民的利害關係を無視し、全世界の無產階級的共同利益のみを高調し、且つ機能的劃一的國際闘爭を企圖するマルクス主義的國際主義は空想的誤謬なることを明かにし、無產階級の國民的立場を明確化した上で、最も現實的なる國際主義を採ること。

一、我等は從來議會萬能主義を奉ずるものではなかつたが、絶對的議會否認主義の××黨と對立した關係上、往々我等の運動方針が議會萬能主義であるかの如き印象を一般に與へた。今日我等は斯くの如き印象を一掃するの必要を感ずると共に更に加ふるに現在の客觀狀勢に直面して、我等は議會政策と相並んで一層活潑なる議會外の大衆行動を展開するの必要を認めること。

しかし乍ら、同大會は、これと同時にまた從來の社會民衆黨内にあつて逸早く國家社會主義的主張を唱へ來た黨書記長赤松克麿氏の一派は次第に贊同者を得て勢力を增し、遂に本年一月十九、二十日に開催せられた黨第六回全國大會において、この一派は國家社會主義への轉向を示す新運動方針書を提出し、これを可決せしめるに至つた。新運動方針書は左の如くであつた。

【新運動方針綱要】(前文略)

一、日本の國體を尊重するの精神を一層明確にすること。

一、國家の本質に對する認識に於いてマルクス主義の搾取的國家觀を排し、純正なる統制機能を有する機構としての國家觀を肯定する立場を明確にし、更にその統制機能の民衆化の實現を期すること。

一、現下の熾烈なる民族闘爭の世界狀勢下に於いて、國民的利害關係を無視し、全世界の無產階級的共同利益のみを高調し、且つ機能的劃一的國際闘爭を企圖するマルクス主義的國際主義は空想的誤謬なることを明かにし、無產階級の國民的立場を明確化した上で、最も現實的なる國際主義を採ること。

一、我等は從來議會萬能主義を奉ずるものではなかつたが、絶對的議會否認主義の××黨と對立した關係上、往々我等の運動方針が議會萬能主義であるかの如き印象を一般に與へた。今日我等は斯くの如き印象を一掃するの必要を感ずると共に更に加ふるに現在の客觀狀勢に直面して、我等は議會政策と相並んで一層活潑なる議會外の大衆行動を展開するの必要を認めること。

しかし乍ら、同大會は、これと同時にまた從來の社會民衆黨内にあつて逸早く國家社會主義的立場を固守する三反主義(反資本主義、反共產主義、反ファツシズム)による戰線統一案をも可決したのである。かくしてここでは兩派の暗闘は表面上さしたる波亂なく過ぎたがその根本的龜裂はすでに宿命的であつた。この對立は、四月七・八兩日の中央執行委員會に至つて遂に戰線統一に關する件を中心に爆發し、兩派のあつれきは頓に激成された。即ち新運動方針書に基き即時解黨し一大新黨を樹立すべしとする赤松氏等國社派の主張と、片山・松岡氏等の三反主義を基準とし全國勞農大衆黨と合同して新黨樹立に進むべしとの主張とは、ここに正面衝突を來し、採決の結果一先づ前者の勝利を見たが、しかし、越えて四月十五日の黨中央委員會において更に右二個の戰線統一案が討議され、ここでは結局六十一票對五十二票をもつて片山・松岡案の勝利に歸したのである。茲において採決に敗れた國社派は黨本部に引上げて黨脫退を決議すると同時に、國家社會主義新黨準備會の結成を聲明するに至つた。脫退派支持の主なる組合は日本農民組合、遞友同志會、俸給生活者組合、社會青年同盟、社會婦人同盟、等であつた。

かかる狀勢は、これまた勞働クラブ問題を中心に二派拮抗の狀態で極度の運動不振に陷つてゐた全國勞農大衆にも影響した。まづ三月六日の全國勞働の組合代表者會議においては

今村等氏より黨運動方針變更に對する組合の態度決定が提案され、次で三月十一日には黨中央執行委員今村等、藤岡文六、安藝盛、望月源治および中央委員岩内善作の五氏により、國家社會主義的見地からする黨運動方針の變更に關する左の如き意見書が黨中央執行委員會宛提出されるに至つた。

【意見書】

一、我黨は從來、其の外貌は××主義的左翼主義の立場を採り、觀念的に黨を抱束し、實質に於いては、勞農組合の經濟鬪爭の範圍に閉じ籠つてゐた。從つて大體に現實に即して、今日の資本主義の諸情勢に對應し黨を活潑に躍進せしめ、國民の要求を指導することが出來ない結果、常に現實行詰りを曝露し、今次の如き滿蒙事件の發生するや、我黨は黨の活動を休止して、黨をも、黨の指導下の大衆をも、俗惡なる日和見主義に彷徨せしむるに至つた。

二、先きに我黨が大會の運動方針書に於いて、資本主義が危機に於いて自動的に沒落するものでないと規定したのは正しい。然るに、その後に續けて、日本資本主義それ自體には經濟的危機を反映するところの政治的不安はあるが、無產階級陣營に於ける主體勢力の未成熟なるが故に、階級對立に於ける政治的危機はないと嘆じてゐる、然るに右運動方針書は、如何にして主體勢力を完成すべきやの實踐的戰略方法に就いては何等示すところなく、ただ機械的にその未成熟の原因を羅列してゐるに過ぎない。(昭和六年大會議案四頁參照)

右意見書は、三月十四日開催の第二回黨中央執行委員會において一蹴され、さしたる反響を呼ぶには至らなかつたが、これら一派の幹部は更に運動の擴大を圖るべく、また新黨樹立への一過程として、社會民衆黨內の同志と共に四月十一日『時局研究會』なるものを設立した。

【時局研究會發起人】〔大衆黨側〕大矢省三、藤岡文六、望月源治、安藝盛、阪本勝、岩內善作、白鳥廣近、熊本與一、山名義鶴、今村等、〔社民黨側〕赤松克麿、小池四郎、陶山篤太郎、管舜英、淺井敬吾、馬島僩、山元龜次郎、平野力三、稻富稜人、佐藤吉熊。

越えて五月四・五日、全國勞働第六回中央執行委員會が政治方針に關する件を中心議題として開催された。その討議において、同組合の國社派は政黨支持の自由を提唱し、從來通りの大衆黨支持派と正面から衝突した。採決の結果は、六對七、一票の差をもつて國社派の主張貫徹せず、ここにおいて國社派の大矢、藤岡、安藝、今村、望月、白鳥、山名の七氏は五月八日脫退を聲明し、即日前記社民脫退派の國家社會主義新黨準備會に合流するに至つた。そしてそれら國社派を支持する組合の主なるものは左の如くであつた。全國勞働九州聯合會、同高知縣聯合會、關東合同勞働組合、大阪建築勞

この間、他方では、前述の下中氏等の「日本國民社會黨準備會」と赤松氏を中心とする「國家社會主義新黨準備會」との間に合同の議起り、五月十二日「新黨結成綜合準備會」を組織して數次協議を重ねた結果、五月二十九日を期して『國民日本黨』を結黨することとなり、着々準備を進めつつあつたが、當日に至つて役員の比率問題に關し意見の齟齬を來し遂に合同に至らずして決裂し、當日はたゞ赤松氏を黨長とする『日本國家社會黨』のみの單獨結黨を見るに至つた。一方、結黨式より退場せる日本國民社會黨準備會代議員約三百名は、同日午後十二時半より麹町區幸ビル内本部において別個に協議會を開き、新たに『新日本國民同盟』を結成し、左の聲明書を發表、委員長に下中彌三郎氏を選任した。

かくて茲に國家社會主義を奉ずる二個の無產政黨が非常時を背景に早急にも一應の外形を整ふるに至つたのである。

【聲明書】

祖國日本は文字通りに、未曾有の非常時局に當面してゐる。この非常時難を打開して、國運民命を輝ける明日にまで導くべく、我等は同志と共に日本國民社會黨準備會を形成し、更に社會民衆黨並に全國勞農大衆黨脫退派の諸勢力を糾合して、純粹なる國民の結成に努力し來つたのであるが、不幸にして、汎く天下同憂の士と共に、この非常時の國運を負擔せんとするものである。

昭和七年五月二十九日

尙ほ兩黨の綱領・方針等はその成立後の運動と共に之を次章「無產政黨各個の運動」において述べる。

第三節　合同問題

新日本國民同盟

（社會大衆黨の成立）

社會民衆黨における國家社會主義一派の分裂は、前節に述べてあるやうに、總同盟並に農民組合等その支持關係に影響して同黨の組織に可成の痛手を與へたが、他方、この新運動は全國勞農大衆黨にも影響するところ大きく、その有力なる部隊の離脫を惹起し、これまた同黨自身の動搖をまぬがれなかつたと同時に、その主要支持團體たる全國勞働に對して極度の打擊を與へた。加之、勞働倶樂部問題において表白された同黨の右翼化は、更に全國農民組合、東京市從、總評議會等々の支持團體をも次第に離反せしめる結果を將來してゐた。

かやうにして、無產陣營におけるファツシズム的傾向の擡頭は、これら兩黨の分解を進むるに至つたが、しかし他方、

この分解によつて痛手を蒙つた兩黨の急速なる接近をも促すこととなつたのである。

四月十五日の社民黨中央委員會を最後として分裂した同黨本部に緊急中央執行委員會を開催し殘留派は、十六日社民黨大會の決議にもとづき戰線の統一强化のため邁進すべき旨を聲明し、全國勞農大衆黨への合同を提議すると同時に 合同委員として片山、松岡の諸氏七名を任命した。翌十七日、この合同委員は勞農大衆黨本部に三輪書記長を訪問、合同提議書を手交した。社民黨側の合同提議書を接受した勞農大衆黨は四月廿五日、常任中央執行委員會を開催し、協議の結果「社會民衆黨よりの無條件合同の提議を受諾し、來るべき中央執行委員會の決定を經て合同委員を選任し急速に合同交涉を開始す」との決議をなし、同日社民黨に對しては「近日中…合同交涉を開始」すべきことを回答した。かくて、勞農大衆黨は、五月廿一日中央執行委員會を、續いて廿二日中央委員會を開催し、合同問題につき本格的に論議した。協議においては所謂舊「勞農派」の反對意見が出たが、結局多數をもつて合同基準並に合同委員を左の如く決定した。

【合同基準】

一、合同の目的

(イ)沒落資本打倒のための單一無產政黨の結成

(ロ)勞働組合戰線の具體的統一

第二部第三篇　無產政黨

(ハ)勞農提携の强化、中間社會層への働きかけの强化

(ニ)ファッショ反對戰線の强化

二、新黨の性質及び方針

(イ)勞働者、農民一般無產者の社會主義的大衆政黨たること

(ロ)階級協調主義反對、議會主義反對

(ハ)ファッショ排擊

(ニ)帝國主義戰爭反對

(ホ)政權獲得を目的とすること

三、新黨の組織方針

(イ)動員主義を中心とする組織たること

(ロ)支部は地區支部とし、工場班、經營班、部落班、市民班を構成單位とす

(ハ)工場班は產業線に沿ふて產業委員會を持つこと

四、黨と支持團體との關係

在來の形式的、片務的なる支持關係を合理化すること

五、勞働組合方針

支持勞働組合は全國勞働組合會議を結成し、それが產業別整理を斷行せしめること

六、農民組合方針

ファッショ反對鬪爭の集中點として、農民組合の擴大强化に全力を擧ぐべきこと

七、財務方針

(イ)黨財政を黨費の基礎の上に確立すべく、黨費納入を機械的

にまで嚴格にすること
(ロ)シンパ綱の組織擴大
八、役員について
(イ)新人拔擢をなすべきこと
(ロ)役員規定には半數絶對改選の規定を設く、中央委員は黨費完納黨員數に比例して地區より選出し、地區更任權を認めそれ以上の上部機關は投票制によるべきこと
(ハ)黨常務役員は有給たるべきこと
九、黨名に就いて
既往の黨名にこだわらざる事
十、合同の具體的方法
黨は上部組織と下部組織との關聯に於て合同運動を進むべく、この際下からの合同機運を促進し、合同運動を積極的に遂行すべきこと

【合同委員】

委員長河上丈太郎、委員三輪壽莊、河野密、宮崎龍介、須永好、菊川忠雄、田所輝明、淺沼稻次郎、山崎劍次、吉川守邦、平野學
(因に、社民派の合同委員は下の如くであつた。委員長片山哲、委員松岡駒吉、西尾末廣、川村保太郎、渡邊善壽、吉川末次郎、堀内長榮)

勞農大衆黨の態度決定により兩黨間の合同運動は頓に具體性を加へ、五月廿八日、正式の兩黨合同協議會が初めて(東京芝浦會館において)開催された。兩黨合同委員は十八名、綱領政策審議委員會、運動方針宣言起草委員會、規約委員會を設け、前記合同基準を基として合同並にそれによる新黨樹立の具體的準備に着手した。協議會を重ねること前後五回、兩黨の合同工作は順調に進んだ。かくて七月廿三日、社民黨は中央執行委員會並に臨時大會を開き、解黨宣言を發表した。他方、勞農大衆黨も同日中央委員會を開き、社民黨との合同を可決した。翌七月廿四日、東京市芝公園協調會館において兩黨合同による「社會大衆黨」の結成大會は擧げられた。

既に勞農黨なき今日、今後無產政黨として傳統を誇る唯一の存在たる兩黨の合同は、固より歷史的意義を多分にもつ。數年來一步一步と進められた我が無產政黨の合同問題も、ここに單一合法政黨の成立を見て、一應の落着を見るに至つたのである。

次に合同大會における新黨の宣言を揭げる。合同大會の經過並に綱領、政策、役員等については、第二章無產政黨各個の運動中「社會大衆黨」の項に揭げることにする。

【宣　言】(昭和七年七月二十四日社會大衆黨創立宣言)

社會民衆黨、全國勞農大衆黨はこゝに合同して新黨を組織したり。

我等は、政治戰線の單一結成を喜び、强力無產政黨の出現に心からなる萬歲を叫ぶ。

停止するところなき世界恐慌の波は、完全に資本主義の沒落を現實化した。二千五百萬を超ゆる失業者の大衆、植民地、半植民

地、世界の農業國を貫く窮乏農民は、資本主義打倒の尖鋭なる軍隊を形成してゐる。資本主義の矛盾はもはや資本主義自體に依つて克服することはできぬ。無產階級がその使命を遂行すべき機運は刻々に熟しつゝある。

合同政黨はかゝる狀勢と意識の下に生れた。それは必然に資本主義の打×——××××の××を目標とする。混迷せる大衆に一新の大道を明示し、社會更革の炬火を掲ぐることが、新政黨の根本方針である。科學的なる日本資本主義の批判に立つて、勞働者農民の結合を經とし、中間階級層を緯とし、以て大衆的鬪爭的なる方途に於てこの目的を具現せんとする、之れ我が新政黨の具體的戰術である。新黨の結成に當り我等は廣く同志と共に誓ふ。

無產階級の陣營を死守し、階級的使命の達成に邁進せんことを。

合同政黨を育成し、使命遂行のための城砦たらしめんことを。

盟約者の矜持と自信とを以て、我黨の組織を防衛せんことを。

重ねて言ふ、現實の狀勢は急迫をつげつゝある。都市に、農村に、大衆の飢餓行進は既成政治を完全にノック・アウトして了つた。今こそ我等の起つべき秋である！　反動と彈壓と狂亂の中に新黨を結成する三十萬の黨員は自ら深く期するところがある。政治戰線の統一を機とし、明確なる目的意識と確乎たる行動規準に從ひ献身的鬪爭に終始することが、この際に於ける我等の覺悟である極左一黨の盲動を蹴破し、ファッショ反動の腐蝕運動を一擲し、こゝに、無產階級解放の大旆を高揚す。

右宣言す。

第二章　無產政黨各個の運動

社會民衆黨と勞農大衆黨とは七月に合同して社會大衆黨を結成したので、前二者については當然に七月までの活動が述べられるわけであるが、その活動も合同問題、分裂問題が主で、しかもそれらは前章に一括記述されてあるので、以下の記述にはその他の活動のみが述べられる。

一　社會民衆黨

國家社會主義的思潮の擡頭は、過去五ケ年右翼社會民主主義の傳統の下に比較的平穩の發展を辿り來つた社會民衆黨に對しても、一大變化を齎らさざるを得なかつた。黨書記長赤松克麿氏一派の國家社會主義への轉向による黨の分裂がその一であり、この分裂を一契機として促進された全國勞農大衆黨との合同がその二であり、後者によつて黨は少くともその歷史ある黨名と別れを告げた。これらの分裂と合同とがいかなる意義をもつかは玆で立入つて詮索すべき限りではないがこの分裂といひ合同といひ、表面上の激變にあらはれてゐるのではなく、むしろ黨の把持せる指導精神が單に客觀的狀勢に應ずるに至つたにすぎぬ自

然的發展と見らるべきである。その分裂と合同の經緯については別項「合同問題」並に「日本國家社會黨」において夫々詳記したので、ここには繰返へさない。

社會民衆黨はかくて本年においてはただ上半期間の存在にすぎないが、その間の活動の大部分は、黨の分裂と合同とに割愛され、積極的なる闘爭としては國會選擧の闘爭以外さして見るべきものはなかつた。

1 運動方針

本年一月の全國大會において赤松氏によつて提案され、同時に同氏一派のファッショ轉向、離黨の萌芽を示したものとして注目された新運動方針要綱(可決)は左の如くである。しかし同大會では同時にこれと對立する三反綱領も可決されたことを注意せねばねらぬ。

【新運動方針要綱】

我黨立黨以來玆に五ヶ年、その間運動の進展に伴ひ幾多の經驗と試練とを積み來つたが、我等は現下の客觀狀勢に當面して、我が立黨の精神を顧みるとき、その表現の未だ不完全なるもの、その認識の未だ不充分なるものあることを認める。

元來我が立黨の精神は、一定の型に嵌つた固定的なものではなくて客觀狀勢に應じて最も現實的に最も大衆的に發展して彈力性を有するものであつて、この指導精神こそ最も正しく社會進化を促進するものなることを確信する。近時世界資本主義は慌しき沒落過程をたどり我國においても、資本主義の矛盾は激化し、社會不安は增大し社會主義日本建設なりと信ずる、我等は、現下の急迫せる客觀狀勢に直面して、從來表現の不明確なるもの、その認識の不充分なるものを再吟味し、從來表現考慮を加へた上、立黨精神の正しき再表現をなし、これを天下に宣明するものである。

一、日本の國體を尊重する精神を一層明確にすること。

一、國家の本質に對する搾取的國家觀を排し、純正なる純機能を有する機能としての國家觀を肯定する立場を明確にし、更にその統制機能の民衆化の實現を期すること。

一、現下の熾烈なる民族闘爭の世界狀勢下に於いて、國民的利害關係を無視し、全世界の無產階級的共同利益のみを高調し、且つ、その機械的劃一的國際闘爭を企圖するマルクス主義的國際主義は空想的誤謬なることを明かにし、無產階級の國民的立場を明確化した上で、最も現實的なる國際主義を採ること。

一、我等は從來議會萬能主義を奉ずるものではなかつたが、絶對的議會否認主義の共產黨と對立した關係上、往々我等の運動方針が議會萬能主義であるかの如き印象を一般に與へた。今日我等は斯の如き印象を一掃するの必要を感ずると共に更に加ふるに現下の客觀狀勢に直面して我等は議會政策と相並んで一層活潑なる議會外の大衆行動を展開するの必要を認める。

2 主なる活動

選舉闘爭——第三回普選に對する黨の活動並に方針は別項「共

通運動」第一節に述べた。いま黨分裂後即ち五月十五日、黨關東地方協議會が決定した府縣議戰に備へるための鬪爭方針を揭げ、當時における對選擧戰の態度を見ることとする。

(一)東京、神奈川府縣議戰選擧鬪爭方針要綱。

一、資本主義打倒鬪爭への選擧鬪爭たること。二、選擧鬪爭を通じて大衆行動を展開すること。三、國家社會主義派のブルジョアファッショ的本質を徹底的に曝露すること。四、選擧鬪爭を通じて强力無產政黨樹立へ邁進すること。

(二)一般的スローガン。一、資本主義打倒！社會主義斷行。一、國民の窮迫を無視する議會を倒せ。一、ファッショ粉碎。一、滿蒙資源を社會主義解放。一、强力新無產政黨樹立邁進。以上社會民衆黨本部府縣會選擧對策委員會提案。

(三)府會議員選擧戰政策。イ、制度。一、知事の公選及原案執行權の撤廢。二、地方普選の徹底。三、東京市五郡合併斷行並に都制案の實施促進。ロ、行政。一、政治警察の廢止並びに機密費の撤廢。二、政變に基く警察官の身分保證。三、交通行政の改革。四、言論取締の統一。ハ、財政經濟。一、三部經濟制の撤廢。二、無產階級負擔の營業稅減廢。三、自轉車稅其他無產者雜種稅の改廢。四、家屋稅の高率累進賦課と免稅點の設定。五、土地增稅、庭園稅、ゴルフ稅の設定。六、百貨店商品切手稅の增加額。七、電燈ガス、電軌會社通路占用料の增徵。八、產業組合、(信用組合、購買組合等)の無產階級化。九、警察費國庫負擔の增額。十、市部合併に依る地主ブルジョア不勞利得の剝奪に對する時別

課稅。ニ、教育、社會施設、其の他。一、失業救濟の徹底と職業紹介事業の徹底的改革。二、土木事業の直營。三、夜間中等學校の普及。四、府立高等學校の廢止。五、公設市場の改革。六、公營住宅、病院の增設と無產階級化。七、公娼の廢止。八、職業補習教育機關の完備。九、葬儀、助產の無料施設。以上社會民衆黨東京府支部聯合會、府縣議戰對策委員會提案。

反資本財閥鬪爭——前年秋以來のドル買財閥に對して社民黨は他黨に比し最も反對運動を敢行した。いま前年末に黨本部が社會青年同盟、社會民衆婦人同盟と共に金融財閥岩崎久彌氏に突きつけた決議文を示せば左の如くである。

【決　議】

今や國民經濟は救ひ難き破綻に瀕し、國民大衆は少數財閥富豪を除いては失業、破產、收入激減等々極度の生活不安に襲はれつゝある。この未曾有の生活苦難時代に當り、少數財閥がドルの思惑買ひに依て巨萬の富を獲得し、勤勞大衆の生活苦は益々過重化されつゝある。我等は貴下の統制せる三菱財閥が國家國民の利害を犧牲にして不淨なる巨利を博したることは、これ明らかに國民的罪惡なりと認識する。依つて我等は國民大衆の名に於て左の條項を貴下に要求するものである。

一、去る九月二十一日以降、三菱財閥がドルの思惑買ひに依て獲得したる一切の利益を吐き出しこれを失業者救濟並びに北海道東北地方の兇作飢饉救濟に充つべし。

右決議す。

昭和六年十二月二十五日

社會民衆黨、社會青年同盟、社會民衆婦人同盟

また一月廿日の大會において可決された財閥贈賄に關する決議文は左の如くである。

【決議】「さきに民政黨内閣は緊縮政策を基調とする舊平價金解禁を强行して一部の財閥に不當利得を與へ勤勞無産階級の生活を窮乏のどん底に陷れた。しかるに突如民政黨内閣に代れる政友會内閣は勤勞無産階級の生活を保護する何等の準備なくして直ちに金輸出を禁止し爲替相場の暴落を通じて財閥に二重の不當利益を與へた、即ち昨年英國の金本位停止以來、三井、三菱、住友財閥の賣國的弗買、思惑買は數億圓に達し再禁止後に於ける圓價下落による彼等の不當利得は一億圓に垂んとしてゐる。然かも勤勞無産階級は物價騰貴の爲めに文字通り飢餓の淵に溺れんとしつゝある。金解禁も再禁止も共に勤勞無産階級の犧牲に於て行なはれて決定せられた農村窮破緊急對策は次の如くであつた。

一、耕作農民借金モラトリアム。A、總額千圓以下の耕作農民の債務五ヶ年支拂猶豫。B、利子免除の緊急處置。C、農業資金無擔保融通。二、肥料、農具國營と無償交附。三、消費稅、府縣營業稅、諸車稅、等無産階級負擔雜種稅撤廢。四、農業立法。A、完全小作法。B、國庫負擔農業保險法、

爭敢行の爲めに常置機關として農民代表を主とせる組織下に農村窮破鬪爭委員會を設置する等具體的方針一切を中央委員會に一任

【聲明書】　今回少數の軍人が犬養首相を射殺し各所に爆彈を投じたる虐殺事件の起りたることは我等の深く遺憾とするところである。かゝる不祥事の發生は歸するに國民大衆の利害を蹂躙し來れる醜惡なる金權政治の結果に外ならない。さり乍ら徒らに復古的獨裁政治の出現を豫想してその末梢的役割を演ずることに狂奔せる所謂國家社會主義を自稱する徒輩の輕卒なる他力本願的行動は吾人の排斥するところである。我等は現下の社會不安を根本的に掃除するの道は日本の勤勞大衆が自らの階級的鬪爭の上に立脚して我等の社會主義政治を斷行するの外に存在し得ないことを確信する。我等はこれがために我國勤勞大衆の自主的全鬪爭力を動員してその目的達成にまで戰ひ拔かんことを期するものである。

農村窮破鬪爭——鬪爭の實績に關する報告を缺き、その實際上どの程度の活動がなされたかは判然しないが、一月の大會において決定せられた農村窮破緊急對策は次の如くであつた。

反ファッショ運動——社會民衆黨全國大會

の分裂後において却つて闇明にされたやうである。五月十四日黨關東地方協議會の府縣議戰選擧鬪爭方針中には明かに「ファッショ粉碎」を叫んでゐる。なほ五・一五事件直後、即ち五月十六日、本部に緊急常任委員會を開き、ファッショ排擊を宣言した聲明は次の如くである。

〔本部〕▲中央執行委員會（一月十八日——於本部）▲本年度全國大會（一月十九日、二十日——於芝協調會館）▲第一回中央委員會（一月二十一日——於本部）▲中央執行委員會（四月七日——於本部）▲中央委員會（四月十五日——芝浦海員組合會館）▲常任執行委員會（四月二十一日——於本部）▲常任委員會（五月十二日——於本部）▲中央執行委員會（四月二十八日——於本部）▲關東地方協議會（五月十四日——於芝勞働會館）▲中央執行委員會（七月七日——於本部）

〔地方〕▲社大黨福岡縣聯第一回執行委員會（八月二日——於八幡市同本部）▲同長崎支部準備會（八月十一日——於長崎市海事協會）▲同高知縣聯結成大會（八月十四日）▲同長野上伊那支部結成大會（合同大會、八月十四日——於上伊那圖書館）▲同群馬縣聯結成大會（八月十四日）▲同長野上伊那支部結成大會（合同大會、八月十六日——於前橋市臨江閣別館）▲同秋田縣聯擴大委員會（八月廿一日——於能代港町同事務所）▲同石川第二支部總會（發會式、八月二十五日——於七尾町、郡自治公會堂）▲同京都支部聯結成大會九月一日——於岡崎公會堂）▲同荒川支部結成大會（九月十六日——於南千住瑞光第二小學校）▲同橫濱支部常任委員會（九月十六日——於同事務所）▲同淺草支部結成大會（九月二十三日——於淺草小島クラブ）▲同群馬縣聯第二回執行委員會（九月二十七日——於前橋市公園臨江閣）▲同東京府聯結成大會（合同大會、十月一日——於麹町公會堂）▲同靜岡支部創立大會（十月二日——於沼津市）▲同神奈川縣聯發會式（十月十六日——於吉濱町海員ホーム）▲同下伊那結成大會（十月二十五日——於飯田町百十七ビル）▲同橫濱支部結成大會（十一月一日——於鶴見區潮田町工業倶樂部）▲同東京府聯擴大執行委員會（十一月五日——於芝協調會館）▲第一回中央委員會（十一月廿一日——於本部）▲中央執行委員會（十一月廿三日——於大阪中央公會堂）▲同大阪府聯第二回常任執行委員會（十一月廿八日——於新世界パンヤ食堂、失反鬪爭決定）▲同群馬縣聯第二回大會（十一月二十八日——於前橋市臨江閣）▲同山梨縣聯結成大會（十二月十三日——於甲府市內衆樂堂）▲同名古屋支部創立大會（十二月十七日——於市內中區裏門町中春ビルディング別館）

右のうち主要なる一二について左に摘記する。

第六回全國大會——一月十九、廿日、於東京芝協調會館。出席代議員三七一名、傍聽者約三〇〇名。問題の新運動方針の審議において提案者赤松氏に對する質問續出し議場多少の緊張を示したが、結局大波亂もなく新運動方針を可決するに至つた。二日間の經過を述ぶれば下の如し。〔第一日〕午前九時三十分開會小池四郎氏開會の辭を述べ議長に鈴木文治氏を副議長に西尾末廣氏片山哲氏を推し、安部委員長の挨拶、書記並に大會各種委員の任命、友誼團體の祝辭祝電の發表、各地情勢報告、本部報告之に對する質問應答ありて議事に入り左記議案を議決した。一、北洋漁業國營化に關する件。二、農村窮乏打破に關する件。三、東北北海道凶作地農村救濟の件。四、黨則改正の件、以上を可決して午後五時十分散會。〔第二日〕午前九時開會。鈴木文治氏議長にて前日に引續き左記議案を議決した、五、金融產業國家統制に關する件。

六、失業對策に關する件。七、自主的勞働組合法獲得に關する件。八、暴壓諸法令撤廢に關する件。九、滿蒙問題に關する件。一〇、運動方針に關する件。一一、戰線統一に關する件。一二、財閥膺懲に關する件。一三、犬養内閣打倒の件。以上可決、選擧法改正の外七件は新任中央執行委員會に一任として、新役員を發表して午後七時三十分散會。

社民黨第一回中央委員會——一月廿一日開催された。〔出席者〕陶山、馬島、山内、鈴木、水原、山崎、堀田、島中、小池、松岡、吉川、平野、赤松、松永、稻富、佐藤、小山、阿部、爲藤、龜井、伊藤、片山、西尾。〔議事〕一、常任委員選任に關する件(阿部、赤松、片山、西尾、松岡、渡邊、島中、小池、龜井、松永)。二、選擧對策に關する件(イ、集中的な中心スローガン——一、×××國有及米穀專賣、一、××××××金融産業貿易の國家管理、一、×國有及米穀專賣、一、××××××を民衆の手に、一、ドル買三井、三菱、住友の打倒。ロ、各候補者は百圓を公認料として黨本部に納入すること但し不納者は公認せず。ハ、地盤協定は各地方の事情に應じて積極的に協定を進めること。二、選擧闘爭委員會の設置——委員長島中雄三、委員赤松、松永、外書記局一同)三、聲明書發表に關する件。四、候補者公認に關する件。五、顧問決定(吉野、馬島、今井、濱田、白柳、)六、各部長の選任(略)

4　役員

本年一月の大會において決定せる役員は左の如し。

委員長安部磯雄、書記局赤松克麿、中央執行委員——小池四郎、吉川末次郎、松岡駒吉、爲藤五郎、松下芳男、伊藤卯四郎、米窪滿亮、岡崎憲、堀内長榮、片山哲、島中雄三、小山壽夫、山崎一雄、西尾末廣、松永義雄、龜井貫一郎、瀧川末一、川村保太郎、渡邊善壽、菅舜英、淺井敬吾、陶山篤太郎、山本龜次郎、山内義治、稻富稜人、平野力三、佐竹晴記、水原友次郎、野副勝一郎、前田榮之助、佐藤吉熊、馬島僩、鈴木文治。

二　勞農大衆黨

勞農大衆黨は昨年七月五日、全國大衆黨を中心に勞農黨、社民現實同盟の三黨の合同によつて成立したものであるが、その生誕間もなく所謂俱樂部問題に逢着して黨内紛糾し、更に年末に至つては在來黨の有力支持團體たりし日本勞働組合總聯合が離脱するに至つた。この混亂の收らぬうちに、黨は昨秋の滿洲事變を契機とするファッショ運動の强襲に逢つた。衆議院より滿蒙視察を終へて歸つた黨の代議士松谷氏は、黨の戰爭反對に修正を要求して、黨内に國家社會主義的氣運を造り、更に黨の主要勢力たる全國勞働の分裂によつて有力なる一部隊を國家社會主義の一派に奪はれるに至つた。之に前後して戰はれた總選擧戰に於ては二名の當選者を得たが、其勢ひは概して振はなかつた。選擧戰における不振が、黨内有力分子の國家社會主義轉向への一拍車ともなつたのであるが

然し、かくして醸された混亂と不統一は、却つて新たに社民黨との合同を急速に進展せしめる原因ともなつた。この經緯については、第一章共通運動の第二節「國家社會主義的運動の興起」並に第三節「合同問題」に詳述した。

かくて本年中における勞農大衆黨の活動は、社會民衆黨と同様に、內部の紛糾と合同問題とに割愛され、選擧鬪爭を除いては語るべき多くのものなき狀態ではあつたが、合同の完成は、永く戰線統一を標語として戰ひ來つた同黨にとつては正に特筆さるべき一大收穫には相違なかつた。しかし乍ら、ただ完成された單一政黨をもつて同黨が從來抱懷した主張が如何なる形において貫徹され得るやは自ら別問題であらう。

1　運動方針

勞農大衆黨の本年度における運動方針を窺ふために、三月二十二、三兩日の常任中央執行委員會並に同二十四日の中央執行委員會において決定されたる黨方針の一大轉廻を意味する「黨運動方針の具體化案」（黨運動方針解釋の確定統一に關する要領書）の主要部分を左に揭げる。（因に同案は田所氏の起草にかかるものでその決定に至る經緯については別項右委員會の經過を參照されたし。）

一、日本資本主義の自壞作用（略）

第二部第三篇　無產政黨

二、無產運動の著大なる沈滯と分解的傾向（略）

三、無產黨沈滯の原因（略）

四、我黨當面の緊急任務

A、敗北的逃脫の途

(1)無產黨出直しか？あらず、それは指導者個人の行詰り打開の愚蒙に過ぎない。

(2)小ブルジョア革命主義又は國家、國民社會主義への轉向か？あらず、それは國民ファッショへの轉落で認識不足の所產である。（特に批判す）

(3)自棄的な解消運動か？それは日本無產階級への反逆であり、それはファッショへの第三者的貢獻である。

B、勝利的進出への途

我等の緊急任務は、勞農大衆の線に沿ひ我國の具體的諸條件を結合して、我黨の集結、發展、展開である。

(1)公式主義的共同戰線黨論の克服と、具體的方針の確立。

(2)戰鬪的組織方針の採用。黨の組合の指導、黨運動の政治化、黨指導部のプロレタリア的强化、新陳代謝機能の發揮。

(3)黨政策の改正。

(4)ファッショ粉碎の具體的方針の確立。

(5)全無產戰線の沒落資本主義打倒のための最後的集結。

五、我黨新方針書の支持普及と解釋の確立統一。

我黨新方針書の四大特長は各左の如く解釋を確定統一することを要す。

1)政權獲得を目標とすること。

共同戰線黨論を止揚して、大衆政黨プール論、共産黨自然發生論を明白に否定して、黨はその發展に於て政權の獲得を目標とすること。

(2)日本共産黨との對立、

日本共産黨との對立は、大衆政黨否定の組織論に對立し、それがプロレタリアと中間層の結合を妨害し、ファッショを助長するものとして對立するのみならず、日本共産黨を支部とする第三インターナショナルと別個の組織なることを明確にして、その解消分裂の作用と抗爭する——共産黨自然發生論共産黨ウルトラ論としてその共同戰線黨論の宣傳主義の否定とその發展。

(3)議會主義方針(社會民主主義)反對

議會主義の資本主義による(議會の變質)發展段階よりする否定のみならず、買收干渉のブルジョア的選擧の無効果と黨の頽廢化の現實的見地から反對する、選擧は部分的鬪爭たること、更にそれは第二インターナショナル否定の理解をも含めること。

(4)ファッショの粉碎

(イ)ファッショの主體は、金融資本の小ブル中間層の統制のための政治形態なること。

(ロ)小ブルジョア社會主義(國家、國民社會主義)は現段階に於て必然に、前者に吸集せられ、國民ファッショ又は社會ファッショ)へと移行し、社會主義とプロレタリアの對立物となる。

2　主なる活動

選擧鬪爭——黨本部は議會解散と同時に急遽選擧對策委員會を開き、公認候補の一部を決し、一月匆々選擧鬪爭一般方針を決定した。これらについては既に「共通運動」の項に詳記したので、ここに繰返へさない。

反ファッショ鬪爭——黨は一般的な反ファッショ鬪爭を展開す

るに先立ち、まづ黨内のファッショ化と闘争しなければならなかつた。この内部闘争は、全國勞働の一部の國家社會主義轉向への氣運によつて捲き起されたものであるが、結局、これら一部隊の脫黨に終らざるを得なかつた。その經過については「日本國家社會黨」の項に詳記されてあるのでここでは繰返へさない。尙ほ一般的な反ファッショ闘爭は活潑を缺いだ。それは黨自身の政策の轉換から見て當然であらう。

失業反對闘爭——黨失業反對闘爭同盟は六月の臨時議會中には都市失業者の失業反對の請願運動をまき起し、各所に失業者大會を開催してその大衆化を目指して活動した。この他——

六月十日——失業反對闘爭同盟は、杉山代議士他五名を通して秋田衆議院議長に失業反對に關する左記請願書を提出した。

【請願書】【要旨】——左記緊急處置の即時實施並に法律制定相成度候也。一、失業登錄の即時實施、二、政府直營による徹底的失業救濟事業即時起工、三、失業者の家賃、瓦斯、電氣、水道料金の國庫負擔の緊急處置、四、政府米の無償配給の即時實施、五、失業者生活費の國家補償、六、一日一圓五十錢の失業手當法の即時實施、七、資本家地主の全額負擔の失業保險法の制定。【理由】——日本資本主義の矛盾は我等の生活をして正に非常の立場に於て居る。我々は此の事態に對しては政府は昭和二年の金融恐慌に於て亦昭和五年の糸價暴落に對して現に製糸業者救濟の爲になさんとして居る金融資本家及び一部資本家の爲にすると同質の緊急措置並に法律制定を失業者の爲に取るのは當然であると信じこゝに請願候也。

昭和七年六月十日　失業反對闘爭同盟本部。

六月十日——黨、失反同盟並びに各地自由勞働者組合の名をもつて、麻生黨首はじめ代表者數名は、上記と大體同樣の内容をもつ決議文を携へ首相官邸を訪問、請願を行つた。

六月十三日——黨本部に第一回失業反對闘爭同盟全國委員會を開催。次の議案を審議決定した。一、各支持團體より委員として代表者選出參加に關する件（イ、各支持勞働組合並に全國農民組合より代表者二名を選任參加方通達すること、勞働組合は農民組合より一歩準備闘爭を進めてゐるので、農民組合に對しては至急右主旨を通達すること。ロ、神戸、廣島に於ける自由勞働組合より代表者各一名選出し委員として參加方を通達すること）二、失業者同盟（自由勞働組合）の全國的結成に努力すること。三、各地に於ける失業者生活狀態調査のため各地自由勞働組合、失業者同盟に調査依賴方を通達すること。四、來るべき九月の臨時議會を目標に失業反對請願署名運動を行ふこと、之を徹底化するために演說會を隨時開催する事。五、所謂三億五千萬圓土木事業案施行に關して內務省、六大都市當局に對し機を見て警告抗議すること六、失業反對闘爭に關するシンパサイザーを募ること。七、失業反對闘爭全國同盟責任者を左の如く選任すること、幹事岩崎正三郎、書記德永、渡部。九、維持費に關する件、黨本部、各自由勞働各支持組合より失反闘爭同盟に毎月一圓の分擔金を支出せしむるやう交涉すること。

六月三十日——同上全國委員會。本部及び各地區の報告の後議事に入つたが、議決せる議事內容は下の如くであつた。一、請願書作成に關する件（可）二、失業者生活狀態調査表作成の件（可）三

組織方針に關する件（決定）四、請願運動費用に關する件（失反同盟確立迄當分本部に於て負擔）五、七月二日内務省抗議の件（決）六、闘爭指令發行の件（可）七、農村失業者對策の件（歸農失業者對策闘爭その他研究課目とし、農村委員會と打合せ具體案を決定すること）。

農村窮乏打破闘爭——昨年度の黨農民對策として決定された農村窮破闘爭は、引續き遂行され來つたわけであるが、それが如何なる程度に効果を收め得たかは詳細の報告に接しない。六月十一日麻生黨首その他代表者は首相官邸に到り、農村代表者會議の決議にもとづく農村モラトリアムの即時斷行その他につき請願を行つた。その決議の主文並に理由をかかぐれば左の如くである。

〔決議〕【主文】——我黨は政府に對し左の如く要求す。一、製糸女工の未拂賃銀及び繭代未拂金の即時支拂の强制命令を發せられたし。【理由】——農村窮乏打破の要求は、今や、全日本を蔽うてゐるが、窮乏は養蠶農民に於て、最も甚大なるものがある。然るに齋藤内閣は、銀行資本家及び、製絲資本家の利益保護のために、とれる町田前農相の糸價補償及び山本前農相の滯貨糸賣渡し政策の後をうけ滯貨糸の國家買上に依つて、全損害を大衆に轉嫁しつゝ資本家利害の再保護を敢てした。我等はこれに對抗して養蠶農民の直接防衛のために、養蠶農民損失の國家補償を要求すると共に製絲女工の未拂賃銀及び繭代未拂金を即時支拂ふやう强制命令を發せられんことを玆に要求す。昭和七年六月十一日。全國勞農大衆黨、同長野縣聯合會、同群馬縣聯合會、同山梨縣聯合會、同東京府聯合會。

〔決議〕【主文】一、農民借金、稅金、小作料の五ヶ年間モラトリアムの即時斷行。一、農產資金の無擔保融通。一、肥料、種子の國家無償配給。一、米產、養蠶農家損失の國家補償。一、立入禁止、土地取上げの絶對禁止。【理由】——我等は農業恐慌の端初をなす昭和五年以來、右要求に基き大衆的請願運動を繼續し來つたのであるが、今や農村窮乏の激化と共に、吾等の要求は全農民大衆の澎湃たる要求と化したのである。この時に當り、我等は更に力强く政府に要求せんとするものである。資本家地主政府は、昭和二年の金融恐慌に際しては、金融資本家のために、支拂猶豫令を發布し、また昭和五年の糸價暴落に際して、製絲資本家のための原價補償法を實施したが、農村窮乏に對する同性質の我等の要求には敢て耳を藉さず、單に低利融通を以て年々歲々一時を糊塗し來つた。この低利融資は擔保條件によつて窮乏農民の利用を妨げ、全利益は地主の壟斷する所となつた。斯くて、農村窮乏は益々、急テンポを以て激化し、農產資金の缺如は勿論、生活資料の缺乏に伴ふ第三期農村窮乏を現出したのである。今日の農村窮乏を農村大衆の爲に打破する途は最早や右五ヶ條の農村非常時對策を斷行する以外になきことを確信し、即時執行を政府に對し要求す昭和七年六月十一日。全國勞農大衆黨、農村代表者會議。

3　大會・委員會・その他

〔本部〕▲第三回執行委員會——一月十日、於黨本部。坂本、神

田、近藤氏等の除名を決定す。▲本部常任中央執行委員會——三月十四日於本部、今村氏等のファッショ轉向の意見書を否定す。▲中央執行委員會——三月二十四、五日、於芝協調會館。國家主義か、大衆黨社會主義かに關して指導理論の確立を圖る。▲第一回勞働委員會——四月八日。▲社民黨との第一回合同協議會——五月二十八日、於芝浦會館。▲第一回中央委員會——五月二十二日、於芝協調會館。合同基準の決定。▲失反闘爭同盟第一回全體會國委員會——六月十三日、於黨本部。▲合同協議會第二回全體會議——六月二十八日、於芝協調會館。合同新黨の綱領、政策を決定。▲合同協議會第三回全體會議▲合同協議會第四回全體會議——七月十四日、大會議案の決定。▲同第五回全體會議——七月二十二日。黨名決定。▲中央執行委員會——七月二十二日、於芝協調會館。▲擴大中央委員會——七月二十三日、於芝協調會館。

〔地方〕▲勞大黨東北、北海道第一回協議會——一月五日、於青森縣聯本部、飢饉救援闘爭。▲同東京府聯第五回執行委員會——一月七日、於府聯本部、選擧對策。▲同福岡縣聯嘉穗支部執行委員會——一月十日、於支部事務所、恒常的救援機關の確立。▲同高知縣聯執行委員會——一月十四日、於同事務所、細木氏除名を決議す。▲同群馬縣聯相生支部常任委員會——一月十四日、於同事務所、黨本部のファッショ化に反對して解消を決議す。▲同關西地方時局委員會——一月十四日、於大阪市中央公會堂、當面の闘爭方針決定。▲同福岡縣聯擴大執行委員會——一月二十三日、於八幡同本部。▲同愛媛縣支部聯合會大會——二月十日、於松山市青年會館、失反闘爭を決議す。▲同長野縣聯解消決議——二月。▲同岩手縣花卷會議(左翼派)執行委員會——三月二十四、五日、於芝協調會館。國家主義か、大衆黨反對を聲明。▲同東京府聯第十回常任執行委員會——三月五日、於同市生姜町在陵館。▲同盛岡支部再組織第一回總會——三月二十七日、於田萬方、解議す。▲同大阪府聯執行委員會——三月二十八日、於府聯本部、ファッショ反對を決釋統一に關する大衆的討議を要求す。▲同橫濱港東分會大會——四月十四日、幹部反省の決議。▲同廣島縣聯常任執行委員會——四月十八日、於同事務所、本部運動方針變更反對決議。▲同長野縣聯第二回大會——四月二十日、於上高井郡須坂町、新黨への合同拒否。▲同宮城縣聯第三回擴大執行委員會——四月二十四日、於同事務所、合同絶對反對を聲明書發表。▲同東京府聯豐島支部——五月十三日、屈辱的合同反對を聲明す。▲同八幡支部第三回委員會——六月六日、於支部事務所、屈服合同絶對反對決議。▲京都勞大、社民合同協議會——六月十四日、於勞大府聯事務所。▲同靜岡支部第三回執行委員會——七月二十日、於同事務所、黨本部に反對し即時黨支部解消を決議す。▲舊勞大黨東京府聯執行委員會——八月三日、於全勞本部、松谷氏を除名す。▲同岡山縣聯執行委員會——八月十八日、於同事務所、合同反對、脫黨並に縣聯解消を決議す。

右のうち重要と思はれる三月二十四日の中央執行委員會の經過を見るに左の如くである。

勞大黨中央執行委員會——三月二十四日、芝協調會館にて開催。

議長麻生久氏、書記德永岩雄氏。地方聯合會に於ける解消的氣運の昂揚、黨一部の公然たるファッショ化、社民黨との合同問題等々を前にして開かれた本委員會は大いに注目せられたものである議事は、さきに提出された望月氏等の意見書に對する説明に續いて、勞大黨の劃期的轉換を意味する「黨運動方針及解釋の確定統一と若干の發展的補遺に關する件」(田所氏起草、説明)が上提された。勞頭福田氏の質問に對し、田所氏は、新解釋による反ファッショ、反共産主義、反社會民主主義の立場を説明して「吾黨の指導精神は大衆黨社會主義即ちプロレタリア社會主義である」と斷定し從來の共同戰線黨たる規定を放擲するものなりと明言したる之に對して、淺原健三氏は緊急動機として大要次の如く述べ、之が撤回を提案した。「……この議案は政治的にも理論的にも非常に重要な内容が含まれてゐるからこゝでは討論決定を保留し、後日改めて擴大執行委員會なり、臨時大會なりを召集して決定すべきである。極めて形式論に亘るが、こゝに示された原案は方針の解釋確定統一を主眼とするものである如くいはれる。だがこれは明かに黨方針の變更であると考へる。……宜しくこれは臨時大會による上級機關に圖つて大衆の面前で討議すべきであるから、今日はこれを撤回することを提議する」と。飯田氏も大衆的社會主義を批難し淺原氏を支持したが提議は否決され、一應こゝでは原案を認めに入つて結局淺原氏の提議は否決され、一應こゝでは原案を認めた。尙ほ質問應答の波亂を見せた後採擇更に一ヶ月以内に擴大中央執行委員會を召集して審議すると云ふ條件付で可決された。只淺原氏は提案否決と同時に退場し、定員に滿たない委員會は更に減じ、協議不能となつたので有志懇談會の形式で原案を一般に承認したに留まつた。尙ほ、ファッショ粉碎反對に關する件(原案可決)、勞農救援會に關する件(中央常任委員會一任可決)が上提された。

三　社會大衆黨

社會大衆黨は、我が無產階級政治戰線における永年の懸案たりし合同問題の一歸結として、社會民衆黨と全國勞農大衆黨の合同によつて成立した。それは、少くとも、合法的政治戰線の單一結成であり、この意味において歷史的意義あるものである。その成立に至る過程については、別に「共通問題」の項に詳記したが故にここには繰返へさない。

本年七月の合同結成以來半歲の間の發展を見るに、一方に支配階級の强壓あり、他方に澎湃たるファッショ運動の强襲あり、未だ地方合同も進展過程にある黨としては、活潑なる活動を展開し得なかつたのは寧ろ當然であらう。闘爭は主として結成大會の決議に基づく失業反對、市民生活防衛、農村窮破の三大生活闘爭として進められた。更に黨は客觀的經濟狀勢の展開に應じて、對インフレ闘爭並びに協同組合運動に向つて積極的に進まんとする志向を示したが、年中においては未だ殆んど効果らしきものを收むるには至らなかつた。本期における選擧闘爭は東東市區會選擧を中心とする地方市會

選擧であつた。その戰績は、反動的時局の影響の下に所期の如くはなかつたが、ファッショ勢力が豫期に反して慘敗したのに比すれば、なほ向上線を辿つたといへよう。最後に注目すべき問題としては、國際政局の異常なる緊張に際して黨が國際政策の現實的規定をなし、更に日ソ不可侵略促進運動を開始したことであらう。しかしこれらの問題は、次に掲ぐる黨の次期闘爭の諸項目と共に、次年度において展開さるべく課せられた主要題目と見らるべきである。年末の全國委員會において次期闘爭の諸項目として擧げられるところは次の如くである。即ち、

一、未完成地方合同地區の急速執行。
二、『非常時』煙幕の下に更正しつつある官僚××に對する集中的闘爭、ファッショ粉碎闘爭。
三、對インフレ闘爭としその三大闘爭の具體的展開と共同組合運動の促進。
四、日ソ不侵略條約促進運動。
五、昭和八年度市町村會改選に對する準備闘爭。
六、支持團體との協力の強化。
七、黨財政の大衆的確立。（第一回全國委員會における本部報告による。）

1　綱領・政策・黨則

合同大會において決定せられた黨根幹をなす綱領・政策・黨則規約は左の如くである。

【綱　領】

一、我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲に戰ふ。
一、我黨は資本主義を打破し無產階級の解放を期す。

【建設大綱】

一、重要產業並に金融機關の國有管理、勞働者の生產、生產自治、生產者の生活を確保する勞働制度の建設、社會保險制度の完成。
二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生產の機械化、重要農產物の國家統制。
三、經濟議會の建設、公費勞學教育制の建設、住宅並醫療機關の公營
四、工業・農業の融合、都市・農村の均衡化
五、世界民族の平等、世界平和の建設

【政　策】

一般政策

一、(イ)警察政治の廢止、地方自治の徹底。
(ロ)徹底普選の獲得、選擧公營。
(ハ)無產階級彈壓諸法令の撤廢、官吏公務員の職權濫用・收賄の重刑。
二、(イ)高率累進財產稅の設定、相續稅の高率累進賦課、獨占資本稅、土地增價稅の設定。
(ロ)消費諸稅の廢止、所得二千圓未滿の者の一切の課稅免除。
(ハ)鐵道、郵電、煙草等官業獨占價格の引下げ。
三、(イ)軍備縮少。

(ロ)資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶。
(ハ)世界關稅障壁の撤廢。
四、(イ)兵士の待遇改善。
(ロ)入營、戰傷死、廢疾兵士並に其家族生活の國家保證。
(ハ)一般養老年金制・寡婦・孤兒年金制の確立。
(ニ)兒童學用品・食費の公給。
五、(イ)封建的賤視觀念の打破。
(ロ)華族制度の廢止。

勞働政策

一、七時間勞働制、生活賃銀制の確立、團結權、罷業權を確認する自主的勞働組合法の制定。
二、國家負擔による失業手當、失業保險制度の確立、職本紹介機關の擴充並に勞働組合管理、廢疾保險法の制定、健康保險法の改正。
三、少年及び婦人の夜間勞働、危險作業の禁止、勞働婦人の母性保護。
四、俸給生活者法、商店從業員法並に漁民法の制定。
五、徒弟制度及び飯場制度の廢止。

農業政策

一、耕作權を强化する小作法の制定、立入禁止、土地取上げの禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理强制法の制定、官有の林野・河川湖沼等の開放。
二、肥料・種子・農業機具の國營配給、農業信用銀行の設置。
三、兒作・違糧に對する農民生活國家保證、價格安による農民損失の國家補償。
四、遊食地主高率課稅、勤勞農民負擔稅の減免。
五、勤勞農民の自主的農民自治制の建設。

【黨　則】

第一章　總　則

第一條　本黨は社會大衆黨と稱し本部を東京に置く。
第二條　本黨は綱領建設大綱政策及び宣言決議を實現することを以て目的とす。
第三條　本黨は黨則を遵守する個人を以て構成す。

第二章　黨員の權限及義務

第四條　本黨員は左の權限を有す。
一、黨規の定むる處に從ひ黨の集會に出席し討議々決に加はることを得。
二、黨規の定むる處に依り役員の選擧權及び被選擧權を有す。
第五條　本黨員は左の義務を負ふものとす。
一、所定の黨費用を負擔する事。
二、故無くして役員を辭任することを得ず。
三、黨の決定に服すること。

第三章　機　關

一、大　會

第六條　大會は最高決議機關にして大會代議員及本部役員を以て構成す。

第七條　大會は毎年一回中央執行委員會之を召集す。但し中央執行委員會は支部聯合會三分の一以上の要求ありたる時又は全國委員會が必要を認めたる時は臨時大會を召集することを要す。

第八條　大會の議長副議長は大會之を選出す。

第九條　大會の代議員は支部聯合會より選出するものとし、その選出比率は別表の定むる所に依る、但し中央執行委員會の承認ありたるときは支部より選出することを得。

第十條　大會は代議員定數二分の一以上の出席を以て成立す。

第十一條　大會の議事は出席代議員の過半數を以て之を決定す。

但し中央執行委員會、全國委員會又は大會の指定したる事項に就いては大會二ヶ月前の黨費完納黨員數に比例する地區代表投票に依つて之を決す。大會議事規則は別に之を定む。

第十二條　大會は中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、書記長一名、會計一名、會計監督若干名、全國委員若干名、顧問若干名を選出す。但し中央執行委員數は全國委員定數の半數を超ゆるを得ず。全國委員の選任は黨費完納黨員數に比例する選擧比率に依り支部聯合會の推薦及び前中央執行委員會の推薦に基く、其比率は別表の定むるところによる。

二、全國委員會

第十三條　全國委員會は大會より次期大會に至る間の決議機關にして其決議事項については大會に責任を負ふものとす。

第十四條　全國委員會は全國委員及本部員を以て構成す。但し本部役員は全國委員會に於て全國委員と同一資格を有す。

名を互選す。

第二十五條　常任執行委員會は中央執行委員長、常務中央執行委員長、會計を以て構成し中央執行委員長之を召集す。

第二十六條　常任執行委員會は黨の事務を執行し、中央執行委員會に責任を負ふものとす。但し常任執行委員會の執りたる緊急處置は次期中央執行委員會の承認を經るを要す。

四、顧問

第二十七條　顧問は顧問會を構成し中央執行委員會の諮問に應じ又は黨各機關に意見を提出することを得。

第四章　本部役員

第二十八條　本部に左の役員を置く。

一、中央執行委員長一名　一、中央執行委員若干名　二、書記長一名　一、會計一名　一、會計監督若干名。

第二十九條　中央執行委員長は中央執行委員會を代表し黨務を統轄す。

第三十條　書記長は中央執行委員長を補佐し黨務を處理す。

第三十一條　會計は黨の會計を處理する、會計監督は黨會計を監督す。

第三十二條　役員任期一ヶ年とす。

第五章　組織

一、支部

第三十三條　支部は郡市(大都市は區)又は之に準する地域に於て工場班、地域班、部落班を組織することを得。

第三十四條　支部は其の設立に當りては黨員名簿、役員住所氏名及支部規約に本部費一ヶ年分を添へて支部聯合會を經て(聯合會なき地域は直接)中央執行委員會に提出承認を得ることを要す、支部規約は別に定むる支部規約準則に依ることを要す。

第三十五條　支部は必要に應じ所屬支部聯合會の承認を經て他支部との間に支部協議會を設くることを得。

二、支部聯合會

第三十六條　同一府縣内に二個以上の支部ある時は支部聯合會を組織することを要す。

第三十七條　支部聯合會は所屬支部役員住所氏名及事務所を中央執行委員會に届出で其承認を得ることを要す、支部聯合會規約は別に定むるところの支部聯合會規約準則によることを要す。

第三十八條　近接府縣の支部聯合會は相互の連絡の爲中央執行委員會の承認を經て地方協議會を置くことを得。

三、支持團體

第三十九條　左記各條に該當する團體にして中央執行委員會の承認したるものを黨支持團體とす。

一、政治的主張が吾黨の綱領に牴觸せざるもの

二、執行機關構成員の過半數が黨籍を有するもの

三、正式機關にて黨支持を決定したるもの、但し構成員一千名以上の産業別全國聯合團體は直接本部とそれに充たざる團體は支部聯合會又は支部と支持關係を結ぶものとす。

第四十條　支持團體は一定の黨維持費を負擔するものとす、其の

比率は別に之を定む。

第四十一條　支持團體は別に定むる規則により黨大會の承認を得て全國委員、中央執行委員を選出するものとす。

第六章　會　計

第四十二條　黨本部費は黨員一名に付き年額五十錢とす、支部の納入すべき本部費は年額金二十五圓を下ることを得ず。

第四十三條　黨費は支部之を取り纏めて本部に納入するものとす。

第四十四條　聯合會費は支部聯合會、支部費は支部之を定む、但し本部費を含みて年額二圓四十錢を超ゆることを得ず。

第四十五條　中央執行委員は月額二圓、全國委員は月額一圓を黨維持費として本部に納入すべきものとす、前項の義務を六ケ月に亘り履行せざる時は役員權を停止することあるべし。

第四十六條　黨員及支部は毎年十月一日より十一月末日迄に當該年度分の黨費を前納することを要す。

第四十七條　黨の豫算及決議は大會の承認を經るを要す。

第四十八條　會計年度は毎年十月一日より翌九月末日迄とす。會計細則は別に之を定む。

第七章　議　員

第四十九條　本黨に所屬する議員は別に定むる議員行動方針書を遵守すべきものとす。

第五十條　議員統制權の所在を左の如く定む。

一、衆議院議員は黨本部　二、道府縣會議員は支部聯合會　三、市町村區會議員は支部、但し東京大阪京都名古屋神戸及横濱市會議員は各支部聯合會の統制を受く。

第五十一條　各種議員は其の受くる歳費手當等の一割以上を統制權所在の黨部に納付するものとす。

第五十二條　各種議員は其の統制權所在の地域に於ける同種議員を以つて議員團を組織し議員團の意見を當該機關に提出することを得。

第八章　統　制

第五十三條　黨員にして左の一に該當するものは除名又は役員權の停止をなす。

一、黨の黨規に違反したるもの

一、黨の面目を汚損したるもの

一、黨費を納めざるもの

一、議員行動方針に違背したるもの

第五十四條　大會、全國委員會及中央執行委員會は其の行ひたる除名處分につき次期全國委員會に報告して承認を經ることを要す。

第五十五條　支部又は支部聯合會は其の所屬する黨員にして前條各號に該當するものある時は中央執行委員會に對し除名申請を爲すことを得。

第九章　附　則

第五十六條　黨の綱領及黨則は大會に於て地區代表投票に依るに非ざれば變更することを得ず。

第五十七條　本黨則は昭和七年七月廿四日より施行す。

2 主なる活動

本年度における黨活動は、その主要方針を結成大會の決議に基く失業反對、市民生活防衞、農村窮破い三大生活闘爭を基本として展開された。この三大闘爭は殊に夏期臨時議會を回る大衆請願運動と八月の大衆議會とに集中され、その後は對インフレ闘爭並びに大衆生活の建設的防衞といふ建前を以つて協同組合運動の方面に向けられた。いま、黨結成以後本年中における諸活動を、組織、選擧、議會、農村、失業等々の方面に亘つて見やう。主たる資料は本年十二月第一回全國委員會における本部報告に基づくものである。

組織活動——これについて黨組織部自らの活動として報告するところによれば、組織部は合同大會後、常任委員會の指揮の下に地方支部、支部聯合會の合同成立に努力旋廻し來つたが、いまだ全部合同完成の域に達してゐない。合同成立聯合會を擧ぐれば左の如し。

八月一日——奈良縣支部合同成立。
八月十四日——高知縣支部聯合會成立、會長、岡崎精郎、書記長、杉村春繁。
八月十五日——群馬縣支部聯合會合同成立、會長、桑島定助、書記長、立見米市。
八月二十一日——埼玉縣支部聯合會合同成立、會長、松永義雄、書記長、大木武雄。
八月二十日——岩手縣支部聯合會合同成立。
九月一日——京都府支部聯合會合同成立、會長、缺、書記長、津司市太郎。
十月一日——東京府支部聯合會合同成立、會長、淺沼稻次郎書記長、渡邊年之助。
十月二日——靜岡縣支部聯合會合同成立、執行委員長、福島義一、書記長、山田重太郎。
十月十六日——神奈川縣支部聯合會合同成立、會長、片山哲、書記長、石河京市。
十月二十三日——大阪府支部聯合會合同成立、會長、河上丈太郎、書記長、大島新一、常任書記、安藤國松

その他並存支部なき縣に於て夫々單獨改組を行へる聯合會がある。

尙ほ支部團體との支持關係を見るに、非常に圓滿に關係が結ばれつつあるが、特記すべきことは東京交通勞働組合軌道部が積極的支持を決定せること、全農岡山支部聯合會が黨解消を決議せることであるか、岡山縣下には全農內の河本重吉、若狹幸義氏等を中心に新なる支持運動が進みつつある。

選擧闘爭——今年七月以來選擧部會を開くこと四回、第二回選擧部員會(九月十五日)に於ては次の四項を決定し九月十七日の常任委員會にその承認を求めた。

一、大東京新編入地區の市議戰は消極的に、區議戰は積極的に戰ふこと。
二、前項兩種選擧の責任者は東京府聯合會執行委員會たることを確認する。

三、第六十四議會には解散あることを豫想しこれが準備に必要なる調査に着手すること。

四、十二月以降選擧基金募集を爲すべきこと。

第三回選擧部會は(十月十四日)に於ては「選擧法改正案要綱草案」を決定し、翌十五日の常任委員會に提出修正承認を得た。次に七月下旬黨結成以來市町村區會各種の選擧を戰ふこと十數回、その戰跡は別記の如く成績は良好でない。

岐阜縣土岐郡泉町々議戰——投票日八月十五日。立候補、公認、佐賀順平、當選。

岡山縣淺口郡寄島町議補缺戰——投票日八月二十日。立候補、公認、高淵秋次郎、當選。

廣島縣福山市々議戰——投票日八月三十日。立候補、公認、岩部石男、當選。公認、三谷文太郎、次點。

神奈川縣川崎市々議戰——投票日九月十日。立候補、公認、磯山兵五郎、當選。公認、藤田晛、當選。公認、近藤武男、落選。公認、由良多一郎、當選。公認、和田純之助、落選。公認、大屋幸男、落選。

神奈川縣鎌倉町々議戰——投票日九月十日。立候補、公認、鈴木平太郎、落選。公認、馬場巍、落選。

愛知縣寶飯郡豐川町々議戰——投票日九月十一日。立候補、公認、山脇市次郎、當選。公認、川合男、落選。城東區公認、熊木虎藏、當選。公認、後藤長之助、當選。葛飾區公認、鈴木捨三、次點。非公認、小田島權太郎、當選。

栃木縣西那須野町々議戰——投票日九月二十九日。立候補、公認、益子德三郎、次點。

愛知縣松山市縣議補缺戰——投票日十月二十日。立候補、公認、原惠海、落選。

東京市(新市域)市議補缺戰——投票日十一月五日。立候補、品川區公認、高品增之助、落選。中野區公認、勝田穗策、落選。

福島縣郡山市々議戰——投票日十一月五日。立候補、公認、鈴木正義、落選。

福岡縣戶畑市々議戰——投票日十一月十二日。立候補、公認、黑木本造、當選。公認、友清直高、當選。

東京市區議戰(新編入市區)——投票日十一月十七日。立候補品川區公認、植田重義、落選。荏原區公認、小林健一郎、落選。公認、清宮甚五郎、落選。目黑區公認、熊阪清一、落選。公認永見政保、落選。大森區公認、西川彌作、落選。蒲田區公認、藤巻多一、當選。世多ヶ谷區公認、鍋藤節雄、落選。中野區公認、橋浦時雄、落選。杉並區公認、磯崎眞助、落選。豐島區公認岡田宗司、落選。公認、三輪吉藏、落選。公認、千葉音吉、落選。瀧ノ川區公認、西田秀雄、次點。荒川區公認、近藤永次、落選。公認、白石盛一、當選。公認、佐久間滿司、落選。公認、中島六郎、落選。公認、小松鉦太郎、落選。王子區公認、山田政信、落選。公認、八代佐四郎、落選。板橋區公認、澁谷常三郎、當選。足立區公認、茂澤清、次點。公認、中山善太郎、當選。向島區公認、海老澤要、次點。公認、川合男、落選。城東區公認、熊木虎藏、當選。公認、後藤長之助、當選。葛飾區公認、鈴木捨三、次點。非公認、小田島權太郎、當選。

議會對策——第六十三議會を中心とする黨の對策並に活動を要約すれば左の如し。

一、七月二十四日の黨結成大會に於て、失業反對鬪爭に關する件

農村窮破闘争に關する件、ファッショ粉砕の件、齋藤内閣打倒の件の四項目を緊急闘争事項として決定し、八月二日の常任中央執行委員會はこれ等の闘争を第六十三議會に集中せしむべく其の具體的方法を決定し、更に議會部、議會對策委員會其の他の機關の議を經て、(一)勞働地區に於ては失業反對闘争、農村地區に於ては農村窮破闘争、郡市に於ては市民生活防衛闘争を以つて中心闘争題目とす。(二)これ等の闘争は第六十三議會對策、齋藤内閣打倒に統一すべく、請願に、示威に、陳情に、勞働者、農民、市民大會に、執拗果敢なる闘争を展開しなければならぬ。(三)この闘争を指導するためには各種特別委員會を組織し各特別委員會は黨本部の第六十三議會對策委員會に集約される旨の指令を全國各支部に發してゐる。

二、政策委員會の立案に基いて、黨の現下の「非常時に對する政策」として、第一節、非常處置、(一)農村非常對策、(二)失業非常對策、(三)中小商工業者非常對策。第二節、非常政策、(一)産業經濟の計劃化、(二)國庫基金部の設置、(三)税制改革(四)金融統制、に就て夫々具體的政策を發表し、之等の政策の第六十三議會を通じての具體化に努力した。

三、第六十三議會に於ける黨の提出議案は左の如くである。

(一)失業者防止法案　安部代議士(委員附託審議未了)

(二)小作人保護法案　杉山代議士(同　右)

(三)失業手當法案　安部代議士(同　右)

勞働組合法案、米穀法中改正法律案は會期不足のため提出し得なかつた。又同議會に政府より提出せられたる昭和七年度追加豫算に關する四案に對しては、八月三十一日、龜井代議士は無產階級的批判を試み返上の意思表示をなした。

四、これ等の黨代議士の院内に於ける諸闘争に呼應して八月二十六日、芝、協調會館に於いて全國代議員參列の上、大衆議會を開會した。(大衆議會については別項參照)

農民對策——黨はその農村對策展開のために特に農村委員會をもつた。農村委員會の本期に於ける活動は農村窮破闘争を中心としてゐる。農業恐慌は本年度夏期に於てその頂點に達し農民の反抗は全國的に起つた。農村窮乏打破闘争は、この農民の反抗を把へて未組織農民を動員する政治的農民運動たるのみならず、小作農と地主との間の小作料(土地問題)を中心とする在來の農民運動を遊食地主に對立して全勤勞農民(自作、自小作、小作)を含めた農民闘争新展開の契機であつた。また農村窮乏こそは我國資本主義機構の持つ最大の矛盾の表現であり、且つそれは資本主義存立と兩立せざる打克ち難き矛盾である。從つて農村窮乏打破闘争は當面の農民窮乏打破の途のみならずまた社會興隆の物理力たり得る、これ黨が農村窮破闘争に全力を集中する所以なりとして、まづ七月の黨大會の決議に基き農村窮破闘争は次の如き要求項目の下に大衆請願闘争の形態に於て展開された。この請願闘争は二ヶ月プランを以て全國農民組合、農總同盟の協力の下に組織され失業反對、市民生活防衛の闘争と合流して黨主催の八月の大衆議會を二ヶ月プランの終點となし、請願書は大衆議會の代表によつて臨時議會に持込まれた。黨代議士がこの請願書に基き活動をなして請願委員會で可決された。

鬪爭目標（請願要旨）――（一）農村支拂猶豫令の勵行、（二）農産資金無擔保融通、（三）政府貯藏米無償配給、（四）米作落蠶農家損失補償、（五）立入禁止、土地取上、立毛差押の禁止。

尙ほ各地方黨聯合會は當該地區農民組合と協力し演說會、ポスター、街頭署名を戰ひ、その署名獲得成績は左の如し。

新潟	五、六九八	群馬	五、四〇七
東京	二、八三六	秋田	二、二四〇
大阪	一、八八二	山形	一、八〇三
岐阜（東農）	九三三	北海道	一、一〇三
和歌山	七五二	靜岡	八六八
栃木	七二二	青森	七三〇
神奈川	三七二	德島	五六二
兵庫（海員協會扱）		福岡	二七七
千葉（東京本旧支部扱）	五五	岩手	一九三
京都	四二	石川	一八八
計	二、九五二		

以上の中黨組織ある農村地區で署名書送附なき地は、宮城縣、千葉縣、岐阜縣、兵庫縣であり、尙ほ農村窮破鬪爭に關聯し八月の議會に勤勞農民債務支拂猶豫法案、小作人保護法案を提出、上提されたが握潰された。

次に、地方聯合會の要求に基き本期に於いて中央廳に對して抗議要請せる件は左の如し――イ、農村窮破（首相七月二六日）ロ、同上（農相七・二七）ハ、立毛差押へ禁止の件（法相八・二六）ニ、群馬縣强戸村の件（內相九・一九）ホ、新潟自作農資金地主流用內相（一〇・二五）ヘ、栃木縣鹽原自動車業者抑壓の件（鐵相一〇・一四）ト、新潟政府米拂下の件（農相一一・一）チ、匪救事業打切反對の件（首相一一・七）リ、秋田縣地主私刑の件（內相一一・二〇）ヌ、靜岡暴風害救濟の件（內相一一・二〇）

最後に、協同組合運動の進展を見る。農村窮乏打破鬪爭は農業恐慌に對する農民の非常時要求鬪爭であり、且つそれを通じての自作農の獲得鬪爭である。が更らに恒常的な自作農獲得と新農村建設の鬪爭として黨は協同組合運動に一步前進する必要を認めた。

けだし我國の農村形勢は（イ）封建的生產關係による高率小作料（ロ）獨占資本の壓力は農產物價の暴落と農村必需工業品の暴騰に依る農村恐慌の激化（ハ）高率稅金及び借金、在來の農民鬪爭は主として小作料を中心として地主と戰ひ來り黨の活動として稅金、借金、獨占價格と戰ひつゝあつたが協同組合運動は流通に於ける獨占資本に對する恒常的鬪爭形態である。しかし本年中この問題は實踐的には多く進められてゐない。この問題は次期の重大なる鬪爭題目となるであらう。

失友その勞働關係鬪爭――これらの鬪爭に備へるため黨はまづ勞働委員會を組織することとし、八月六日常任中央執行委員會指令の下に各支持勞働團體中よりそれ〴〵の委員を擧げ、黨と支持團體との緊密なる關係を考慮した。指命された委員は、（會長）片山哲（委員）山川宗彬氏以下十五名であり、その各管掌擔任事項は次の通りである。即ち、（イ）黨と支持勞働團體との有機的經濟的關係の緊密化。（ロ）失業反對其の他勞働關係鬪爭方針の決定指導（ハ）勞働立法原案の作成。（ニ）支持勞働團體との共同鬪爭遂行

並に動員計劃の樹立。以上の目的を以て所管擔任事項を遂行せんがために、委員會は最大の努力と活動を開始し、與へられたる任務職責に向つて邁進した。その大様を示せば、八月十三日第一回勞働委員會を開催したるを最初として、(イ)委員會の構成を充實し支持團體相互間及び黨との關係を緊密ならしめること。(ロ)當面の緊急問題たる失業反對鬪爭に關し支持團體と聯絡をとり、活潑なる活動を開始すること。(ハ)勞働組合會議結成に關しては出來るだけの支持をなすこと。(ニ)市電爭議に際して委員會の立場を明らかにして不當解雇を糺明すること等遺漏なく擔任事項の鬪爭を續けた。いまこれ等の鬪爭のうち特に失反鬪爭のみについて、次に略記することとする。

失業反對鬪爭に關する活動——(イ)失業反對鬪爭委員會の結成——黨內外相呼應して失業反對の氣勢を擧げ鬪爭に實行的効果を擧げんがためと、勞働團體の組織的威力をもつて失業反對鬪爭を果敢に展開せんがために、勞働委員會の介在による全國的聯絡と統制の必要あるにつき七月三十日上記委員會が結成されたのである。(ロ)大衆議會に對する活動——別項に記述されたる通りであるが、尚ほ委員會より失業對策に關する件については菊川定雄君を、勞働組合法制定に關する件については玉井直作君を各說明に當らしめ、所期の効果を納めた。(ハ)其の他黨に於ては決定せる失業對策に關する各案につき議會對策部と連絡を取りつゝ院內行動をとるべき準備あるは勿論、各地に瀕發せる勞働爭議につき支持團體各支部と連絡をとり應援に或は官廳抗議に活動した。

大衆會議開催——臨時議會に對して黨は請願運動並に日常鬪爭激發の方針を持つたが、更に院內行動に呼應して議會外行動の一大展開を計るべく八月二十六日芝協調會館において大衆會議をひらき、農村窮破、失反、市民生活防衛に關する願請書と齋藤內閣打破の決議文を携へて麻生書記長以下淺沼、河上等約五十名がデモをもつて衆議院に迫り委員は植原副議長に手交して黨がいかなる國際政策をとり如何なる國際活動を行ふやは注目さるべき問題であるが、黨は結成以來國際部會を開催すること三回、共に九月中「當面の國際政策」の草案決定の爲の會合で、九月二十七日には國際部主催の下に、國際部及び政策、勞働、農村、各委員會と聯合協議會を開催し、國際部に於て決定したる「當面の國際政策」の草案を協議修正し、之を十月一日の常任委員會に提出してその承認を得た決定案は次の如きものである。

【當面の國際政策要綱】

一、黨國際政策の根本方針としてその建設大會に揭示せる世界平和建設の大業は世界資本主義の打倒、社會主義の建設、各國間に於ける貿易、移住、資源開發等の經濟交通の國際的自由を先行要件として實施さるるものなることを確認する。二、滿洲國の承認を經て今や日滿統制經濟論が日本資本主義の更生策として提唱せられつつある。日本が資本主義經濟を維持し滿洲國が資本主義を採用する限り日滿統制經濟は不可能であり又それは最高度のトラストを成立せしめ兩國大衆の購買力を收奪し大衆の犧牲を强要し民衆の生活を破壞に導くものである。その矛盾は同時に日本資本主義の矛盾として發現せねば已まぬであらう

兩國の如何なる産業協調も日本の……建設と滿洲社會自治國たることの條件の上に於てでなければ可能でない。三、更らに日滿統制經濟に依つて一つの鎖國的自給自足經濟の可能を說くものもあるが之も亦不可能である。支那其の他の諸國民との自由なる共同經濟を無視して日本の大衆經濟はあり得ない。四、今や大衆におひかゝる戰爭の夢魔は之を一掃するを要す。具體的には蘇聯邦と日本の間に不可侵條約を結び極東の平和維持に積極的に發途すべきである。五、完全なる民族自治と租界治外法權の回復等に依る自主權の完成と資源、通商、居住、移動の自由とを基調とする一聯の政策を滿洲及支那に對して必要とする。六、要するに日本の對滿政策は其の始點より大衆をして錯覺の軌道を走らしむるものである。これが繼續する限りに於て負擔重加、民衆反抗及投資矛盾等々の失敗は益々加り之は巓て日本大衆經濟の重大なる破綻に結果すべきことを指摘する。七、亞細亞諸國に共通せる特殊農業社會構成の上に立つ日本は東洋諸國に於て帝國主義に反抗するあらゆる「國民革命」「民族獨立」「農民反抗」を貫き自主的自治的解放を要求しつゝある反抗主體の聯合を目標とする一連の東洋政策に出發すべきである。之實に英米資本主義に對立するものである。從つて日本に於ける：實現こそがこの國際政策の基調たり且つ其の出發點たるものである。

財務確立の活動——黨活動の基本をなすものは勿論他に色々あるが財務の確立こそはその最も重大なる要件の一である、といふ見解のもとに、財務委員會は、第一回常任會議に於て財務方針概要を決定、第二回會議にて部員を選任、第三回會議にて委員會規定を決定、玆に該部間の確立を見たのである。而して該委員會の最初の具體的活動として、黨鬪爭基金參千圓募集を第三回常任中央執行委員會にて決議し、活動を開始、その成績收入內譯は次の如くである。

一金壹千九百八拾八圓九拾五錢
內譯一金五百四十圓七十五錢
一金壹千三百五十三圓二十錢
一金六十五圓

3 大會・中央委員會・その他

その主要なるものにつき概要を摘記すれば左の如くである

社會大衆黨創立大會——十月二十四日、於之協調會館。（別項參照）

第一回中央執行委員會——昭和七年七月二十四日、於 東京芝協調會館講堂。〔議事〕一、常任中央執行委員並各專門部長、各委員會會長選任の件。一、黨機關紙題號決定之件、其の他。

第一回常任中央執行委員會——昭和七年七月二十五日、於黨本部。一、地方合同に關する件。一、大會決議事項に關する件。

一、選擧法改正特別委員會設置の件——（安部委員長の衆議院議員選擧法改正委員會委員に就任を黨本部は承認し、特別調査委員會を設置の上、該委員會へ提出原案を作製することに決定）。一、犧牲者救援活動に關する件、其の他。

第二回常任中央執行委員會——昭和七年七月三十日、〔議事〕一、失業反對鬪爭具體化に關する件——(特別委員會設置に決定)一、農村窮破鬪爭具體化の件。一、日常鬪爭に關する指令發送の件、其の他。

第三回常任中央執行委員會——昭和七年八月七日、〔議事〕一、失業反對鬪爭具體化の件——(イ)中央執行委員會統制の下にカンパ組織たる失反鬪爭同盟をして大衆的失反鬪爭を組織せしむ。(ロ)本部失反委員會及び各支持勞農組合、自由勞働者組合(失業者同盟)代表を以て失反全國委員會を構成し失反カンパの中央鬪爭機關たらしむること、(ハ)スローガンは大會決定事項を更に委員會にて取捨選擇すること、以上三項を原則とし、當面の鬪爭方針につきては第六十三議會對策の件——(イ)大衆議會を東京、大阪兩市に開一、第六十三議會對策の件——(イ)大衆議會を東京、大阪兩市に開催(八月二十五、六日頃)農村窮破、失業反對、市民生活防衛の三大鬪爭を之に集結し大衆行動を以つて議會に迫ること。(ロ)院內鬪爭は前記院外鬪爭と連絡を採りつゝ大會決議の要旨に從つて質問、曝露等凡ゆる機會を利用して鬪爭すること。その具體案は特別委員會と議會部一任。その他。

第一回市民大會——八月二十二日、於淺草公會堂。中小商工業者の生活防衛を叫び商相に決議を提出す。

大衆議會(黨主催)——八月二十六日、於芝協調會館。參會者六百名。非常時議會に對する勞農大衆の示威を行ふ。(別項「主なる活動」參照)

第四回常任中央執行委員會——〔議事〕一、市民生活防衛鬪爭に關する件。一、大衆議會準備に關する件。一、第六十三議會對策に關する件、その他。

第五回常任中央執行委員會——〔議事〕一、第六十三議會院內鬪爭の件。

第六回常任中央執行委員會——〔議事〕一、臨時府縣會鬪爭に關する件、その他。

第七回常任中央執行委員會——〔議事〕ガソリン油價格維持に關する六社協定打破に關する件。一、金錢債務調停並びに借地借家調停委員獲得運動の件、その他。

第八回常任中央執行委員會——〔議事〕一、當面の國際政策に關する件。一、反動的東京都制案反對運動促進に關する件、その他。

第九回常任中央執行委員會——〔議事〕一、議員候補者公認に關する件、一、選擧法要項決定に關する件、その他。

第十回常任中央執行委員會——〔議事〕一、農村匡救事業打切りに關する抗議の件。一、昭和八年度豫算に對する態度決定の件。一、日露不可侵條約促進に關する件。一、人事に關する件——東京府聯合會、愛知縣聯合會の上申に基き左記役員を除名處分に附すること。中央執行委員、俵次男、全國委員、小松原光太郎、長瀨繁太郎、以上、その他。

第十一回常任中央執行委員會——〔議事〕一、東京區會議員選擧

に關する件、その他。

第十二回常任中央執行委員會――〔議事〕一、協同組合運動促進の件。一、農村窮破請願運動に關する件、その他。

第十三回常任中央執行委員會――〔議事〕一、中央執行委員會、全國委員會提出議案の審議、以上。

社大黨第一回全國委員會――中央執行委員會の後を受けて、十二月十八日午後零時半芝浦の日本海員組合支部樓上に開かれた。出席率頗る惡く司會者廐生書記長の挨拶に始まり出席人員點呼の結果、中央執行委員二十二名、全國委員二十一名計六十三名で、後刻出席計八十一名となり會費完納が百六十二名であるので成立。議長安部磯雄氏、副議長片山哲氏、河上丈太郎氏。〔議事〕一、農村窮破請願運動促進の件(可決)二、第六十四議會闘爭に關する件(可決)三、協同組合運動促進に關する件。緊急動議――阿久津事件犧牲者家族慰問に就いて(可決)。四、日蘇不可侵條約促進の件(說明山崎劍二氏、大要――社會主義國に對して戰爭をすることは吾々無產階級として反對せねばならぬ)。五、地方議會に關する件等。

4 役員

〔中央執行委員長〕 安部磯雄、〔書記長〕 廐生久、〔顧問〕 高野岩三郎、杉山元治郎、山崎今朝彌、堺利彥、(以上大衆黨系) 鈴木文治、今井嘉幸、馬場恒吾、濱田國太郎、吉野作造、(社民系) 〔常任中央執行委員〕 齋藤健一、河上丈太郎、渡邊善壽、山川宗彬、須永好、阿部溫知、山崎劍二、龜井貫一郎、淺沼稻次郎、吉川末次郎、田所輝明、宮崎龍介、片山哲、原彪、平野學、(專門部長) 組織部長 松永義雄、河野密、小山壽夫、教育部長 爲藤五郎、機關紙部長 河野密、青年部長 原彪、婦人部長 阿部溫知、事業部長 平野學、選擧部長 宮崎龍介、議會部長 吉川末次郎、國際部長 山崎劍二、財務委員會長 松永義雄、政策委員會長 龜井貫一郎、勞働委員會長 片山哲、農村委員會長 田所輝明、市民委員會長 阿部茂夫、書記局主任 渡邊善壽。

四 日本國家社會黨

日本國家社會黨は、我が反動時代におけるファッシズム高揚の昭和七年を象徴するが如く、無產階級における最初の純粹なるファッショ的政黨として五月二十九日結黨式を擧げた。そのここに至るまでの經緯については既に「共通運動」の節に述べた通りである。

結黨後の黨の活動はその出發の華々しさに反し、殆んど見るべきものなく、殊に五・一五事件を最高潮としてさしも華かなりしファッシズム運動にも聊か凋落の影さし、黨もまた內紛・脫退相繼ぐ有樣で、ために本格的活動の展開される餘裕がないといふ狀態であつた。時勢に乘つて一氣に結成せられた國社黨はまづその陣容の整備期に直面したと見られる。

1　綱領・主張・規約

【綱　領】

一、一君萬民の國民精神に基き搾取なき新日本の建設を期す。

【主　張】

一、我黨は國民運動に依り金權支配を廢絶し皇道政治の徹底を期す。

一、我黨は合法的手段により資本主義機構を打破し國家經濟の實現により國民生活の保障を期す。

一、我黨は人種平等資源衡平の原則に基きアジア民族の解放を期す。

【規　約】

第一章　黨　名

第一條　本黨は國家社會黨と稱し本部を東京に置く。

第二條　本黨は黨の綱領の實現を以つて目的とす。

第三條　本黨は黨の綱領を信奉し本黨の統制に服する個人を以つて構成す。

第二章　黨　機　關

第四條　本黨の機關を分ちて左の四種とす。

一、黨大會　二、中央執行委員會　三、中央執行委員會　四、常任中央執行委員會

黨　大　會

第五條　黨大會は最高決議機關にして大會代議員中央委員會外に本部役員を以て構成す。

第六條　黨大會は毎年一回總理之を召集す。

但し中央執行委員會必要と認めたる場合は臨時大會を開催することを得。

第七條　黨大會代議員の詮衡は支部黨員數により算出す、比率は中央執行委員會に於て定むる所による。

第八條　黨大會は定數の二分の一以上の出場により成立す。

第九條　黨大會は總理・黨務長・中央委員・中央執行委員を選任す顧問及び相談役は大會に於て總理之を推薦す。

中央委員會

第十條　中央委員會は本黨次期大會に至る迄の決議機關にして中央委員本部役員を以つて構成す。

中央執行委員會

第十一條　中央執行委員會は本黨々務執行機關にして黨大會中央委員會に對し責任を負ふ。

第十二條　中央執行委員會擔當黨務機關を局部委員會とす。

一、黨務局

二、組織部、宣傳部、動員部、教育部、事業部、國際部、財務部、機關紙部。

三、勞働委員會、農民委員會、俸給者委員會、商工委員會、在鄉軍人委員會、政務調査委員會、青年委員會、學生委員會、防援委員會。

黨務委員事務は別に定む。

常任中央執行委員會

第十三條　常任中央執行委員會は本黨々務執行機關にして中央執行委員會に責任を負ひ黨務機關を擔當す。

常任中央執行委員は中央執行委員之を互選す。

常任中央執行委員會は部長委員長を互選し任免す。

第三章　黨役員

第十四條　本黨に左の本部役員を置く。

一、總理　二、黨務長　三、中央委員　四、中央執行委員　五、常任中央執行委員　六、部長　七、委員長　八、顧問　九、相談役。

第十五條　總理は本黨を代表し黨務長は總理を補佐し黨務を統轄す、中央執行委員常任中央執行委員は黨務を執行し顧問及相談役は黨本部の諸問に應ず。

第四章　黨組織

第十六條　本黨の支部組織は一郡一支部　一市一支部制とす。

但六大都市は特別市とし區に支部設置することを得。

第十七條　本黨支部聯合會は道府縣を單位とす。

第五章　黨費會計

第十八條　本黨々費は一名に付年額六十錢とす支部が黨本部に納入すべき責任額は常任執行委員會之を定む。

第十九條　本黨の豫算は常任執行委員會之を定む。

第二十條　本黨の豫算は黨大會に公示し承認を得るものとす。

會計年度は毎年　月　日より　月　日迄とす。

第六章　黨罰則

第二十一條　本黨々員にして左の一に該當するものは中央執行委員に於て除名することを得、一、黨規に違反したるもの　一、黨の面目を汚損したるもの　一、黨の統制を紊したるもの

支部は中央委員會に前項に該當するもの、除名を申請することを得。

2　主なる活動

上述の如く結黨以來注目すべきほどの活動を示してはゐないが、いま試みに第一回大會（昭和八年一月二十二日）の闘爭報告に基づいて、主なるものを拾ひ上ぐれば左の如くである。

一、二月十一日――建國祭參加。

二、三月十日――陸軍記念日に明治神宮へ國難打開曉天祈願。

三、六月十四日――國難打開聯合協議會主催の國民大會。

四、八月一日――日本共產主義團體の反戰闘爭粉碎のビラ撒布。

五、八月十五日――中小商工聯盟の請願運動。

六、八月廿三日――農村窮乏打破の祈願祭。

七、九月一日――失業反對闘爭。

八、九月十八日――滿洲事變記念闘爭。

九、十一月廿九日――日本勞働同盟の結成。

其の他、愛國政治犯人の減刑運動。

尙ほ九月一日の第一回中央委員會において決定した非常時政策は次の如くである。

（外交）滿洲國承認、軍事的經濟的政治的同盟を結び國際聯盟を脫退し東洋自主主義の建設。
（金融）大金融財閥より金融制覇權を剝奪するため國營金融機關の設置、日本銀行の發行稅と配當とを最小限度に減額して金利を低下すべし、亡國的正貨流出の嚴禁。
（稅制）非常時特別富豪稅の新設、市町村稅を五ヶ年間國庫負擔とする、大資本家の脫稅防止法規の制定。
（農村）小作地國有によつて地主對小作の關係を消滅すると共に農民の耕作權を確立、米價の公定專賣、繭糸價の安定調節、生糸絹織物の輸出を統制する、耕作者に低利金融を與ふ、肥料會社の整理統一、製造販賣價格の決定を政府の統制下に行ふ。農家稅金の半減、農家負債については右の諸政策遂行までその追究を緩和する爲政府は適當なる緩和機關を設置し政策遂行の曉は內容に應じて無利子長期の償還を以て負債整理を斷行すべし。
（失業對策）國庫全額負擔の市町村直營土木事業の起工、滿洲移民の積極化。
（中小商工業）無擔保低利、長期の金融を爲す、百貨店の統制、滿洲進出の積極化。
（漁山村）生產物の販賣統制、金融の圓滑を計る。
（貿易及爲替）國家管理の實行。

3　役員

〔總理〕保留
〔黨務長〕赤松克麿　〔常任中央執行委員〕今村等、山名義鶴、小池四郎、陶山篤太郎、望月源治、馬島僩、平野力三、安藝盛、山本龜次郎、野口榮治。

五　新日本國民同盟

新日本國民同盟は結黨後間もなく財政並に人物上の困難に逢着した。延いては黨內に內訌を生じ先づ創設者にして委員長たる下中彌三郎氏の脫退を始めとして、愛國勤勞黨の中谷武世、天野辰夫氏一派と總聯合側の近藤榮藏氏一派の對立により、十一月九日愛國勤勞黨の脫退となり、つづいて近藤氏一派と本部書記長佐々井一晁氏一派の對立を生ずる等々のために、黨として極度に運動不振の狀態に陷つた。

1　綱領

【盟誓】
建國の本義に基き搾取なき新日本建設を誓ふ。
【綱領】
一、我等は合法的國民運動により金權支配を廢絕し以て天皇政治の徹底を期す。
二、我等は資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の確保を期す。
三、我等は人種平等資源衡平の原則の上に新世界秩序の創建を期す。

2　役員

同盟成立當時における役員は次の如し。

〔本部委員長〕　下中彌三郎　〔本部書記長〕　佐々井一晁　〔中央常任委員〕　近藤榮藏、高山久藏、濱田藤次郎、森榮一、滿川龜太郎、佐野好男、神田兵三、坂本孝三郎、天野辰夫、中谷武世、神永文三　〔顧問〕　權藤成卿、鹿子木員信、貴志彌次郎、小野武夫　〔相談役〕　島中雄三

第四篇　消費組合運動

階級的消費組合の運動は、近年破局的な經濟恐慌により勞働階級の窮乏化が深刻化するにつれ、之が防衛の一手段として急速の發展を遂げた。本年は階級的消費組合中勞働組合並農民組合關係の消費組合は一一〇餘組合、加入者數三二、三〇〇餘に上つてゐる。この他一般勞働者、無產市民等を加入者とする消費組合があり、之等の組合は二つの大聯合體、左翼勞働同盟、海軍勞働組合聯盟、日本造船勞働聯盟、東京交通勞働組合（組合數約二四、加入者數六、七〇〇人）及之に對立するロッチデール主義組合たる消費組合聯合會（分裂前十二組合、加入者三、七二〇人）に屬してゐる。更に本年三月關東消費組合聯盟の提唱によつて自主的階級的消費組合の全國的統一的指導機關たる日本無產者消費組合聯盟を結成するに至り、日消聯は創立間もなく飛躍的發展を遂げ加盟（及連絡）組合概算一七〇餘組合、組合員概算三萬人に及ぶと云はれてゐる。左に以上の無產者消費組合の概要を記述することとする。

第一章　一般狀況

第一節　勞働組合關係消費組合

勞働者消費組合中勞働組合の事業として組合によつて經營されるか或は勞働組合を基礎單位として組織されてゐるもの即ち茲に謂ふ勞働組合關係消費組合は、社會局調によれば、本年に於ける組合數は七〇餘組合にして其加入者約二八、六〇〇人、一組合平均加入者數約四〇〇人、最近一年間の賣上高は三八、〇〇〇圓となつてゐる。之を組合系統別に見れば日本勞働總同盟、全國勞働組合同盟等最多く、日本國家社會勞働同盟、海軍勞働組合聯盟、東京交通勞働組合等之につぎ單獨組合約二〇位あり、中には二、三組合共同經營のものもある。總同盟、全國勞働、その他の系統別に各消費組合の現勢を見れば次の如くである。

（一）　日本勞働總同盟關係消費組合

總同盟加盟の勞働組合關係の消費組合は昭和七年八月末現

在に於て十九組合、組合員總數三、八三九名である。之を前年度に比すれば、四組合新設、一組合解散、遞友同志會關係の四組合が脫退し、結局一組合の減少となつてゐる。組合員數は昨年に比し七百十二人を減じてゐる。然るに平均一ケ月賣上高は四萬三百九十九圓、一人一ケ月利用高は十圓五十二錢にて、何れも組合數並組合員數の減少にも拘らず昨年より增加してゐる。總同盟關係消費組合本年度（昭和七年八月末現在）の現勢並に事業成績及最近五ケ年の事業成績は次の如くである。

總同盟關係消費組合一覽（昭和七年八月末現在）

名稱	所在地	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	積立金	一ケ月平均賣上高	一組合員一ケ月利用高
				圓	圓	圓	圓
共愛消費購買組合	東京荏原・中延・澁谷下通	二八九	五五六	三、八四九・九二	五五五・〇〇	三、三四三・九八	一一・五七
田島消費組合	川崎大島	二四五	三〇三	三、〇五五・八〇		二、一七四・七〇	九・〇三
淺野造船消費組合	横濱鶴見	三九	三九	三九〇・〇〇		三〇〇・〇〇	七・六九
三河セメント購買組合	愛知渥見郡	四三	一二九	一、九二九・二四	一、一八九・六二	九一一・一七	二一・一九
神奈川鐵工消費組合	川崎市渡田	一四五	六六三	一、六三七・〇〇		五七〇・〇〇	三・九三
淺野船渠消費組合	横濱神奈川橋	四〇	六四	四六三・〇〇		二九一・四〇	四・五五
製綱勞働購買組合	川崎河原町	五九三	一、〇一七	一〇、一七〇・〇〇	六、一一二・二一	九、四〇二・三八	一五・八六
富士製綱消費組合	川崎大師河原	八五	八九	六九四・〇〇		八〇〇・〇〇	九・四一
櫻田從業員消費組合	東京砂町	一六〇	二二〇	六六〇・〇〇		一、五〇〇・〇〇	九・三七
大島第一消費組合	東京大島町	六三	九三	三三二・〇〇		八一二・〇〇	一二・八九
寶信用購買組合	千葉市	一〇五	二二一	二、二一〇・〇〇	五四〇・〇〇	七六五・〇〇	七・二八
八幡購買組合	千葉國分村	一〇〇	一〇〇	三〇〇・〇〇		三〇〇・〇〇	三・〇〇
栗本共榮社	大阪市港區	二七八	二七八	四、七六六・〇〇		一、六〇〇・〇〇	五・七五
購買組合共榮社	尼ケ崎向島町	三三四	五七六	二、六四九・五〇		四、七六六・四七	一四・二七

購買組合共立社	尼ケ崎昭和通り	（報告未着）							
因島消費購買組合相愛社	廣島御調郡		五九	五九二	五、七九八・一七	一、四一六・一七	二、七二六・三五	四・七三	
白木崎購買組合	門司市		一八七	一八七	一、七八・〇〇		二、一〇六・二一	二一・〇六	
製網勞働小倉消費組合	小倉市下山越町		三九七	四三一	四、一三〇・〇〇	一、三七・三〇	六、八一〇・〇三	一七・一五	
製網勞働兵庫消費組合	神戸市須佐野通		一四七	四九八	一、九一五・〇〇	二四九・〇〇	一、一五六・五五	八・三一	
計			三、八三九	四、五五一	五、七五八・三〇	一、九九五・三〇	四〇、三九九・七四	一〇・五一	
前年度	十九組合		三、八三九	四、五五一	六、四三四	一、七九四・三七	三五、三三四・三	八・八	
○増△減	二〇組合		△七三	△七九七	△六九七	△八八・九三	○四、〇四九・九三	○二・三四	

同上消費組合事業成績累年表

年月	組合數	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	平均一ケ月賣上高	組合員一ケ月利用高	最近一ケ月賣上高	創立年月	組合員數	出資(拂込)總額
三・八	一三	五、〇六四	五、四九一	六〇、三二一・三七	三九、一八九・七一					
四・九	二四	七、〇六三	五〇、二八九・一〇	四〇、九〇一・五六	七・七三	一七・一五	一九三七・一二	五九	五九二	五、七九八・一七
五・八	二四、六四〇	五、一二八	五四、一七七・四八	四六、〇八八・五一	八・四九	二〇・一〇	一九三八・一二	一八七	一八七	一、七八・〇〇
六・八	二〇 四、五五一	六、四三四	五五、五三〇・三〇	三七、二三四・一三	九・九三	一七・一五	一九三九・一二	四三一	四三一	四、一三〇・〇〇
七・八	一九 三、八三九	五、七三七	四六、七〇八・三七	四〇、三九九・七四	一〇・五一	一七・一五	一九四〇・一二	四九八	四九八	一、九一五・〇〇

（二）全國勞働組合關係消費組合

全勞關係の消費組合は極めて少數であるが既設組合中最も代表的なるものは播州化學産業勞働組合高砂商友會の經營する高砂消費組合である。同組合は昭和三年三月の創立にかゝる高砂消費組合である。同組合は昭和三年三月の創立にかゝり、昨年四月兵庫縣消費組合聯盟準備會を結成して縣下消費組合の單一化を計りつゝあつたが、本年三月日本無産者消費組合聯盟の組織なるや之に加盟し本年四月には西脇、瀧野、上福田、荒井、別府等數組合を包含する兵庫消費組合を結成するに至つた。その他全勞關係消費組合にはNS從業員消費組合（關東化學産業）、川口（埼玉縣）、購買消費組合（關東金屬産業）、消費組合品川共働社（乘合自動車現業員會）、購買組合（大阪金屬勞働）等がある。その事業現勢を示せば次の如くである。

（社會局調）

名稱	所在地	創立年月	組合員數	出資(拂込)總額	最近一ケ月賣上高	關係勞働組合
函館消費組合	北海道	昭七・二	四八	二〇〇圓	七五〇圓	函館造船木工組合、函館出版勞働組合

消費組合品川共働社	東京	大一五・八	一七六	六二一	二四、〇六二	乘合自動車現業員會
關東金屬勞働組合	同	昭四・八	一二一	三二五	二、一六七	關東金屬産業勞働組合
田町支部消費部	同	昭五・一〇	一八七	五六一	九八五	關東化學産業勞働組合
NS從業員消費組合	同	昭五・一〇	一八七	五六一	九八五	關東化學産業勞働組合
購買組合	大阪	同四・七	二九八	二、九八〇	二三、三二二	全勞、大阪金屬勞働組合
兵庫縣消費組合(出張所五)	兵庫	昭七・四	一、八二三	不明	三三、六七一	全勞、播州化學産業勞働組合、全農支部
神戸共同消費組合	同	同五・九	五二	不明	八、四〇〇	全國勞働
川口町購買消費組合	埼玉	同三・三	七〇〇	七、〇〇〇	休業中	全勞、關東金屬川口支部

(三) その他の勞働組合關係消費組合

勞働組合關係消費組合としては上記總同盟、全國勞働組合同盟關係のもの最も多く、日本國家社會勞働同盟、海軍勞働組合聯盟、日本造船勞働聯盟、東京交通勞働組合等之に次ぎ單獨組合も約二十位ある。總同盟、全勞關係のものを除く勞働組合關係消費組合を地方別に擧ぐれば次の如くである。

社會局調 △印は産業組合法に依るもの　□印は關東消費組合聯盟加盟のもの　×印は消費組合聯合會加盟のもの

道府縣	名稱	創立年月	組合員數	出資(拂込)總額	最近一ヶ年賣上高	關係勞働組合
	東京瓦斯購買組合	昭四・一二	二八〇	—	三〇、〇〇〇	東京瓦斯工組合
	第二北部消費組合	同七・二	三〇	一二〇	二、五〇〇(三ヶ月半)	關東化學勞働組合
	△有限責任購買組合自營社	同三・九	三〇四	六、三〇五	六九、五〇七	關東製鐵勞働組合
	豊島消費組合	同五・五	九五	八七九	八、三七〇	社會勞働同盟、遞友同志會
	神田遞友消費組合	同五・一〇	四二	四二〇	二、六〇〇	同
	△□有限責任蒲田共働社	同二・一	三〇五	五五八	三五、四四一	蒲田勞友會有志

東京	□關消、北部一般消費組合	同七・五	一〇五	一、〇〇〇（六ケ月）	東京市從業員組合三河島支部外一般		
	日本勇信消費組合	同七・三	一七四	二、四〇〇	日本勇信勞働組合		
	有限責任麻生消費組合	大一三・三	三三三	一、七四五	東京交通、出版勞働關東金屬、安立勞働外一般		
	枝川消費組合	昭六・八	一三八	三、一〇〇（十一月）	東京市從業員組合		
	秀勞購買部	同四・六	九〇五	五〇・二三五	秀英勞働組合		
	勞友社	大一四・五	一七三	一、九五三	東交（六三人）外一般		
	城南消費組合	昭六・四	二〇〇	三、〇〇〇	東交組合		
	城消費組合	同六・五	二三〇	二、五〇〇	東交組合		
	南消費組合	同七・二	二三六	九〇〇	東交組合		
	□關消、東交城北消費組合	同五・二	二〇七	二、四二〇	東交組合		
	△有限責任石川島自彊購買組合	同三・一	一、二〇九	二六、五二〇	造船、自彊組合		
	△組合	大一二・三	一二四三	一八、九七九	東京工廠從業員組合（現在は一般市民多し）		
	△購買部（六）×部（一）	昭六・三	一〇〇	二、五〇〇（七ケ月）	總聯合大阪聯合會		
大阪	消費者組合協會	昭六・三	一〇〇	五、六一八	總同盟、紡績勞働組合		
	消費組合	同六・八	一〇六	四、二〇〇	總同盟、大阪金屬勞働組合		
	消費組合北榮社	同六・五	二〇〇	一三、八五七	大阪機械工作所勞正會		
	勞正購買組合	同六・九	三三五	不明	總同盟、大阪陶業勞働組合		
	大阪陶業勞働組合事業部	同五・五	二三〇	一、二三四			
神奈川	△關消、有限責任工信購買組合	大一五・一	一、五一〇	三、三一	造船、工信會		
	□信用組合	同六・二	二九一	一六一、四四五	海聯、横廠工友會		
	横須賀購買組合			三、〇〇〇（八ケ月）	同		
	沼間自治會	同五・四	三六	三、〇〇〇			

兵庫	日本海員組合購賣部	昭四・二	九三、七三六	組合基金以てす	四五、〇〇〇	日本海員組合
	△有限責任尼崎購買組合	同六・一〇	三〇〇		一六、五〇〇	總同盟尼崎聯合會及社民黨員
長崎	佐世保勞愛會購買組合	同二・二	五、六五二不明（組合基金充つ）		一、五九	佐世保勞愛會
埼玉	埼玉第一區消費組合	同三・四	七五〇		一、五〇〇	總同盟關東鐵工川口支部
	行田足袋消費組合	同六・一一	九四三		二、〇〇〇	行田足袋工組合
福岡	福岡消費組合	同六・五	二五〇		一、三八	全九州出版勞働組合、水平社九州聯合會、全農福岡出張所
岐阜	有限責任駄知消費組合	同三・一〇	三九八		二、四〇〇	駄知製陶勞働組合
	有限責任傘仕揚購買組合	大八・九	一五七		不明	岐阜縣國產傘仕揚業組合
栃木	有限責任足尾銅山購買組合三養會	昭六・四	四、一三七		一、〇四〇、三六	足尾銅山鑛職夫組合總聯合會
愛知	名古屋消費組合	同六・四	一三三		四、〇三三	遞友同志會名古屋地方支部聯合會
	名古屋向上會購買組合	同一三・八	—		九〇、〇〇〇	官業勞働總同盟名古屋向上會

組合加入資格を勞働組合員に限らずして地域的に集合せる一般勞働者、農民、無產市民によつて構成せられる種類の消費組合を、上記の勞働組合關係のものと區別し之を一般勞働者消費組合とすれば、此種消費組合は左右の二大系統に大別する事が出來る。一つは左翼、モスコウ派の關東消費組合聯盟であり、他はロツチデール主義を奉ずる消費組合聯合會とである。後者は本年十月分裂を遂げ、右翼組合に分解作用が行はれつゝあるに反し、關消聯は消費組合運動戰線の統一を企劃し、聯盟自體の單一化を計る一方全國的統一機關として日本無產者消費組合聯盟を結成するに至つた。以下兩聯合體加盟消費組合の現勢を概觀すれば——

第二節　一般勞働者消費組合

一　消費組合聯合會

昭和四月十月「關消聯」を脫退して翌五年七月六日結成せられたものであつて昨年度の加盟組合十二、支部八であつたが、本年十月再び內部的紛爭よりロツチデール主義を固守す

る東京共働社並同社五支部及び同社系の豐多摩共働社及和泉支部、松澤病院購買組合、共立消費組合、豐島消費組合及消費組合勞友社の一部の脫退を見るに至つた。以上六組合、約二千名の組合員を失へる聯合會は新にベスタ消費組合、消費組合我等の家の加盟によつて本年の加盟組合數十、連絡組合三となつた。加盟組合の概勢は左の通りである。

名稱	創立	組合員概數	構成分子
江東消費組合	大・十五年	二五〇	總同盟關係勞働者及小市民
製綱勞働川崎協同社	昭・二年	六〇〇	東京製綱會社川崎工場從業員（總同盟）
田島消費組合	大・十五年	三〇〇	淺野セメント川崎工場從業員（總同盟セメント勞働川崎支部員）
共愛消費購買組合	大・十四年	三二〇	總同盟東京鐵工組合員及小市民
北豐島協同購買組合	昭・三年	三〇〇	總同盟關係勞働者及小市民
富士製鋼消費組合	昭・六年	一四〇	富士製鋼川崎工場從業員（總同盟神奈川鐵工組合加盟）
消費組合勞友會			
消費組合我等の家			
ベスタ消費組合			
計九組合			

外に連絡組合——神奈川鐵工消費組合、聖愛消費組合、鎌倉消費組合。

二　關東消費組合聯盟（關消聯）

聯合會の營業成績は分裂前（昭和六年度）の一ケ月配給高雜貨三萬圓、白米（一五瓩一袋として九、四七四袋）二萬圓即ち總配給額約六萬圓であつたが、分裂後は經營難に陷り昭和七年度損失六、五九五圓餘、純損失一、二八九圓に上つてゐる。

ロツチデール派の消費組合聯合會に對峙し、左翼戰線の一翼として階級的輜重隊たる事をその任務とするものに關東消費組合聯盟がある。この階級的な關消聯は一九二二年五月に結成され爾來幾多の暴壓の試練の中に成長して現在に至つてゐる。昭和四年十月前記聯合會を組織せる六組合の脫退後は大した動搖もなく、事業は益々發展しつゝある。本年は聯盟の單一化を計る一方全國消費組合の戰線統一を企て、三月全國的統一機關たる日本無產者消費組合を結成し之に加盟した。

聯盟加盟組合は約二四組合で、本年城西、第一合同、城北及城南の各地區の合同なり、更に本年城南、北部、荏原一般、城北、多摩川、櫻田從業員及西南の七消費組合の新設加盟を見た。組合員數は六、八〇〇餘名にて昨年に比し倍加してゐる。加盟組合の構成分子は勞働者六五%、無產市民三五%で之を勞働組合別に見れば總聯合、全國勞働、舊評議會、總同盟の順である。

次に聯盟の本年九月の賣上額は二〇、二一三圓にて昨年の一ケ月平均賣上額に比し約一、〇〇〇圓の增加を示してゐる。左に聯盟の事業經營狀態を窺ふため本年四月――九月の賣上高及米配給高を揭げて置く。

賣上高（單位圓）

一昨年三月	九、二四九	本年六月	一七、九二八
昨年一ケ月平均	一九、〇〇一	同　七月	二三、二四三
本年四月	一九、〇二六	同　八月	一八、五〇〇
本年五月	一七、六三五	同　九月	二〇、二三三

（本年夏期に入つての減少は支配階級の暴壓と金融難のためである）

關消聯米配高（單位本）

	三月	六月	九月
一號	四三五	二九六	三七〇
ハイガ	一三四	八三	五五
三號	一、五八九	一、九四一	二、三六〇
德用	九八八	一、二〇六	一、八八九
計	四、七六〇	五、七六七	七、七五三

聯盟加盟消費組合の現勢は次の如くである。

名稱	創立	組合員數	構成分子
江東地區			
向島共働社	大・十二年	二八四	大日本車輛東京工場（總聯合勞技會）從業員の大部分と附近の小市民
城北地區			
東京第一合同消費組合		四八七	
東交城北消費組合	昭・五年	二〇三	
北千住消費組合	昭・五年	三〇	
北郊消費組合	昭・五年	六七	市電巢鴨、大塚、駒込各車庫の一部、附近の勞働者及小市民
第二北部消費組合		四〇	日本染絨工場從業員
城北無產者消費組合	昭・六年	二五〇	主として巢鴨、日暮里、王子在住の鮮人勞働者（純勞働者組合同盟）
城西地區			
城西消費組合		七五〇	市電三輪車庫
城南地區			
麻布共働社	大・十二年	二六五	松尾鐵工所從業員の一部、共立電氣會社及附近の勞働者小市民
品川共働社	大・十五年	約五〇	東京乘合自動車芝浦車庫
魚市場消費組合	昭・五年	一三四	魚市場の輕子と荷揚
城南消費組合	昭・五年	三六	市電廣尾車庫
田町共働社	大・十四年		沖電氣從業員
京濱地區			

蒲田共働社	昭・二年	三五	新潟鐵工所蒲田工場從業員(勞友會)及附近の勞働者小市民	
南郊共働社	大・十二年	三三	東京瓦斯電氣、日本化學工業從業員(總聯合技友會)及小市民	
大森共働社	大・十五年	六六	東京瓦斯電氣(技友會)從業員等	
一般消費組合	昭・六年	一四〇	朝鮮人勞働者	
工信購買信用組合	大・十五年約二、五〇〇		横濱船渠會社從業員等	
共の他		二八〇	朝鮮勞働者	
多摩川無產者消費組合		一〇〇		
吉田共働社		八〇	櫻田鐵工所從業員	
櫻田從業員消費組合		一六四	東京市買青山從業員	
西南消費組合		一	朝鮮勞働者	
荏原一般消費組合				
總計		六、八六三名		

第三節　農村消費組合

農村消費組合の重要性が認められ、それが農民組合の事業の一として設立されるに至つたのは最近年の事に屬するが、全國農民組合が率先して、此事業に力を注ぐに至つてから異常の發展を遂ぐるに至つた。殊に最近深刻なる不況に直面し益々その必要を痛感せられてはゐるが、勞働組合關係のそれに比すれば最近の成績未だ不振と言はざるを得ない。本年に於ける農民組合關係消費組合は、社會局調によれば、四〇餘組合、組合員約三、七〇〇人にて一組合平均加入者數約九〇人拂込金額は六〇〇圓、賣上高二、九〇〇圓位であるが、之を勞働組合關係のものに比すれば規模、賣上の二點ともに未だ遙かに及ばざるものがある。

農民組合關係の消費組合の現勢は次の如くである。（社會局調）

道府縣	名稱	創立年月	組合員數	出資(拂込)總額	最近一ケ年賣上高	關係
兵庫	加古川町消費組合	昭・六・一	九五	二五圓	七、二〇〇圓	全農備後支部
兵庫	保保村中島購買部	大一三・一〇	四九	一、〇〇〇	三、四七七	全農組合
新潟	木崎村相互購買利用組合	同一五・四	二九五	不明	一、一五〇	木崎村農民組合
群馬	△有限責任强戶信用購買利用組合	同一二・三	四八六	一五、六五〇	一、三〇〇	全農强戶支部

福岡	三又村消費組合	昭二・六	四三	九五三	一、二〇〇	全農福佐聯合會三又村支部外一般
	二日市消費組合	同四・二	一五〇	七九六	九、〇〇〇	全農福佐聯合二日市及片野支部外一般
福島	室原消費組合	同七・一	二七	五四	一八六（六ケ月）	全農
	福浦消費組合	同七・三	一六	一六	一四〇（四ケ月）	全農縣聯福浦支部
廣島	川口農民消費組合	同六・一	一七〇	ナシ	四〇〇	日本農民組合總同盟川口支部
鳥取	河岡班消費組合	大一五・四	四三	八六〇	五、〇〇〇	全農縣支部
島根	筱川郡中央消費組合	昭五・九	五七	四八	一、〇三五	全農
富山	大澤野村消費組合	同六・一二	三〇	一〇〇	二〇〇	全農縣聯大澤野支部
	黑石消費組合	同四・二	八六	一七二	一五、二三五	全農縣聯黑石出張所
	常盤村消費組合	同四・三	一五	二四〇	三、四二八	同上常盤支部
	青森消費組合	同五・四	一一六	五一〇	八、六一九	同上新城支部
	藤崎町消費組合	同五・六	六〇	三七五	一一、二一五	同上常盤出張所、常盤支部
	青森消費組合浦町支部	同六・三	八四	二四〇	九、六〇〇	全農縣聯（友誼的關係）

第二章　消費組合の運動

茲には我國に於ける消費組合運動の二大潮流たる消費組合聯合會及び關東消費組合聯盟の二大聯合體の運動及び本年三月階級的消費組合の全國的統一への第一歩として結成せられた日本無產者消費組合聯盟の運動の概要を記述することにする。

第一節　消費組合聯合會

ロツチデール主義を奉ずる消費組合の聯合體として主としに中間層を中心として鬪爭を展開しつゝある消費組合聯合會は十二組合八支部の加盟を得て、左翼消費組合關東消費組合聯盟に對抗し我國無產者消費組合運動の戰線の一分野を占據してゐたが、本年十月內部的紛爭によつて東京共働社以下五組合六支部の脫退を見るに至り、その活動力の大半を失ふに至つた。

ロツチデール主義を固守する廣田金一氏一派の東京共働社は十月十五日、聯合會役員會に於いて正式に脫退せるもので

あるが、其表面上の理由は左の如くである。

一、東京共働社に反逆して組織した新組合に對し其の反逆行爲を援助し且つ二三加盟組合の名において或は公然と送品しつゝある事。

二、聯合會加盟組合に對して反逆組織する新組合に對しその加盟を承認したこと。

三、理事長の承認を經ずして恣に八木澤善次の名をもつて新事務所を借りたこと。

東京共働社及同系統の北豐島協同組合、松澤病院購買會、勞友社（より分派せる新宿消費組合）、豐多摩共働社、共立消費組合の各脫退六組合六支部は合同單一化して大東京消費組合を結成せんとして準備を整へつゝある。

消費組合聯合會第三回大會——四月三日、東京、產業組合中央會。議長　廣田金一、副議長　福岡金次郎。

議事次の如し。

一、事業報告承認の件

二、消費組員債券發行の件

三、產業組合の共同事業に對して產業組員法人格附與の件（本部提出）

四、消費組合に關する政府の融通資金增額方運動の件（本部提出）

五、組合指導部設置の件（本部提出）

六、消費組合を鐵道旅客運賃特別割引團體とせらるゝ樣運動の件（江東消費組合提出）

七、東京醫療利用組合支持の件（江東消費組合提出）

八、ミルクプラント設置の件（江東消費組合提出）

九、仕入研究機關設置の件（東京共働社提出）

十、組合婦人役員の地位に關する件（東京共働社提出）

十一、聯合會配給歩合決定の件（本部提出）

十二、同一地域内の組合合同促進の件（豐多摩共働社提出）

第二節　關東消費組合聯盟

消費組合運動を以て階級鬪爭の一の砦であり陣地であるとなす聯盟は單に消費組合運動を展開するに止まらず、組合の爭議に對して積極的に應援をなす外左翼諸組合と共に諸カンパに果敢な鬪爭を續けてゐる。本年聯盟は自身の單一化に努力する一方消費組合運動戰線の全國的統一を企劃し、自ら提唱して全國的統一指導機關たる日本無產者消費組合聯盟を結成するに至つた。本年中に於ける聯盟の主なる活動は左の如くである。

一、物價吊上に對する反對の活動——本年六月より八月に亘り政府拂下米獲得運動を展開し、八月一日二萬餘名の署名をもつて農林省へ大衆的陳情を行ひ、内六千俵の拂下を認めしめた。

一、ストライキへの參加應援——關消聯本部の本年度における爭議團への原價配給は、東セル、純勞、向上會、大和ゴム、外語、拓大、文雅堂、向島キネマ、野坂木工、常盤等でその件數十、配給額一、三一五圓であつた。

一、失業者の要求に對する鬪爭——失業大衆の爲に拂下米の優先

權獲得及失業者への無保證配給の要求
一、國際消費組合デー・カンパ――拂下米運動の展開
　メーデー・カンパ――會場への賣店設置、行列への給水
一、日消聯強化の闘爭及産業組合及反動的消費組合に對する闘爭
一、聯盟の單一化、加盟組合の合同運動――第十二回大會直後城西地區組合合同し、次いで城北並に城南地區組合が合同した。

關東消費組合聯盟第十二回大會――三月二十日、東京市京橋公會堂。

議長　岡本、副議長　戸澤、池田、伊藤。

議事左の如し。

一、一九三三年運動方針決定の件　中央委員會提出（成文委員會附託）
二、剩餘金處分の件　同　（可決）
三、豫算案決定の件　同　（可決）
四、金融確立の件　同　（可決）
五、事務所、精米所、倉庫增築並に設備增設の件　同　（可決）
六、關消聯機關改正の件　同　（可決）
七、會費制度廢止の件　同　（可）
八、關消聯機關改正の件　同　（可）
九、日消聯確立に關する件　同　（可）
一〇、消費組合新聞を日消聯へ移讓の件　同　（可）
一一、失業者對策に關する件　同（時間の都合に依り以下の諸提案は新擴大中央委員會に一任）
一二、消費經濟上に於ける政治的闘爭促進の件　城西消費組合提出
一三、消費組合運動の國際的提携に關する件　同
一四、關消聯單一組合化實行促進の件　同
一五、消費組合新聞大衆化の件　同
一六、精米部改革促進の件　同
一七、組合内巡回夜學部設置の件　共働社提出
一八、關消聯組織單一化即行の件　多摩川無産者消費組合提出
一九、失業者對策の件　東京第一合同消費組合提出
二〇、加盟組合帳簿監督係を關消本部内に設置の件　麻布消費組合提出
二一、政府の拂下米優先權獲得に關する件　同
二二、「消新」朝鮮語版發行に關する件　同
二三、「消新」朝鮮語版發行に關する件　一般消費組合提出
二四、特殊品取扱方に關する件　同
二五、勞農救援會支持の件　北郊消費組合提出
二六、日本プロレタリア文化聯盟支持の件　同
二七、役員改選の件
　新役員――（中央執行委員長）戸澤仁三郎、（書記長）柳田音夫、（顧問）岡本利吉、（監査委員）橋浦時雄、正岡高一、鈴木榮一、（中央委員　八十名）

第三節　日本無産者消費組合聯盟（日消聯）

昭和五年六月無産者消費組合運動戰線の統一のために關東消費組合聯盟の主唱によつて無産者消費組合全國結成準備會が組織され、翌六年三月同準備會は第一回實行委員會を開いて日本無産者消費組合聯盟準備會を結成した。産業組合その他のブルジョア的組織に抗して無産者消費組合の諸勢力を全國的に統一し、勞働者農民の生活的要求を單一的な組織へと押進めんとするこの運動は、更に一年準備闘爭として展開せられたが、遂に本年三月二十三日東京に於て開催された創立大會によつて無産者消費組合の全國的統一指導機關——日本無産者消費組合聯盟が結成された。本年三月二十二、三兩日本所柳島帝大セッツルメントに於いて、日消聯準備會第二回擴大中央委員會が開催されたが、同委員會第二日に兵庫縣聯代表代野氏の提案に基き滿場一致同會を日消聯創立大會に變更し茲に日消聯が名實共に確立されたのである。

尙創立大會に於ける議事並に同大會にて決定された新役員は次の如くである。

議事

一、經營に關する方針　二、組織活動に關する件　三、組織形態に關する件　四、諸闘爭に關する件　イ、ストライキ　ロ、小作爭議　ハ、失業者對策　ニ、彈壓救援　五、運動方針に關する件　六地方別對策

役員

（昭和八年三月現在）

▲中央執行委員長　戸澤仁三郎　▲書記長　山本秋　▲常任中央執行委員　笠原千鶴、橋浦泰雄、坂本進、岸谷俊雄、菊田一雄、柳田春雄、佐藤きぬ子、代野逸治、金敬中、國谷要藏　▲經營部長　山本秋　▲組織部長　岸谷俊雄　▲機關紙部長　菊田一雄　▲調査部長　佐藤きぬ子　▲教育宣傳部長　橋浦泰雄

日消聯昭和八年三月現在に於ける加盟（若くは連絡）組合は一九〇餘（內準備會五〇）組合に上つてゐる。之を地方別に見れば左の如くである。

東京府。關東消費組合聯盟、共勤社、向島共働社、南郊共働社、品川共働社、大森共働社、東京第一合同、蒲田共働社、田町共働社、第二北部、城北、西南、櫻田從業員、城西、魚市場、城南、麻布、一般、南千住、東郊城北、北部一般、練馬準、中部準、金杉準、小石川準、三田準

茨城七（內準三）、栃木二（同一）、群馬四、埼玉八（同三）、千葉八（同七）、神奈川八（同二）、靜岡八（同四）、愛知四、山梨四（同一）長野十（同七）、北海道十六（同六）、青森十四、岩手六、秋田五、山形五（同三）、宮城六、福島十二（同四）、岡山縣二、島根縣三（內準一）、愛媛縣一（內準一）、鳥取縣二、高知縣四、福岡縣九、長崎縣三、大分縣一、熊本縣四（內準一）、沖繩縣一、朝鮮八（內準一）

創立直に日消聯は組織の整備に全活動を集中せる一方、全國產業組合大會へ代表者を出席せしめ無產者消費組合の要求

を提出せるを手始めにメーデー、國際消費組合デー、歳末カンパ、市電スト應援と引續き諸カンパに加盟組合を指導し果敢な闘爭を展開した。更に九月より歳末にかけては主なる勢力を經營活動に向け左の如き實上高の躍進を見る事が出來た

九月	二、五三六	
十月	三、六三五	
十一月	四、四八六、三六二	
十二月	九、八〇九、三七八	

第二部　勞働者運動統計表

第一表（其一）昭和七年中工・鑛・交通業における勞働爭議統計（當所調）

第一表　工・鑛・交通業における主要爭議業態及月別件數

業態		一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
工業	工場工業	染織工業	一四	一七	一九	二	一三	二	一	一五	一三	一五	一	一〇二
		金屬工業	二五	一九	一三	一	二三	二	五	一七	一七	八	一〇	一三八
		化學工業	一七	一九	一三	一	二三	二	五	一七	一七	八	一〇	一三八
		飲食物工業	一七	一九	一三	一	二三	二	五	一七	一七	八	一〇	一三八
		雜工業	一七	一九	一三	一	二三	二	五	一七	一七	八	一〇	一三八
		特別工業	一七	一九	一三	一	二三	二	五	一七	一七	八	一〇	一三八
	計	二	一	一			一							四
	家內工業及手工業	二	一	一			一							四
	人夫其他勞働者	二	一	一			一							四
	合計	二	一	一			一							四
鑛業		二	一	一			一							四
交通業	水上交通業	一六	一三	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
	陸上交通業	一六	一三	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
	計	一六	一三	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四
官公業	通信交通業	二	一	一			一							四
	工業其他	二	一	一			一							四
	計	二	一	一			一							四

總計	一〇六	九九	九四	九三	一〇九	一三一	一一〇	一三一	一〇五	九四	八五	九一	一、二三八

第一表（其二）昭和七年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及府縣別件數

	工業									
	工場工業	家内工業手工業其他勞働者	計	鑛業	交通業	官公業	合計	百分率%
東京	二六〇	五二	三一二	—	三四	六	三五二	二八・四三
大阪	二〇九	三〇	二三九	—	七	二	二四八	二〇・〇三
兵庫	一三一	一四	一三五	一	六	一	一四三	一一・五五
神奈川	六六	三	六九	二	八	六	八五	六・八七
愛知	七一	五	七六	—	—	二	七八	六・三〇
京都	三八	一	三九	—	—	三	四二	三・三九
福岡	一三	一	一三	八	三	六	三〇	二・四三
岐阜	一七	二	一九	—	—	—	一九	一・五四
和歌山	一六	一	一七	—	—	一	一九	一・五四
廣島	一三	二	一四	—	一	三	一八	一・四六
山口	九	三	一三	四	一	一	一八	一・四六
岡山	一四	二	一六	—	一	—	一七	一・三八
栃木	五	三	八	一	四	二	一五	一・二一
奈良	五	四	九	—	三	二	一四	一・一三
長崎	七	三	一〇	二	一	—	一三	一・〇五
北海道	四	一	五	五	一	一	一二	〇・九七
長野	八	一	九	—	—	三	一二	〇・九七

岩手	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇八
青森	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇八
山形	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・〇八
秋田	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一六
宮城	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一六
福島	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
茨城	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
栃木	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
群馬	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
埼玉	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
東京	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
神奈川	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
富山	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
石川	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
福井	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
長野	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
岐阜	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
静岡	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
愛知	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
三重	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
滋賀	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
京都	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
大阪	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
兵庫	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
奈良	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
和歌山	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
鳥取	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
島根	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
岡山	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
広島	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
山口	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
徳島	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
香川	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
愛媛	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
福岡	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
長崎	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
熊本	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
大分	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
鹿児島	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
沖縄	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
千葉	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
滋賀	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
山梨	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
新潟	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四
高知	一	一	一	一	一	一	一	一	〇・一四

第一表（其三）昭和七年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及原因別件數

業態		件數	參加人員	受動的原因										能動的原因										合計
				工場閉鎖	解雇手當	解雇手當要求	休業手當要求	組合壓迫	賃銀不拂	賃銀値下反對	待遇改惡反對	その他	計	賃銀値上	解雇手當制定要求	退職手當制定要求	待遇改善要求	組合確認要求	感情的原因	その他	計			
工業	染織工業	三	四五	二	一四	八	四	一	一	二〇	三一	一六	八三	三一	六	五	八	一	一	一	三	一	二六	四九
	金屬工業	二九	五七	一	九	二	一	一	一	五	四	一	一二	三	三	四	一	一	一	一	一	一	六	一八
	化學工業	二七	五九	一	三	八	二	一	三	一九	一三	七	四〇	四一	七	九	四	一	七四	二	一三四	一	二二	一七四
	飲食物工業	一	一																					
	雜工業	三	一四	一	二	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一三
	特別工業	一	一																					
	計	三七	七四	三	二六	一一	三	二	五	二六	二八	二四	八五	四一	一四	一五	一四	二	九四	四	一三四	二	四三	一三一
	家內工業手工業	一	一																					
	人夫其他勞働者	一	一																					
	合計	三八	七五	三	二六	一一	三	二	五	二六	二八	二四	八五	四一	一四	一五	一四	二	九四	四	一三四	二	四三	一三二
鑛業		一	一																					
交通業	水上交通業	一	一																					
	陸上交通業	一	一																					
	計	二	二																					
總計		四一	九三	三	二六	一一	三	二	五	二六	二八	二四	八五	四一	一四	一五	一四	二	九四	四	一三四	二	四三	一三三

業態	件數	參加人員	件數	參加人員
石川	一	一	一	一
鹿兒島	一	一	一	一
計	九三	一四五	二八	八〇

業態	件數	參加人員	百分比
工業	三七	七四	〇・〇八
鑛業	一	一	〇・〇八
交通業	三	三五	一〇〇・〇〇
總計	一、二三八	一、二三八	

第一表（其四）

昭和七年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及經過別件數

		勞働者側										業主側									
		罷業	怠業	示威運動	怠業罷業示威	計	罷怠業示威	紛議	計	解雇	工場閉鎖	解雇閉鎖	其他	計	罷怠業示威	紛議	計	解雇	工場閉鎖	解雇閉鎖	其他	計
官公業	通信交通業																				
	工業	一三六	九	三	四一	二六一	七	九	二六	三	九	三	二	四四	四	一	五	一	一	一	八
	其他	一三	一四	五	二五	三八	二	一七	二一	一六	一五	二	三	二六	一〇	一	一一	一	一	一	四
	計	一四九	二三	五	二七	三二四	一九	三〇	二四	二二	一六	二	三	二九	一四	一	一五	一	一	一	五
工業	染織工業	一三六	九	三	四一	二六一	七	九	二六	三	九	三	二	四四	四	一	五	一	一	一	八
	金屬工業	一一三	一四	五	二五	三三八	二	一七	二一	一六	一五	二	三	二六	一〇	一	一一	一	一	一	四
	化學工業	二九	七		七	三四	一	九	一一	二	一			三	一		一				一
	飲食物工業	二〇	二		三	二四															
	雜工業	一二四	五		五	一九四		三	三												
	特別工業	二				二		四	四												
	計	五一四	三七	八	六三	一三三	一〇	三七	一四一	一八	一七	一	一	三七	一四	二	一六	二	一	一	一五
家內工業手工業		九				三															
人夫其他勞働者		七〇	四	一〇	一五	一一四	一四	一三	一三一	一五	一三	一	一	一三四	一五	一	一六	三	一	一	三〇
合計		五九三	四一	一八	一四一	七六七	三八	一五五	一、〇七七	七一	六一	一	一	一三四	一五	一	一六	五	一	一	三五
鐵道交通業	水上交通業	一五	一			一六	二	一	三	五	二			七	一		一				
	陸上交通業	三三	三	二	一〇	四八	一〇	一	一一	一	一			二							
	計	四二	四	二	一一	六四	一二	一	一三	六	三			九	一		一				

第一表（其五）昭和七年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及結果別件數

總　官公業　通信業　工業計　其他　三　三　一　九　二　一　一　一

總計	三六	三六	三六	一六〇	一三六				

第二表　昭和七年同盟罷怠業工場閉鎖統計（社會局調）

第二表（其一）昭和七年同盟罷怠業工場閉鎖業態別件數

		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
		件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
工具機械器具製造業	機械製造職工	三六	一、三三	七	三六	三	九三	三六	一、六三
	船車輛製造職工	六	一三	二	一〇一	二	八一	10	一、一二
	其他ノ職工	六	一、六三	八	七〇一	八	三〇一	六	二、七三
工業化學	窯業職工	七	三、一三六	六	三三	1	六	六	三、一四七
	製紙職工	10	四三七	1	三	—	—	11	四六〇
	護謨製造職工	三	一、一四三	四	一六一	1	一四	三	一、三二一
	製油製蠟製藥職工	五	100	—	—	1	六	六	10六
	其他ノ職工	四	三九	三	一九	1	一三	八	六三
工業染織	紡績職工	一七	三、六七	三	一、三〇一	—	—	二〇	四、一三七
	製絲職工	一九	三、四〇〇	二	六三	—	—	二一	三、四六三
	織物職工	三	一、一〇三	—	—	—	—	三	一、一〇三
	染色加工職工	四	六三〇	—	—	1	一四	五	六四四
	其他ノ職工	三六	六四九	1	七	—	—	三七	六五六
工製飲食物業造	釀造職工	1	一一	—	—	1	三	二	一四
	煙草製造職工	—	—	—	—	—	—	—	—
	其他ノ職工	一一	三九	1	三〇	三	四〇	一五	三八九

		同盟罷業				同盟怠業				工場閉鎖				計			
		前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月
		件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數
雜工業	製版印刷製本職工	一七	一、二八七	四	三	七七	四一六	七	五	二	八一	二	二	二三	一、四四五	一三	一〇
	木竹製品職工	七〇	五、八七七	三	一	七〇	四一六	四	一	二	一〇七	一	一	七五	六、四〇〇	四	二
	其他ノ職工	四〇	一、八六七	五	一	五四一	五、四一六	五	一	二八	一、六四三	一	一	四八	二、五三六	五	二
金屬鑛業		一	一			一	一							二	二		
石炭亞炭鑛夫		一	一			一	一							二	二		
其他ノ鑛夫		一	一			一	一							二	二		
瓦斯電氣事業從業者		一	一			一	一							二	二		
鐵道軌道從業者		一	一			一	一							二	二		
運輸業	船員	一	一			一	一							二	二		
	仲仕人夫	一	一			一	一							二	二		
	其他ノ從業者	一	一			一	一							二	二		
通信從業者		一	一			一	一							二	二		
土木建築業	大工、左官其他ノ職人	一	一			一	一							二	二		
	土方、雜職	一	一			一	一							二	二		
其他ノ業務ニ從フ者		一	一			一	一							二	二		
計		一七八	四、〇三五	四	二	一〇四	一、二八七	一三	八	四五	一、六四三	一七	一〇	二三	一、四四五	三七	二〇

備考　昭和七年中損失作業延日數八六一八、六一四日ナリ

第二表（其二）昭和七年同盟罷怠業工場閉鎖月別件數

		同盟罷業				同盟怠業				工場閉鎖				計			
		前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月	前年ヨリ繼續ノモノ		一月	二月
		件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數	件數	參加人員	件數	件數
雜工業	製版印刷製本職工	四	八四	二	二	四	八四	二	二	四	九三	二	四	四	一、五六九	二	四
	木竹製品職工	四	三八	一	二	四	三八	一	二	四	八三	二	四	四	二、〇四二	二	四
	其他ノ職工	三	二三五	一	二	三	二三五	一	二	三	一四三	一	二	三	一、一二四	一	二
金屬鑛業		一	一			一	一							一	一		
石炭亞炭鑛夫		二	二			二	二							二	二		
其他ノ鑛夫		一	一			一	一							一	一		
瓦斯電氣事業從業者		一	一			一	一							一	一		
鐵道軌道從業者		一	一			一	一							一	一		
運輸業	船員	三	六三五	一	二	三	六三五	一	二	一	三五	一	一	三	六三九	一	一
	仲仕人夫	二	二三五	一	二	二	二三五	一	二	一	三五	一	一	二	二三五	一	一
	其他ノ從業者	一	一			一	一							一	一		
通信從業者		二	二			二	二							二	二		
土木建築業	大工、左官其他ノ職人	一	一			一	一							一	一		
	土方、雜職	一	一			一	一							一	一		
其他ノ業務ニ從フ者		一	一			一	一							一	一		
計		二三	一、四四五	四	三	二三	一、四四五	四	三	五	一、六四三	三	五	二三	一、四四五	四	三

月	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
	人員	件数	人員	件数	人員
一月	三	三	三六三	三	三〇三
二月	三	三	一、〇六五	三	一、九八
三月	三	六	一、六六	三	六、四六
四月	三	六	九、九三	三	三、四四
五月	三	三	九、三三	三	一、六六
六月	三	三	一、一〇四	三	六、九三
七月	三	三	八、四二	三	三、九四
八月	三	三	一、九〇四	三	七、三三
九月	一、六四	三	一、〇六四	三	七、六六
十月	六三	三	一、〇六	三	一六、六一〇
十一月	四六	三	七、三六	三	三、三六
十二月	三	三	一、三三	三	六、六四〇
計	六三	三	四、六三	三	四六、三四

第二表（其三）同盟罷怠業工場閉鎖月別累年表

月	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
	件数	件数	件数	件数	件数
一月	三	三四	三	六	三
二月	三	三	三	六	三
三月	三	六	三	六	三
四月	三	六	一一	四	三
五月	三	三	三	三	三
六月	三	三	三	三	三
七月	三	三	三	三	三
八月	三	三	三	三	三
九月	八	六	四九	六	三
十月	三	三	三	四	三
十一月	三	八	三	七	三
十二月	八	三	三	三	三
計	三〇	三四	三五	三六	三

第三部　就業者数累年表

月	大正十二年		同十三年		同十四年		昭和元年		同二年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
一月	三	三、三四	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三四	三四	三、〇三五
二月	三	三、三六	三	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、九八
三月	三	三、三六	三六	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
四月	三	三、三六	三六	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、〇四〇
五月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
六月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
七月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
八月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
九月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
十月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
十一月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
十二月	三	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四
計	三六	三、三六	三四	三、三六	三	三、三六	三六	三、三六	三四	三、四四

	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
同三年	三一	三、九三五	三	一、八九三	三	三、七〇一	三五	二、四一五	三六	一、八六八	三七	二、四五一	三五	二、〇八九
同四年	三五	一、八九三	三一	一、九三六	三七	三、七〇三	三四	二、〇三一	三五	二、四五一	三五	三、四一〇	三八	二、〇八九
同五年	三五	二、〇三一	三一	一、九三一	三五	二、一三八	三五	九三八	三五	二、九三六	四一	二、三三三	四一	二、三三三
同六年	三五	二、一三八	三五	二、〇三一	三五	二、一三八	三五	九三八	三五	二、九三六	四一	二、三三三	四一	二、三三三
同七年	三五	二、一三八	三五	二、〇三一	三五	二、一三八	三五	九三八	三五	二、九三六	四一	二、三三三	四一	二、三三三

備考　本表八前年ヨリノ繼續ヲ含マズ

第二表（其四）　昭和七年同盟罷業工場閉鎖要求事項別件數

事項	同盟罷業 件數	同盟罷業 参加人員	同盟怠業 件數	同盟怠業 参加人員	工場閉鎖 件數	工場閉鎖 参加人員	計 件數	計 参加人員
賃銀増額	一八一	三、三五二	一三	一、七七五	二	一八五	一九六	一四、四八五
賃銀減額反對	二九	六、三三三	八	六一三	三	五六	一四〇	六、九九〇
賃銀算定支給方法ノ變更又ハ反對	四六	三、一七六	五	一、〇五九			五一	四、二三五
労働時間短縮	一〇	三六七	二	六〇四			一三	九七一
公休日ノ設定	一	一〇					一	一〇
作業方法ノ變更又ハ規則ノ反對	五	一九七	一	六六			六	二六三
労働組合ノ自由又ハ確認	二	五六五					二	五六五
労働委員會ノ設置又ハ組織權限ノ變更								

工場設備其他福利增進施設	六	三元	一	一	一	一	六	三元
解雇退職手當ノ確立又ハ增額	三六	一〇六	六	三〇	二	三六	三	一〇九
監督者排斥	二五	一〇三	二	三	一	一	二七	一〇四
賃銀支拂反對	九三	四〇六	七	三六	二	三四	二三	四一三
休業反對	三〇	二〇七	二	一〇	七	四四	三九	二三六
休業手當ノ支給又ハ增額	一九	六三〇	三	六〇	二	一七	三四	六六
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	一六三	七六六	三〇	一六六	九	四六	一九一	一〇三
雜	四一	五七七	一	一六	一	一	四三	五九〇
計	七六	四六〇三	七〇	七〇四	四三	一六四	六三	五七三

第二表（其五）昭和七年同盟罷怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
要求貫徹	一六	一一〇三	四	一三四	一一	四七	三10	一三六
妥協	三一	一七〇四	三	四六	六	六九	三九	一三六
要求不貫徹	三0	四一六	三	一四九	三	四0	三1	一六10
自然消滅	10	八六	1	一	一	一	11	八三
未解決	九	三六	一	一	三	天	三	三六
計	七六	四六〇三	七0	七〇四	四三	一六四	六三	五七三

第二表（其六）同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		合計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
大正十二年	六	六九0六	三0	四三六	110	四九七	二	三三	一	一	三七0	六三四

| | | |

埼玉	四五	四〇一	二、四三一	一、四四二・六	四一一・一三	—	一、六四四・九
千葉	五五	一六一	三五一	四六・一〇	五一・七一	四・五	一〇一・一五
茨城	一〇	六七	九三	一〇一・〇	三一・七五	—	八三・八〇
栃木	六六	七三	一四九	一四八・一	九三・五九	一・七六	一四〇・九
群馬	五五	四〇三	〇三五	一四三・六四	一四一・三五	—	三五・一四八
埼玉	四五	四〇一	二、四三一	一、四四二・六	四一一・一三	—	一、六四四・九
千葉	一〇	六七	九三	一〇一・〇	三一・七五	—	八三・八〇
茨城	六六	七三	一四九	一四八・一	九三・五九	一・七六	一四〇・九
栃木	五五	四〇三	〇三五	一四三・六四	一四一・三五	—	三五・一四八
群馬	五五	一六一	三五一	四六・一〇	五一・七一	四・五	一〇一・一五

	島根	岡山	広島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	計
北海道	八	六四	三七	一四	一五	九	三	三	一	一七	三九	三三	九	四	七	三五	六四	二、〇八三
東京	一五	七五七	七〇	一五	一五五	七	五五	二七九	三三	八四五	一、〇四三	一、〇九七	三、〇七五	二八三	三三三	一三九	八四四	九、二四三

(2) 府縣別爭議要求別件數

	北海道	東京
小作料一時減額	六七	三
小作料一時免除		
小作料永久減額		
小作料増額反対		
米価下落ニ伴フ小作料ノ減額		
米穀検査ニ合格セル米穀ノ他ニ類スルモノニ対スル奨励金ノ給付又ハ増額		
小作人ノ特別ナル支出ニ対スル補償	二	七
小作契約ノ継続		
小作権ノ確認又ハ賠償	八	二
永小作権ノ獲得		
小作組合ノ自由又ハ確認		
其他	一六	一三

	石川	富山	新潟	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
北海道	一、四三五・〇〇	八一・七三	一七・一一	一九〇・〇七	五一・六六	五〇・〇一	二一三・五九	六七八・六四	一、四三七・一三	一一〇・〇〇	二六・二〇	二九・一七	一四一・二四	二三・〇七	〇・三一	一五・一五	三一三	三、〇七五	二八三	一一九	三三	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
東京	一、五六六・四三	二四〇・九二	一七・三三	二〇五・二三	五一・六六	一〇〇・〇一	二一九・三九	六八一・五三	一、四五五・三〇	二一〇・〇〇	二七・三六	三二・八八	一四一・二四	二三・〇七	〇・三一	一五・一五	三一三	三、〇七五	二八三	一一九	三三	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

京都	一〇	｜	一	｜	｜	一	｜	一	三	三	｜	｜	二
大阪	四八	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六	五	｜	｜	三
神奈川	六	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜
兵庫	二七	二	｜	二	｜	｜	三	｜	三	一	｜	｜	二
長崎	三	｜	｜	三	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜
新潟	七〇	五	三	四	｜	｜	｜	｜	六〇	三	四	｜	一八
埼玉	一九	｜	二	｜	｜	二	四	一	三二	一	｜	｜	六
群馬	八	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	四三	一	一	｜	七
千葉	一	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	八	｜	｜	｜	｜
茨城	三	一	一	二	｜	｜	｜	二	四三	二	三	｜	一〇
栃木	二八	三	二	｜	｜	｜	｜	｜	四三	一	｜	｜	七
奈良	六二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	一	｜	｜	二
三重	二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	七	｜	｜	｜	一
愛知	二	｜	二	二	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	｜	｜
静岡	四	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二三	一	｜	｜	二
山梨	六二	六	四	二	｜	｜	一	二	七三	二	｜	｜	三
滋賀	七	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	一	｜	｜	一
岐阜	二八	｜	一	｜	一	｜	二	一	三	三	｜	｜	一
長野	八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	二八	五	｜	｜	六
宮城	三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二六	｜	｜	｜	一
福島	六	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	三	一	二	｜	四
岩手	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	｜	｜	｜
青森	二四	二	二	一	｜	｜	｜	一	六六	一	｜	｜	三

山形	二八	二	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	—	—	二〇
秋田	三七	一〇	六	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	三	—	一六
福井	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八	—	—	五
富山	二三	—	二	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取	四三	—	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	一五
島根	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	二
岡山	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	二	—	七
廣島	八	—	二	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	二	一	—	六
山口	四	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	一
和歌山	七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	二
德島	三	一	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	一
香川	二	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	—	—	三
愛媛	一〇	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	二	四	—	一〇
高知	二八	二	二	一	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	九
福岡	六六	三	五	二	一	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	八六
大分	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	二五
佐賀	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	—	—	三
宮崎	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿兒島	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六
沖繩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八六六	七四	四七	四一	五	七	一九	二〇	一、〇二七	九四	一八	—	二三六

備考　本表ハ昭和八年四月十日迄ニ到着セル報告書ニ基キ調査セルモノナリ

第三表（其二）小作爭議統計累年表（第五一回統計年鑑ニ依ル）

		昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年
爭議件數		二、〇五二	一、八六六	二、四三四	二、四七八	三、四一九
參加人員	地主	二四、一三六	一九、四七四	二三、五〇五	一四、一五九	二三、七六八
	小作人	九一、三三六	七五、一三六	八一、九九八	五八、五六二	八一、一三五
關係耕地（ヘクタール）	田	五一、一五六	四四、一一七	四八、七一〇	二八、一九二	四八、八二五
	畑	五、八二二	三、七三九	七、三七四	一〇、二七四	一〇、一七四
	其他	一、七〇一	四三五	二七六	一、〇〇四	八六七
原因別件數	小作料値上	三三	四二	五一	六五	四五
	風水旱害病虫害其他不作	一、〇三八	八八二	一、二三二	五六七	一、一七一
	小作料高率	二〇四	一二〇	一一一	一一四	九七
	勞費多ク收支不償	三〇	三九	一四	三二	一三
	思想ノ變化並ニ模倣	九六	八七	五七	八〇	九六
	小作權關係又ハ小作地引上	四三二	四六一	七〇四	一、〇〇二	一、三〇七
	小作料滯納	四九	六一	九七	一三五	一七四
	其他	一七〇	一七四	一六八	四八三	五一六
要求事項別件數	一時的小作料減額	一、二〇六	一、〇一四	一、三三九	一、〇四二	一、六〇八
	永久的小作料減額	二三三	一四七	一三七	一四五	一三六
	小作料値上反對	三一	四二	五三	五八	四一
	小作契約繼續	三四三	三九六	六二〇	八六四	一、〇八五
	小作權又ハ永久小作權確認	二一	一三	三八	五八	一〇三
	小作權又ハ永久小作權賠償	五三	四九	三九	六五	一一六
	其他	一六五	二〇五	二〇八	二四六	三二九

件結
果
数別
未自耕要要安
然地求求
解
消返撤貫
決滅還回徹協

第四表　労働組合（社會局調）

（産業別）

産業別	組合数 三昭和年末	四同年末	五同年末	六同年末	七同年末	組合員数 昭和三年末	同四年末	同五年末	同六年末	同七年末
總數	四〇一	五三〇	七三三	八六八	九三三	三〇六、九〇〇（三二、〇一〇）	三〇、九六一（一一、九一六）	三四、〇九〇（一二、〇九〇）	三六、九六一（一二、六六一）	三七、〇三五（一二、〇三五）
機械器具製造業	四一	六一	七四	九三	八〇	一、九六三（一、四五三）	一〇一、四六九（一、一九一）	一、九〇四、三（一、四〇四）	一、三三、三（一、三三）	一、九三、六（一、九六）
化學工業	五七	六九	六八	八一	八四	一〇、一六一（一、一六九）	一三、〇四三（一、三三）	一五、三三（一、六三）	一七、一六三（一、八六）	一九、四六（一、四六）
染織工業	一八	三五	三四	三六	四四	一三、〇三三（三、四一）	一六、四六四（三、六四）	一五、九四三（三、四一）	一五、四五（三、四五）	一六、四四〇（三、六四）
食料品製造工業	一三	一六	一四	一三	一五	三、九三五（一、〇三五）	三、八一六（一、一一）	四、〇三（一、〇三）	四、六七（一、一六）	四、八六一（一、二四）
雜工業	八四	一〇三	一一九	一三〇	一四五	一三、六六五（三、六四）	一四、六六三（三、九四）	一六、四四三（四、三）	一八、〇九三（四、七四）	一九、一三三（五、〇四）
鑛業	一五	一六	一六	一四	一三	六、一四六（一、六四）	六、一三四（一、六三）	五、四六（一、四）	五、九四三（一、五四）	六、一三〇（一、六三）

瓦斯電氣業	一四	一五	一三	一七	一四	八、一五七 (七)	九、八〇九 (一五八)	九、五九四 (三一)	一〇、〇〇三 (一八九)	九、七三八 (八二)
運輸交通業	七九	八〇	八四	一〇三	一〇九	一三四、四八五 (九四七)	一三一、九〇一 (一、一八七)	一四〇、六一六 (一、一二九)	一四八、五三九 (一、六〇〇)	一四八、五〇七 (一、四五九)
通信業	一	二	二	七	九	二、一三三	一、九六八	二、一七五	二、五三五	三、〇五〇 (一)
土木建築業	一三	一三	二〇	四一	四七	二、八三三	二、四七九	三、一五〇	七、一一六	八、三九一 (一)
其ノ他	一五四	二〇五	二五八	二七二	三五二	二六、三三三 (一、七三三)	二九、四二〇 (六三三)	三八、七二八 (一、一七五)	四〇、七三二 (一、九四八)	四〇、七三二 (二、八〇六)
（組織別）										
總數	五〇一	六三〇	七一三	八一八	九三二	三〇八、九〇〇	三三〇、九八五	三五四、三一二	三六八、九七五	三七七、六二五
單一團體	二九二	三四八	三九三	三八六	四八九	一六四、八四二	一七八、六八一	一九五、一七九	一八二、八二七	一八七、二八七
聯合團體	四一	五四	五五	六二	六六	一四四、〇五八	一五二、三〇四	一五九、一三三	一八六、一四八	一九〇、三三八
（聯合加盟團體）	（一六八）	（二三八）	（二六四）	（三七一）	（三七七）					
（種類別）										
總數	五〇一	六三〇	七一三	八一八	九三二	三〇八、九〇〇	三三〇、九八五	三五四、三一二	三六八、九七五	三七七、六二六
職業別	一五六	一五三	一四三	一四八	一四九	二五、八〇二	二五、六三三	二四、九七四	三一、五八五	三二、四八一
產業別	二〇三	二八三	三二八	四二八	四六九	二五一、〇五一	二七六、八一七	二九二、〇一〇	三一〇、六四四	三一三、二四三
一般勞働者	一四二	一九四	二四二	二四二	三一四	三二、〇四七	二八、五三五	三七、三二八	三五、七四六	四一、九〇一

備考　產業別括弧內ハ女子組合員數ヲ示ス

第五表　小作及小作地主協調組合累年表（農林省調）

	地主小作協調組合						小作組合					
	大正十三年	昭和三年	同四年	同五年	同六年	同七年	大正十三年	昭和三年	同四年	同五年	同六年	同七年
	昭和七年組合員數						昭和七年組合員數					
北海道	一	二	二	二	三	三	七	一四	一六	二	四	四
青森	一	二	二	二	二	二	一	三	三	三	三	三
岩手	二	四	二九	二九	三一	三一	一四	一六	一九	二六	二六	二六
宮城	五	二八	四〇	四一	五八	三七	一〇三	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四
秋田	六	九五	一〇一	一〇一	一一六	一九	七三	六九	二四	二五	三九	一四
山形	一	八	六	六	一四	一四	二四	六一	六一	九二	一一九	一二〇
福島	三	三三	三八	三八	四〇	四三	五四	四〇	五六	九三	一〇三	一一九
茨城	三	一一	一一	一一	一二	一四	一四	一一	一一	一一	一一	一一
栃木	六	一一	一二	一二	一三	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三
群馬	一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二
埼玉	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
千葉	四	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
東京	九三	七〇	七一	七四	七四	七四	八一	八一	八一	八一	八一	八一
神奈川	七八	五三	五四	五五	五五	五五	一六	一六	一六	一六	一六	一六
新潟	六	一	一	二	二	二	一四	一四	一四	一四	一四	一四
富山	一九	三三	三五	三六	三六	三六	三	三	三	三	三	三
石川	七	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
福井	三	八	九	六	六	六	六	六	六	六	六	六
山梨	三三	九一	九八	一〇四	一〇三	一一三	一四	一四	一四	一四	一四	一四
	六五	二三	三三	三六	三六	三六	三	三	三	三	三	三
	八	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	六	二六	二六	二六	二六	二六	六	六	六	六	六	六
	七九	六、七一七	七、〇一八	七、一一三	七、一一三	七、一一三	一八四	二〇三	二〇四	二〇五	二〇五	二〇五
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	七三	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	三六	三六	三六	三六	三六	三六
	六	二六一	二六一	二六一	二六一	二六一	一	一	一	一	一	一
	六五	九、九九七	九、九九七	九、九九七	九、九九七	九、九九七	三三	三三	三三	三三	三三	三三
	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	八	八	八	八	八	八	六	六	六	六	六	六
	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
	八〇	七九	七九	七九	七九	七九	三四	三四	三四	三四	三四	三四

| | | |

第六表（其一）産業組合累年表

第六表　産業組合統計（農林省調）

	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	合計
明治三十八年	四	六	六	八	八
同　四十三年	八	一六	二〇	二〇	二〇
大正　四年	二〇	一九、〇八六	二	五	四
同　九年	六九三	一、九〇九	一、九八〇	二、〇四七	二、九八、八三九
同　十四年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
昭和二年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
同　三年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
同　四年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
同　五年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
同　六年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
同　七年	二五八、六一三	二、三七七	四、三五三	四、一五六	四、四一四
百分比例	六二・三	一・九	二・一	二・二	一〇〇・〇

第六表（其二）産業組合累年表

	信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	販賣購買組合	販賣利用組合	購買利用組合	販賣購買利用組合	信用販賣組合	信用購買組合	信用利用組合	信用販賣購買組合	信用販賣利用組合	信用購買利用組合	信用販賣購買利用組合	計
明治三十八年	九八六	九二	二七三	三八	一四三	六三	三〇	四九	—	—	—	—	—	—	—	一、六七一
同　四十三年	二、二三六	二一七	七七二	七八	五〇三	一三六	四九	四八	—	—	—	—	—	—	—	四、一五六
大正　四年	二、〇二五	二三五	五三五	一三三	四六一	一四一	二〇	四八	一四	一	二	一	一	一	一	五、〇九
同　九年	二、六五〇	二三五	四五四	一〇七	三八五	一六七	七一	三五	一四	一	二	一	一	一	一	七、三〇八
同　十四年	二、五七三	二八九	三七五	一九五	三〇五	一五四	七一	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一三、四四二
昭和二年	二、五五六	二九五	三二五	二五八	二七七	一三五	七一	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、五一七
同　三年	二、六〇一	三〇八	三一六	二七三	二七五	一三五	七四	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、一八六
同　四年	二、五四七	三一三	三〇五	二八一	二六五	一二七	八五	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、一七一
同　五年	二、四四九	三一八	三一三	二九五	二八四	一二七	八五	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、〇八二
同　六年	二、一三五	三二〇	三一五	三〇四	二八六	一二七	八四	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、一六三
同　七年	二、〇五一	三二五	三二六	三一三	三〇七	一二七	八四	三五	一四	一	二	一	一	一	一	一四、三五二
百分比例	一四・三	二・三	二・三	二・二	二・一	一・九	〇・八	三一・二	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	一〇〇・〇

第六表（其二）産業組合員數及出資金額累年表

	組合數	調査組合數	組合員數	一組平均組合員數	出資者 總額	出資者 拂込濟	一組合員平均 出資	一組合員平均 拂込
					圓	圓	圓	圓
明治三十八年	一、六七一	六三五	六、三三一	四		一、三六〇、六	？	一九・三
同　四十三年	九、〇三六	四、九三一	四四、〇四四	一〇九	？	七、四七二、一三	？	一四・〇〇
大正　四　年	一一、〇三九	一〇、三四一	一六、九八一、一	一四	三九、七四六、九三	一六、一六一、三四	三・四一	一・三一
同　九　年	一三、四三一	一二、八一六	三三、〇三四、三	二六	八九、四三一、七四	三三、三四三、三三	三・三四	一・四三
同　十四年	一四、三七一	一三、九三九	三九、三四八、三	二七	一三〇、六七四、〇	四一、六一四、九	三・三〇	一・三三
昭和　二　年	一四、六一一	一三、九二九	四〇、四一一、四	二七	一〇、九六四、四	一、八一九、九	四・四九	一・四四
同　三　年	一四、七三一	一三、九二九	三九、三四〇、四	二六	一一、〇五〇、四	一、九六六、三	四・四九	一・四〇
同　四　年	一四、〇四一	一三、一七〇	四〇、六三一、四	二七	一一、〇五〇、四	一、九六六、三	四・三五	一・四三
同　五　年	一四、〇六一	一三、一六一	四一、四三一、四	二七	一一、〇五〇、四	一、九六六、三	四・六三	一・四三
同　六　年	一四、一三一	一三、一三一	四一、八三一、四	二七	一一、〇五〇、四	一、九六六、三	四・七四	一・四三

第六表（其三）産業組合事業累年表

	信用事業 組調合數査	信用事業 貸付額	信用事業 貯金組合員	販賣事業 組調合數査	販賣事業 販賣額	購買組合 組調合數査	購買組合 購買額	利用組合 組調合數査	利用組合 利用料
		圓	圓		圓		圓		圓
明治三十八年度	六一〇	一、四九七、三六	四三、〇六七	一一四	一、三一八、九	一五六	四〇、六三四	三五	一〇、七〇
同　四十三年度	三、八三五	一一、〇九五、一一	四三、一〇三	一、七三一	四〇、七一一、一	二、九三五	七四、一一〇	？	？
大正　四　年度	九、〇四〇	三三、三九一、三五	二九、三九一、九	四三四	四〇、七四〇、四	六、七三五	三四、四九一	一、四九	三三、三三

同九年度	一〇、九五四	一八六、一八八、〇三三	一七二、〇二四、七四七	六、三三六	一二六、九一二、四二六	八、九一二	一五二、〇六一、八八一	二、二二〇	八三五、九八二
同十四年度	一三、〇一六	五三一、五九八、七二七	四一五、一一二、六五一	七、五九五	二一六、〇一七、八三六	一〇、〇四一	一五二、一六九、五〇三	四、〇六七	三、九二七、五二二
昭和二年度	一一、七二三	七四〇、六三九、五一五	五二四、三八三、五七〇	七、五二四	二三一、四五四、四六四	九、七三九	一四三、四三〇、一〇九	四、五九二	五、三六二、一〇二
同三年度	一一、五七八	八四五、三五四、七〇五	五八七、一七〇、八九三	七、五一五	二四五、七七三、八六〇	九、五五九	一四九、〇一一、三二〇	四、七六一	五、六七〇、六九八
同四年度	一一、五三〇	八九七、二〇六、一八	六三一、六二二、八二五	七、六二六	二五四、五五五、三八七	九、五〇五	一五五、一七四、九二三	四、八二六	五、八二六、三〇九
同五年度	一一、四四九	九八四、一七六、四四二	六一二、一〇二、二〇九	七、七七七	一九二、四七三、八四三	九、五七六	一二七、二七〇、九五〇	五、〇七三	五、七二七、五三二
同六年度	一一、三五八	一、〇〇五、六七二、五九九	五七九、五一〇 六九八	八、一六七	一八一、一四〇、二〇〇	九、九三一	一〇五、八八一、二五九	五、四二四	五、三九一、五一七